

九吉皆川家日誌《天保編》 佐藤大介※編著

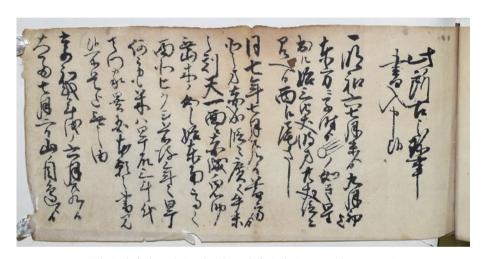
葉山古文書の会

Windows | Wind

京るないたる 大学校である人人人



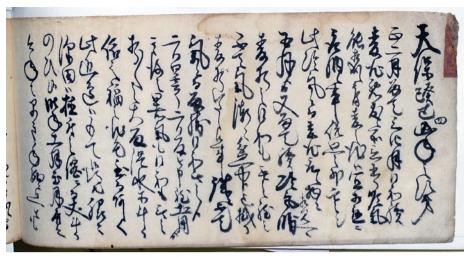
「丸吉皆川家日誌」(天明3年~天保15年)表紙



此所古之珍事書入申候 (過去の珍事を書き入れる) とある部分



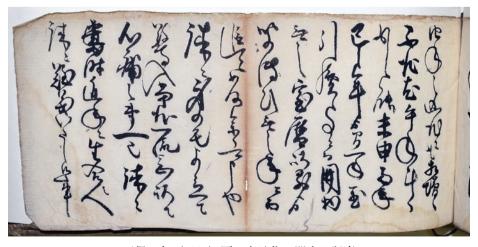
天保4年(1833)「献金仲間」の記事 左から3人目に「(皆川) 久蔵」の名前が見られる



天保4年 (1833) 記事の冒頭 「凶年之次第」とある



天保6年(1835)閏7月7日仙台城下町洪水の記事



天保7年(1836)夏の大凶作に関する記事

# 『丸吉皆川家日誌・天保編』の刊行に当たって

#### 皆川龍

岩手県の最南端・宮城県境に接する所に一関市藤沢町があります。

に記されている江部貞任軍と源氏軍の戦いで、源氏軍が大惨敗を喫したといわれる 藩領となり、明治維新後は岩手県となった地域であります。町内には、「陸奥話記 「黄海」の古戦場があります。 この地は、 古代の蝦夷、 奥州藤原三代、その後の葛西時代を経て江戸時代には仙台

ものであります。 て書き継いできたものが丸吉皆川家日誌であり、その後の子孫が大事に保管してきた も存在も殆ど忘れられていますが、私の実家であり、私が一二代目に当たります。 その藤沢で江戸時代後期に丸吉(まるきち)という屋号の商家があり、今では屋号 丸吉の四代久蔵、五代久蔵(惣吉改め)、六代喜平治の三代約一○○年間にわたっ

今まで丸吉日誌については、一部の人には知られており、 部分的には解読されて、

関係資料等には引用されてきました。

て、 数年前から、東北大学災害国際研究所の佐藤大介先生がその資料的価値に着目され 青葉山古文書の会の皆様と全文解読に取り組まれてきました。私も門外漢であり

ますが、途中から子孫としてオブザーバーの立場で参加させて頂き、 皆様の熱心な解

読作業を敬服しながら見聞していました。

たようです。 都の商人と取引をし、又地元では薬種や書画・骨董、 解読内容によると、丸吉は生糸、煙草、紅花等を主として、仙台、江戸、大阪、京 及び日用品等の商売をしてい

です。 都等の政治・経済の動向や出来事を把握し、時には外国の情報も手に入れていたこと 特筆すべきは地元のみならず、片田舎にいながら仙台(藩内含む)、江戸、大阪、京 又、日誌には地元の気象や祭日、市日の様子など日常の出来事を記していますが、

ていたことが窺われます。 これらは、商人同士の情報ネットワークが機能していて国内・外にも広く眼を向け

えも時には入っていて、見るべきものがあると思われます。 丸吉皆川家日誌は、役人の書いた公文書とは違い、庶民側の記録であり、 庶民の考

『丸吉皆川家日誌・天保編』の刊行に当たり、 当日誌が仙台藩等の歴史研究の少し

でもお役にたてば幸いと考えております。

め 最後に、長年にわたり当日誌の解読に御尽力頂いた東北大学の佐藤大介先生を始 鵜飼幸子、熊谷新一、後藤三夫、志田清一、竹内幸恵の諸先生方にあつく感謝と

御礼を申し上げます。

### 刊行に当たって 皆川龍一

i

#### 論 説 編

史料

編

丸吉皆川家の歩みと「丸吉皆川家日誌」 佐藤 大介 3

皆川久蔵が見つめた天保期の仙台藩 ― 「丸吉皆川家日誌・天保編」を読む

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
12 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保一四年(一八四三)	1 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保一三年(一八四二)	10 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保一二年(一八四一)	ヮ 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保一○年(一八三九)</li></ul>	- 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保九年(一八三八)	0 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保八年(一八三七)	5 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保七年(一八三六)	4 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保六年(一八三五)	<ul><li>丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・天保五年(一八三四)</li></ul>	<ul><li>丸吉皆川家日誌····································</li></ul>	- 丸吉皆川家日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
469	454	442	428	391	338	246	155	124	106	82	47

大介

青葉山古文書の会 会員ひとこと

481

479

論

説

編

#### [論説]]

# 丸吉皆川家の歩みと「丸吉皆川家日誌

佐藤大介

#### はじめに

ジ)の記録である。現在は、丸吉皆川家の一二代目当主・皆(以下「丸吉家」)の当主が書き継いだ、約二○○○丁(ペー領、磐井郡藤沢本郷(岩手県一関市)の商家・丸吉皆川家「丸吉皆川家日誌」(以下「日誌」)は、江戸時代の仙台藩

とする。

川龍一氏が所蔵している。

本書には、これまでの利用状況と調査の経緯を述べることと案の来歴を確認し、日誌の成立および史料としての性格を考藤による論考二編を掲載している。まず本稿では、丸吉皆川藤による論考二編を掲載している。まず本稿では、丸吉皆川本書には、このうち天明四年頃(一七八四)から天保一五本書には、このうち天明四年頃(一七八四)から天保一五本書には、このうち天明四年頃(一七八四)から天保一五本書には、このうち天明四年頃(一七八四)から天保一五本書には、これまでの利用状況と調査の経緯を述べることと

した。

の上段、下段のいずれの部分に掲載されているかを示すこと分について〔○○頁・上・下〕のように、ページ数およびそなお、日誌本文からの引用については、関係記事の掲載部

### 磐井郡「藤沢町」について

仙台藩領の中の磐井郡と藤沢本郷

東部)、「東山」に分けて支配していた。「東山」の地名は、東岸から奥羽山脈まで)、「流」、(旧花泉町から旧一関市の南いていた。仙台藩は磐井郡を、おおむね「西磐井」(北上川出産が、仙台藩は磐井郡を、おおむね「西磐井」(北上川磐井郡は、現在の岩手県一関市、平泉町および奥州市の一

「南方」に分け、それぞれに代官所を設置して統治している。一帯を指す呼び名でもあった。仙台藩は東山を「北方」と古代から見られるもので、北上川東岸、北上山地に位置する

藤沢町は

「南方」に所在していた。

ゆる中 が、 寺が建立されたことを期に、それまでの八沢(やさわ) 山 して「藤沢本郷」の名が付いたとされる ら「藤沢郷」に改められたという。その中心にあたる集落と (神奈川県藤沢市) 「封内風土記」によれば、 々、 東山は、 藤沢本郷である。「藤沢」の名称は、 山間地帯に位置している。その南端に位置している 南の三○○~四○○メートルの山々に囲まれた、 北と東に連なる標高七〇〇~八〇〇メート 清浄光寺の遊行上人が当地で没し、 嘉慶元年(一三八七)に相州 江戸時代の 郷か 藤勢 いわ 藤 地誌 ル 沢 0) 0)

郷は、 は、 約一〇九〇石の 人であった。 41 る。 江戸時代に入り、 天保二年(一八三一)時点で戸数三一九、人口一七九七 天保五年 年貢を徴収する単位としての「村」として把握され 「藤沢本郷」として記録されている。 (一八三三) 仙台藩が実施した寛永総検地で、 の「陸奥国郷帳」(では、 藤沢本 人口 石高 7

### (二)「藤沢本郷」と「藤沢町」

いた。 よび「足軽屋敷」が八四軒あり、 は奥山家当主の館とともに、 ここを拝領した伊達家家臣の、 (一六九五) 年からは伊達家で二番座の家格であった奥山 による領地支配においては「所」(ところ)として把握され、 城下町として形成されていた。 いた葛西氏の家臣・岩淵家の居館だった藤沢城の、 本郷の中にある町場集落である。 一八一三石の居館となり、 丸吉皆川家の代々が生活の拠点としていたのは、この藤沢 城主は、大町家、 新田家 明治維新に至る。江戸時代中期に 家臣たちが暮らす「侍屋敷」 事実上の城郭として機能して 藤沢城は、 (中村家)を経て、 戦国時代、 武家地を形成していた。 江戸時代の仙台藩 当地を支配して 元禄八年 いわゆる お 家

地帳では「三日町」と「八日町」で、 仙郡方面とを結ぶ宿駅としても機能していた。 ていた。 いた。藤沢本郷の肝入、 町)」と「新町」、八日町は「下町」と「町屋敷」に分かれて 方、「百姓」身分の人々が暮らす町場は、 交通の面では、 仙台と、 組頭のほか、 藩領の沿岸北部に当たる気 町ごとに検断が置 三日町 は 江戸時代の検 仲 町 かれ 中

ところで、「日誌」の中では、丸吉家が自らの暮らす町を

百姓組頭」と記されていた [三四八頁・上]。そこで生活 皆川久蔵から大肝入に提出された、貧民救済のため金子を差 頁・上]。 交わされる公式の文書において「藤沢町」という呼び表され ている住民自らの意識はもちろん、 し上げる願書を提出しているが、その肩書きには 相談が 「藤沢町」と記している例が複数見られる。 一が課され 四日条には、 「藤沢町 また、天保九年(一八三八)四月、 た、 九月上旬の記事として、 有徳の者ども」になされた、 とある 一藤沢町村」に対して飢饉救済のため [五〇頁・下]。 仙台藩の地方行政で取り 凶作に際する御用金 下っ 天明四年閏 て、 とあ 丸吉家当主 「藤沢町御 天保 る 0) 九 四 置 御 0) 年 用 月

とを共通認識とし、 沢 るよう求める動きが見られることが明らかにされている。 となるなど都市としての実態をもつことや、 んるのかも 「町」についても、 戸幕府に「村」と把握される地域が、 を踏まえて自ら「町」を名乗り、 知れない。 また公的文書への使用が認められていく そのような事例の一つとして位置づけ 自他ともに「 「藤沢 公的な呼び名とす 商業や交通の拠点 丁 二 歴史的な経 であるこ 藤 緯

ていた、ということになるのだろう。

落のことを「藤沢町」と表すこととする。後、丸吉家が日々の生活を営み、その様子を記録し続けた集過程については別途明らかにする必要があるが、本稿では以

### 一 丸吉皆川家について

### ) 丸吉皆川家の生い立ち

陪臣として取り立てられた、 (一六〇二) 川靱負を祖とする。 武士を主体とする新田開発に参加し、 不明ながら、 の家中・ る。 あたる「百姓」として登録された (一六五九) (一五七六) 生まれ、 丸吉家に伝 同年の新田検地帳には、 皆河六郎右衛門の名が見えるともしてい の新田開発に携わった結果、 生まれ、 この時期に仙台藩全体で活発に行 わる系図書に 元和九年(一六二三)八月に没した皆 延宝元年 **靱負の子・六郎右衛門は** ということになるのだろう。 当時の藤沢領主だった新田 よれ (一六七三) ば、 (「新田竿答百姓」) 成功によって新田家の 丸吉家 その土地の耕 没。 は わ ħ 慶長七年 万治 天 てい 正 とあ 内膳 作に 三年 几 細 た、 年 は

丸吉家は、

この六郎右衛門の三男・五郎兵衛の系統を本家

としている。五郎兵衛は寛永一六年(一六三九)に生まれ、

宝永元年(一七〇四)に没している。

代後期の藤沢町で屈指の商家となっていった。 選んだのかも知れない。 この際、 家)、丸吉家の三つの家に分かれていくが、 (一六九四) 一一月に栗原郡岩ケ崎に所替えとなっている。 ところで、 (「皆弥」、 五郎兵衛は新田家を離れ、 藤沢領主としての新 皆川助右衛門 五郎兵衛の子孫からは、皆川弥右衛 藤沢町に土着することを (喜右衛門) 田 家 いずれも江戸時 は、 元禄 家 七 年

たと考えられる。

(一七五五) 一二月生まれの久蔵利宣を迎えている。 でいる。ここから利右衛門(宝暦一○年一二月七八歳で没)、ている。ここから利右衛門(宝暦一○年一二月七八歳で没)、カ吉家は、上記の五郎兵衛の三男・与三郎を「元祖」とし

## (二) 「中興の祖」皆川久蔵利官

## ―― 商圏を広げ、資産を貯える

久蔵利宣は「大いに有徳、福のあることで名高く、智仁のこの久蔵を、丸吉家では「中興」として位置づけている。

閣への寄付を行った、とある。 て、それらの取引によって、商家として経営を拡大していっ 八九)以降、すなわち一八世紀後半から一九世紀初頭にかけ がっていった。久蔵が成年してからの天明年間(一七八一~ 中期以降に紅花、 戸、大坂、京都と通じ、 人」という人物であり、 生糸、 煙草、 財産を拡大したとある。 その商売は「三ヶ津」、 仙台藩領東山では、 紙などの商品作物の生産が広 すなわち江 また神社仏 江戸時代

に加えて、 (一八三五) 七月に、以前から取引があったという各地の商 い。一方で、七代目の久蔵の時代になるが、天保六年 移を示すといった、数値としてその様子を示すことは がうかがえる。 産品だったという気仙籠 陣織の原料となる紅花と生糸、大坂へは煙草、 人の名前を記している(表1)。これによれば、 現在残されている皆川家の史料からは、 仙台領沿岸の海産物、さらに気仙郡の (竹かご)の取引を行っていたこと 例えば総資産の推 江戸へは 京都 山間 へは西

賀市)や銚子(千葉県銚子市)、利根川水運の要衝だった関さらに、東回り海運の拠点港であった浦賀(神奈川県横須

#### 表1 丸吉皆川家の各地取引先

#### ① 先年より京都通用の店

業種	名前	所在地・付記など			
紅花問屋	近江屋佐助	至って懇意			
紅花問屋	伊勢屋源助				
紅花問屋	伊勢屋理右衛門				
紅花問屋	綿屋勇蔵	糸紅花問屋			
紅花問屋	越後屋新七				
紅花問屋	若山屋喜右衞門				
紅花問屋	吉文屋彦市				
紅花問屋	岐阜屋八郎兵衛	本来糸問屋/至って懇意			

このほかは、その時々により取引、とあり

#### ② 大坂

所在地	名前	所在地・付記など	
たばこ問屋	佐野屋弥三郎	四ツ橋	
たばこ問屋	柳屋治兵衛		
たばこ問屋	小堀屋吉郎兵衛		

#### ③ 江戸

業種	名前	所在地・付記など
たばこ問屋	和泉屋治兵衛	南新堀
武具・馬具店	高嶋佐兵衛	室町二丁目/気仙籠を登せる
五十集問屋	榎坂屋卯兵衛	小網町

#### ④ その他 浦賀、銚子、関宿へ通用

(典拠) 本書史料編 129頁

関東方面での工芸品、 隣接する地域の、 のだと考えられる。 拠点を置いていた薬種商・小谷新右衛門家との関係によるも ことがわかるが、 ていたのであった。 宿 (千葉県野田市)とも交易していたという。 近江日野の商人で、 東山では得られない特産品を商い、 なお、 食品、 丸吉家では薬種を取り扱っている 日用品及び嗜好品の需要に応え 仙台城下町・ 東山に加え 国分町に 三都

紅花ほど、値段が高下し、損得の激しい商売はない。領ことが記されている[一二八頁・下~一二九頁・上]。経緯については、日誌の天保六年七月頃に次のような趣旨のこのうち、藤沢町や仙台藩の商人たちによる紅花の取引の

ている。

のころは奥仙と南部で七、 は一五〇から二〇〇駄、 時節となった。 藤沢の仲間ばかりは銭を残して取引を続け、 に②忠七の親方が上方との取引をうまく行ったので、 家まで失った人々も多い。 国中でも先年から紅花の出荷を行っているものはなく、 上方は 『皆川家の株』として、まずは弥右衛門、次 忠七親方で差配した最盛期には、 生糸も三から四〇駄を輸出。 八〇〇駄、 当地では 『紅花方』の名を取 南仙で二、三〇〇 当地繁昌の 紅花衆 そ

> う。 か 駄、 部の紅花を買い付けていたが、 らいになっている。五代目久蔵のころは、岩谷堂六日町 (岩手県奥州市 関市) もので、このごろはようやく奥も南仙も一○○駄ぐ あわせて一〇〇〇駄を出荷していた年もあったとい しかし紅花は「土地にあき」る の千葉新助殿に買い入れを頼んで、 の及川屋吉郎治方と取引して江刺や南 現在は一関大町 (連作障害を指 荷送りをし (岩手県

「藤沢」の由来となった藤勢寺に隣接する薬師堂の前にある け、三都での商いに当たったという。詳細な検討は必要であ 家のみならず、藤沢町に繁栄をもたらしていたのであった。 年間に別家している。奉公人として丸吉家に入り、 間見ることのできる史跡が、 久蔵が行ったという神社仏閣への寄進と関連して、それを垣 いた、という認識が示されているのである。そのことが、三 族三家で、仙台藩領から出荷される紅花の二割を取り扱って ろうが、文化年間頃、 三家の連携は、 文中の「②忠七親方」とは、 関東方面との取引にも及んだとみられる。 丸吉家、 皆川弥右衛門家、 関市藤沢町に現存してい 四代目久蔵の娘婿で、 忠七家の同 商才にた 文化

中町に所在し、 屋長七の名前が刻まれている。 および茨城県に所在した諸藩の年貢米を取り扱う穀宿 家で働いたが商才があり、 忠七である。 れたもので、 「繁昌」させたとして、 一基の石灯籠である。 「世話人」として、 忠七は丸吉家の別家である。 寄進主は皆川屋久蔵 岩城平藩や水戸藩 文化 相州浦賀 久蔵利宣の娘を配したとある。 江戸や京都、 四年 気仙屋については、 (神奈川県横須賀市 (一八一七) 中村藩など現在の福島県 皆川屋弥右衛門、 大坂に数年登って 奉公人として丸吉 兀 |月に奉納 西 |浦賀田 の気仙 皆川 およ さら 屋



皆川屋久蔵らが寄進した常夜灯

ر ن ر や石巻など仙台藩領の廻船商 び ということだと考えられ 経由して、 小 型廻船の経営を行う商家で、 丸吉家は同 前述した江戸の商 族の商・ 人たちとともに、 人たちに荷物を送り出していた 人との取引関係がうかがえると 気仙沼 浦賀 (宮城県気仙 0 )廻船商

とのかかわりである[三八六頁・上]。天保九年(一八三八) 年、 資金力を藩財政に組み込もうとしていたのだということであ 潤う東山 産 というものである [三八六頁・上]。 られた。 元御宝札手形」を升屋平右衛門の名前で「奥筋取り開きの 蔵ら藤沢町の富商たちは千厩の代官所に呼び出され、 した内容となるが、文化一二年(一八一五)八月、先代の久 信用力を担保にして発行された「升屋札」と通称される藩札 一月に、 0 丸吉家の資金力を示す事例としては文化六年 米の運用であることは知られているが、 に発行するので、 仙台藩が蔵元商人としていた大坂商人・升屋平右衛門 丸吉家では金一〇〇両を拝借し、 の有力商 新たな藩札の発行と関わって五代目の久蔵が回 人に融資し、 正貨との引替所を引き請けるよう命じ 運用させる形で、 升屋札の 役割を請け負 特産品で取引で | 元手 (一八〇九) 東山 は 仙 商 御蔵 台 った 人の た 顧

ろう。

丸吉家の地位を築いた久蔵利宣は、文政一〇年(一八二七)

八月九日に没している。

# (三) 苦難の時代を生きる ―― 五代目・皆川久蔵利官

す。 限り、 た、 が、大半はこの久蔵利官が生きた天保年間、 た様々な情報、 (一八三三) の通称を襲名した。 「日誌」の記事の年代は、 久蔵利宣の嫡子は、 ということから、 弘化四年(一八四七)八月六日に数え六六歳で死去し 「久蔵」と記すときは、この四代目久蔵のことをしめ 凶作からの、 風聞である。なお以下の叙述は、 丸吉家の五代目・皆川久蔵利官である。 生年は天明元年(一七八一)頃という はじめ想吉といったが、後に「久蔵 先代の久蔵利宣の時代も含まれる 藤沢町の出来事や、そこで得られ 特に天保四年 断りのない

が、天保四年(一八三三)九月、この年の凶作に際し、仙台視点でどの程度の資産を形成していたのか。目安となるの言い換えれば、丸吉家も含めた藤沢町の商家が、天保初年の入蔵の代の資産がどの程度の資産を引き継いでいたのか。

ことになる。

た 当たったのが、ここに登場する藤沢町の「有徳衆」であ 沢町や仙台藩の非常時に、 を反映しているとするなら、 込んだという橋本栄助の事跡が判明する。 右衛門らと協力した取引の一方、 0) 及川利七、 の資産を有していたということになる。他の人々も含め、 城県石巻市)から「カネ十」の商旗を押し立てた大船を送り 川喜右衛門、 ほかには、 間」として記した「日誌」の記事である(表2)。 紅花・煙草・生糸を京都、 大阪との取引で富を得て「大皆川」と称された皆 文化年間から仙台藩への献金を行っていたという 前述した丸吉家の分家で、天保の頃に古川以北 米穀や金銭を提供して救済活動に 丸吉家はこれら三家に次ぐ程度 大坂に商った皆川忠七、 石巻や萩の浜 献金額が経営規模 (いずれも宮 丸吉家の 皆川喜 藤

もの、 台藩 刀などの身分、 る最下級の武士身分相当の 忠七、 の献金制度は、 知行地の獲得などの特権を示し、 喜右衛門、 酒屋や味噌醤油醸造、 藩側が献金額に応じて、士分や苗字・帯 栄助は、 組抜」 献金に金によって仙台藩におけ 身分を獲得している。 質屋など経営に関わる 献金する側が内々に 仙

「献上:

仲

藩が求めた救済のための金石の献上に応じた人々を

表 2 天保 4 年 (1833) 献上仲間

名前	献上高	褒賞
(皆川) 喜右衛門	籾 800 俵 (1 俵 5 斗入)	御知行2貫110文、「組抜」
(橋本) 栄助	金 150 両・籾 300 俵	御知行 460 文、「組抜」
(皆川)長左衛門	金 150 両・籾 300 俵	「組抜」
及川利七	籾・大豆・麦 300 俵	(記載なし)
正兵衛	金 150 両・籾 200 俵 (メ金 1,500 切(375 両))	「組抜」
(皆川) 久蔵	金 100 両	知行1貫115文
(皆川) 弥右衛門	籾 100 俵・金 25 両	知行 430 文
(皆川) 忠七	金 50 両	知行 250 文
清助	金 30 両	(知行、高の記載なし)

#### (備考)

る

## 二 「丸吉皆川家日誌」について

刊行に至るまでの利用の状況について述べる。ここでは、日誌の成り立ちについて考察したのち、本書の

う。 まで) 際、 交渉した上で希望するものを選ぶという形を取っていた。 た時期は不明だが、 姓を公式に名乗るということに意識があったということだろ 献金五〇両に対して、別家の久蔵と共に永々 ている。一方で、天保八年(一八三七)四月二八日、 した」[九一頁・下]と、「百姓」身分であることにこだわっ 方で丸吉家の当主・久蔵は、 久蔵の肩書きは なお天保九年(一八三八)四月に献金五○両を行った 士分や帯刀には一線を画しつつも、 の苗字御免となったことを喜んでいる[二九二頁 「藤沢町御百姓組頭」 藤沢町の村役人ともなっていたのであ 「組抜は好まず、大いに骨折 であった。 町の中で「皆川 (子孫にいたる 就任 藩 (T) ŋ

<sup>・</sup>仙台藩の金1切は金1歩に相当(4切=1両/約10~15万円換算)

## (一) 成り立ち ―― 「日誌」の構成

チ、厚さ一三センチの、短辺・右綴じ・横長の帳簿である「丸吉皆川家日誌」の原本は、縦一三センチ、横二八セン

宣的な名称である。

「日誌」とは、あくまで後年に付された便後述するように、「日誌」とは、あくまで後年に付された便られるが、表面の摩耗が激しく、読み取ることは出来ない。られるが、表面の摩耗が激しく、読み取ることは出来ない。

上段]。 ると、 天明四年(一七八四)四月、 が破損している。年代が明記されているれる最初の記事は から五月の長雨と、 銀札を発行した件である 方で、 表紙に続く記事の部分についても、冒頭からしばらく原本 「東風」がふき続いたことに関するものである 判読出来る最初の記事は、天明三年(一七八三) 記録をはじめた時期は、 冷害からの飢饉という大きな出来事をきっかけに、 この地方特有のやませと呼ばれる風を示 [五五頁・下段]。そこから判断 仙台藩が前年の凶作へ応として もっと早まる可能性もある。 [四七頁 四月

ろう。

記事の内容がより細かくなっていった、ということになるの

だろう。

天明の飢饉に関する記事の後には、「此所古之珍事書入申 (成) と題した記事に移っていく [七一~八一頁]。冒頭は、 明和六年の異星出現に関する記事だが、大半は寛政(一七八九明和六年の異星出現に関する記事だが、大半は寛政(一七八九明和六年の異星出現に関する記事だが、大半は寛政(一七八九明和六年の異星出現に関する記事だが、大半は寛政(一七八九明和六年の異星出現に関する記事が、大半は寛政(一七八九明和六年の異星出現に関する記事が、 表述の動きへの関心を高めていったことを示してもいるのだる地の動きへの関心を高めていったことを示してもいるのだる。 表述の動きへの関心を高めていったことを示してもいるのだる地の動きへの関心を高めていったことを示してもいるのだる。 表述の動きへの関心を高めていったことを示してもいるのだる地の動きへの関心を高めていったことを示してもいるのだる。

この年の飢饉に関する様子が綴られていくのであ年に仙台城下町や藤沢町など領内で行われた、天明飢饉からをして、この年の飢饉に関する様子が綴られていくのであ五十回忌の供養や、この年以前も度重なる洪水等で連年の不五十回忌の供養や、この年以前も度重なる洪水等で連年の不らが続いていたことなどを述べた後、「天保発口ので行われた、天明飢饉からにしている。」

### 記録を残し、受け継ぐ

える。

#### 大火での 「帳面」 焼失と再生

ところで天保四年の記事中に、 日誌の成立に関わる次のよ

うな記述がある。

事留帳」は残り、これにも天保四年の成り行きを記して し置く。[八三頁・下~八四頁・上]。 年九月三日の類焼で焼失した。大略を記した「小さな珍 天保四年の成り行きをくわしく記録していた帳 たので、今度改めてまた「記録帳」を取り立てて、 面 が、 記 翌

事の書き込みは、 のである。 記していたこと、主な記録と見られる「帳面」が大火で一度 て復元された「記録帳」すなわち「丸吉皆川家日誌」への記 種の記録から改めてまとめたのかも知れない。 のことかとも考えられるが、 現存する丸吉家の日誌だということがわかる。 ここから、 焼け残った記録をもとに作り直した 久蔵の記録を残すことに対する強い意識がうかが は 久蔵(丸吉家)では、時事を記した記録を複数 前述した「此所古之珍事書入申 天保五年 (一八三四) それ以前の時代についても、 以後も続いていった 「記録帳」 このようにし 焼け残った 候 0) 部 が、 同 分

> その理由は、 丸吉家の経営にとって、 久蔵自身の「記録すること」への意識はもち 日誌の多くを占めるのは、

が、 根拠とするとともに、 ろん、 どの政治的な動きなど、 する経済の動きに関するものである。 為だったからとも考えられる。 に基づいて書き継がれたのであろう。 ための記録を残そうという、 「日誌」を作り始めた理由について直接に記した記事はない の移り変わりに加え、三都での諸相場、 品作物の作柄、蚕の成育具合など、 沢町で開催されていた三日と七日の市での物価変動、 多様な情報を、丸吉家が今置かれている状況を判断する 次代以降の当主が家を存続させていく 日本列島全体の動きで左右される。 丸吉家の当主としての責任意識 記録が重要な位置を占める行 丸吉家の経営に直接関係 それらのことは、 仙台藩や江戸幕府な 米や商 天候 藤

の書状に、「この節、 でいた皆川喜平治は、 にかけて、 を参照していた事例がある。 なお丸吉家の当主が、 仙台藩領ではしかが流行した際、 はしかが流行している」と送ってきた 「留帳」 自家で保存されている天保期 文久二年 (一八六二) を見て、 天保七年 久蔵の跡を継い 0) 夏から秋 江 0) から 記録

で、あるいはさらに別の記録があったのかも知れない。ただし、ここには天保九年(一八三八)に麻疹が流行していただし、ここには天保九年(一八三八)に麻疹が流行していたとが記される一方、江戸の書状の写しは見られる。

る。 事が豊富に記される。天保一三年(一八三九)以後は記述の 呼べるような、毎日の天気を数日分まとめて記載した後、 心である。天保六年(一八三五)以後は、まさに「日誌」と もあって、天保五年までの記事はどちらかといえば事件が もその死の三年前まで、 (一八四四) 量 おむね上旬・中旬・下旬で出来事をまとめて記載する形とな ヹが 再び久蔵に戻って、天保五年九月の大火による記録の消失 特に天保六年から九年(一八三八)は、この間の地震や 減 さらに大冷害と、それらへの社会的な対応に関する記 っていき、 夏の記述が最後となっている。 現存しているなかでは、 記録を付け続けていたのである。 久蔵は少なくと 天保 五年 お 中

## 「丸吉皆川家日誌」のこれまでの利用

四

いて、確認出来た範囲でまとめておく。 ここで、「丸吉皆川家日誌」の、これまでの利用状況につ

# )戦前~二〇世紀の自治体史などでの言及

おいて利用されている。日誌は、戦前の藤沢町における郷土史研究、郷土史教育に

存し、 布したとみられる。 をたづねて』が公刊されている。 となつてゐる」と、 献金を行ったこと、また喜平治について「多年の日記を今に 藤沢町郷土研究会 項目ごとにまとめて解説を加えたもので、磐井郡を中心に流 及川孝一氏により「郷土叢書第一輯」として、『幕末の |救恤徳行者」として、 昭和一一年(一九三六)には、 事の細大を漏らさないので旧事旧慣を調 『岩手藤澤誌』 刊行されたものとしては、 日誌の存在を記している。 皆川久蔵と喜平治が があり、 日誌の主要項目を摘記 保呂羽小学校の校長だった 同書の 仙台藩に多 一九四 査する好資料 また「産業」 人物編には 額 年の 記 して

文を引用する形での叙述が見られる。や「飢饉」の項目に、出典は明記されていないが、日誌の原や「飢饉」

事が、原文のまま本文に引用されている。所蔵者を明示しない形で、天保飢饉および天保五年大火の記戦後については、一九七九年刊行の『藤沢町史』上巻に、

失った 研究に多数活用されてきた。 みられる。 誌も含めた丸吉家の文書は、 東山南方の大肝入文書が多数収録されている。 民生活資料調査事業で、 か つての仙台藩東山に残された古文書は、 東山 旧仙台藩領だった地域の自治体史編さんや、 『仙台市史』(旧版 南北の古文書が多数調査されている。 所蔵者方に残されていたもの 一九五〇~五八) 所在が把握されていなかったと 例えば、 戦災で多数の史料を 終戦後の近世 の史料編には また宮城県史 しかし、 地域史の が 確 Н 認 庶

ここでは出典を「皆川家日記」、所蔵は岩手県立図書館としおよび気仙沼での津波被害に関する記事が収録されている。年)には、安政三年(一八五六)七月二六日に起こった地震している宇佐美龍夫編『新修日本地震資料』五巻(一九八五一方で、日本列島で起こった歴史地震に関する記録を集成

て掲載されている。

である。 蔵が確認できない。 を含む幕末維新期の日誌 が欠損していることがメモ書きされている。 されている。 岩手県盛岡市にある県立図書館には、 天明から天保末年の紙焼きでの複製が貴重書として所蔵 このうち、 なお県立図書館による調査の経緯は 天保七年記事については原本の (複製) については、 「皆川家日誌」 前述の 現時点では所 地震記 とし 部

図 れたものである。 けに古文書学習を始めたボランティ 会と、東日本大震災で被災した古文書のレスキューをきっか この会は、 一二月まで、 [書館所蔵の複製本をもとに、二〇一五年一 本書所収の「丸吉皆川家日誌」については、 丸吉皆川家日誌への解読作業の参加を呼びかけて結成さ 原本の所在確認から解読へ 九七六年から活動を続けている宮城県古文書の 青葉山古文書の会による解読作業を実施した。 アの、 二〇一〇年代の活 それぞ まず岩手県立 月から翌年 ħ 0) 有

その後、二〇一五年六月に一関市博物館の依頼で実施し

下〕を題材とした市民向けの講演を行った。その結果、下〕を題材とした市民向けの講演を行った。その結果、関係者へ、原本の捜索について協力を依頼した。また前述の関係者へ、原本の捜索について協力を依頼した。また前述の関係者へ、原本の捜索について協力を依頼した。また前述の関係者へ、原本の捜索について協力を依頼した。また前述の関係者へ、原本の捜索について協力を依頼した郷土史

年九月二三日、二四日に、日誌の原本も含む現存史料の撮影等九月二三日、二四日に、日誌の原本も含む現存史料の撮影る。

氏と連絡が取れ、

原本が残されていることを確認出来た。

同

二〇一六年五月に丸吉家の一三代目で、

現所蔵者の皆

川龍

での記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。 「の記事ということになる。

「丸吉」を付して、「丸吉皆川家日誌」としたものである。う現当主・皆川龍一氏の意向を踏まえて、その屋号である「藤沢町の商家・丸吉皆川家の記録」として公表したいといなお名称については、岩手県立図書館で付したものに、

#### おわりに

てまとめた。 以上、丸吉皆川家とその日誌に関する基本的な情報につい

は、もちろん今回が初めてである。吉皆川家日誌」であるが、その全文を翻刻して公刊するの前述したように、過去にも部分的には利用されてきた「丸

誌の記事は、その情報の質量で群を抜いている。 は、気仙郡今泉村の検断が文化年間から天保末年の出来事を記した記録や、暦の余白などにその年の出来事を記した記録や、暦の余白などにその年の出来事を記しは、気仙郡今泉村の検断が文化年間から天保末年の出来事を記した、気仙郡今泉村の検断が文化年間から天保末年の出来事を記した、気仙郡今泉村の検断が文化年間から天保末年の出来事を記した、気仙郡今泉村の検断が文化年間から天保末年の出来事を記した。

史を考えるための手がかりを与えてくれると確信している。
(一八七三) までの記録とあわせて、仙台藩にかかわる地域
続刊を予定している嘉永六年(一八五三)から明治六年

注

- (2) ここでは、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されてい
- 吉皆川家の史料中に、該当する記録を確認出来ない。が「皆川喜平治の記録」とあるが、日誌も含めて現存する丸の、『岩手藤沢誌』(藤沢町郷土研究会、一九四一年)。なお典拠
- (4) 奥山家当主の居館は、地元の人々からは「ごいかん」と呼ば
- (5) 『藤沢町史』上巻、一〇六頁。

れていたという(皆川龍一氏談)。

市史』通史編3近世1 仙台市 二〇〇一年)。ただし、日藩における宿駅の問屋運に相当する役職だとされる(『仙台(6) 仙台藩の「検断」は、宿駅業務をつかさどる役人であり、他

ていることもうかがえる。 誌の記事からは、藤沢本郷全体の行政にかかわる業務を行っ

- 衆 住民結合と序列意識』吉川弘文館 一九九九年所収)。館研究紀要』二三、一九九三年(同著『近世日本の都市と民行)渡辺浩一「近世在方町の町・宿呼称の変化について」『史料
- 「皆川氏嫡子門葉一統之系図」(丸吉皆川家文書 整理番号3http://doi.org/10.24619/00001232

8

(9)(「(万留帳)」(丸吉皆川家文書 整理番号1-6-1)。

-2/整理番号は筆者による)

- (10) 注(9) 史料。
- (11) 気仙郡の山間部に当たる世田米、上有住(いずれも岩手県住田町)で生産されていた。(『住田町史 第3巻』岩手県住田 https://crd.ndl.go.jp/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref\_view&id=1000102038 も参照。
- (12) 前掲注(9) 史料。
- 一二、二○○六年)。 ― 西浦賀を中心として ―」(筑波大学『歴史地理学調査報告』― 西浦賀を中心として ―」(筑波大学『歴史地理学調査報告』

http://hdl.handle.net/2241/105154

(4) 拙稿「仙台藩の献金百姓と地域社会」『東北アジア研究』九

#### 二〇〇九年。

### http://hdl.handle.net/10097/44072

- (15) 私家版。皆川龍一氏から、原本を電子入力したものの提供を
- (16) 現在の公共図書館では、岩手県一関市の一関図書館および藤
- (17) 『岩手藤沢誌』、一二七頁。
- (18) 前揭注(15) 書、四一~四一頁 (「産業」)、五一頁 (「飢饉」)。
- 収蔵されている。 二○冊が、『宮城県史筆写資料』として、宮城県公文書館に(9) これらも含め、編さん事業で筆写された古文書の複製本約一
- で。http://hdl.handle.net/10097/00127878で。http://hdl.handle.net/10097/00127878
- 八年 いずれも村田町刊行に所収)。(21) 伊具郡角田(宮城県角田市)で江戸時代から昭和年間まで書(五) 伊具郡角田(宮城県角田市)で江戸時代から昭和年間まで書(五) 伊具郡角田(宮城県角田市)で江戸時代から昭和年間まで書(五) 伊具郡角田(宮城県角田市)で江戸時代から昭和年間まで書(五) 伊具郡角田(宮城県角田市)で江戸時代から昭和年間まで書(五) 伊具郡角田(宮城県角田市)で江戸時代から昭和年間まで書(五)
- 城県南方町 一九七五年)など。(22) 『宮城町誌』資料編(宮城町 一九六五年)、『南方町史』(宮

渡辺兼男編『角屋敷久助覚牒 検断久助文化・文政・天保の

 $\widehat{23}$ 

記録』(共和印刷企画センター 一九九四年)。

# 皆川久蔵が見つめた天保期の仙台藩 「丸吉皆川家日誌・天保編」を読む

佐 藤 大

介

はじめに

ここでは、本書に収めた丸吉皆川家日誌のうち、 天保四年

(一八三三) から天保一五年 (一八四四) ごろまでの記事に

基づき、丸吉皆川家当主だった久蔵利官の視点から、 藤沢町

を中心とする仙台藩の政治・社会の状況について叙述してい

この時代は、 いわゆる天保の飢饉に当たっている。 天保四

揺が続いた。その中でも、天保八年(一八三七)の大凶

年から九年まで冷夏が続き、

凶作をきっかけとする社会の動

は、 直後の被害にとどまらず、 正貨の流失による経済の混 作

乱、 の後の仙台藩の動向に強く影響を残すことになった。 多数の死者を出したことにともなう田地の荒廃など、 そ

> 官である。 その時代に丸吉皆川家の当主だったのが、五代目の久蔵利 丸吉家にとっての天保時代がどんな時代だったの

うな趣旨の叙述がある。

か、丸吉家に伝わる記録の中に、それを端的に示す、

次のよ

「天保四年の巳年より凶作が続き、 御上へ献金する。 また

類焼が二度。御手形(藩札)下落などの損金で大痛みにな

ŋ, 難義に及び、相続持ち伝え、 (喜平治)へ譲りとなる」。

には天保五年と八年に起こった藤沢町での大火といった、揺 まさに、仙台藩における天保の飢饉とその後の混乱、さら

は、 で起こった大火、さらに飢饉後の通貨の混乱に関する記事を がつぶさに記されているのが日誌ということになる。ここで れ動く社会の中で、丸吉家を保っていたのである。その様子 丸吉家自らの評価に従い、 天保の飢饉への対応、

19

中心に触れることとしたい。

示す。また、日にちはすべて原表記通りで、旧暦となる。およびその上段、下段のいずれの部分に掲載されているかをの掲載部分について〔○○頁・上~下〕のように、ページ数の掲載のよれでも、日誌本文からの引用については、関係記事

## 一 苦難の始まり ―― 天保四年

#### 一) 天候不順と冷害

は、 月、 採取が盛んになっていたという。 観測が広がり、 調につき始めた。ところが、 その収穫を控えた五月から再び雨天が続き、「二日曇り、二 れを期に、 れる二百十日を過ぎたあたりから天候が回復し、 H 雨 天保四年(一八三三)は、一月、二月と雨天が続き、三 藤沢町近辺の村々では、 四月は晴天が続いて、麦作も相応であった。ところが、 のような状況となった。七月一九日、 人々の間で「今年はいよいよ凶作である」という 備えを始める者が増えたという。 近隣の山で非常食になる植物の 八月一日の夜に大嵐が襲う。 台風が多いとさ 稲の花も順 盆の頃から

八月二日からは冷気が強くなり、九月に入ると霜により、

がっていたことにもあったと見られる。因の一つは、「ぶんご(豊後)」と称された晩稲の作付けが広大籠、保呂羽、釘子の各村では一円というほどに実らず。原稲やほかの作物への被害が広がったという。藤沢や津谷川、

前年、仙台藩では天明三年(一七八三)の凶作、すなわち、前年、仙台藩では天明三年(一七八三)の凶作、すなわち、東側饉から五〇年にあたって犠牲者の供養を命じていた。大明飢饉から五〇年にあたって犠牲者の供養を命じていた。 
東山南方では千厩の大光寺で供養が行われ、 
りも悪い五十一年目の飢饉」だとして、食糧不足を懸念して 
りも悪い五十一年目の飢饉」だとして、食糧不足を懸念して 
いよい」と話し合っていたが、この間の状況を経て「天明よ 
はよい」と話し合っていたが、この間の状況を経て「天明よ 
はよい」と話し合っていたが、この間の状況を経て「天明よ 
はよい」と話し合っていたが、この間の状況を経て「天明よ 
はよい」と話し合っていたが、この間の状況を経て「天明よ 
世上が騒がしくなったという。

と、 ことになった。 み、 る。 坂が津留で米の移出が出来なくなったため、 まったこと。 久蔵は、 これに対する領主層の対応につい 大坂からは江戸表、さらには羽州に向けて米の移出 秋田様 奥羽諸国の凶作の状況にともなう米の流通 (秋田藩) 一方で仙台藩では手配が間に合わず、 各地の情勢については、 ではそれを確保できたため ての情報を記 書状に加えて、 確保に難儀 騒ぎが収 十月に大 して 0) 例え が進 状況

ば 八月下旬には京都に登ってい 沢町 0 商 人衆が各所と取り結んでいた交流関 た②皆川 忠七 から直接聞

#### 仙 台藩 の対応と藤 沢町 0) 人々

を通じて得ていたのである

造• め 止まる一方、 11 った対応がなされた。 密売する人々も現れていたという。 抜石 領内では (米 濁酒を「おかゆ」、 0 「郡留」として、 密売 0) しかし、このことで逆に米の流通が 取り 締まり、 郡を超えた米の流通の差し止 清酒を「隠居」と称して密 酒 造 0 制 限 禁止

下。 という。 の貯えがある土地柄である。 であった。 なく急に藤沢町に来訪 を求められることになる。 設置されたとみられる「御別段御役人様」ら七名が、 その中で、 目的 藤沢町 は、 役人たちは、 丸吉家や藤沢町の有力な商家は、 る。 藤沢町の富裕者の財産調査と、 の「有徳の者ども」 東山 は した 次のような趣旨のことを申 御宝国」 九月七日、 自分たちは、 「以下、 ともいえる、 は穀物や金銭をおびただ 八九頁 飢饉対策を担当するた 余分を、 御 下 { 藩から御用 用金 か 貯えのな し渡 九〇 ねてから 0) 予告 確保 した 頁 金

七

別段に密かな御用のために来訪した 場所に送って御領内を 統平均」する役柄で、

は

(V

かけに、 が、 ŋ, 二万石分にも及んだとする。 邦 く久蔵らに、 的な額を献上したとして、 三分の一 出されていた 応じて、 から下々まで難儀していることを「御上様」 れている。 としている。 れだけの貯えがあるのかという があるという <del>日</del> その後役人たちは が救済したいと考えている、 小松が小身の役人から出世した人物だということが記 貯えることは誠に結構なことである。 町 久蔵もふくめ藤沢町の有徳人から米穀や金子が差し (岩手県 領 が仙台城下町へ運ばれた。 富裕者の調査も含めた対応や、 内 この取り組みは出入司の小松新治の発案であ の雰囲気は落ち着き、 役人衆はさらに、 (論説 (皆川) 関 市 1の表2を参照)。 喜右衛門方の調べに入った。不安を拘 村役人の案内で、 から 東山や藤沢の有徳者の大評判を呼 これらは一一 川下げされ、 「分慮」 隠し持つのはよろしくない といった役人からの 領内の 輸送が始まったのをきっ 東 を調べるだけ 最初にもっとも貯え 他郡に 今回 Ш 囲米の不足で諸士 三分 月七日に からの (藩主 は、 0) 比 献 して圧倒 は 説諭に 伊 (黄海 石巻 一は米 達斉

んだと記している(九一頁・下~九二頁・上)

### (三) 食糧を求める人々

西想を洩らしていた [九六頁・下]。 「力で、食糧が不安定な状況は続いていた。久蔵は、一一方で、食糧が不安定な状況は続いていた。久蔵は、一一方で、食糧が不安定な状況は続いていた。久蔵は、一一方で、食糧が不安定な状況は続いていた。久蔵は、一一方で、食糧が不安定な状況は続いていた。久蔵は、一一

が無いため、 不足によるものとする [一〇三頁・下]。 保を早めに始めたことが奏功したと評している[一○二頁 下がったという。 頁・下~一○四頁・上]。年末には、 上~下]。一方で、石巻では九月から疫病が流行し、 心がけのある者には貯えがあったこと、山野での飢饉食の確 かねてから貯えていた砕け米が助けになったという
[一〇三 また仙台城下町の大商人方や、藤沢の領主・奥山家では 人々が松の木の根の間皮や、 藩がある程度の囲米を確保していたこと、 藤沢町では米の値段も 胆沢郡では囲 草の根まで掘って 食糧 W 米 . の

いたという。領内の状況も一様ではなかったのである。

# 二 飢饉と、打ち続く天変地異―天保五年・六年

### (一) 仙台藩への献金

丸吉家ほか藤沢町の有徳者からの金と米穀の献上は、天保四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する救済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する教済の元手となった。天保五年(一八四年の凶作に対する教育の元手となった。大保五年(一八四年の凶作に対する教育の元手となった。大保五年(11)。

で述べたとおり、久蔵やその跡継ぎとなった喜平治も含め子孫へ伝えよう、という意図も感じられる。本書所収の別稿満を延べ、「組抜」などになるのは無用のこと、としている。入らへの土産に金七両以上もかかり、大きな費えだったと不入の一方で、城下町や東山の藩役人、さらに大肝入や村役

て、百姓身分であることを貫いたのであった。

目前で取り壊しとなって三万両を失ったとする。 て祭るための 城 前 前お 年の さらに仙台城下町 。凶作に対応した仙台藩での救済策につい よび 新宮建設も御救い普請として行わ 下街 道 0 (藩領の街道か) 亀岡山に藩祖を で 「伊達大明神」 の道路普請が れたが、 、ては、 とし 完成 行 仙 わ 台

比べ、 郡から、 住民の一人である久蔵は、 道々には行き倒れた人も多かったという。これら「北国」に それが落ち着いた後、三月末からは秋田や津軽、 自意識を持ってい 頁・下」。 こともまた他 として五○○~一○○○俵もの米が提供されているが、 頁・上~下]。 他 W 国 たらしい。 しかし、 にも伝わって評判がよかった、 仙 仙台で助かるとして多くの人が流れてきたという。 台は誠にゆるゆると暮らせて安心だということが 近年の 仙台 正月から二月にかけて盛岡藩から流人があり、 国 仙 領 からの評 研究で、 台藩 たことが明らかにされつつ 0 状況は奥羽の他 主 :判を高めたと評 仙台藩が奥羽全体の旗手としての 伊達斉邦から各藩に 仙台藩の名声が救済によって高ま 地域に比べ と記している「一一二 してい あ كَّهُ ﴿ れば安定して さらに村 る 御 仙 進物米」 台領 その Ш 0

ることを積極的にとらえていたのである。

#### (二) 藤沢町の大火

具 が戻ってきたという [一一六頁・下~一一七頁・上]。 門家で奉公していた久蔵の子・竹次郎が急死し、 や 下 が発生した。 家は重ねて災難に見舞われたのである。 頁・下]。この状況の中、 いう屏風など一○○○両を失った [一一五頁・ 吉家も、 町にて、 天保五年九月三日夜五つ 金をかけて作ったという脇差一○本や、 土蔵などもあわせて大小四○○軒あまりが 土蔵一棟を残して焼失した。 街道に面した八六軒が焼失。 おりからの風にあおられて燃え広がり、 仙台城下町・国分町の小谷新 時 (午後八時頃)、 生糸などの 奥山家の 京都で求め 藤沢町 焼失した。 上~一一六 五日に遺体 商 家 で大火 中 上. 右衛 ったと 丸吉 屋 町 家 丸 敷

金が出せなかったという。 大火の中でも第一の痛みで、二万両の被害が出たとする。丸大火の中でも第一の痛みで、二万両の被害が出たとする。丸

丸吉家では、焼け残った土蔵に仮住まいし、分家の②皆

吉家の店舗が再建されたのは、 Ш ていた。 で失っていたが、 ·初め」として営業を再開している。 、久蔵家の店舗に仮の店舗を置いて、 久蔵は 「兄弟の中」であると謝意を示している。 被害が比較的軽く、 翌年の四月三日のことであ 丸吉家の再建を支援 マル久家も母屋を火災 月 五日から 一売 丸

た。

年正月には、 る。 藩側は、 い」という状況が記されている。 である。 ような同族の協力とともに、 (藩の御用林) 町全体の再建にあたっては、 大火の後、 とはいえ、 杉を無料、 「当地は普請中で、 の払い下げが願出されている。これに対して 材木は値上がりしていたともある。 再建には時間を要したと見られ、 松は一本八○文という安価で許可してい 藩からの支援もなされていたの 藤沢町から藩に対して、 万事が普通と違い、 丸吉家の さみし 天保六 御 林

### (三) 天保六年の地震と風水害

が割れ、石垣が崩落。土蔵の壁が崩れたという。四二年前な揺れが襲った[一二七頁・上~下]。所々の家で庭の地面前年の大火の余韻がまだ残る藤沢町を、六月二五日に大き

す。 県沖地震」であった。久蔵や藤沢町の人々は、 ているので地震が起こった、 んだとの風聞も入ってきていた。 (寛政七年) 余震が続く一方、 の一月七日「七種 石巻や涌谷、 今年も凶作が予想され油 (七草) r V 佐沼では土蔵が大い わゆる の地震」 「江戸時代の 不気候が続 以来だと記 断でき 宮城 に傷

ない、などという不安を語り合っている。

でしまったとなげいている。 でしまったとなげいている。 でしまったとながいている。 たという。煙草は近年にない上作が見こまれたが、嵐で痛んたという。煙草は近年にない上作が見こまれたが、嵐で痛が近隣 でしまったという懸念がさらに深まったという。久蔵が近隣 でしまったとなげいている。

上川 結ぶ大橋など、 被害が大きかったのは、 狼河原や升渕 は高潮とみられる被害があり、 きていた[一三一頁・下~一三二頁・上]。 方で久蔵のもとへは、 の「大土手」が決壊するも、 (同前) 橋々が落橋。 でも土手が決壊したという。 仙台城下町であった。 領内各地の被害の様子が伝わって 川沿 柳津 11 町 の武家屋敷や町場に加え 場 (宮城県登米市) の集落までは至らず。 気仙沼や石巻で 城と城 もっとも では北

主 申 という。 いう。 Ļ :がもたらされている [一三三頁・下~一三四頁・上]。 国分町 伊達斉邦が幕府の許しを得て、 とも記している 御蔵御用米を給付されたが、 給人たちは各自の知行所から確保するよう指示され 城下町の生活は、 や南町といった城下町の中心部が進水したとの情 [一三八頁・下]。 一昨年の凶作より難儀してい 対象は町 急遽江戸から国許に下向 人のみであったと 藩 る

いて、 穫のある麦や、 作柄だったとしている。 割、 作を補う工夫がなされていたのである この年も天候不順となり、 という見通しを記していた。 藤沢町 0 保存食になる大根の作付けによって、 周辺では稲の収穫は例年 冷涼に強く、冬に植えて端境期に収 閏七月下旬には、 一方で、麦と大根は相応の の二割五分から三 そこに嵐が続 米の不

## (四) 好調な商い、忍び寄る不安

が悪いとして、 この年は という。 天変地異の一方で、 関東の産地で不作、 紅花は前年の 仙台藩領の産地に上方や最上の商人が買付に この年は紅花と繭の取引 出来が悪く商いがふるわなかったが 最上 (山形県村 山 地方) が好調だった 0) 品

> 上。 0) 応の利潤」となったとしている[一三二頁・下~一三三頁 かけとして、二倍もの値段となったという。 ほどであった
> [一二八頁・上~下]。 で上昇、 来るようになっていた。 秋に将軍が京都に上洛するという風聞が流れ、 貫目あたり三○両から三五両ほどだったものが、 最終的には六〇両にまで至り、 七月一五 日には藤沢町にも来訪し、 繭については、 珍しき高値だと記 丸吉家でも それをきっ 五. この年 五. 両 ま

らは 直っていたのであった。 調だった背景は、 が五〇七両二歩にのぼり、これまでにない売り上げを得たと 失した丸吉家だったが、 もなう再建のため 11 年でも四五〇両、 記している。 また、 る 昨年の冬から売り始めたという。 五三頁 久蔵はこの年の暮れから翌年正月三日· 理由は、 天保五年九月に起こった藤沢町 凶年なら三八○両と売り上げを見積もって の作事があるだろう。 下 ~ — 大工や金物道具が売れたためで、 五四頁・上]。 その商売によって、 大工や金物道具が好 土蔵 丸吉家では上景気の 痛手から立ち 棟を残して焼 までの売立金 の大火にと それ

しかし久蔵は、これに続けて凶作への備えについて綴って

作、 が、 なり、 れば、 とする。さらに、 4 の空が赤くなる、 「古語」の通りであったとしている。 ば人も死なず、 る 午年 油断はならない。 [一五四頁・上]。 申年 後年の飢饉は強くなると「古語」にあり、 (天保五年) (天保七年) の大凶作で多くの死者が出たと、 凶作は連年起こるもので、 むしろ「小銭が回る」ぐらいの景気になる 土用中の冷気はその年の飢饉の兆しである 豊年にこそ食糧を貯えるべき事。三月 はよく、未年 巳年 (天保四年) の凶作ぐらいであ (天保六年) 最 初の年が軽け は再び悪く 巳年は凶

て、自らの戒めと共に、子孫に伝えようとするきっかけに様々な典拠に基づく凶作の予兆や備えに関する知識をまとめ蔵にも油断があったということなのだろう。言い換えれば、久に回想を追記したということなのだろう。言い換えれば、久この部分については、天保七年を経験した後で、当該の年

なったのである。

### 三 大凶作が襲う―天保七年

### (一) 凶年の予感が現実に

[一六五頁・上]。 
「一六五頁・上」。 
「冬の装束」をするほどであったという初旬には、再びの凶年到来を予感する空気が広がた。土用にくも米の売り惜しみが始まっていた [一六四頁・上]。六月ていた。同月の下旬には人々に不穏な空気が広がる一方、早天保七年(一八三六)、この年も五月初めから低温が続い

物を育て始め、 まっていたという [一七二頁・上]。 にも雨となり、 がるようになっていた。しかしその丙寅の日、 0) 行う人々が現れたという。 かが心許ないとして、 日」の両日が晴天となれば心仕えはない、という伝承にす 七月に入り、久蔵ら藤沢町の人々は 大いに落胆していた。 食い延ばしの態勢を取り始めていたのであ 匹 五日前から大根の種まきを早めに 七月末にはそばの蒔き付け 人々は冷涼でも育つ作 麦の作柄はよ 「甲子の日」と「丙寅 四日は が も始 無情 ほ

が、 う。 込みもあってさらに負担が増えて迷惑だと、率直な心情を述 もちろん、その備えも、 べていた [一六八頁・下]。打ち続く災害への献金や救済は るものばかりが負担させられる上に、管理する村役人の使 策かととも思われるが、 家や藤沢町の人々に優先して食糧を回そうということであ が他所から来ており、その者たちの食い扶持を減らして、 たっていた職人を その残り穀を村の組頭衆に分配している。 方で、 は備蓄米の持ち合わせを無くしていたという。 以前に御上から命じられて「社倉備」を設置してい 大火とその後の普請で、 (国許へ) 久蔵ら地域の有力者の財力に依存し 久蔵はこの社倉備について、 帰したとあるのは、 久蔵ら藤 沢町 米不足への 大工衆たち 普  $\dot{o}$ 銭のあ 請に当 物 É 対 た 持

情報をきっかけに商人たちが引き上げ、 いう。 て値上がりが続いたというが、 かった。 H には 六月一九日、 日 そんな中で、 和になって人々は安堵していたが、 台城下町では米価が高騰して騒ぎになっていたと 藤沢町および近村で雷様精進が行われ、 紅花は、 京都近辺や最上での不作もあ 京都市中 値段は一気に下がっ で洪水が 気温は上がらな 7あっ たとの 

て行われており、

負担感を感じていたのである

たという [一七四頁・上~一七五頁・上]。

ギの大木が多数折れるなど、 痛みは半分程度で済むと話し合っていたのである。 も久蔵や藤沢町の人々は、ここから天気がよくなれば、 稲などの作物、 六年閏七月七日に劣らぬ嵐だと評している [一七六頁・上]。 (陸奥国分寺・仙台市) 七日夜に欠けて吹き荒れた。 このような状況の中、 さらには家屋や街道の並木、 や塩釜神社 七月一六日夜から風が吹き始め、 領内各地の被害を記す。 久蔵は、 (宮城県塩竃市) 天保四年八月 さらには それで 逐藥師堂 ではス 稲 Н 꽝.

されなかったのを見て、「今年の凶作は、 [一八八頁・上]。 酒造の禁止されるにもかかわらず売り とともに、 らに深刻になっていた。 雨天ですぐに腐る」と評していた。八月に入ると、 よりも難義である。古米の貯えはなく、 (濁酒) 方で久蔵は、七月二八日の藤沢町の市に米が全く売り出 ŧ, 作物の盗人も多く現れたという。 ことしは米の貯えがなく、 人々は山野でかて 今年の新米は毎日 出された 切なかったという 巳年(天保四 (非常食) 巳年の凶作では 「お 状況はさ のとる か 年

八月三日、久蔵は、今年の作柄は天明四年の凶作以上であ

労を持つ人々も多かったのであろう [一八三頁・上~下]。 とだと不安がっている。宝暦五年や天明三年の凶作が、人々とだと不安がっている。宝暦五年や天明三年の凶作が、人々と比べても深刻だと受け止めていたのである。さらに、凶作と比べても深刻だと受け止めていたのである。さらに、凶作と此べても深刻だと受け止めていたのである。さらに、凶作と此べても深刻だと受け止めていた。断続して続く災害に心生き合う人々」の難義を嘆いていた。断続して続く災害に心生き合う人々」の難義を嘆いていた。断続して続く災害に心生き合う人々」の難義を嘆いていた。断続して続く災害に心生き合う人々」の難義を嘆いていた。断続して続く災害に心生き合う人々も多かったのであろう [一八三頁・上~下]。

がない。巳年を上回る大凶作が、現実となったのである。田畑が広がり、「秋がれ」の気配はない。粟なども実る気配誰も知らなかった、しかし今の目の前にはまさに青々としたが、「月半ば、久蔵ら藤沢町の人々は「青だへ(青絶)」につ

気をいって、買いためておかなかった。高値になるまえに米水況にもかかわらず、人々は今年は凶作にならないと思い込なら凶作になるのだが、いろいろと理屈を述べて「豊年にななら凶作になるのだが、いろいろと理屈を述べて「豊年になる」という。根拠もなく、米穀がなければだれかが持ってくる」という。根拠もなく、米穀がなければだれかが持ってくる」という。根拠もなく、米穀がなければだれかが持ってくる。といって、買いためておかなかった。高値になるまえに米ないので、買いためておかなかった。高値になるまえに米ないので、買いためておかなかった。高値になるまえに米ないので、買いためておかなかった。高値になるまえに米ないのでは、

いた。 ければ食料が買えずに、来春には餓死者が多数に及ぶとして 実があった。久蔵は、 状況に対する藤沢町の米穀の備蓄は十分ではない、という現 上~一九〇頁・上]。しかし、いままさに起こり始めた飢饉 することなどを、「後世のため」として記述する[一八九頁 ければ秋の稲作もよい、といった天候と作柄の関係に関する かがえるが、久蔵は先行きに強い懸念を抱いていたのであっ け指示しか対策がとられておらず、 伝承が「うそ」であること、暦の日付と天気の様子から判断 を買い付けておかねばならなかった、と。さらに、 藤沢町では米を他所からの供給に頼っていたことがう 御上(仙台藩) 米を安値段で供給できな からは他国米の買い付 麦作がよ

### (二) 深まる飢饉と救済策

た

なった。の有力商人とともに、救済に必要な金穀を負担することとの有力商人とともに、救済に必要な金穀を負担することと人蔵は救済の負担に不満をもちつつも、しかし藤沢町の他

/磐根屋)を主立とする酒田での米買付に関わっていた。酒八月下旬、分家のマル久忠七は、一関の菅原家(市郎兵衛

もの 米の確保が試みられたのであった。 頁・上]。 を救うために購入を検討している である清水 保できたという[一九二頁・上]。さらに、  $\mathbb{H}$ から北廻りの船二 紅花取引を通じて築いた他領との関係を通じて 新庄藩の蔵米買付の相場情報を入手し、 (山形県大蔵村) 一艘分の米を石巻まで運ぶ、 の紅花積荷宿の皆川 [一九二頁・下~一九三 最上 という形で確 孫兵衛なる Ш の河岸場 「貧家

途中の かっ たのである。 冬中に箱館 保した。そのうちの三○○石が藤沢町の分となったらしい。 を貸し付けており、 町まで運ばれたわけではなかった。 なんとか確保された三○○俵が、 る形で米が放出されてしまったのである たという。 して一関に届き、 たのだという。 浦 々で船掛かりを理由に米が差し引かれ、 ところがその後は冬期を理 (北海道函館市)、 酒田で確保したはずの米は、 黄海七日町でまず最初の三○俵を受け取 各地で米の不足に苦しむ中、 忠七は総額六○○○両で三○○○石を確 追波 藤沢町で安直段で販売され 久蔵は忠七に金三○○ (宮城県石巻市) 由 に運ば そのすべてが藤沢 [二〇九頁・下]。 れず、 約束と異な 結局届かな を経由 さらに 両

> 年間の倹約を指示して「小倉の袴」 頁・下]。藩主が「かて飯」を日用の食事として、 調査とみられ、一〇月八日には村役人を通じて、「極貧」 いる [二一二頁・上]。これは救済の基準となる暮らし方の び「上・中・下」としてその状況を把握するよう指示され 衆が千厩の会所に呼び出され、 [二一二頁·上]。 頃 的にとらえていたのである。 ある[二一九頁・上]。 「下々民」 と把握された人々への手当が行われていた [二一五 済するためとして、 取り組んでいた。 の記事には、 仙 台藩に加えて、大身給人たちもそれぞれの領地で救済に 藩主 同 他国米の救済に加えて、 御納戸金五〇〇両ずつを下賜したとある 月四 伊達斉邦が代官を呼び出 久蔵はこのような振る舞いを、 Ħ 藤沢町も含めた東山 町や村の人々を「貧民」 を着用したという情報も 例えば 日南方の 一〇月三日 家中に 百姓を救 好意 およ 肝 Þ 七

いたという 在方の「小俵持」は、 し」になると憂慮していた[二一九頁・下~二二〇頁・ ただしく流出 方、 他国米の購入代金として、 [同前]。 久蔵は一○月下旬、 米が万金の価値を持つ状況の中、 古い金貨でないと米を売らなくなって 仙台藩領内 翌年になれ ば 0) 正貨が 国 中 上。 おび 金な

い米で利益を得ようとするしたたかな人々もいたのである。

## (三) 御用金の献金、万人講への加入

れた。 用にて行うよう命じられている。 よる生糸取引の主立人として、上方との取引を弥右衛門の入 れている [二二三頁・下~二二四頁・上]。 二二四頁・上]。 者で七五〇両を差し出すこととなった[二二三頁・下~ ずつ、丸吉家からは一○○両など、この時は東山南北の有力 る。大肝入や代官衆も仙台に上って協議。藤沢に戻ってきた 聞き入れられず、城下町に登ったものは長期の滞在を強いら 呼び出しを受けた。 弥右衛門は類焼や商売の不振を理由に免除を訴えたが、 のは一一月二二日のことであった。 あるとして、「五千、三千(両)」の拠出が求められたのであ 金が御仰せ付けられた。 藤沢町の組抜三人(前出) 一〇月二七日、久蔵は弥右衛門とともに、 藤沢町は紅花と糸の「売道」が、御国中第一の場所で 領内各地でも、 仕入れで滞在していた喜平治に対して 組抜三人で一〇〇両ずつとの返答は および藤沢の一統へ、大金の御用 同様の取り立てがおこなわ 仙台城下町商人に対するも 組抜衆からは金一五〇両 仙台城下町への 藤沢町のうち

のも含め、御用金の確保が徹底されたのであった。

頁・下]。 断と協議の上で、 頁・下]。 久蔵ら藤沢町の有力商人は、大肝入の名代衆や検 中に、万人講の問屋中が来訪して加入を勧めていた [二]二四 ていたとされる。藤沢町へは、上記の仙台での御用金の交渉 名目で藩の献金と、外れくじへの割り戻しとするというもの 資である。 など諸経費の決済が行われている[二三七頁・下~二三八 日には、 て外れとなったとの情報を得た [二三六頁・上]、同月二二 仙台城下の榴ヶ岡で賑やかに開催されたが、 した[二三一頁・下]。一二月一五日、 である。 両)を募り、五千両を当たりくじに、二万両を「貧民御救 務めていた佐藤助右衛門が考案したという「万人講」への出 れた。仙台城下町商人で、 久蔵ら藤沢町の有力者には、 実際には、加入に応じる人が少なく、総額は縮小し 藤沢町の関係者で配当の分配や、 領内から一口一〇両で二五〇〇口 一三名で九口分(九〇両)を掛けることと 士分を獲得し、この時勘定奉行を さらなる金子の供出が求めら 万人講のくじ引きが 仙台までの路用金 藤沢町分はすべ (三五〇〇〇

なりふり構わない仙台藩による御用金調達は、深刻な状況

と考えていたことがわかる。 よく働き、 [二四一頁・下]。 して受け入れていた [二三〇頁・下~二三一頁・上]。その るためであり、特に「貧民」が救われありがたいことだ、 台藩主・ し負担が求められ の裏返しでもあった。 方、 大災害をきっかけに村人たちの生活意識を転換すべきだ 救済を受ける「貧家」に対しては、 伊達斉邦) 倹 約 個々の家の努力に貧富の差の要因を見いだ しなければ「天罪」を蒙るとしてい 「難義迷惑」ではあるが、 が、 久蔵は金銭のある「富家」 すべての家中と領内の 以後行いを改め、 それは御上 人々を救済 には繰り返 ع 仙 る す

下 識されていたのである。 る秩序が変化してい 久蔵には、 となって田畑や諸道具を集めていると記してい 米や金を持つ「小家」のものたちが、それを元手に また、久蔵ら「富家」が御用金や村人たちの救済と「上 から出資を求められて経営が衰えていく一 天保七年の大凶作が、 Ś 一世の切り替わり」が訪れていると認 それまでの地域社会におけ 方、 る わずかな 「成金 同 前

### (四) 凶作下の食糧

下。 なる。 可 て、 下の非常食に関する情報も多いが、その需要と並行して、 がなければ、少しやにの味もする、 に普及していた。 助右衛門が、 ことも出来るのだろう。 ことで、 は薬種として砂糖も取り扱っており、 に砂糖の入用が多いともしている [二一五頁・上]。 混ぜるために黒砂糖が値上がりしていたという [二〇一頁 台藩領内では砂糖が値上がりしていたという。松皮餅に加え は製法に加えて松皮餅そのものを用意していたということに 下されたと記している [二二七頁・下]。これによれ 能性もある。 これも含めて、天保七年から八年にかけての記事には凶 天保七年凶作に際しては、 沿岸の気仙沼および気仙郡では一〇月半ば、 久蔵は、 久蔵は、実際にこれを食した感想も記す。 なんとか食いつなごうとする人々の様子をうかがう 松の内皮を原料とする 仙台藩領全体でも、 薬種として、 久蔵は、 一二月初旬に松皮餅が領内 さらには非常食に甘味を付ける 前述した仙台城下町 このような凶作の年ゆえ というものであった。 「松皮糯」 定の収入を得ていた 0) きなこ砂糖 商 わらび餅に 製法を領内 人の 丸吉家 統に 佐 仙 藩 作

下。 Ø 多数出て、 天保八年四 る今回の飢饉時でも、 上に出かけて作ったのもある。天保四年の凶作時には 入荷が始まったとする [二二七頁・下]。 酒 !の移入が許可され、 方で、 ゃ 「隠居」として密造酒が流通していたが、 松皮餅が配られた一二月初旬の記事として、 もっとも売り上げがあったとも記す [二八六頁 月一八日の藤沢町 仙台城下町には最上 旺盛な酒の需要があったとみられる。 0 市では、「おかゆや 仙台城下町から最 (村山郡) それを上回 (屋)」が からの 「お 他 国

には、 る。 いた、 上。 状況についても情報がもたらされていた。久蔵は、 が死に赴くような状況には陥らなかったという [二三二頁 素な食事をしているため、 人が多く出ていると聞くが、 藤沢町では久蔵ら有力者と村役人による対応により、 であるからだとしている[二四二頁・上]。普段から質 一方で仙台城下町などでは、 一方で、 米を大食するものは飢饉で困るので、 というような意味も含まれるだろうか。 仙台城下町や気仙沼など領内各地での悲惨な 非常食にも馴れやすい 東山では少ないのは もっと豊かな食生活をして 倹約を心がける 天保八年四 のだとす 所々で死 「麁喰 住民 月 0

常の暮らし方が、凶作にあった際の被害を左右すると考えてべし、とも記している[二九九頁・下]。久蔵は、人々の日

11

たのである。

## 四 大凶作の余波―天保八年・九年

### 一) 年始めの惨状

下。 なく、 と久蔵は憂慮している [二五九頁・上]。 販売が行われている。一方で、 ぶ七○○人程であり、 となる「下民」と「下々民」が、 買い付けた米三〇〇俵の施しも始まっていた ないとしている [二五三頁・下]。 ているものは全体の三分一ほど、 前年に酒田で購入した米が徐々に藤沢町に届き始め、 旬には、「流民」が多く行き交ったという[二五〇頁 藤沢町では天保八年に入っても飢饉が続いていた。 藤沢本郷 藤沢の領主・奥山家の家中にも及んでいた。 (藤沢町も含む村の全体) 手当だけでは生存が難しく餓死に及ぶ 飢餓は町や村の人々だけでは 当時の人口の約半数におよ 一五・六軒のほかには見え 前年に一 では、 関商人とともに [二五四頁 手当の 生き続け 一月中 安米の · 上。 対象

よく、 上。 く腫 状況だった。 掘って売り出していたという。藤沢町周辺では、 炉 れる生業を営んでいるかどうかで、 る者は非常食の一つである「ところ」(野老) 田 での状況に大きな違いがあったともする。 難しいのではない 頁・下~二六○頁・上]。そこにやってきた人々は、 の役人衆とともに玄米の施しを行っているが、これは 畑 、端の周りに集まるか、 二月一二日、 (子供の意か) に対するものであったとみられる 0 れて痩せ、 栄養失調を呈する人々を見て、 難渋者は三~四○件で、商売で通用している。 収穫が皆無で、 久蔵ら藤沢町の有力商人は、 声まで細くなっていたという か、 と憂慮していた。一方で、 囲い米もなければどうしようもなく、 寝て過ごすかしかないという。 生存が大きく左右される 久蔵は生き続けるのが 町場の大体は風 藤沢本郷 /イモ科 [二六〇頁 金銭を得ら 町場と在 三五 在村は 顔 働け %が青 を 小小 村 九

藤沢町 として「前代未聞の大凶年」だと評していた[二六六頁 など領内各地で餓死者が続出していることが記されている 二月の記事では Ò 周辺でも「貧民」 仙台 1城下町 を中心に多く、 や気仙 沼 目も当てられない 高 田 (陸前 高 田

足を引き起こし、その後も影響を及ぼしていくことになる。に至らないだろうと懸念している。多数の死者は労働力の不とはいえ、村方では死人が多く、水田の三分の一ほどは田植下]。その一方、藤沢町の市は賑わいを見せていたともある。

# 一) 各地の情勢 ―― 南部一揆、大塩平八郎の乱の情報

0) 家)、大町 境するという騒動があった。 には、各地の様子についての情報がもたらされていた。 不安の現れであっただろう。 動勢へ下されて大痛みになった、 に引き取らせている [二五二頁・上~下]、 百姓にしてほしいとして、 南部では自分たちの願いが聞き入れられないので、 もとより、 木 天保七年の大凶作と、 天保八年一月二〇日頃、 難 の対応よりも、 全国に及んでいた。 **金** ヶ崎領主) [二五三頁・下]。不足している米を騒 南部方と交渉することを約して、 それにともなう影響は、 自らが生き延びていけるのかという 胆沢六原 や藩の郡方役人が交渉に当 南部領の百姓たち四〇〇〇人が、 岩谷堂 各地との取引のあった丸吉家 という久蔵の見解は、 (岩手県金ケ崎町) (伊達家)、 水沢 奥羽諸 仙台藩の 一たり 伊達 国許 に越 他領 玉 は

いたが、 つつも、 町で救済に携わっており、 者が出ていることとともに、大坂での乱について触れてい ている [二八二頁・下]。四月一三日にも忠七からの手紙 遣っていた 頁・上]。これ以後、 と騒動にともなう「珍事」を伝えるものであった。 [二八四頁・下~二八五頁・上]。忠七や久蔵も、 に石火矢を打ったので「悪事」となった、 おうとする「本意」はよろしいとしても、 施行した上で、近在に触れ出して「乱妨」に及んだ。 入れられず、町奉行も同じだったので、みずから七〇〇両 届いたが、京都の相場、 [二七九頁・上]、四月四日に京都の皆川忠七から書状が届 衛門が大坂に滞在していたのではないかと、その安否を気 を掲げて蜂起した大塩平八郎の乱の第一報である[二七三 三月一三日、 大塩平八郎が大坂の「金持ち」への施しを求めたが聞 取引のため上方に出向いていた皆川忠七と皆川弥右 大坂の町の大半を焼失させるに至った実力行使は否 [二七五頁・下]。上方からの書状が途絶したが 久蔵のもとに届いた書状は、 断続的に、 町人たちの施しにもかかわらず餓死 領主への不満も含めて共感を示 複数の情報が久蔵に届 町奉行や大坂城代 大坂での大火事 と評してい この間藤沢 窮民救済 民を救 いて た を が

定するような認識を示していたのである。

## (三) かすかな希望と、続く影響

ると、 落ち着き始めた。三月二一日頃、 [二八七頁・下]。 のために米価が下がったとある [二八七頁・上]。四月に入 頁・下]。このような飢饉状況は、 たちは次々と餓死した。 人々ですら食に事欠くありさまだったという。「下民」 兀 月一日ごろ、 山々では非常食になる植物も多く芽吹いたという 藤沢町では米穀がなくなり、「中 他領米の入荷もまだない「二七九 暖気で早麦が多く実り、 四月末になってようやく 良 0)

[二九九頁・下]。 羽 0) 沢町に隣接する藩の沿岸部でしび(マグロ)が大漁、 たという [二九一頁・下]。五月半ば、 られる米が市場に出回ったという [二九一頁・下]。 全体でも他国米の移入にともない、 州 魚も豊漁で、 この間、 地 や越後 酒田で買い付けた米も入荷が続いていた。 食事や からの他国米が入り「大助り」となった 「菓子同様」に食べられる状況になっ 囲い込まれていたいとみ 仙台城下町と近隣に その他 また藤 仙 台藩

「「湯命の者」たちが多く死んだという [三一二頁・上]。 足もあってこの年の作付けが憂慮される状況でもあった [三○二頁・上]。夏にかけては疫病、はしかも所々で起こっ にの二頁・上]。夏にかけては疫病、はしかも所々で起こっ にの二項・下]。六月に入ると大暑になったが、そのことで にあってこの年の作付けが憂慮される状況でもあった にあった。東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、苗不 との一方で、東山の山沿いの集落では人が死に絶え、田不

に 頁 性質に一喜一憂していたのである。米については、 はこの年の麦が上々の実りになりそうであると期待を示して 来ない状況になっていたとしている ら九月まで日和続きとなって た [三一五頁・上]。後述する二度の嵐もあったが、八月か いた[三一〇頁・下]。しかし、 豊作が何より待ち望まれる状況であった。六月下旬、 [三一二頁・上]としている。天気の変化に応じた作物の 「今年のような見事な田作りを見たことはない」としてい 餓死した者も多いので、 それでも五、 影響がさらに続くことになったのである。 六分通りの作であること、 山沿 田畑は思 月末には思ったほどでもな 11 0) [三二]三頁·下~三三]三  $\stackrel{\frown}{\mathbb{H}}$ 『地を中 W のほ 米の不足が続 かに実ったと 心に作付け 七月上旬 久蔵 出

### (四) 再びの大火

れる。 は 一 上。 H よる放火が原因だったらしく、その後の顛末についても記さ は再び大きな被害を受けたのであった。この大火は、 念に普請したため焼失を免れたとする。 という。一方で、 久しぶりの収穫を予感させる状況になっていた七月 円焼失し、 藤沢町を再び大火が襲った。 奥山家の家中屋敷、 兀 丸吉家の店や新土蔵は、 . 年前の大火よりも焼失した範囲 中町や下町といった町 [三一六頁・上~三一七頁 X 年の 前 回 直 の大火後に入 は 人の居 広か 盗人に 藤沢町 住 った 四 地

嘆いていたのである [三二一頁・上]。
に小屋を掛ける者が多かったという。久蔵は、町内の衰えをに小屋を掛ける者が多かったというが、今回は仮の普請すら出来ずを結構に普請していたというが、今回は仮の普請すら出来ず

なり、 どで、 土蔵 の大騒ぎ」になった [三二〇頁・上]。 その藤沢町を、 の焼跡や仮の屋根などが吹き飛ばされ 屋根を飛ばされた土蔵に雨が降りかかって 焼跡の仮屋や土蔵が傷んだという [三二三頁・下]。 さらに嵐が襲った。 八月 九月一一 仮屋も 兀 日 日にも嵐と 「上を下へ の嵐では らがむほ

久蔵ら藤沢町の人々にとって、試練が続いていたのである。

## (五) 再建に向けて ――続く困難

備の足軽も遣わしている。困難な状況が続く中、 ようだが、三日間で桟敷二五○○枚を売り上げ、 されたのである。あいにくの雨天で予定より見物客が減った 主や藩役人との交渉を経て、同月二五日から、赤坂の明閑院 行の願が出された [三八一頁・上~下]。難色を示す給人領 人々は、 も凶年で衰えた人気を引き立てるためとして許可に転じ、警 大火で難渋した人々を救うためという事であったが、 に賑わったとたという。 の焼跡を舞台として、晴天三日間の芝居及び相撲興行が実施 翌天保九年(一八三八)九月、藤沢町の町方から、 徐々に町の再建をすすめようとしていたのである。 町方からの興行願の理由は、 街中は大い 藤沢町 芝居興 連年の 藩側で 0)

年(天保七年)よりも悪い、としている[三七五頁・下~た、六分は取れるだろうと見通していた。しかし、稲の花や五、六分は取れるだろうと見通していた。しかし、稲の花なお天保九年以降の作柄についても確認しておくと、天保

かけとする米の流通量の不足と、他領米購入のための正貨流がけとする米の流通量の不足と、他領米購入のための正貨流 がけとする米の流通量の不足と、他領米購入のための正貨流 がけとする米の流通量の不足と、他領米購入のための正貨流 がけとする米の流通量の不足と、他領米購入のための正貨流 をきったとして、二○年来という豊作だと でらいで、米は高値のまま、さらに金銀の正貨が不足し、藩 がけとする米の流通量の不足と、他領米購入のための正貨流

## 五 その後の丸吉皆川家と藤沢町

失による影響が続いていたのである。

### ― 通貨不安をめぐって

### )「郷士」への誘い

て流通していた。ところが、仙台藩は天保五年に、飢饉救済当に準備した正貨にもとづく「升屋札」が、一定の信頼を得元をつとめた大坂商人・升屋平右衛門が、仙台藩の買米を抵元をつとめた大坂商人・升屋平右衛門が、仙台藩の買米を抵

それまでとは違って

三七六頁・上]。藤沢町周辺の人々は、

覆ったのである。 保七年の大凶作となり、 のための資金調達が不十分だとして升屋を罷免したことで、 めに正貨が流失し、 藩札と正貨との交換を裏付ける関係が失われた。そこに、天 信用不安による金銭の不融通が領内を 前述したように他国米を移入するた

Ŕ 新しい身分を創出するにいたっていたのである。 [二八四頁・上]。有力者からの献金をさらに促すため、 五〇〇両で身分を獲得できて、武家奉公は不要ながら百姓 なった有力商人たちに、 した小松新治の 之丞なるものが藤沢町に来訪した。 郷 天保八年 士」身分を取り立てることになったこと、 家業をするのも自由な「楽なる士」であるとしている (一八三三) 「出入」である彼は、 四月八日、 このほど仙台藩では公儀にもない 同年二月に出入司に再任 若柳の 藤沢町 組 Ŏ 抜 兀 組抜」と 小 0 野寺新 で

確保を目指したのだといえるだろう。 富裕者とも関係が深かったと見られる小松の再任で、 風聞を記している [二七二頁・上]。大坂、 るため、 久蔵は、 升屋平右衛門と懇意であった小松が再任した、 仙台藩による大坂方面での銀主確保が難航してい 「郷士」身分について さらには領内 正貨の との 0

小野寺のような地域有力者の側から発案された可能性も

は、

あるのだろう。 かけたとあり [二八○頁・上]、 小 松新治は 同 年四 月に大坂で升屋平右

が、 [三五六頁・下]。 5 両 蔵らは今後に強い不安を持ったのである。 頁・上]。 Ó !を才覚したとの風聞が、 その帰路で発病して、 升屋 の蔵元再任と三五 翌天保九年(一八三八) 当事者の死去で交渉は頓挫したらしく、 仙台到着直後に死去したという 藤沢町 万両の 九月半ばには江戸表で三万 借 に伝わ 五月下旬、 用を取り って 衛門との交渉に出 付けたとい 小松は翌年 る

#### <u>:</u> 藩札をめぐる動向

年 れ、 沢町は十分な正貨があった。 べ わりについては、 うになったと記す [三八六頁・上]。丸吉家と藩札との た。 天保九年一一月下旬、 (一八一五) 八月に藩の命で交換所を務めていたことを述 これまでの古札 三都 商人との取引などで栄えていた当時、 本書の (升屋札) 久蔵は藩内で新札が大量に発行さ 【論説1】で記した通り、 しかしそれから二三年後、 と入り交じって用 いら 丸吉家や藤 いれるよ 新た か か

の国」になっていると、久蔵は評していたのである。な札が発行された仙台藩は、連年の凶作への対応で「金なし

仙台藩による正貨の確保は、その後は領内の特産品の専売に依存することになったらしい。一二月末、久蔵は仙台城下町商人が正貨の貸上を命じられたことを、国産品の買い上げによる領外との取引の困難に対し、城下町の六仲間商人にによる領外との取引の困難に対し、城下町の六仲間商人にによる領外との取引の困難に対し、城下町の六仲間商人にたという [三九○頁・上]。

う。 入れられる品として、 として、にわかに札の正貨引き換え額が下がっていったとい 城下町では前述の江戸買米による正貨確保が不調におわった た、ということになるだろうか。ところが同月末から、 していた盛岡藩から見れば、 たが、二年前に仙台藩の領民になりたいと多数の越境者を出 と評していた [三九二頁・上]。混乱が続く仙台藩ではあっ る盛岡藩領でも流通しているとして、「大国」ならではある 翌一〇年(一八三九)一月、 藤沢町でも日用品の物価が上昇していった。 仙台城下町から生糸の引き合いも増え まだ信用が失われていなか 久蔵は仙台藩の藩札が隣接す 正貨を手に 仙 台

四月上旬、久蔵は他の商人とともに、石巻で鋳造されていた鉄銭を六○両分購入している [四○二頁・上]。石巻での鉄不足のため盛岡藩領から原料を購入するほどで、仙台城の鉄不足のため盛岡藩領から原料を購入するほどで、仙台城下町でしか流通していなかったという。久蔵は大凶作下での食糧確保に続き、銭貨の確保にも自家の資金を投じていたのであった。

通貨の混乱はさらに続いた。仙台藩では領内の富裕者に御用金を課す一方、一一月中頃には仙台城下町、さらには東山市金を課す一方、一一月中頃には仙台城下町、さらには東山が立まの大晦日、凶年が続いて世の中が悪くなり、薄氷を踏む思いであること、さらには「御政事」が至ってよろしかいます。 近ばの混乱はさらに続いた。仙台藩では領内の富裕者に御

#### 仙台藩の金策、 久蔵の矜恃

乱は、 保一五年 台藩では藩札の下落と銭不足、それにともなう経済の混 天保一一年 (一八四四) (一八四〇) まで続いていた。 以 後、 久蔵が記録を終える天

足は 商人) く応じる者がいないとしている [四三八頁・下]。 正貨獲得が優先される中で、 方による買付に障るとして取引が出来なくなっていた。 紅花の価格が高値となっていたが、 れているという状況を記している[四三二頁 店々から品物がなくなり、 ·町の商 七月から八月にかけては、 天保一一年正月の記事として、 三七頁・上~下]。 商 確保のため大坂で交渉を続けているが、 品の仕入れ不足につながり、 人が藤沢町で生糸の競り買いを行ったところ、 登米町では、 戸を閉ざすものも多く、 [四三七頁・下]。 東山の有力な商品である生糸や 商人たちが迷惑していたという 久蔵は藩の台所金主 国産方に連なる商 八月二〇日 四月中旬の 上。 生糸の国産取 仕法立てが悪 頃にに仙 藤沢町 正貨の不 薬種も切 この年 人へ 藩 国産 (蔵 台城 は (n) 0 元

> いるものだと受け止められていたのである。 に対する藩の対応は、 引になるとの風聞を記している したとして一手での請負となったことと、 れまで請け負っていた仙台城下町 引については、 (福島県伊達市) 同年一〇月に入り「吟味代わり」として、 久蔵ら領内の商人、 0) 大橋儀左衛門が金三〇〇〇両を調 [四三八頁・上]。 0 田中屋勝之助から、 生産者に制約を強 いずれ安値 正貨不足 心での取 伊 そ 達 達

おり、 下落したという という 大坂銀主が仙台に下向し、 なったとの風聞で、札の正貨への打賃 天保一二年 領内を見分させて取り組むのだという風聞が広がった [四四七頁・下]。 (一八四〇)四月、 [四四五頁・上]。 六月には炭屋と見られる 塩釜や石巻、 大坂の炭屋彦五 (引き換え手数料) 中尊寺などを回って 郎 が銀、 主と が

が、 である。 枚で金一 たという 升屋が再役するといったことについて取り沙汰されていた 大坂商人の蔵元就任については、 天保 この年の秋、 歩、 [四七九頁・上]。 五年 すなわち額面の (一八四四) 升屋と炭屋彦兵衛が仙台に来たが、 このとき、 に至っても金主が定まらなか 五分の一 これ以後も炭屋 にまで下落してい 金 一歩の藩札は、 0 就 たの 任 五. 蔵

打ちこわしも起こっていた

おわりに

降の時代に持ち越されたということになるのだろう。 月から一〇月までの一か月間に六万石を調達するよう命じら [四八○頁・上~下]。このような状況が、 た量の六割しか確保できず、 れている。東山でもその徴集があり、北上川沿いの薄衣御蔵 米を認めて少しずつ引き入れようとしたといい、 元は引き請けなかったという。 (岩手県一 関市) で現物の調達が行われたが、 仙台藩では、 百姓衆が迷惑したという 記録が途切れる以 藩領米の江 割り当てされ 領内には ||戸廻 九

是返りを求めない形で提供している[四四六頁・上]。その一方、久蔵ら領内の富裕者からの献金の募集も続いていた。天保一二年(一八四四)五月一日の調達金をめぐっていた。天保一二年(一八四四)五月一日の調達金をめぐってこの時、藩役人から「組抜」身分になるよう進められたが、この時、藩役人から「組抜」身分になるよう進められたが、それは望まないとして、金二○○両を「無志願」、すなわちそれは望まないとして、金二○○両を「無志願」、すなわちる。「四四六頁・上]。

の商人として、藤沢町から世の中を見つめ続けたのである。る久蔵だが、自らはそのような動きと一線を画し、百姓身分この間の志願献金で、組抜に上昇した人々も多かったとす

今後、さらに検討したい。「丸吉皆川家日誌」の記事から、丸吉家自らが困難な時代だとしていた天保期の状況を確認してきた。もちろん、飢饉だとしていた天保期の状況を確認してきた。もちろん、飢饉がとしていた天保期の状況を確認してきた。もちろん、飢饉がという。

川家日誌の世界」への誘いとなれば幸いである。
明らかにすることが出来ると考える。この叙述が、「丸吉皆饉という「長い災害」の中を生きていた人々の心情を、よりれることで、仙台藩内外の史実の意味づけ、さらに天保の飢また、本稿での叙述は、膨大な日誌のごく一部に触れたもまた、本稿での叙述は、膨大な日誌のごく一部に触れたも

#### 注

連の研究成果である。近業として『非常非命の歴史学 ― 東根ざしていることを明らかにしたのが、菊池勇夫氏による一時代の政治体制や市場経済など、政治・社会・文化の問題に 江戸時代の飢饉は、「凶作による食糧不足」ではなく、江戸

吉川弘文館 北大飢饉再考』校倉書房 本稿でもこれらの分析視角に多くを学んでいる。 二〇一九年 (二〇〇一年 二〇一七年、 『飢饉』 『飢えと食の日本史』 集英社新書を

8

 $\widehat{2}$ 仙台藩領での天保飢饉の状況を叙述したものとしては、 別所万右衛門記録』 台市史』 下町の大番士の経験についてまとめている 北大学東北アジア研究センター 一二一頁。 通史編五 拙編著『一八~一九世紀仙台藩の災害と社会 (東北アジア研究センター叢書三八 近世三(仙台市 二〇一〇年)では、 二〇〇四年)、一一 仙台城 仙 0 東

http://hdl.handle.net/10097/00128125

- 3 「(万留帳)」(丸吉皆川家文書、 皆川龍一氏所蔵
- 4 栗原伸一郎 聞があったことを述べている。 に対して支援を行うことは 二〇一七年)、 『戊辰戦争と「奥羽越」 第二章では、 「奥羽の旗頭」の役割だとする風 天保四年凶作にみまわれた各藩 列藩同盟』 (清文堂出
- 5 拙稿 天保六年の風水害にともなう仙台城下町の状況については net/10441/15065 史料館研究紀要』 「中井家文書に見る仙台の災害」『滋賀大学経済学部附 も参照のこと)。 五〇、二〇一七年 http://hdl.handle
- 6 万人講については前掲注(2)『仙台市史』 一一八頁参照
- 7 前掲注(2)『仙台市史』 一一八頁を参照

- 生郡、 勇夫 村落の経済力が天保飢饉下での食糧確保に有利に働いた可 業や海運業などで経済的に富裕だったとみられる牡鹿郡、 域社会』 仙台藩領村落を事例に―」(平川新編『江戸時代の政治と地 性については、 討が必要だろう (岩手県一 『近世の飢饉』 本吉郡で大量死が起こっていたとの指摘があり 第一卷所収、 関市) 高橋陽一「天保飢饉下における村の負担 の村落を事例に指摘している。 吉川弘文館 清文堂出版、 一九九六年)、さらなる検 二〇一五年) が西磐井郡 一方で、 (菊池 桃 漁
- 9 前揭注(2)書、 六一頁。
- 10 拙著『少年藩主と天保の飢饉』 二〇一七年)。 (大崎八幡宮仙台・ 江戸学叢
- $\widehat{11}$ 前揭注(2) 書、一二〇~一二一頁

12

〇九年 仙台藩の 献金百姓と領主・地域社会」『東北アジア研究』一三、 出しているとして、五百両という献金額と、 なかったことが明らかになった。 に際しての武家奉公が義務づけられていた 郷士」身分を獲得した者たちへは、 「郷士」身分を希望するので献金額の明示を求める願いが続 http://hdl.handle.net/10097/44072)° 「郷士」身分については、同年五月に藩役人の間で、 当初は軍役を求められ 戦時 (拙稿 日誌によって、 (「御軍用」) 「仙台藩の

史料編

## 史料編「丸吉皆川家日記・天保編」 凡例

一、史料編「丸吉皆川家日記・天明~天保期」は、磐井郡藤沢本郷の商家・丸吉皆川 家三代目当主・久蔵が記した、天明三年頃(一七八四)より天保一五年(一八四

四)までの日誌である。

- 、全文を解読・翻刻した上で、現当主の皆川龍一氏から公開の了承が得られた、当 査・研究する上で参考となる記事を収録した。 該期の藤沢町や仙台藩、日本各地の政治・社会・文化および環境などに関する調
- 、漢字は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名など、原史料の標記通 りとした部分もある。
- 、原史料中、「たばこ」を表す漢字は、すべて国字の「英」が用いられているが、 本書ではすべて「莨」に置き換えた。
- 、助詞として用いられている「与(と)」、「者(は)」、「江(え・へ)」、「而(て)」、 「二而(にて)」「而巳(のみ)」、「茂(も)」および「并(ならび)」は、原史料の表 記のまま、文字の級数を小さくした。
- 一、「ハヽ(はば)」、「ツヽ(ずつ)」、については原表記通りとした。
- 一、「〆」については、銭の単位や重さを示す場合には「貫」に改めた。
- 一、「ゟ(より)」、「と(こと)」などの合字については現行の仮名に改めた。
- 一、本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一、原史料中の欠字は一文字あけ、平出・台頭は原則として原史料の表記に従った。

- 、史料の文中、当て字で記している部分には、適宜その右側に( )内で正しい標
- 記を記した。
- 、文意の通じない部分には、その右側に「(ママ)」を付した。また難読や疑問が残 る文字・表現については右側に「(ヵ)」とした。
- 一、原史料の破損により判読出来ない文字は、字数に応じて□□で示した。字数の不 明な部分については [ ]で示した。
- 、原本での文字の抹消については、字数に応じて■■で示した。抹消部分が読み取 場合もある。また掲載記事中の一部に、伏せ字(○、◆)を用いている あわせて、本文より文字を級下げして行間に記したが、短いものは本文に挿入した れる場合は、抹消線の下に文字を示した。また、追記については原史料での表記に
- 、史料中、現在の人権意識から見て不適当な語句が使用されている場合があるが、 事実に基づく客観的な研究を進める史料として、そのまま掲載した。利用者にはそ
- 佐藤大介 鵜飼幸子 熊谷新一 志田清一 後藤三夫 (順不同)

一、今回の「丸吉皆川家日誌」の翻刻は、青葉山古文書の会により行った。

の趣旨を理解されたい。

、全体の構成・編集は、佐藤大介による。

 1
 九吉皆川家日誌
 天保三年(一八三二)

 天明三年(一七八三)

・(これ以前の部分、原史料破損) ……

同年四・五月霖雨打続、雨年ニ而、毎日東風吹、気候至而悪(天明三年)

敷、

春中より夏迄疫病時行病人「

…… (この間、原史料破損) ……

相成候事、ヶ様之年柄、已来万事相上、食事方へ犇と取物計り商ニ相成候、何程引上候而も、買方致候へハ利潤ニ日々穀物計り引上候事、外商事一切不景気、諸職人惣体石

.

...... (この間、原史料破損) ......

八月廿七日 [ ]被仰付、肝入・組頭立合之上、

村穀

改二相成候事、

九月中、御徒目付様、奥筋蔵々改御廻村之事、

八月中よりとふふ、濁酒、糀、一切停止被仰渡候事、

候事、残酒薄酒之盃三拾六文

清酒九月廿八日壳留被仰渡、

廿九日酒道具室江御印符相成

濁酒もろミ三拾八文

おかゆと名付隠売

中

も東風ニ而雨続、

同廿三日

[ ]一日の日和[

… (この間、原史料破損) ……

候、 石被相留候様被仰渡候へとも、 宜敷致候方専一之吟味と相見へ候事、 行当り申候、 無構致候故、 致候而も、 抜石等厳吟味致候へ 不申、 自然二所々不盛二相成候故、 米も相出、 ヶ様之節ハ、 ■ 場 ハ、 市日も賑ひ、 売商ニ而市日盛候間、 市も立不申、 尤出米有之候而者、 其後ハ町場不盛、 御代官様より度々抜 直段も達而引上不申 兼而之通他村 米も不足、 尤不通用 万事通用 縦稠敷 至而 抜 石

	[ ] 沢本次石願 [ ]	相免候旨御触之事、	勝手次第買方致候様、在所住居之御給人様方御百姓中へ被	他郡飯料買方之義、願之上、御郡司様御書附御通帳を以、	御城下分限次第町内江金銭数拾人施候事、	候事、	村留も被相免、直段壱斗弐升、万事通用よし、騒動相鎮り	し、其後松山江御預ケ、夫より穀物売散被仰渡候、御郡留、	ぶし、相殺し可申と手段致候所、手むかひ不仕、逃候よ	人先立、九月十九日之夜、壱番丁屋敷へ押寄、微塵ニ打つ	[ 」近在之者とも数千人徒党いたし、御侍衆弐三		(この間、原史料破損)	[ ] く麦壱貫八百文	九月三日米壱斗五升五合	構不申通用宜敷相成候事、	ニ而、却而米不足、諸人相痛候段願申上、兼而之通り抜石 :
当時一才心当迚 [ ]		(この間、原史料破損		野粮郡中入合三取方可仕候由被仰渡候事、	事、	蕨根餅≒では粉□合せ喰候者ハ死候由、		大麦 弐貫弐百余	古 壱斗弐升 代同断	十八日 新壱斗六升		古壱斗三升 代壱貫弐百廿文	十月十三日 新壱斗六升	[ ] 引上候事	[ ] 壱貫弐百文		(この間、原史料破損)
如願之被成下候、面々当時		呶損)		(仰渡候事、		、死候由、 心得之ため御触之											:

[ ] 三斗五合 一 書	十三日		一大豆 壱貫五百文	一古 壱斗二升五合	一新 壱斗四升五合		(この間、原史料破損)	书	一銭壱 貫弐百三拾文	一小麦 弐貫七百文	一小豆 四貫文	一大豆 弐貫三百文	名	(この間、原史料破損)		時々寄合、壱ヶ月ノ内幾度にも買方[     ]	借金等ニ而も、如何様ニか指出、金子才覚相出候者ハ、其
蕎麦ハ賄に相成申ものニ相見へ候得とも、売人無之、直段		十一月廿四日初而大雪		(この間、原史料破損)		分濁酒とふふニ相成候事□[    ]	御地頭様よりも借用等相立候得共、中々相止不申候、町半	壱盃六拾文ニ相成候へ者、買人無之候、濁酒どふハ弥繁昌、		(この間、原史料破損)		ヘハ、はれか参候由、	色々相出候へとも、干葉計り、望人多し、かわと粮相用候	ところ粮	□□わと粮		(この間、原史料破損)

五斗ニ付三貫文ニ而も

## …… (この間、原史料破損) ……

よせ、是も飯ヲ焚おかませもよし、又ハ弥買人無之、尚下かまニて煮候而、一字桶へくみ、にかりをさし、から共ニ

…… (この間、原史料破損) …

同十三日(天明四年一月)

一壱斗弐升

一古 九升五合

一銭 壱貫三百文

X

同十八日市、右同断

同廿三日

一九升

一壱斗弐升

一大麦 三貫五百文

| 搗麦 | 壱斗壱升

大豆 三貫六百文

一小豆 六貫文

蕎麦 三貫五百文

一干葉 壱連五拾文

野老粮 五升 八升

一銭 壱貫三百文

X

同廿八日右同断

又諸品気配強ク相成候事、

銭壱貫三百廿文と成

郡中御恵金御貸上七千切程被仰付、志願御貸上三而、十七閏正月十四日、東山南方分限柄之者、千厩御会所江被召寄、

日迄ニ何茂御受申上候、

藤沢町村より弐千三百切也、御受申上候、被仰候通り、壱

金も懸引なし、御受銭へ、右金子南方へ月割ニ而御貸上被

仰付候故、人気格別ゆるみ、

御代官守屋四郎太夫様

金六百切也

二月三日

米 壱斗壱升

古 九升 当分 春わり

大麦 三貫五百文

大豆

三貫六百文

小豆 六貫文

ぬか 五斗入壱貫弐百文

ほで、主義 野老 五升八拾文

中大根 壱本五文位 五十五文

代 壱貫三百拾文

一白麦 壱斗壱升五合

二月七日、

松川御蔵より大麦弐拾弐俵、

藤沢村御貸付、

壱

同十八日

米 壱斗五合

古 八升五合

大麦 三貫八百文

ぬか 壱貫五百文

粟 三貫五百文

ひへ **弐貫弐百文** 

そは 三貫五百文

銭 壱貫弐百七十文

同廿三日

米 壱斗五合

大麦 古 八升五合 四貫六百文

人に六合六句に当ル、

二月九日、千厩御蔵より種籾四拾俵藤沢村へ御貸付相成候

事、

同八日		*	一大豆 四貫弐百文	一大麦 四貫三百文	一米 右同断	三月二日	*	一干葉 五・六拾文	一銭 壱貫三百文	一大豆 四貫文ニ上ル	一米 右同断	廿八日	*	一銭 壱貫弐百八十文	一栗 三貫五百文	一大豆 三貫六百文
一麦 五貫五百文	一古 七升	一米 八升 七升八合迄上	同十八日		一銭 壱貫弐百九十文	一生もろみ 壱盃三十弐文	一白麦 九升	一豆 四貫弐百文	一麦 四貫八百文	一古 七升五合	一米 八升五合 大上り	同十三日	一豆 四貫弐百文	一麦 四貫五百文	一古 八升	一米 壱斗

一豆 五貫文

一ぬか 壱貫三百文

一壱貫弐百八十文

廿三日

一米 七升七合

一古 七升

一麦 五貫八百文

大ツ

五貫三百文

ふすま 弐貫五百文

小ぬか 壱貫五百文

銭 壱貫弐百五十文

清酒 八拾文 壱盃ニ付

一同並 六拾文 水計り

もろみ 三拾六文

一蕨の粉 壱分ニ八升

切わらひ 五升四十文ところ粮 五升七十文

山かて色々、あさみ等相出候に付、引下し候、

廿八日

一米 七升五合

一古 六升五合

麦 五貫八百文

豆 五貫三四百文

ぬかはしか類夥敷 市毎ニ相出申候

一壱貫弐百五十文

米日々引上、至而出不足、右直段ニ而者、漸飯米計り買付

城下ハ飯米も無之程、

兼候程也、

中奥より御城下へ相登候故、

弥不足ニ相成

御

一は書之唱、上ニ相出候由、銭引上候事、(羽書)

四月二日、御恵金弐百切、三月分御貸方相成候事、

ハ青麦相出可申、四月甚六ヶ敷相見へ候、当村ハ是迄急渇之者稀ニ候所、もはや麦之保相出候、五月

天明三年(一七八三)~天保三年(一八三二)

四月三日

一米 七升五合

一古 六升五合

一大麦 五貫文迄、是ハ下りめ

一大豆 五貫弐百文

一稗 四貫文 同

小豆

八貫文上ル

一白麦 七升五合

もろこし 五斗入四貫文

一切蕨 五升廿五文

一ふき粮 廿文

一銭 壱貫弐百四十文

右市米ハ出不足、上りめニ候得とも、雑石類下直ニ相成候、

四月九八 日

一米 七升五合

一古 六升五合上りめ

一麦 四貫五百文 大下ケ

大豆 五貫文位

**壱貫弐百五六十文** 

雑石類弥々引下ル

四月十三日

一古 七升

一新 七升七八合

一つき麦 分二八升

一大麦 四貫八百文

一稗 三貫弐百文

一小ぬか 壱貫文

一大豆 五貫弐百文

一小麦 五貫弐百文

一銭 壱貫弐百八十文

四月十二日、村町御家中へ、染屋七兵衛殿味噌五盃ツ、引

候事、

史料編

54

同十五日、 喜右衛門も村町御家中へ米壱升ツ、引候事、

四月十八日

米 七升八合

古 七升

大麦 四貫八百文

大豆 四貫文七百文

銭 壱貫弐百文

一とふふ 拾弐文

同から 十八文壱升

生もろミ 四十文

四月廿三日

古 六升五合

大豆 五貫文 新

七升五合

大麦 五貫文

粟 五貫五百文

白麦 八升五合

銭 壱貫弐百文

は書銀札相出候ニ付、

銭大ニくるい候事

同廿四日より、 銀札御遣方被仰付候二付、 銭甚不同

卯十二月、皆川屋喜右衛門殿、村町御家中銭百三拾貫文引

四月十五日、 弥右衛門殿、 村方御家中へせうゆ引申候

方仕候、

此度五百文ツ、引候事

同日、源蔵殿味噌壱升、染や 村町御家中へ引申候

及川勘介殿方、 去冬より是迄、 米籾、 銭金、 味噌五 一ヶ度引

候事、

当町相場金直三百廿切程と相見得申候

三千弐百枚、

御百姓御扱金被下置、

藤沢村へ急渇之者弐百

東山·

南北

天明四年辰四月廿五日より銀札御通用被仰付、

六拾三人之書上、

銀札拾五枚札百四拾壱枚被下置、 壱人前八匁四りニ当り候

天明三年(一七八三)~天保三年(一八三二)

仰付候、 分 事、 被相渡候御定二有之候所、 諸商甚難義相成候事、 りと被仰付候へ共、 御引替被仰付、 幅一寸弐分五リ 代相場十五匁二付八百五十文、 銭売人無之候、 御引替所被相立候得共、 札三段、 十五匁札計り被相渡候、 正金御引替者、 御城下ハ四月十四日より御遣方被 拾五匁、 正金指上候者無之、 銀札正金ニ御 七匁五分、 御代官様相場被相立候 百両へ銀札百廿五両 銀札長三十六 三匁七分五 大肝入所に 引替無之、

#### 銀札御触之事

誠ニ も指募候上、 より銀札御遣出被遊候、 上ニ被為立候而も、 御心痛被思召候、 去年凶作 難有御大慶被思召候、 一一付而 此度御家中江も、 扨又士民兼而相痛居由、 ハ、 犇と窮迫、 夫々割合を以銀 依之当月十 艱 難可 不承難渋 '仕義、 应 Н

諸拝借者、一円上納被延下、自分借才元延之義者被仰出候札被貸下、追年不相痛様可被召上候、尤是迄之諸上納物、

、何も新ニ相続仕、此節より別而質素倹約ヲ相用、相続拝借者、一円上納被延下、自分借才元延之義者被仰出候

をも取直し、御奉公可仕旨

間

御意之事、

家中士凡ともニ連々犇ト艱難之上、去年大凶作ニ付而ハ、此度重き被仰立之上、銀札無用被相免御行出罷成候所、御

誠ニ

懸り、 候、 財、 所 早速より御遣出被仰付候、 御上下難被為立義故御吟味被相尽銀札之義被遊、 も質素倹約ニ用、 五年之相募、 仍而此度別段之御吟味ヲ以、 公義ニ而も格別之御吟味ヲ以、 円三被延下御家中、 取続、 一統御奉公相続可仕様も無之事ニ相聞得 御奉公可仕事 然所、 取続 諸拝借物并是迄之諸 候様被成下候間、 統諸上納掛り并自分借 如御願之相済候二付、 御 幾 願 上 重 候

但、 募、 幾重ニも金主々々ニ而勘弁、 被成下候ニハ不及事ニ候得共、 取 自分借財も一切元延ニ可 続兼候事故、 従 上も諸 為取続候様可仕候 仕候事、 全躰御家中累年こ 上 納 此段 円二被延下 ハ於上 艱 一御撮当

右之通被仰出候間、面々是よりハ格別に覚悟をも仕、相続

取直し、末々御奉公仕上候様可仕事、

御家中士凡共、知行高壱貫文ニ金弐両ツ、之積り以銀札借

被下候、

同玄米御切米、御扶持方へ直高壱貫文ニ金六切宛積を以れて、持来進退共計り拝借被成下候、御役料被相除候、

銀札拝借被成下候、

右之通拝借被成下候分、知行并玄米御扶持方を以、当年よ

り向拾ヶ年御割合可被召上候、右銀札受取之義者、勘定所

承合、右御遣出候二付、不相分儀者出入司衆承合可申事、

御下向之節ヲ始、為伺御機嫌、上府仕候義共、当冬中迄御

被仰出候事、

家中一

統御免被成下候、

歳暮之節より上府之義者、

追而可

御一門衆始、隠居家督之御礼申上候義、御家中一統当壱

年被延下候事、

右之外、借人頼申儀ヲ始、御用捨被成下候義ハ、安永七年

此度銀札御遣出被仰出候ニ付、右遣方通用等之義ハ、左之并去年中被仰出候通御用捨被成下候間、其心得可仕事、

通可相心得候、

銀札御出方之義、銀十五匁札七匁五分、三匁七分、五リ札

と三段被相遣候、

御城下来ル十四日より御遣出被相行候、尤御城下ハ同日よ

仕 ŋ 候、 正金遣一 在 . 々 ハ 切被相留候間、 来ル 廿 五. 日 より 正金ハ早速右銀札ニ引合通 御領 内 統正金遣 切被 相 用

候、銭ハ是迄之通通用可仕候、

引替所ハ両替所へ被相附、

右両替所ハ、柳町へ被相移候間、於同所引替可申候、正金

百両ト銀札百弐十五両分之割を以、金壱歩与引替、拾五匁

札壱枚え三匁七分五リ札を相添候事、

但銀札ヲ正金え引替候節も、右わりを以引替料相出、引

替可申事、

通用不致不叶分ハ、是又御引替被成下候間、前条同様、御一正金遣被相留義ニ候得共、他所仕入金等類、是非正金ヲ以

引替不申候不叶分ハ、詰所以下之面々ハ其身書付、詰所已城下・在々共ニ、右両替所へ可申出候、乍勿論、右正金ト

書付、百姓・町人ハ其所之肝入・検断書付、右金子入用之上之輩ハ家来書付、凡下・御扶持人・軽者ハ、頭々末書之

品

々為書記

両替所江可被指出、

無余義分御吟味之上、

引

替可被渡下候、

之義ハ「」」損候共相「	の損、移墨等有之候共、御印之内へ方[     ]無	一銀札紙色違、或ハ御印形片寄候而、御印薄クか、又ハ■も		(この間、原史料破損)		[  ]候ハ、、肝入検断等迄、急度御仕置可被仰付候、	申出候 [ ] 若違乱 [ ] 相渡候手配 [ ]		(この間、原史料破損)		隠置、後日顕候 [ ] 曲事ニ [       ] 一両□ [   ]	ハ丶、訴可申出候、為御褒美金壱歩札百枚可被下置[  ]	出、本当札江引合候様可仕候、尤贋札拵置候もの在之候	一右銀札通用之上、紛敷札等相出候ハ、、早速御引替所へ指	種、右五品之外、他領入替一切被相留置候、	一他領仕入商売物之内、呉服・木綿・古手物・糸・綿・薬
	(この間、原史料破損)		五月朔日[		へ、正金ニ而御借方、	五十両、五月朔日御かし方相成候、右御銀札御定前之分ゆ	斗、御貸方被仰付候、借人頭弐百廿五人也、四月分御借金	五月二日、千厩町御蔵より籾四石、稗三石、大麦九石五		(この間、原史料破損)	見へ申候、	少々取替相成候、正金ハ、石物代相場共ニ、高下無之様相	市も立不申[     ]取替五百文[ ]	こて一 [ ] 無之、諸□□ [ ]		(この間、原史料破損)

一小豆 七貫文	て下落	[
一大豆 四貫文	五十位	[ ] 月三日五十位
一小麦 三貫文	」なし	一札弥々下直、一切[
一新大麦 弐貫弐百文匁		一銭壱貫弐百三十文
一新 七升五合		正金
一古 六升弐三合		一小豆 七貫文
五月廿一日		一大豆 四貫三百文
		一古麦 三貫文
一切望人無[  ]帰り候条、糸取人一切無之候事、		一新麦 弐貫文
両度 [ ] 当所へ参候銀札ニ而も [ ] 候所		一新 七升五合
] 日頃より相出候得共 [ ] 無之、入谷より*		
] 被仰付候ニ付 [ ] 無之よりまゆき		一古米 六升五合
		十八日
(この間、原史料破損)		
		柄ハ、種籾吟味可仕候事、
	故、苗置不同、後世ヶ様之年	合候見詰、全躰去年不作之籾故、
] 下 [ ] 合四百文	候故、苗置候て、当村抔間ニ	苗不足の年柄ニ候所、田植延候故、
」並三日五十文より	□□付相成、苗をきあしく、	付之所、五月三日雷雨ニ而不□□付相成、
」米者下り不申候	]初、田植水不足、半分植	一田植[

一銀札紙色違、或ハ御印形片寄候而、御印薄クか、又ハもの	[   ]下り酒
損、移墨に有之候共、御印之内候方[    ]少々之	
義ハ [	(この間、原史料破損)
	[ ] 由申上候上ハ[ ][ ]
(この間、原史料破損)	残、廿七日 [ ] 寄 [ ] 取人共不痛樣御買上成置候
	事ニ御座候間、出情糸高取候様被仰含候得共、銀札ニ而ハ
正金壱貫弐百五十文 三百文迄	まゆ仕入も無心元、殊ニ御上御直段も相知不申候上ハ、何
一銀三百文位 取引なし	様ニも取方可仕様無之候間、御直段被立下度御願申上候所、
	まゆ直段も相立不申上ハ、無見当ニ而、糸御直段可被相立
於石之巻三	様無之候所、御買上之義ハ万事甚兵衛様ニ被相任候義、六
一鋳銭近々御吹方在之由ニて、銭相場日々引下候事、石之巻	月十五日伊達天玉之相場等へ、当作之まゆ直段引合、何分
壱貫五百文、札者日々下落、	ニも割合宜御直段被相立、尤御前金等望次第被借下、此度
一古清酒 - 壱盃百文	御受申上候而も、まゆ買方不罷成候か、又ハ何か指支等相
一もろみ 同四十六文	出取方不相成者ハ、早速御前金返納可仕由、御受合被成候
右直段ニ而も時々売切	ニ付、何も得心請合、目形壱人分三十五人三貫め、弐貫め、 (〒カ)
一とふふ 十弐文	壱貫め、五百匁迄[ ]合高三拾三貫百匁御受[ ]御
一おから 拾八文	前金札八百八切[  ]渡候御前金取不申[   ]大図
[ ]為[   ]弐文	壱歩札 [ ]拾匁積り被仰渡候、[ ]様兼而蚕方

御功者ニ而 被仰含、 宜蟄取共疑心も無之御受申候

事、 御前金

真綿御買上被仰付、 小買人皆川徳之助・林右衛門両 人被 仰

付 御買金札弐百枚被相渡候、 買方之義ハ御印符ニて被相

渡候事

五月廿八日

古 六升五合

新 七升五合

新大麦 **弐貫八百文** 三貫文迄

大上り

大豆 四貫文

正金 壱貫三百文

銀札 壱分三百文位

直段不同

六月三日

同断

段すわり

大麦相出候ニ付不捌小売計り、 不足ものニ而、 米ハ直 米

新大麦 三貫五百文

大豆 四貫弐百文

新小麦 三貫五百文

雑石類引下ル

当三日頃より時疫流行候所、 夏中夥敷病人在之、 御国□統

大流行、 春中より麁喰 而病付候者ハ難除

たし候者 ハ稀ニ有之候 様 石之巻・ 気 仙 沼

大時行病人無之「 稀成様ニ相見得、 毎 H

」人ツ、相果申候、 親類□家も出入無之程ニ候、

諸見舞等も無之候、当所ハ脇々より格別薄く、 去年中より

不気候之所二、麁喰ニ而、 病気受安く相見へ申 候、 様之

年ハ、随分、 養生いたし可申事、仏神心信 依之、凶年之備、 豊年こ

ありとかや、

六月八日

古 六升三合

新 七升より五合迄

麦大豆 不相替候

十八日 十三日 大豆 一古 六升五合 下上まゆ 銀正丸金 正金 一新 七升五合 新麦 弐貫八百文 下め 鋳銭之御吹立三而、日々引下候事 壱斗五升 八升迄 壱斗四升より 六升弐三合金引 〕文迄 」 合 引七 [ ] 迄 三貫五六百文 壱貫四百五十文 弐百八十文位 壱貫三百八十文 下りめ 六月廿八日 小ツ 大ツ 大麦 古米 七升五、六合より八升迄 紅花 銀札 銭 去年米 九升五合 まゆハ日増高直ニ相成候事、 □ゆ者何年ニも無之下直、 壱貫五、六百文 壱貫 [ 三貫六、七百文 三貫四百文 **弐貫五、六百文** 弐百五十より 壱貫三百匁 壱貫目より 同百四十文迄 百文 文 文

も、銀札御買上と被仰渡候間、売人無之、是等内々買人有百匁迄、買入候ものハ相応之利潤、真綿御買人被相立候とニ売申候、最上辺より入込、追々引上、七百匁より八・九紅花も産物方御買上被仰渡候へ共、内々正銭売商ニ而密々

一去米 壱斗五升

大豆 三貫七、八百文

小麦 三貫四、五百文

大麦

三貫弐、

三百文

一新 壱升ニ付八拾文

付、日増下落、上方米石巻ニ而壱斗弐升、所々相廻候事、度々相下り、気仙沼へも相廻り候所、当新米最早相出候ニ鋳銭、六月廿八日より石之巻御吹立、江戸表より尾州米

回

「

此頃諸国

統鋳銭之義被相留候所、

はかき銭と申御願ニて

拾六ほとニ而御吹方、

相済候よし、

烔屋出鉄不足ニ而、

折々休候事、

当地石之巻

七月三日

之

下直成物故、

跡上かりいたし候事

一古米 八升五合

一大ツ 三貫五百文

一大麦 三貫六百

小麦 三貫六五百文

一札 百三十文迄

一銭 壱貫五百五十文

一真綿一円出来不申候事

X

一古 壱斗三升

#### 七月十三日

一古 壱斗壱升五合

一去壱斗四升

一餅 百拾文より弐百文

新大麦 弐貫五百文

大ツ三貫五百文

新小ツ 七拾五文 焼米 壱盃三十弐文

当日米出不足ニ而景気

真綿 代ニ而目替より八・九割

一札不通用

#### 七月十八日

一古 壱斗弐、三升

一去 壱斗四、五升

焼米 壱盃廿五文

古大豆 三貫弐百文

一新米少々相出候事

上米壱升百十五文

かれ、外作物上之出来、七月中旬迄雨一切無之候、莨不足事、六月中旬より雨降不申候、引続干はつ、莨・大こん干七月十九日苅初粟切、当夏日照ニ而、諸作物上々作相成候

相成候事、

七月廿三日

一古 七升

一去米 壱升ニテ九十文

一新 百拾文

一新大麦 三貫文

一大豆 三貫五百文

一正金 壱貫五百五十文

廿八日

一新上々 壱斗六七升

一大麦 三貫百文

一古壱斗八升	一新三斗弐升 下落	八日		一大麦 三貫弐百文 一	一新上々 壱斗七升	八月三日	付候事、	中旬より日てり、大根・莨・藍等干かれ候所、此雨ニて蒔	一七月廿六日大雨、田畑諸作物取なをし、大ニよろしく、又		御塩問屋等下り金ハ札買入、札上納ニ而、大ニ凌候事、	質物受金諸上納方へ相廻シ、右ニて少□潤□□[  ]	一銀札 壱歩百文位	一正金 壱貫五百五十、六十文	一大豆 三貫弐百文	夏喰込ニ而種麦不足故、作不申候
並酒八文	もろミ 弐拾文	札者通用なし、	新大豆 弐 [	新米「			麦之「	麦者何方[	一若柳三斗六升	一金津三斗三升	薄衣町三斗五升	一米三斗弐升	八月十日 千		一小ツ	一大豆
文	文	質草計リ				(この間、原中			升	升	五升		千厩市		八拾文上リめ	三貫弐百文
		通用致、質屋者大ニ損金相成候事、				史料破損)										

八月十九日円入寺御当住御入院、入谷村万福院より、先住	同十八日 [ ]
祐栄法印、六月九日御病死、	一米 弐斗弐貫文
	一大麦 弐貫四百文
八月廿三日	一大麦 弐貫四百文
一新 弐斗三升	一大豆 弐貫より壱貫八百文
至而不足	一新莨 三貫七八百匁
一壱貫五百六、七十文	一古上 三貫五百匁
一銀札通用なし	
一新大豆壱貫弐百文	一真綿引上買溜
一米弐斗四升五合	五割徳
一大豆 三貫弐百文	
一大麦 三貫文	十月二日、銀札不通用ニ付、正金通用ニ被仰付候、銀札ハ
九月三日	御引替所・両替所へ不相構、市中惣場ニて通用可仕由被仰
一米「	付候所、正金通用ニ罷成候上ハ、尚更銀札ハ一切之不通用
r	相成候事、
(この間、原史母皮員)+	

一もろみ 廿文	一濁酒 拾文	一新酒 壱盃四十六文	米不足、引上候事、一麦 弐貫弐百文	一大豆 壱貫八、九百文	一米 弐斗六升五合	十八日		一金壱貫五百文	一麦 弐貫弐 [	一大ツ「	米「	十三日		(この間、		十月「
		~	Ŧ,	文										原史料破損)		
£ ¬		(この間、 向	一 大豆 「	一 米 弐斗四升	十一月三日		一ちうね 壱歩と弐斗	一大豆 壱貫九百文	一米 弐斗五升	廿八日		一莨 出不足、苗毎引上候、	一麦 弐貫弐百文 不足	一大ツ 壱斗八百文	一米 弐斗六升	廿三日
J	1	原史料破損)										上候、	疋			

追々景気 一生糸 十一月五日 同十八日 中新田衆江売 同十三日 一こま 壱升百六十文 一米 弐斗三升 一米 弐斗四升五合 莨 銭 大豆 弐貫弐百文 ちうね 壱歩ニ弐斗 胡麻 壱升百六十文 大麦 弐貫八百文 壱貫五百五六十文 …… (この間、 市毎引上 弐百拾匁 原史料破損) …… 一米 弐斗九升 不足 十一月廿三日 上金ニ相 芦 一米 弐斗四升 銭 大むき 三貫文 餅米「 ちうね油 糸わた 百文ニ 木綿古手類 少しゆるみ 壱貫六百拾文 …… (この間、原史料破損) …… 壱盃百六十文 高直

一金沢町 弐斗七升 不足

X

石之巻

一米 弐斗七升

一壱貫六百五十文

十一月廿五日

当年御国塩御蔵払、小売塩御売渡無之一切、塩不足ニ付、

当年ニ限り御他領塩買方被相免、売ちらし被仰渡候、他領

仕 入

御上へ願申上候様被仰付候、当年秋渡 [ ][ ]

無

…… (この間、原史料破損) ……

米「

一 大豆 「

御飯料弐十五石

素米ニ而四斗五升納

但六合五勺ニ而納ー御囲籾三拾石

右之通被仰付、納得罷成候、度々願申上候処、御聞済無

ニ相決願候故、右御直段ニ相済候事、十一月廿八日被仰付之、惣村中度々町へ押寄セ、御屋敷迄も御願ニ罷出候覚悟

、是迄壱金も相済不申候事、

十一月廿八日

米 弐斗三升五合

大豆 弐貫弐百文

小豆 四貫八百文 不足

一大麦 三貫文

一蕎 二貫文

小麦

四貫文

一銭 壱 [

…… (この間、原史料破損) ……

天明三年(一七八三)~天保三年(一八三二)

一壱貫六百七□文		弐	十八日		一莨 少し引下ル	一糯 壱斗八升	一大豆 弐貫四百文	一米 弐斗三升	十二月八日	在々とふふすり多く、壱丁八文から取ニすり候事、	朝夕かゆ計被相用候、	一粮類至而不足、干葉金壱歩ニニ十文連、	文、	一銭壱貫六百七十文より段々引上、昼頃より壱貫六百三十	[ 中三貫匁、下々五貫匁ハまれニ御座候、	出不足 [ ] 相成候、上々弐貫 [ ]
一米四斗也	正月三日相庭	一銭壱貫八百文	一大豆壱貫三百文	一地三斗四升	一米三斗五升	初相庭	天明五巳年正月元日		夏年夥敷人死在之候事	米も少し [ ]諸品高直 [ ]事、	一莨		(この間、原史料破損)		一米「	廿三日

## 一大豆壱貫文

一大麦壱「

一小「

……(この間、原史料破損) ……

文政十亥八月[

東海道大洪水、三州・遠州・摺州大痛之事、岡崎之橋三拾東海道大洪水、三州・遠州・摺州大痛之事、岡崎之橋三拾

橋々流落、小田原迄夥敷痛候事、又信州・上州・木曽道間計り落、所々家流、人死多し、府中辺町中船ニ而通用

是も洪水、山等崩レ、所々大痛之事、

此所古之珍事書入申候

七年七月廿八日暮方より北之方赤成、段々広く、午・未之出ル、始三・四丈、明方廿丈位ニ見へ候、西江尾さし、同明和六七月末より九月初迄、東方ニ子時より、少ノ如き星

クシ、前後年々旱、何方も米ハ旱故、三斗計、代天 門 家刻、天一面ニ赤成、白筋垂木ノ如し、始東南高く、西北ヒ

異国本朝之書見候所、是迄無之由、クシ、前後年々旱、何方も米ハ旱故、三斗計、

臨済宗

壱万百ヶ寺

土手切、 酒禁制、 享和弐年戌ノ六月廿九日大雨、 八万五千石之亡失之由、 くち村、 也、 薄衣より下通り石巻迄ニて、 上方ハ清酒作り方半高、 今年日本国中水旱之所廿ヶ国已上、 屋敷共ニ流失多し、 西郡ハ土手能防き切不申候、 右ニ付当国清酒造り方三ヶ壱、 日 形 七月二日山 諸国 佐沼 ・米谷 水旱之所多し、 統御触通り、 若柳・ ・柳津、 ノ目辺より大洪 其内河内国第 石森通り水 其外所 右に付 当国 濁 々

候而者、十一月中旬江戸米相庭下ル、

仙台米 九斗七升より石弐升迄

京都・か、米 五十四匁

上米六十弐三匁

落、三斗六升、年貢米拾五切、外大豆十四切半也、銀相場六十四匁、此辺十一月弐斗九升、十二月廿八日下

天台宗 弐千六百弐十ヶ寺 でツ、本寺々々江取集差上候様、右ニ付寺数諸宗改之事、文ツ、本寺々々江取集差上候様、右ニ付寺数諸宗改之事、寛政十年京大仏雷焼失ニ付再建、日本国中諸宗寺江出銭被

黄檗宗 九千百ヶ寺

真言宗 壱万百ヶ寺

曹洞宗 九千六百廿寺

遊行宗 六百七十六ヶ寺

浄土宗 拾四万廿ヶ寺

念仏派 千五百廿ヶ寺

西本願寺 四万五十七ヶ寺

東本願寺 八万五千百廿六寺

高田流 七千五百廿寺

日蓮宗

八万三千廿ヶ寺

仏弘寺 八千五百廿寺

〆四拾万七千九百九十九

千六百八十七貫七百四十八文、直し金弐千四拾壱両 右壱ヶ月三文ツ、出せん、壱ヶ年ニ三拾六文ツ、、壱万四 九 五.

拾七ヶ年合而四万千六百拾五両余也

享和元年五月上方書付風唱在之候

町内不残焼候事、 明和五年子二月十九日子ノ初、下町小太郎屋敷火元ニて、 其先ニ延享末か寛延かニ、 町中通上ハ札

場迄、

下ハ新町・

元町界ニて焼失、

其前ハ百年より類焼無

之候申伝候

享和三年亥三月、 西国よりはしか時行、 当国 ハ追々、 翌年

夏甚ツよし、上方妊婦小産之恐色々法取行候へとも、 死亡

多し、 当地辺在々不構分ハ却而無事、 其後廿一年、 文政申

七年流行ハ至而軽

薬も思之外不引

享和四年子ノ六月廿四日、 仙台御城弐の御丸、 雷火ニ而不

残焼失、

文化二年丑正月廿二日夜気仙沼大火、 八日町須藤屋火元、

大田入口迄不残焼ル、

廿五禿、 京人町、 堂禿、 城代御長屋并御家中十九軒ゆり禿、 文化元年子六月四日より六日迄、度々羽州酒田大地震、 内 鵜渡川原町廿間余禿、 大町、 々善光寺小路下、 肴町、 舟場丁南側不残禿、 米屋町、 本間四郎三郎家、 大手橋三ツ折、 八間 町、 船場丁之内地中 并ちく後丁、 其外三社 御米蔵 御

福浦御番所近在禿家、 江埋家壱間と続候所無之、 秃家七百軒余、 片町禿家より出火、 土蔵 ハ町中不残 田地損所かそへかたし、 われ地之底より悪水出 廿九軒焼、 宮ノ浦百五拾軒禿、 神社寺々不残秃、 人馬死亡数 掘ぬき 其外

不知、 又八日震出 酒田ニ而拾三軒禿、 青塚と申村百間

四方程沈む

之、 寛政十一年、 御用材木ニ見出 紀州熊野奥山より十三里奥山、 し事 榎の木大木有

榎の廻り百弐拾抱より末迄三百廿間、 南方枝太サ十八抱三

ツ五之此内宿り来

杉 七間物五本 椎 三間七本

柊 七間半六本 栢 五間十本

松 三間七本 柿 

南 天 九 木 間 半 壱抱程之木

楓 五間七本 竹 十 壱 本

山桃 四間半八本 宿木

メ七拾七本

此度殿様御用ニて大勢罷登り候故、 右、 是迄数百年来其里へ山と計り見、 近寄見候由、 近付事無之故不知、 御役人江

申上候事、 依而

公方様へ御書上

助火元、 軒、 吹壱日壱歩ツ、、手伝人足壱朱ツ、、 ŋ 大名屋敷上・中・下屋敷、 文化三年三月廿日昼四ツ時より、 両ニ八斗、 百軒程と申来候、 八十弐軒、 わらんし四日より六日迄六十四文、七十弐文、段々下 十一日十六文、松板五分壱間両ニ四 裏店百拾壱万壱軒、 本町・ 銭六貫文 旗元三百拾頭以下之衆弐千九百九十軒、 伝馬町通り筋不残、 跡改八百六十表、店数十三万四千九百九 寺数八百ヶ寺余、 合七十五頭、 江戸芝大木戸牛町木屋平 浅草田の辺り迄焼失、 並人足四百文、 旗元以上之衆四百 十五匁、 堂宫是迄八百 大工家根 町数五 白米

公義より御小家相立られ

御台様より握めし御廻し被下候事

勘 郎 羽左衛門、 芝居残りこ付、 焚出 し所々被仰付、 御

三才計り之子共を背負焼死、通り三丁目ニ子を半分産かけ家、主人・番頭共ニ十五人焼死、鎌倉川岸ニ廿五才之女、所へ、牛三疋・馬七百疋、川流数不知、芝谷田と云分限大陣か原と申所ニ壱面ニ小家御立、焼死御書上千三百人御番

仙台御屋敷不焼、

死、

無首死骸、

才布切取候様子、

増上寺寺内焼本堂御霊屋ハ残り、

上野浅草残ル、其外焼夥敷、

巻上候方如何成大雨も不及大水ニ而、 之内弐百人計りこて、 意いたし、 之内壱人も外へ不出、 大伝馬丁柏屋孫左衛門店、 全体屋敷之備、火の用心立廻り、 堀抜井戸在之、 龍の口之仕掛ニ而、 防き候間、 江戸第一無双之備也、 四方より火掛り候へとも、 不焼、 首尾能防き候事、 火事道具大金を入用 尤怪我壱人も無之 四方之屋根 此時屋敷 屋敷 水 誠

何事も無之候

安永元年目黒行人坂火事より大火事かと申候、

第一之普請なり、

ニ珍敷備也、

其外文政十弐丑近年之大火三度凌候事、

江

戸

天明三年卯凶作ニハ、

御城下九月十八日より米無之、

騒動、

当地ハ同廿八日より騒動、

高直之時、壱歩ニ五升五合迄、

宝暦五年い年凶作ニハ、翌三月四日より騒動、壱歩ニ九升

江戸高直ニ付、御郡備籾迄御引方被相登せ候上、凶作故、迄、天明三昨年ハ信州浅間山大焼、関東六・七分ニ成故、

秋より騒動、

洪水、 寛政三亥十月十六日夜、 文化十四年十七年忌二成、 二日町割替二相成候、 大平新地大地損、 同 二日町流失、 大雷、 三年正月七日大地震 御城下も大雨、 大雨、 流死十人計り、 其内此近村大雨、 洪水、 其外大川 其後 大

三条・ 切り、 文化四年五月廿五日、 面大海ニ成、 五条之橋計残ル、 淀・伏見大ニ流痛、 依而大坂より助ヶ船夥敷出ル、 京都大洪水、 河内大水、 橋々落ル、 宇治迄之間、 八幡村大切、 二条之新地 東河内 所々土手 へ切込、

文化三年九月、松前西ゑそ之そうやと云所、御陳屋被破

国之仕業也と、色々申唱候、松前様伊達梁川江所替、壱万言所之御陣屋も破ル、是ハ公義之御陳屋也、ヲロシヤト言七月追々早打相通り、南部津軽より加勢、四月ヱトロウと同四年松前騒動相及、江戸より大勢被相下、尤道中五・六・

勢相下り、 也 雅楽様大勢、 御城代江戸下ル、 戦ニも不相成、 公義之惣大将、 大番組より以下の弐千余人、 道中共ニ毎日騒き、 勢、柴田兵庫様 日野(芝参)先陣也、 九月目出度御帰陳相成候 仙台樣之御伯父樣二而堀田摂津守樣御下向 又々翌年辰正月末より騒動、 右何レも革具足ニ而見事なり、 日野英馬様 箱館・クナ尻と両陳ニ成よし、 秋田大勢、 矢野秀助様 仙 台勢二月鷹 所々より軍 其ハ 合 野野

同八月中旬、長崎江エキレス船来ル、紅毛夕江仇在之由、

依之、長崎奉行切腹、二・三日滞船ニ而出帆

鍋島様閉門

寒気甚敷、北上川水不足、船通用無之、薄衣七日町船無し文化六年巳秋折々雨、十月廿七日初大雪ニ而、寒中迄不消、

ニ而渡り通用、

石也、

誠ニ目も当られぬ事と申候

竹木大ニ枯候、宝暦八年ニも川水無之、二月ニ相成川通用、冬中寒気強く、

文政 十二月五日より昼夜三日大雪五尺位(ナシママ)

南之方、

殊ニ余慶ふる、

由、追々大坂表取引御方より申来候事、大雨、川々洪水、山崩、田畑押潰レ、人死多く、夥敷痛之文政十一子八月、西国長崎方大変、海津波并山津波、大風、

滞 御始末二相成候事、 役人御見分処、 人有而、 ·船之所、 日本絵図唐船江相渡、 右之嵐 黒塗之箱見出し、 ニ而陸江相上ケられ、 内通之事露顕致、 内通之者在之、 則日本之絵図在之、 御仕置ニ相成候事 船 々解 唐船数: け 候 直 給艘 右 御 々

文政丑十弐年三月廿四日

不残焼、土蔵弐ツ共々落、大痛候事、夫より所々江飛火、千厩本町より出火、検断勇五郎隣より焼、勇五郎方屋敷中

新町江三十軒程焼込、本町不残焼る、

当正月より喜平次事上方へ上り、六月初下る、

当年米高直、弐斗八升位、

文ツ、 丁堀、 計り、 事、 り御助小屋五拾間之小屋、 凡大道二而七拾余里之焼、 路残ル、 と、三芝居并町家既ニあらまし焼ル、 り丁ハ芝口迄不残焼、 同月廿一日江戸大火、 日本橋川通永代橋元迄、 築田島迄不残、 被下置候事、 御丸近迄橋々不残、 帳 面江被相印候所、 頂戴之者ハ家内弐・三人之借家之小物 昼四ツ時神田佐久間丁より出火、 船々共ニ焼、 仙台様御屋敷ニ而溜る、 江戸始已来無之大火、 拾弐ヶ所被相立、 田安様御屋敷残り、 九万五千何人とか申事ニ候 丁々町々里数ニ直し候へハ、 海川迄之火事ニ相成候 浅草前残る、 粥并鳥目弐百 鉄炮洲、 将軍様よ 両国橋 大名小 八 通 元

御三家様より被下物有之、其節壱尺板壱枚三匁、

米 両二六斗より五斗五升位迄、

大工壱日弐朱ツ、、内々ニ而ハ拾匁位之日用、

之節よりハ死人ハ不足ニ相咄申候、此度御屋敷に夥敷焼、出火之節、死人夥敷候事、併大橋通り落不申故、古之大火

京大坂共ニ米高直、

両年之不作、

壱石ニ付、上物銀百三十匁迄申来候、

談ニ付、 中道、 同年十一月十三日より十八日迄之雨天ニ而、 斗五升ニ而も不足、大豆拾弐切取引 右ニ付出石無之、三斗七・八升ニ相成候、 水、 面ニ而如海、 家流多し、 中下海道共二、三日四日通用留、 御郡御役人様御調ニ相成、 若柳・ 所々稲夥敷流候事、 涌津道海同様、 高割ニ配当いたし候事、 稲流 船二而通 れ候故、 古河・三本木辺一 所追々引〆、弐 用、 当国大洪水、 村々御争 佐沼辺大

文政十三寅春操綿大引揚

其外

御城下ニ而金七両也、 当作紙類大高直、 壱歩は 七日 五十匁

位

薄衣与五右衛門より紙九十帖七百匁、

当年諸作六・七分之取納、 近年引続不作都、 而高直、

米新三斗より弐斗七・八升

御国中酒屋被相留、 追々御吟味、 壱ヶ所に大小場共と清酒

屋壱軒、 御一 門様御下 御酒屋共二弐軒、 濁酒ハ働酒之由

顽 御免ニ相成候事、

為御登石冬中被相詰候、 市中御買方御休、 三月成、 少々御

積立、

当町 二月より弐斗五升

麦 干粮 弐斗五升

大豆 壱切二、三分

小麦 同 壱切三分

羽州者凶年同様ニ相聞候事、 仙台より折々御払相成候事

同寅初三月拾五日 米谷町火出

西南町家七十軒余、 御家中百軒余焼失い たし候

又四月朔日同所昼出火、 両度ニ既ニ不残焼失いたし候

かけ、

三州より東は未夕見へ不申候由候へとも、

此節道中

77

火、 同 閨 片町・本町迄百五拾軒余、 三月廿日 若柳向町八拾 二軒焼失、 両度ニ是又大焼也 又廿六日昼同 前 茁

同月十九日三本木町 出 火、 Ш より 北町あらまし大焼

何方も年柄あしく、 甚難義

宇焼、 大病、 天保四巳十月十五日、 当年飢饉之上、 蔵々余程落シ、 三本木川向南町出火、 如此焼失、 同 所北町焼 より四年め、 少々残り、 同所之富家

此所、 前後ニ相成候へとも、 左三写

文政十三寅三月、 伊勢之おかけ参り流行之由、 京都より注

進有之候所、 追々伊勢の松坂通用先より委敷申来、

誠ニ珍敷候故ニ、 為後世如此相留ル、

参りと申相始り候処、 伊勢御両宮之儀、 二月下旬より、 三月ニ入、 四 国 四国阿州徳島より、 円ニ流行、 日 **I増夥** 御影

敷相成、 当十五日頃より京大坂ヲ始 五畿内 円 仰 山 二出

ŋ か が、 両 夫より播州、 H ハ又若狭、 伊賀、 越前、 伊勢、 東は尾州、 江州、 濃州ちら 右九ヶ 国より参 と出

難儀、 此節大凡拾六万人余と一日之改、 大群集、 夥敷候、 四国、 関東衆参候とて、 五畿内、 憐国未半分ニも至り不申候 是ハ御両宮ニて御祓、 当国へ人参り可申 由 壱

人江壱本ツ、被下置候調

依之

方、 御神領は不及申、 厚御手当有之、 紀州様、 厳重之御趣意ニ而、 藤堂様、 其外当国之御大名様 諸人難有通用之事、

宿屋之義并商内物ニ而も、 勝手次第宿いたし、 泊り兼、 夜

こ初拾弐人より、此節ハ廿四・五人見詰ニ相成候事、 通し又ハ野宿抔之道は多し、家毎ニ宿致候へとも、 一而、 宿成兼候者多し、 馴候者ハ昼の宿ヲ取、 八丈敷壱間 集

旅行ハ有徳之衆中思ひく〜ニ施行いたし候よし、 此節 */*\ /届

兼商物等、 品物施行相受候者ハ、廿分壱無之由

外宮広小路ニ而壱人江切飯壱つツ、施行有之候処、 Н

ニ白米ニ而八拾七俵也

右此節之事ニ而ハ、 右石高ニ而間ニ合兼候よし、

松坂之粥之施行、 日二白米弐拾俵見詰致候

銭壱文施行、 日ニ四拾貫位之積り、

芝居役者共より米千俵也、 施行願之上相出候事、

> 道者ハ組々目印ニ而、 神宮様之御印物、 笠柄杓、 幟吹流はれん、 風車、 大恵宝、 笠鉾、 右品等の 万度講印、 0) 外思 太

々々の大はた印 三而、 立場々々ニて人数を揃ひ、 百 |人組

弐・壱百人組也

ひ

衣服組 半てん抔 しゆばん等、 模様思ひ々 々 、 花やかに

出立、 道中踊抔多く、 はやし方三味せん鞁つ、み・ : 拍

木いろくく、 前代み聞之事也

髪結施行、

施行馬駕車事

大群

紀州様・藤堂様より八・ 九 ヶ所会所被相立、  $\mathbb{H}$ 々人数御

調、 はくれ人尋被下候事

右之通、 誠二美々敷、 夥敷事、 前代未聞無之事ニ候、 京・

大坂共ニ大群衆ニ而、 金銀廻り夥敷事

り有之、 先年明和八卯年御影参り有之由、 其以来此度迄三三度目と申来候、 其以前宝永弐年御 六拾年先卯年よ かけ参

ŋ 此度ハ大変之事ニ候

右之外神変不思議之事在之よし申来候

同三月十九日夜丑之下刻、 伊勢山田町内より出火、 卯之上

刻鎮火、

宇治畑町と申所より出火、 夫より段々焼落、 南之方鳥居焼

落、 宇治橋迄焼、 御祓町不残、 宮中江火移り、 八拾末社不

残焼失、

御古殿 御宮殿

東方殿 西方殿

御門 御神果殿

已上五ケ所御残り

右出火ニ付、 色々不思義成事噂有之候、 其後宇治山江火移

ŋ 今山中焼最中と申書状

右之通、 内宮御下町大火、八拾末社迄焼候へとも、 御宮者

焼不申候事、 御かけ参り最中之折ニ而大噪ぎ之事、 何不浄

之事有之候事ニ相聞候事、

同年七月より京都大地震、 町家土蔵夥敷痛ミ損シ、一 一條之

御城築地崩候事、 引続八月中大ニゆり、 寺々夥敷痛、 怪我

人多し、

禁裏様御立抜之事、 清水寺崩、 大仏前耳塚大石垣崩 ゆ ŋ

成 塔堂大ニ痛候事、 冬中迄ゆり、 大坂ハ至而薄く、 丹波

之方江ゆり、

文政十四卯正月御触 出し、

改元在

天保弐年と相成候事

同三月十九日、 大霜五寸程

一江戸米相庭近年米高直 両に七斗

当地之都合ニ而ハ、 当作者弐斗四 升 江戸表不高相庭ニ候へとも、

男江五升 女江三升 付、

従

将軍様江戸町中一統江、

白米二而被下置候事、

米高

直に

京 一條之御城御普請方、 仙台様外三ヶ国へ御手伝被蒙仰

此時仙台より三万両余、

当年ハ三四 年めニ而、 諸作物相庭 取調候、 春より秋迄弐

**斗四升位、** 新米相出

豆 + 小麦・ちうね・からし、 月初三斗七升迄、 夫より又引上、三斗弐、 此品々不作 大豆 三升、 小麦ハ拾 大

弐切、

生糸ハ並百九十五匁位、 百八拾匁 近年無之高直

紅花ハ近年至而不足ニ相成候、 高 直 両ニ五百匁位、 近年

五畿内より多く相出候事

同年七月、 南仙大嵐、 山津波等有之、所々山 々崩れ、 大洪

水、 田畑押たおれ、 人死多し、 諸作物ハ勿論、 家等、 Ш 筋

夥敷失之事、 岩沼町水三尺位上り、 誠二御城下南大変、 相

痛候事、 依之

御上様より御手当之事

同極月、 登米伊達長門様より被為入候 当屋形様、 此度中

将ニ御昇進被 遊候事、

近年屋形様、 御 代々御短命ニて、 御代替り度々、 新屋形様

御名君と噂いたし候事、

近年不作折々ニ而、 御諸士并下々一統困窮二付、 当三月 御

倹約厳 重被仰渡、 統ニ奉畏入、 勘服致候事、 平士以下綿

布着被仰渡、 きぬつむき被相止候事、 天明年中同様、 下々

円ニかヤ迄も絹相用不申事、

近年引続金銀御吹替ニて、 通用六ヶ敷、 難義之事、

小判 弐分判 壱歩判

壱朱金 壱朱銀 弐朱銀

弐朱金等也、 紙札ハ当国之札ニ而通用致候事、

候而も、 札ハ通用

大坂舛屋平右衛門之御用達中相出候札、

此節御

開相除

加成

近年

此節角銭ハ至而無之候

銭相庭、 壱貫五百文位より六百文

盆詰大詰ニ上リ候而、 **壱貫四百五十文位** 

天保三辰年、六・七分通り之作毛、 米弐斗四 ・五升

新弐斗七、八升、三斗、

凶作ハ、壱年ニ不限候事也

凶作之年ニ者、 其時代ニより違有之候へとも、 大体成行米

穀之不足騒故、 同し様ニ相見得候事

豊年続、 米穀沢山、 下直ニ候へ者、 統油断、 米穀之難在

事をしらす、 てよし、 も又めしへも入、草糯ニハ甚よし、とふふを取きらすを用 成候、大豆ハ格別之用も無之候へとも、大凶作ニ而ハ、 し、そば・干かて専らニ宜、 穀類ハ大ニ余慶入用相成候、 常二心掛可申事第一なり、豊年二気を付、 ハ日々之賄ひ、常年之六分通りニ而も間ニ合候へとも、 ヘハ、自然ニ十分之囲ひ備ニ相成候、 呑喰吟味美を尽し候事、 小豆凶年ニハ大ニ宜、金ニ相 囲ひニ麦者第一、ひへ甚タよ 凶年ニ相成候而者、 天道ニ背き候事也 聊ツ、心掛備. 是 米

穀物手を廻シ買入、用心可致候事第一也、夏不気候、土用中冷気ニ而、袷綿入着候様ニ候ハ、、早く

2

丸吉皆川家日誌

天保四年(一八三三)

天保四癸巳凶年ニ相成候

当地よりも相応之暮し柄之衆中より、 者共之供養被仰渡候二付、 れ候に付、 天明三卯凶年より五拾壱年め、 此辺御郡方二而、 御城下寺々ニ而供養御修行相 千厩於大光寺ニ供養相行れ 昨年五拾年めニ而、 見舞志之銭少しツ、 餓死之 行

勝

日和無之候

天保巳年二月七日

相出候事

千厩新町出火ニ而、 不残と申程こ、

近年七・八ヶ年折々之不作続ニ而、 洪水度々ニ而、 ル迄不足、 高直之所に、 水ニ取れ、 巳年凶作ニ相成候次第、 相 痛居候事、 米穀不安取引、 雑石・ 干 左ミ 粮等ニ至 川筋 71

天保癸巳凶年之次第

りふり候事、

是より日和ニ相成候

ハ、、

せめて五分通り之

寒也、 正・二月雨天、三・四月日和続、 気能相成候に付、 此冷気ニ而、 麦之作ハ宜、 麦作取し候物ニ相見へ 相応ニ取納候事、 麦作悪敷候所立直 候、 併思之外 ŋ, 順

気 五月より又雨天続、 漸々盆中迄掛り麦打いたし候事、 冷気勝、 麦打之日和も無之程之不天 誠ニ不天気ニ而、

雨

之、 ひ候、 相 相 日和陽気無之、 気見直り、 六月廿八日九日日和 此近辺ハもて候得共、 二日曇り、 冷気ニ而諸作後レニ相成候間、 出 出 折々之大雨、 候、 兼、 昨年十一月閏月中之、 無之、脇腹より無利ニ相出候事、併糀之様青花也供糀之様青花也 七月十九日弐百十日ニ相当り候所、 二日雨と申程、 引立候様子之所、 洪水等計り、 三而、 脇々深田ハ植付之侭ニ而、 大暑ニ相成候故、 土用より其後之暑気も日和も無 又雨続、 今年之早き年柄ニ候へとも、 未夕節ハ若ひ抔と申居候所、 依之稲之作も至而あしく、 六月中ニ稲可出 は 此辺も盆前より らみ居候而 嵐無之、 大ニ稲之作景 丈計りの i 候 所 雨計

地震、 来候、 覚束相成、 三日之夜先田三田四日五日あられふり大雨、 奥州羽州よりハ宜く、 東より奥州殊之外風相当り候、 雨 朝より曇り、 安心之躰ニ候所、 前二花掛候分ハ不実候、 所 之花掛候へとも、 日和、 作ニハ可相成、 より米壱斗五升位、 百廿軒流 夜大雷勢、 々心掛手配いたし候、 役嵐也、 此間之日 実ニ相 暮方雷勢、 八月中二五度之地震、 羽州ハ六月中大洪水ニ而、 れ 引続雨天、 夫より今年弥々凶作ニ可相成候事と明らめ、 成 清水筋家流、 暮七ツ頃より東風、 此嵐ニ而諸作物殊之外当り、 和二而、 人々案し煩ひ居候、 弐百廿日七月廿九日晴、 又雨、 此姿ニ而ハ、 色あしく黄色也、 当国方八月二日より甚冷気ニ相成、十端家流、鶴ケ岡多く流、人死多し、六月 追々出揃ひ、大ニ能相見花掛 廿二日大地震、 上方ハ又能、 江戸書状并所々之手紙申来候、 龍抔と思敷物飛候事、 盆中乍去花掛候分、 九月三日之夜大霜 五分通り之作ニも可相成と、 此風二而落付候、 多く痛候事、 時化雨ニ相成、 余程出揃 七 如何と諸人気を付候 廿二日より廿 八分通り之作ニ申 曇り、 三分通りこも無 候所、 廿八日之夜大 Н 古口と申所 盆前 候事、 和 併関東 八月朔日 五日大 夜大風、 廿日之 合能 より稲 五日迄 関 盆 ハ 候

> 不足、 準シ、 之、 之内、 所、 寒シ、 ね 種、 真 円と申候、 H 卯年より宜敷相咄居候所、 年と相成候而ハ、都而不足ニ相成、 しき由ニ相咄候、 々騒き候事 ハ宜敷、 常々雨勝之年ハ辺不宜候場所、 伏坊本家之田些よし、 前 何方も不実候、 就中不実、 夜大霜、 栗・柿等迄不足、 田辺一 八百屋物、 糯稲も宜、 当村中嶋沖ハ少々実のり候、 円に実無之、 此日之大霜二而、 津谷川 五拾壱年めニて飢饉と事定相成、 生瓜ハ早く、 ふじなと申ハ実のり、 此両品ハ何方も実ニ相成候事、 誠二八百屋物不足、 誠ニしゐなも稀ニ外無之、 大籠・保呂羽・ 追々ニ相成候而 前田ハ 水焼なすも至而不作、 稲の正躰あらわれ見 丈ヶ計りの 困り候事、 今年ハ稲草ふんごと申 大平前ハ第一之 釘子・ 何レ今年ハ毛し 困り候事、 ひ、 最初 天明よりあ 藤沢、 是より ハ天明 近 円無 へ候 誠ニ 右ニ 凶 村

きの 七月盆中より、 類取方いたし候事、 0 草取方いたし候事 在 |々衆中 追 Щ 々諸人相出 Þ |登り、 午 -房葉・ あさみ之類、 よもき 4 ろ

右成行委敷記録相認置候帳面、 翌年午九月三日之類焼ニ而

焼失いたし、大略を相印小サナ珍事留帳残り、 右江も印置

候故ニ、 此度改又記録帳取立、 相印置候事、

同年之相庭、 大略左ニ、

巳四月より米相場引上ル

五月 弐斗五升

六月 弐斗三升より弐升

七月 弐斗壱升

此所一向二市中相出不申候

八月 壱斗九升より壱斗八升

此節、 御上下共二大二さわき、 高直ニ売不申様、 色々もめ

合

大麦ハ、 近年ニ無之上作ニ取候へとも、 壱切三分ニ而売人

なし、

九月之初

米 壱斗六升より五升

大麦 壱歩弐朱外ニ余り

大豆 壱歩弐朱より三朱

> 小豆 右同断

粟 弐斗四五升

壱歩弐朱より壱切八分

小麦 栗・大小豆・そはハ、少々宜敷方、大根ハむし付相成、

而不作也、作物盗人多二付、所々番屋を掛、

守り候事、

至

江戸相庭、 出羽・奥州之凶作ニ付、追々引上候事、上方ハ

宜候得共、 十分に無之、七・八分通り作、 諸方之ひ、きこ

而高直申来候、八月より高直ニ相成、 九月五日出之状、

米 両ニ白四斗弐三升

京都八月廿日出

白米壱石ニ付

銀百三拾匁より四拾匁

壱升ニテ代百七文

右五年以前之丑の年こも、 百三拾匁位迄引上ル、

平年ハ上米七十五匁位より段々下、五十匁位迄

今年蚕ハ諸国一 統半作、 当作桑高直、 然ル所に、 昨年諸国

蚕豊作、 糸多分ニ相登り候ニ付、 京都糸下落之所ニ、 当国

X

方ニ而ハ不作ニて、 まゆ高直ニ買入、 弐百四十匁位之上り

候所、 糸買人無之、 京都不印ニ付、 追々下落、 八月末九月

初弐百四十匁迄、 取引、 場ニより下弐百五拾匁、 何年こも

覚無之下落

此辺ハ弐百三十五匁落ニて四拾匁位、 凶年ニ付、 上方より

江戸・仙台共ニ金不足ニ相成候事

繰綿近年引続高直、 今年弥々高直

菜種 油草無之、 高直に相成候事

辛子、 弐十八切迄

紙高直、 七百匁位

新紅花ハ、 雨上候出来、 下直、 上物三十五・六両より三十

両迄取引

麻下落、 六月頃より追々引下り 大坂ニ而拾貫め銀百匁位

小 中 両ニ拾弐貫匁より拾五貫目

綱麻 八貫匁より拾貫目

中麻 六貫目位

仙北行 七貫弐百目位

安物ハ、 売前能ニ而も、 掛りこおわ れ候、

> 随分利潤ニ相成候事、 下直に買入相成候へい買入、気仙沼積、 仙台麻ハ水中相用候而よわしと申事ニ候、 位之利、 登候所、 六月中余り下落不致内ニ、 大坂も追々ハ下落ニ相成候事、 最上出ニ致候故、 石之巻ハ御穀御積立無之故、 懸りましこて、 少々買入、紅花一同ニ大坂へ為 石之巻積致候へハ、 何も安物之方宜、 徳用無之、 何様拾貫目より 船通 **弐**割 用

なし、 尤積方六ヶ敷、 気仙沼之方宜敷

弐・三枚、 迫表呉座下落、 中品拾五・六枚、 千厩呉座も同様、 弐十枚、 南上々物拾枚より拾 廿四枚位迄、 小呉座

廿十位、

笠類大下直

右之外、 諸品下落いたし候、

若柳高市、 都而下落

申御触 布 当三月中、 小倉之袴着用被仰渡、 御倹約方殊之外厳敷被仰出、 無異儀規式之節計り絹紬相 大番 組 以下、 用

天保四年 (一八三三)

綿

可

十月廿三日当作相庭(ママ

当 古 米 壱斗三・四升

糯米 古 壱斗三升

大豆 壱分三朱位

小豆 金三歩

おかゆ

三十五文

隠居 百文 水計り

とふふ・十文 大麦 壱切八分

小麦 弐分之余二相成

雑石類、 都而日々追々引上候事、

十一月廿八日新石ニ相成候而も、

所々買置、又ハ持合売ニ

相出し不申候故、弥々不足、

高直ニ相成候事

古米 八升より八升五合

新

壱斗より壱斗壱升

糯

八升

当新米ハ性合誠ニあしく、飯ニいたし候而も、常年之事ニ而

ハ不喰候、依而諸人古米計り望取申候、餅米之方ハ、思之

外よろしく、

麦 金弐切三分

一大豆 弐分弐朱

引上候含ニ而、売人不足故、 大豆・麦ハ、相応ニ取納候品々候へとも、 高直ニ相成候 諸人望ミ、

弥々

小豆 五斗入 壱両弐朱

小麦 弐歩三朱 此品ハ、何レ糯類ニいたし、 小豆も望人多く、

ちうね 弐斗八升

辛子 弐切八分

一大根盗多候、一統二小屋掛ニ而番を付、仲間ニ守り候事、

江戸相庭十一月十一日出

玄米

白米 三斗八升

四斗弐升

白麦 四斗四升

小麦 八斗八升

大豆 九斗 五升

小豆 七斗六・七升

ひ<sup>(</sup>神 弐石より壱石壱斗

酒 廿樽ニテ廿七・八両 平年ハ十六・七両

X

六月より八月九日迄

黒砂糖、 当夏中大引上、 御城下ニ而壱歩ニ九百匁、 覚不申

候高直、 白者格別上不申候、 凶年之騒きニ付、 上菓子一円

不売、 御城下より江戸・上方共ニ追々引下り、併冬ニ相成

御城下ハ安糯・麁糯売候故、 相応ニ黒砂売候事、 誠ニ世の

中 ハ分らぬ物

十一月、大坂黒砂糖下落之事、 壱斤二付弐匁八分位之所!

俄二八分弐りと成下落、 又極月壱割五分引上申来候

来 右之諸国砂糖不引、 江戸え不積、 大坂え為登ニ相成候故、 然ルニ三河 ・摺河之両国、 諸方之新物登り 当年余慶出

> 込候故、 俄二大下落二相成候事、

繰わた、 百弐・三拾両、 ニ付百五拾両迄引上候由申来ル、 近年不作続二而高直之所、 奥方不捌ニ付、 追々下ル、 右直段ニ而行当り、 弥々引上、 併元不足、 江戸表拾把 又落、 高直

余慶ハ不下候

後新潟近辺夥敷 十月廿五日能登和嶋大地震并津浪之事、 ゆり、 大水ニ而人家流れ、 京より申来ル、 つふれ、

人死

越

大痛之趣申来候、

奥羽両国凶年ニ付、 大坂表出米、 江戸 表并所々え積下

付、 北国方ハ、 大坂并近国共ニ津出被相留候事 八月中二大坂より積入相下候ニ付、

秋田

l 様 杯都

合能相聞へ、此節騒き不申 由

奥州方ハ、大坂買入吟味遅く相成候故、

ニ而、 積下し可申候無之、 難儀候事、

当国方ハ、 村々穀駄送留二相成、 国中計り御手入厳敷、 村切通用可仕由、 大二百姓前難義之事 九月初二被仰渡候

十月大坂表津出留

二付、抜石方厳敷、市中相出不申候、弥々不足相成候事、

併何商売も渡世不相成、第一先年之通穀物之商内、喰物之

類計り甚売れ、銭取宜、酒者一切ニ被相留候事、酒道具并

室師御見分之上、一字御印符ニ相成候事、残酒払之義ハ、

九月中限り被仰渡候事、

御城下ハ、御酒屋弐軒造り方、御諸士ニ不限、町家ニ而も

是非ニ酒入用之義有之候節者、役付之書付ニて相求候様被

仰渡候事、

一の関様ニも、御用酒屋計り、其外御一門様御下右同様、

其外一統ニ被相留候、

此近年弐年共ニ米不足ニ付、御領内一統壱ヶ所ニ壱軒ツ、

御免之所、今年ハ一円ニ被相留候、醤油屋も造方被相留

室明桶御印符、

濁酒者もろみニて<br />
通用、おかゆと<br />
名付候

清酒ハ隠居と申候、

九月

一おかゆ者廿四文

隠居 八拾文位

一辛子油 壱盃百四拾文

ちうね 同百七十文

セうゆ 同三十六文

とふふ 拾文

同から 壱升十五文

×

胡麻者皆無之作、少し有之候而も油なし、

蠟るい高直、油高直

葉あい不作、尤今年者藍ハ留ニ而、一向ニ色相出不申候

染色出来不申候、依之古藍高直、

有之、 候所、 余慶、 応ニ漁事有之、 れ申候、 方夥敷鯣漁事有之、至而下直、 ニ相聞候所、 天明之凶年者、 壱歩に大三本半、 春二相成候而ハ赤魚等大漁ニ而、 今年者 上物両二弐千枚、弐千五百枚迄取引、 九月末より十月之間、 一向ニ漁事無之、 ふしも最早ハ買人なし、次ニ冬しひ夥敷: 殊之外浜方漁事有之、 中四本、 諸人浜方ニ銭無之、 此辺ニ而捨テ三十五文位売 小五本位之取引、 気仙沼近浜より気仙浜 米穀不足ニ而も魚類 大ニ助ニ相成候 鰹も一 甚迷惑 鯣もし 本相 由 漁 承

ひも追々買人相出、追々引〆候事、ふしハ上物九十ふし、

百ふし、百三拾ふし位迄、

右江戸為登、徳用少シ、鯣しひ等多く登り、地場不足ニ而、

地壳之方相応之利潤、

其後ハ赤魚漁事可有之、持居候所、極月ニ相成、一円ニ都

修事

而之漁無之、

年始肴も至而不足、

浜方ハ先之漁事ニ而助

n

成、安心いたし候、諸職人ハ難義いたし候事、十日壱歩之ニ諸人薄氷を踏思ひ、嘆ヶ敷候処、追々買物利潤などニ相相応之利潤ニ、夏中より秋中之所ニ而者、商ひ物休ニ而、誠秋中都而下落之品々、極月ニ相成追々引上、買入之衆中ハ、

南部者多し、是ハ■置人不足、尤南部者ハ不実之由、く、壱両壱分位、飯計りニ而も遣人有之候、女五切、六切、一下人之相庭、常々三両之者、弐両ハ上七切位、至而人多

者、

十五日、

十八日位ニて、

漸々、

置候、

冬中誠ニ山々ほり多く相出候、初メ壱歩ニ三斗位致候処、七月中より山糧諸人山々取つくし、蕨之根ほり方いたし、

御城下より買人相下り、上物弐斗位より買方いたし、大

高く相成候事

追而諸人え為売候御吟味ニて、如此、かてる、わらひ粉、くし柿抔、浜之免糧等迄買方被仰付、御城下松屋茂兵衛殿、小西利右衛門殿、其外弐・三人ハ、

┌壱叭弐百文より弐百五文

山根通り午房葉、大ニ金ニ相成候事、

来、 無之、 御城下ハ、七月末より八月之所大二騒 蔵 而 々々御備有之、 壱人え壱盃迄売候節有之由、 買人を内へ不入、入物■受取段々売候所、 御蔵御備米御払相成、 度々之御払 問屋ニ而表え高く竹かき仕 誠以騒動いたし候、 敷、 市中 樣御制道被成 問屋 夥敷買人ニ 出 石

何御用と申事をしらす、
の御役人様と申御壱人、是ハ御郡司様と御代官様之間役、
の御役人様と申御壱人、是ハ御郡司様と御代官様之間役、
一九月七日、此度御別段御役人様と申御両人、外ニ郡村御〆

然ル所、 御手分け在而、 者共ハ誠ニ結構成事ニ候間、 を 為御聞及、 ため有之由 二心支致候所、 大数之御改、 度御別段御 東山者御宝国ニ而、 顺 貯無之所へ送り、 藤沢町有徳之者とも、 番之御改、 当作を初として、 蜜 御叮嚀ニ御さとし有之候事、 夫より段々町中 御用と申 本気支ニハ不及、 兼而貯へ在之土地ニ候間 肝入・ 御領内 候、 只御調、 検断・ 当町喜右衛門方之囲夥敷有 近村々々御改相成候事、 ·可有様成所御改、 統平均被成置候御役柄、 囲石 かくし不申様持合、 組頭先立、 御領内之分慮御考之 貯ひ夥敷有之よし与 当所より近在え 東山余分之所 御案内ニ而 依之皆々大 貯之 全躰 此

被仰出、 御代官様 度之義も此人より相出候由相聞 合 り大ニ金持ニ相成、 是此度之御別段方之義、 向ニ不 初御小身小役人より追々御出世被成置、 右御改之義及御欠合二、 此 知之所、 度御下りこ 御横目 様、 御領内諸事小松様之御工夫事多く、 右之一条大肝入衆へ 相 大肝入役白石東吉殿御出 聞 出入司 、候事、 色々之訳在之候由、 小松新次様と申され候 此時当御郡方御役 御奉行柴田 御注進有之、 考へ役之節 佐土様より 役ニ而 御郡方 御 人様 依 此 立 ょ 御 而

事、 取移、 渡候、 相成、 事ニ 御 相 罷 顽 召候条、 囲 御城下ヲ始ニ而、 数御改二相成候所、 当地喜右衛門老人御呼出 当着いたし、 御首尾無之ニ付、 も事決し不申候、 願等御進め有之候事、 ■此度之御用ニ相立候物ならは、 在候間、 取進二而、 成、 米不足ニ而、 候 依 石数も可有之、 | | | | | | 御代官様ト 奉畏入候、 志願ニ而も有之候ハ、、 御別段御役人様方ハ、 国中貯之所平均いたし、 御上様ニ而も好敷可被思召候条、 町之衆中、 順々可奉申上候段御受申上候事、 献上高御受相成候事 御役人様中密々騒候事ニ相聞 御諸 御領内一 御郡奉行様より夜通し之早打等三度計り 手前相用候分取調、 然ル所右御別段方御役人様方、 御 就中 然ル所其方貯へ穀夥敷有之、 士并下々迄御救之義難敷、 取合ニ相 千厩大肝入衆え御呼 **乍併御郡方御役人様遠慮いたし、** 東山ハ、 ニ相成、 統難義二及候所、 成 所 可申上記 々 罷出候処、 諸人助度被思召、 随分御取立、 備之有之、 跡ニ御郡方ニて御取 御 改 一候所、 多少献上可仕与奉存 方御 其方多少献上 出 御上様ニ而も御 此 廻 改如何と被仰 候、 御宝国之事ニ 夫より外に志 村 及嘆敷 度凶 相 御賞ニも 被成 千厩 成 誠ニ珍敷 然 年ニ付、 村々穀 ル 置 被思 色 扱 所 御 何 々 候 可 致

御改相成候事

此御受之節ハ、互ニ振合、 献上金穀余慶二被仰付、 仲間之

内組抜好之衆も有之、甚迷惑難義いたし候

此欠引ニ付、三度計り千厩へ罷出候事、

此先二、蔵々御改之後、 所持之穀数調書、 大数申上候様被

仰渡、 書上いたし候事、 名々上ル、

此間二色々之事有之候、 町内助情之吟味、 手当、 村方其外、

凶年ニ付、有徳之者ハ甚多用也、 委敷留置候所、 前に書候

帳面焼失

通

献上仲間

御知行弐貫百十文組抜御賞

五斗入

籾 八百俵 喜右衛門

同四百六十文 金百五拾両也 栄助

籾三百俵

抜

金百五拾両也 長左衛門

籾三百俵也

籾大豆麦受取 及川利七

三百俵也

御鉄方拝借金有之候ニ付石献上無之、御かし上と申上候事、

籾弐百俵 正兵衛

金百五拾両也メ千三百切之高

御知行計り壱貫百十五文、組抜不好、 大二骨折致候事、 不足ニ上ル

金百両也 久蔵

籾百俵也

一籾百表也 弥右衛御知行計り四百三十文 弥右衛門

金弐拾五両也

御知行弐百五十文 金五拾両也 忠七

金三拾両也 清助

同御知行

右之通、 町計り、村二ハ無之候事、

保呂羽村ハ小の茂殿初〆四人

黄海村 升沢之俊治殿

右之通御受相成、 並俵仕ニ而五所結、 壱俵切ニ名前指札

所ニ而御引方、 たし、十一月七日町迄駄送、 東山より大石献上相下り、 川下候、 石之巻え御下ケ、 三ヶ壱石之巻、 同

此穀石之巻え下り初り候而

三ヶ弐余御城下へ為御登相成、

より、諸方静ニ相成、御役々御安堵被成置候事、此節東山

衆・藤沢衆大当り大評判、東山より金石ニ而弐万石位ハ献

上相成可申候事、余郡ニハ弐人・三人と申程ニて、さのミ

目立不申候

千厩御会所ニ而御酒被下置候、

当座御賞之節ハ、東山南北ニて七拾人余、

右駄送、七日町迄賃代半高御上より被下置候由被仰渡候、

正月迄三度程ニ駄送相成、

七日町ニ而、御本石御役人様、御升取等出役、さしを通シ、

御改御受取相成候、其節ハかん等打れ六ヶ敷事ニ有之、受

払受合可申、相談仕候へ共、面倒ニ付、袖の下少し遣相済

候事、

当町ニ而も、

米問屋

へ毎日朝夕五・六拾人位ツ、買人詰候

方、

誠ニイヤな事也

十月十四日頃

町内え助情致候

此仲間

喜右衛門 久蔵 忠七

栄助 弥右衛門 かゝや

長左衛門 〆七人ニ而寄合

町内八拾四五人え

籾五斗入壱俵ツ、

右検断衆え罷越、前以御取合致、同日御立合被下候事、

又御家中え

喜右衛門 長左衛門

かゝや 栄助

久蔵 〆五人

御家中四拾壱弐軒え、弐斗五升入籾壱俵ツ、

村方え

喜右衛門

長左衛門

久蔵

及川勘吉 栄助

メ五人ニ而

村方百人余

メ 右余慶ニ致候分ハ、御城御呼出

史料編

92

御賞之上木綿拝領ス、

少々之分ハ千厩ニ而御賞申候、

右面付并委細之義、本家之留二可有之候事、後世見合之節

も候ハ、、本家之方承可申候事、

右表向之外、出入又ハ手廻りハ名々、

十一月中、極月中旬迄米不足、高直、

気仙郡ハ、蕨の粉沢山、わらひ餅市々え相出、夥敷売候

由、三拾両位之物売候よし、

当郡山根通り、わらひ糯色々ニ拵、相用候事、

凶年糯之仕法、様々在、

一大根つみ之節、小キ所植置、来春之糧大根ニ心掛候事、

一稲も、能所ハ、鋏ニ而かり盗取られ候事、

一蕨の粉と、そはのねり合ハ、必らす喰へからす、決而当り

死すと申候、

一糧者、色々有、川と申、沼より相出候薬ニ而ハ、川骨かう

ほね之根也、

此節相出売申候、

併水気強き物ニて、

喰へ候

ハ、追々はれ、病根ニ相成候事、

あさみ糧も、此節市え相出候、在方ハ相用候事、是もはれ

候物ニ相聞候事

ところ糧切て売ニ相出候、是ハ一統ニ少しツ、ハ相調、相

用ひ候事、山之糧ニ而ハ、第一はん宜、秋より冬中専らに

堀方いたし、在方ハ専ら相用候事、大升壱升八拾より五十

文位、

ふき糧宜候へとも、冬ハ無之物ニ而、用不申候、春ニ相成

用候もの、

一ところ糧制道方いたし様

能切、能く煮出、水ニて節角洗ひ、あく水ヲ出、煮而水え

漬置、相用ひ、其節色々之仕法有之候事、何レにか味をぬ

き、仕法人の体え随分宜能の有之ものニ相聞へ候事、

何レ少しツ、折々相用候へハ、可成之事ニ候へとも、余慶

ハ不叶候

候へハ、結構成にあけ糯ニ相成候事、一わらひ糯・小麦之粉ねり合し、とね湯ニ煮あけ、粉少々取

又積入ニいたし候而宜敷、

右両条ハ上之拵、

わらひ粉きらすえねり交、うすニ而能つき、 つみ入甚宜敷只々わらひ粉弥糯ニ致候而ハ、不喰候事 あつきかゆえ

小麦粉ハ糯ニ甚宜敷、 午房葉・よもき等入、 糯ニつき、 甚

宜敷、 凶年ニハ度々餅つき候事ニ候所、 凶年餅之一第、 此

小麦糯 わり合も、 喰而も宜、 大ニ流行いたし候事

米之しゐな糯ハ、 第一 はんの糯也、 大麦もよし、 節角草糯

柿の糯も在之、 是ハ何レなくさみ之様成事也

有之もの也

賄等之義も、 粥専ら一日ニー 段々御上より被仰渡も在之、 度ハ相用候、 不働常之者 御城下并在々共 ハ、 粥之程割

合能ハ無之候

屋形様ニ而も、 御粥被召上候よし相聞へ申候

江 + 二月、 戸より御下り 屋形様御事、 被遊 候事、 御国方凶年ニ付、 御道中御同勢常之三ヶ壱ニ被仰 公義より御暇相出

渡候由、 至而之御小勢ニて御下着

御下着之後、 則米銭大高御夫助被下置

御家中小身一統へ、 人数ニ而御手当被下置候事、

町家共ニ

御城下能町人え、 町家困窮者助情貸方被仰付、

町家御備米、 御 用達中より手当被仰付候事、

右之方ニて、 大二御城下も静謐ニ納り候事

御城下中 通用道々普請之義被仰出、 無渡世之者共相働候様

被仰渡、

右日用代、

最初ハ、 他所者払被仰渡候所、 長住居之者共甚難義二及

玄米壱升ニ銭四拾文ツ、被下候事

候ニ付、 相願、 三ヶ年被承、 已下出除候樣二被仰渡候所、

又追々御吟味被相尽、 被仰渡、 難有働き候事、 追々御吟味、 統二御差留二相成、 御領内 御構なしと .御見詰相立

候故か、

御混雑と相聞 此節之御上諸御役人様、 度々之御役替 上首尾、 不首尾、

誠ニ乱世同様

柴田佐土様 (芝多佐渡) (芝多佐渡)

史料編

94

小松新治様 出入司

御町奉行 御代官

御郡奉行

御大勢御役替相成候

鳥山庄作様御代り

当郡御代官様

又御代りこて

佐藤斎兵衛様

白石升様者、郡村御メり江御進役替

当時大当り学才之有人

平はしてい

評はんよろし

御城下表之高、御役柄より御下々、色々風聞有之候、

此節

真山慶治様 御在所折壁

出入司之御役

大條監物様ニ成御奉行ニ

此節之御役人、何レ御吟味相尽され候事ニ相聞候事、

江戸、京、大坂共三、町家ニ而麦粮之類・麁飯相用ひ、又

かゆ等ニ而賄ニ可仕由、従公義厳重被仰渡、向之御役人

相廻り、家々飯御改ニ相成候事、今年ハ先年より厳敷御手

入之事、

②忠七親方、八月下旬ニ京都登り、道中江戸迄之所騒敷候、

江戸先東道海者思之外別段ニ宜、

仙台より江戸迄道中はたはたこ代、二百五十文、三百

文

道中筋喰物都高直、殊二物騒ニ而、至而通用無之候、依

之宿屋渡世、甚難儀之由

一無異義通用計りニ而、茶屋も糯計り売候事、

八月中より諸法事、

又婚礼等、

無異義振舞も、

親類

組合

のミニ而、軽く一統いたし候事、

八月廿九日、手前之先祖五拾年忌、又近年之霊父母七年忌

法事、

一円入寺法印様、一の関慈眼寺之御隠居、法印御入院相成候

事

製方咄計りニ而、面白からぬ事と候、色々と毎日~~凶年難儀之事のミ、又食事之割合、

いたし、公達ニ相成候所、所々御尋、無然取捕、又逃シ候一保呂羽ノ藤元寺之小僧、同寺之師小尚殺害し、立退、騒動

一南之不動堂ニ、座頭ハ同所之寺小尚をころし立退、無然召

所

又召捕為召登候事、

七北田二而御仕置被相行候事

捕、是も御仕置相成候事、

方ヲさし殺、金を取候所、露顕ニ及、御召捕、御仕置相成吉岡町宿ニ而、南部之午方を留、宿之かゝ悪女ニ而、右午

候事、

右之通之事共有之、誠ニさみしく、往来至而すくなし、

而、損金多く相聞へ候事

夫より在々所々盗人多く、

質屋引張り多く、

かゝり合多ニ

質屋之義ハ、今様之年ニハ必用心可仕候事、

下 下 此度之凶年ハ、 -々宜、 々御恵之事無之候よし、 先年ハ 御難渋之折ニ而、 当時御上様御内福と相咄居候へハ、 此度ハ左ニ無之、 大ニ御 困り 御恵も有之候 被遊 右ニ付 都 而

壱歩札弐朱札と在 (羽書)

も無之、春二相成、心能取申候、其頃より銭相庭引上、も色々六ケ敷候ニ付、一頃一向ニ休候処、追々札等之代り札之義、先年之は書と同しく替り可申候由風聞有之、質屋

一新金弐朱多く下り、

右ニ付、にせ金夥敷相出、諸人相痛候事、にせ金拵候者、

余慶遣候者共、

御召捕二相成候、

此節誠ニ科人多し、

作故、 直、 今年莨大不作、 壱と相咄、 下形三両位より追々四両、 余慶無之不足也、依而古葉ハ五両迄上り取引、十九切位より 新葉水かれ之上、 何年ニも覚無之不足之由、 霜焼也、 十七切位迄、 売立相成候所、 例年之三・ 古葉も近年不 四 甚高 ケ

合、不高取引、

中形・

上形之場共ニ違作ニ而不足ニ候へとも、

下より

Ń

釣

五両より廿一切と相成取引、古弐十五・六切売内然ル所、正月二相成、御城下石之巻所々より買人参候ニ付、新下形

粮類之

持合候地方之人、何程引上候も難計様子ニ而、古葉ハ売不

手前ニ而持合候分、古正改弐百五十之少し余有之、新葉弐申候、刻下弐両位、然ルニ当地之商人中者、持合不足候、

百四、五表有之、二月初

古葉 弐十八切より三十切

新葉 弐十切より弐十弐切まて

一宇右直段ニ而売付候、誠ニ珍敷商内致候事、併新葉ハ誠ニ

何年ニも不覚悪葉、

右之直段ニ而、

頃商内相成

候

得共、余り高直ニ而買人無之、不足之物ハ余ル様ニ相成、追々

ハ先年之通り、拾両ニも可相成様子ニ見へ候へとも、左ニあ

らす、却而追々引緩ミ落申候、買入之衆中、却而損金ニ相成

候、手前ハ能都合ニ而売、百両位之徳用相成候、併金ハ延金

ニ相成候、ケ様之事ハ、誠ニ無之もの也、

売候とも必以買ニハあらす、登れハ下ルもの也、

より相下り候事、天明之凶年ニハ、信州浅間山焼ニ而、近国関東より上方ハ、相応之上作ニ而、壱俵も不登候、却而江戸

者一円ニ捨り候故、江戸高直故ニ、国方も高直いたし候事

此度ハ外へ不向か、国切之事也、

御城下之酒屋ハ莨切屋ニ相成、莨商人ハ金廻り吉、銭者無之、

切屋ハ相止候事、

五両ニ而売仕舞、利潤と相成候事、元より下直故、追々諸仙台花尤上出来ニ而、望人多く、上物六十両位より五十四、一京都表之紅花相庭之義、諸国不足ニ付、不安取引、就中、

方人気あしく、下落いたし候事、

売候ハ、、常よりよろしく、一酒屋被相留候へ共、おかゆハ町内半分程有之、大流行、

理

一盃四拾文

一とふふ 十弐文

一壱升 廿文位

誠ニ買人多し、

も、米高直ニ候へとも、現売ニて豊年より折よく、取都とも、とふふよりきらす之方ハ多く売、割合能おかゆとふふ屋も余慶おかゆ、とふふ屋ハ家毎ニ有之様ニ候得

よろしく相聞候事、

糯売等、

都而喰物之類大二繁昌也

事ニ候、此度も所々ニ而多く有之、もふけより余慶遣候事、ニ而、銭之有者ハ却而無用、罷違候へハ金遣いたし、無拠穀物商売ハ、よしと申事ニ候へとも、是も中より下之商売

ニ付、 御免、 皆川屋清助殿、 壱弐升取ニ而も上商内、 了間之事ニ候、 弐升位ニ引受候由、 に候へ共、 買入候所、 相渡候事、 五十両も損金相成候由、 月廿日頃より引下ニ相成、 かし売等致候故、 他郡買方被仰付候二付、 他郡買ニ付、市中相庭より高く被相渡、 当時九升壱斗位之相庭、 東山ハ、 当町之夫喰買方、 Ш 向ニ而買方致、 然ル所追々緩ミ、半高程ハ売候哉、 藤沢町・千厩町・薄等五冊計り御通帳 為渡世之如此 如此、 大行違ニ相成候事、 翌年六・七月迄か、り漸々取都 川向近辺より古川在迄罷越 古川辺へ参候義ハ、全体不 直 南ニ而相 古川辺、 . 々 駄送致候 調候樣、 壱斗三・四升 追々買人不足 ハ随分 壱斗 一・ 御通 極 被

米壱斗ニ御払相成候事、併壱斗之御直段ハ大ニじやま、此より麦・米御貸付相渡り、又御払籾相渡り、御直段壱歩ニ此先ニ此辺市中米出不足、壱升買之者難義ニ付、千厩御蔵

候 こも成ぬ事也、 上様被相立候もよしあし也、 御払下直之故三、又市中出相出不申候、 之六ヶ敷渡世、 ヘハ持人相出 買人ハ誠ニりくつ計り申様ニ而、 l候事、 追々見詰相立事定り候へハ、 此節之穀問屋ハ誠ニ難儀 何レ所之成行ニ而、 尚又市中御 物ニも相 此節ハ 常之様銭 高 三相 相 庭、 第 成

取扱もよし、銭ニも相成候へとも、

騒き最中ニハ甚難

融通用勝手次第と被仰渡候而より、 通用も甚宜、必窮屈ニ致候而ハ、 最初米穀村留村切之義被仰渡候節ハ、 も相出可候様無之、 統難義いたし、 市も立盛不申候、 其々有物共二困窮致候事 町市も立盛り、 町人甚以困窮也、 統難儀、 石物不出 売ニ出度 三而 銭も落、 其後 弥 (候而 Þ

Ļ 此節之成行之事、 御領内之中ニも、 桶谷町其外ニ有之、 只今追而大凡相認置、 右之取扱能致候所ハ、 委敷承り留置 町内之所通用心配致候所有之、 為渡世如此 候所、 前 岩谷堂町、 書之通焼失 南ニ而 41 都 た

太物・木綿ハ高直、殊ニ一統凶作ニ而売内無之、第一

番之

計り二而、 不景気、 相成候故 古手商売は随分宜敷、 古手ハ売候事、 至 敷、 詰 在 ょ ŋ 々小俵物は、 春 木綿新敷物ハ不買、 相 成 諸 穀物売通分之金 道道 夜着等流 洗だく

物之類

相応ニ買調候事

大ニ下直、普請之用意致候ニハ、誠ニ宜敷候事、一凶年ニ相成、普請無之故、木材・木板・かまち杯之類ハ、

候

之、 御上様御台所御内福と世上相咄居候へとも、 付 Ł 折 焼失ニ相成、 先 為成候由 由 、々ニ而、 御備 相聞候、 毎日御家中并町家御払相成候、 近年不作続こて、 屋形様御為土産、 芣 莫大之御金遣ひ被遊候故、 乍併、 相 是ハ大名御損金ニ相成候所、 依之、 成候事 御役所々々御蔵々々、 穀物之御備 兎角御備も六・七年先之程ハ無之、 御備被遊候御囲ひ米、 其外 ハ 御 城 下 御蔵々々ニ在之候 Ŧ. 御 ケ所之御備御蔵 金も甚々不足ニ被 夫ニ御備金ハ有之 近年之不作続 若林之御蔵場 近年御吉凶 へと 有 事

御払被成置候後、凶年ニ相成、冬中此御近国之御大名様よ当春迄、山形・天童・鶴ヶ岡・南部様等々へ、御無心ニ而

ŋ 聞 之困窮之者、 老若男女共ニ夥敷事、 冬二相成、 も不切、 米穀之御無心度々ニ相聞候事、 仙台より御無心不叶、 脇々共二在々迄、 南部より地逃之百姓当国 助り兼、 無申 川江身を落し候者不少由、 計 南部 候、 向々御役人切腹等相聞 津軽・ 毎 Ė 南部は大二難義之由 へ参候事、 々 、々通り 秋田 候 往還筋 仙北之者、 追 事 Þ ·相聞 南部 ハ引 候、 相

町家より三ヶ所江毎日 御城下二而、 少々ツ、御手当有之候よし承り候事 呂之施行被相行候事 在 々 所 活つ喰至而多し、 御上様御 助小屋三ヶ所被相立、 々々施行い 岩谷堂様ニ而、 たし候事、 御 助 御寺ニて水風 御手当之事、 小 屋被相 掛

事、一北山町之酒屋、北山御寺ニて、かゆ一同ニ両度ツゝ施行之

川原町之錦織屋、八ツ塚寺中御助小屋にて、毎日かゆ壱度

割余、割国より江戸近国迄一統也、麦之蒔付、例年より五荒畑并山等之能場所、畑を起し、又ハ田地ニ致、麦之蒔付ツ、施行之事、

桶谷様ニ而、 而被 超立 一候御吟味ニて、 御 助 奶小屋相去 土地ヲ被下、 立 御手当直 小屋掛 々、 新百姓 家立被下候 他 玉 |者|

上、夫々米銭被下被差置候事、此節百軒程出来候由、

之土地 事 事、 石之卷、 同所 三而 御 専ニ船掛り候ニ而、 積立 此 節 一無之候故、 船惣休、 甚難儀之事、 金銭 諸 出廻り 人銭取いたし、 無之、 依之夫々御手当之 甚 |難義 小 前 致 相 続 候

御城下之大店々、 等被仰付、 無之、 甚人気あしく、 金名々金高付写置候所、 是悲御見分を以、 全体ニ夏中暑気無之、 問屋衆中大困り、 又ハ士・凡・下々御救助方ニ付、 凶作ニも相成候故、 献上調達等被仰付、 諸商 冷気ニ而、 内無之、 焼失 其上町内手当、 在々夏物之仕入一円不捌 単物着候者は余慶無之、 商内なし、 旁以難義之事、 又ハ御取替御用 志願等被仰出 依而問] 献 屋払 Ŀ 金

金弐百両也 松屋茂兵衛殿

金百五十両也 小谷屋新右衛門殿

金百五十両 小西利右衛門殿

金四百五十両 中井新三郎殿

金五百両位 ならや

金志願有而 源蔵

源治

佐藤屋

一金三百両 伊藤

金三百匁位 菊池三九郎殿

X

寄之調達、壱村百両位ツ、献上相成、御国中ニ而ハ不少、右之通、此外在々有徳之者、并南仙ハ肝入衆之名前ニ而村

依之、思之外御安堵二御救助被成置候事、

所、 今年之作ハ、天明之凶年よりあしく相 仙 江 其節よりハ少々宜候訳ニ 刺 伊沢、 是ハ至而あしく、 相聞 候、 東 Ш 東 咄候所、 ニ而宜所 Ш より 本 追 吉 々 松川 : 気 承 候

登米も少々よし、南方ハ、第一名取郡宜、弐はん牡鹿郡・涌谷、右は些

宜

濁沼、

千厩抔ハ少し宜

新沼宜、

今年は新沼村ニ而、九面引と申方 御領内 一統、 此郡付位之事二相聞候事、 村之郡毛附弐分三りと馴候事、 乍併当地之御地 何 頭 シ

様 畑多候而、 南之割合とハ大ニ行違、 半作以上之御取

只銭遣計り、 明年之御相談方一円二御見詰無之、 都、

第一

はんこ宜、

併誠ニ以御困窮也、

全体二御仕法至而

残りハ来春仕付・夫喰被相渡候事

御用達中ハ是迄かりたおし、御知行所村々一統よりかり、(借り) あしく、

円ニ不返済、依之弥々六ヶ敷、 依之極月押詰ニ相成、 御

凶作に付、 用達中御呼出、 明年相続見詰無之、依之台所米続相出呉候様御 御馳走等被下置、 若殿公御直仰二而、 今年

頼被仰渡候事、 依而御家老様中段々被相談候二付、 無拠御

受申上、玄米壱ヶ月ニ六俵ツ、、九月迄七人ニ而御用立候 此内金円半分ツ、ニ而壱表ニいたし候、 其外御小遣方ハ、

御知行御売御見詰被相立候事、 翌年一 向二御返済無之候

御郡方御相庭

為渡世之如此

米 三十三切 薄衣四十八切

大豆

右之通、 御相庭も高、 薄衣買納方四十七・八切ニ而 相頼候

事、 諸上納方翌年迄掛り候御取都ニ相成候事、

越年米・ 籾・麦等、 千厩, ノ御蔵より御貸付被相渡候事、

又

極月廿二日、 市日より少し引下ル、

玄米 九升より新壱斗五合位

大豆 弐歩三分位

小麦 弐歩三朱より 弐歩半新弐分

新ハ至而あしく

大麦 白ニテ九升五合 弐歩弐朱位

そ<sup>(蕎麦)</sup>

干かて 壱歩ニ壱斗三升より壱斗壱升 壱斗迄

小豆 五切位

干葉 壱巻五拾文位

粟 壱斗弐、三升

ふすま 壱升三拾文

ひへ 弐歩位

(豆腐) 十弐文

きらす 廿文

おかゆ 四十文

清酒 上百四·五十文 同百文

八拾文

酱油 壱盃四十文

同かす 壱升四十文迄

今年ハ塩不天気ニ而至而不足、渡り塩も渡り不足、

大根ハ、思之外余之作よりハ能とれ申し候、併不足

押詰ニ相成、追々買人無之、米引下候事、全体今年ハ天明

も有之、御郡〈〉之御蔵ニも多少有之、其節よりハ在方

之凶作よりハ作も少々宜、殊ニ 御上御内福ニ而、

御囲

7>

とも、 少々ハ穀も有之、近年之不作ニ而、過半売払ニハ相成候得 格語之有之者ハ持居也、殊ニ七月中より山かて多く

取、早より夫喰用方心を付、 色々と吟味致、無心掛ハ多分

穀物買気ニ相成、 々々高直ニ相成候事、 買人計り多候故、 殊之外騒ヶ敷 H

> 御上様ニ而も、 上被仰出候、見詰金段々被相渡候故、兎や角高直ニ致候所、 過分持合之者共、玄米壱斗之直段二而御買

極月中旬より引緩ミ、人気も静ニ相成、 緩々取引通用相成

候事、 而不通用、 何時も右様之年ハ、村留之御買上之と相成候而ハ至 人気あしく、売ちらし・買ちらし之方ハ、 甚以

宜敷物、 先年より相伝候事、

此節諸役人、誠ニ御用多、銭ニは不成、大難儀之事、

ニ銭ニ不成、 難儀候事也

薄衣町ハ買納所ニ而、

例年ハ町内銭ニ相成候所、今年ハ誠

物と相見へ、 押詰二相成、 間敷と存候所、 諸品不足ニ而高直ニ相成候事、 市江も立、 追々米穀引下候故、 売内も有之、秋中下落物も大分利 人気直り、 年始物も売申 夫々心掛候

潤二相成候、

古米 極月廿八日市日 九升位

新 壱斗五合

もち 八升

辛子 十匁迄 誠に高直

ちうね 油 壱盃弐百文

辛子 百八十文

蠟

高直

十月中うるし大下落 両に弐貫四 五百匁、 春ニ相成引

上候事、

種籾新吟味可致事 昨年の古種も用候事、

先年之凶作之節と違、 此度ハ思ひ之外家具之投売候抔 無

之、 却而古物流物壳候事

鳴子、 鬼童、 湯元より塗物参り、 当所に長ク滞留いたし、

夥敷道具売申候事、

+ 一月廿九日、 久平婚姻致候事、 兼而使致候所へ ハ 大体ニ

より参り たし候而、 候ニ付、 振舞は当日計り、 段々買入、 九升之直 右 相用候餅米白 二而 拾両分程買入候 三而 南方

事、 誠 ニ常年之料理振舞同様之事ニ候

> 夥敷、 九月中より疫病所々流行いたし、 殊ニ病死多く、 毎日所々野辺送り相出候よし、 石之巻大ニ行れ、 御城下 <u>ー</u>の

関余慶、 気仙沼ニも相応、 此辺も在々有、 町ニも 昨冬中

有之候処、 格別余慶ニも不相成、 十二月ニ相成、 円無之

候事、 悪敷候而ハ、 其後 ハー 急度煩ひ候物ニ相聞へ候間、 統ニ薄く相成候事、 ヶ様之年柄ニ 食物は随分に悪 喰事

敷、 粮等喰不申様ニ心掛可申事、 冬物ハ尤第一と申、 冬中

ニ悪喰致候へハ、 春二相成病気ニ相成、 疫病も受候事也、

凶年之備ひハ豊年ニ有之、年来之内ニは急度凶年参候物ニ

相見へ候間、 是悲ニ備へ致置候事也、 平年ニ自然と心掛候

也、 は、 凶年相過候而も、 随分心安ク相見へ申候事、 翌年迄も跡を引、 必以別ニ備置可申事第一 穀物不作、 高直 成

事ニ候間、 用心可致候事、

御城下之大家ハ、年々飯米之くたけニて干飯といたし、 右

を囲ひ置、 是を入て粟抔を入候様ニいたし、 用候所多し、

備被置候干飯有之、矢張りくたけ也、 大御屋敷方ニも有之、当所之御地頭様ニも 御役人様方之御咄 右を此度御用、 御先代様之御 大ニ

南 通りニ 種籾年々余慶ニいたし、 余りをふかし干而 助ニ相成候よし、

置候所、此度之用ニ立候所ハ稀ニ有之候事、

凶年ニ粮ニ相用候草之能を相記、御城下并江戸所々より施

本相出候事

一喰物之製方割合品々有之候事、何ニ致、上喰物ニ而ハ、か

ゆ之程割合共ニ宜ハ有之、右かゆ之煮様大ニ有之候事、

米類喰不中者ハ、余程相見へ候事、面之色青くはれ相知候

併今年ハ当分先年之様ニ餓死人ハ少シ稀々ニ有之候、

事、

渴命之者所々書出御手当有之候事、尤役前得江御用籾麦等

備置被下置候、并御貸被下候方、近郡ニ而ハ伊沢郡至而あ

しく、囲ひ物等無之、極難義ニ而相聞へ、御代官様并役

相廻り、夫々御手当候事、殊ニ松の木之根ノ間皮等ほり、

御越年被成置候事、夫より御郡々々御廻村御制道被成置候御御締り考へ御役人、御郡司様等御下り、御制道被成置、

事、御領内中、御郡奉行様并御代官様、御役々、今年ハ御

郡ニて御越年之事

寺院方も、今年ハ大ニ難義、御寺江は有壇頭中より廻りニ

白米ニて送り上候事、

第一 火の用心可致候事、

凶年之備常々可致事、

疫病受不申様可心掛致事、

凶年之節、米穀買入申間敷事、

但右品之外、下直物ハ買入候而も宜敷候事

応、太物類大ニ不可申候、市も思之外立、盛申候、廿八日大詰ニ相成、市掛、小間物ハ思之外ニ売、古手物も第一相

手前之店相応ニ売候

済之人至而稀也、誠申無計候事、併去年よりハよしと申事、大晦日勘定払ニ参候人無之、稀ニ候、店かり金かり共ニ返

立不申候而ハ、大損金相成申候事、超々頼母子取頼母子方、算田地方、此損金誠ニ不少候事、追々頼母子取七月中より頼母子寄合は相休、一円無之候、貸付金・店貸

手前所持之内、 六ヶ敷候ニ付、 上物ニ而壱斗位外参り不申候、 前 相成、 へかり取候、 苗を呉候事 かり分、三ヶ壱作子へ渡、 種籾余程取候事、 徳田村内木城前ハ今年第一宜敷、 却而種籾等呉候事、 其外ハ籾ニ而五升、 三ヶ弐かり、 右ハ 籾 三升 見詰 ハ春 手

当町抔 相出、 節 不申候事、 度々ニ売候事、 在者江問屋并検断衆より御頼ニ而、 尤金は早く御無心ニ而売、 九・十月、 何レヶ様之節ハ、 市 中江米穀相出 |不申 所持致し候ハ、 弐・三俵 候、 町 内 ツ、 難 強儀 売 為 候

年ニ五升致候事覚居、 之直段之節売候而可然、 当町ニ中位之人、 相成、 追々下落二相成、 漸 々売延、 米・粟等相応ニ囲置候人有之候所、 金二而片付候事、 右五升ニ相成候ても売可申と持居候 春ニ相成候 節用被進候へとも、 ヶ様之事ハ、 壱斗三升、 先年天明之凶 必心得 兀 1升位 八升

可申候、

3

丸吉皆川家日誌

天保五年 (一八三四)

天保五午正月、 年始之礼廻り、 如常之候へとも不足、 ちら

(一酒も糯も御馳走なしニて、 早々、尤遠方ハ無異儀所計

り先ニいたし、跡ハ追々参り、 便次第二致候事、

年越之夕、常之通り、

元日、 例之通り糯、二日・三日者飯、 四日より麦めし相用

候事、

糯つき方不足、くたけ糯、 小麦、 糯、 草糯品、 々、

年始廻候糯、 御互ニ通用無之候事

旧冬銚子よりさつまいも参り候所、 大高直、 気仙沼ニ而壱

俵三朱より拾弐匁位

江戸下り酒も少々参り候

壱盃百五拾文

追々積下り可申よし、

正月八日初相庭

古米 壱斗九升

新米 高下有 古 壱升五合

大麦 弐歩弐朱

小麦 弐歩三朱

大豆

弐歩弐朱 弐百文位

両弐朱

小ツ

(ナシママ)

三朱

X

右之通取引、 此節ハ相庭替り不申候、 尤越年用意二而、

買

人も余慶無之候

肴類至而不足、不漁、

高直之事也、

浜方大難儀之よし、

江戸表、 米穀都而高直、 奥州より不登、 却而相下候故、 大

坂共ニ江戸并諸国へひかれ候ニ付、 旧冬大引上ケ、 依之米

穀之義ハ、大坂も江戸も積出被相留候事

江戸千住町ニ而米問屋五軒、 江戸より参り、 相破候事、 依

之 従

御公義御助米被下置候事、 百文ニ四合ニ売候所、 六合ニ被

仰渡、 相庭御引下ニ相成、 夫よりしつまり候事、

事、 去冬国方ニも、 ヶ様之節ハ、米穀余慶有者ハ折々相出、 弐・三ヶ所、 蔵相こわし相成候所有之候 相庭より壱升

も安く売候か、 又ハ早ク施シ致候へハ宜、 無左ハ、大事ニ

相成候事

一播州姫路御城下近在之騒家、不仁之義在之、去年十月 打こわされこ

及候二付、家人大勢ニ而出向、 手合致候に付、 追々大勢ニ而

押寄候ニ付、 右騒家兼而姫路様御用達ニ有之候故、 御城 下

飛脚相立相達、 御相手相願候ニ付、 急ニ御向々御首尾ニ

御引取候へとも、夫より近在徒堂を催し、 相 成 五・六拾 人馬上ニ而相向ひ、 打たおし候に付、 夥敷勢揃、 一先

より押、 五・六千人も寄せ候ニ付、 追々 姫路へ御注進ニ相 四方

成

依之相手之御人数弐千人程二而、

近辺之御大名様方よ

成候事、 り御加勢等有之、壱万人程之大軍被相成、 然ル所、 姫路様より才徳之在人被相出 誠ニ大騒動ニ相 百姓

共御さとし、 和を御求被成置候ニ付、 勘服いたし、

相成候、 誠ニ近年無之珍事也

全躰、

富家之主人不宜候故也

所々小騒動有之、誠二不安事也

正月中旬迄ハ、

相庭高下無之、

すわり、

米持ハ追々売気、

正月廿三日

去冬雪不足、正月二相成、 雪相応ニふり申候

春大根蒔付相用候事

去冬より大根種壱歩ニ壱升致候事

同廿八日相庭

上九升五合・弐合之要、高下有

新 壱斗弐升五合

三升迄

種籾新古相用候事

去冬種ハしゐな余慶、よくよなけ候事

正月三日出

江戸綿直段

阪上 百三十匁

三通

百廿八匁

京丹 百廿四匁

坂丹 百廿弐匁

焼印 百十五匁

篠巻 拾両引 壱貫七百匁

X

一月十三日

古 壱斗五 升位

新 壱斗三升位

買人なし

かうす不作、 弥々紙類高直

千厩・松川御蔵より農事仕付穀ニ御貸渡被下候事、

せうか五升ニ而壱歩、 御城下二而、

木のゆ 壱ツ廿四文

二月七日夜、千厩新町大火、新町計りあら増焼失、少シ残

り候事、 白石屋抔蔵共二一字焼落、 誠痛入候事、 困窮、 町

誠渇命躰之者多し、依之御上様より

夫々御手当有之候事、

ニ而凶年之翌年ニ而、

手前ニ而ハ、一統江悔致候事、

二月四日江戸大火申来候、

四日昼、 外神田より出火、 南へ芝口迄、 仙台様御長屋少々

焼、 此所ニ而留ル、 仙台様二而誠大金御出被遊候由、 又永

代橋迄、 又両国橋、 本南新堀、 鉄砲洲辺不残、三芝居不

残、

通り町一

Ħ,

但尾張町越後屋辺残り、

室町片側残り、

又九日 焼失、 文政十弐丑年之大火事同様、 浅草辺無難、 ・十日両日、 近年両度之大火ニ、 御丸之内ニ而御屋敷多く焼、 此度ハ家数未タ丑年之焼出来 浅草辺計り無難 大名小路

不申由ニ而、 其節よりハ数無之候得共、 御丸之内大名小路

之焼旁ニ而 後ニ而難義、 大痛無申計候、 地面者誠ニ夥敷大焼也、 御公義様より御手当、 近年之大焼続 諸御大 凶年

名様方より御手当等有之候事

依之諸国より財木等都而之品物登り、 買人不足、 不景気ニ

順 万物下直

当地蕨縄、 歩ニ四十四・五把いたし居候所、 石之巻・涌: 谷

事、 衆セリ立、 買人無之候、 三十把より廿弐・三把位迄買入、 焼之急成普請ニ而ハ、 筋縄等ハ不用候、 大損ニ相成候

却而下直、 地払之方ニ利分相応ニ有之候、 為後之相印候事、

当地国方、 成 買人ハ少々ツ、ニ而、 統二去冬中買人計り多く、 石数不引、 持人売気、買人無之、 高直之所、 春ニ相

追 一々市中江相出、 日 々下落ニ相成候事

先ツ高直

あさハ追々引緩ミ

三月弥々緩ミ、買人不足、米 相庭計りニ而すわり、 買置物何

レ損金物也、

古 壱斗壱升

新 都而喰物類下落 壱斗五、

麦者不下候

大豆者追々下ル

四月

古 壱斗弐升

新

壱斗六升

糯 壱斗弐升

寒引米、

むし付ニ而大ニ損し、

下落ニ候へ共、

買人なし、

米買置者、 五割・六割損金

当町清助殿、 古川辺ニ而買置、 貸売いたし候所、 取都難渋

都いたし、大豆買置もの、 に有之、大二難義、 七月迄掛り、 損金〆六・七拾両之損金相成候 御代官様に願上、 漸 々取

事

大豆買置ものハ、おむれ損し、大損物、買人なし、

二月若柳高市大盛り、在々小手俵持、珍敷穀物高売金ニ成、

道具買多し、

麦之作、草生ニ相応ニ相見へ申事、

一新壱朱銀弐朱金にセ相出、通用大困り、

春より夏中当所へ塗物参り、夥敷売候事、古物・流物売候

事、

五月十日より田植初り、一統ニ南も、奥も、一同ニ相成候

事、能雨有之、一統二植付候事、

百かりニ付、苗三百より四百把位ニ植、

一照続、莨植付甚六ヶ敷

**尤例年休之時節** 当分買人無之

寒引米右同様、虫付、白粉ニ相成候事、

なす苗高直 壱本四・五文位、一の関辺より参候事

日和続、相応之暑気ニ相成候事

当所仲間之内ハ、手前并橋本氏、外ハ北方并川通り、都合指紙申来候事、但シ御郡宿江着次第可申上候由被仰渡候事、過ル二月廿八日、去冬献上之仲間江、御評定より御呼出御

六・七人、廿八日御流、

奉行様御列座ニ而、御賞シ被仰渡候事、依之御知行壱貫百三月五日 御城於百軒蔵ニ、奉行様壱人、御出入様、御郡

十五文被下置候御書付頂戴致候事、

先立ニ而登城致候事、夫より直々御役屋敷へ御礼廻り致候御城中御引廻シ之義ハ、前以御郡宿菊地ニ而致、尤御郡宿

事、登城之節ハ羽織袴ニ而罷上ル、又御賞之御座敷江罷出

出

候節

袴計リニ而、

紙入并持道具無用、

段々壱人ツ、

罷

一組抜之分ハ、御入方別御座敷也

方ハ、皆御物書江遣候事、其外ハ御直江遣、御役掛り一統御役人様方進物之義ハ、御奉行様御物書初、其外御高役様

之事ニ而、

御礼進物致候所、三十八ヶ所程有之候事

御呼出、 道中はたこ弐百文位迄ニ相成候事、上弐百廿三十文、 候、 之人為遣候様二不致、 七両弐分位之掛り、 御郡方御役人様、 御賞之仲間三而、 金か掛り、 宿払并道中上下之掛りニ而〆五両弐分位、夫より下着之後 最初ハ銭を掛ヶ不申様也御取進メニ候所、其節之掛り 手前抔ハ三両、 六・七月、 無用の事ニ候、必以好ミ申間敷事也、 遣御知行計り頂戴之仲間ニ而ハ、高割ニ致 大肝入衆并肝入・検断衆迄土産等いたし、 八月迄、本家抔ハ十五両位掛り候由 誠に思之外之掛り銭遣、 三両位から、夫より御郡宿之方礼金 如此、 常二組抜等好ミ候而ハ、大ニ 世話多成事ニ 外ハ追々

之、桑余慶、下直、蚕不作、当年蚕、米穀不足ニ而、 例年より余程不足、尤上取ニハ無

一古米 壱斗弐升

一小麦 古弐歩弐朱

春

古金弐歩

一小豆 金壱両也

一濁酒 廿四文位

一おかゆ 三十弐文

江戸より下り酒参り、二・三月より入着

壱盃百弐・三十文

当所ニ而も相下し可申吟味致候へとも、 尤先ニ他国船参り、 下直之所へ相下り、 積付相下候へ共、船之下り延引、 気仙沼衆、 に被致候而者利潤無覚、 去冬二注文致酒之外、 上万米并酒抔積参り、 時節延引ニ而大ニ不捌、 相止候事、 四・五月着船致故、万物 穀物并安味噌等迄買入、 右ハ正月頃之吟味也、 船中ニ而いたつら 売候事、 損金致候事、 莨も持

一千厩町江願之上、濁酒造り方一軒御免、羋用二月より仰渡

参致、

売事、

是ニ而浜方莨も引下申候事

売候事、是ハ三階出産残之晒方ニ濁酒相用候故、先年も御

免之例有之、如此、

検断勇五郎方ニ而則御三階役也、

一清酒ハ、古酒ニ而大ニもふけ候事、粕も大ニ金ニ相成候事、

醤油屋ハ、セうゆハ不売、かす計り、誠ニ々々冬中より望

人多く、売候事、壱升三十七・八文より四拾文、

此節ニ相成候而ハ、不売ニ相成候事、

当年之麦ハ、蒔付も沢山、尤上作与相成居候所、風ニ而大

相痛、半作と申事ニ候、誠ニ相違致候事、新麦相出候

ハ、、下直ニ可相成、諸人咄居候所、古麦引下不申候、誠

ニ小麦ハあしく、しゐな計り多し、

京・大坂共二米穀引下候、

肥後上米 壱石二付百弐拾匁位、 段々九十六七匁迄、

江戸表も、六斗位より七斗位迄、

麦、小麦之作合ハ、関東・上方共ニ同様之不作ニ而 、古も

の不下候よし申来候、

天明之凶年ニハ、上方も此度よりあしく相聞候事、

米壱石ニ而、銀弐百匁迄引上候由相聞へ申候、

春より夏ニ相成候而ハ、町家ハ大体上糧計り相用、ところ

等用不申候

蚕之作弥々不作、六分通り之作ニ相聞へ申候、依之まゆ買

不作、

方セリ込高直、

六升より五升五合位、

五升位迄、

諸国

統

右之通不作之含:而高直:買入候間、仕揚弐百弐三十匁位

相成候なれ共、上方ニハ諸国一統奥方之凶年ニ而、三ヶ

之津迄騒動、米穀高直ニ而、諸商大不景気故、糸・紅花一

円ニ引不申候、昨年物沢山残り、壱年位不作ニ而も、景気

引立兼候由申来、此地最初ハ少しツ、御城下掛屋物商内相

成候へとも、追々一向買人無之、下落候事、

御城下、町内之外小路々々道御普請被仰出、日用代又ハ米

等被下置候事、無渡世之者、大ニ助り候事

下海道御普請夥敷相成候事、所々施行ニ致候所も有之候事、

是ハ御先祖様伊達大明神と奉祭上候御吟味ニ而行、大成御一昨年より、亀岡山江御新宮被相健候御普請御取立候事、

凶年ニ相成候而より、諸人御助ニ人足御遣被成置候故、難等被成下、弐百間四面位之場ニ相成候事、昨年御宮相立、普請、四・五已前より地行被成置候事、前通り御屋敷替地

有相働、御宮・拝殿・御神楽殿・御宝蔵等、九棟立并、秋

迄ニ惣出来ニ相成候御都合ニ而、六月迄ニあら々々出来候

所、如何之訳ニ候哉、俄ニ御吟味替ニ相成、五、七日之間

噂いたし候事、不首尾之御役人も多く相出候よし、三万両ニ御取解ニ相成、誠ニ年来之大御普請、諸人嘆敷、色々と

以上之御捨りと相聞へ申候、

明年五月廿四日、

御先祖様政宗尊霊之弐百年忌之由相聞候事、

去冬より正・二月迄ハ、南部之者多く国方へ入込候所、

軽・仙北・最上・庄内之者共、老女子共引連々々、国方へ追々不足ニ相成候所、夫より四月・三月末より秋田・津

参り候事夥敷、仙台ニ而助り候由ニ而参候ニ付、海道筋引不軽・仙北・最上・庄内之者共、老女子共引連々々、国方へ

切也、道々ニ而たをれ人多し、病人多し、大暑ニ相成■、

ハ喰物一円と申程つまり候よし、如此、秋田之国、貧百姓海道江小屋掛、死人多し、誠ニ無申計候、春ニ相成、北国

夥敷、他国へ地逃致候ニ付、三ヶ壱無仕付ニ相成候よし、

南部より北国ハ多く人損ニ相成候事、

台ハ、此節誠ニ緩々と暮、安心之事、他国へ之聞へ宜候

仙

屋形様より、御憐国八ヶ所之御大名様方へ、御進物米五月屋

下旬より被相送候事、

南部様へ弐千俵 小南部様へ五百俵

秋田様へ千俵 なし

山形様 千俵

鶴ヶ岡様 千俵

新庄様、其外小大名様最上ニ四・五方様へ 五百俵ツ、

米沢様 千俵

会津様迄と申事ニ候

外

一の関様江千俵ニ五百両也

右之通、六月迄ニー宇被相送、道々江先様より受取役人参

り候事、

天明之節与違、此度ハ御上様之御備宜、右之通りニて、他

国之聞へ大ニ宜候事、

御家中一統江御求助被成下候ニ付、一統安堵ニ相聞候事、仙台之

尤追々下落、

穀物買ニ計り相成候間、高直ニも相成候へハ、喰ひのび等歩ニ相成候間、此度ハ皆々心掛厳敷、去秋より糧之用迄并召上候由、此辺ニ不限、国方一統、先年天明凶作ニ五升壱右之通ニ而も、於御前も此節矢張り御かゆ、日一度ツ、被

ニて、

翌年大二心気能、

米類下直ニ相成候事、

六両、 新紅花、 川 物上々出来故、 分通り之雨不足之含ニ而、 上方も不足、併京都不景気ニ而下直、 七百駄位三十七・八両より四拾弐・三両、 併上方衆買人無之、 国方不足、六拾駄漸々相出候事、 残り荷相応之直ニ而望取候事、 地場高直、 少しツ、損金、 四拾両位より四十五 当新花あしく、 照勝故、 最上 新花者買人 早場不足、 ハ相応ニ相 兀 昨年 五.

生糸も、弐百四拾匁、三十匁位迄、下直ニ買入候へとも、

なし、

上方不印二而、徳用無之事、

麦之作取納、外通りニ而あしく、半作也、

日和続照勝故、麦之外ハ作物甚宜、人気直り、

ニ相成候事

併、

六月廿八日市

一古米 壱斗三升位

一去年米 上壱斗五・六升より弐斗位

一古麦 弐歩

一新同 壱歩五・六分

一小麦 弐歩弐朱

至而あしく 一新 弐歩位

X

七月大暑難凌と申候、日和在之候事、

同三日市

去年米買人なし

悪ものハふけ、むし付、粉ニ相成候事、

常之様

### 七月廿八日

残暑甚敷、諸作物大ニ宜、米穀追々下落、

去年米ハ盆前より取引なし、虫付計りニ而買人無之、尤一

体無之、取引なし、古計り、

一壱斗九升

一大麦 古弐歩より壱切八分・九分

一新物 壱切四五分

大豆一売切半

## 清助殿も御免買米

し取都ニ相成候へとも、不軽損金致候事、此憐村・憐郡ニ而、達之上、御代官様御附合、御吟味ニ而、漸々ニあらま古川辺買入ニて、所々江貸付候所、此節取都之所難渋多ニ

#### 八月

候ハ、、

手安之事ニ候処、

違方ニ而難義致候

### 当町大焼之事

九月三日之夜、正五ツ時、中町〇〇〇屋敷、当時貸屋ニ而、下角より五軒め

店品物、 焼失、 物、 七殿、 焼込、 手前、 品 り、 かれ、 買之品六尺三寸之高、 迄入焼失、 店之諸品物并生糸買合四箇近、 分丈夫二而心支無之心得、 裏小屋より出火、 三方之吹付、表土戸打破レ、是より大焼込、 ハ無之、 一見屋之所迄焼失致し候、 年先之普請、 々 、 表土蔵落候分、 陳刀等ハ西郡大内様より之預り品共ニ焼失、 新土蔵被成、 誠ニ金を掛候手前所持之脇差共拾腰程、 本店、 裏之土蔵相残り、 忠右衛門殿、 既に危き事也、 俄二大火ニ相成、 生糸、 調之外数々、 周文十三世と申古筆之屛風、 畑源、 何レ大凡六・七百両程之品物、 店ハ度々之手入ニ候へとも、 橋本氏新店、 折節風あしく、 是も土蔵ニ而残ル、 夜之明候迄三焼落候、 かゝや、 漸々残ル、 衣類共ニハ右之金高より上也、 右壱双、外ニ壱双半、 上町赤坂迄両方不残焼、 誠ニ無申計大損金、 立去候処、 蔵々三十四・五落ち、 利右衛門、 并質預り候品物、 何レも新敷候へとも、 ⑤ハ風宜く相成残ル、 表江忽ち焼抜、 東風、 舎 京都ニ而堀出し候 橋本氏元店、 横丁皆正三軒残 両角共ニ落ル、 手前店ハ、 家も居宅 四十年位ニ相 手前之店分、 南風、 上とも内こ 内之たんす 下町 両町江\_ たんす等 高金之書 七十程残 北風、 ハ十 両側 舎 随 長 字 わ

成候事、何レ家共ニ千両焼損と申候、舎も右同様、本家

ハ店至而古く、七十年余之普請、六拾七年先之焼ニ残り候

土蔵也、此度焼ル、三階蔵焼、小蔵落、其外ハ不落、本家

ハ結構成屛風共店へ置候故、

焼、

何レ善悪共双近も焼失い

間、

たし候、是も大損金也、併蔵共残り、かゝやハ表より裏

蔵々一字不残ら焼落、第一番之焼損之高也、併蔵より内迄

品物相応ニ相出候事、

此節御代官様千厩御滞留中二而、焼最中江御役人様中、大

肝入白石東吉殿、御一統様御出、人足御制道、御足軽衆共

こ近村一統二欠付候事、

焼跡御見分御延引、御見分相済候後、貧家江金子弐歩ツ、

被下置、御貸穀被仰渡候事、焼数表口西八拾六軒ニ、御家

中家弐軒、家数大小四百棟之余、

御地頭様より小屋掛之細木被下置候事、外ニ用之木弐・三

も無之、節角御用達中御呼出し、助ケ上呉候様被仰渡、無本ツ、被下候事、大御難渋也、去年之凶作ニ御台所米壱粒

拠壱軒より玄米七俵ツ丶、壱月ニ壱俵ツ丶差上、御用立候

長左衛門 勘助 栄助 久蔵 弥右衛門・忠七

事、

人ニ而七俵也、

両

布五人ハ

右ハ先ニ相印置也

然ルニ、翌年一向ニ御返済無之候事、為後世如此相印置候

右ニ而受払可仕候、凶年ニ助られ、右不返済と申い

二無類之不法也、此節御手当無之候

誠

当所之焼失之痛ハ、御国之内、所々近年一統焼失致し候へ

ハ怪我無之候得共、下横丁皆長殿店之小供弐人、店江入置、とも、第一番之大痛、大凡金高弐万両位と相咄候事、馬ニ

おむれ死ス、誠ニ痛入候事、両人気仙沼者此節大ニ風唱あ

候事ハ無用之事也、罪を残し候事也、其外ハ庭鳥、猫等ハしく、尤大ニ金遣ひ相済候事、無頼之事也、必以人を入置

多く焼死ス、早道迄焼込候事、

赤坂ハ普請出来、則焼両度也、

誠に焼後之凶年、又焼ニ而、甚難義候事也、先之焼ニハ、

物持中より手伝金等有之候処、此度ハ一統事ニ而、一向

之候、

病気俄ニ変有之、大病注進有之候所、直ニ四日之明ニ病死此時久平弟竹次郎事、御城下小谷江身習奉公ニ遣置候所、

之由到来、 五日ニ当着致、 焼跡ニ而大混雑致候事

向ひ畑中蔵ニ仮住居致、 直々普請中住居いたし候、 

屋敷へ仮店相立、 見世相開 十一月十五日より売初いたし

**⑤ニ而ハ、乍序之事故、** 本普請ニいたし、材木両方よ

諸事例三而物入、普請致呉候事、

此度之

り相出候得とも、

焼之内ニ而ハ、⑤ハ痛薄く、 尤も兄弟、 厚き中之事故、 如

此 本宅普請中自由ニいたし候事、 為覚之相印候事

の之居宅ハ、当分仮屋也、 本普請延ル也

昨年ハ凶年ニ而、 去冬中板之類、 材木職人等、 却而下直

所々江売、 十三・弐間ニ相成候所、 当町焼失ニ付、 八間

五分板十五間位迄売、春ニ相成買人も有之、売人も不足ニ、

七間迄引上候、 追々下落、 押詰より春ニ相成、 当地受取十

間迄、 諸品下直ニ相成候事

九月新米相出候二付、 追々引下候

古米 壱斗七・八升

大麦

新米

弐斗位

小麦

大豆

小豆

X

古莨 下ノ上 廿五・六切

新外干色物相出上直

東山新林払相願候所、 翌年二月御下知在而、

杉 なし 松 八十文 役人様木判二而被渡下、

統へ御払、

右御直段

三月末山

随分下直二御払相成候事、

併、 普請者あらく、相出候後に相成候

無拠御受致候、 御貸上候替り也 御

地頭樣御裏林、

御用達中

へ御払被仰渡、

無用

一候得共、

当冬若旦那様之御婚姻、

向用

ノ木相出不申、

薪木計り相

出候事、

十月三日

古米 弐斗位也

新米 弐斗三四升

麦

小麦

大ツ 壱切三朱位

一小ツ

清酒 壱盃四拾文ニ成

大こん 大不作、壱本五・六文、七文位、不足、

石之巻ニ而十五・六文より大廿文位迄、

夏中より秋迄照込、しけ地、ならい抔之所計り大根ニ相

成、 照かれ候事、かてハ尤漬大こんニ難義致候、

莨、秋ニ相成、折々雨有之、上々出来ニ相成候、元不足ニ 候へとも、 上作故、 大二取れ申候、北方下六貫め位、 六貫

五・六百匁

徳取ニかゝり候者有之候へとも、 追々古種等迄名々手寄之所ニ而もらい、 去冬莨種一向ニ無之所、在壱盃壱分之弐朱位之と相咄候所、 右のふり合ニ而売不申事 間ニ合候事、 買出

> 昨年より当年迄、為登莨一向ニ不為登候故、銚子より、 節御積入候ハ、、八十斤ニ売レ可申由申参候ニ付、 皆々買 此

為登候所、百拾斤より百廿斤位ニ而、 大二損金ニ相成

刻下 両百八十玉 中百六十位 候事、

刻ハ相応ニ売候事、

何レ走り計り、

追々弐百本位、斤葉ハ翌年三月百三十斤、

五十集物ハ高直、

粕 壱俵八分位 弐俵位

ふし 壱箱壱両位

両ニ百五十ふし位

冬中より正月迄之内、 塩鰹并敷身等も上直

地元

壱歩ニ七十五ふし位之買、

相応之利潤、

其後、 当国方一向ニ不漁、 関東も不漁

諸国今年ハ相応之上作、 追々下落申来候、

十月十八日 当地諸相庭

新米 古米 弐斗五升 五斗三・四升

一大麦 壱切三朱位 弐歩

小麦

一 小<sub>小</sub> 大<sub>大</sub> ツ<sup>豆</sup> ツ<sup>豆</sup> 壱切半

濁酒

とる場合 清酒

銭 壱貫五百文

追々米下落

廿三日 一米 新 弐斗四·五升

一もち 弐斗壱升

町方普請出来不申故、市も不立候事、

十一月三日 米 弐斗二升 市

もち 弐斗四升

大麦

一 一 一 小 大 大 大 大 ツ 夏 ツ 夏 麦

濱方漁事

十八日市

一米 弐斗八・九升

廿八日市

一米

銭 壱貫五百文

X

十一月三日

.

米 三斗

ー ー ー 小҈ 大҈ 麦 ッౖ ッౖ

御郡相庭

一米 十五切半

十七切位十八切 薄衣十七切半 十五切

大気

一御地頭樣方 十六切半

上御買上ニ可相成容子ニ而、少々御買入ニ相成候所在之候御国産大豆為登方、今年上作ニ候へとも、御免不相成、御

へとも、是又尺々敷御買上も無之、下直之事、

十一月、

又御城下御呼出、

於百軒御蔵ニ御賞之上、

桟留木

綿壱反頂戴

右者作年施米致候ニ付御賞也、代金ニ見五拾切已上、右之(###)

通リと申事候、

利七 長左衛門也 翌年之御賞と被相成候事喜右衛門 栄助 久蔵

右之外ハ、千厩御会所ニ而御賞し被仰渡候計リ、併是ハ銭

も入らす宜、御城下御呼出ハ、拾切三両ツ、遣ひ候事、

御国中ニ而ハ大珍也、一統思之外金遣致候而、御見舞御礼

過分ニ相納候ニ付、御郡宿菊地屋才兵衛御郡宿被相除、甚

不首尾被成候、

一紅花相庭、諸国上作、米追々下落ニ而、紅花も相応之気配京都

ニ相成候へとも、仙台花照勝ニ而、一向ニ売レ不申候、古

花望人多く、六十両位、尤国方之紅花荷数七・八十駄位相

出候事、

江戸表米相庭

両七斗弐升より八斗位迄

五十集物高直也

壱石ニ付九十匁位より百匁位八拾匁 京都大坂

十二月十三日市

一米 三斗壱・弐升

大豆 壱分

銭壱貫四百五六十文

十八日

米

大気要

廿三日市

米 三斗弐升

麦

大党

小小ツラ

かうす高直

料紙百帖位 上物 五百五十匁位

与五右衛門紙 七十五帖 六百匁 なし 八拾帖より

三十枚 小判廿弐帖 中判 十五帖位 中判 十五帖位 百七八十帖

五十八帖より

御城下高直、江戸・京・大坂、 何レも誠ニ薄く、 五十年已来之高直、 諸国 統高直、

杉原紙下料拾五分位

下寄土方拾帖より十壱・弐帖 並中九拾五・六分 上七帖位

並物十五帖ハ下也

み (美 の () 小下判六百匁より五百八十八匁 十八帖より廿帖

十弐三帖

色紙三十五・六匁

天保五年 (一八三四)

都而紙類高直、

唐紙ハ、思之外割合安し

御城下安扇子不足、無之候、

たばこハ此節買人なしニ而少々引下候、下七貫め、刻壱駄

弐八貫六百文位、

御城下も大ニ下落、

季奉公人上拾切位、並九切位

是迄ハ凶年後ニ而、上作ニ而も不景気也、

大根無之年故、米上作ニ而も、粮ニ困リ候、麦計リ相用候

凶年之前後ニハ、都而不同有之、凶年過候而も、聢と安心ても、上作ニ無之、在方ニハ山かて相用候よし相聞へ候事、

ハ不相成、当作抔ハ随分穀物心掛置候得共、不思も出火類ならぬ物ニ相見へ、先年も右之様子、前後共心掛無之候而

焼ニ而、秋中残リ米備物相用候事、

当冬ハ、雪不足之年柄、かんはつ也、

川々か水致候事、

十二月廿八日 市

米上作ニ而、追々下落候、

市町出米沢山、世上一統人気宜、押詰ニ相成候而より、市

も相応ニ相立候事、商売も在之候事

御年始物安、扇子至而不足物

木綿ハ矢張リ高直故、いつれ古手之方売れ申候、是も高直

古物故、元か安く、望人多し、せんだくニ而間

ニ合候事、

ニ候へ共、

、子何里

三十四匁より三十八匁位唐大黄 末不引下候、高直

耳十 右同直

品共ニ高直、此節者思之外不上候事、天明之凶年之頃ニ者 、八拾匁、九十匁、百匁已上まて両

行際



此節唐呉朱更

唐白砂下直

史料編

I 2 2

ヤシトの作 丁子

ヤウ 同徳枚 東京内然

右ハ無覚下落

蘭薬ハ弐・三年已前より仕込、 奥方ニ而ハ手前ニ計リ在、

蘭方療治方近年流行、

関東辺も一円雪無之、 雨も無之、川々か水致、銚子船通用

留申来り、

筋縄、江戸・銚子下直、十把ニ付六匁より六匁九分位、品

沢山ニ而不売、

天保六年 (一八三五)

天保六年正月相場

一真黄今 石越物 壱匁ニ壱貫五百匁 斤三匁位

近年追々高直

唐智丹 斤廿八匁

真同 同八匁より九匁

麦門冬 七、八匁

御種人参 斤六十匁位より三十匁位 世上一統作リ 下直

十五、六匁 朝せんハ少シ高直 一唐黄金 中直

麻黄 少々引上

兵郎子(檳榔子) 十弐、三より十五匁位

> 大風子 〆十五、 六匁迄

国方大豆、上作ニ而も御免無之、為登不申候、内証積ハ大 天保六未年

こ利潤有之候事、

天保六未二月

銚子之諸相庭

米 八斗四、五升

大豆 石〇七、八升

小豆 六斗

銭 六貫七百文

鰯粕 壱俵八分

鰹ふし 七貫匁 ボー・り 弐割落

鯣 上々六百五十匁 七百匁迄

片前 三十五、六貫目

刻 上々 百五、六十出

無覚下直

正月ニ相成候而も、
雪折々
ふり候へ
とも、
至而不足、

小雪

廿八日

計り、

葉たばこ 百廿斤より

百八十弐斤

葉ハ損金ニ候事、 刻ハ少々利潤有之

天保乙未六年

正月別而替義在之、

当地ハ普請中ニて、万事常之様ニ無之、 さみ敷事ニ候、

正月初相庭替義無之、当時すわり也、

一米

餅

麦

大豆

銭

弐斗九升より三斗迄

壱貫五百文より三拾文迄

三月二日

一米 弐斗八、九升

一麦 大豆

一大こん 壱本 中 出

四、 五文 江戸

廿八日市

二月三日

一米

三斗位 少々緩ミ

米 弐斗七、八升位

麦

大夫ツラ

向ニ雨無之、麦ハ日焼之模様

四月三日

米 弐斗七升位

麦 此間雨有之、大二宜敷相成候事、

X

当日、手前之店相健侯、 内者八月ニ延る

植付相成候事、

此節大ニ暑し、些早く候

春中ハー向雨無之候所、

四月ニ相成、

折 々

、雨ニ而、

統ニ

沢山ニ相成候事、

同十八日

米 弐斗七升

今年ハ干粮無之候、 米計り多く用候、

当地普請中、 困り、

同廿八日

五月三日

X

在方ハ、山かて相用候事、

米

右同断

米 弐斗六升位

X 田植十四、 五日より初、 今年ハ苗宜敷、

五月十四日、十五日大雨、米も追々引〆、自然ニ上り候事、

去年物計りニ而、 余慶相出不申候事、

莨ハ、誠ニ上々作ニ当分相見へ候事

十八日

米

新麦出候ハ、、五、六分位ニ、、弐斗五升

廿三日可相成様子、

#### 同

節之早きハよし、後きハあしき事ニ候、 用心可仕候事、

六月三日

一米 弐斗五升

同月十八日 同

今年ハ蚕不足ニ而、 桑沢山、 大下直

同廿八日

同

まゆ上作、 七升位、

弐八より三○位

五月中より折々雨天、六月中雨勝ニ而、 度々冷気、 不気候

也

南通り田植ハ、六月十日頃、 十四日頃迄有之候事、 其後冷

気勝ニ而、 稲之引立尺取不申候、 畑物随分宜敷相見へ候事

之、 六月廿五日昼七ツ時頃大地震、 石垣等崩れ、 蔵々壁等余程痛、 此辺庭之割れ候所、 所々痛、 四十弐年以来 所々在

> 之大地震、 先年之七種之地震へ、 既に並可申由

夫より同夜中迄ニ四度程ゆり、翌日もゆり、三日めもゆり、

其後ニ折々ゆり、併大地震ハ無之候、 土蔵等大痛也、 石之巻、涌谷、佐沼辺

難計候、 引続而不気候ニ有之、 凶年之後者、 如此ゆり候物と相見へ、今年之作も 油断ならすと申事ニ相咄候事、

夏え地震ハ不宜候事と申候

七月三日、 此間日和、 大暑、

米 弐斗四、 五升

麦 新白 弐斗五升

八分位より七分五り

新小麦 壱切弐分位

此間ハ大暑ニ相成、 日和続き、 人々悦ひ、

十三日、 昨夜より雨

同 日四ツより日和、 大暑也

相庭不相替候事、

若松高直、 同市日ハ大ニ盛り、 八文、 紙高直故、 常より商売有之候、 如此、 店ハ五十三切位売、

今年者、 伊達衆如何之訳ニ候哉、 真綿買人多く、 弐ツ掛望

弐ツ、 聂 近年無之まゆ上作、 六分迄売 大まゆ伊達衆下り、 桑下直ニ而大ニ利潤ニ 追々引上候、 一相成、 弐升七、 珍敷事 八分より 也

為後世之、

如此

相印

也

右相応之利潤也

紅花ハ、夏中雨勝故、 両 六両より四十両位買立、 り候へとも、 荷数も千駄近も相出候様子ニ而下直、三十両位之取引ニ初 関東辺照花ニ出 直 当地為登京ニ而望人無之、 上衆参り、七月十四・五日着、 三十両より三十四・五両迄売り候之所、 七月八日頃より売立、 五両より段々四十七・八両、 是も出来あしくと相聞 来、 荷数も常より不足、 雨花ニ相応之出来、昨年之花あしく、 夫より一 今年迄ニ不売、 壱貫匁位、 則諸方へ手廻し、三十五 五十両、 統騒き立候故、 <u>^</u> 上、 当国へ上方衆并最 最上ハ随分上作、 中 依而今年地元下 五十五両迄ニセ 京、 右前後之取 近国、并 四十三

> 十五両余、 見候処、 ●追々京都ニ而ハ如何ニ相成候哉、 年に無之利潤、 より四十両以上之時ハ、 何時も奥仙三十四、 誠案外之引上二相成申候、 五十両位之買入ニ而者、 珍敷上ケニ相成候、 決而京為登致候而も利潤無之、 五両之時計り徳用有之、 難計候、 十四、 何時も日 五年已来、 損金ニ相成候、 先年より 何時 最 行 匹 7) 初

右同 足、 残し、 損金ニ而、 屋吉郎次殿方、 而弐、三百駄相出、 前、 方取ひき在之、能く行ひ候故、 上方表皆川家之株と相成、 御国之内ニも、 商売之内ニ而ハ、 年在之候、 .様、 忠七親方差配、 土地ニあき候物ニ而、 行ひ続候事、 追年共ニ相替り 家迄も失ひ候人々多し、当地ハ紅花方之名を取、 其頃ハ奥仙南部ニ而七八百駄位相出候、 先年より紅花為登致候者無之候得とも、 日頃懇意ニいたし、 紅花程高下・損徳之烈敷売内ハ無之物也 都合千駄位相出候年在之候 盛之時ハ紅花衆百五拾駄、 当地繁昌之時節かと存候、 可 申事、 此節漸々奥百駄位ニ在之、 先弥右衛門、次②忠七親方、 当地之仲間計り、 其頃ハ岩谷堂六日 手前三家共二仲間ニ而 弐百駄位之生糸三四十駄 事、 是迄銭を 追 町 南仙ニ 及川 南 々不 上 皆 仙

近

花方先買之者ハ、

リ上申候、

右之吉郎次殿方江刺・南部之方買方相頼、 三十駄位も買候

事、

右吉郎次殿病死後ハ、 難渋、 無商売ニ相成候事、 家督(放) ら均

つニ而困窮ニ相成候、

其頃より、

の関大町千葉新助殿方

ニ而も買入頼、 此近年ハ専ら千葉新殿方ニ而多く荷送り致

候、

先年より

京都通用之店

紅花問屋

伊勢屋源助殿 近江屋佐助殿

伊勢屋理右衛門殿

綿屋勇蔵殿

右ハ糸紅花問屋也

越後屋新七殿

若山屋喜右衛門殿

岐阜屋八郎兵衛殿 吉文屋彦市殿

右ハ本来糸問屋也、

紅花共二行

右之外、其時ニより取引致候事、

此内こも、 近佐、 岐八江ハ、 至而懇意ニいたし候事、

大坂莨問屋

四ツ橋

佐野屋弥三郎殿

柳屋治兵衛殿

小堀屋吉郎兵郎衛殿

江戸

莨問屋南新堀

和泉屋治兵衛殿

室町二丁目

高嶋佐兵衛殿

たし候事、

是ハ武具、

馬具等売候店ニ而、

気仙籠為登候故、

通 用 W

小網丁

榎坂屋卯兵衛殿

右之外、 是ハ五十集問屋也 浦賀、 銚子、 関宿、

通用致候事

右ハ風与心付書、序ニ為後世之一寸相印也、

紙類も少し下落、

十四日・十五日日和、

十六日夕雨、

わせ稲相出、是より第一之節ニ相成、人々一統心支いたし、早年) 十七日大雨、十八日雨、十九日雨、甚冷気、北東風、此節

候事、

廿日、千厩市、不気候二付米不出

一弐斗位

廿三日市

一米 弐斗壱・弐升

至而不出、買人多ニ而、小買之者甚難義、在方へ翔行、

無心致候而も、売人無之候事、

稲之景気甚あしく、又凶年ニも可相成様子ニ而、諸人誠ニ

心痛専ら也、依之麦売人無之候

廿六日より十方暮、古十方暮弥々雨ふり、冷気ニ有之候

、凶年ニも可相成候所ニ 、同日より日和ニ相成、

暑シ、人々安心之心地二相成候事、

方ニ而御無心ニ而弐・三升ツ、、弐斗直段ニ而買候由、砉米ハ弐斗ニ而も無之、町中ニ無之、小売之者大ニ難義、此間人々手ヲ廻シ、穀物買方致候所、売人無之候、

麦ハ

在

壱分壱分五り位、

廿八日市、此間日和続ニ相成、又緩ミ申候

一米 弐斗壱升位

メ 少々相出候事、

閏七月三日日和続

一米 弐斗弐・三升

此節麦ハ一昨年之御備物上納ニ相成、市中江相出不申候、

此市間ニも、米追々参り候事、

甚人気直り、豊作之模様、此間日和ニ而、稲余程相出候事、

最中相出候樣子、

史料編

気仙沼三日之市、 諸方より米相出、 夥敷相出候所、 又買人

十方暮、 六日迄

同日迄日和、 同日八ツより曇り、 東風、 冷気ニ相成

雨ふり出候所、 夜ニ相成、 弥々風雨騒ク相成候

七日、

引続大嵐ニ相成候、

誠ニ烈敷事、

近年に覚無之大嵐

此嵐ニ而 諸作一統損シ可申、 人々凶作之心二相成候事

暮ニ晴、

追々見聞致候所、 稲并栗・莨ハ大ニ相痛候由ニ相聞へ候事

さゑん物等一宇押たをされ、大豆・小豆迄ももまれ、 見苦く相成候事、 依之又々売人無之、半作ニも無覚速相咄 田畑

申候、莨者誠ニ近年覚無之上作、 当り年ニ而、 夥敷相出可

申之所、 此嵐ニ而大ニ痛

八日晴曇り、 九日曇り、

米少々計り相出候、 弐斗壱升

十日日和、 漸々暑く相成候事、 暮方又時雨少しふり、 未本

日和二不相成模様

昨日より今日稲江大二花掛相見得候、 依而ハ、 思之外能く

相見得申候、 五・六分通り之作ニも可相成様子、 所により

十七日之大雨ニハ、北上川大水、 大ニ不同、 大川ハ水余慶不出、 小川ハ大水、 川筋通り大ニかぶり、大 所々痛、 先日

痛也、

+ 日又雲り、 雨

十二日終日之雨、 稲跡出花最中、 雨ニ而あしく候

過ル七日之嵐、 気仙沼八日町 ・三日町ハ家々江水揚り、 騒

動いたし候事、 所々痛候事

気仙郡ハ雨少し、

さのミさわり無之由

の関、 是も是迄より少々薄き方

石之巻辺ハ、 是辺より嵐烈敷、 大ニ騒 動致候事

柳津辺同様、 横山より之大土手切れ、 水おし、 町江ハ不参

候

狼川原町、 裏土手切

舛渕土手切、夥敷砂おし、大痛、

御城下より先き、未夕注進無之、追々様子可申来候、聞へ申候、往還筋通用留り、此辺より大ニ烈敷相聞候事、騒動、五軒茶屋辺、長町迄四拾軒程流、人死三百人余と相御城下、同嵐ニ而大橋を初め、橋々不残洪水ニ而落ル、大ニ

候へ共、十五日白露也、霜者心支也、心、過ル十日ハ十方くれ弐百十日也、前之嵐ニ而先ツ究り分ニも不相成様ニ而ハ、又々さわき可申候事、誠ニ末不安今夕之所雨未不晴、弥々長くふり候而ハ、稲損し可申、五

紅花之義、 直ニ而ハ、上方為登無覚速候事 七百駄位、 あしく、依而一 案外之景気、 両より六十両迄ニて売仕舞、 而五十八両迄売、追々入替々々、客人有之、誠ニ珍敷、大 漸々是又高直に相成候よし、 南部花上花也、 高直、 同二買人参り如此、 南仙三日計り之間ニ百五十駄程、 追々引上、 京近国并江戸近国駄不足、 最上も例年より荷不足、 此間商売、 併何時も可様ニ高 <u>ー</u>の 五. 関ニ 十

不分り、伊達衆之含也、今年ハ同所不作、尤柳川蚕、既一御見合可被成候、何分含無之趣、買留申来候、大ニ行違、関も弐百匁位ニ相成候、是も京都之書状ニハ、今年ハ買方此節中生弐百匁位、津谷之町百八拾匁ニ売、気仙沼、一の此の中生弐百匁位、津谷之町百八拾匁ニ売、気仙沼、一の

千貫めとか、七千貫目とか御入用在之由、又、当年秋江戸将軍様御上落有之候由之含専ら也、真綿五

宇焼種迄焼ル、信州・上州不作之由相聞へ申候

当夏ハ大ニ物々引上、 利潤有之候事、

先年も、 可様之事、 凶年後商内 前後ニ在之候事、 花在之候由ニ相聞へ、 追年心見可申事、 いつれ上り下

由 上方ハ、春より夏中照勝と申参候、 其後作合之事未不申参候 依而花も照花ニ出来候

十三日日和 二相成候、

米 弐斗

糯 壱斗八升位

麦ハ壱分、三分位

銭 壱貫五百六十文

X 夏閏月之在年ハ、早き稲種蒔候物ニ相聞へ申候 至而出不足、小麦抔当分麦共二壳人無之候

先日之嵐ニ而、 莨之痛不申所有之、 不同、 いつれ半作位之

様子、

北方ハ多く、不当之由

流

候由、

■死人四百余人流死ス、

八日之御調、

右之外死

内へ一字砂押込、

人死多し、

此川筋此所迄家之六・七百軒

五軒茶屋流れ、

出流多し、

十四四 日日 和 朝甚冷、 露、

十五日日 和 朝冷気

過ル七日大嵐ニ而

御城下大洪水、

騒動之次第追々注進、

多シ、 申 此川下追廻シより御玉屋下家々不残俄ニ流レ、(御霊屋) 助 樣御屋敷之石垣、水澤樣御屋石垣、大橋本両方崩流、 嶋御味噌蔵水押破れ、 漸々其場四五間残り、 大町壱・弐丁目早く翔付、 日大嵐、 六日風雨、 人様方、 ケ御制道早打候へ共、誠ニ大水ニ而、 尤俄大水ニ相成、 吹抜御門御酒屋辺一宇水揚、 四ツ昼九ツ頃誠ニ大洪水、 安房様前より遠矢文ニ而御双方御通用、 長町川向ひ拾軒程流、 最上御境より八幡堂之奥所之山抜、 大橋落ル、追々欠付候分ハ間ニ合不 此辺川筋通り御小人町一字流、 橋近辺江不寄、 五十・六十俵ニ而積重候ニ付、 大橋危く相成、 此騒動、 大工橋落流れ、 流人・死人多シ、 御城江之御役 家々より外 同夜より七 町内家之 土俵触、 流 人御 中の 片倉 人死

抱り、 人 大変成事、 流家可有之候、 申 出 其外町々川 遠慮相聞 で、候事、 且又御小人多く死ス候へとも、 原町第 追々聢と御調可相成候、 一番、 家も蔵も一 宇流候所在 身上ニ 誠ニ

騒動、町小路大水、辻辺水腰切、店々水揚、大騒動、国分之、又夫より大町辺、水店江上り、二階江一宇取仕舞揚、

町是茂同様、北手より水押、一統店・家々江水揚、一統二

治町ハ水薄く、大町五丁目是も少し薄く、南町大水かふ階江上ル、八日引水、九日一統ニ水かい方、二日町・北鍛

役柄向御役付御上下騒動之事、町家大家より夫々施し相出り、前代未聞之大変水、誠ニ無申計事候也、依之御城下御

迄大水、古川より中通り大ニ薄く相聞へ申候、今市之町中場り 候由、此雨最上江不降候由、御城下近在多シ、海道三本木候由、此雨最上江不降候由、御城下近在多シ、海道三本木役柄向御役付御上下騒動之事、町家大家より夫々施し相出

通り六・七軒流候事、大川原より向、少し薄く相聞へ、誠

相見得候事、

咄より大変之事

也、

何年来暮候得者、

世上変事参候物ニ

十六日朝冷、露、日和、

此節稲之花未相見へ候事、また~~大事之時也、日和為

続

霜無之様ニ祈居候事

先達而中より、在方之者遠山江午房葉抔取ニ参候事、

大根之作ハ、上作ニ相見へ候事

昨日十五日、気仙沼船、銚子表当月三日出帆、無事昨日下

着、相場書参候事、

葉斤 百廿三十斤

刻 弐百廿三拾玉より弐百廿八十玉

右直段ニ而少し損金物也、

一粕 此節近浜漁事有之、下落、弐俵七・八分迄、

一米 八斗位

X

右之通申参候、過ル七日嵐ニ而ハ、如何ニ相成候哉、船ハ

夏海沖通り故、無事ニ参り候、嵐前ニ出帆、嵐之様子不知

候事、

当地莨、北方ハ思之外ニ嵐相当り不申候、此間気仙浜々鰹之漁在之候よし相聞へ候

分、買人不足、

追

Þ

引下

ケ、

盆

|前下拾壱切より三両位|

夫より中三

両弐

去年物夏中より

一気仙沼米直段

十七日日和 猿沢町三十軒余焼失致候

十八日日和

一米 弐斗より弐斗一升迄

一麦 壱切弐分五り位

麦ハ、一昨・昨年之御拝借返納、昨年不納、今年之上納夏

中より被仰渡、追々納、依之直段下ヶ不申候、尤当稲之

作、此迄ハ六分通りニも可参候へとも、川筋之大痛、所名

嵐痛ニ而、御国一統四分通り位ニ外相成間敷相咄候、当作

聞へ候、焼後ニ而甚以難義之事ニ候、

柄

麦の納延納願相出候得共、

御聞済不相成候よしニ相

鰹漁、先達而より相応ニ在之候事、ふし七十・八十ふし位

之直段申来候事

十八日之夜八ツ時頃、相応之大地震、壱度、

又地震、廿日朝雲リ、四ツ過快晴、此間七日より昨日迄日十九日日和、甚暖気、同日暮より雨少々、同夜八ツ時頃過

和続き、昨・今日も稲追々花掛り候事、

廿日又曇り、北東風之気在、

莨も余程之痛在之候故、十三切ニ而、古ハ不買候事

生糸弥々買人強く、弐百匁より百九十匁、

一米 弐斗二成

五日計り休日、廿日之夜も火たく、塔所へも仏参いたし、閏七月十五日、十六日夜、如先七月盆之火をたき候事、十

先七月七日出京都状参候、上方ハ一統上作ニ申参候、

依而

諸商売追々可然由申来候事、

廿一日曇り、折々小雨、東北風、寒シ、

よりはれ、西風ニ相成候、

廿二日、

昨夕より今日大嵐、

先日之嵐より少々緩く、

廿三日日和、朝雨、弐斗ニ而不足、

八ツ

ニ三・四分之作ニ外相見へ不申候由相咄申 岩谷堂辺至而あしく、 上 騒き可申様子、 南部 先達之両度嵐大ニ当り申候、 秋田も追々不宜候 候、 由 諸品 当国方古 V 花 っっれ 引

川辺も不宜候よし、

追々諸品引立、

又高下可仕候事

廿 廿四日日 日より 五日日 廿六日迄室根 和、 和 八ツ雷勢、 秋冷也、 山 夜九ツ頃地震、 三而 雨 五穀成就之為御祈祷有之候事 則はれ上り、 廿五日晴曇り、 御祈祷之事甚延 廿 匹

引也

申候、 成候所、 通也、 掛 追々南之方承候所、 候、 こも相見へ候得共、 分者実ニ不相成候事ニ相聞へ候、 可 三分之作二外相成間敷 車 段々見候所、 事、 今年も凶年同様ニ相成候事、 何レまよひ居候物ニ候間、 弐分五り之書上と申事ニ候、 早き年ハよし、 嵐後ニ又嵐、 弥々不実、 諸作不宜容子、 遅き年ハあしく、 か、 当分未タ青く、 追々取納ニ及ひ、 両度之事故、 左候へハ、 追年必まよひ不申様、 南方此間内惣毛書上相 併麦・大根者相応ニ相 此辺も当分四 此辺も弐分五 七月青 其後ニ花掛 聢と不相 取 収騒き可 泊縦 · 五 心 之 候 成 分

> 成候間、 ツ安心、 当年も此辺ニ而之上作者新沼村也

事、 不軽銭之入候事也、 四郎地肝入二相頼、 去年御賞シ被下置候御知行高名付帳、 貸上并献上調達被仰渡、 金穀ハ致間敷、 様之年、 手前より金百疋、 外ニ土産物致候事、 日受取ニ参り候、 所受取方、 併豊凶なし、 前分升沢村畑計り多く、 不相成、 組抜 献上穀ハ誠ニ結構成事ニ候間へとも、 追年御借上二而被召上候事也 ハ却而迷惑ニ相 手前ハ畑代故、 却而宜、 追年不作続こ而、 肝入衆并地主一統立合、 本家弐百疋遣候事、 肝入衆へハ、先達而高名付帳戴き候節 手前ハ升沢要害健蔵相頼候事、 組抜之事ハ必ス無用之事ニ候へ共、 本家之分ハ新沼村田 成候事 大ニ難義 田ハ至而不足、 不及其義ニ、 甚難義相成候、 ニ相 七月中被相渡候、 成 誠二土地受取候迄、 本家ハ閏七月 随分施しも致可申 惣金銘十三切也 御 代多く、 昼めし 知行も何ニも 余慶之献 尤追々御 新沼作 御知行 酒等、 # ケ 手 Ŀ 五.

涌 依而廿六日より御披露之上、 津 金沢、 追々米高直知 相 成 相場引上候事 候に付、 当作 引合不申

## 一米 壱斗八升

# 一濁酒 諸味弐拾文

先達而より追々此節花掛り、稲ハ実入不申候、節後レニ面

X

花計也

同日日和

今年ハ、南ニも大肝入退役弐人程有之、

病気、大ニさわき候事、源内殿当分仮役、七月より北方大大肝入白石東吉殿、大金下り相出、凌見詰無之哉、五月中

肝入今野市郎太夫殿兼帯相成候事、七月中廿一ケ村肝入検中屋敷

断衆中寄合、吟味二相成候事承候、

御用金大凡六・七百両、御郡中肝入・検断三ヶ壱之金高相

所々割合、右之外地借方四・五百両程在之由、諸道具等迄出かし、四貫文以上之持高引受、年賦割合、其外親類中

見詰相立候由承候事、

何レ大肝入役ハ、何方ニもケ様之事多し、此以前北方も、

鳥畑之後小山氏、右之通り也

銚子閏七月二日出相庭

嵐之前

斤目莨 百三四十斤

刻 下弐百七、八十玉迄 ガー・上弐百弐、三十より

鰯粕 弐丸三・四分

一頭粕 弐丸七・八分

一鮪ふし 八十本より

一大ツ 石五・六升 一魚油 拾壱両

一米 八斗

X

廿七日終日雨、夜大雨

廿八日日和

南通り米追々高直、涌津・金沢町迄、壱斗八升ニ相成候由

狼川原壱斗六升相成候由

石之巻、壱斗五・六升ニ引上候よし、

御城下ハ、嵐後之痛、 其上不作ニ而、 米穀并諸品高直二而、

甚難義之趣申来候、 人気あしく、又凶年之成行ニ相成候事 此節所々一統ニ騒ケ敷、 追々米高直、

> 市中米 弐斗ニ而不足

大麦 壱切四・五分

せ(鉄) 小麦 壱貫六百文 壱切七・八分

X

廿八日市

米 壱斗八升

出不足に付、 南方へ呼米註文、壱斗六升ニ而もよしと

願之上ニ而、

今年も又御下り被遊候由申来候事、

屋形様御事、

御国元不作、

并御城下大変ニ付、

御公義江御

御城下

昨年御

註文致候事、

麦 壱歩弐朱

大豆 壱歩弐分位

銭 壱貫五百六十文、不足

X

同廿八日

御藏米

弐切六・七分

の関之相場

鰹漁事此間無之候、

廿九日日和

当町、 今夕も少し町ニ而火たき、 ふし大上七十壱・弐より八九十迄、

候所、 下り、 之大家より夫々金銭施行在之候事、 行所より為登候様被仰渡候御下知有之由相聞へ候事、 者嵐後物々高直、 当春御登り被遊候処ニ、又御下向ニ相成候、 町家へ計り御払、 誠ニ騒ケ敷、 御家中江御払なし、御家中ハ 依之御蔵御用米御払ニ

御知

町内

相成

儀之よし、

昨年之凶年より甚難

八月朔日晴曇り、

一今日、最上より飛脚到来候事、

難船、秋田船川と申所へ揚り、酒田積問屋へ註進在之、今三百八拾七丸也、生糸四拾箇也、弐品ニ而此金高八千両也、過ル廿二日之嵐ニ而、北国紅花積船弐艘難船、右積高紅花

「相成候、此外二紅花百八丸程積候舟壱艘難事、右難船場

日当方へ註進申来候、手前両家之仲間荷物十九丸也、

難事

遣候者、此間相戻り候ニ付、酒田より八月廿三日出書状到

之由、市中米無之、御上御払米ニ而当分間ニ合候由申参候、来、北国も両度之嵐相当り候ニ付、凶作ニ相成、一統難義

,

涌津、金沢町

壱斗九升

胡麻不作在之候、

かうす矢張り不宜、又少々少々引上候事

り当日雨、七日 晴、日和、八日晴曇り、四日日和、冷気、五日日和、朝五ツ頃地震、六日昨夕半よ

同七日、居宅普請相立候事

九日日和、十日日和、昼四ツ時両度地震、夜三度地震

三日 市 曇り、夜雨、

一米 壱斗七升

一餅 壱斗六升

むき一壱切六分弐リ、五、(\*\*)

歩ニ三斗弐升

小麦 壱切八分

市中不足二付、在々二而壱斗六升迄無心買致候事、

一岩谷堂米相庭

弐斗壱・弐升 不足

一京都閏七月十二日出書状来着、

米相庭 壱石二付七十五匁位

右者常之相庭也

申物ニ相見へ申候、遠州者嵐相応之痛、海辺船等之難事多閏七月七日之嵐、江戸辺ハ別而厳敷義無之、さのミあれ不

く申来候、

江戸表、酒直段三割も引上候よし申参候事、

当地古莨引メ候事、

下形十五切位迄、蔵元、

今朝ハ此辺も場ニより霜か下り候所在之様子、是迄ふり不

申、大ニ宜敷、此間ハ生糸取引も少々緩ミ、

京状ニハ、三取合弐百十四・五匁ニ候ハ、、引合可申之由

申来り候、京都引合相成不申候事、

紅花ハ、諸国大荷不足ニ付、追々能含申来候、

十一日日和、十二日・十三日・十四日日和、夜雨、十五

日·十六日·十七日日和、十八日日和、十九日雨、

程無之故、諸作大ニ相直り、稲も此間之日和ニ而、しゐな八月ニ相成、日和続、尤霜も少しハ在之候へとも、見得候

歩、町中之内証ニ而金三歩一朱位取引、町中在方より出来気仙沼ニ而壱斗五升、御城下表御払米、御蔵前ハ壱俵金弐何レ余程足りニ相成候唱ニ而、米穀追々緩候含、先達而ハも半分実ニ相成候様子有、水ニ而米ニ成兼候分も堅まり、

一円無之、相場取引なし、御払米計り、

候事、当時北ノ下十八切より、曽慶・折壁十九切・五両位南仙莨損し候ニ付、此節東山物古莨望多く、俄ニ気配引立

ニ相成候事、

江戸・銚子辺ハ、当分不相替下直、

百廿・三十斤

下刻弐百四・五十玉、

此節鰑漁相応ニ在之候、鰹漁ハ無之、ふしも不安候、

一米 壱斗七升

一麦ハ壱切半位

一銭 壱貫五百三十文

至而不足

酒 壱 盃 四拾文ニ而至而あしく

もろミ 廿文

諸相場緩し

廿三日市

米 古 壱斗八升

同 少しツ、相出候事 新米 弐斗

むき 壱切四分位

小手物

新あつき 壱升四十五文 五拾文位

引上候事

粟之取納不同、 五両位 半作も在、七分通りも在、

生糸・真綿、 此間ニ相成、 望人無之、下落致候事、

廿四日上々日和、

廿五日曇り、

夜雨、

廿六日曇り、

南気、

夜雨、 明六ッ頃地震、 廿七日日和、 夜雨、

御地頭様方御惣毛、 先達而御見分在之候所、

上納御見詰ニ相聞へ候事、麦まき最中、

廿八 日 市

米 壱斗八升

新 弐斗壱升

小ツ 四十五文位

古大ツ 壱分一朱位

銭 壱貫五百廿文

のミ嵐無之哉、不申参候、

閏七月七日之大嵐之義ハ、

江戸近辺あれ不申候、

上方もさ

江戸相庭

上方米 六斗八升より七斗位

近国米 七斗四・五升

一小ツ 七斗

緩ミ可申哉、 壱・弐升、追々下直之方、新三斗位之含之由、 之不天気ニ而、麦之まき付究り不申候事、 廿八日より十方暮、 一の関辺ハ此辺より宜敷相聞へ候事 此間日和、 はれ、 曇り、 の関辺米弐斗 折々雨、 此辺も追々 此間

也、 廻村、 人也、大内与左衛門様伊澤郡兼帯、 九月朔日、 是ハ東吉殿御子息、 此所御延引ニ相成候、六日御通り、 御代官様・御役人様中、黄海より今日当所へ御 仮役被仰付候事、 仮大肝入白石三津蔵殿 未タ十六・七之 新御代官様御老

九月三日

年、

米 壱斗七升

不足ニ而壱升方引上ル

元来去年物計りニ而、 元不足、 尤新米出盛迄ハ日数も在之、

下ヶ不申候事、 却而引上候事

> 祈祷、 昨年九月三日夜焼失一周忌二付、 昨二日より四ヶ院寄合相行ひ候事 於明光院ニ町 内無難之御

九月八日

脇々共ニ少々ツ、引上候由

米 壱斗七升

麦 壱歩四分位

白壱斗八九升 下川物弐分五リ

大豆 新壱切弐分位 古も有之追々下る

小麦 下川桜場ニ而弐切位 市中無之

漸々の三而買入候事

九日曇り、 小雨、 又風、 昨夕大原一市町三十六軒焼失いた

し候事、

れ、 同夜両度地震、 日和 ニ相成候事、 十一日朝大霜、 十三日出米不足、 甚寒し、 ちら ( 小雨、 一統不足、 追々引

は

メ候様子、夜地震、

十八日市、此間日和続

一古米 壱斗六升

新米 出不申候、十月末ニも不相成内ハ、 余慶引下ニ不

相成様子、

麦 白壱斗八・九升 壱歩三分位より四分位

小麦 弐切位

大豆 新壱切三分位

小<sub>小</sub>豆 ツ<sup>豆</sup> 壱升五十文位

大根ハ相応之作

釘子辺 色物十八、九切

新莨

一此間浜不漁

廿三日 相場同断

糯米壱斗五升

江戸表九月五日出

両二米六斗八升位

御近国も作不宜、夏より追々引〆、 如此、

仙台より江戸迄道中

大凡歩ニ壱斗六、七升

上方も追々引〆、中米ニ而壱石九拾匁ニ相成候よし申来候

事、

紅花ハ相応之様子、奥仙花六十四・五両位之見当、 生糸ハ

大二不印、買留之事、秋中之取引余り高直故、京より問屋

中江戸へ相下り、伊達衆江註文金

気仙沼も又々引〆、当地壱斗四升、新壱斗六升 相戻候様もめ合ニ相成候事、糸下落

廿八日市

古 壱斗六升

新 壱斗九升

大豆 壱歩壱朱也

白麦 壱斗八升

から麦 壱歩弐三分より半迄

大こん 壱本三文位

餅米 壱斗五升

### 十月朔日

苅上り餅、 同廿九日夜計り相用候事、 廻し餅不致候事、

此節大こんつみ一宇相究候事、思之外上大根ニハ無之候事、 大根ハ、昨年より沢山ニ取候へとも、売物不安候、 米高直

故、 都而之物不安候事

引続米高直三而一統難義、 殊ニ困窮者甚難渋之事ニ而、 世上

騒敷可相成候へとも、 凶年より事ニなれ候故か、 騒き不申

候、 取続き候事、

当月末ニ相成候ハ、、引下ヶ可申様子、江戸表ハ追々冬中

、引ょ、 高直ニ可相成様子、 此節先達而より抜石役人引切

らす翔行、右ニ而米参り不申候、 引下兼候事

十月八日

壱斗七升

弐斗

壱切壱朱

X

大豆 新

当分何方共ニ高直、 引下ヶ不申候、

同九日新宅江移り候事、

店者未夕出来兼 内計り、

十三日市

米相庭同断

抜石御役人七日町ニ而ひつしと滞留、 厳敷、

米穀駄送り

成兼、 甚迷惑ニて、何分出米無之、 高直、

追々出米沢山、 下直ニ相成候、

の関より前澤之方、

此辺より作も宜、

此節二相成、

此節 の関相場

新米弐斗五・六升

御城下より石之巻下海道筋ハ高直、 中海道も高直

岩手山 弐斗七升

古川 弐斗八升

石之巻 弐斗より前後

北之方ハ下直

南之方ハ高直

当冬ハ早ク雪ふり可申と相 咄居候所、 未深雪ふり不申候

先達而ちら~~雪有之候まゝ、 其後無之候

御城下表江御貸上金被仰付候由相聞候事、 聢と印数未タ不

申参候、 気仙沼へも被仰付候よし、 追々当所へも参り可申

哉

達而中折々ゆり、

十月十五日夜四ツ頃地震、

六月廿五日已来之大地震也、

先

御城下表清酒屋、 当十五日迄之壳留被仰渡候事、 当新酒よ

触之事、酒屋ハ無渡世被相成、大ニ々々困り候事

御用御酒屋之外、一切造り方被相留候段御

り造り方之義、

同十六日、 在々共ニ清酒造り方御停止之御触相廻り候事、

濁酒壱町ニ壱軒造り方被仰渡候事

九月廿五日京都出の之書状相下り候、 諸相庭

米壱石ニ付 銀九拾匁位

奥紅花 六拾四五面

> 二本松上物四十八両 生糸下落

当地残糸余程残り有之、当分買人休ミ候事

江戸表十月五日 1出二書状

米 五斗八升 追々引く

百五斤より百十五斤位迄

莨仙台葉望多し、

一向ニ登り不申候故

刻ハ望人少し

此節江戸近国麻不作、 望人多く、 高直申参候

大坂佐野屋書状入

上方も麻不作之由

西国之莨も不作之由申参候事、 併当国方も引続高直故、

引

合に相成不申候事、

小なし・ 折壁・奥玉辺、 新十弐・三切、 北二而七八貫匁之

取引ニ候、

此度江戸表ニ而、百文銭御鋳方相成、過ル十月十八日江

泉屋より壱文相下り申候、余慶相出不申候

〈天保□通宝〉



唐金と相見へ候事裏当百と有之候

江戸表十月七日より遣出ス、結構成銭ニ相見得候事、鉄之

数々相出候ニ付、下々難義致候事、尤にセハ度々、通用ハ

小セんも御鋳出し相成候様子相聞候事、

近年金銀御鋳替

大二六ヶ敷、困り候事也、

体ハ近年銭不足に候へ共、壱朱等有之、間ニ合居候事故

余慶高く相成不申候、

御城下ハ、菓子屋迄上菓子被相留候事、

江戸表ニ而並鉄セん御鋳方相成候由相聞へ候

一新 弐斗壱升五合

一小豆 壱升

戸

大豆 壱分壱朱

銭 壱貫五百文

百文位

X

此間緩気、日和、

昨年之通ニ而思之外軽く相成候事、御貸上金、当地へも去年之通貸上候様被仰渡、

御受之事

下ノ上拾弐・三切、

是ハ色もの也

## 次拾切位売立候

当地も春ニ相成候ハ、、 不作之由ニ申参候九貫めニも上り候ハ、、皆々買気也 此間之上方状、 西国并江戸近国も、 引立可申哉、 貫メ上り不申候、 含も有之候事 矢張

廿八日之夜、 保呂羽壱軒焼失、 馬等焼死いたし候、

御城下相庭

玄米弐斗三升 石之卷二而弐斗位

両所高直、

+ 印符相成候樣被仰渡候事、 一月朔日、 清酒屋者桶之たか三通り者切捨り被成置、 濁酒之義ハ、 壱町壱軒ニ先日被 御

方 造り方隠シ売候故、 仰渡候へとも、 外ニ造り売方致候者在之候ハ、、 一昨年の様表向計りニ而、 此度厳重二被仰渡候、 見咎メ、科料召上、 兼而より余慶所 甚八方壱軒造り

造り方御免之者へ被下置候御下知、隠売致候者在之候而も

屋共二御吟味之上、科料召上、 咎め不申候、 外役人より見咎め、 御免酒屋共二被相留候訳ニ 吟味相成候ハ、、 御免酒

候間、 厳重造り方被相留候段被仰渡候事、

+ 三日冬至二相成候事、 月二日夜大雪、 近年二無之大雪也、弐尺余

米 弐斗壱升五合

大豆 壱切三分位

からし 廿五切

X

三日夜、 又相応之雪

先達而中鯣漁有之、此節両二千枚位取引、

米も、 南ハ最早又上ヶめニ相成候よし相咄申

の関様御名ニ而下ヶ不申候、

大豆、

御代官様御相場米

金弐拾五切と申事ニ候

天保六年 (一八三五)

弥々引メ候事、

# の関様方廿五切九分

新
弐
斗
弐
升

之義、	
本吉郡南方今	
ラ年之莨不足ニ而、	
南方□□追々参り、	

莦

望取申候、依之弥々不安取引□相成候事、尤荷方□□之年

柄、 追々引□□□申候様子、此間甚厳重□相成候事、

八日市先市之通

一向ニ緩ミ無之、折々雪ニ而、 寒気甚敷事、南之方共ニ弐・

三尺之雪

十三日市

上弐斗

一米 弐斗弐升より

弐升五合

大豆 此節一の関様御石ニ而弥々高直、 壱切半ニ而不足、

かうす。今年も不作ニ而高直、料紙類去年之通高直、

小麦 弐歩

御城下

米 古壱斗八升

> 一大豆 古三斗五升

右ハ、秋中殊之外高直、 追々相出、 此節下落、 沢山ニ相出

候事、

大橋仮御掛方相成候事、

当百文銭通用御触被相出候事、

増田菊之助様御事、持来御身代三拾四・五貫之由之所、御

役御目附ニ而、 当年御小性より同頭江相出られ、追々御加

増、 此間二御奉行御役二被為成候事、 珍敷御立身之事、

当時 御若殿様被為在、 定三郎様と申上候事、当春より

江戸表御上符、当時六奉行、

十月八日時雨三而、気仙沼鶴丸 平潟沖ニ而下り之節、 難ニ逢、 荷打柱切

候よし、

暖気、

十一月十四日夜大二暖気、雪、ミそれニ相成、追々雨、

十八日、 十五日快晴、 当日寒ニ入

史料編

米 弐斗壱・弐升

大豆 壱切三分・四分

最早下落ニ相見へ申候

米も酒屋之買置物追々相出候、近々下落可仕様子、

薄衣受石廿四切位

此間又大二厳寒、夜二雪道中筋大雪、 四・五尺程ニ相成候

故、 通用留多シ、

近年二覚無之大雪也

十弐・三年已来也

廿八日市

一米 上弐斗弐・三升より四・ 五升迄

かうす高直

紙六百匁、去冬之通

莨北方下蔵入物

下九貫匁 上拾切上り

中七貫匁

右ハ

利口之買入也

**釘子・小なし五両位より、千厩・熊田倉辺廿五切位迄、昨** 

年より三ツ壱之不足見詰、所々買人参り引上候事、此節ハ あらく、相片付、近村一円ニ無之候、北方も相片付申候

北ハ南方より下形之場ニ而、当分国方之遣ひ方望人不足故、

之例シ在之、景気相含申事、

買人不足、追々引〆可申様子、

昨年ハ尤甲の年と申、先年

小方之刻、弐八入壱駄金五切半より六切迄

京都十一月朔日出書状着

上壱石ニ付百匁より九拾匁、 追々緩ミ可申由、

江戸表 六斗四・五升

京都表綿高直

坂上三貫五百匁

京丹三貫弐百匁

右ハ銀百匁ニ付之直段也

紅花ハ、 此節下直追々糸共ニ 御上より御手入在之、 下直

之売方、

紅花 上々六十九両

六十五両位より六十両位

生糸細口望取候

当所之橋本手取上物

五十三両 其外ハ五十壱両弐分位

五拾壱両 五十両位

X

江戸相庭

斤目百十五斤位

刻 弐百廿三十玉より

弐百六七十迄

斤目より下直、不引合之事、

江戸表残下直二而、上方衆拾両位之損金二申参候

紅花も、最上衆跡買い損金と申来候事、

当地之残り糸

弐百五・六匁位取引

最早残り相片付申候、

京・大坂、十月出火之次第申参候事、

大坂之焼失ハ、余程大也、

京者余慶ニ無之、尤落外之焼也、

極月三日

当所追々米、相出候事、

先市之通

八日市

十三日市

一米 上弐斗三升より五升迄

一大豆 追々下落

沢山相出、壱歩壱朱位迄

一銭 壱貫五百文

小麦も壱切三朱位

X

一の関相庭弐斗七・八升迄、

石之巻 弐斗弐升

南方ハ作もあしく、

石ノ巻より

江戸江為御登米、 少し御積立在之よし、

御郡方御相場

米金拾八切五分

大豆十一切八分

右者御恵ニ而、 如此御取立ニ相成候よし相聞へ申候事が

十二月十八日

米穀追々相出候事、

在之候事、

酒方大ニ厳敷御手入在之、手造り酒等迄厳敷、

所々御咎め

右者御郡方廻勤方御役人様、又御別段方御役人様等御廻村、

不意二在々共二御翔行御改之事、

醤油造り方も御差留相成候事、

誠ニ是迄先年より無之厳敷

候事、

米弐拾五切

御地頭様方

大豆十六切五分

右之通、 御郡御相庭不相立候、 所々御取立御首尾被仰渡

百姓方より御願申上候様相談有之候事

廿三日市

候事、

刻も六切位之取引之所、

此節五切半、

五切三・四分ニ相成

気仙沼積出相成、当分弐千四・五百俵も在之様子、

より北方三千俵位之見詰ニ相聞へ申候所、

小俵ニ而千俵位

**千厩** 

莨も追々買人無之、当分引緩ミ、下落之姿ニ相成候、

米 上弐斗三升

凶年より引続頼母子休ニ相成、 大損金一字捨り候而ハ、 手

追年心得可申事

前分手前抔ハ四百両も損ニ可相成候、

天保六年 (一八三五)

#### 四升位

悪米ハ無之、能相出、 沢山ニ候へとも、当分別而下落ニも

無之、夫々捌候事、

大豆 買人なし

所々沢山相出候

小麦同様

南方も大ニ下落ニ相成候事、

御城下も、 此節沢山相出、 下落之事、

御蔵米 古弐歩弐朱

市中米 弐斗四・五升

銭 壱貫五百六十文

X 商内事不印

京都十一月廿二日出状着

紅花も少し引下ヶめ

六十両前後

糸 紅花より気配少しよし 五拾両位

両品共ニ荷不足

わたも高直 銀百匁二付三貫弐、三百匁

白 八拾匁九十四五匁より

米

玄

七十五匁

上方も、 米穀追々下落申参候、

候、

百文銭、

上方へも余慶登り不申候、

通用銭ニ無之程と申参

御城下へも稀に候也

余慶相出候事ニも無之事ニ相聞へ申候

古金銀為登切替候様、 役々江御触相廻り候事、

此節、 銀壱朱計り多く相下り候事

江戸表五十集物、

思之外下直

粕類ハ高直

西国莨不作ニ而、 大坂荷不足に付、 大ニ高直之由申来候事、

依之、買入之分為相登候手配之事、

夏仕切八十五匁立一百斤ニ付

夏仕切八十五匁位 九十匁位

**)候** 百匁迄

当地之新葉、八貫目位、七貫目迄買入為登候所、四・

着目切ニ而、徳用無之候、下直之時ハ宜、

近年道閑者并村々悪者共、在々町々悪行ニ付、御郡方廻勤

方御役人様被相廻、外ニ所〆り役別而被相立、御制道厳敷

被相糺候事、

極月押詰ニ相成候而も、浜方不漁、生肴不足、塩物高直、

不足二候得共、追々相出候事、

廿八日市、相応ニ相立候事、

脇々ハ不盛り也、

米沢山ニ相出候得共、相捌ヶ、残石無之候事、

上米 弐斗弐升より四・五升迄

手前店之売立、八両弐歩位、

廿九日、米穀一向無之候、

過ル廿七日夜、皆川屋市兵衛殿急死致候ニ付、近親類中門

松并正月義式七日延ル

正月五日より

御家中御役人様方へ御年始物、御目附様方へハ遣ひ不申候

候事、

五月

77

百七・八十文 卅文一料紙壱速 扇子壱本ツ、

〆弐百文位

御役人様五軒分 御役人様五軒分

百拾文ツ、

面附覚

はし本 舎 ② 手前

検断殿 地肝入殿 及川

皆長殿 本家 高惣

末保六内申正月丙元日■■静也

金、五百七両壱歩也、売立相入候分ニ在之候事、先年より店方売立相調候所、未の正月四日より申正月三日迄之惣調

納ル、凶年ニハ三百八拾両程ニ相成、外三十両程捨り、類ハ一昨冬より売初、前々ハ上景気ニ而四百五十両位売金無之金高売候事、右ハ大工道具金物売候故かと存候、金物

て之類、みそ、長くハ糀不入よし、 世年之凶作位ニ而者、思之外心安し、 別、米、ひへ、かならす、何時も用心無之候而者不成物と知へし、凶年之心ならす、何時も用心無之候而者不成物と見得候間、必油断と見り追々在之物ニ候、是ニ而不済物と見得候間、必油断にない。

心掛へし、土用中冷気なる者、決し而あしく、早備ひ立へ凶年之例し様々在之候、三月頃天日の赤色成者、必あしく

大凶作ニ成、人多く死ス、た日年ハ久し而軽く、午年吉、未ニあしく、申年大ニ強ク、先日年ハ久し而軽く、午年吉、未ニあしく、申年大ニ強ク、以作者、壱年ニ而不済、引続一両年、弐、三年之内ニ又在凶作者、壱年ニ而不済、引続一両年、弐、三年之内ニ又在

5

丸吉皆川家日誌

天保七年 (一八三六)

天保七丙申正月元日 静也

正月三日 市

替義無之、 肴類一円無之候事、

候、 同六日夜雪、 雨 残り居、 向無之、 此間暖気、 冬至中之大雪、夫より寒気強ク、きへ不申 七日朝雪、 漸々雪・みそれ、 昼はれ、 又暮雨、 少々雨ニ相成候 去極月より雪

事、 今日大ゐニぬかり申候、

八日市、 相場替義無之、 米もちらく、相出、 売候事、

ニ而寒し、 大二暖気、 正月中相替候義無之候 雪とけ、 大ぬかり、 昨夕より九日雪、 又折々雪

> 月・八月御取立相納候事、 昨年・一昨年之御借物米麦、 甚難義、 去秋より返納被仰渡、 高直二而買納致候者、 麦者七

迷惑致候事、 又拝借致候米、 去冬より正月迄掛り相 納候

事、

二月、 北方一昨年御借上相成候籾、凶年二 玄米ニ而返シ被下、 薄

衣御蔵ニ而被相渡候先以半分、 四合引之割ニ而返し被下候

事、

右者献上人之外也

押詰より春ニ相成、

追々米下直二相成、

統静ニ相成候事、

石之巻ニ而、 四 五艘之御積立、 此節明川ニ相成、 御下し

方相成候事、

之候、 大豆、 買人なし、 去冬より追々下落、 薄衣町石師中ハ大損金也、 御上様ニ而御買上被下候由風聞致候、 此節ニ相成、 御買上無之、 壱歩、 三分ニ而も 未事定無

石之巻

一京・大坂、極月ニ相成、追々諸国より米穀相出、下落、

白米 壱石ニ而

九拾匁位より八拾匁

七斗五・六升七斗左

京都糸之気配宜、春景気之含申参候、清水川口、尤出羽・

上者六拾両位ニ申参候、夫より並上五十弐・三両、五十両、奥州糸之頭也、九貫百五拾匁造り、壱箇ニ而五十八・九両、

五十五・六両申参候、当地残り糸九貫匁造りニ而、四十六

両弐分、四十七両弐分位迄ニて売申候事、近年ニ無之景気

紅花者下落之事、

六拾両より五十両前後

去冬出し状

一莨、西国物不足ニ付、大坂追々高値、

百斤ニ付銀百匁位申参候

江戸表、一向品切に相成候間、当地高直に而も為登可申由

追々申参候、依而、手前買入、②之仲間買、

五々入千三百俵程 刻百拾箱程為登、二月二日迄俵之払

気仙沼・石之巻両所へ相出候事、

弐八入刻五切三朱位

此買直段、中下押込ニ而、三両位、十一切半、去冬買ハ拾

切二上り申候、

当地も、去冬之含ニ而ハ、正月頃より引立可申と存候所、

去冬商人中無油断買入候故、一統ニ持合、御城下も一向ニ

不売、依而此節別ニ買人無之故、手前ニ而買入候計り、外

買人なし、至而静之事ニ候、北、下形ハ余慶無之候へとも、

中形思之外余慶ニ相聞へ申候事、当春中・夏作之様子次第、

引上可申や、

二月ニ相成、米穀当時随分浜方へ引ヶ申候、南よりも少し

ツ、参候事、直段すわり申候、

二月朔日より日かんニ相成、同六日、当日抔ハ甚春暖、大

春ニ相成候事、此間ニ相成、少々引上、

同八日市

一米 弐斗壱升より弐・三升

大豆 何分買人なし 大下落

薄衣町石師一統大損金

十弐切位之含

小豆 五斗入 壱分三朱位

つりめ也

南方、 此間ニ相成、追々引上候様子、 薄衣・黄海両口共ニ

御役人厳敷候事、

十三日市

一米 弐斗壱、弐升 少し引く

銭 壱貫五百四五十文

外者六・七十文迄下ル

石之巻も

弐斗弐、三升

銭 壱貫五百文、 廿文迄

御積立追々被仰渡、 七月迄三廿艘程御積立相成候よし、 此

節最中、

此間 一向ニ雨無之、麦も少々赤く相成、 六ヶ敷候所、 一昨

夕大ニ雨ふり、甚宜敷

濁酒厳敷候処ニ、手造□□御免、昨日御触廻り候事、

右ハ農事之節ニ相成、 働き酒御免之趣被仰渡候事、 遊興之

酒不相成候由、

三噌糀御免、

科人余慶ニ相成候ニ付、 御免ニ相成候由相聞へ申事、

料紙三割方引下ル

かうす、二月ニ相成大ニ相出、

下落致候、

莨も、去冬之様子ニ而者、 買入候所、 一向ニ引上不申候、 此節頃ハ引上可申、

候様子相見へ不申候

統商人中

不売、買人無之、当分引上

二月十五 日暖気ニ而、 昨夜より当日大雨、 暮にはれ、 夜大

風ニ相成、 十六日朝雪、 大ニ寒し、 はれ、 風ニ相成、 寒し、

十七日日和、 暖気、

十八日市、 日和、 暖気、

米弐斗壱・弐升

十九日四ツより風寒く相成

廿日雪大しけ、 廿一日風寒、 あられ、

黄海みとの沢ニ而脱石、 宿へ夜中ニ押込れ、 宿之者弐人并

之者四人相出、 家内縄かけられ、 七人之咎人相成、三・ 五拾駄已上御始末二相成、 四人出本いたし、 被相糺、 日形 大

騒動也、 内済二相成候由相聞候事

二月十五日出江戸状相下り候

米六斗五升位申参候

莨も、去冬之様子と者大ニ行違、 下直之由申来候

百廿斤位 刻弐百五・六十

五十集物下直

大坂も莨直段右同様、 百斤に付八・九十匁に落候よし申来

候、

糸ハ随分上景気、

一月廿八日市

米 弐斗壱升位より弐升迄

生大根 弐文位

銭 壱貫五百六十文

至而余慶二相成候

捌、 当地莨、 南方も百姓方困窮ニ相成、 去冬之様子とハ行違、 買人なし、商人一統持合不 莨も至而倹約ニ而、

格別用

ひ不足、

御城下・石之巻共ニ、不捌ニ而下落之事、

御城下も在々も、 引続誠ニ不景気事也

正月中、 御城下へ相応之御用金被仰付候事、

三月朔日

屋形様より此度

公方様江御献上罷成候、

石之巻居内石、 長サ三間半、 幅三尺、 厚サ弐尺角之大石、

此度船々江為御積登相成候事

石之巻之義、 近年引続不作ニ付、 為御登石并御国産雑穀物

候事、 依之

并商荷莨等、

出荷不相成、

御国方第一之難儀、

難渋ニ

相成

屋形様より 御公義様へ、先年天明年中之如く鋳銭御吹方

御願被成置候由、 石之卷之咄也

近年引続不作并ニ相続き、 御金支等被為在候二付、 御上様

味、 も御台所方御困窮ニ被為成候ニ付、 此度大坂米屋とやら御取組相成候ニ付、 段々御台所方金主御吟 是迄之御宝札、

近々御引替相成候由 薄々相咄候事、 依皆々用心致候、 天

明年中ニハ大ニ損金、 捨りニ相成候、 依而如此

三月二日市

米 弐斗一升位

脱石方御制道厳敷、 米も不出ニ相成候事

銭 壱貫五百六十文

下落沢山

三月三日

当御居館へ御礼之事、

御役人様方へ御進物之事、

上料紙壱速ツ、五軒也

此割合百文ツ、

かゝ Þ

皆長

干

高橋

舎

(1)

本家

皆 横 断 殿

地肝入殿

告

〆拾人

当時追々銭沢山売不申候、 節下落、 凶年之頃、 誠ニ世ノ中ハわからぬ物ニ申候、 殊之外銭引上、 不足、 弥々下落可仕候、 壱貫三百五十文位迄、 弥々当年中鋳銭 昨年并一 昨年 此

天保七年 (一八三六)

御吹方相成候而ハ、 下落可仕候、 左候ハ、、 店商売六ヶ敷

可相成候事、 先年も角セん御吹出ニ而、 銭高直之所、

落 いたし、

商人大ニ痛候由

并五百札、百文札、廿四文之札まて被相出候由相聞候事、 南部様御領内、 札相出、 数々在之候由、 銭札也、 壱貫文札

此節料紙類下落二相成候、 昨年より高直ニ而、 用ひ至而不足、売不申候故下落 かうす在高より割合下落也、 是

昨年買入より正・二月之買ニて、大ニ損金相成候事

莨も一向売不申候、 是も下落、買人なし、

三月四日 雨より相応之雪、 五日日和、 山々雪不消、 寒し、

種者三日ニ上 ル

醬油方、 室御印符明被下候御首尾被仰渡、 造り方御免相成

候事、

三月八日

さし而替義無之候

からしハ不足、 高直、

此間折々地震

同十三日

米 弐斗一升位

壱貫五百三十文

古金銀、切替所へ相出し切替候様、 又々御触相廻候

莨弥々下落、 御城下并在々共ニ、当春ハ商ひ無之、至而不景気之事也、 御城下・石之巻共ニー向ニ不売候事也

候、 二而 三月十六日、 他国ハ清酒も沢山、 伊達より向、 忠七親方下着、 上方迄、 江戸表酒も安 道中筋常年之通り、 承り候所、 仙台計り凶年之様 替事無之

米 七斗前後

## 酒ハ 四斗入十駄十三両位

百文銭 江戸表并ニ上方共ニ通用ニハー向ニ無之、

高嶋佐兵衛殿店より、江戸室町二丁目 五文手前へ相下り申候

両替屋へ節角相頼、 漸々五文取替候由申来候

ニ而も盗取候ニも至而宜敷事故、 右銭之義者、 金銀も同様ニ而、 見世先取扱并取引之間、 右考ひ、 追々御吟味 相成、 店々

二五升ツ、御払相成候間、

望人調書二而申出候様被仰渡、

町内御触ニ相成候事

御取納相成候物之由相聞、 町中稀ニ外無之候よし、 当国方

在々ニ者誠ニ無之、 御城下通用之所より、 見世銭相廻り候

義無之候事、

江戸銚子為登莨、 向不売候に付、 一字大坂積替、 為登ニ

相成候事、不足ニ候へとも、 一円不売

二月相場百三十斤位

右直段ニ而、 漸々元々少々損金ニ可相成候事

江戸行・大坂行共ニ、 当国方ハ船延引ニ而、 景気状参候 줆

も間ニ合不申候、 売りはつし候事也、

此間気候あしく、 至而寒シ、 十五日 醎 みそれ、 雪少々ふ

> は、 甚寒し、十六日、 こふり申候、 種蒔仕舞、 同十七日朝大霜ふり、 五・六日と相成候事 苗代一字しか

ŋ

御免被仰渡候所、 去秋酒造り方大留候節、 三石何斗と申所也、 かゝや酒残酒書上候所、 右御払方之義、 此度御払 軒

三月廿八日昼七ツ頃大地震、 昨年六月之地震よりゆるし、

度也、 暮六ツニ相成、 雨風ニ相成候事

兀 月二日之夜雨風 也

同三日市

米 上 弐斗

もち 壱斗七升

干かて 小壱升四十弐文

四十文

むき 壱歩三朱位

天保七年 (一八三六)

一銭 壱貫五百八十文より

壱貫六百文

金銀にせ物多く、至而通用あしく、

X

一大豆 壱切

弐分、三分

X

三月十三日夜、

江戸出火相成候由申来候事、

銀座丁より尾張丁新橋迄

メ八丁程

当年之曆之表、巳年之曆二違無之由、正月中相咄候人在之

候、尤節々之四季、壱日二日位之違也

も麦上作無覚速、 も咄在之候事、節不相当之風也、此節麦出ほ最中也、甚不 四月十日、昨夜大雨、当日大風也、此節麦出は最中也、甚不

昨日より今朝甚寒く相成候事、十一日昼過より少し暖候

処、過ル四日も大風也、今年ハ二月ニ相成、折々大風、変

嵐参候年から也、

先日中鮪相応ニ参候所、十日大風ニ而、大網浪ニ取られ、

浜々網一円無之、しひ一向取れ不申候事

山之木の葉大ニもまれ、かり敷不宜候由、

苗者最初生立不宜様子ニ相咄候所、此間大ニ生長いたし、

直り候事、

十八日市

一米 弐斗

一むき 金壱歩壱朱

一小豆 壱升六拾文

干かて

四十文位

一せに 壱貫五百八十文

壱貫六百文迄

X

脱石方、三月中之沙太、 内済金片ニ相成候故、 取都不宜 候

哉 此間ニ相成、 至而緩く、 通用宜相成候事、

十七日夜、 十八日夜、 十九日朝大雨ニて水沢山 四月廿六

H 昨日より大雨、 町方田植最中、 廿七日日和、 当月雨勝

也

卅日八ツ雷勢

五月

五月朔日晴曇り、

苗不足ニて、 節句頃迄田植、 南方朔日頃より初、 統苗不

足、 五月廿日頃迄植付相成候事、 同月も引続き曇り、 雨風

至而不気候、 統又人気あしく、 廿五日迄当月之内三日計り外日和無之候、 米穀相出し不申候、米相庭引〆、 甚冷

気

御城下ハ 弐斗位

石之巻 糯壱斗四升位 壱斗九升

飯の川 弐斗

> 大豆 十三切位

米谷 同断

当地ハ不高候 弐斗也

銭 壱貫五百四・五十文

当地ハ壱貫五百八十文

五月三日

屋形様御下り、 御道勢例年より三ヶ壱位よりも御人数不

足、

同廿六日、 日和能、 暑さニ相成、 諸人安心之様子、

御城下并国方一統、 而朽等相出、 誠二不足、当年之莨作見詰無之由相咄候事 此節莨不売、 然ルニ当年之莨、 苗床ニ

右之含ニ而、 北方此節莨持人壳気無之候、

此節売人なし、追々引メ可申事

当春中ハ、下ニ而三両位、十壱切位

当年之蚕作、 り之相聞へ申候事、 近年無之当り之由、 桑下直、 壱枚六切位より五切位之上 伊達辺却而不上半弥々当

ŋ

上方も冷気勝、雨天多く、不気候、道中川支等度々申参候

事、江戸表も米穀少し引〆申候

四月より五月之間、能日和稀也、人気あしく、不安心、

店々商売無之、

御城下・石之巻、一統ニ誠ニ不景気、石之巻も凶年後者一

統作人ニ相成、田畑作り方大ニ流行いたし候、

五月廿五日より暖気、晴、曇り、廿六日晴れ、曇り、廿七

引立不申候所、此日和、暑気ニ相成候ハ、引立可申と、日大ニ快晴ニ相成、暑気相催候事、稲ハ植付之侭ニ在之、

漸々此日和ニ而、少し安心之咄いたし候事、

当年不作ニ而ハ、一統ニ囲米無之、巳凶年よりも難義、死

人可有之事、

一石之卷三而、鋳銭之御行可有之風唱在之候事、石之巻一統

難凌様子之事、

御城下ニ而、御屋敷様方へ、御台所方御用立候衆中、凶年

より不返金ニ付、大ニ相痛、其上御用金ニ而難渋いたし候

事、

南部御領ハ、札ニ而物々高下、大難義之事、

当年之麦ハ、上作ニ相成候事、思之外後レ、雨天ニ而不宜

候、

五月廿八日晴、曇り

相聞へ申候、当春迄糸高直ニ付、まゆも不安直段ニ取引相まゆ、四・五日前より相出候事、大壱升五・六分ニ売候由

初り候事、当秋ハ糸少々下直ニ可相成候事

一江戸表莨之仕切

斤百十三斤売付

史料編

## 刻 下弐百八九十本より

中弐百四・五・六十迄

去冬より春迄、 七貫匁買ニ而、 一向徳用無之候、 漸々

元ニ可相成候

五月廿九日曇り、 冷気、 小雨

晦日曇り、 冷気、 夜小雨、

六月朔日雨、 大ニ冷気、 北東風、 九ツはれ、 大曇り、 夜雨、

二日大ニ冷気、八専ニ成、 尤雨ふり、

三日快晴、 風直り、 少し暖気、此間中々不天気ニ而 諸 人

又々凶年ニも可相成と心支、 町々米穀不出也、是迄之気候

候所、 誠ニあしく、豊作ニハ相成間敷、 冷気強ク、 一統ニ冬之将速ニて、今日日和ニ相成候 此節来ル六日土用ニ相成

而も、 単物着致候人無之候、給・綿入ニて諸人往来、 八専

之三日め也、 着いたし候、

蚕之作、大ニ不同在之、 此節余程残り、 桑市相立居候、

方ニも余程在之候、気候之不同ニ而、

早き遅き在之候得共

違作、 不足当り年也

此間まゆ売候所、 段大ニ高直也、 春中之移りニ而如此、 昨年より当春中糸高直ニ売候故、 追々緩ミ可申 まゆ直 弐

百四十匁位之揚りニ相聞へ申候、 利潤無覚速候、

三日市

米 壱斗九升 致而不足

壱斗九升也

白麦 弐斗弐升位 壱切三分

干かて 小壱升

五・六十文

X 新むき上作ニ候へとも、 かり初候、 惣毛よりハ痛ミ、 未夕かり方不致候、 朽・しゐな等可有之候 そろ(

事、

当町も、 石之卷壱斗八升、 壱斗八升ニもいたし候ハ、 同所より御城下騒き候由相聞へ申候、 相出可申候、 追々引く、 直

段ハ同様

町

気仙沼 壱斗八升

天保七年 (一八三六)

#### 古川 町 弐斗五 升

由申参候、 入谷より浜方、 未夕最中と申程之後レニ相成候、 東風、 北 風 強ク、 冷気ニて、 蚕 余程 相痛 候

六日同 六月四 同 袷 十日過ニ相成候而も此通りニ而者、 綿 入 .様 H 四月頃之身持也、 H 土 声、 和 相成候へ 少 ノ々風も 共 相 此間朔日より八専中天気尤不 直り 未夕冷気也、 候へとも 騒き可申候 曇り、 五. 日晴曇り、 冷気、

御領内 去冬御かし上候金子、 統 へ御返済之由、 過ル五日一 未夕御台所 統 へ御返金被成下 方御金主御取組出来 -候事、

不申由

当町 :御貸上金高百拾壱 両、 村拾 九両、 都合百三拾両也、

昨年より両度也

昨年御城下大水ニ而

御玉屋下川通り流失之分、 御小人組 統屋敷替相成候由

当三月下旬之頃、

5 西 国 I方鍋島様、江戸表より御国方へ御下り、 肥前佐賀三+五万七千石 |月下旬之頃、江戸珍事 一、一橋大納言 将軍家 川崎御昼ニな

れ 大師川原辺 御宿割 [候并ニ町中御宿札等在之候所ニ、 へ御しのび御出 三而、 川崎へ為入、 橋様

様、 御 通 りこ 候間、 鍋嶋 へ宿取替片付候様、 向 ||々御役人御断之

尤鍋嶋よりも御欠合ニ及候所、 所、 右御宿之亭主、 鍋嶋様御事、 前 橋様之御威勢二而、 ||々御宿割ニ付不相成訳、 鍋 嶋

之宿札并幕等迄けちらし、 乱ほふいたし候に付、 鍋嶋 方よ

り向 々一 統ニ相出、 既ニ珍事と相見へ候所、 御家老より 被

御大名様中へ御会合、 相割取、 鍋嶋家直二御出立、 三拾万石以上之御大名様方へ 御家老江戸表御戻り、 御吟味 御 同 席

之上、 橋様方へ御欠合等

御公義江 御訴ニ 相成、 御上下大混雜、 大沙太三相 聞 候

事、 橋様大しくしりと相聞 、候事、 中 Þ 御 大名様御 統

聞入不申候、 六ケ敷相咄候、 鍋樣 方 ハ、 江戸御交代御免之

御達御含と、 とり の噂さ也

七 日雲り、 は れ

日曇り、 夜雨

米 壱斗八升迄 至而不出也

相続き不天気、 冷気、 人々色々と豊凶之咄也、 人気追々悪

く

狼川 原町

米 壱斗七・八升ニ相成候

古川町 弐斗四升ニ相成候よし、

兀

日ニ上り可申抔と申、

とりく

相咄候事

麦も上作之所、 長しけニ而ハ不宜、 未夕青麦在之、 至而不

同也、

蚕も追々後レ、 此節迄二上り切不申候桑之商売在之候事

六月迄ニ都而之物大ニ暦より後レ候年ニ而、 今年も不作可仕 是迄土用中迄余慶残り候事無之候、

四月より五月ニ至り、

是より続候ハ、、

弥々安心可相成候

相見へ申候、 去年より当春之糸高直ニ而、 矢張り当まゆ之

直段高直向不見之事也、 此辺ハ損金ニ相可 伊達ハ上々作相聞候間、

成候

落

六月十一日夜より雨、 十二日朝迄雨ふり、 此間犇と曇り

> 米至而不足、一向ニ無之、 町内小売米無之、壱斗八升ニ而

脇方へ引合不申候、壱斗七升之相庭、 吟味在之候事

狼川原 壱斗七升

**千厩町** 壱斗七・八升

諸人当日ヲ待、 十二日甲子、当日日和ニ不相成候而ハ、 精進致候事、 又ハ十四日虎の 凶年ニ押付候抔と、 日 也 依而十

金壱歩ニ壱斗七升直段配分相成候事 昨日、 千厩町出米三太外無之、小売方壱人ニ三升ツ、、

曇り、人々少し心能よし、今日第一之日也 十二日、四ツ上り南風ニ相成、 はれ、 大ニ暑ニ相成、 日和二相成候 は n

気仙沼町

米壱斗五升ニ相成

追々糸下

買人壱軒ニ弐升ツ、 割付、

十三日市、昨夜西南之風強し、時雨少し、十三日朝曇り、

日和、暑シ、

一米 壱斗六升ニ相成候、

矢張り買人壱人ニ付弐升ツ、之売方、

一干粮 小壱升 五・六十文

遣ひ居候所、

段々相返し、

用心心掛ニ相成候事

新麦日和無之、打方相出不申候、

白ニて弐斗位

且又日和ニ相成、暑く、尤まゆ高直ニ売候ニ付、金も相出

候故、当市日在々より人相出、町ハ相応ニ立、商内も四月

此方無之盛候事、

之由、人々待居候所、甲子ハ日和ニ相成、一安心いたし候且先達而中より申子・丙寅之両日、日和相成候へハ心支無十四日、昨夜より雨、今日終日之雨、東風ニ而甚冷気也、

候、

御上より、

社倉備と被仰渡候事也

辺稲之勢宜敷相見へ候間、日和ニさへ相成候へハ安心之事所、当日丙寅雨天ニ相成、人々大ニ力落シ申候、当分此近

候へとも、粟抔ハ大ニ痛相出候様子、大豆もあしく相成候、覚速、大ニ心支ニ相成候へとも、尤畑物も麦ハ安心ニ相成に候へとも、又冷気、雨天ニ相成候間、弥々今年之作無

巳ノ凶年より甚心支、今日色々と相談いたし候、当分職人引続普請ニ而、穀物多分ニ用へ、物持衆中一統持合無之候、相聞へ候、雑穀共ニ一統無之年也、当所者焼失之後ニ而、依之大根ヲ早々蒔候吟味也、尤四・五日前より蒔候者稀ニ

出 赤坂へ五・六年先ニ備へ のミ、五・六十年先ニも右之備致候所、 夫々施し、 頭方へ割合渡致候事、 ハ支配之人遣ひ込之と、 其上蔵普請ニも金相出し、 節角セ話致、 右備之義も、 町内備穀残り有之候所、 故障計り相出 人之為計りニ而、 困窮者へかし抔いたし、 銭之在者計り余慶相 かし付之難渋、 無用之由聞伝居 却而用多、 先達而得 迷惑 又 組

而弐百五十文位之直段、相成、正金壱両ニ拾弐貫文也、小売物銭百文之物ハ、札ニ誠ニ下々難義之由、見世店戸をしめ候由、両替相庭弐手ニー南部ハ多札相出、廿四文札迄、其上夥敷御貸上被仰付候、

当国方、 末無之、又々不作等ニ相成候ハ、、 由 風噂也、 御上様ニ而も、 近年御金入ニ而、 御公義より拾万両之御貸上申参候 此節ハ御金なし、 如何相成可申候や難計 御台所方も

新札被相出候、 古札御引替之由相聞へ候事

まゆも、 跡下り二相成候もよふ也、

十五日、 昨夜より大雨、 昼方はれ曇り、 夜又小雨

十六日小雨、 はれ、

十七日同断

十八日同断 同様、

米 壱斗五・六升、 至而不足、

干かて 壱升五・六拾文

濁酒 此 7間願之上 もろみ三拾文

統凶年之心掛二相成候事、 登米町抔壱斗七升 在方ハ先達而より山 「かて取方

日

々相出候由

居候所ニ、 今日十八日午の日ニ候間、 不相替、 弥々不気候、 天気快晴可仕与、 快晴不仕候、 今日迄頼ニ致 依而諸. 人力

落候事、 何時日和二成候も不分候、

迄不天気之由申来候、 何レ同様ニ相見へ候、 併米相庭ハ引

五月廿五日江戸出之書状二、

矢張四月中旬より五月廿二日

上ケ不申候

米 両ニ 上七斗壱弐升より、 下八斗位迄

釣り合不分、下直ニ候事、

六月ニ相成候ハ、、引メ可申候事

未夕当月書状入不申候

此間相応之出水

明十九日、 雷様精進、 町一 統壱組切寄合可仕候事、 廻文相

出テ候事

**乍併未夕冷しく、** 和ニ相成候、 当村ニ不限、 近村一統精進十九日ニいたし候、 廿日も日和相成候故、 今日飛脚入、 御城下大ニやかましく、 統安心之いたし候、 当日より日

折 々御蔵米御払、

市中米 壱斗五升

御蔵物 内證ニ取引、 三分弐・三朱より壱両位迄、

店々商ひ一切無之由申来候

江戸五月廿五日出入、矢張同様、不気候に候へ共、 当地よ

りハ少しよし、 **乍併麦上々作二取候故、追々下落之由、** 米

も引下ケ申候、

両に七斗壱・弐升

右ハ上方米上々也

次 七斗四五升

下 八斗也

大豆 壱石弐斗位

当地与ハ大ニ行違い候直段ニ而、 恐入申候、 併不景気之趣

申来候、 追々此節ハ俄引上ケ可申候、

最上之方同様冷気ニ者候得とも、 仙台より暑シ、せみも啼

候よし申来候

米 壱斗五升

廿三日市

紅花ハ、 当地此節漸々出来候由、 未取引ニハ不相成、 最中

之拵方、 誠ニ都而後レ候年也、咲出し至而あしく、

過ル十五日、佐沼町ニ而米不足ニ而、 弐斗位之取引、 向ニ

不盛也、 古川も同直

三斗五升入壱貫

最上之相庭 下直也 金壱分弐朱也

江戸表も弥高直ニ相成候よし、上方も不作之方相聞へ申候、

上方糸之様子不宜由申参候、

過ル十八日中ふし也、 王様へ上り候よし相咄候所、 早稲ハ少し相出候に付、 向咄し計り也、 中々相出 十五日ニ天 候

廿一日晴曇り、廿二日曇り、

昼九ツ頃地震、

少々暑シ、

様子ニ無之候、未夕若し、廿一日より麦打相初り候

一干かて 尚食安し 壱升五十五文

千厩町 壱斗四升

の関 壱斗六・七升

X

此間日 和ニ相成候間、 人気少し緩ミ申候、 七日町 日形・

薄衣、 其外脱石役人居不申候へハ、二日引下ケ可申容子ニ 弥々不足,

御座候 へとも、 御役人厳敷、 駄送相成兼候間、

高直

廿四 É 凶年之献上、 御知行初午年分、 此度御物成金渡被

下候に付、 千厩御会所御代官様より御直々御渡し被下候事

同日日和よし、 廿五日曇り、

廿六日曇り、

麦打最中大ニ後レ、 かり後レ、 打後レ、 最 七・八分通り之取納也、 初 *)* \ 上 一作ニ相見得候所、 小麦あしく、 雨天続二而

> 之、 候事、 莨も畑ニ而くち、 大ニ稲之模様宜相成候、 はれ、 先達中より暑さも能相成候へ共、暑気と申暑さ無 曇り、 又ハ花か咲、 甚以無覚速、 早稲相出候よし相聞へ候事 又々あしく、 統用心いたし居候事、 大根専ら蒔付 併

廿七日上日和也、

廿

八日朝曇り、 四ツ晴、 上日和、 当夏第一之大暑也

米 壱斗五升

餅米 壱斗三升

当時不足、一両日之日和ニ而ハ、 諸作直り可申候、

廿九日日和、 暑し、

ŋ 七月朔日大雨、 又雨、 大暑ニハ無之候へ共、 四 日 日和、 東風、 暑シ、 又寒し、二日同様、 相応之暑ニ相成候 暮東風、 五日日 三日 和 にはれ、 曇り、 暑 曇

当分作毛、 岩谷堂第一宜敷相見へ申候、 水沢辺ハ些劣り

山手・沢田通りハ、稲ニ無覚速候、早稲ハ余程所々相出候候、日和十日も候ハヽ、おく出も相出可申様子ニ相成候、

事、

粟も、わせハ相出候事、

当年栗ハ一統不宜候、専らニそは・大根、一統植付候事、

莨あしく、水焼ニて、当地去年物、北方ニ而十三切半位売

候事、追々引メ可申事、

大豆作毛直り申候

一の関より、前沢・水沢・岩谷堂迄、米壱斗八升直段ニ而、

壱斗六升・七升、当地ハ壱斗四升、

の関ニ而麦壱切半位

初メ、則一両日之内ニ七百匁、六百匁とセリ立申候、咲後位の太数、百廿駄位之見詰、此間売立候所、八百匁位よりく故 紅花ハ、弐百駄も相出可申作毛ニ候所、つみ手無之、去年紅花ハ、弐百駄も相出可申作毛ニ候所、

本場ニ而六・七百駄より不足之年無之、今年も千駄位、併江戸近国百四・五十駄、三ヶ壱位之荷高、最上ハ先年よりた買かん、併今年ハ京都近国至而不足、漸々五・六十駄、レ至而不同、干上り不申候内より、生物ニ而買立候、めつ

花之出来当国より不宜候由相聞候事、依而客人註文等有之、

めつた買ニ相成候、

買入ニ而ハ、京為登ニ而、何時も徳用無之候、依而少しハ買此節、五十両余之上りニ相成候、三十年已来ハ、五十両之

入候へとも、買留いたし候事也、

生糸も思之外買人在之、弐百拾匁、拾五匁、弐百五匁位

迄、

ŋ 曇り、 過ル三日より十方くれ、 九ツ晴也 八日日 和、 九日曇り、 六日曇り、 十日はれ、 少し昨夕雨、 曇り、 + 七日 日曇 は n

也、 玉 衆不止事、 紅 八百駄位も出可申哉、 宇ニも売候、 F 花 水戸早場之辺、 .-ハ 、 向と申程無之、 弥々買人多ニ而、 後買進、 珍敷景気、 誠ニ至而荷不足と相聞へ申 他国客人衆中何分荷物 当年ハ近年無之諸国太不足、 最上計り余慶之荷物相出候事、 他国客人一統買留居候へ 五拾 五両 位 三而、 此間 ハほしき様子 候、 共 中近 京御近 仲買 所

岩谷堂より昨日書状参候所、南部上々、六十両位より六十

四・五両迄引上候由申参候、依之惣休と相成候、

大坂表四ツ橋小詰莨問屋佐野屋弥三郎殿より、莨仕切并書新莨故目へりニ而無徳也

状到来致候、

一斤目百斤二付

損し下物七十五匁也八拾八匁之売付

四・五月より下落与申参候、

押込五々入壱俵

拾四匁五分位ニ当手取

江戸表より少し宜

同表も、四月・五月より六月迄、未不気候ニ而、冷気勝

雨多くふり、人気あしきよし、依之追々米引上候由申来

候

先日京より大洪水之義申来候、京町家二階江上り候よし申

由、人あしく、米壱石ニ付百五・六匁、買人多く、大坂堂来候、上方も同様、不気候ニ而、雨しけく候、冷気難去候

島三日程つふれ候よし申来候事

江戸六月廿一日出、矢張不気候ニ而、米相庭俄ニ、

上方米 両二四斗六・七升

一地廻り米 五斗位

大豆 九斗より壱石

一小ツ 八斗七・八升より九斗迄

大麦 石四斗より五・六斗

メ 江戸・大坂・京共ニ騒き候

江戸并上方共ニ、麦ハ上作申参侯、

京都状ニ

加茂之明神様

比い山両所ニ而(比叡山)

御祈祷在之、翌日より両日日和ニ相成、大慶仕候段申参

候、

西国ハ相応之作と申参候事

先達而、 御城下辺并南方へ、 龍の毛ニも候哉と申白毛ふり

候事、壱尺位、壱尺余も在之候、 当地へ不得見、 江戸辺

迄、 古も在之候

中手稲、 ニハ稲あらく、相出可申、 余程稀ニ相出候由相咄候事、 左候ハ、、五・六分之作ニも可 此容子ニ而ハ、 盆中

相成哉、 此節先者大ニ長生いたし候所ニ、又むし付相成候、 頼母敷候、 畑物大二見直し候、大根一統二蒔候所、 夫々制

道いたし候事、

七月十一日、 本日和ニ相成候、

米 壱斗四升

大豆 壱升五拾文ツ、

同粉

当時町中

小豆 八拾文

一小麦ハ 金弐歩

壱升八拾文

X

弐ツ掛まゆ、 先達而中、 大弐升弐三分迄引〆取引、 此節弐

升五・六分、揚りまゆ六百五十匁位、引〆候、

十二日七ツ頃雷勢在、 雨少し、

十方くれ、昨日迄ニ而過ル、

十三日市、 一米 壱斗四升 日和、

外、替義無之、 同様、

上 顽 台へ下り之衆、一字取仕舞、 之、大変之事ニ候間、 并五幾内大洪水ニ而、 当国も殊之外引上ニ相成、 紅花弥々無緩、一の関辺五十五両より五拾八両弐分位迄引 最上も七・八百太之見詰ニ候へとも、三ヶ壱も不買、 覚無之引上之所、 京都も川筋二階迄水揚、 早々罷登り候様申来、 最上より早打ニ而註進、 殊ニ京都より差留申来候事、 出立之事ニ相成、 依之最上・仙 紅花買人壱 余り高直ニ 売内所に無 京

先売之衆中ハ相応之利、残り分ハ損金ニ相成候事、余り引人も無之、半途ニ而、跡売内留、大混雑、大不印ニ相成候、

上候故、

如此

洪水ニ而大痛之由、弥々高直ニ相成候事、くり綿も、上方共ニ不気候故、綿作あしく引上候所、又々

十三日市、相応ニ立候へとも、昨年より売内ハ無之候、

之事ニ候、

安心也、朝も同様、朝より夕迄之暑気無之候、何レよしと申とも不朝も同様、朝より夕迄之暑気無之候、何レよしと申とも不十四日曇り、晴、何レ気候不同ニ而、暮ニ相成候へハ冷気、

十五日大暑也七月 朝冷気ニ而

早き所ハ、此節稲の出花余程相出候由、此所大第之場ニ相

成候

**乍去七月中旬之事ニ而、** 等無之、 地より不宜、米相出不申候、 大豆・粟等大ニ直り申候、 田稲者難出し、 十七日朝より暑し、 十六日日和、 日和続候ハ、、 暑気、 雨年ハ前田 はれ、 夜より朝之内ハ少し冷気也、夜暑し、 未稲出ほ半高も無之、未夕不安心 七・八分通り之作ニ可相成様子、 曇り、 此節之暑気ハ至而善く、 ハあしき土地也、 七月ニ相成、 折々小雨、 此間之日和ニ而、 打続近年外土 日和暑し、 此後嵐 前

へとも、余り節之後レ候事ニ而、無覚速候、当日つふれ市日和ニ相成、是より嵐等無之候ハ、、五分ニも可相成か候候、依之諸作物一統大痛ニ相成候、稲之義ハ半分も不相出、七月十八日、昨夜より辰巳風、又雨、当日弥々大嵐ニ相成

日也、

諸相場

一米 壱斗四・五升

売人なし 売人なし

壱分三朱也

ー 小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 八拾文位

大党の 三斗位之割

X

銭 壱貫五百六十文

唢 同夜弥々風騒ク、 ヒノ凶年八月朔 併甚以暖気也、所々破損多し、夥敷嵐ニ 円 円 昨年閏七月七日之嵐、 稲ハ未相出不申 此度之嵐

候故、 痛ミ無少相見へ申候、 此後之様子宜候ハ、、五分・

何レ劣らぬ大嵐也、

諸作物おしたほされ、

綿高直、 六分ニ者可相成哉相咄候事、 御城下ニ而金九両、 山形ニて九両ト拾匁と申事ニ

候、 花之白木綿六匁弐分と申事ニ候

十九日晴、 曇り、 折 ,一々雨、 暑し

廿日曇り、 さらく一雨、 少し冷気也、 廿一日曇り、 冷気、

稲至而難出 候、 甚六ヶ敷様子、弥々冷気ニ候ハ、、 不作に

可相成、

狼川原町

米 壱斗三升ニ相成候、

聞候、 此間之嵐ハ、南方殊之外之大嵐、 海道筋並木大木、途中おれ、根返しく、之大破也 家々押ころひ候所多く相

廿二日、四% 弐百十日、静也

江戸表も、 四ツより日和ニ相成候、 盆前之様子ニ而も、 米高直ニ相成、 大ニ騒

ケ敷

申参候、

紅花高直二相成、早場之品不足二而、 八拾両位、 此辺も又々

買人有之、五十五・六両より七両位迄、

併盆前之ぬれ花買

入候故、 漸々元々之金二相成候事

生糸ハ、 盆前高直二而、 此節取引休 ミ相成候

廿三日 昨日弐百拾日

前嵐ニ而、 当日静也、 昨夕・今朝も冷気

市日、 日和ニ相成候、

米 向に相出不申、 壱斗三升位

新麦 壱歩三朱位之所、金弐歩位:相成候事、

一小麦金弐歩ニ而売人なし、

都而穀物引〆、売人無之候、弥引〆可申候、此間冷気ニ而、

稲相出兼候、

南方末一向不出、

登米辺ハ余程相出候よし、

候所も在之候、当月中ニ出ほ不相成候、稲者迚も当ニ不相凶作ニ押付候所多シ、又三・四分通りニハ相成可申由相咄

成候、最早八月ニ相成候間、見切、凶年と覚語致候方多し、候所も在之候、当月中ニ出ほ不相成候、稲者迚も当ニ不相

誠近年打続之不作ニ而、囲一円一統ニ無之、追々如何ニ相

騒き可申や、難計候、

廿四日、昨夜より当日雨、

廿五日、大雨引不切ふり、暮方はれ、又ふり、

弥々凶年ニ相成可申候

御城下より、綿又々引上、金九両弐歩申参候、

尤買人有之候へとも、売人なし、

人ニ付壱盃ツ、、市中米壱切無之、在々欠翔行買方、壱斗御城下行飛脚、今日着、承り候所、御城下御蔵米御払、壱

弐升位之直段之由

釜之御山杉等共百三・四十本根返し、又ハ途中おれ、れ候、夫より所々屋敷々々之杉木等おれ、大破等多し、塩十八日嵐、御城下も同様大嵐、薬師堂之杉大木百本程たお

所より狼川原者相出候事、登米者余程相出候よし、中海道ハ稲も余程相出候、下海道ハ米谷迄相出不申候、同

古河町 壱斗八升

直段計り、米無之候、

外ハ壱斗四・五升

狼川原 壱斗壱・弐升

過ル十八日之嵐ニ而、金成より金ケ崎迄、海道並木千本余

たおれ候、

道中はたこ代 弐百五十文より三百文迄

道中之並木、無覚折れ候、

江戸七月七日出之状着

引続不気候、 雨 勝二而、 米穀追々引上、白米百文ニ五合ニ

相成候よし、

将軍様より御蔵御払米、 九拾両と申参候、 依而一円ニ三斗

八升、 九合ニ相成り候よし申来候事

江戸表も大ニ騒ヶ敷様子、くり綿上方皆無同様ニ付、 大高

直ニ相成、 売人なしと申来候、未凶年ニ不押付と、 然ル所

諸国所々より米船入津、 夥敷船数入津ニ付、 永代橋辺·

品川沖、 賑ニも相成候よし、 一先ツ引緩ミ可申

松平周 江戸表

之由申来

綿、 当所ニ而歩ニ弐百五 \_\_ 相成候事、

龍之毛、 江戸辺六月十九日之夜ふり、 此奥筋もふり、 当国

ハ七月五寸位より一尺弐・三寸、

廿七日雨、 毎日ふり、

ふりニ而、 此節日和続候ハ、、 何角と困り、 統稲相出、 弥々凶作ニ相成候物と相見へ申候、 安心可仕之所こ、 引続雨

> 然ル米一円相出不申、 諸方高直ニ相成、 依之当町も検断衆

穀問屋中寄合、 直上ヶ吟味、 願之上相立候事、 然ル 所

米弐太程参候二付、 買人大勢押詰候、 則直段、

米 壱人前小弐升ツ、売捌候事 壱斗弐升ニ而

廿八日 雨黄色成花ハ

一向ニ相出不申候、壱斗弐升 直段計り也

弥々引上可申事

雨天ニ而、 市も一向ニ立不申候

近日中、壱斗ニ相成可申

稲ニ不限、 畑物。大・小豆共ニ雨くさり相成候様子、

今年之凶作者、 巳の凶年より難義、 古物一統無之、尤新稲

毎日之雨天ニ而、

此間相出候分、

さり米ニ無覚速見詰ニ候、

少しも相出候へとも、

当日之市ニ、米相出不申候ニ付、 又直上ケニ而、 南方へ壱

之、 成候、 位之見詰持合在之、弐・三分通り不足、米壱斗直段也 大ニ困り候事、依之色々手配、買入之事、手前ハ七・八分 献上も、 斗迄之註文、 家内夫喰、明年之新米迄之見詰一統無之、巳之年二者 当町上段之物持衆中も、 ふり穀致、夫丈ニ持合候所、 問屋中より申遣候、 一統普請二而喰込、 依而明日より壱斗ニ可相 類焼後ニ而、 此度ハ 持合無

日和ニ相成候、 昨夕四ツ頃地震在、

今日

ハ暖気ニ

唢 稲之花相応ニ掛候事 廿九日、

晦日晴、 曇り、 暑シ、黄色成花多し、

気仙沼ハ九升

高田 八升位

壱人前壱升ツ、配分之由 壱斗一升

岩谷堂町 壱斗四升

東山ニ而ハ、 奥方ニ而ハ当作毛壱はん之様子、 猿沢天神前、 渋民辺、

此辺ハ新沼一はん、薄衣、 升沢、 徳田沖通り 次沖田

> 御城下より奥御郡ニ而、 東山ハ第一之作と相咄候よし、

深谷ハ一円出ほ無之候由

当町壱斗直段之義、 御談候ニ付、夫迄ニて聢与之義無之候へとも、人々取引之 御地頭樣御取合申上候所、 高直之由

配分矢張り壱斗位、

直段、

壱斗ニ而商売、

何レニ此節出米無之、少し参候分も、

八月朔日、 昨夜より大雨、 昼九ツより晴、 日和ニ相成候事、

八専之初也

一日夕朝冷気、 弐百廿日也、 晴、 曇り、 冷気、 北風也、

三日雨、 朝大雨、 八ツはれ

米相場、 毎日之雨天に而、 不相替候、 市不盛 市中不出、

在々江廻り買方、

壱斗也

麦 金弐歩ニ而漸々、

市中江不出

最早不売候、

大豆 壱分三朱位 不売

> 天保七年 (一八三六) 179

# 一小麦 金弐歩余 不売

肴も不漁、参り不申候、先達而中鰯漁一花在之、此節三俵

七・八分之由相聞へ申候事

弥々不天気ニ而、諸作不宜、稲も是切と相見へ、弥々凶年

に相成候事、

当分此節より、米を不喰人余程相聞へ候事、巳年より甚難

義也、凶年ニ馴候故か、未夕思之外ニ騒き無、少シ、

四日大雨

稲并畑物共二、雨天ニ而相痛候由

川筋出水ニ相成候、

気仙盛町 六升五合

高田町 七升

居 日 日 日 日 月 月

気仙沼

八升

気仙へ津軽船、六月末、七月初、少し荷打ニ而入津、両ニ

三斗六升二而壳候由、千弐百石位有之候由、

気仙・気仙沼弐つ分ケ

弥々当地も米穀引〆、高直ニ可相成候、

龍の毛、先年も両度ふり候よし、留在之所も在之候所、其

候、甚ひかり候毛也、妙成毛也、

年不作と申事無之候、

此度之考へハ、洪水、又乱抔と申

南部花巻辺ハ、諸作当国より大ニ宜敷

併当時之役人あしく、殊之外過分之御貸上被仰付、他国出

店ハ、こそ~~に取仕舞、立退候よし、誠ニ法外、無類之

非道之事ニ而、身台一宇差上候抔と申上候者も在之、色々

之事共、札之表ニ而百文之物ハ弐百文ツ、取引、

秋田も、当国より諸作よし、最上よし、

昨日迄雨

八月五日、辰ノ日、上日和ニ相成候、

狼川原町市日

一米 八斗五合と相成候

一麦ハ弐歩一朱位

一ふすま 壱俵当地三朱位

×

一かうす至而不宜候、又々引上可申事、

莨も至而弥々不宜候

六日曇り、朝より冷気、

此節生糸も下落、買人なし、弐百拾匁位、

米穀、此節在々江欠翔き、大勢入込、買方いたし候所、売

人無之候、九升、八升位迄セり立候、

麦弐歩壱朱、弐朱、小麦弐歩二朱位、

小豆、金三分位二而売人無之候、

前田辺之稲、先達より出ほ次第花掛ケ、毎日之花掛候様ニ

候へとも、一向ニ米ニ不相成候故、相考候所、むた花と相

見へ候事、

七日曇り、冷気、暮方日和ニ成、此冷気ニ而ハ、不遠霜者社日也

ふり可申候、

此上ニ霜ふり候而ハ、

畑物共ニ相痛可申候

此節穀買方ニ而、在々江町方より人大勢入込、無心、大混

さつ也

依之、少々持合候而も、売可申様無之、大勢也、直段日

々

の行違、高直也、

小豆も、三歩一朱迄色々、

料紙類も少々引上候、

たへ不申候間、一統より相願、引上可申様相咄居候也、廻り候や、不分り之事、追落し之銭もふけ也、脱石之沙汰候、問屋取引一向ニ無之候、脱石御役人ハ此節何之為ニ相候、問屋取引一向ニ無之候、脱石御役人ハ此節何之為ニ相 不通用ニ付、殊ニ為夫米不足、此節問屋へ一円ニ相出不申 引続此節迄も脱石役人七日町・薄衣川筋ニ廻勤ニ付、川向

八日飛脚入着

御城下表、 御家中前

御上より、 万石已上、 玄米拾俵ツ、、 弐歩弐朱之御直段ニ

而御払被下候事、千石已上五俵ツ、と申事ニ候、

市中御蔵米之取引

金壱両壱歩位より

七月廿九日御蔵渡りニ付、 町内より御渡米之内証買人大勢、

山之如くニ詰、 壱両弐分弐朱位迄セリ立候ニ付、 御差留ニ

相成候事、

大町中井氏并佐助、 ならや、 川原町錦織

右四人江、 御他領より米穀買方被仰付候事、 其外段々御貸

上被仰付候事、

下 三百三十文中 三百五十文上 四百文

御城下町内へ、 壱人ニ付 日壱盃ツ、、 小人わりニ御払、

壱升四拾八文ツ、之事

御城下市中相場 米八升

石之巻 米九升

の関 米九升

X

八日、 当町 晴、 曇り、

壱斗より九升迄

銭 壱貫五百六十文、不足、

検断衆書付を以、壱人前ニ米五合ツ、、 壱斗直段に付売わ

たし候事、

出米至而不足、

在々ニも至而米穀不足也

も無之、 一統二不足、無之候、

巳の凶年より三・四年め、

引続不作ニ而、

備ひ囲ひ可申間

の関様方ハ、 在々此間百姓前蔵御改最中、

御本家様方も、未何之御沙太も無之候得共、定而近々御改

こも可相成存候、

京都より、生糸之義大不印申来候事、当地辺、此節買人一

之第一

也、

誠ニ当時近年ニ生合之人、

誠に難義いたし候事

向二無之、大下落相成候事、

一の関
弐百廿四・五匁より弐百三十匁位迄と申参候、

此辺も持人売兼、買人なし、

江戸表相場 七月廿二日出

百文二四合五尺 (ママ)

江戸道中、栗橋辺よし、夫より仙台迄之間、福しま第一ニ

よし、其外一統あしく、米ニ相成候所不見と申事ニ候、往

還筋喰物米無之、甚あしく候様子、

石之巻辺、殊之外騒動いたし、川上之方へ米買方相出候よ

し、石之巻ニ而五升迄セリ立候様子、

今年之作ハ、天明四年之凶作ニも相増候不作、尤午年計り

囲物無之、宝暦以前より聞伝ひ無之年ニ而、追々如何参り少し能、未・申両年、巳之年より間一年置、引続候事ニ而、

可申候や、誠ニ身の毛よ立て、驚入、当地一統甚訳て心痛

九日日和、甚冷気

ふすま 三朱位

今日承候所、

あめ粕南方ニ而買入持参、

壱俵三朱引付、

一とふふ 八文

一きらす 拾文

御免濁酒屋も、米無之、高直ニ付、造り方不仕、酒も無く

成候、

所、追々相知、厳重御始末ニ相成候、先達而中、清酒内々ニ而、南方、登米、一の関辺売レ上候

米問屋、此節休、渡世なし、

日かんニ入

十日晴曇り、冷気、

麦

金三歩ニ無之候而者売不申候、

小豆 壱升百文位

金壱両ニ無之候而ハ不売と申候事

西郡辺二而、上麦弐切半也、

稲も、 此近在種二相成候所無之由、 黄海并沖通り、 薄衣、

新沼計り、 当村ニ而ハ、大平前、中島少シ、粟も実入不申

由

大根ハ、虫付ニ而多く捨り候へとも、六・七月之間夥敷

人々心掛、 余慶ニまき候故、 先ハ盆中より青な粮相用ニ而

人々困り、 大ニ宜敷、尤当年之作中ニ沢山古粟無之飯の塩梅あしく、 大かた大豆をいり、 引割ニ而入相用 候、 粟も

年々不作、一統不足物也、 何分ニも不買候事

そはも沢山ニまき候へとも、十八日之嵐ニ而相痛候、

盆中より山々江人々登り、 毎日々々かて取用ニ成候、 草あ

ふく取候事

畑物盗人多し

御家中より、

昨日在方蔵御改相成候事、

所々盗人沙太多し、 其外沙汰多し

十一日晴曇り、

日形町・黄海共ニ、

米 九升

麦 三歩位迄

当町八升ニ相成候

石之巻辺より追々買人参候事、

当分買人多ニて、引緩ミ不申候

当町も、壱斗より内々相成候而より、

御内へ窺不申、

面 Þ

勝手買方、問屋へ相出不申候、

十二日、 昨夜より今朝迄雨、 四ツ頃はれ、 暖気也、

## 米穀弥々引〆、

江対し慮外等仕間敷之段、厳重被仰渡候事、品々、此度御諸士江慮外并大肝入・村役付・組頭ニ至る迄、役頭

不苦候由、窮屈ニ無之様通用可仕由御触相廻り候事、見咎候ニ不及、夫喰買方、近村・憐村、同郡之内買方通用一脱石〆り之者、名前判か、み出し置可申由、其役ニ無之者

時もきのい子之雨ふり、十三日、昨夜より小雨、昼はれ、きのい子の日也、当年何

市中江相出不申候一米 八升位

一麦 弥々引〆、金三歩余一小麦 金壱両位

一大豆 弐歩弐朱位

山ノ目江、店小売之分引、うんとん如常之註文致し候所、

喰物之分一切無之由申参候、

他国買米穀被仰付候間、取組出来候ハ、、御城下并奥筋迄

融通、少し引緩ミ可申候事、

十三日夜大風雨、又夜七ツ頃大地震両度、

十四日朝晴、日和相成候、

聞へ候事、誠二大変事計り度々参り、当年之日和、日至而昨夜之風、莨等へ大キニ相当り、其外之作物へ当り候由相

不足、七ケ壱位、甚冷気ニ相成候、

浜方漁事不足、

去年 物干

蔵元

莨、当時 色物廿五・六切

去年物 上十九 五両位迄下形ノ 上 下十七・八切より

昨夜より嵐ニ而、如何参り可申也、難計、常年より三・四分通り之作也、巳年より少しよしと申候

申候、胡麻無之候、引続不作、一油草一体ニあしく、辛子ハ相応故、未夕安く、追々引上可

ノ目辺へ、北国小商人共少しツ、持参致候よし、一の関より、秋田・酒田江米穀之取組参候よし、一の関山

候而ハ、 相 来年夏迄之見詰在之候者、 年者誠ニ大凶 米穀沢山 進物被成置候間、 三万石御用立候様被仰遣候由、 御城下御買人、 御進物被遣候御請合二而、 願候段、 多く渇命死シ可申事、 ニ相成、 御添書ニ而申上候所、 作 最上へ罷越、 聞 諸人助り可申やと存候、 今年之御憐国御買方、 伝無之不作、 三・四ヶ壱、 如此之由、 山形秋元様へ三万石之御払被 嘆 右者一昨年弐千俵 敷、 御払之義相成兼候間、 近村ニ而調へ承り候所 大変之一第事也 他国 所 昨年七ヶ所 無左候而ハ、今 々相弁シ、 より入米無之 秋元様 追 右 御 Þ

御願ニ登候由、壱万位石位之大願之由相聞へ候事、一の関様よりも、先日御家老様・御役人大勢、御本家様へ

此節、 御台所銀主未夕不定候由、 改之上、 御代官様も未御下り 円米穀無之候、 御上様ニも御混雑、 何か被仰付候や、 天明三年之如く候、 無之候、 難計、 御難義可被遊 御郡方へ未御沙汰 巳之年之例ニ候 今年ハ併一統から蔵ニ而 御上も御 候事、 困窮二相成 向無之候、 村方御

江戸表も、百文ニ四合五勺と申参侯、

ふり候由、当日日和、冷気也、十五日朝霜少々下り申候、弐・三日前ニ、横沢辺所ニより

徳田八幡様御祭も、至而不盛なり、

候、都而なり物共ニ不足、くりハ無之候、 名月様へ上候新くた物至而あしく、新米・栗抔ハ相出不

保呂羽村ニハ、持人少しツ、在之候

者入込候由、是又厳ニ吟味可仕候事御触之事、一諸作物盗取候者粗相聞へ候間、見咎吟味可仕候事、所々悪

#### 一米穀不足斗份

御他領買御触写

此節、米穀不通用二付、御他領米買入候義被相免度、加美

郡并刈田郡より申出、

夫々吟味相達候所、

石物并食料ニ相

成候品、当分一統自分相対お以、勝手次第御他領より買入

候義被相免、御境入等之節御取〆り振等、御郡方へ被相任

候段、

出入司衆御下知相成候条、

向寄を以買入度者、

前

書

之趣を以取扱候様可有之、御郡方横目へ者、為心得之申渡

候、以上、

八月五日

桑 四郎兵衛

御代官衆

御郡横目衆

気仙・気仙沼者、先達而之津軽米両所買方ニ、両大肝入衆

打合相成候へ共、

来春之備ニ相成、

当分壳不申候故、

気仙

沼も高直、六升五合ニ而、人頭五合ツ、、依之、此近所・

当所も、七升五合位迄引上候事、

成候、併御他領買御免ニ相成候間、追々ハ引下ケ可申事、石之巻行買方ニ付、日形辺七升五合位迄、殊之外高直ニ相

銭も一統不足ニ相成候、

追々引上可申候

当時壱貫五百六十文

新札之様子、少し在之候事、

当地之質屋、一統二休二相成候事、

生糸方、京都より不印、先達而申来り、弥々買人なし、

尤

為替金留ニ而、一向ニ上、下り金無之候、

御城下も一向ニ金無之候、一統ニ金詰りニ相成候、御用

金

方ニ而一統、他へ相出し不申候、

一うとん粉引上、

引うとん、是迄四貫匁ニ候所、此間弐貫五百匁ニ申参候、

節三貫目ニ相成候、新粉少し相出、売候由、壱升八・九十わらひ粉、春中四・五五貫匁位買入候所、一のセきニ而此

文百文位、高直也、

御帰りと申候也十六日 日かん明

当日朝小雨ふり、曇り、又雨ニ相成候、北東風

之御免濁酒屋・甚八方ニ而も、一切出米も無之候故、造り米不足、囲無之故、一向ニおかゆ等無之候、表向壱町壱軒居等専ら行ひ、家毎ニ在之候所、此度ハ御触も無之候へ共、日凶年ニハ、濁酒ともニ厳敷被相留候へとも、おかゆ・隠

方相止候事

秋田之御郡方御役人御承知無之、買入不申候、其内仙台御五升位ニ着、随分引合之直段ニ候へとも、表向相願候而者、候所、壱歩ニ三斗三四升之直段ニ而取引、道中掛り入壱斗先達而、御知行所熊田倉之者、秋田へ罷越、米之相談取組

城下より追々買人参候へとも、矢張り出来不申候、帰り候

よし、

御上様より被仰遣候旁々ハ、未相届き不申訳ニ候哉、一向

ニ弁シ不申事も在之間敷候、未不知候、

追々承候へハ、一昨年秋田より御無心ニ候へ共、一向ニ

不被遣候故、当年相弁シ不申候由、

日形辺高直ニ相成、依 桶 津・若柳、是も追々引上、九升

位

相成候、次ニ保呂羽あしく候、子・津谷川・大籠、此村ハ近村ニ而者あしく、一円米ニ不一折壁村、一円米ニ不相成候よし、渇命之者多く在之由、釘

十年以来ニ無之高直也、六年程引続き不作、高直之上、繰綿引上、金拾両ニ相成候、拾四・五年先ニハ四両位、五

巳年之通り、あら物類、表呉座等下落

程之出水也、 十七日、 昨夜大雨、 少々風も在之、 大平前橋之上江水越候

当日晴、 日和、 又九ツ頃より曇り、

黄海并薄衣、 川々洪水、 川通り水かふりニ而、 畑もの大痛

也

十九日迄かふり、

八月十八日日和

米 七升 重畳之直段と相見得申候、

麦 金三歩

大豆 弐歩三朱位

小豆 升百三十六文 金壱両

小ぬか 一升三十文

ふすま 五拾文

銭 壱貫五百廿 相場

おかゆ 四拾文位

市日至而不盛也

X

右之相場ニ而、 此節者米不捌ケ、 尤先達而中大ニセリ立、

> 統ニ買入、 少しツ、 備候故か、 高直ニ而行当りかと相

見へ候事

ニ成候よし相咄申候、 南方之様子承り候所、 近頃ニ霜さへ参り不申候へハ、大ニ 此間ニ相成、 余程稲之模様直り、 米

宜敷相成候由

畑作之義ハ、此近辺矢張り不宜候、 大豆ハ第一ニよしと申、

其外ハ皆無と申事ニ候、

青たへと申事咄候、

年之凶作こそハ、青たへと申候かと相咄候、 誠ニ青々といたし、 秋かれの模様無之候、 承り候へとも、 誰も不知候、 栗も何もかり可 田畑共ニ尓今 然ルニ今

叫 不作、 綿入等ニ而暮候間、 思之外騒き薄き様ニ候、 凶年こなれ候故か、巳年より不作、米穀ハ高直に候へとも、 人々思之外格語・用心無之候、 如何成れハ迚、 見切見へたる事ニ候へとも、 当年ハ凶作ニ相成間敷と計り皆々相 壱両年先ニ凶年在之候而、 土用中ニ凶作之印ニハ、 利屈・了 去年も

程ニ無之、 共二凶作ニ相成事、 簡 高直ニならぬ内ニ穀物買入、 参候物と相見得、 ヲ付候而、 給・綿入等着冷気ニ而ハ、決而見当を付、 無利ニ豊年ニ致居、 尤五月より六月之間、 何時と申事無之、 備可申事専用也、 盆中迄まよへ居候、 不格語、米穀無之折、 大暑気ニ而苦ミ候 必まよへ申 早ク 後世

付候様ニ相成候、為後世之、如此、弐百十日嵐何時も参り候物ニ而、いつも此嵐ニ而、凶作ニ押

と申様不揃、依之巳年より一統之難義、麦不足、麦在而も粟なし、又ハ米なし、大根粮不作なし抔一当年ハ、大家ニ而も米穀之備ひ不揃、米ハ間ニ合候而も、

こして、跡より入而もよし、是を専らニ相用候事、大豆之仕法ハ、いりてうすニ而つき、煮方最中へ入、丸煮賄方、麦少し、春大根之粮米少し入、粟之代リニ大豆ヲ入、

白米五升位也、又貧家ニハ、米を不用家多し、計也、是ハ上也、弐合五尺ハ並方也、廿人之家内、壱日ニ計也、是ハ上也、弐合五尺ハ並方也、廿人之家内、壱日ニ計のの方、とふふのよふニすり、煮上而、かゆにべたる時

米穀之買方より外ニ、何之御手入も無之候間、追々下直ニ候而ハ、御上より御手入も可有之節ニ候へとも、先日他国今年ハ、巳年より凶作之事定早く候間、巳ノ凶年之例ニ致

## 人々之縦令ニ、

間敷候

春作ハ秋作ニにると申 麦之宜ニ而ハ 稲もよしと申事

是もうそなり、

冷気なれハ、麦ハ宜候、節か若の、早のと申、田の水か暖

是もうそなり、

か成るニ依而、

今年ハよしと申

承り、 日 近年引続十ヶ年以上之間、 Ļ 近年引続而之凶作両年、 和無之、 盆前ニ稲出揃無之候而ハ、 ためし見候へとも、 冷気ニ而者、 凶作と押付へし、 上作ハー両年、 何ニ五月・六月盆前暑気、 昔の咄等ニ而、 上作ニ不至、 其間之様子、又 先ハ土用中ニ在 色々様々の事 盆後ニハ、 天気 共

而 米穀も多く融用無之候而ハ、 来春ハ渇死之者多く相出金銭不続

可申候

弥々生糸も下落、 当分買人なし、

町市至而不盛也、 · 近々(+>ママ)

酉年ハ不宜、手前居宅普請 後文政之内十一年先之酉年不作、此時忠七普請 三拾年以来ニて、 依而明年之所案し候所、 廿四年先之酉年不作ニ而、 是も米弐斗位之相庭、 当年凶作ニ相成候、 米弐斗位、其

十九日 曇り、 夜小雨

の関 八升

登米ハ高直 八<sup>(マ</sup>で) 光 と 八升位

石の巻 高直 白五升

御城下市中米 白五升

気仙沼 六升迄 合

何も市中に無之

気仙高田 ひべ 六 六 升 升 五升位

むき 金壱分ニ弐斗

わらひ粉 壱升百五十文位

X 無覚高直也、

此間、 気仙沼ニ而、 贋セ金方ニ而三人程御囚人ニ相成候、

生きたる鮪壱本取候よし、

先日中、

御城中二而色々御変事在之候、

御溜池ニ而大ゑ成

より江戸表へ御飛脚、

秋田様御屋敷へ御直談申合置候様

の関秋田買米、

御郡二而内々取組出来不申候、

0) )関様

相成、 御下知之上御買方相成候也、 未タ不分り、

廿日 曇、 昨夕より今朝さらくへ雨

御地 入無之候、 頭様方より、 御間取合一通り、 今日町方穀物御改相成候、 併御改金御手

廿一日 晴、曇り、折々雨、

廿二日 右同断、

一石之巻

米六升位

右同所度々騒動、依之御上様より御払米、壱人ニ付壱日弐

来候、同所之上商人、登米衆抔囲ひ大豆、石之巻ニ在之、

五月詰と御払相成、

是ニて相静り候由

合五勺之割を以、

御城下廻シ之荷物、願之上払ニ相立、為恵之拾七切半直段、

此大豆ニ而大ニ助かり候様子申来候、

借家之者共地迯多シ、家材道具夥敷売ニ相出し、誠ニ斯さ

ん之様子、

他郡勝手買方之御通帳渡之外、登米郡迫辺へ、石之巻衆参

り、米穀買方、

涌谷、午年米之大場、近年引続き不作之上、水亡ニ而、今

年別而米不足、

一米 六升五合位

一大麦 弐歩弐升

一小麦 三歩

X

右之直段、乍併此度ニ相成、田稲之様子見直り候ニ付、米

之直段少し緩ミ申候、

南方、此間少々直り候ニ付、少し緩ミ申候人気也、

時者、清水迄相出候事、紅花荷物ハ、一の関より壱駄三歩 ら二参候、尤最上川引為登シ、清水と申所迄川船、同所よ り仙台へ丑ニ而駄送之事、清水者当地之紅花、最上出し之 が加出来相成、依之為本取組之、一の関より酒田へ引 此節取組出来相成、依之為本取組之、一の関より酒田へ引

位掛候事、

外ニ、酒田より北廻り船ニ而弐艘出帆相成候由、是ハ石之

卷入津可相成候、来春着船之見詰

一清水ニ而、新庄様御石買入候ニハ、此節金拾両ニ三斗八升最上

入弐拾俵位、歩ニ壱斗九升位当ル、

丑ニ而三俵附、

壱駄金弐歩と見詰、

一の関着、壱斗弐・三升ニ相当り申候、

右之様子、清水紅花積荷宿皆川孫兵衛殿より申来候、依

之、右之石買入可申様と、吟味取掛り申候、貧家為助之

也

京都七月廿一日出之状、先日着、

至而不気候、雨天勝、冷気之由、米穀高直、

一白米 壱升ニ付百七十五文

最早弐匁ニ可相成よし申来候、

一紅花ハ、高直之様子申来候、

一糸者下直之様子、併弐百廿匁位ハ可然と申来候、

併、糸・紅花共二、当年之世上成行次第、

又為替留、不印申来候、

節職 二而、 江戸表、 払米被相出、 木をたをす、以之外大嵐、 江戸八月朔日出し書状ニ、 合と相成候、 米屋一向売不申候、 人銭ニ相成候よし、 甚難義之所二、七月十八日之嵐甚敷、 近年ニ無之大嵐、 誠ニ世上騒ヶ敷方、 町中米搗屋等厳敷御手入二而、 騒敷相成ニ付、 弥々米穀高直、 御城中所々破損相出候二付、 又十九日夜前日之通大嵐、 所々変事多し、 御公義様より御 百文ニ四合五勺 又々百文ニ五 家を吹返し、 依 此

二限り御売方、夥敷売候由、米も廿弐切御直段、御払相成候、御蔵み者下直ニ御払、御屋敷方一統弐朱ツ、御城下ハ、御屋敷方并町家壱人分弐合五勺、一日之積ニ而

一 此間 ニ

相成候而ハ、

買人も薄く相成、

銭もつまり、

すわ

ŋ

八月廿三日市 晴曇り

候様ニ相聞へ申候

米 八升 緩ミ候事

一雑穀 不相替

一せうゆ 壱盃四拾四文

# 樽壱貫百五十文

同かす 三 壱 拾 文

為恵之、直不上ヶ売候事、

買人夥敷、粕上候日前広承り、 前日ニ入物遣し、 当日ニ者

明七ツ、六ツ頃ニ詰買入持参致候事

酢 三十六文

小豆 壱両弐朱位迄

ふき粮 大壱升四十文

わらひこ 一の関ニ而新壱升八・九十文、巳年より高直

気仙沼ハ百七・八十文

米ハ少し緩ミ、諸方買安く相成候事、

廿四日 朝寒冷也、霜ニ可在之候所、明方之雨ニてきへ候、

折々夥敷、 甚冬之模様、 西ノ高山江雪相見へ候由、 引続き

不天気也

近年木綿、 綿高直ニ而、 地織木綿不出、 尤下り嶋之木綿計

> り相用ひ、 世上一統上ひんおごり之世の中、 殊ニ綿高直、

右ニ順し木附子下直、壱歩ニ三貫匁、四貫匁、 巳年も同様、

匁より廿匁位、十九匁、

巳・午年ハ耳艸高直ニ候、

当盆相庭大ニ下直、

上世
き・三

大黄ハ 三拾弐・三匁

廿七・八匁迄高直物

兵郎子(檳榔子) 廿四五匁

遠志 四十五匁

唐木香 廿五匁

大風子 三十四・五匁

唐蒼木 廿五・六匁

龍黄今 三十弐三匁 唐白木

三十弐・三匁

玉山帰来 百七十匁 八十匁

丁 子 下 直 年 真黄今 壱分ニ壱貫五拾匁

当春十九匁

史料編

194

又跡文久二大下り 是迄無覚下直、

サフラン) 両十八匁

追々渡り、 此品ハ廿年先ニハ両テ銀三百匁位、 拾ヶ年此方相用、 致高代之薬ニ候所 此

両年内ニ、当春両十八匁ニ落申候、 為後世之如此

余慶ニ相成、

追々下直、

丁子も引上候へハ、 五 夕位 <sup>ニ</sup> 相成候物也

玉牛黄 下落、 当夏両テ三十匁位

伊勢真珠 壱匁ニテ銀四百匁 高直

此品、 廿年先ニハ壱匁ニテ銀百廿匁位之仕入、

先日作物盗候者多く在之候ニ付、 御触之事

其身田畑掛りニ而も、不時成ニ出入致不可候事、 ふこ等

候ハ、吟味、 持参、よもきつみとなそらひ盗取候者在之、 急度可申出、 科料五貫文被召上、見咎候者 万一見当り

可下候事

此間弐・三度見咎、 くれ銭遣等いたし候者在之候、 依而

少々よし、

生糸、 弥々買人無之候、

当年ハ不気候ニ而も、 病人不足、 薬も不売、

天明之風なれ

ハ、来春病気多可相出候也

廿五日日和

米之義、 し候所、 強き霜ふり不申候、 買人至而薄く相成、 延引に相成候間、 少し緩ミ、騒き鎮り、

米も少々実

霜も案

入能可相成候

雑穀ハ引合申候、 大豆弐歩三朱

南方小麦ハ壱両位、麦三歩ニ相成候よし、

米 五升位

南部郡山

々相庭、

矢張り諸作同様不宜、

高直之事

麦

X

先大肝入白石東吾殿、 去年中病気、 休役、 御子息三津蔵殿

仮役ニ候所、 凶作ニ相成、 諸事御用多ニ而、 間ニ合兼候御見

詰ニ而か、当月十一日、 本役被仰付候、 目出度出勤被致候事、 東吾殿へ御城下より御差紙被相登 尤御用之義ハ、大ニ

達人也、

米 五升五合

小豆 歩八升

麦 三分一朱

わらひこ 新壱斗 大豆 壱斗壱升位

銭 壱貫五百文

X

廿六日日和、 此間に無之上天気也

賄方、此度之一統吟味、米・麦・大豆・大根粮也、 米ハー

日二弐合五勺より弐合積り位、夕飯ハかゆ専らニ相用候

此節ふきかて割合入相用候事也、ところ粮ハ未 かゆも米并麦引わり、 其外色々也、巳年より甚あしく候 一向ニ相出

不申、巳ノ天明より、 凶年ハ至而心安く相過シ候故、 此度

難義致候間、 後年吟味心掛可申事専一也

申候、

米

七升五合

大麦 同断

麦 三歩

気仙高田町ニ而 糯五升

若柳口、少々緩、

大豆 弐歩弐朱位

米

九升、又壱斗位

小麦 弐歩三朱位

X

過ル十八日之洪水ニ而、 佐沼ハ水未不引、 依之同所ハ騒き

X

柳津米七升位、

廿七日日 和

当地之買置小豆、 壱両壱朱弐朱ニ而、 気仙沼へ此節参候、

皆市殿、当春茂七殿 あんと殿、 江戸江為登候引合二而、 皆百殿取組二

壱切八分位買、 此節大引上、 三拾俵余二而、 大徳用、 大当

り相成候

候所、

凶作に相成、

当地ニ而売、

廿八日市日、 八月 昼迄ハ上々日和、 八ツ頃曇り、 雷勢、 時雨、

又は れ

此間之日和ニ而、 霜も無之、 作物甚よろしく、 米も緩々敷

人気ハ静ニ相成候へとも、 南方共ニ不被買、 引不下、 石之

巻之方へ行候雑穀も、 専ら入用多々、 不緩申候、

当市日

壱盃五十文ツ、小売

米 七升五合

糯 七升位、 六、 五.

銭 壱貫五百廿文、 差引五百文不足、

ふすま 壱匁弐朱

大豆 不足、三歩位之含、

小麦粉 壱升百廿、 百文位

とふふ 拾文

ふきかて 小升七、 八文

此節、 脱 石役人構ひ無之候へとも、 村々ニ而取押 へ等致者

在之、 やかましく候

庄内米千五百俵、金k御買米衆中より申来候事一御城下書状着

金拾両ニ五斗入拾三俵半かへ買入相成候事

单

飛脚到来之事

其外他国出張より申し不参候由

越後 越中、 七分通り之作と、 最 上 · 庄内同 様、 会津辺よ

り江戸道中、 伊達辺、 八月十八日之跡嵐ニ而相痛ミ、 仙台

よりあしく候由、 浜手之方同様と申参候

御上御台所御用達、 大坂米平と申銀主事定相成候よし、 当

十月より御宝札新二切替可相成由申来候

他国御買方ニ付、 御城下店々金子大逼迫相成候事

大店之方、分ニ応シ御用金被仰付、 右之御買米方へ被相廻

候事、

**黒砂糖引上候事、** 壱貫三百匁,

わらひ粉大ニ売候由申来候、

石之巻、 御領内第一之騒動ニ而、 五升壱歩ニ而も買入不相

成折節有之、依之地逃多し、凡千人程、他所・他国之借家

共 一字立退

一の関より酒田之取組米出来相成、 菅原氏両人ニ而参り候

清水上ケ、 牛ニ而陸駄送

一方ハ川為登、 ・ 方ハ北海より、 東南部沖通り船弐艘ニ而、 越渡、 清水川(志津川)

辺江冬中ニ着船之都合約定相成候事

の関様より、 江戸表ニ而秋田様へ御無心米、 是も相弁シ、

の関より御向々御役人秋田へ被遣候事、

山形辺ハ、仙台より追々買人入込、 地方商人セリ立、 引

メ、三斗五升入三歩壱朱迄、

最上残紅花、 此節買人なしニ而、 十両程下落之由申参候

廿九日 折々時一 煎 晴、 曇り

南部花辺、 盛岡迄、 仙台分共ニ岩谷堂迄、 此間大ニ田畑共

こ直り候由、 今日相咄申候、

盛岡ハ壱歩ニ九升ニ相成候、 岩谷堂も九升、

七月十八日之嵐二而、美濃国大雨、 大雷也、 慈応寺と申寺、

雷火ニ而焼失、 古池より龍天上いたし候

大坂御城中、 つなき在之候所、屋根并ふたくさり等巻上られ、行方不知 清水御門之内、 井戸のふた行山成くさりこて

海道筋、 垂井・関ケ原の間、 野上村と申所、 百五 十 -軒程

流、 悉く川原ニ相成、 死人廿四人、半死七十三人、 往来之

者巻上られ、 遠山へ落死之由、 伊吹村 ・下村両所、 池ニ相

成候由、

右之通申来候、 弥事多し、

九月朔日 大霜 ふり、 日和、 昼又曇り、 時雨、 あられふ

大
に
寒
し、

二 日 大霜ふり、 日和二成,

三日 大霜、 同

此間霜当り候へとも、 只今ニ而ハ格別ニ痛も無之候事、 そ

はも余程角立申候、 莨もあら ( かき申候

三日市、 人気直り候計り、

米ハ七升五合、 不出、 不引ケ、

麦も 三切

此近辺、 統二同直段二而、 不売、 不出候事、 新米出し候

> ハ、引下ケ可申、 容子とりくし、

岩谷堂、 当作毛甚宜、米壱斗位

水沢町 壱斗一升

諸方・ 此近辺、 緩ミ候事ニ候へとも、 引不下、

相成、 向不売候、

四 日 朝霜、 日和、 此間ニ相成、 甚寒冷、 日中 ・ハ日和故暖

気

先達而、 目附様御下り、 折壁御備御蔵被破候二付、 御改御吟味之所、 俵物被盗取候御取都二而、 御披露申上候所、 御徒

無難ニ而御登り、 併御蔵守ハ他出御差留

気仙沼御蔵も、 此間被破、 俵物被盗候よし相聞 へ申候、 可

様之事、 御徒目 附様御取都と相見へ候事

五日 朝 霜 は れ 曇り、 甚冷気、 折 ~々時 雨

六日 霜無之候、 曇り、 折 は中時雨

今日ハ甚寒冷也、雪もよふ、

一小麦之買置者大ニ利潤ニ相成候、

大豆も此節利潤ニ相見へ候へとも、買置不足、

此品ハ蕨糯之方気仙へ向候事、

高田町ニ而者壱分ニ壱斗位、

米ハ一統高直、此間ハ何方も不売、不向也、

当年ハ四国・九州計り上作之由

江戸相庭

一玄米 両ニ三斗八升位

百文ニ四合半

七日 雲り

此節、気仙沼も小豆下落相成候、三歩弐朱位、買人不足、

大豆之方望人多し、壱両弐朱位、

生糸、上方格別之下落ニも無之、当時此元弐百拾匁、下弐

百廿五匁位ニ候へとも、糸方為替金相出し不申候、御城下

も御用金買米方ニ而、金不出、為夫、当地糸不売、延金ニ

而、弐百十五匁位、

清水川糸、百八・九十匁位、

当年大凶作ニ相成候得共、御上様ニ而、御家中より百姓

統御助ヶ方御行届兼候御様子ニ而、一円御構無之、何之御

沙太無之候事、

九月八日 市

昨夕四ツ地震、当日日和

一京都表

米 百三拾匁

七月中より少々下落

一紅花 随分気配能申来候事、

七十五両位

糸者不印也

当市

米 七升八升

白麦 此品ハ大ニ利口もの也

片つき 壱斗壱升五合 壱升百三十文ツ、

新小豆 三分三分三り 壱升百文

ふき粮 小升壱升六文ツ、

おかゆ 三拾文 四拾文

銭 壱貫五百文

先日中之霜か当り候故、 南方も米不出也、

一一の関様御知行所ハ、村々ニ而友々助ヶ候様被仰渡、 相成穀物并金二而割合相成候事也 割合

御本家様方、 向二御沙太無之候、 当分御構なしニ被成置

候事ニ相聞へ候事、

此節気仙・気仙沼者、蕨糯専ら売候故、 此品高直、 気仙沼

黒砂糖高直、 壱歩ニ九百匁位、

当地近辺ハ、 蕨糯巳年ニも余慶不売、当年も不売、 今日壱

斗七升二買入申候、干上り弐貫四・五百匁、

依之

長崎奉行切腹、鍋島様閉門

前に在

寒気甚敷、北上川水不足、船通用なし、薄衣・七日町船な

文化六巳年秋折々雨、十月廿七日初大雪+市、寒中不消、

し、通用

宝暦八年キも川水なし、 一月+成川通用、寒気強ク、茶・

竹之類大丰枯候、

二而 成候故か、 当年ハ、宝暦五年之凶作より八拾弐三年めニ当ル、 第一番ニ当年ハ不作と相見へ候事、併、 早々騒き候故、早く高下直ニ而、追々下落可仕 人気早ク相 四度め

哉ニ候、

九月九日、 此間に無之上日和、

同十日雨、 南二而暖気、

昨日大庄屋御廻村二而諸作御見分、 貧家助ヶ之義御談し、

濁酒手造り等も被相留候事也

御城下共ニ同様御触相廻り候、 糀共ニ御停止事

古のわら高直、 拾把四拾文、 縄わらし等引上可申事、

去年莨下形五両二売候事、 ニ候間、 巳年位ニハ引上申間敷様子ニ而、 当年ハ一統銭金無之、 半分売候事、 難義之年 新

莨四分位之作二見詰候事

十一日時雨、 南気、

当時生糸弐百廿匁位、弐百十五·六匁迄、

気仙口廿五匁位、 清水川糸百八十五匁位

真綿 上四百匁より五百匁位迄、さまく

浜方不漁事也

事也、 他国買米穀被相免候事ニ候へとも、 ニ相入候而も心能、 やかましく、不融通也、 向より心能通用不相成、 候へとも、 統通用融通御免之義も無之、脱石役人一向不構候由ニ者 御国中一統通用御免ニ御触相出候ハ、、 境々に居合、 間ニ合可申歟と相咄候事 是等之義、 未夕表向不通用也、 尤一統通用御免之義無之故三、 御吟味・御触不分り之 御郡切等無之、 尤地方之者共 也、 他国米不足 米ハ間ニ 御領内 Ш

今年ハ、是迄無之大不作候へとも、早く騒動致候故か、 節至而静也、 尤御上よりも何事も無之、 当分緩々〈 -敷候 此

中二一花下落可仕候、銭無之、買兼申候

合可申候へとも、

雑石間ニ合、

引下ヶ申間敷、

米ハ追々冬

事、

十二日日和、

風寒、

時雨

十三日日和也

米 七升壱盃

焼米 三升に付弐百文

御政事方、宝暦年中之御仕法之由被仰渡候事、

一絹布類、厳敷被相留候御触之事、

屋形様、綿布御着用被遊候事、

御膳ハ御かゆ、麦飯、白飯ハ壱度外不召上候由、厳敷倹約

被仰出候事、

一千厩御蔵前ニ而、村々江種麦御かし渡相成候、夫喰方へハ+四日

御かし方無之、来春御渡可被申候事、

東山、種籾間ニ合申間敷候、此近辺者新沼、薄、黄海計り、

徳田少し歩かり方所々、上所ニ而六・七合、

御代官様、近々御廻村之由、

此節、霜当りニ相成候故、漸々生躰顕れ申候、先達而之様

申候、尤白水有之候事、

子より至而あしく、未夕青く、

ぶゆくと申、

かたまり不

水沢町へハ、秋田米参候故、第一下直出

米 古壱斗一升

当国よりも木綿類高直、依而水沢辺へ参り、木綿古手類買秋田ハ

百五十文より下直ハ無之候、当地ハ百拾文位、花の染ニ而入之由、依而水沢ハ商内も有之、大ニ宜、秋田ハ手拭壱本

金壱分位、

昨日飛脚下着

福しまハ、米壱斗五升、同所ハ道中筋一番宜、

十五日日和

一浦賀相場

一米 両ニ斗弐・三升

一小豆六斗

一大豆 七斗五升

一古莨 百斤位

X

京都より一日出

一米 百七十五文

| 並酒 | 壱升 | 百六十四文

×

同

大坂表

一玄米 百三十匁前後

少し安き方也

大坂ニ而

一古葉 百斤二付八拾八匁

当新葉、五畿内相応と申参候、

西国も相応と申候、追々引下ヶ可申候、

当春之為登、

当地七貫五百匁かへ位迄買入、為登候所、

新

物故ニ、大目切五貫五百匁入壱俵四貫め位ニ外廻り不申候、

依之一向ニ徳用無之候、浦賀之方ハ大ニ宜、

江戸売 百十弐斤、

切位之時か、新ニ而拾貫目より下直之時ならてハ、利潤無惣ならし、徳無之、少々損金也、古葉為、拾切、拾壱、弐

之候、

京都

紅花之様子宜

糸之様子、中位之取合、弐百拾匁位ならハよしと申参候、

売、花々敷不売、尤金不足故、

当時此辺弐百十五匁、弐百廿匁、十八匁位、そろり~~と

依而、川原町錦織屋取組ニ相成候様子申参候、

十六日朝大ゐニ曇り、

もや、

四ツはれ、

日和、

十七日霜、日和、朝曇り、もや、

川渡之湯治場至而人不足、弐・三十人、

米 白壱升弐百四十文、 至而不足也

若柳も八升位、五合迄、

同所ふすま 壱升三十八・九文

籾、 稲も先月中ハ大ニ直り宜様ニ相見へ候間、 追々下直こ

可相成、 皆々相含、咄合候所、 道中筋此間諸方之様子承候

所 追々実入候分ハ一向ニ堅く不相成、 米至而無之候、依

而引下ヶ不申候、弥々高直

十八日市、 雨

\_ 米 市中一向相出不申候、 ちらくこて、 七升 糯六升位

一大麦 三歩直計り

粉壱升百弐十文位

小麦 三歩弐朱 是又売人なし

大豆 三歩壱朱位

銭 壱貫五百文

小豆 壱両弐朱

> 新小豆 壱升百拾文位

御領内一統、 先達而中より追々此間ニ相成、 稲作至而あ

所々米引上候様子、 無類凶作と相見へ候

御城下ハ、御他領米段々参り、入着之由

古川町、同村之助ヶ米壱斗弐升

市中出米ハ無之、御蔵米壱俵六切、

市中壱斗 名代

八升位

石之巻 五升より四升五合

登米町 七升位

脱石役人、此節も又余慶ニ参候由、不分り之事ニ候得とも、

御郡切ニ而、 他郡へ出し不申様之御仕法と相聞へ、至而不

通用也、 川向辺ニ而、麦・小麦・米等、先達而買入置候分

御領内通用御免ニ不相成、

持参可致様無

之、困入申候

統二在之候所、

此度之御仕法、 脱石召捕候ハ、、半分其者合力、半分ハ貧

ハ右之通ニ而者、貧家甚困り、御上よりも御手当も一向無民之助情被成置候事ニ相聞へ候、依之又困り入候事、今年

且又、他領米追々参候ハ、、少し宜可有之候、

之、

渇死・餓死可仕候事、

誠に思ひ之外之大凶作也

者おつ波へ着船可仕候よし、「漁渡」、先月廿五日積出し相成候由申来候、十月初ニ

右ハ、一の関の取組ニ而、当地内々取組候間、参候ハ、、

七日町揚ケ、当所へも引分候約定之事、壱歩ニ壱斗見詰引

合候事、

最上も大二引上、高直、八升壱歩ニ相成候由申来候、

十九日日和 御代官様并諸御役人様、御廻村ニ而当地へ御

通り、

御領内一統あしく、此近辺新沼第一之作ニ相見へ候得共、

少し思之外不宜、東山ハ種分間ニ合申間敷候、依而手前抔矢張りあしく、種相出候所者同村計り、外薄衣、徳田辺、

こした、習己、真立三面員女産分五、1彡皆、五英、三而ハ、岩谷堂へ弐俵、及吉へ註文、日形へも少し註文いニのい、岩谷堂へ弐俵、及吉へ註文、日形へも少し註文い

たし候、摺沢・薄衣ニ而買致候分宜、日形者不宜候、

俵上納之見詰、分かり上場五合位積り也、巳之凶作ニハ、徳田村惣上納高四拾俵程、此度ハ拾弐・三

中道中、はたこ三百文ツ、、

御城下諸御役人様、御出入以下、一統御替相成候事、

廿日日和、

忠七親方、京登り出立致候事、

一の関より

何方共ニ不下、却而上ケめ、米 七升より五合迄取引、上り候由申来候

西郡辺

麦 三分一朱

柳津 六升二相成候由、驚入申候

過十八日夕餅之次第

小麦 弐 麦引わり弐

メ 右ハ相応之餅也

きらす三

もち草

又

麦引割蕨粉

きらすくさ

之方より何方共ニ求候物也

c 下餅ニ候へとも、随分よし

何レも米の不入宜、少々も米の粉・糯米等入候而ハ上糯也

無米ニ而ハ、小麦ハ第一之上糯也、

浜方、魚一向不漁、先日中鯣少々、

鰹ふし高直、四・五十ふし、

室師、御印府相成候事、

佐沼辺・

登米

二而、 相出候事、 ニハ種相出不申候、 相成候所、 成兼候、 七月十八日之嵐後、 一統かたまり不申候、白水又ハ白粉計りニ而、 霜八月中又ハ九月初迄もふり不申候へハ、米ニ可 当分種籾壱歩二一斗位之咄相聞候事、 霜早く参候故、 薄衣・矢作前第一之由、是より種多く 花掛・ 見当よりあしく、米不足、 実入相成候分ハ、冷気又ハ雨天 種籾ハ北 米ニ相 当村

手前持高徳田之内喜城前ハ、当年も赤志弥、朝てらし等之分甚宜、両凶年ニ実入相成候所ニ而、高色ニハ候へとも、上田地と相見へ候、文政年中前ノ林より五十五両ニ而、為上田地と相見へ候、文政年中前ノ林より五十五両ニ而、為合被仰付候事、常の年八百俵上納之所、当年も赤志弥、朝てらし等之上納分相成候、

廿一日日和、折々時雨、

御城下御払御助米ハ、

壱升ニ付九十五文

廿二日日和

莨も新葉油無之、不宜候間、去年物景気引上、高直ニも可

相成候所、御城下石之卷一統無金銭、地逃等迄有之姿ニ而、

近にこと・5日 またこの - 、そこでで一、である。 莨环之景気相出可申様無之、不売なれとも、当地ハ下方五

両位より段々売申候、尤ちわりく、緩々敷取引、余慶売

不申候、

生糸も、気仙ハ弐百廿五匁、三十匁迄売申候、当地者兎角

買人夫々有之候故、格別落不申候、弐百十五匁位ニ而、

大

体相片付申候、

真綿、思之外買人有之、上々三百八拾目位より四百四・五

十匁、伊達衆買入、

千厩村ハ、当村抔より余程宜敷在之候へとも、田代高百五

拾貫文之内ニ而四貫文程毛附相成候由、当時千厩肝入・検

断両役勇五郎方より申来候、是迄之凶作、天明并巳年と者

こも不相成、

大行違、其頃之三ヶ壱も無之由、

驚入候と申来候、廿分一

廿三日市、雨天

米穀一円ニ相出不申候、若柳高市近々ニ付、近在大ニセリ

立、高直二相成候由、六升位迄、

高市迄ニハ下ケ可申候、

気仙沼方、千厩町迄之所、銭不足、引上候由、

壱貫四百五・六十文、壱貫四百文迄

廿三日夜大雨

廿四日曇り

当町も六升五合、望人ニ而色々手配在之候事

小豆 四切三朱壳

白麦 壱升弐百文

取引無之候、皆々無心買也、八、買喰ニ致候様無之、恐入候直段ニ相成候、問屋抔ニ而者、八、買喰ニ致候様無之、恐入候直段ニ相成候、問屋抔ニ而者、大体おかゆ方へ売レ候事、困窮者は、迚も此節之直段ニ而米之義者六升五合位之髙直物、買喰之ため買入候ニ者無之、

今年者、是迄聞伝無之大凶作也、

廿五日天気ニ相成候

保呂羽山祭礼不盛也、香具、小見せもの、道果者、一切参

相場下り、

売

り不申候事

…… (この間、落丁あり) ……

先達而、 長く滞留中、 過ル廿三日帰宅、 上 庄内酒 の関菅原并千葉新殿等、 田 右之米方へ取組候に付、 三而御 元来②忠七、 両人直参二而、 の関ニ而例年紅花買方、 米三千石買入相弁シ、 当町江も弐百俵程割 0) 関様 御披露之

> 江売方之吟味、 詰候事、 候物故に、三百石ハ当所へ参り不申候事也、三百表位に見 分三百石も浦々ニ而掛り場へ之願候時ハ、少々ツ、こし遣 用不相成候に付、 渡呉候様引合申遣候、 之候に付、三百石ハ冬中に当おつ波迄着相成候様相頼、 入候事、 右之内金此度弐千両相渡候事、 金三百両也相渡、 合買入引受候事、一昨日喜三郎殿当地へ御出金之才覚ニ付、 川通り一の関へ揚ル、七日町ニ而三拾表も当所 一の関も壱斗着之見詰ニて、相場下りニ而、 当町も相応之衆中寄合□□、 来二月出帆、 かし遺候、三千石ニ而凡六千両程之見詰、 跡分ハ秋中出船成兼候、 八月廿五日箱館へ之積船有 三月中二当入津之約定、 一の関同様 冬ハ北海通 町内 先 積

…… (この間、落丁あり) ……

之皆無被相願候御吟味ニ而、急ニ御一統御登り之事、御代官様御仲間之内より、弐・三人ニ而、御領内一統一円

御城下芝居御免仰渡、北目町当春焼失之跡へ、常芝居相立

候樣御下知相成、 此節縄引普請之仕度相成候よし、 座頭之

芸ハ夜中興行之由相聞へ候事、 珍敷事也

右者、 近年引続 統苦ミ、 御城下表も、 芝居も御祭礼も 無

之、 敷、 依之殊ニ難義、 茶屋・芸人共不景気ニ而、 銭廻り等無之故、 立続兼候事ニ而、 別段之御吟味ニ而 尤遊芸厳

御免被仰出候事と相聞へ申候、 追々遊女等も御免ニ可 相成

様子、 是ハ、 当年抔ハ誠ニ莫大之金子他国へ 相 鼡 米等之

金に相 成候事之御吟味ニ而、 成 他国より又入金無之候而ハ、 斯相成候由相聞へ候事也 弥々御 国 | 方困窮相

之御役之義ハ、古参之御侍らい方不服之由ニ相聞へ、 併增田菊之助様御奉行、 此度之佐藤助右衛門様御勘定奉行 当り

前之事也

十月朔日 町享徳寺法印様院代御頼候事、 H 和、 今日 円入寺御法印、 檀せん無之、 当 一時、 飯米被願 昨年より七 吟 Н

味致候、 壱斗五升ツ、 徳田迄御支配、 寺へ 相出候事、 当町之方一日五合積り、 右割合十月迄之吟味 壱ケ

月

町方上檀頭十人より、 壱ヶ月ニ白壱升ツ、、

次 ハ五合ツ、、 十人

此分より銭百文位

ハ壱盃ツ、十弐三人

次

此分五十文位

メ壱斗八升位ニ成

当時玄米六升位候 共 過ニ見詰、 小 ノ 所 銭 (三而五 合 百

文ツ、と見詰候

割合不致、 巳凶年ニハ、 五升壱斗ツ、度々相出候、 右拾人之仲間 ハ、 統米持ニて、 此度ハー 統二米無之、 右此度之様

右壱斗五升ツ、之外ハ、如此候、 如此ニいたし候、依而寺内人をけんじ候、上下弐人也 徳田江わり合、 尤銭も相出 可 申

弥 々北目町ニ而、 芝居御免之御下知相成候よし相聞候事、

渡候段承候事、 代官様御 御代官様御下り之御請ニ、 納戸金少しツ、先以被下置候事、 統江、 難有御事ニ 郡村 無 難 此度 相 納 追々可 屋形様御 備 候 由 被下置候事と被仰 御上 前へ被召出、 意之由、 御 御

何レ芝居等へも、佐助旦方、御存慮被申上候事と推察いた

し候事也、

二日曇り、寒し、南方も少々米買人相止、緩く相成候よ

Ļ

り引〆故ニ、当分気仙沼之方へハ参り不申候、南方へ米穀触通之義、狼川原迄御触相廻り候由、此辺迄余

銭引上高直、

不足、

殊ニ売内無之候、

近年者新金二而、

贋

セ銀多し、尤銀壱朱計り、壱歩金、弐歩金一切無之、上方

下り金ニも、江戸より一字銀壱朱計り、弐朱金参候而も、

最初ニ贋相出候故に、今在方通用無之候、為登払又ハ上納

ニ而受取、相出不申候故、不足する物と相聞へ候事、此節方へ計り用ル、穀物売候在方之衆中、金かあしく候故、銭

古ノ歩金、古南鐐在之、俵物望ミ申候、通用金ニ者誠ニ不

壱歩ニ五十文位高し、追年本古金同様可相成候、本古金ハ見、少々ツ、在方ニ仕舞置候事ニ相見へ、五・六年先より、

常之家ニハ無之、高直物也、

当時廿五匁位也

だ!! また、 ・ 記念語 ・ にこく 先達而中より、御城下并御領内他国米買方ニ出、凶作ニ付、

金廻り無之、一統金詰り之年也、

一脱石役人引上ケ相成候事、

此役目、疾ニ可引上候事ニ候所、御上之御吟味と、向之役

人とハ、大ニ行違、銭取役人なり、七・八ヶ年前ニハ、此

役人至而不足、緩やか成事ニ候所、近年厳敷、殊ニ大ニあ

しく、

御領内一統融通御免之御触相廻り候事、

依之、人気緩ミ可申事

昨二日、初雪さらく

十月三日

一米 五升五合

一麦 三分一朱也

此品又々望人多し

一小麦 望人多し

## 壱分弐朱より三朱迄

御代官様、先日御差紙ニ付、俄ニ御登、御同役御一統十九

Ĺ

百姓共何分相助候様、品々御叮嚀之御意、先以御郡奉行壱御代官様御壱人ツ、罷出、 御前より御直之御上意ニ而、屋形様御前へ御呼出、御奉行様より御郡奉行様迄御列座、

人前へ、御納戸金五百両ツ、被下置候段

御意之御事、難有次第なり、

過ル二日御着、四日肝入・検断御会所へ罷出候事、

貧民・上・中・下、四・五段ニ相調、御助之御吟味ニ被仰

渡候、

四日曇り

候、一先つ御蔵へ御取納之上、貧民御助ヶ之米ニ被成置候御領内一統、毛附相成候分ハ下米、青米ニ而も上納被仰渡

段

此節より渇命之者より并、

当年中見詰、

弐ヶ月丈之見

詰とかと申様、

四段・五段、

調書を以御吟味、

大肝入衆御

廻村ニ而引合せ、御助ケ被仰付、無拠御セ話被致候由、金

之義又申来候事、

此節、古之通、穀方三而金銭在之者、右之手配并貧家救助

之ため、何角とセ話、甚以用多し、貧家ハ既ニ餓死之様子、

渇命之者相出候に付、御上下共ニ難義、混雑之節時ニ相至

り候事、

手段可有之候へとも、只今之所甚苦ミ、死を格悟致候者多此五・六年之已来ハ、誠ニ古之乱世之時代之如也、追々御

Ļ

他国米、追々来春迄ニも参候ハ、、死人も余慶無之哉と存

候へとも、当時難凌候也、

後世豊年次候つし、人々栄花ニ而、油断可相成候間、兼而

無用之つゐへ無之様、為後世之、近年之成行記録いたし置

候事也、

仕候、凶作ハ壱年ニハ不限候、必以備物・囲ひ物等、虫付抔之義、手入悪ミ申間敷用心

可

…… (この間、落丁あるか) ……

御城下御蔵拾切ニ可相成と申事ニ候、

岩手山 米六升

当地より雑穀高直之由申来候、

岩谷堂も七升ニ相成候、

岩谷堂様并前沢様、 節 所 物に無之候、 御手配為成兼候二付、 相弁シ候所、 向寄ニ而申来候事、 重縁在之候所、 統金方出払ニ而、 御縁家二付、 御城下より御国方ニ而、 右二付金子入用之所、 此度御両所より、 尤岩谷堂ハ御本家筋也、 依之家柄仲間被相頼、 出羽亀田・岩城伊予守様へ御縁家 取組不致候事、 昨日当所江御取組被成置度、 亀田へ米御買入御無心之 引揃兼、 夫々取組多く候へ共 尤めつたニハ相出候 三千石程御無心 吟味致候所、 御 一両所様ニ而 御相 此 御 談

事也、依之御助ヶ方積り方御調、御手納米不足之分、追々是又金方ニ而、又々菅原氏御七話被成置候、厚き御吟味之一の関様、江戸表ニ而秋田様へ御直御取組之分、相弁シ、又

麁忽致候者ハ、

金計り遣、

損金相聞へ候事

御吟味、

先以

へ候事也、依而御上之方ハ、惣皆無之上、御助ヶ金被下置之者多く可有之、八・九月より、米・麦等不喰者多く相聞之者多く可有之、八・九月より、米・麦等不喰者多く相聞屋形様より、此度別而被下置候金子ニ而御助ケ之御事也、

候御事之由、

肥後熊本細川様

へ御使者、

米御無心被相立候由之事

五.

Н

晴

曇り

大根も不作ニ而、十日頃迄差置可申事ニ候へとも、

盗人多

上々之取納也、粟より取まし候、大根ハ早く用ひ初め故、之候へとも、三ヶ壱、四ヶ壱之所、納半作ニ取候者ハ、粟も至而不取、五ヶ壱、四ヶ壱位之取納、大豆ハ能所も在く、依而つみ方最中ニ相成候、

之店よしと売申候、最早直上り不致候へハ、間ニ合不申事、蕨の粉、干上り百文ニ百五十匁ツ、売、此間ニ相成、手前

多分二入申候事

六日日和 南風、暮而小雨、

分ニ相詰致候へ共、色々願ニ付、能所百かり三朱、悪所弐徳田内喜城前、三百九拾五速かり、少々能き所有之、かり

メ弐切半ニて、先へ呉かりせ候事

あら物、呉座、笠等迄下落可仕与伺候所、此度ハ最上衆、若柳高市、相応ニ立候由、巳年者都而下直ニ候間、此度も

秋田仙北衆買入候ニ付、不安売、下落之物も無之候、おし

こて、一様ニ無之候、

而不足、

高直成、莨抔ハ安く、望人不足之由、

色々替る物

銭 壱貫五百文

はたこ麦めし等三百文 壱朱

御城下商人かゝりたをれ、諸道具物ハ望人不足、

若柳、米ハ又緩ニ申候、七升位、新壱斗弐升ハ上物ニ而、

下ハ壱斗五升迄下ル、

御飯ハ不相成候事也

当地大根直段、今日之所二而、中大根壱本七・八文、壱駄

弐朱位、巳ノ年之一倍高し、

上品成肴・小物等一向不売、大漁無之、安肴なし、

津谷川辺并山根々々ハ、此節より専ら蕨掘ニ相成候、能く

掘候者ハ、一日壱人前三升位、

生糸之細弐百拾匁位二相成候、

七日日和、寒シ、

- 1867 - 1877

申上候に付、半高も御郡方へ可被仰付、御吟味之上、追而

当十月渡り御蔵米、壱俵ニ付、金壱両三分弐朱より弐両迄被仰渡候様相成候事、御郡方へも可被仰付候由申参候、

引上ケ申来候、

御他領米買之義、

新庄米 壱万弐千俵

酒田米 壱万俵也

其外所々買入候間、追々下直可仕候由申来候事、

江州平米

両に五斗四・五升

新相出候ハ、、引下ヶ可申由、

京都表 壱石二付

百八拾匁迄引上候由、

是も新相出候ハ、下ヶ可申由

御城下表、石之巻船無之、黒砂類切、間ニ相成、引上ヶ之

由、依而小売計りと申来候、

黒 壱貫百匁位

巳年も同様、石之巻御積立之船無之故、売切候、併江戸表

も引上高直、

当国元ハ、麁喰之為ニ、ケ様之年ニハ砂糖入用多し、

一餅白米 四升五合

麦 三切半

小麦 四切三朱

新大豆 三歩

古小豆 五切半位 不足

銭 壱貫四百文 不足

X

新小豆ハ

百拾文位

あしく候

同日、町方并村方貧民御救助方、検断衆御宅ニ而肝入衆よ

り組頭中江被仰渡候、町方相調候所、極貧・下々民十四・

五人、是ハ親類ニも何ニも、助られ候所も不持、手配もな

御見分之上、御救助被成下候事、当年右御救助方と申役らぬ、当分米等壱粒も給ぬ、と申程也、右御書上大肝入衆

■居・古肝入兵三郎殿、濁沼先肝入弥左衛門殿等也、■度

廿壱ヶ村ニ三人、此度被仰付、

廻村相成候事、

大保■

之段付、上民・中民

j J

八日市

米

五升五合

当地

…… (この間、落丁のため欠) ……

一繰綿 歩二弐百廿匁位

一かうし引上廿五六切

一油類高直

蠟引上ケ

بر -1 1

十四日 日和(天保七年十月)

おかゆ方、一軒入寺ニ相成、厳敷候事、

組抜之御仲間一統、御城下へ御差紙到着之事、御貸上方ニ

可有之様子、

御貸上金之義、佐藤助左衛門様御吟味ニ而、頼母子之様成(助五衛門)

事ニ可相成候事、

右ハ万人講と申、五千本十両ツ、、四手ニ分れ而相下リ候

事、

石之巻、餓死之様子相成、御領内第一之渇命多し、依之御

払米相立候事、

又寺々ニおゐて、

かゆ之施行被相立候事

壱人二付一日三盃之事、

明家大ニ相出候事、

御城下渡世無之者ニ、とふふ・くし肴・くし等、さし様之

いたし、小銭為被取候御吟味之事、

運賃共、〆壱石ニ付金弐両上りと申事ニ候、何レ壱斗弐升、壱石ニ而金三分弐朱位、壱両分拾弐匁之御役、外小かゝり成、壱石ニ付七十弐匁之御運上高役ニ相成候、米之代金ハ此度ハ仙台・南部等、買人多く有之候ニ付、御直上ケニ相、地連出、御運上之義ハ、兼而壱石ニ付銀拾弐匁位致候所、

右追々之吟味と相聞へ候、

壱斗位ニ外着不仕候事、

十五日日和、寒、

九月より日和続、多くハ夜計りよし、

御郡奉行様、今日千厩町御会所御泊り之事、

此間、夜々盗賊相入候事、当所之者ニも有之、一昨夜、下

町之蔵へ入、被召捕ニ相成、四人仲間有之候事、

十六日雨天

同夜大雨・大風休ミなし、近年之嵐之内ニも、雨ハ第一は

ん大雨也、所々大破損、新地橋、大平橋落、高金橋相痛候

同様、不思義成かな、四拾四年以前之事ニ而、同十月十六

へとも不落、

所々大洪水也、

先年黄海二日町流失之大洪水

日之夜、此度、同夜也、

十七日日和ニ相成、又夜さら~~小雨、雪、

御城下表も、御蔵米金拾切ニ相成候よし、且又北目町御免

芝居相初り、相応ニ当り候よし、

茶屋弐拾軒余、賑々敷相成候よし、木戸四十五文、

一所々雑石類引上候由、

摺沢辺麦ハ壱両也、

新大豆

三分弐朱

小豆 金五切

十六日之大雨ニ而、所々大破、橋々落、稲等を多く流シ、

狼川原辺川筋通り土手所々切ル、一統大普請等出来候、

十八日市 不盛 曇り、さらく〜雪、寒し、十月

一米 五升五合

一餅米 五升

だり 高いな事、右直段より引上候割合へ候得とも、余り髙直に付、右

より高く不致事、

一麦 三歩弐朱之割

銭

壱貫四百文 すわり不足

小手物計り

表ニ而買取候ニハ、此直段ニ而不売候事、

一大豆 壱升百文ツ、

古大豆稀なり、新也(小手物も三切五・六分、七り壱毛ニ当ル、

新小豆 壱升

百八十文 百五十文

矢張り小手計り、致而不足物、尤あしく、五切三歩五り

ニ当ル、望人多し、

小麦 不足物、取引なし、

五切余 三切三歩

ふきかて 小壱升五文

青葉かて 小壱升八文

牛房葉 大壱升 もみ出 弐百弐三十文

よもき 大升 もみ 弐百文

一とふふ 拾文

おかゆ 五拾文

こんにやく 拾文

きらす 小升 廿五文

ふすま 小升 壱歩壱貫文 五十文

小升

粉ぬか 三拾文

大こん 四文位 七・八文

わらひ粉 百弐三十文迄

弥々望人多く、高直、多く堀候様子ニ候へとも、

手前用

葛粉 御城下直段

こて、当分売ニ相出不申候

肴類不漁、不足、 壱歩ニ九袋ニ上ル

芋のこ、望人多く、高直ニ相成候、 八合、升ニて六拾文位、

八百屋物も、先月より引上ル、

醬油渡直三朱也

右之通、 一統雑穀類引上候、中ニも小豆ハ、焼糯、 糯抔壳

候故、

用ひ多シ、

弥々望人多く、高直ニ相成候、

当分之所

二而、 天明三ノ凶作、 四年之相場ニ相成候事、 其節ハ春ニ

相成候而高直、此度ハ此節より右之通ニ而、誠前世ニも無

之大変、来春如何可相成哉、難計候、

由、又肥後熊本細川様より壱万石参候由、風唱在之候事、大坂米屋平右衛門とか申候金主より、玄米五万石御用立之

一一の関取組酒田米、走り分未タ着船無之、大ニ心配、気仙

浜迄当見飛脚相立候事也、

莨新葉も油なし、あしく候、

御城下共ニ、一統喰事計りニ而、莨不売、不景気ニ而、此間

二相成下落之姿二成、新葉未夕買人無之候、

御城下始、石之巻・在々共ニ、莨所ニハ無之、甚六ヶ敷風

ニ相成候間、新も買人在之間敷、大下落可仕候、先達而中

迄ハ五両壱・弐歩

中小倉之袴ニ相成、此節中古小倉之袴入用多く、店々袴景七ヶ年之御倹約被仰出、桟留之御袴九月より御改、惣御家屋形様御事も、前々相印候通、かて御飯被召上候由、尤向

気、此辺之質屋より買出候事、

秋坂より、米不喰貧人多く相聞へ候得共、未変も無之、難

れ候故、巳ノ年之割よりつよし、七・八月頃ハ病人流行之死しと申事ニ候、是則東山ニも不限、凶年続ニ而、麁喰ニ馴

風ニ相聞へ候所、此間ニ相成、病人無之、不足也、

十九日 日和、暮より寒シ、

十六日之嵐洪水二而、追々稲流、騒動相聞候事、

生糸、此間ニ相成、追々買人相下り、気配引立、並糸四拾

三両より四拾五両迄相片付候、

度ハ穀物一円無之、一向ニ献米無之候、一巳凶年ニ者、囲在之候故、献上穀并献金等多く致候所、此

之手引也、奥御郡ハ、前沢岩淵勘蔵殿、御買人之主ニ相成此辺迄金不足ニ相成候、在々共ニ他国買米金相出候、夫々他国米買方ニ付、御城下ハー統御用金、依之金無ニ相成、

成、 稀也、 候事、 文ニて切り申候、 金者悪き故ニ、 ハ、売、本古金ニ候ハ、売候故、 しニ可相成、 当時本古金ハ廿五匁弐歩迄も望ミ申候、 依之如此、 当国之金、 嘆ヶ敷事ニ候、 銭ニ而売候、 近年中古歩金・弐歩金等、 追々中古歩金も、 夥敷米金 二他国へ抜ル、 弥々銭不足、 此在々小俵米持共、 古之壱歩金三十文、 本古金同様高直ニ可相 明年ハ 追 中古ハ壱歩百 々 円申程無之、 ハ古金ニ候 先達中 国中金な 五. 十 ハ

十月廿日日和也

文位迄

の関之相庭

五升五合ニ相成候

銭 壱貫四百文

の関菅原殿事

岩根市郎兵衛と云、(磐根)

御家中之名也

当年金穀御用方ニ付、 御勘定奉行ニ相成候

今日千葉新助殿も御出、 承り申候、 御同人ハ千葉惣右衛門

> と云御家中名と、 御同人も専ら此節金穀方下御用達才覚人

也

足ニ而、 之取引、 大利潤、 遠島之大肝入衆、 全体不漁事ニ而不足、 七百両程と申事ニ候、 秋粕買入、為登江戸表、 三ノ四・五分迄、 秋中気仙も三ノ六・七歩位 壱俵八歩ニ売、 関東も不

ふし不足物

高直二相成候

糸も、 両余ニ相成り、 追々買人相下り、 百九十五匁位、 此節大ニ引上候、 並糸ニて四十五

事、 岩根市郎兵衛殿持ニて米金才覚、菅原ヤ 談、 之、 出米方・金方御御相談之事、 一の関様表方、 先達而当地より金三百両也遣し、 先達而酒田船廻し、 外才覚致候事、 秋田様方御買米出来候二付、 此度御買米ハ、 未タ着船無之、 金子相出次第米受取二相成候 又候千葉新助殿当地 陸駄送、 此節ハ一統金詰り 遠見遣候事 新御勘定奉行 冬中着之相 御 無

御免ニ無之候而ハ、買入不相成候事、 当国之者、 何程秋田へ参候而も、 津出 只金遣ひのミニ而帰 ・陸送、 先之国ニ而

り候者多し、

事、

御城下芝居、 過ル十一 日より相初、 大当り之由、 番附参候

御郡方も、

渴命之者共早速調申上候樣被仰渡,

御諸士方御往来日数相掛、

緩々敷御助ニ相成、よろしく相成候、賑々敷他国酒、右場所計り御免ニ可相成候 右場所計り御免ニ可相成候唱也、 御城下丈ニ甚

御他領へ之聞へ之ため也

廿一日日和 盗人多し、 悪者共多く、 小沙汰度々、

廿二日日和

道中筋人足共、至而弱く相成、 延引ニ相成候よし、

はたこ代壱朱ツ、

馬ニ而通ル人、米持参いたし候

御城下御救米、極貧民御払直段、先月之通

壱斗弐升 壱升ニ付九拾文ツ、

中貧民

壱歩ニ壱斗之直段 ・貧民 他国買米分

中・上民江、

壱歩ニ八升之直段

右之通、三・四段の御払ニ相成候ニ付、 甚静ニ相成候事、

定芝居四拾文ツ、、

相応之当り申参候

新大豆 三歩三朱二而売人不足、 最早壱両

きらす 廿五文

蕨粉 生壱升百四十文位 此間ハ、春之日和之様ニ相成候、

廿三日市、

日和、

甚暖和、

米 五升と相成候、

麦

金壱両ニ相成候

22I

天保七年 (一八三六)

弥 々高直

小豆 Ŧi. 切半

小麦 五 切 也

X

米穀弥 々高直、 都而喰 物日 増 高 直 也

狼川 原より向 *)* \  $\Box$ 1升三盃

此辺より都而高 直 佐 沼 同 .様

紙も高 也 蕨粉、 く 此 依而不足 両 直 北 村并 方気仙辺多くほり候へとも、 津谷川 藤沢村本郷 也、 Ł 紙 漉之場堀 統 三掘、 至而相続暮し方不宜、 方ニ而、 依而炭焼不足、 紙之漉 手前 崩 方 ニ致、 大籠 向 甚混 村同様 望 三無之、 人多 難

廿四 日 風 寒、 廿 五日朝雪

甚 寒し、

大麦

壱両弐朱と申事ニ

候、

誠ニ大変成直段也、

新米 上 九升位

若柳直段也、 右より下直之所ハ、 米ニ無之候

米五升

津谷町より申参候直

ハ、

X

廿七日、 喜平治仕入方登仙、 然ル所ニ、 + 月四 H

治直 御出入様より御指紙到来、 |々御城下ニ滞留相出候、 手前并弥右衛門御呼 組抜三人中并藤沢一 茁 統 Ļ 喜平 大

上 金之御用金可被仰付段被仰渡候事、 候 様申上 候 共 御取受無之、 長滞留 組抜三人金百 当地 *)* \ 両 糸 ツ、 差 紅

付、 金持も在之由御聞及ニ付、 都而売道御国方ニ而も第一之場ニ而、 五千も三千両も 可被仰付御

他

国通用之地成ニ

花、

容子被仰渡、 依之大肝入衆并御代官様等、 大急ニ御差紙、

顽 御登り、 御 郡方ニ而 方ニ而ハ御郡被相助候思召ニ類焼専ら申立、相痛候事御上御高役様等色々御もめる 一而 合 御郡より多少之金 御吟味さまくこ

登仙之者御暇相 達 御 不同 意無異儀訳ニ 픥 相下り 相成候的 候事、 故 依之差上候金高 + 月廿二 旦 漸

々

調

本家 橋本 皆長

金百廿五両ツ 此内廿五両ハ、 高差引人より御貸上也

金百両也 内五十両御貸上二也 久蔵

金五拾両也 忠七

右調達献上

金七十五両也 **巴**年組抜 黄海上場 菅原吉右衛門殿

伊藤太助 (伊東太輔) (伊東太輔)

金百両也 此 内五十両 村方へ 施し仕候事に候

外に

金五拾両也 北方へ割合

此口メ七百五拾両ニ相成候

右之外、藤沢皆正殿等残り、 跡ニ成残り候衆中へも、 近々

可申参候事、

外気仙郡并所々 御城下御呼出し分左ニ、

稲子沢鈴木利兵衛殿

御城下川原町錦織

右 両人江、 三万両と被仰付、

御出 入様二而、 御馳走被下置候事、 大二難儀、 れ可申上様無之滞留、 余り二大金二付、 御受

拠五千両也、 無ニ而下宿いたし、 稲子沢御受申上候得共、 明 御受無之、 滞留、 錦 無

漸 々 ハ三千両と申上候へとも、 御暇相出下ル、 錦織ハ不相済候へとも、 御受無之、 然ル所、 五千両ニ可相 利平殿方

成哉、 壱万両ニ可相成哉、 不分候、

気仙立根村中野

金千両也 甚兵衛

同

金五 言 |両也 水野慶治の盛町城の口

登米ノ

金五百 両 福しまや

猪野又 七郎. 右 衛門 .殿

金六百五十両 曽畑あらや町 根氏

是ハ身台不相応と申事ニ候、

気仙沼町 中井屋

佐藤卯兵衛殿 未不分り 御両人

若柳向町小の寺新之丞殿

田尻町細場や

岩ヶ崎高橋甚十郎 殿

右も未夕不相分、 御城下滞留也、 何レ弐・三百両位か、

右之外、上之衆中追々可被仰付候事

岩谷堂二子町村

金百両ニて相済、 先ニ下 ル

惣御家中之内、 金持之御方三拾人余、 統被仰付候

原町庄司様 五百 両

居上成五百両 小松様五百両

弥右衛門、 昨年類焼大痛、 殊ニ近年金等無之、 難義ニ御 座

成之事、 依之被相除、 御国産之生糸一 円二御上様行ニ御吟

味相成、

上方御取

組 御

金繰ニ被成置

候 訳ニ

而 御

串

入司 御 候間、

此

度之御用金調達之義御免相願、

品々大肝入衆御執

考へ役石川平八郎様御登三付、 弥右衛門行ひ主ニ被成置候

間 而迄自分之入料二而罷登候様御受申上候事! 御供罷登候樣被仰付、 御用金差上候替りこ、 弐・三十

様子、

御領内雑穀為登之義も、 他所金主在之候ハ 取組被 相 任

此 節、 御上様諸方御救助方二而、 色々御手段被相 御金多分之御入用之所、 何事 ニ而も此

尽

節 71 御改

甚御難渋ニ而,

格と被仰出、 金次第ニ而、 存慮々々申上、 御免被成下 候由

登仙留主中ニ付、 万人講問屋衆中、 気仙沼より気仙、 組 々四手ニ相分れ相下り、 岩谷堂江相廻り候、 当 郡大肝入衆 壱

本十両掛

由 然レ共、 ₹数五千本程之高ニ企候様子、ま千五百本也 大肝入衆御咄在之候間、加7 同郡別段御用金被仰付候間、 加入相成申間敷候事、 万人講之セ話不致

惣鬮 半高無覚束候

京・ 覚致参候様、 上方通用之御城下大店問屋衆中、 大坂江相登り候事、 十月被仰付、 是ハ壱万両もかり受参り可申 店々 廿 上方ニ而金子三万両程 軒請合証文相 핊 哉之 才

り、色々様々御用被仰付候事、米買金・万人講加入、段付

こ而相成候事

一北目町芝居大当り也、茶屋、糯屋、小前、是ニ而渡世相送御免之

り、座当共へ配分在之候事、

十二月十五日迄

同所之焼跡普請ニ相成候、

在々も、追々芝居御免ニ可相成様子、

御国中、米買金等ニ而、莫大之大金脱金ニ相成候ニ付、国

入金ニ相成候事ハ、都而存慮願可申上様之事、

御城下市中取引米

壱歩ニ五升

御蔵米 壱俵九切位

四斗五・六升廻り

少々引上之方

御夫持方渡り米、三人分壱俵渡りニ相成候ニ付、右ニ而ハ(サ、ササ)

立続兼、願之事、

他国米、雪中ニ而駄送相成兼、壱表ツ、人足ニ而運ひ候故

思之外尺取不申候、

一市中御助御払米

先達而中ハ、壱升九十四文之所、百五拾弐文ニ相成候下々

次 百九十四文 下

弐百三十文 中

三百文 上

一御城下はたこ

五百文前後

道中筋、九月・十月 壱朱ツ、

十月末より四百五・六拾文

壱朱

三拾文位迄

依而馬ニ而米持参

東山より伊沢、江刺郡ハ少し宜

中海道 相場

十月末

古河町 新八・九升

新町 古五升 新七升位

大豆 壱升 五切 百五十文位

弐百三拾文より

小豆

九切 弐両位

壱歩ニ

根花 壱貫八百匁

御城下ニ而壱貫六百匁

同

高城辺より柳津迄、都而高直、米四升半位迄、下海道

石之巻之方へあしく、殊ニ高直ニ而、致而あしく、尤死

人多し、

当町

五.

米 五升 新七升

五切半位

弐百文

小豆

大豆

五切

八切

とふふ きらす 廿五文 十四文

みそ 壱盃四拾文位 三十五・六文

セうゆ 四拾四文位

ところ切 大升て

四十七・八文

百文より百廿文

大 十五文 七切位之 十 式 一 主 一 主 一 主

史料編

226

小麦 六切半

当町 ハ、 茶屋糯等都而外々より安く、 尤餓死之者至而不

足、

石之巻方死人多し、

場之方畑物不足、尤かて類無之故、 当地より米穀買入、 南 :方江持参之者多く相聞 東山より甚難義之事 申 候、 米

也

弥々天明之凶作より当年ハ余程あしく、 前代前世ニ無之凶

作

人分より三人分之御夫持人壱俵渡り之由被仰渡候ニ付、 々御蔵米不足、 他国買米、 雪ニ而峠越兼、 不足に付、 立. 五.

弥

吟味相成候事

続兼候間、

長之御暇被下置候由

統願相出候間、

是又御

繁多、 之御年貢平均御割合之事、 御城下御役人様中御上下、 乱世の. 如 物御代官様并御郡奉行様御寄合、 色々御もめ合、 日夜御吟味被相尽、 御領内四ツニ御 御用 に誠ニ御 当年

> 割 合相成候事、 秋中直々貧家へ被下置候事、

5郡奉行様并御代官様一月二日金成 統 御郡 御常居也、

松皮糯、 而叮嚀成拵ニ而、 御領内一統江被相下、 御百姓中へ被下置候事、

至

少しやに之気在之候

随分喰安し、

併きなこ砂糖ニ無之候へハ、

諸士之内都而御救助方并金調達方御吟味之ため 此節考役拾七人ニ成と申候、 米買方并大番頭江 被 相 付

御

御城下より六・七人ニ而、 他国酒御免ニ付、 御城下へハ少しツ、最上より参候事、 最上江新酒・古酒共ニ造り方ニ参 尤

候、 酒ニ而持参致候事

御 領内ニ而造り方ハ厳敷候

而あしく、 新御奉行様増田 様、 御同役様中御不和之由、 尤下々風唱至

江戸相場十一月十一日出

米 弐斗四升より弐斗六升

綿 大高直、 拾三両三分

壱匁五分

**雑穀尤高直** 小売物当作不売 壱歩ニ 弐百弐三十匁

江戸表御救米在之、御助小屋掛

京都十一月五日出

米 白百八拾匁 壱石ニ而

新 百六拾匁

江州日野ニ而

四斗入二而壱両歩弐匁位 両ニ三斗九升位

依之施米等在之、御助米も在之由

御城下表二而、 繰綿

拾三両三分也 江戸少し下直

木綿不売、尤高直、 花白六両位 五両七分

御城下南も紙高直、

十一月末、せん花壱歩ニ五百目と相成、 杉原壱歩二七状位、

八状より安きハ無之候

根花 壱歩壱貫六百目

大こん 拾七八文より廿文位、

右之通ニ而、 当国より江戸御近国一 統凶作二而、

上方京都御近国も四分五りと申不作ニ而、

如此高直之事也、

珍敷年柄、

江戸近国も、 酒造り方被相留候事、

之所ニ而かし、奇妙成哉、 御城下・石之巻とも、 質方惣休ニ候へ共、 北国之作七分六分通り作ニ相成、 為通用之弐朱迄

仙台大ニ助り候事、

酒田米三百程参候事、

其外少々ツ、参候事、

此

の関江、

節雪ニ而六ヶ敷、 峠之囲ニ可相成様子、

十一月中ハ、 御城下毎日々々入米相成候事、 来春ハ余慶可

参候、

拾固、四拾七両ニ而、一の関様御用糸ニ売約定いたし候、生糸、追々望人在之、高直之事、手前残り壱固并橋本持合

上方も未取引不致候へとも、随分宜敷様子申来候、

紅花者思之外下直、不宜之趣申来候、

十一月中ハ諸事不印、米穀追々引上、中旬之相場、

米 四升三盃位

五升百文さし抔と相成申候、

新米之節ニ相成候而も、米ニ成分至而不足故、不引下候、

薄衣・黄海ハ、相応之米ニ相成候へとも、種ニ相成、

十二月三日 問屋相場

 米
 五升

一大麦 壱升百六十文

一大豆 同 五切也

一銭 壱貫四百文 沢山

大こん 中七・八文

切ら而 百文位ところ 大升

X

十月中壱斗位 一栗 売物ニ無之候

八升

不足ニ而ハ、一度分ニ間ニ合不申候、

拾文

道中通用不足、

別而下海道ハ通用六ヶ敷候、

おかゆ八・九

新札御切替に可相成候事、

一金壱朱御引上ニ相成候由、公義より御触候事、

一種籾者壱歩二八升位

但し、壱斗位も在之候へとも、米性あしく、上物ハ高直

也

十月より手配所々致、薄衣辺ニ而漸々買入、四切半、

そば売人至而不足、是ハ賄ひニ大ニ宜敷故、売人不足也

尤煮売物ニて望人多し、

根花生粉壱歩ニ八升位、大ニ高直ニ成、

巳ノ凶年ニハ、当地辺ニ而者売レ不申、心掛都而納り申候、

依而此度都而之物心掛、貯不足、何ニよらす喰物金ニ相成、

大ニ売候事、併根花百文ニ七十八匁ニ相成候而ハ、十月中

より者売レ不申候、

黒砂糖ハ、何分ニも売れ候事、都而集物ニ而、度々之糯つ

多くハ黒之方、尤高直、御城下切為春中より度々人、、き候故ニ、黒砂糖ニ而専ら相用候、白砂糖も随分売候へ共、

十月中旬

黒砂 壱歩ニ壱貫四百匁 (黒砂糖)

十一月初 壱貫三百匁

同月末二 壱貫弐百五十匁

白之方ハ、歩八百匁より壱貫匁迄

当分ハ白下直、

先達而より引下ル、

油 高直 御城下二而壱歩二弐升七合五勺

一蝋類 高直

一辛子 高直

粕高直

ぶし鯣高直 浜方不漁 :

ニハ御貸方、壱日ニ五合ツ、之割、味噌共ニ、千厩御蔵御備籾、当地へ弐拾 表 御払相渡候事、銭無之者

金銭在之富家之者ニ者、調達金等専ら御用被仰付、御城下

ハ米買金等立替在々共二、 御郡々々ニ而手配被仰付、 **悲**上

暮し之者難義迷惑之事ニ候へとも、今年ハ

御上様打続而之不作・凶作、 御金遣ニ而、 御難渋之上ニ而、

物御家中并御領内御救助之為

御前御心痛被遊、 色々御手段被仰出候、 被相助御事二而、

難在御事ニ候、

万人講之割合

壱本拾両掛、五本一丁とす、

物数弐千五百本

此金弐万五千両也

此内第一番当六百両

拾番迄当リ鬮

百両位迄、其外ニセリ鬮等有之、

十五両

X . 五千両也、 備残シ金共ニ

差引

弐万両也

内壱万両ハ 諸人助金

> 壱万両ハ 御上様へ差上候金

右之通也、 当リ鬮之割、 品々在、大略如此、 五ケ年之構、

不当分へ段々返候金

右之施主、御城下問屋衆中、御用達拾人、 融通組十九人、

当町江先月参候所、 両人ニ而参リ、 大肝入御名代衆御連立、 大肝入衆留主中ニ付、 於検断ニ御吟味 昨日小西・名清

右加入之人数

皆長 橋栄 皆喜

及勘 舍 (M) 手前

橋円 高徳 高半

皆 皆 清

九本也、仲間ニ申合、

十二月六日

右当地之外ハ、今日村々千厩江寄合、

十五日会合ニ付、

当

地より両人為相登候事

気仙・気仙沼ニ、 両郡百四拾本程,

胡麻油 壱歩ニ弐升

## 生壱歩ニ四升位

かうす買人無之、下落、生水十七貫め、紙漉無之故大ニ下( 権)

落、買入之物干方囲ひ、

十月頃

料紙高直之所、少し下ル、併又引上可申事、

極貧改之上、今日麦御貸方、壱人ニ一日五合ツ、之御貸方、御救助方、当所村町両人、古肝入衆主達・当村下役両人、兵三郎也、七ヶ村持

御払之訳ニ候へとも、銭無之衆御貸方、

当町ハ、死ニ及候体ニハ当分無之候、

ミ、当冬ハ小雪計リニ而、雪無之、冬山ニ計リ雪在、十月寒シ、十一月暖和ニ、末より寒気強く、又昨今少し暖

当新莨、一統不売に付、新買人不足、下落、南方向・御城

下向之品、八貫目位、

之巻船通用無之、為登積入可申様無之、依而買入不申候、北 下形 九貫拾貫目位と申参候へとも、葉もあしく、石

屋、南新堀和泉屋治兵衛殿難渋、依而為登方見合候事、気仙沼船不足、尤銚子行之船也、銚子ハ安し、江戸表問

5. 一下亲好和步厚的上谷属鲜的一个一次多二人更合作马

日町辺、表戸不明、貧者よろめき候事、気仙沼甚難義之由、毎日少しツ、死人相出候、三日町・八

出ニ相成候所、調達ニ者無之、気仙沼救ひ金ニ申上候由、同所中井卯十郎殿并佐藤卯兵衛殿等、先達而御城下へ御呼

其外之衆中拾五両、拾両、三両位迄御かし上ニ割合相成候

由、佐藤卯兵衛殿、中井卯十郎殿、松山屋平兵衛殿

かゆ施行、

同所ハ、市間抔ニハ、表之戸も不明と申事ニ而、此近辺ニ而

ハ至而あしく、

穀問屋、秋中ハ一円ニ無用ニ候所、十一月より大ニ盛リ、

薬店之如く

穀物、相替義無之候 十二月八日 当所市

一米之しひな粉

壱升 百五十文より百八拾文迄

ところ 百廿文位

一こぬか 壱升三十文

大豆

五切

X

色々相出、 小売大ニ売、

当町抔ハ、 相応ニ市も立候、 此辺ニ而 い第 はん盛候由

喰物一はん安く候、 脇々ハ至而高し、

> 追々売人余慶、 尤品落候故ニ、 喰料二致候故、

壱歩ニ壱斗五・六升ニ成

元之地金と相成追々下落、 至而貧成物 ハ 種心掛無之候

とも、 並方者大二心掛相成候、 貧家之分、 明年無仕付可有

之唱也、

上種籾之目形(目方)

五斗入ニ而拾壱貫五百匁位

壱升弐百三十匁

八百屋物、 秋中至而安く、 買人不足之所、 かてこいたし、

此節大引高

世上あしく相成、 秋中より盗人多ニ而、此節毎日人 \ 召捕

者多、尤道中沢山也、 御上様ニ而も甚御難義之由

冬ニ相成、 所々死人多し

十二月十日至而寒し、

小雪さらく、

種籾、

此間下直ニ相成候、

種と申内ハ八升位之取引ニ候所、

御郡方御相場之事

米方 金壱歩二八升之御直段

天明之御例と相聞へ

大豆 金壱歩ニ壱斗三升と被相聞候

依之、 御地頭様方、昨年迄ハ御郡相場より高直 二御取被成

置候所、 今年ハ御吟味

一大豆 壱斗三升五合御直段

りも御引可被成下候へハ、 御地頭様方より、 貧民江一 円御手当無之候間、 相当之事ニ候へとも、 右御直段よ 当分外ニ

小豆かゆ もちや等ハ相応之盛也、

米穀商人計り多し、

過ル五 日 皆川正兵衛殿并佐藤次七郎殿、 保呂羽ノ小野茂

平殿、 候所、 御救助方御用被仰渡、 右三人山ノ目御会所御郡奉行様より御差紙ニ而罷出 三人ニ而百両差上候様被仰付

候 依而御郡方御救助金二相成候由

> 木綿・繰綿、 殊之外ニ高直故、 一向不売

古手ハ、ほろ計リ少々売候、 手前之店ハ小物成故ニ、

市

日々々ハ弐両拾切位ハ売申候、

砂糖類、 随分相応ニ売、

根花粉、 仙北物一の関より被相送、 壱歩ニ干粉壱貫五・六

百匁、 先達而中より大ニ高直故、此頃ハ多く不売候、 十一日夕、 小平地焼失致候、

の関、 酒田米参候ニ付、 市中米穀少し下直

当地へも、 同所之取組米参り候筈之所、意味合在之、 御役

十三日市、

取引直段

古

五升

市中取引至而不足

人中もめニ而、 当分俵脇方へ相出し兼候ニ付、 延引、 廿日

頃迄二遣候 等申参候事、

十三日

昨夜より厳寒也、

雪

米

相場替儀無之候

古五升

新七升

細め類沢山相出

候

市も思之外、

当町計り立盛之体、

同糯 四升五合

新糯 六升

右ハ古よりよしと申侯、

新米 升数在之故也、 七升、 六升五合迄

籾取引専らニ在之、

五切位より四切半

上物

234

史料編

中 三切半、弐半位迄、

右ハ挽而用ゆ故也 壱升九拾文小売

大豆

五切

一小豆 七切

一大麦 白五升五合

当年ハ、巳年とハ大ニ行違、大豆之かて相用、 冬二相成多

く売候事、此間厳寒ニ而、 雪無之候、

新古新糯

七五升升

十八日市日

一米相場不相替、

新米ハ、多くハ籾ニ而相出売、

右之籾、弐・三升ツ、買入、引うすニ而粉ニいたし、 ねりかゆ

こいたし候、

又粉ニ而相出売候分も多し、

壱升 百七・八十より百五・六十文

一大こん 大ニ高直

壱盃三十六文

大ツ 小売多分ニ 半盃より売引ケ申候

魚

五十集人多し不足

細め 常二八文位之把、三拾文位 相応ニ相出

根花粉 干粉 壱貫五百匁位

銭 壱貫四百文

X

壱盃、半盃より売レ候間、 此節冬二相成、穀問屋市日取扱

ハ、小間物店之如し、弥々穀物不引下、

高直

十日詰ニ渡し被下候事、壱日壱人ニ五合積、 味噌ともニ御 此間御払麦籾、御払之名ニ而、御かし方

かし被下候

御備麦籾、千厩御蔵相応ニ在之、追々御救助被成下候事、

しツ、手当之事

組抜之旦方、

別而御救助方被仰付、

在々相廻り、

極貧へ少

今年者無類之凶作ニ而、此近村ニ而、 津谷川 村者極難義、 此

間ニ相成、死人多し、誠ニ嘆ヶ敷事ニ候

水沢町者米穀類安く相成、新八・九升、壱斗位之取引

万人講、過ル十五日之会合、首尾能相済、当地両人昨廿日 釈迦堂江、七間ニ三拾間之ぶ台、御紋付之御まぐ、(舞台)(舞台) 朱也、五本壱組江被相渡候事、外土産引物在之候、 ニ壱両ツ、割戻し相成、路銭之所も半分、奥御郡ハ壱分弐 跡ハ五十両より十両迄、半高ニ相成候、当らぬ所へ、十両 相成抜ル、当り大鬮、三百より百五拾両、百両ハ三番也 ニ候所、 夜相下リ候、然ル所、最初弐千五百本・弐万五千両之見詰 鬮数減し、八百八拾本ニ相成、金高八千八拾両ニ 義々

当所へ者一円不当、舞草肝入衆十両当ル、

堂々と飾候事也

京都書状入着

上 十一月十七日出、 白米壱石ニ付銀弐百匁、 廿一 日出、 大坂より津留ニ而不登候ニ付 両三度分入、上方追々米穀引

> 様より洛中洛外へ米弐斗五升、銭弐貫五百文ツ、被下置候 京都騒き候事、弐百三十匁二可相成由申来ル、 依之 御上

事、

大坂高直ニ相成、津出被相留、 甚厳敷相成候事

相場

肥後米 三ツ物三ツ物

筑前米 銀百四拾八匁位 同百三十八匁位 九斗六・七升入三ツ物

中国 百三十八匁 九斗六・七升入

肥後小麦 石四・五升入 百拾三匁

大豆 百四十壱弐匁 石壱弐升入

岡大豆 同 九十匁外 九斗一・弐升入

繰綿大引上

右十一月十一日相場

八月十七日嵐ニ而

史料編

236

## 銀百匁二壱貫四五百匁

綿高直之義も、前世ニも無之大高直、金壱歩ニ弐百三十匁

位ニ当リ申候、

最上紅花、登リ高千駄程、壱駄拾四・五両位ツ、損金、次

三早場南仙十両位ツ、、奥仙者損金薄くと申参候、

生糸も不印、信州第一はん損金、外ニ共々損金、奥仙者是

又薄損也と、

此節米穀高直二而、両品共々一円買人無之候、

生糸ハ、並物四十八両位

上物五十弐三両位

紅花、奥仙元上リ六拾両、六十弐・三両引着、元上リ位少

、内六十両前後、最上ハ五十両前後、

油者壱升七百文位

一江戸表者少々引下ル

上方米 両三斗壱・弐升

一地廻リ米 三斗四・五升

一大ツ 六斗五・七升

一小ツ 三斗五・六升

一大麦 七斗より八斗位

一回 六貫八百三十弐文

メ 大ニ緩ミ申候

百文ニ三合半迄上リ候、所々新米ニて下ル、

御城下御蔵米

壱俵拾壱切迄引上ル、

十二月廿二日割

万人講方仲間割合

此割返し金壱両ツ、受取金拾両掛、壱丁ニ付

拾本分

金拾両也 両人持参

元金拾両ニ付

弐朱ツ、 両人分

かゝり見詰

内

此金壱両三分弐朱也

但し九本分割合

237 天保七年(一八三六)

引		
	御座元より被下候分引	一金三歩 路セん

メ金壱両弐朱也 両人江わたし分

佐 - \*\* - \*\* - \*\* - \*\* - \*\* - \*\* - \*\* 切 切 高 拾 切

皆 甘 弥 切

一同

一同

高 拾 街 切

橋 拾 切

同

及 拾川 切

史料編 238

大 皆清 世切

三歩弐朱也

保呂羽 四拾切

九本分〆七両弐分三朱 百四十壱文

拾本

壱本

内御役付へ割合相済ミ候事

引物 酒壱升

菓子大一箱 肴物壱箱

三品持参分割合致候

廿二日 此間小雪ニ而、 厳寒也、

廿三日不盛市也、

雪、風大ニ寒し、店ハ相応之商ひ也、

盗人余慶ニ而、 度々科人、

> 一古五升 新七・八升迄

新糯 性不宜七升

古糯 四升五合

小豆 壱升弐百廿文

小麦 壱升弐百文

大麦 壱升百四十文

右 石 同 切 断

大豆

干葉

<u></u> きるし干 百廿文 百三拾文

壱貫四百文

ところ

X

一胡麻油 壱升弐朱也

昨夕、 呼寄相渡候故、 殿者当新もみ五升・味噌少しツ、施シ、右者検断衆之方へ 組抜中より極貧家へ、壱朱ツ、拾八軒江施し、 遠慮之者多シ、依之、 右仕振不面白、

皆長

評判

不宜候、手前抔ハ、跡ニ致候吟味也、

天保七年 (一八三六)

## 生からし 三十切

御払籾麦、 被下候事也、 御救助 町内より越年物 方御役付御立合三而、 相 願 候 度 々御 両 日 渡 中 Ļ 효 拾俵 御 か

程

当所へ渡し被下候事也

先達而より之調達、 在之候事 両 御上様へ差上、 御貸上献 其外相出候分 上金、 ハ、 東山 御郡ニ而被下候筈ニ 両方より七百五拾

ニ付少しツ、ハ囲ひ持合、 何レニ東山之方ハ、 籾、 ひへ、麦かて、 余郡よりよろしく、 粟等ハ、 又ハ畑より相出候故也、 損シ候而も囲ひ可申事也 兼而雜穀相 後世 用、 夫 共

当御地 町内 之訳ニ而御用立、 当夏中始而、 百 而 両余ニ可 相庭高直成故二、 村御借受、 頭 様、 7相成候 無拠御代官様御末書二而七十五 此三ヶ村 又先達而より御用立金、 年々御返金無之、 山 乍併無類之御難渋、 一円ニ田 常より格別之違無之由、 ハ無皆ニ候 貸上不申、 品々被相頼候 御仕 へとも、 両 右之通也 法あしく 当年も三 他所才覚 畑多ニ

> とも、 とも、 統御受不申上候事、 ヒノ凶年ニも、 米御 崩 立 候 類

御返し無之故、 下々人気不宜、 斯之通御難義 無

也

他村之義ハ、心さし次第之事也、 廿 廻勤弐・三ヶ村ツ、 へとも、 낊 検断両御役付御立合、 H 渇命躰ニ者少しツ、手当相成候事 組抜之御 !'仲間、 相廻り、 今日村方之極貧へ壱朱ツ、、 呼寄施行被致候事也、 見聞可仕由、 手当之義ハ被仰付無之候 割合被仰付候、 其外他村 肝

廿五日厳寒也

当町ハ十九人、村ハ三十弐・三人、

候伝、 冬二相成、 中へ被相廻、 しツ、売、 俄セうゆ等造り方いたし候者在之、 松皮糯等拵方ニ、 御城下ハ多く相りり 依之角石等引上ル、 用、 角石、 佐藤助右衛門様方二而御国 此辺壱盃之味噌七盃 藍花、 茯苓抔相 用 ニ致 少

櫨花、 櫨、 角子、 あらめ相用候事、 あらめハ少し余慶売

候

其外、甘茶、にかり等売申候、かき灰等同様、併薬者不売

也

他国米、雪ニ而延引、狼川原より南方弥々高直、

此節少しツ、引緩ミ、五升三盃と申事ニ候、

佐沼辺ニ而四

升五合位

受取、 付時、 極貧ハ弐升ツ、、 年扶喰御貸方、 廿六日、 此 両度拝借也 千厩御蔵米・ 内村へ百俵、 小人割こて壱人分四升ツ、、 是ハ度々也、 麦、 町江五十弐、 村々相渡り、 中・下ハ、 割合中より下民迄、 当村へ百五拾弐俵 此度より来作仕 籾・麦取合 越

一廿七日割渡し

江 御払被下候 是ハ壱歩ニ六升御直段、 五. 上刺郡御 升入六俵被渡下、 一蔵米御払ニ而、 事、 松川より之駄送、 今日松川町 半金ハ当金、 当郡へも御割合、 ニ而請取、 千厩より之駄送物共ニ、 半金者来二月延二而 人馬差遣申候事 当町江玄米三斗

宇村町廻り御伝馬也

之、 刻ミ、 り米一 ь 事、 而諸行、 右之通、 当 候 り度と申、 ゆニいたし、 切替り相成候事也、 者衰ひ、 家之者誠以難有御事也、 を待不申候、 不相受も、 大ニ成金ニも相成、 より之御助ニ御座候間、 ツ、之施物相受候而も、 「施物致候事ニ而、 珍敷事也、 言人も無之候、 富家者上下より責められ、 円ニ不喰者在之候へとも、 いりて粉ニいたし、 小家之小俵持者、 又働キ等、 天の恵ニ而、 御上様二而貧民御救助之御手段色々被 今様之喰物ニて助り次第、 誠 是を喰、 珍珍 願ハくハ明年之種物御セ話被下候 此人施行を不受居候、 /敷人也、 安き田畑ヲ持、 相痛候而も、 倹約等不相守候而者、 極貧之者之内ニも、八・ 暮柄之者、 家内助 家内四人ニ而、 喰物ハ不受候間、 貧民之者右ヲ勘弁、 足し分無之候 小金等持、 若めを刻ミ、 承り、 ŋ 又ハ家柄之者ハ、 甚以難義之時節なり、 腫もせつ、 小き者ハ施物致さす候而 如此 後 所道具相求候樣 い仕出 ちいさく暮居候者者、 死次第と相守、 無事ニ助り居候者有 相印、 在人承候ニ、 其塩気ニて練りか ハ、 天罪を蒙り 種物御七話ニ預 人ニ可相成と、 九月、 此節 此 此家内 施物受而も、 後相改、 (相尽、 夫々之手 ハわらを 夏中よ 其 少し 是何 他力 可 世の 富家 勤 单 別 貧

勘涙ニ及候、 是徳田村山口と承候、 後世ニ例見可申事

今年者大凶作ニ而、 義ニ相成候、依穀類も持合不足ニ候へとも、 売人相出候故、 年同様、 地頭樣方壱斗三升五合、 皆無ニ而も、 金六・七分之納、 却而金高格別、 畑大豆金壱分ニ御蔵入ハ壱斗三升、 四方一統ニ直段緩ミ、五合方下直、 極貧者尤延金二相成候事 御年貢も不足ニ可相成と改候所、 余慶之上納ニ付、 何レ一統高直之事故ニ、 此節ニ至り甚難 少しツ、相 当御内御 畑所者豊 御年貢 米 ハ

所々死人多く相聞へ候事、 東山ハ不足也、 矢張り麁喰所

故

難死候、

廿七日

古白粟 是者甚利口もの也 薄衣在之衆より買入申候 壱歩ニ五升、三盃ニ

小豆 七切直段二而 壱升 弐百文ツ、

是も少し下直

大こん者高直ニ相成候 中より下 拾文八文也

位 右之通、生之糯ハ余りニ高直、大喰之者ハ五百文、弐朱分 売糯之生物ハ ハ喰候よし、依而大体ハしゐな粉糯也、 此品ハ壱ツ壱口ニハ不足也 壱ツ五文ツ、

何レ百文分、弐百文分位迄も喰へし、中位之事也、

是ハ少々下直也

山三而、 声を上而さけひ居候事、豊年ニハ珍敷候へとも、当年ハ沢 者家なし、極貧者ハ海道ニ而多く死ス、 第一也、 先ツ近世ニ珍敷事故、 ヒノ年より見なれ、 此近年ニ当ル人ハ、大ニ難義、 跡々之ため相印、 聞なれ、 不珍敷候事也 御城下ハ、 至而之損也、 是以常に用心可致 町中ニ 壱人

町々市日不盛ニ付、 ゆ相受候者、凡八百人位と申候 気仙沼廿三日市、 米穀相応ニ相成、 諸市翔かけ、 手前 五升壱盃迄、 向相 同町施か

一気仙高田町八軒程焼失、当月八日之夜

御城下、 国分町百騎丁角より北江七・ 八軒焼失、 廿日也

塩谷、 十八日七·八軒焼失、

古川町、 少々焼失之事、

渡の波、 先達而砂里前焼、

廿八日 朝雪、 暖気、

御地 頭様より、 極貧江、 同日壱朱ツ、 被下置候事、

立能キ物ハ不売候、年始物ハ不売 店も思之外売、 小物計 也 金八両也、 売

Ė 黒砂糖者大ニ売、 茶も売候事

無之、

引続珍敷高直也、

追々死人多し、

格別之事も

五升壱盃之問屋仕切

米 五升 七升

同 糯 六升五合

麦 五切 升百六十文

大豆 升百四十文 四切三朱買

小豆 升弐百廿文

> とふふ 十四文

きらす 三拾文

粉ぬ か 三拾文

セうゆ

四拾八文

酢 五拾文

壱貫四百文緩ミ申候

米穀、 X 肴類不足、 少 Þ ツ、 高直、 緩ミ候様子ニ相聞へ候へとも、

大晦 小もの計り、 H 晴曇り、 砂糖類売候、 寒明也、 手前店者拾壱切位 尤緩緩 和ニ 相成候、 ニ相成候、 能 物者不売、

一同酒 りニ 跡者ハ雪ニ而、山中滞り、正月外入着無之由申来越年米、一の関御家中被相渡候ニ付、少し参候、手前之名当ニ、五斗入拾俵、先以送り参り候事、 中通路六ヶ 田 相 米、 成 T三、五斗入拾俵、先以送り参り候事、 す料被相附 の関様より岩根市郎兵衛殿之御名前ニ送状ニ而、 敷、 六升位之仕上り 度々御足軽小人大勢被遣候二付、 申来候、 雪ニ不相成内なれ ル 大ニ高・ 併 雪

過分之掛り不申候へとも、雪ニ而高直ニ相成候、 く致候へハ、随分壱斗か八升位ニハ上り可申候、 上廻し之方者、安く可相成候、為後世之相印候、 来三月海 酒庄内米 何分秋早

者随分宜、大ニひへ申候、秋田米者不宜候

市立之人、東山者者思之外面色よし、

南方者一統甚あしく

御城下より、 黒砂糖之引上申来候、江戸共ニ引上ル、

昨年も不作ニ而出不足、 尤一統ニ余慶入用

御城下ニ而壱貫五拾匁樽売也

最早九百目と申来候

大引上

酸棗仁 百五匁

一兵郎子 (檳榔子) 三十匁

角阿仙 十四 匁

右之通、 大引上申来候、

夏中、 御代官樣御請合二而御用立候御地頭樣方七十五両、

> 大籠村半分程御取都、 千厩より相渡候事、 田者不作ニ而も、

畑大豆高直故、 出候、 納りハ貧家計り延納

将軍様、 弥々来四月御代替り御上洛之由、 京より申来候、

右之含ニ而、 此辺糸引上候

併前広より御心掛在之、俄二御入用者無之物と相聞へ候事、

御宣下之事也

季并職人日用御触之事、

上大工 十八日マス 中役廿弐日

下役 三拾人 木引上 廿五人

中

五拾人

桶屋

三十人、六十人

屋根上 廿人 中廿五人 下五拾人

季上金六切已下

作日用 男五拾文 女三十三文

大晦日之夜之事

と、 麦飯、 手廻りへも相談致候へとも、 粮めしこ而、 結構成事ニ而、 越年之夜之事、 白飯ハもつ体も無之事 飯位ハ

白飯相用不申候而者、召遣ひ之者共へも、施シニも不相成

候間、今夕計り、生めしニ焼肴壱品ニ而相用候事、

糯も、白糯ハ神前御備、外ハ少々専ら草糯、小麦、色々の

つまらぬ糯也、巳之凶年之暮とハ大ニ違、

併何時も、小売物ハ思之外よし、太物店ハ甚悪く、

6

丸吉皆川家日誌

天保八年 (一八三七)

天保八丁酉年卯元日 暖気也

御年始之義、遠方者状計り、双方使者無之候、 大体進物な

Ļ 門礼誠之近き中計り、 御互ニ序而有之故、 通用多く者

取引無之候事、 町場ハ礼計り也、 諸役付へハ年始物遣候

事、

年之豊凶ニ而、 元日・十五日日和ハ宜、 第一之日也、

御家中御役人様方へ進物

五軒 御目附様ハ除之

料紙ニ扇壱本ツ、

X 弐百文仕上り

橋本 皆長 皆喜 百文ツ、

及川 検断 地肝入

舍 (M) **書** メ十人

高橋

御居館江、 御年始礼相出不申候事、

二日 暖和也、 甚春之気相成候、 里者一円雪無之候、 旧冬

より廻番相勤候事、

凶年之折ハ、尤火之用心第一ニ可仕候事

三日 暖気、 晴曇り、

米相場不相替

代相場、壱貫四百四、

五十文ニ成

少し緩ミ申候

今日者年始市ニ候へとも、年始取引止候も同様ニ而不盛り、 也、是ハ上々也、大根之根かて相用候所多し、 肴も一向不出也、三ヶ日之間、 朝草餅ニ而、 夕飯者麦めし

四日より又寒気甚敷、

五日同様、

六日同、

一京都十二月二日出状着、同表も弥々米穀高直

白米 壱石ニ付弐百廿匁と上ル

銀相庭六拾壱匁五歩と上ル

銭ハ安く沢山

依之、諸商売甚しくあしく、一統不通ニ而、金銀大詰り、

糸・紅花買人無之、西陣織屋惣休ミ、糸取引仕売候分ハ、

弥々糸ハ壱箇五両位之落、三拾年来無之不景気と申来ル、

繰綿も米高直之騒き、并金詰り、右之通り故ニ、弐貫匁位

ニ落し候へとも、買人なし、糸・紅花繰共ニ高直也品、何

レも大損、依春持越相成候よし申来候、併米穀も大坂より

参候筈ニ相成候間、追々引緩ミ可申之趣申来候、当地之取

引とハ、糸・紅花大違、損金相成候事、

正月八日 雪、正月ニ相成候故、気仙沼ハ米去冬中ニ無之雪五寸位

ハ緩

3

壱升

方落、六升迄、

当地ハ相替義無之、大豆ハ弥々望人多く、小売毎日/

売、大豆ハ壱升百五拾文、

九日 日和、甚寒申候、

石之巻者、誠ニ死人多く在之、町中又ハ海道等のたれ死多

、至而さひしく、所々海道辺ニのたれ死多し、

此近辺ニも渇死有之候へとも、外ニ申様ニ、海道死ハ無之

去冬之御かし物ニ而、大ニよし、

十日厳寒也

南之方

新米八・九升ニ相成

却而古より割合ニ相成候由、米ニ不致、

用、直段も安く、割合ニ相成、専ら新物相用、古物ハ余

ねり

かゆニ而

相

り高直、買人なし、

此辺も右之振合ニ而、古米買人なし、

銭 壱貫四百五、六十文ニ落

穀物売溜置候銭在之、衆中詰より相出し、沢山ニ成、

正月初庭薬種

直段付左ミ、

唐白朮 六拾五匁より 三拾匁位

一丁子 弐十八匁

七・八年下落之品 右者、去年迄廿匁位、

大風子 四拾匁 此品四・五年先ニ 三十七・八匁

〆拾六匁位迄落

巴豆 六拾匁 冬瓜仁 九匁迄

延胡策 廿四匁 此品も五・六年下落 五・六匁迄

唐木香 三十匁 廿・七八匁

十年先十匁迄落 四・五年先 上 十四匁

追々下落 右之通 此品ハ廿年先ニ両テ金四、一一サフラン 両テ十弐匁 五両之品

大黄ハ 上三十三匁位 近年すわり

> 甘草者下落 廿四・ 五匁より廿匁位迄

拾匁 形落

黒砂糖 壱貫匁位ニ上ル

唐物ハ何レも引上、併長崎江唐船六艘之内三艘入津之由申 樽売ニ而弥々引メ

来候間、 ハ無余義、 不引、尤医師方へかし売ニ而ハ、一向取都り不申候、 又追々下落高下可有之候、 上徳意計りニ而、 多くハ貸不申候事、 凶年ニ付候而 近年大ニ 近年 薬種

相痛如此、 後世之ため相印

砂糖類ハ余慶入用、就中黒ハ大分売候事、

俄セうゆ・俄味噌等流行ニ而、 槐角子、槐花、 あらめ、 そ

よ子、杏仁、甘茶抔売候事、余慶ハ不売、あらめハ第一之

高、十二月初より此間迄ニ四貫め程売、

槐角子花弐り位、

物ニ候へとも、 甘茶七リ計り、 為覚印也、 から灰、 何レ其之時之流行ニ而、 都而之売内物、 巳年程ニハ損益 定か無之

無之候、 此度ハ余り大凶作也、

沢山ニ相出、 御城下も、 札計り多く相成候よし、 壱貫四百六十文、 金ハ不足ニ相成候、

銭

病家御取扱之義、買合セ等ニ可被成候事、御注文之節ハ

金代御添可被下候事、

右之通、医師方へ年始掛取ニ御改相廻候事、

改、現取引相断り候事、尤唐物類ハ都而引上、併又下落可取相廻し候所ニ、一向集り不申候、無類之不都也、依而相中向病家礼金無之由ニ相聞へ、如此いたし候事、此間中貸

成、

既ニ甚一統危く相成候事

仕候様子、

石之巻相庭

一米 古 四升五合

同所之事、死人者壱人四百文ツ、ニ而、取仕舞相成候様

御定相立候事、角之脇本町、蛇田町辺立続兼、石之巻三ヶ

道具相出、売候よし、甚難渋、生続見詰なしと申事ニ候、壱ハ明屋同様ニ、家財敷板迄売払、此節ハ上段之衆中より

正月十三日市、雪、此間夜ニ雪、寒し、

り脇方へ相向候事、押詰より此節、駄送一向無構、市中替義無之候へとも、米之買人ハ至而不足、おかゆ方計

こおどろひ候、又此度之大凶年ニ而、大ニ金遣、金なしニ相しきかな、午年火事ニ、町中ニ而弐万両程之痛也、町家大故ニ、五十年已前之天明之後、当町繁昌いたし候事也、お故ニ、五十年已前之天明之後、当町繁昌いたし候事也、お当町之義、此辺無之繁昌致候事、猶吉田屋之穀方受払宜、当町之義、此辺無之繁昌致候事、猶吉田屋之穀方受払宜、

小屋主不相続に付、役頭へ願申出、大旦那中より金壱歩か

Ļ

次ハ弐朱位手当、

一米 五升

十三日

市中穀問屋

七五升

一大豆 壱升百五十文ツ、

一白麦 六升位

銭 壱貫五百文迄

大豆ハ、此節米同様ニ而、小売以之外売候事、上川辺より

候、 引寄、又ハ北方より四方より引合、 大豆もひき下ヶ不申候、 弥上り可申候、 引受、専ら小売いたし 此節豆専ら相

用候様子也、

品々、惣メ弐十五両位売候事、 米も追々引メ可申候、 吉田屋之小手売半かい、 壱盃より

親子、兄弟、夫婦、ちり~~まよい、縁々尋、行来之人多流民と申唱へ

Ļ

盗人余慶成事、申無計候

十四日日和よし、

在方流行病所々在之候

十五日日和、

南方ハ、米穀又々少々ツ、引上候よし、

北方ハ暖く、古物五升三盃、 六升位迄.

> 当所問屋へ 五升五合位 壱盃相渡迄、

又 当地も売申候事、

候、 俵口直段高直故、 事ニ候へとも、諸掛り大ニかかり、 の関江、 船廻り参候ハ、受取候様申遣候、大晦日ニ受取候、拾 酒田米弐百俵参候間、当所へも割合、受取可申 施し売ニハわり合不宜、渇命之者へ施ニ 余り高直故、 引受不申

致候事、

十六日風寒し、 昨夕おのへおはさま、本家ニ而病死、

正月、 也、 慎ミ可申事也 貰ひ物等にも一向無之、豊年と引くらへ候而ハ、白黒之違 んへい抔一枚も無之、くしかき、くり、都而之物実等売買、 心配も馳走も無之故、内方手透ニ而、甚閑くなり、年始せ 之出入ニも遠方無之、尤馳走も無之候、常ニ出入多き内ハ、 常に是を勘弁、 例年より淋しきものなり、糯等之年始物も無之、礼 豊年二ついへ成る節倹を吟味、 心掛、

仕法之事 甚美味也わらかうせん

わら三速より粉壱斗相出し候事ニ而、専ら相用かうせん

一から灰 十匁位

片くり 五匁位

壱通廿文ツ、売

此品三匁入而

細ニ

右製方、わらを刻ミみニ而、ふくを飛し、能所を洗ひ、上

り干而、鍋ニ而いり能程ニして、桶等へ入、薬を掛、能か

らみ置候へハ、至而はつく引、うすニて能引、粉おろしニ

而取、

甚宜

わらあめ之法

| わらを刻、能ほしてつき、又水を少し入、又つきて、水を

入て通し、其水を能にる也、わらの甘ミニて、あめニ相成

候事、

俄味噌セうゆ之仕法

右之通、新沼村喜太郎と云人持易いたし、村々相廻り、専

ら相用候事也、

此度之凶作、弐百五十年已来之事ニ而、無類之年、此節よ

こせいほうで、これにはいりわらかうセん追々相用候様子也、

五穀之類不喰人多し、誠ニ可恐候

十八日暮より雪、精進致候者既ニ無之、至而稀也、尤致し

も不及哉ニ候、

十八日 市日 不相替

一銭 壱貫四百六十文

一ところ粮 大一升百廿文位

米穀弥々望人多し、北方も引〆売候事

俵余之小売、追々売続申間敷様子、此姿ニ而ハ買喰ニ而、当町大豆之売候事、誠ニ他ニ替り、大ニ売候、市日ハ弐拾

凌兼可申様子、

廿日日和ニ候へとも、

朝夕之寒気者甚しぐ候、

当日、御払麦籾相渡候、小人ニ壱升ツ、

当村ハ未夕取極不申候、 分ツ、貸候都合ニ致候、 も不続所成者へハ不貸候へ共、 去冬中より種籾之儀、 作子衆中相願候へとも、 貸候分者、 種之義者、 徳田分ハ、 入用可有之と、 勝手在之候故、 金ニ而百 統 種物心 かり壱 如 ハ 此、 迚

b 当分至而六ヶ敷相見へ候事 十 御 地 両 !も入用可相成 頭様 向ニ御救助無之、 方抔 由候へとも、 統 誠ニ困窮之旁々、 御貸被下置候物二而 力不及候事、 助 ハ、 り候風無之、 御 家中さへ 金弐百三

廿一日日和

小人目附両人御同道、是より度々被相廻候由相聞へ候事、仙台御従目附様御廻村之義ニ付、鞍馬御首尾相成候事、御

大町様、 越 南部騒動又々起り候由相聞 騒動起候、 若南部之御願相叶不申候ハ、、 水沢将監様之御三所二而御 南部之方願之義御頼 へ候事、 = 取鎮め之由、 当国御 岩谷堂右近様、 御国之御百姓ニ被成下 門様 昨年者所 相願 金 ケ 崎 罷 々

度由ニ而、四千人程伊沢之六原ニ集会たむろし、御城下へ

度々早打急をツけ候、此内仙台者■■■返在之由也、

御郡司様、同所へ御出張之事

御徒目附樣御出張之事、御武頭并二、

都合三頭二而御出張

掛置候事

御賄ひ被下置候事、

此時、御郡奉行伊庭宗七郎様御出張ニ而鎮候

廿二日大ニ暖和、日和よし、

而、麦少々赤かれ相出候所、此しめりニて宜、廿三日雪、雨ニ相成、麦之為ニ甚よし、旧冬より雪不足ニ

当市日相庭、南方若柳高市ニ近く候故、穀物引〆、

弥々大豆小売夥敷売候事、当町、今日ハ雨天ニ而不盛、所々より大豆持参、問屋入、

古米 五升より

一白麦 六升

一大豆 百五拾文

一秋田酒粕 小壱升弐百五十文

一干葉 七十五文

一ところ 大升百廿文

一つのまた
今日沢山ニ相出、相捌候事

此品ハ大ニ次第在之候一おかゆ 六拾文位

一とふふ 十四文

一油 壱歩ニ壱貫三百匁

銭

壱貫四百六・八十文

此節銭計り多く、金至而不足ニ相成候事、

申候、併追々ハ一統不足ニ而、売続申間敷候由、左候ハ、、当町、大豆之売方沢山ニ捌候ニ付、所々江引合、買入、売

物者大豆計り、困窮者者専ら米之代りニ大豆少しツ、ニ而も近々より引〆、高直ニ可相成候、当分穀ニ而ハ、少し安き

成哉、恐入候、此節より所々、多くハ南方、人死相応相聞相用候事ニ候、四月頃ニ相成候ハ、、世上之在様如何可相

へ申候事、わらかうせん余程相用候事也、

廿四日日

和

之事、然ル所ニ、御郡奉行様伊庭宗七郎様被仰含、南部願奥騒動江、御城下より御物頭、足軽五拾人ツ、ニ而御下り

之筋御取上ケ、早速吟味御取合被成下候間、頭分之者共計

り差招、残りハー宇引取候様被仰渡、三人程御取押へ、一

被為成候事、大変にも不至、上御首尾之事也、

南部非情之御取行二付、如此騒動二相成候事也

廿五日日和、

所、 去冬より、 両差上候事、 正 月ニ 相 御地頭様 橋本・ 成 候 顽 皆長并本家、 :方御救助金被仰渡候所、 追 々 被 仰 頼 × 四 無拠、 丰 前 御受不致候 ニ而も 金 Ŧ.

之事、誠ニ目も当られぬ次第也、軒外相見へ不申候由、御役人様中御咄、御救助為成兼候由一当御家中も弥々難渋相聞へ、生き続候者三ヶ壱、十五・六

天保八年 (一八三七)

石之巻抔ハ、三ヶ壱ニ可相成様子ニ相聞へ候事、

日詰ニ而、百文江四文ツ、之利割、誠ニ高直成物也、当町ニ不限、一統質方休、然ルニ、所々銭之質相出候、五

廿六日、上川奥通りも追々穀物引〆候事、大豆も当地引

付

四切八分五り渡

廿八日市、雨、雪、風寒、

御貸麦、小人ニ弐升ツ、御渡し被下候事、

廿八 日 日

新 六升五合 上上 上

一白麦 六升

一大豆 百五十文 すわり

大ニ買人多く、石数甚売候事、問屋前仕込続き兼候由、

米穀都而不足、弥々諸方引メ、此節専ニ大豆計り取引多し、

も、雪中ニて、過分之かゝりニ而休候、三月者、東廻り之中渡し米ニ而、市中売未夕不相成、五百俵も清水着候へと一の関酒田米、去冬三百俵之外、弐百俵参候へとも、御家

船ニ而参候筈、

御出、 此間、 米買金方へ差向度由ニ而、 ニ参候事、 致居候故、 糸・紅花、 内金弐百両也受取、三百七十両両家より利付ニ而かし渡候、 ツ、之直段ニ而、 手前并橋本氏持合之糸、 の関菅原市兵衛殿より、 当地菅原殿、 ⑤方専ニ、常に千葉新助殿方取組、 去冬中より米買方ニ而、 両家ニ而拾弐箇也、 の関様之御勘定御奉行役也 九貫め入壱 円 金四拾七両弐歩 酒田註文在之候二付買入、 金森利三郎殿、 菅市殿より度々金才覚 売渡候事、 懇意ニ通用 本造り渡 千葉新殿

所、 格意 含、 生糸・紅花之義、 寸之向見へぬ物、 真綿・ 為登分も一向ニ売付無之、②より申来り、 酒 当地残り物も当分買人無之、去秋冬と者大ニ違居候 田註文二而、 糸等、 上方表去冬より至而直段あしく、 おもわく買ニ而、 珍敷直段二売付候事也、 此世之中ニ者、 去冬ハ将軍様御代替を 高直に取引致候所、 商ひ事、 損金相成候 買人無 誠ニ 区

作之大騒き、又下落、又引上、又落候所ニ、正月ニ成、此

度残荷上々直段二売、

ハ、利足見候而も、三両余之利分ニ相成候、壱箇弐・三両ツ、利潤、秋買弐百拾匁、十五匁之買入ニ而

一の関ハ、他国酒御免ニ相成候、芝居も御免ニ相成候由、

仙台ニハ他国出、

無く成可申候

江施し致候様、肝入・検断衆へ申出候事、来月ニ相成候而、旧冬、一の関より受取候酒田玄米、五斗入拾五俵也、町村

渡可申訳、右仲間かゝや、②、手前三軒より百軒分見詰

五升ツ、、

廿九日大二寒、風、小雪也、此間風ニ而殊ニ寒し、

手当も施しも行届兼、たり不申候、三分通り者助候見詰無候へとも、壱ヶ村大体三ヶ壱位困難之者在之候故、中々御御救助方向御役中度々廻り、少しツ、度々之被下候物在之

之様子也

年より余慶とハ相見得候事、 こ而考へ見候へ者、 誠二恐入候年柄二在之候、 被申候事ニ候所、 巳凶年ニハ、 御救助と申事 此度者誠ニ御救助方々と、 天明年中より当世者、 併商売之取引、 御上様よりして無之、 時ニより不分り也、 又ハ金銭之通用 統ニ而ハ金銭先 専ニ被仰渡候、 最早金か 助情と

石之巻も、四升五合ニ相成候由、

正月晦日日和、此間甚寒シ、当日抔者甚厳寒也、

上作、正月元日、同十五日同様之日、当年ハ役日ハ宜、今日第一之日也、雨風等ニ而ハあしく、日和ニ而、当年ハ二月朔日日和、暮方曇り、さら小雪、又はれ、

百四・五十匁位外無之候、買入之ま、ニ而かし、上作之上、ツ、かし候、都合壱歩ニ八升壱斗位之買入、壱升之目形弐かりニ金壱歩かし、無利足、当村者百かりニ而籾壱斗五升種籾作子之方、色々と去冬より欠合候得とも、徳田江者百

此度者大ニ高し

二月二日日和、 粮物不足二成、色々吟味之事

三月、 巿 明方より大雪、 昼四ツ晴曇り

此間、 気仙沼へ北方より米大豆大ゐニ入■■■■■相成候

由

当町

一米 新六升 五升より四升三盃

大豆 百五・六十文

一白麦 六升より少々内ニ成 五升三盃之少し余

小豆 七切 壱歩ニ七升五合 弐亩文より 弐百廿五文

粟 わり合安し 五升五合

ところ粮 大一升百廿文 巳年ニハ四・五十文

> 銭 **壱貫四百八十文** 五百文迄

おかゆ 生七拾文

並五十文

の関江、 他国酒参候へとも、 高直ニ而不売候よし、

X

弥々売続き申間敷候由、 此節より俄死相出、 中々六月迄こ

者多分死人相出可申候,

四日日和、 五日昨夜より小雪、 当日みそれ、 夜風、

覚無之不景気と申参候、 京都十二月十二日出、并廿二日出、 糸・紅花少しツ、、無是悲売付申 両通書状着、 何年こも

来候、 併年来之功二而、 思之外上直ニ参候事

白川印 九貫百五十匁入

**刊** 手取糸

小川印 五十弐両弐分 舎 手取

其外ハ 五十壱両位、 五十両、

四十九両弐分迄、

紅花ハ 六十弐・三両より五十七両位

史料編

256

最上紅 五十七両より四十両位

繰わた 壱貫八百二相成候而も買人なし

白米 壱石ニ付銀弐百廿匁

銀者大ニ高下、 六十壱匁五、六分 日々ニ違

江戸相庭

一上方米 両弐斗八升

地廻り 三斗壱・弐升迄

小<sub>小豆</sub> ツ<sup>豆</sup> 大豆 三斗四・五升 六斗壱・弐升

小麦 五斗三・四升

そは 六斗四・五升

胡麻 弐斗九升

酒 廿樽ニ而 三十八・九両より四十三両位

壱升置五分ニ付

六貫文

X 酒者、巳凶年より拾両高く、

右之通申参候

江戸表、 百文銭弥々御吹方相成候由、 歩ニ相成候よし、 鉄小せんも御吹方ニ

相成候所、 至而あしく、

石之巻も御免相成候由之事、

右、 弥右衛門殿事も、 石川様御同道御連立ニ而、 十 二

月廿五日芝御屋敷へ着之由、 同所越年、 正月二日立ニ而大

坂へ趣候よし申来候、

多より、 京都者甚寒気強ク、 雪も沢山ふり候よし、

御城下より、去冬大町御為替組六人、上方登り之衆中、 御

金取極相弁候由、 追々被相下候由申来ル、

江も可被仰付候由

御公義より大津江、

壱万五千両程御用金被仰付候由、

大坂

江戸表御救ひ小家へ、壱人ニ付一

日米三合ツ、被下置候、

凡人数拾万人位と申事申来候

商売何年ニも無之大不通用ニ付、 両替屋四軒難渋、

京都表、

相 潰れニ相立候由申来候、 断り候 由、 依而飛脚屋甚難義、 糸問屋、 駄賃金ニも行当、 為替付之荷物受取不申、 困り之

由 古来より無之候事也

江戸表干か問屋相庭付

鰹ふし 高直也 上 両に四貫九百匁、 五貫迄

干鯣 同断 上々 両ニ 五百五十枚、 六百枚迄

透身 上 五貫匁入二而銀廿匁位

水油 壱升五百文

粕 壱俵六、七分

外 浦賀辺之相庭、 右 二順、 高直之事に候、

去年中より浜々不漁ニ而高直也

六日、 H 和ニ相成候、 七日 晴雲り、 夜小雪、

八日、 市 日和、 又小雪、 寒気也、 夜相応之雪、

> 米 新物 古五升より四升七合五 六升前後

糯米 五升七合半 四升五合

大麦 から五切位之事ニ而なし 五升七合半

小麦 七切位ニ而なし

大豆 歩に九升五合 壱升百六十文

追々引〆売申候

ー 小<sup>元</sup> ツ<sup>豆</sup>

壱升弐百三十文位迄 八切之直段

壱貫五百文迄

干葉 七、八拾文

X 穀物、 所々上川迄手を廻、 買入呼取候得共、 間合不申

候、 切候事、

都而之物、 元来無之故、 日々引メ候風ニ相聞得候、 誠ニ驚

入候事也

戸表ニ而御 当月末ニも相成候ハヽ、 取組分、 熊田 倉佐源太殿、 秋田米も参候筈、 金田官蔵殿等罷越 の関様之江

候事に候、 外伊澤より秋田米参候筈、

但し、 追々死人多く相成候事、 追々毎夜々々盗人多シ、

九日寒し、

十日初午、 曇り、 暖気、 夜九ツ雨

御代官様より貧民江、 施ニ被下置候、 御郡 統二被下候事、 胡升袋入ニ而 組切こ、 寒暑ニよし、又どぐ 御自分之御

消ニよし

米谷町拾三軒焼失

+ 日四ツ日和、 南風、 暖気、

昨夕北小梨子上あらい弐軒焼失いたし候

気仙高田町、 御救助方調達金ニ而かゆ施行致候由之事

気仙沼、 去冬より引続かゆ施行之事

当郡当地抔も、 御上様より追々被渡下、 跡ハ作立仕付、

喰両度分計り残り候事、 当村貧家町共二、 御上下より之手当計りニ而 下民より下々民

〆七百人程在之、

甚六ケ敷、

生続無覚速、 誠ニ以見詰無之、 俄死ニ及可申事

十一日夜大風、千厩町ニ而弐軒吹返され

り玄米拾弐俵施行申出、 十二日日かん入ル、依之及川芳市郎、手前、 同日村町江御救助方、 忠七、三人よ 肝入衆并検

様申出候へとも、小人江割合可申段、 断衆、外ニ右掛り役付両人、前以百弐拾軒江五升ツ、渡候 御役人様より前以御

渡候候事

請取被仰渡候二付、

小人数三而、

壱組切相渡候様触出し相

然ル所、 当日ニ相成、 壱組切之調書取揃、 見申候所、 町方

抔ハ、相受候義遠慮、 又勝手之義ニ而不受と申者も在之由

六合之割ニ見詰候所、 内々相聞得候間、最初小人数千人位余二見詰、小人二付五 人数調ニ而、思之外けんし候間、八(滅じ)

肝入兵三郎殿、 百人位に見詰、 於及川之裏ニ、 検断清助殿、 其外制道役両三人、 追々人数増、 御救助方主立 惣組頭中

立合、 此割合、小人壱人ニ付 壱組切ニ割合相渡候

扶

玄米七合五句ツ、

但し家内壱人、弐人者ニ者、 壱升之割ニ相渡

然ル所、追々町村罷越、望出候ニ付、相渡候所、思之外見

詰より石数余慶ニ相成候、

此人頭

町村

メ 拾六俵 <sup>五斗入</sup> 惣小人千人余也、

七石九斗弐升也

三ツ割弐石六斗四升ツ、当ル

此石数磨米二而八石程渡、此度随一之施行也、四十両余也

同日米相渡し、直々壱組切ニ引取、此節幸ニ吉田屋甚八方

統引取、弐百四・五十人、壱人分三盃ツ、盛切

かゆ之施行致、壱組切、

組頭先立罷越、

馳走相受、

町村

二月十二日風、小雪、寒、

十三日明方より昼九ツ迄雪、九ツより雨、八ツ下り、

地震、暮六ツより風、大風ニ相成候、

十三日市

米 古四升三盃 出節なし

から麦ニ而五切半百文白麦 五升五合位

大ツ・壱升百七十文

是も跡々引く

銭 壱貫五百文

一ところ 百廿文

都而之穀物一統ニ無之、所々江手配致、呼買ニ而、百三十文

当町江参

候事、

声迄至而細く相成候者多シ、生続き無覚候風、在方と町と昨日之施候ニ而、身体一見候所、青腫れ之人多く、やせ、

居、又ハ寝而居外無之よしニ相聞へ申候、働き在之者ハ、無之候而ハ、如何とも常々才覚無之、不働ニ而炉辺ニ集り場ハ売物ニて通用之為ニよし、在之貧家ハ、田畑皆無、備ハ大ニ違、町ハ大体者風もよし、三・四十軒六ツ敷風、町

ところ等ほり、

何かニ而銭取候、

260

史料編

多く相出、用候、能くにで、わらかうせん、麦粉、品々此節、わらかうせん専ニ致候、先年も不用つの又と申海草

之巳凶作ニハ、伊澤辺ニ而計り少々相用候よし、此度ハ甚相用候よし申伝ニ在之候得共、多くハ不用と申候、五年先

ねり粥ゆニ而用ゆ、

わらかうせんハ、天明凶年ニ稀

々

敷凶作ニ而、正月より初り、此節専ら流行致候、

右成行ニ而相考へ、咄合せ見候所、誠ニ無類大凶作、誠後松皮糯も、去冬ハ所々相用候、是も先年申伝のミ、

世可恐々々、兼而用心可致候事也、

風あれ、寒シ、冬同様、

上川、江刺辺も追々此間米穀引上候由

大豆 薄衣迄船引付直段

壱両壱歩一朱ニ上り

江刺伊沢も

米六升

小麦粉 壱斗弐升

米之粉流行ニ付、小麦粉ハ不売候故、少し安き

都而引〆、尤米穀類最早一円あしと申候

御郡奉行様、

一昨日千厩江御着之事、

此節御定居也、

御免之志願ニ而、金弐拾五両調達、其外徳兵衛、円作殿并

去冬被仰渡候御貸上金、

中通り之衆中、高橋より永々宝師

其外,五十両、村丑子渕辺并割合弐十五両、,七拾五両也、

救助方ニ、直々右之者共手前より施し申度由被相願候事也、此度調達仕候様被仰付候所、右之内半金之所、当村貧民御

事ニ候、

当町も米売切ニ相成候、

従是他国米引付候所、

千万相待候

此間ニ相成、袖乞、物もらい多し、知合も縁も尋参ル人多

Ļ

薬、猶引上、又申来候

十四日、

昨夜大風、

明方雪、

甚寒し、

晴、

此間中日

1々雪、

天保八年(一八三七)

唐白朮 八拾匁

檳榔子 三十五匁

唐木香 三拾匁

黒砂糖 竜眼肉 七百五十匁古来より無之高直 廿弐匁

右天明凶年之直段同様、 少々高く相成候

白砂糖も 弐拾匁前後

先年と違、 巳ノ凶年より此度之凶年ニハ、 黒砂糖在々共ニ

大ニ相用候也

蕨粉、 去秋より十一月迄者多く売、又十二月より正月一 向

ニ不売候所、 又此間売申候、 南方ハ殊ニ売、 時ニより変地

致候事

十五日日閑中日、 朝より相応之雪、 大雪也、

ところ餅、 草餅、 わらひ餅、 しゐな餅、 品之製方、

五穀之外、ところ餅、 ところ粮者第一ニ宜

製し方能候へハ、少しもにかみ無之、 甚宜、 尚餅ニハ、 大

豆能にで入候へハ、殊宜、

中道中筋も、 追々引〆高直、 人馬通用共々甚六ケ敷候由、

古川町、 三本木辺共ニ、

去年米ニ而五升五合、

古米一切なしと

古今無双之大飢饉也、南方追々大二餓死致候 下海道、 凶作と違候、 殊ニ六ケ敷候、 誠ニ父子兄弟之中も、 若柳高市至而不盛、 情合も不思事ニ相成、 万物不売、 巳

十六日日和、 寒、

昨日千厩御会所二而、 肝入・検断衆中、 并組抜中罷出

묘 御郡奉行様・御代官様 々御尋被仰渡候事、 去冬御取都御年貢金并籾等、 御機嫌窺申上 一候事、 御救 御郡中 助

方

割合被下置候事

此度被仰付候事 去冬中被仰付候組抜中之内、 調達金取極無之分、 於千厩ニ

一金七拾五両御郡奉行様支配

正兵衛殿

金三拾五両 次七郎殿

金四拾五両 茂兵衛殿

右之内、半金手元二而、御救助仕度被相願候事、

金弐百両之高二被仰付候

其外、

相川佐藤勇蔵殿四十五両等、

川通両人程相加へ、

当町、 此外之組抜中ハ調達相済候而より、

十七日晴曇り、甚寒し、

当日も天文印鑑ニ而ハ役日也、 風雨無之、宜

十八日

京都正月十一日出書状着

去冬追々大不人気ニ而、 糸・紅花不売、漸々才覚御無心ニ

半高余売付申来ル、一統之〇詰りニ而、 金相下り不申

候、

糸屋町仲買衆中ニも、 店とさし候店多し、無類之不景気也

糸直段売付左こ、

白川印 上 五十弐両弐・三歩

小川印 舎 五十弐両一歩

並物ニ而四拾九両、 八両弐歩位、

此元之直段よりハ至而安し、

一円利分無之事也、

紅花も、 上物六十弐両位より五十四、 五両、 五十両迄、

白米 壱石ニ付弐百廿匁

少し緩ミ

銀 六十匁より壱・弐匁迄

X

十八日、 巿 曇り、 甚寒シ、

米 古 四升三盃より四升五合

麦 五切半

大豆 五切半

<u></u> 壱貫五百文

生大こん 壱歩ニ拾八貫匁位

所々村々之肝入衆へ取組、 米穀追々不足相成、 弥々引〆高直、 買出、 くり出候故ニ売続、 吉田 1屋ニ而、 上 尤大 一川筋

ニ売候事、米之方ハ売不足、尤至而不足物也、専ら大豆麦

等売る、

海草也 ねりかゆニ用、一つのまた 大ニ売

一めかで

一ところかて 第一 二売

一くは藤の根

大根之如くニ而、是も相用候事、売ニハ相出不申候、

一あさみかて「是も相出候、在方ニ而ハ去秋より大ニ用ル、

X

去冬中より、追々春ニ相成、田地・山等遜人多く相成候、

併持人も多く無之所により、至而下直も在、又宜村ハせり

合而、却而高直也

色々天変之世の中ニ相成候、追々人死多し、

十九日日和、少し暖気也、

同夜九ツ頃、徳田あらや千吉殿家焼失致し、所々徒者多

候

此近辺ニも、毎日餓死多く相成候、馬等迄喰候よし、稀

相聞へ候、前後稀成大凶年ニ候

へ者不足也、尤上肴者不売、下直、赤魚不足也、浜方少々ツ、漁事在之候へとも、多くハ喰料ニ相成、此辺

追々人死ニ而、今年田畑之仕付甚無覚速、算田方大ニ作り。(党束)(歳田)

人無之、困リ候、

莨一向不売、買人なし

一気仙沼追々餓死多し

取仕舞候よし、天明之凶年より拾倍之難義と申事ニ候、目殊ニ、此間傷寒・悪病大流行、毎日~~死人、寺御頼不申、

の当られぬ在様也、

御城下八ツ塚御救小屋、毎日千人位ツ、施行、此内死人多

同夜、又米谷拾七件焼失、所々火事多し、徒者多シ、	廿二日午、日和也、又風、小雪花さら~~、寒、夜雪、	年ハ一向ニ不咲、巳ノ年ハ少し咲候、此節咲候物也、	又凶年ニハ、こふしの木之花者不咲と申、此節咲候事、去	がん・白鳥之類迄無之候、	今年、去冬より庭鳥之玉子無之候事、鳥類迄喰事ニ困リ、	老:村园 一彩分無5点	一充会氏之、長十八直目、	廿一日雨	今日役日也、社日也、	二月廿日上日和、暖気也、	くち在、	埋めり、乞喰共、右之通之取仕舞、寄合之内、かゆ掛之ば	し、土中江箱を出来、死人五十人ニ相成候へハ、土を掛、
一 ぬ か	一おかゆ	一から	ーとふふ	一干葉	引 上	一ところ	一小豆	一大麦	一 大 豆	一 糯	一米	当市日	廿三日日和、
	並 五十文	三十六文	十四文	至而小把也 百五・六十文	百三十文迄	大升	<b>亳升</b> 弐百六十文	八升	八升五合	四升壱盃	新 六升五合		和、風大 : 寒し、

## 買人望人多しはしか、大ニ高直

## 買人望人多し

弥々穀物引〆高直、

壱貫五百文より三十文位

まりニ相成、大便滞り、難義致候事、わらこうせんも多く相用候、併此品計リ多く喰候者ハ、つおらこうせんも多く相用候、在方専らニ堀方致、用候事也、此節ところ粮一統用、尤多く相出候へとも、買人多し、

大こん、壱歩ニ拾六貫匁也、

廿四日日和、曇り、

昨夜、嵯峨並小大泉廿七軒焼失いたし候、登米川下も、同

夜白鳥五・六軒焼、

廿五日日和、曇リ、甚寒し、

廿六日曇リ、廿七日日和、上々天気、朝ハ曇り、四ツより

晴る、

豊凶日和第一之日也

夜廿五日夜、横川町百程焼

廿八日晴曇り、暖気ニ相成候、

昼、 伊庭宗七郎様并御代官様大内与左衛門様、今日、御郡奉行可申風ニ而、甚六ケ敷事ニ候、沢々ハ作リ可申風ニ而、甚六ケ敷事ニ候、沢々ハ作リ 候由、 救助方被仰渡候、当所出火多二候間、 多く相成候、 れ候者多し、 此 大凶年也、 間ニ相成、 本郷通り、 死人も多く相成候、 甚敷相成、 当町者甚宜、 米穀と申、 乞喰ニ相成候者甚多し、 貧民并一 保呂羽御泊り御廻村、 誠ニ目之当られぬ事多く也、 統二物不足二相成、 町市 依之当田畑之仕付、 五穀之類不喰者多し、 日も盛り申候、 沢々ハ作リ人無之候、 火之用心厳敷可 貧家御見聞、 毎日々々之死 人々 千厩より当町御 当村 三ケ壱も残 面色青くは 尤追々餓 前代未聞之 ハ 貧家多 八人相出 役々御 住 由 死

組抜中へも被仰渡候、

大変成人、死ニ可相成様子、此間漸々赤魚相応之漁事、大之調ニ相成候由、天明之凶年より十倍と申事ニ候、秋迄ハ一気仙沼より之書状、旧冬より此間迄ニ、餓死之者四百人程

桃生・牡鹿郡ハ、田地四ケ壱外、仕付相成間敷相咄候漁仕度諸人願、左候ハ、諸人助り可申候、

由、尤問屋衆中も、糸屋町へ罷越候事、程、糸屋町へ押掛、渋願等ニ而、大ニ騒動、金片ニ而相済候京都正月廿四日出相届、弥々上方も不宜、西陣織屋四百人

併、江戸・京都ハ、兎角別段ニ而、賑々敷在之候由申来候、当国同様、都而騒敷、都而高直、はたこ四百より五百文位、罷詰、御セ話申上候由、舎江戸正月二日立登リ、東海道も申候、江州八幡大店之本家江も被仰遣候間、手代両人京へ

舎よりも書状下リ、

京都滞留右混雑二而、

御取組未出来不

二月廿八日市日、此間ニ而盛也

古の糯 四升弐・三合米 古 四升七合五勺

から麦 八升百八拾文

大豆 小壱升百七・八拾文

小豆 同弐百五・六十文

リンスの 「三十六で、」 何レ不相替高直、 小麦 同弐百廿四文

一切ところ 百三拾文より百四十文迄

候、三月ニ相成候而ハ、不足可致候、尤あしき物也、相応ニ相出候、二月中毎日ほり方作合ニ而、多く相出

一つの又 夥敷相出候

め 平年ニハ不知、 此品ハ、 ねはりニ而ねりかゆニ致候故、 はしか、 色々詰、 わら粉等品 喰れぬ物ニ候へとも、当年之義ニ而、 町盆町抔之様也 せんたく等ニ用候草也、 々、 ねりかゆニ致候故、 夥敷壳、 めかて、 下直成物也、 煮て、 ぬ かち 其 か、

ぬか、はしか共ニ売れ申候、ひへぬか大一升百文位、不足か、又ハ其辺ニ而相用、此辺へ不参候様子、当年ハ、川どハ南より参リ不申候、是ハ巳年ニ相応ニほれ

連百五十文、小売七十文位、一当町赤魚、弥々相応之漁事ニ相成、沢山ニ相出候、今日

拾疋壱

一銭 壱貫五百文すわり

こ、両品ニ而砂糖金弐拾両分程在之候所、当月中ニ此節迄売、余品ハ無異儀物計リ売、今日金弐両程売立、正月棚卸店商内ハ、思之外ニ不売ニ相成候、手前店白砂糖計リ多く

売切ニ相成候、あしくほ茶、是も不足物、 しん切茶も同様、

何レ茶も豊年より割より売候様ニ相見へ、

太物店ハ小切手拭等計リ売候、 死人多く在之候故、 下白

染屋不繁昌ニ相成候、 近年 元年 元年 元年 併常之死人と違、支度聊也、

綿近年高直故、 地染不足、 尤五倍子

不捌也、

すおふも下直之方

メ三十四、五匁三十弐、三匁

廿八日夜四ツ過、 北之方ニ当ル大火事見る、 千厩辺と見、

大勢参候所、 砂子田ノてしろ森焼失相成候、 蔵ハ残候よ

殊二火事多ニ而、 甚心支用心致候

同夜雨、 風

廿九日 Н 和 御 徒目 1附様、 御小人目 附 御上下四人ニ而、

当地より津谷川通御、 廻村之事

百姓乞喰多し

先日舎弥右衛門殿方より町内三十軒程 へ塩六俵程施 し候

事、

検断清助殿、

町内右軒数江、

同塩四表也、

施し候事

三月朔日晴曇リ、 静 也

今日も風雨あれは、 あしき日也

今日、 下と両所御役所ニ而相渡候事、 御家中へ施米致候、 御用人樣方御頼相調候上、 右施主

上と

かゝや 皆七 橋本氏 手前

本家 メ 五人ニ而、

玄米壱石弐斗也 此金廿五切也

御家中貧家弐拾九軒也

検断清助殿并舎弥右衛門殿、 又 但し、壱軒江四升ツ、二成、 壱軒江四升ツ、ニ成、

忠七親方、 右三人より

塩八俵也

右弐拾九軒江、 米一 同ニ引渡し、 壱軒江七升ツ、、

右之通、 一同ニ施し候也

続兼、 御地頭様より、さしたて御手当も無、甚難義ニ及、 餓死ニ至候間、 先日中より吟味申上候ニ付、 最早立 節角待

早速施し呉候様、 人々より被希、 相渡、 一統悦入候様

子也、

誠ニ目の当られぬ様子也

石之巻辺ハ、人情失ひ、尤喰物ハ、犬も馬も喰候様子、 当

地辺りも有之候事、

石之巻辺ハ、盗等、此節者吟味無之候よし、

此度之献上金、 御知行之義ハ、金百両ニ八百文位之割ニ而

被下置候由、未夕御賞しニ者不成、併御知行之義、巳年と

御蔵入高代之へり相成候義、大二被為惜候様子被仰談

計リ之金ニ而ハ、格別之被下物も無之哉抔と申候 多くハ金高ニより、身分又ハ苗字帯刀ニ可相成様子、少し

三月二日曇り、 昼より北風、 寒し、暮さらく一雪

米穀諸相庭、不相替高直、

ところ粮 追々多く相出、今日少し安し、ところ粮(百廿文)

つの又 沢山相出、多く駄送相出候事、

赤魚 今日ハ些高く相成、弐百五十文位赤魚 先日之市ニハ百五拾文

干あさみ

大こん 壱歩ニ十五貫め位

とふふ 十六文

おかゆ 上八、九十文迄、

秋田酒 参候事 **壱盃百五十文** 

種大こん、 一統ニ盗れ、 大根種間二合不申候見詰

三月三日節句、 小雪、 みそれ、寒し、 聝

ニ而、 まれ候事ニ而、 過ル朔日、 ニ不漬、 殊ニ去年籾ハ実入あしく、長漬ハ不相成候間、 延引相成候、然所、又今日雪二相成候、 種漬候時節ニ候得共、 桶江入漬、 外へ出、 当年も春遠、 ほし候よしの心掛也が 節之後き年 在方ハ盗 統

大根種も、根抜ニ盗れ、甚以困リ、種大根も至而不足ニ相

成候、

畑之麦も掘て喰候由、甚当惑之事ニ候、

一御家中江、御節句之進物

かれい五枚ツ、 五軒江遣

右割合、仲間拾人、但シ検断衆・地肝入衆共ニ如此、

〆五拾文ツ、、〆五百文分

御地頭様若旦那内膳様也、大旦那様一向ニ無役ニ而御暮し

被成置候所、近年若旦那樣表二被相出、此度御武頭御役義

被仰付候由、依之、御金方申来候由、

四日日和二成、寒、今日弐・三軒種漬候、

| 御城下天神下近辺金昌寺御助ケ小屋、七ツかゆ施行被下候

分、千五・六百人、毎日段々余慶ニ相成候、

日々拾人位ツ、之死人、廿人壱塚ニ弔ひ相成候事、供養被

相行候、

五日曇り、六日日和、曇り、暖気、

先辻堂町焼、清水川町拾七軒焼、

御城下表、追々他国米入着沢山ニ相成候事、然ルニ金銭

其外、中無計、誠ニ一統困り、大店之衆中ならや抔店をさ

し候事

石之巻近浜江、他国船三・四艘、米其外穀物積入、着船有

之候由、

秋田米、御城下行、北上川下り、和渕上り通り、

道中駄送

之事、当地江未夕参り不申候、

秋田酒、当地へ参候上、酒ニ而壱升四百文位之着、壱盃百

五十文、

候由、酒の粕等持参売候事、米ハ追而参候由、水沢口之買そば百俵程、若柳迄持参之所、同所ニ而壱俵ニ付五切半売

米七升位之由、是ハ品あしく候、

上川も、先達而大豆引上、五拾弐・三切、至而不足致候、

一昨日御貸籾・麦渡し被下候事、又当月中ニ作立・夫喰渡し、

御貸被下候筈、

新籾四拾表金四拾八切也当村へ惣〆四百八十俵渡ル分

去年御蔵納ニ相成分、当村へ御割合被下置候分、昨日肝入

御用ひ、残分ハ他国米着之節、買入被下候筈、惣わり合秋衆より被仰渡候、右ハ種行届不申候者之分、種御買入方へ

ニ相成、割合被下候事ニ相成候、此度ハ貧民殊之外御助ケ

相成、難有事ニ候、中より上之者ハ、度々之金入、毎日之

迄も駄運送相成候事、

自分之取引被願、銭金之入用無申計候、当年ハ誠に惣平均

と相成、上之衆中大痛ニ相成候、

検断清助殿、村方江今日塩八俵也、施し被致候事

し、入用多ニ而如此、綿高直ニ而、一向在方も綿不売候事、御城下安白木綿無之候事、仕入不足、尤大高、殊ニ死人多

御城下表、砂糖一円売切二相成候事、在々同断也

七日日和、暮方より北風、寒、

之事、 被作、 顽 呉候様御七話被仰付、 町家商人江被相任、 涌谷伊達安芸様分御在所、 百かりニ付金五切ツ、之割ニ為相出、 壱俵壱歩之割ニ而受取候訳、 取納之上、米五俵ツ、ニ而相渡候間、 他所より金出し才覚為致、 莨商 八両人、 拾万かり程之明田 当所之橋本へ罷越 入作之訳三候間 其土地之者ニ為 望次第金子出 ニ相成候ニ付、 入作之銘ニ 何方 相

今年種籾四百俵買入候由、国第一之大作人、巳之年米ニ而五百俵献上、組抜ニ相成候、渓谷黒沢ノ鈴木善次右衛門殿、手作ハ七万かり作之由、御

八日市基上御日和也、暖気

米古 糯 四升三盃

去年米 六升

麦 八升 壱升百九十五文

大豆 八升 壱升百九十五文

小麦 壱升弐百文

一秋 日 ば 小豆 同弐百六十文

同 弐百文

壱貫五百文

木綿店、 古手共二一向不売、 小間物類も此節一向ニ不売

おかゆ
并糯屋等第一ばん商ひ在之候

質屋は惣休、 置替計り、

石之巻住吉横丁より出火、 船場横丁三拾軒程焼失、

ヒノ凶年ニ被相除候御出入御役小松新治様御事、 此度又旧

主御取組相出兼候二付、 前々升平御懇意被成置候間、 銀主

御役ニ被召出候事、

直々大坂御登りニ相成候事、

大坂表銀

方旁ニ付被召出候事と相聞へ申候

昨七日より十方くれ也、

今日皆々種を漬候、

十日位之見詰

ニ而上ル、 九日 上日和、 十方暮過、 暖気也、

十日大南、 曇り、 八ツより雨

十一日朝雨 几 「ツ晴、 日和ニ成、 尤暖気ニ而、 此度之十方

暮者気候宜

昨夜雨ニ而、 町内江所々盗人当り、

砂糖類、 白黒共ニー統壱切、 御城下も金売一切なし、

十二日日和、 風寒、二月十九日より同廿日迄、 大坂大火之

由風聞 二候所、未上方状無之、実事不知、

十三日日和、 寒風、

米 不相替同様

雑穀 同断 不足 売不続候

壱貫五百文

先達而中売不申候所、

此間又売不同在

蕨の粉 相応ニ売

ところかて 不出ニ相成候、

## 一とふふ 十六文

メ 一大豆 六切ニ而売人なし

一小豆 八切二而同様

一砂糖類不足、高直之由申来候、

御城下ニ而、黒歩ニ七百匁、砂糖下壱メテ廿匁位より廿弐、

三匁、不足也、

一向入船なし

一唐白述。壱斤銀百匁と大引上ケ申来候、

今日書状入着

大坂表大火事并二大騒動ノ珍事

二月十九日朝五ツ時、天満組御屋敷より出火、天満之東ハ

五、嶋庄、高麗橋筋中橋より東堀迄、三ツ井、岩城不残、大体不残焼、夫より船場・今橋相渡り、鴻之池、天五、平

道修町不残、平野町、淡路町不残、瓦町南ハ東町より北迄

不残、東暮端迄、東西御役所者御無難、誠ニ以軍之備ニ、

御座候、死人幾万人相訳り不申、鎗ノ先ニ首を突立、御城鉄炮石火矢ヲ仕掛、抜身之鎗・長刀、凡五百人計り軍勢ニ

候、船場、淡路町ニ而死人幾万人と無く御座候、其騒き恐外大手者、御警固人数鉄炮・石火矢之類、昼夜御手当御座

敷事無申計候、天満橋切落、吉や橋、今橋、高麗橋、思案

橋迄切落、右大将分不残今以手廻り不申

騒動無申計候、漸々廿日之夜亥之刻、火鎮り申候、依而夜江所々陣取、昼夜人馬之声すさま敷事、誠ニ乱軍之在様、御城代、両御奉行所、尼ヶ崎近辺之御大名、天王寺或ハ寺

通し注進仕候由申来ル、

先年大坂御陣落城以来之乱なり、

十四日雨、寒、十方暮中

種未不漬所多く在之候

三月十五日日和、暮方より寒し、十六日雨、

上方買入、相下シ候事、尤御貸上之事、置候得、不足ニ而、町家大株之衆中へ他国買米被仰付、江戸表之義も、米穀高直ニ而、度々従 御公儀御救米被下

当四月、将軍様御上洛、御代替り被仰出候事

二月廿日出之江戸相場

一白米 弐斗六升

白麦

弐斗壱升

一油 壱升五匁弐三分

X

気仙沼相庭之事

米 四升壱盃

一小豆 五升五合

X

大坂騒動委敷申来候事

申○持御取組ニ付、一の関江下り、滞留中、右一件注進申一の関御台所銀主、此度大坂難波橋町人大根屋小右衛門と

也、御同人屋敷も焼失、石火矢ニ而土蔵弐ツ打くだかれ候来候写、御同人、京六条本願寺御用人石田小右衛門と申

所、家内者無難之由、古今之珍事と申来候事、

二月廿六日夜御用番

水野越前守様より被相達候書付也

松平甲斐守

御家来

守、 致、 乗出馬ヲも可致候条、 心共并百姓共徒党致、火矢等相用、 及乱妨ニ候ニ付、早く人数指出、 大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、 岡部内膳正江も人数指出候様相達候間、 着込等ヲも相用候義勝手次第、 酒井雅楽守、 召捕可申、 大坂町中所々江火を掛、 松平遠江守、青山因幡 尤容子ニより候ハ、、 可被得貴意候、 時義次第切捨 与力・同

別通左之通

守、 付、 早速人数可指出旨、 鉄炮ヲ打掛、 詰居候処、追々所々江火押移る、何者とも不相知徒党之者、 去ル十九日卯上刻、 堀伊賀守より相達申候、 及大火ニ候ニ付、 具足・弓鉄炮ヲ為持、 或者抜身之鎗・長刀を振廻し、 土井大炊頭より差図御座候、 大坂天満建国寺裏与力町より出 早速彼ノ地へ人数指出、 早々人数指出候樣、 与力大塩平八郎 及一 及乱妨ニ候ニ 御城際 騤 跡部 別人手及 候に付、 山城 火在 相

申候間、 様 哉 共 図 兼 敷 同廿一日丑ノ上刻、 此処ニ一人も不相見得候ニ付、 党之者共集り居候ニ付、 旨相達候に付、 より指図ニ付、二番手人数者引取、 大筒等持参、 三而 跡部山 残置申候、 行衛相知不申候間、 御城中へ引篭、 一人も無之、 京橋口手薄故、 先キ手同様、 城守相達申候由 指出申候所、 同夜子ノ刻、 尤乱妨之者共、 又々吹田辺相集候ニ付、 防候様相成候ハ、、 弥火鎮り、 御城堀際へ扣居候処、 彼地へ人数指向、 彼方詰替り候所、 穏ニ相成、 大手へ相詰候様大炊頭より相 二番手之人数、 京橋口共引取、 手ニ及兼候間 徒党之者共何方へ逃去候 先人数引取候様大炊頭 一番手人数者大坂蔵屋 後詰之手当勿論之 直樣駈付候得者、 段々及詮議候 又々守口辺之徒 跡部山 甲胄 相詰居候所、 切捨二致候 武具并 [城守指 達

右之趣、家来之者より申越候、此段御届申上候、以上、

二月廿八日 松平遠江守

二月十九日朝 五兵衛、 より天満東ハ不残、 平野屋五兵衛、 五ツ時、 船場町、 天満組屋敷より出火、 五嶋不残、 今橋相渡、 夫より高麗橋筋通 鴻 池、 大体不残、 天王寺屋 夫 中

> 落、 座候、 突立、 まて、 橋、 御座候、 以不相知、 聞之事ニ御座候、 矢打掛、 町不残、 日夜亥下刻、 ハ天王寺、 警固之人々、鉄炮・石火矢之類ニ而、 東城迄、 よし橋、 淡路町之死人、 死人幾百人と不分、 東西御役所御無難、 淡路町、 跡々不安心可申様之由申来候 抜身之鎗・長刀、 或者寺々陣取、 御城代、 三井、 今橋、 火鎮り、 市中之騒きハ不及申ニ、 瓦町不残、 岩城徳右衛門より不残、 御奉行所、 高麗橋切落、 幾人歟不相知、 右之騒動故、 昼夜人馬すさましき事、 鎗之先ニ首ヲ突掛 凡五・六百人、 誠ニ以軍之備ニ而、 南者本町より北迄、 尼ヶ崎近辺之大名軍勢、 思案橋切落、 市中難義、 誠ニ恐敷事、 橋々、 昼夜御手当ニ御 軍 道修町、 勢ニ而指立、 鉄炮 右大軍ハ今 死 御城外大手 天満橋切 人沢山 東者天満 前代未 漸々廿 ・石火 平野 或

③、舎、此間書状無之、大坂へ参居候や、容子無之、案

し居候、

十七日 晴曇り、小雨、又風少々、寒シ、今夜月しよく、

同夜、桶津町拾弐・三軒残り、一宇焼失いたし候、近年ニ

十八日朝寒、さらく 小雪、 同日風、 日和、 節不相応ニ寒

夜々盗人多シ、

当市 H

米 古 四升五合 四升壱盃迄

麦 八升也

大党ツ 八升也

小<sub>小</sub> ツ<sup>豆</sup> 壱升弐百五・六十文

根花 百文ニ九拾匁 能売候事也

干粉 上 壱歩ニ六・七升也

壱貫八百匁位也

一 銭 壱貫五百文

一 そば な田物

五切半

統ニ引メ高直、 米も近所に既に一切と申程無之、 岩ヶ崎

古米少し買入、売続候

より此間取組、

酒田米、二月廿四日出帆壱艘、 三月四 ハ直々四日より浜付 日出帆壱艘、 弐艘ニ

之由、 先積者近々着可仕候由、 而千石之案内、

酒田より申来候、

跡

船

十九日晴曇り、 暮より小雨ふり、

同夜四ツ過、千厩町角より下ノ方、新町源蔵元 新町分迄、 六軒焼失致

候、 火二而馬弐疋焼落申候

米谷町も五・六軒、一昨夕焼失、所々放火事余慶二付、 御

代官様より用心之義、

追々被仰渡候事

うで壱有之由、 御城中ニも、先達而変成死人両人、 不思議なりと申事候 御城中 御中奥座 一敷ニ

廿日 雨 廿 日四ツより日 和

無之年柄ニ御座候、 内より盗取られ、 芽立尺取不申、麦も生長不致候、 且当年も、三月下旬ニ相成候所、 土蔵者戸前も明候事多く、 当仕付も如何可参哉、 盗人多ニ而、 思之外冷気ニ而、 難計、 誠ニ 種籾迄池之 旁以不安 前世ニも 草木之

## 心之事也、

今年者当国より此節秋田へ売ニ参候古着・絹布多シ、巳之年ニハ、秋田辺より国方へ古物・絹布之類売ニ参候所、

等迄もらい、又ハ買へ、夫を喰へ申候、人間之諸行ニ無之頭も、何方共ニ不捨、銭ニ相成候、尤渇命之者ハ、わた頭魚類、浜方大漁ニ不成、直段も下直ニ成兼候、肴のわたも、

候、

廿二日晴曇り、折々雨、同夜五ツ、薄衣のまき五軒焼失、

其外北ニも火事在之、未不知、誠ニ火事多ニ而、甚困り候、

用心厳敷候

涌谷相場同様、廿三日、諸方一統ニ米穀引〆高直、一の関相場も当所同様、

同市日、風寒、甚以節後レ、一向草木・桜等、花もよふし

無之候、

一米 古 四升壱盃

一もち 四升

小豆 弐百七・八十文

小麦 同 廿三十文

都而今日抔不足也

一蕨の粉大ニ売レ切る

右ハ糯屋ニ而米穀高直、依而蕨糯大ニ売候事

秋田根花、度々参候事、

一銭も追々不足ニ相成候、金無之故、多く銭之通用故、札F札才「別え参信書」

不足ニ相成候風、

当所之市日ハ、近在無之大盛り、万事弁利ニ而如此、

廿四日曇り、冷気、

昨夕、前沢町焼失之由

司朝明前より、千厩出五日曇り、昨夜雨、

疋焼死、先日之火事ニ馬三疋焼、両度之火事也、横丁残り同朝明前より、千厩本町西角より本町之方へ七軒焼、馬壱

候、

廿六日日和、又昼より曇り、北東風寒シ、節不相当也、冷

気也、 廿七日 日和、 暮冷気、 夜風、 曇り、 雨模様、 先日

大原町壱軒焼、 馬三疋焼死

廿八日日和、 暮より冷気、 北東風、 夜静二相成候、 同夜明

近七ツ頃、 粉香木六蔵焼失いたし候

御郡奉行様、 気仙御定居

同三月廿八日市、 相応之盛、 米穀弥々払庭、 引〆高直

米 四升壱盃迄

麦 からニ而七升五合 相成候、 壱歩ニ

大豆も七升位

小麦 七升

小豆 七切弐・三朱

そば 秋田五切半

粉者割合ニ出不申候由

根花粉 ところ粮 先達而中より大ニ引上 至而不足、 百六・七拾文 手前用ニ相成候

秋田物ニハ悪品計り多し、

肴類不足、高直、 赤魚三百五十文位

銭 壱貫五百文

莨 向に何も不売

X

然ル所こ、 酒米米積船、 気仙沼近浜へ四艘程着之由、

案内

饉、 在之、 又秋田米、 他国米参り不申候而者、 追々人死多し、 近日入着之義申来候、大二安心致候事、 西古屋清助殿買入分、若柳迄参候由注進 陸駄送之分ハ、六升位之上り相聞 一統凌兼候間、 誠以前代未聞之飢

候

之、 廿九 草木目立尺取不申候、桜花未不咲 日 雨 寒、 冷気、 今年春遠之年とハ乍申、 至而陽気無

相済、 過ル廿三日頃より種まき初、 在方ハ未不済候、 尤種不同之年故、 此節最中、 町 方ハ 至而六ヶ敷、 あら増蒔方 当

村 ハ難渋多ニ而、 手前抔も御家中引当貸等ニ而、 山根沢々不仕付ニ可相 成風、 追々無心被致 働 ら力無之  $\mathbb{H}$ 

過分余慶ニ相成候事、 千かり已上手作,

扨最早四 心支之年なり、 月相成候得共、 天下 陽気難引立、 統騒ヶ敷、 不安堵之世の中と相 節不相応に寒、 案る

成候、

三月晦日曇り、 心支之年柄也 日和ニ成、 幕又寒、世 苗代雪かふりニ相成候

事

共二、 候、 四月朔日日和ニ者候得とも、節不相応ニ寒シ、此日之雨ハ其年日でりと在 立至而尺取不申候、 未種盗人多し、 昼夜油断無之、 種蒔桜漸々少し催候、 家蔵何レ不寄盗人多し、 無類之年柄、 不安候、 むきそ立あしく(麦)(育ち) 乱世なり、 誠に火之用心 草木之ほき

大坂騒動ニ付、 金主御頼方、 小松新治様御登り止ニ相成候

よし、

追々大坂騒動申来、

被 召捕候由、 御城代土井大炊頭様、 并二御同役御両 人、 大

徒党之七・八人者逃、

其外弐・三十人

死致候、

他国米未夕入着無之由、

難義之事ニ候

不足いたし、

甚困り、

下民と申分者、

殊二六ヶ敷、

追 々 餓 米穀既ニ一円無之、

行詰り、

只今ニ而者、

中

民と申家々迄

筒ニ而打殺され候由也、 金持中江恨ミ在之事二相聞得候

此間、 向に上方下り状 無之義者、 此 大変ニ而、 飛脚屋 *)* \

被相留候事ニ相聞へ候

御屋敷より、 御大名様方へ計り早打参候

廿三 九 日

朝甚寒候、

所々

雨より四

ツニ成雪ふり、

三四

1寸程、

珍敷事共也、

□又暮ニ雪、

当年如何参り候や

候事、

此節、

山

々荒畑之辺、

色々之草つみ、

女・子毎日相出

取

過ル廿八日昼、 内之脇 五 · 六拾軒: 焼 塩煮釜小屋焼

相応之雪 朔 日之夜、 黄海曲田三軒焼失之由

天保八年 (一八三七)

二日日 和、 甚上気候、 同夜北方ニ火事見る、 毎夜 所 々

火事

同日、 又以御貸上被仰渡候

東山北方 三百両也

同 .南方へ 四百 両 也

割合、 此内、 右者大坂御登り御延引ニ相成、 七拾五 十両より十五切迄、 両也、 当町江被仰付、 手前ハ三十五切御受申上候事、 此節御城下表御家中大二行 当町上之仲間拾壱軒江

詰 御難義、 難凌ニ付、 当座御救ひ方御貸上度、 御年貢ニ

而 御引落、 御返金被仰渡候事、 右え掛り御役人様湯田繁三

郎様と被申候

当時小松新治樣御出入司、升屋平右衛門燒不申候二付、大坂 当

月小松様御才覚ニ御登り之由

当御地 頭 様 方、 御 用立御証文に付、 今日御代官様 、罷出

聞上候事

四月三日晴曇り、暖気ニ相成候、此日ニ雨ふれハ日てりと在之候

順気直り不申而 ハ、麦も生長不致、 出ほ迄者遠く、 甚以

り候事、 此節ハ毎日数々餓死いたし候

同 市 相 庭

何分不足、買人多し、米四升

去年米者不足二而、 当地へ □□引合不申候、 尤品□ 一あ

しく候、

一か 麦 七升

小麦 同断

糯米 三升三盃

小<sub>小豆</sub> ツ<sup>豆</sup> 弐両之割

ところ粮 百六十五文位

銭 壱貫五百文

他国酒 壱盃 百五十文

わらひこ 壱歩ニ壱貫五百匁 至而不足物、遠方ニ而買入、

秋田物ハ弐貫め位候へ共、 至而あしく候

町 相応に 盛候得共、 喰物之為二而、 おかゆ・ 餅等計り大ニ

盛候、

困

木綿・古手之類、 円不売、 死道具物計り、 下白ハ多少売

の関相場も

候得共、高直、

手前之店、万物在之、 小物計り、 無余儀分売、 砂糖類、 蕨

の粉多く売レ、次ニ茶売候事、

御城下ニ而、 繰綿壱本金拾三両位、 無類高直、 在々尤不売、

上たりニ相成候、手前之店ハ、買合等之薬少しツ、売、

此商売ハ第一上たりニ候、 太物店仕舞ニ成、 薬店も小店者

餓死まけ薬と、 在々之衆中好み申候間

三蔵円

益気湯 大補湯抔

右、何レも人勢よわく、 補薬也

又法

良姜 香附子

麦芳

右三味右也

古物売買尤流行、

何レ法外之引上ニ相成候、 小<sub>小</sub>豆 ツ<sup>豆</sup> 麦 米 七升 四升 拾切位

統行詰り、 死人計り多し、

簱 民 救 桐紋簱

大坂騒動徒党之内、

松浦林兵衛御召捕、

白状ニ及候事

湯武両聖

天照皇大神宮

八幡大菩薩

三百人

壱番備

鑓

庄司義左衛門

三百人

同 木村隼人

右同断

大塩格之助

右左四百人

281 天保八年 (一八三七)

石火矢 大筒 大塩平八郎 前後六百人

同 石火矢 瀬田済之助 五丁 六百人

四番 鑓 鉄炮 三百人 渡辺良左衛門

同 三百人 近藤梶五郎

今川弓太郎

松浦林太夫

旗 武士

五色吹抜 武士

金馬連 馬印 武士

小荷駄 大塩判左衛門

奉行

船奉行 松浦七左衛門

惣大将 大塩平八郎

何万人と数不知候由

右追々大変成事、 所により書付申来候

此日雨ふれハ、豊年と在之候、

几 H 昨夜より雨、 当日冷気、 昼より晴曇り、 五.日 曇

ŋ 八専初、

京都のより状入着、米相場少し下ル

一白米 壱石 銀ニ而 出五匁

銀銀 六十匁七・八分

江戸相庭、百文ニ三合五勺

依而御公義御払米相出、 四合半に成

年ハ当国為登ニ無之候、

莨不足、無覚引上と申来、

松川ニ而古葉五・六拾斤位、

当

京都表、 糸・紅花至而あしく、相片付不申候由申来候、

大坂騒動弥々委く申来候、 同所江出入之人、右二付無之候、

通用留ニ相成候事、

三月廿二日 夜、 御城下車と言所角より出 火、 廿人町不残

釈加堂下迄、材木長屋焼失、桜も少し焼、大火事也

六日 朝日和、 昼より曇り、

誠法外之高直也、

七日 晴曇り、

八日

風少々

当日雨ふれハ

くたもの少シ

五穀高直と在之候

米 四升 諸方相廻候へ共、 切間ニ成

もち 三升三盃

小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 五升壱歩ニ相成

大気 六升之直段 六升之直段

麦 七升壱歩也

ところ 百七十文

干粮 八、九升七升五合より

免かて 小壱升五拾文

小麦 六升五合

根花 百文二八十匁

> 春中、 大條監物様、 御公義江御拝借、 御登、

弐万両御持参、先日御下り之由承ル、

拾万両御無心相弁也、内八万両御拝借御指引相立、

此度、

田地等、大ニ遜渡し在之、動く景気場も在之、又持人無之、

致方無之所も多シ、

火之用心、并盗賊為用心、 廻番厳敷致候吟味候へとも、

当

年柄之義二而、町家貧家無勢二付、

右諸入割合、手伝面付、 為覚相印置候事、

此角江新番所相立候、此所番札相改、

無怠様致候事、

此金弐歩弐百文 番屋壱ツ 番板札

右割合左ニ

橋本氏 皆長

手前

本家 **(**1) メ壱朱ツ、

此金壱分弐朱也

横丁佐 藤氏 及川 吉田 P 利蔵殿

高橋 高徳 円作 佐蔵

〆九百文

大吉

右百文ツ

九日 朝より昼迄晴天、 昼より曇り、 尤北風、 東風、 寒

Ļ

苗代引立、 至而むら草生、 尤于今種籾才覚人多シ、

若柳組抜小野寺新之丞殿御事、 前々より小松様御出入ニ候

段志願方御吟味之上、 願之者有之候ハ、可被相免ニ付、 廻

所

此度右小松様より被仰付候ニ付、

御救助方ニ候所

別

勤 当町江昨 日御越、 当地組抜中江御 進め御相談之事 御

四百両献上二而、 国ニ前々より御礼無之、 百姓なれい五百両ニ而、 御公義二在之候郷士也、 御賞シ相 組抜より 成候訳、

是 御奉公無之、 商ひニ而も、 百姓ニ而も、 勝手之家業不

苦 拠被相免之事、 甚楽成ル士也、 此節ハ遅く相成、 依之、 難被相免候故在之候所、 献上之人甚不足二相成候 此節無

統金不足ニ相成風

十日日和、 十四日同断、 上々天気、 過ル十一日より切替り、 + 日日 和、 十二日同断、 上々日和、 十三日大 気

候ニ相成候、 依之山々畑麦等大ニ見直し、 草木ほき立申候

京都のより書状、 三度分一 同ニ相下り候、 不印之上、 大坂

表騒動ニ付、 弥々不印ニ而、 商売相初り不申候、

候、 糸取引も、 先以此度ハ直段落シ不申候へ共、 先年之通りこ、 銀百匁三、糸何十匁と相成 不相成、 壱箇ニ付 河申

四・五両丈安く相成候、

京都者又々壱人ニ付米三合ツ、積を以御救助 相 成、 依之、

米相庭又々引上、壱石銀弐百五・六十匁二相成候

町家之問屋・物持中より、 追 |々施し相成候由、 貧家ハ矢張

り餓死人多く候由申来候

然ルニ、 大坂之金持中者、 応大塩平八郎 施し方取進 )め相

談致候へとも、

聞入不申候、

御町奉行様ニも御一人

聞入

不申ニ付、 平八郎殿自分金二而七百両程施致、 其上ニ而近在

江

触出

Ļ

乱妨ニ及候間、

本意者宜敷事ニ候へとも、

御町

284

奉行、 本人、 大坂殊之外大痛ニ相成候、 将たる者共六・七人ハ、 御城代迄石火矢ニ而打候故ニ、 所 々 行衛不相知候よし申来候  $\Box$ 々御取糺之事、 悪事と相 成 《候事、 近国之御 未

大名様

へ被仰付候事

十四四 日 当作仕付米、 千厩并松川御蔵より相渡候事、

十五 日上日和

昨十 年先ニも焼 应 H 折壁 此間三両度、 王町昼火事ニて、あら*〈* 四十軒余也 甚苦ミ申候 焼失致候、 七

十五日 致候、 被仰渡候事 夜、 所 々火事多ニ而甚困 大原新町菓子屋之隣より出火、 ŋ 追 々用心之義、 新町 御代官様 *)* \ 宇焼失 Ï

n

ŋ 十六日上日 小 雨 同夜より十七日朝迄相応之雨也 和 暖気、 暑也、 追々南風吹、 七 ツ頃より雲起

ニ日照、諸作草木、此雨ニ而大ニ引ニ此日雨ふれハ、秋洪水と在、 | 中子也、 追種相下シ、 付、 見事ニ相成候、 蒔付候事、 追々種才覚、 此雨ニ而大ニ引立、 是も早き分宜、 又ハ古種、 此 間一 尺取宜、 円ニ雨無之、 両日先ニ蒔付候 不芽、 苗代先蒔 此間迄 大

分者、 節後レニ而無覚束候

尤おむ 種 宜事に候 上種ハ六升壱歩也、 実入之能き所吟味取可申候、 ろしく、 一籾も、 n 川南方ハ、 候、 昨年之籾ハ年柄あしく、 籾 ハ能年之種ニ而も不宜、 先年より申伝候通不宜候、 此近所 | 三而 新之方追々望人多く、 ハ ハ 、 薄 不熟之米ニ而、 衣、 何レ新之内より、 矢作者第 北手之方ハ 先達而 ーニよ 不芽、

付、 皆川正兵衛殿、 手前へ今日仮役之義、 此 間 御 病死ニ付、 大肝入衆より御首尾合被仰付候 検断 清助 殿、 実兄忌中ニ

事

十 七日上日和、 少々風、 七ツ頃より、

同日、 仕付・扶喰麦御貸渡被下置候事、 小人壱人二付弐升

当町人頭八拾弐・三軒、去冬越年扶喰より拝借致

候、

涌谷町焼失之由相聞へ候、

十八日 晴、 曇り、

米 四升

もち 三升三盃

むき 六升五合

小麦 大壱升弐百四拾文

六升五合位

大党 同

壱歩ニ五升

小小ツ豆

一升三百廿文

ところ 百八十文

一ふきかて 小壱升十四・五文

一とふふ 十六文

> きらず 四十文

おかゆ 上生 八十文位

小豆かゆ 壱盃

むすひ飯 壱ッ小也 十三文

回壱貫五百文

少々ツりめ

す 壱盃六十文 不足物

無之、御手当度々ニ候得共、追々死ス、町人ハ根花糯、 右ニ而も、おかゆやハ沢山ニ在之、尤売候事、 在方ハ持合 草

糯、 おかゆ、 かれこれニ而売ひ在之候故、 此節も相凌、 死

人不足、

先日、 味噌糀壱軒御免之御触相廻候事、

町内市日も盛り、物沢山ニて、 此節者、 何方ニも悪者多く候得共、 賑々敷候故か、 就中当町ハ、余方より 此節悪者共

喰ひ逃、喰たおし、故障等多く、今日之市日弐・三

286

史料編

悪者等罷越、 小屋始末致候、 町方取騒き、 当時手前検断仮役ニ而、 取込、大ニ迷惑致候事、 断 ひ等多く、 他所者

之義ハ、 大体小屋始末、 近年被仰渡候事、

此日丙寅日也、 此日 雨ふ れ ハ 穀大高直と在、十九日朝雨丁の卯日も同様也

可申之御談之事

ふり、 四ツより晴、 当日 ハ些冷気也

昨日、 北小なし新田弐軒、 昼中焼失、 早翔遣候事、

日、 日 和ニハ候へとも、 至而寒、 弥々穀物下り不申、 引

メル、

北風 廿 日 二而、 朝 霜ふり、 至而冷気也、 大
に
寒
し
、 御横目様御廻村、 当日日和ニハ相成候へとも、 当地御 消泊り、 貧

民御手当被下候事

早き麦者、 ツ 顺 都 ゆるみ申候事、 而物大二直 先日より相出申候、 ŋ 併米ハ不足、 余程麦相出 此間之雨、 尤高し、 候、 依而諸方米穀壱盃位 先日中之暖気ニ

> 御横目様より、 藤勢寺并円入寺、 明光院迄、 金百疋ツ、 被

下候事、

事、 藤勢寺様、 今日右之間御賞談之事、 先達而中檀中貧家 寺院一統、 味噌少 々 檀家大切、 ッツ、 施し被成候 さとし

南方ハ、 苗代到而あしく候由之事、

此 間、 しひ漁事大分有之、 当地へも沢山ニ相成候事、

廿二日大ニ冷気、 ハ大違、大二寒、麦の為ニハよしと申候、 曇り、 暮東風、 小雨さらく、 昨年豆畑江切込 先日中と

之麦ハ、至而悪く、

多く相成、 多く出、 四月ニ相成、 人々之面色甚しく不宜候、 甚宜敷相成候、 人馬之継替至而六ヶ敷、 此間ハ草木大ニほき立、 当町抔 併穀類無之、 不自由 甚宜、 此節山, 貧家者追 三成 脇々海道筋明家 かて、 々死ス、 ふき粮

一世三日 酒田廻米船、 気仙沼近浜着二相成候分、 同所二而請取吳候

様、 一の関より申来候ニ付、 一昨日両人二而受取二差遣

而釘子・小松迄迎馬弐拾疋遣し、 気仙沼浦ニ而揚、今日同所より駄送、五斗入之侭、 当地へ着致し、五斗入五 操馬ニ

拾俵、 先以請取候、但し四斗九升三合、廻り十九貫め余

七日町受取之米、未夕着不致候、 川為登も延引

昼迄雨、 夫より日和 三成

一相去迄より買出し、伊澤ノ 四月廿三日市相庭

上川辺、 北方所々より買出しもの、

相応ニ荷高引付候

古米 四升

小売

大麦 受 弐百廿四文

大気 ン、弐百廿四文

秋田上々そは 弐百八十文

小麦

小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 三百文

岩ヶ崎より買入度々参候、 同所ハ秋田之近く、 尤地廻り

こも在之、品宜、

銭 少々ツりめ

> 気仙沼 壱貫四百五十文

ふき粮小 壱升

X

穀物都而ゆるみ候よし、 諸方之様子相聞候、 麦の出ほ能く

相成候二付、

酒田米漸々入着致ニ付、売方之吟味、尤村施し寄合、金之

備在之候間、是江五十両分相向、 近日施候事、

廿四日曇り、 至而冷気也、 先日中とハ大違、

秋田米、 橋本へ三拾俵、今日参候事

酒田米も、存外不宜様ニ候へとも、秋田米よりハ余程宜く、

秋田米ハ途中ニ而売、少々参候事、

廿五日曇り、 少々暖和ニ成、

諸方苗代不宜、 六分通り之見詰之由、 相聞へ候事、

麦出穂者よしと申事ニ候、 尤紫色ニ 相出候事、 去年あしき

年ニハ、白く相出候由申候、

酒田米、 市中当相場より下直ニ売方致候ニ付、 向々御披露

検断衆より被仰上候事

候所、 候残、 内弐拾四俵也、 慮ニ御座候間、 入米之内、 藤沢町御百姓久蔵等、 **壱升五合、下六升直段、相払申度由申置、** 五拾六俵也、 御払相受、 早速為相払可申候、 町村暮柄相応之者共、貧民へ之施米ニ売渡 当時金壱歩ニ玄米四升五合相庭ニ御座 此度五斗入八拾俵当着仕候所、 四・五人ニ而、 後之為、 一の関様酒田表御買 御心得如此申 深切之存 右之

四月廿六日 同町検断

上候、

以上、

清助

白石東吉殿

同廿六日 朝曇り、 快晴、 暮より又東風ニ而寒し、

> 日八ツ時、 久蔵・忠七、来ル廿八日罷出候様御指紙之事 千厩御会所御郡奉行様、 昨日御出、

颅 同

寺々江参候、

将軍様御代替りニ付、

寺

去冬御公義御触書、

書上、寺格、 寺柄、 此度別紙ニ書上相成候写之事

立紙之とち付ニ而

寺格ともよし

寺柄書上

奥州仙台岩井郡藤沢村

円融寺

開基 開祖 不詳、 中興宥日迄、 五拾四世と申伝候、

御朱印 無御座候

領主 ┌此所ハ始ニ書出候事もよしと申候 松平陸奥守殿

境内 領主除地 横弐間立壱間

本寺 智積 院

本尊 阿弥陀如来

客殿

南北七間余東西八間余

鎮守八幡宮東西弐間余 庫裏 南北六間余東西拾間余

山林 無御座候

持添田

畑

無御座候

門電常 無御座候

七ヶ寺

滅罪檀那 百軒

祈願檀那 六ヶ村

住職交代之節ハ、門檀吟味之上、 仕来ニ御座候、 本寺智

積院江、 継目仕来候、

当住職 当時無住ニ付、 法印宥辨法印相頼置申候 祈滅檀 用、 同郡黄海村皇徳寺

法流始祖 宥譽

諸什物 不動掛物 壱帽 弘法大師真筆 泉三郎奉納之太刀 壱幅 壱腰

宥日正筆

拾六善神

右之通、 相違無御座 候、

奥州仙台岩井郡藤沢村 円融寺

無住

天保八歳

同村肝煎

兵左衛門

同寺役 清助

酉四月

檀頭

及川芳一 郎

弥勒寺様

御役者中

右様付之義者、 無住こ付、 村役付檀頭より書上候、文ニ

付様と認候、 住職 ニ候ハ、、 弥勒寺御役者中と認候事、

四月廿七日日和、 曇り、 未冷気、

昨 夜、 大原町先日之残り一字焼失、 壱軒残ルと申候、 誠ニ

痛之大事也、徒ら者有之候由也

史料編

290

一京都表舎弥右衛門殿より、当月三日出書状相下り候、

是非二火を掛、其内ニ而両人切腹致候所、無程御火消相詰大坂表、大塩平八郎親子共ニ、ウツホ丁と申所ニ而、不及

消し、相改見候所、大塩親子切腹ニ及候ニ付、御見分之上、

塩漬ニ致、御始末相成候間、大坂近辺漸々静ニ相成候よし

申来候、

上方弥々米穀高直ニ而、御近在共ニ百姓方ハ、麦のぬか、

小ぬか等迄喰事ニ致、町家共ニ貧者ハ餓死多し候由、恐入

候事、天下一統之飢饉也、依之、商事取引弥々不印、生糸

も、諸国新・古共ニ不足見詰ニ候へとも、一円糸不捌ニ付、

新相出不申候而も、古ニ而間ニ合候見詰之由、右故、一円

金廻り無之、問屋中金相出し不申候、石川様、舎弥右衛門

無之由、大ニ舎ニも困り候段申来候、殿御用糸御取組も、右故出来不申候、長御滞留下り可申様

成、昨日下着、金百ニ付八百文之割、持高ハ六百文割、本家并橋本之御両人、御城下ニ而御賞し、御知行頂戴ニ相

廿八日

同日日和、未冷気、風悪く、

市中相庭少々緩ミ

米古 四升五合

もち四升

ひへ

小升百七十文

一むき 七升五合

一大ツ 七升位

一小ぬか 小升四拾文位迄

一ふき粮 小升五・六文

米の粉 壱升入弐百拾弐十文

一銭 壱貫五百文不足

こ而、売子共菓子同様ニ買喰致候事也、り肴類沢山也、肴ニ而色々拵ひ、賄ニ相用等、しひ焼物等先日中、しひ大漁之所、此間不足、高直ニ成、併先達而よ

一他国米所々入着ニ付、此間人気緩ミ、米穀少々ツ、

少し下ケ候事、併元来無之候、当分之下ケ也、

相出

同廿八日、 千厩於御会所ニ、 御郡奉行様より金五拾両ツ、

献上之分御賞し、忠七 永々苗字御免御書付頂戴致、 難有帰ル、

保呂羽之久兵衛殿 田伊藤太助殿 廿五 五. 亩 両 御両人御賞し

手前之手配酒田米、 廿九日売初、 小人壱人ニ米壱升ツ、之

割 肝入衆・ 検断衆書付手形ニ致候

米売手形事

肝入

兵左衛門

検断

清助

金壱歩ニ 但し、壱升弐百五十五文ツ、 六升直段

一玄米

五升

唯シ五人分

四月廿九日 五. 月九日 五月十 九 Н

右之通、 三度ニ売候事、 五月中六拾俵之見詰、 今日売初

手形七・八十枚相渡候事、

廿九日日 和 暖気ニ相成候、 今朝霜少し下ル、

当分苗之義ハ、 統五分位之見当、 手前之苗代、 当町村第

ニ相聞候事、

他国米参り、 売ニ相成候ニ付、 大二緩ミ候事、

同夜黄海村ニ而、弐軒焼失いたし候、みのわの辺

五月朔日曇り、 暖気、 四ツ半・八ツ半地

天 文門 ニ、 今日雨風無けれ者、 五穀実のると申、 大事之日也、

被下置候継金等、 今日町村之暮し柄之衆中寄合、二段めより下也 メ五十五両分、 五十両分、 此石数拾三石弐斗也、 外ニ御上様より 玄

米ニ而酒田之廻米也、

施し、

仲間廿壱人ニ而、

町村千・弐

三百人と見詰、 五升と施し候事、 小人ニ壱升ツ、之割ニ而、 大に悦ふ、 余村と違、 当地者度々之施手 五人之家内へ、

## 当有之、大に宜、

ミ相成、大ニ助り候事也、乍併容易ニ者相出不申候事也、而、此節相用、直段下り之売方ニ而ハ、近村・近町場迄緩酒田之廻米買入之義者、延引ニ者候得共、四月入着、右ニ

当春之焼ハ、大方穀物持合之者計り多く焼る、

五月二日晴曇り、暖気、

三日昨夜より雨、同夜雨と風也、麦江少し当り候様子也、

同市日、雨二而、至而不盛也

肴類不足、高直也、

一穀類一統緩ミ

上 四升より四升五合 古米ハ、おかゆ方ニ而望ミ多し、併不売、

一麦 壱升弐百文

此節者、四方之手配参り、売方少しツ、損金也下落也

六切半と申候得者、売人なし、取引休、大豆も不売ニ成

一根花 壱貫七、八百匁ニ成上

追々利口之買出也

専ら根花糯売ル

当時手前之店ニ而も、小もの、無異儀物計り売ル、砂糖

根花ハ多く売候、

最上大山酒ハ度々参候、壱盃百卅文位、

四日 晴曇り、風、五日晴、曇り、折々小雨、風、今日ふ

れ者、豊年也と天文ニ在之候日也、

御家中御役人方へ、例之通遣物、料紙ニ而遣

仲間拾人ニ而、五十文ツ、、

御家中此節御四人也、

一五節句ニ候得共、礼廻り一向無之候、尤死者多有之候間、

休ミ、

苗之義、此町裏ハ誠ニ能候へ共、村方余村者甚不宜、尤

難計 在之、 もへざる種も在之、 候、 沼辺近在、 半分蒔き、 誠以豊年ニ相成 依之、 半仕付之見詰ニ相立チ不申候事、 又ハ南方抔者、 円まき不申者も在之、 諸方同様ニ而、 候而も、 貧家ハ、 三ヶ壱位之見当外無之由相聞 村々ニ而間ニ合不申 元不足ニ而 種かり受候而も、 漬置候而盗まれ候者も 不安心之事二候、 如 候風 何 半分喰ひ、 可 相 成 気仙 歟

此 追 間に相 々餓死、 成、 尤段々人之面色青腫れ誠ニ多し、 麦之穂者見候 へとも、 喰詰 ŋ 甚六ヶ 敷

類之年、 扨 冷気勝ニ而、 時 節ニ 相 気候も不定候、 至り、 今年豊作ニ相成候而も、 是以心支也、 誠ニ天変無 太平ニも

難成候事

六日晴曇り、 冷気、 北風

入梅也

昨年不気 鎮守参詣ニ而も仕候様御触之事 、候ニ付、 所 Þ 悪 病 在之候二付、 下 々 統精進致、

> 切、 御上様より、 弐夜三日之御祈祷相成、 大肝入衆一 手前ニ、 千厩於吉川寺、 金三歩ツ、 被下置、 明七日より被 壱扱

相 勤 **経事** 

候事也、 身台とも可相成事也、 心 困 之捨りニ り入用、 盗人多し、 ŋ ·候事也、 ねたれ等ニ而、 相成可申 金銭不足之世 又ハにせ金沙太等多し、 世 . 0) 候、 中 例年之極月詰之様ニ而、 平均ニ相 0 是二ハ大損痛也、 巳の年より引続候事ニ而、 中ニ 一相成、 成候年 能き暮柄之者ハ大ニ痛 乱世 -柄ニ而、 後世頼 なり、 案外之金 母子 此 毎 度既 頼~ H ハ 母ご 可恐 円 無

五月七日晴曇り、此夜、熊田倉弐軒焼ル

此 節、 か ?り敷苅: 次方に成.

北東風、

り方取 米 \と取組、 秋田江、 も聊計 組 去冬より米買 ŋ 11 此地より絹布物等迄売ニ参り、 ý たし ` 参り、 候 所 方、 彼 誠ニ偽り多き 0 御 国ニ而長く取押 城城下 并此近在 国三 顽 米取 所 Þ 皆 より 組 々 大ニ金支、 損 酒之造 11 金 ろ

也 又ハ手金損、 必以後世共ニ秋田 壱人として損金不致者無之、 へ取組申間敷候、 最上抔よりハ、 無類之偽り国 大

「悪き人性之国也

五月八日、 昨夜より朝迄大雨、 当日も雨、 十方暮こ成

雜穀下直 二成

米 不相替 上四升より五合迄

むき 八升迄 壱升弐百文ツ、

干かて 壱斗迄

ふき粮 此品沢山ニ相出、専ら相用き粮 小升テ六・七文ツ、 専ら相用ひ候事、

酢 何方も不足 壱盃六拾文

銭 壱貫五百文 不足

近年之新金銀、追々にせ多く相出、 あしく候故、 銭と札大

当ル、

札ハ近年大ニ開ケ、

通用宜、

六年先二被相除候へとも、 通用開ケ候故、 升屋平右衛門、 御切替不相成

尤此節御金不足ニ付、

御切替御見合、

銀主方相定り候ハ、、

御切替ニ可相成候様子也、先年之は書札ハ、一寸御救ひ之五十年先(ヌヨサル) ためニ計ニ而、 四年通用ニ相成候、 無程半年計二而捨り、近年之札ハ、今年迄二 当春ニ相成、

世三、

百文銭余程参候

九日日和ニ相成候、 暮六ツ地震少シ、

十四、 五日頃より、 上苗之分より段々、 組頭中吟味之上、

田

植相初候様御触相廻り候事、

十日上々日和、 暮方東風、 時雨、 少しは n

盗人、 巻并いろく ·沙太、 大、 召捕者数々、 大混雑、 御小人目

附衆両人御泊り、

今年者、蚕格別ニ不足仕候様子ニ而、 候へハ、 暮柄之能者ハ常ニ置不申候、 桑も大ニ下直、 当年置候様ニ而、 追々承 存

之外在之候様子、

五.

十方暮中ニ候得共、 日和続、

十一日朝寒、 日和、 大二宜

盗賊、 当村三人、右引張り、 懸り合之者、 町村ニ而廿人程

外にせ金方、当町村四・五人馬込村へ被召呼、 其外道閑

ハ御郡〆り役、 小屋共始末ニ相成、 千厩御引取、 御取都、 者、

悪者三・四人、

御家中者ハ御小人目附之御始末、

其外

三方之御取都大勢、 町村大混雑也、 余村六・七ヶ村引張

也

此節、 最早田植、 十六日より日取相成候沙太、 節時柄大ニ

相痛候事、

十二日上々日和、 気仙沼辺ハ殊之外疫病流行致、 死人多

其外所々相聞 候

根花餅大ニ売、 砂糖右ニ順し多く売、

料紙高直、 仕出至而不足に候へとも、又売方一向に不売、

不足ニ而間ニ合候

十三日上 々日和、 暖気暑シ、

十四日夜前より曇り、 四ツはれ曇り、暑し、

今朝明六ツ時より、 黄海ノ古明之三軒焼る、 何方も宜者計

り焼る年也

昨十三日市

米 酒田米ハ六升ツ、米 四斗五升

麦 壱升弐百文ツ、

白 五升

此節買人不足、今日多く相出、 買人なし、

大豆 種物六升より六升五合迄

銭無之、買人なし、不売、

種物喰込ニ而、

貧家ハ種無之候間、

売レ可申と存候所、

春中者夥敷、 此近頃四月より売不申候

問屋之方、七・八十俵買込、 損金ニ可相成様子、

干かて 歩ニ壱斗

ふき粮 小壱升六文位

## 一回 壱貫五百文

X

候様、尤おかゆ方ニ古米多く好ミ申候、米ハ不売候へとも、当時下々も無之、無異儀用之分計り売穀物追々引下候風、当新麦大ニ宜相見得候、依而追々引緩、

何方も苗不宜、至而不足、岩谷堂辺ハ相応ニ而、間ニ合候

御買入、先月千五百俵入着ニ而、大ニ穀物下直ニ相成候よ岩谷堂ハ、御地頭様・御郡方御打合ニ而、出羽亀田より米

申候

御蔵守り徒うり露顕ニ及、御召捕、御穿入、穀方御役人中御城下原町御蔵、米数不足、并抜米等在之、御手入厳敷、

石之卷二而、鋳銭弥々御吹方、此節御普請初

統御役替被相除、

騒動

ひへなへ追々おろし申候(稗苗)

沢之辺ハ、随分宜敷相聞へ候、南之方ハ至而あしく候、ニも無覚速、向裏并丑子渕前ハよし、此節田打不致所、三ニも無覚速、向裏并丑子渕前ハよし、此節田打不致所、三十五日折々雨、苗見分相成候事、誠ニ不宜候、ならし五分

故、南部より御国へ、穀物参候事、南部者物もらい参り不昨年ハ南部之作、思之外宜、巳年よりよしと申候、尤夫

十五日夜大雨ふり、此間水不足ニ相成、仕付六ヶ敷候所ニ

而、大ニよし、

五月ニ相成、順気能、麦も大ニ能相成候、

事、一昨日、村方へ御貸穀、并被下米在之候、町ハ十五日

迷惑ニ皆々咄居候所、巳年より此度と両度共、右御備在之、千厩御蔵御備穀、御郡ニ而、年ニ俵返し等、諸入用掛り、

|被下候

覚ひ候趣也、 御貸方被成下候ニ付、多く助り、 百姓御救ひ之為ニ、 元御上様之御軍用、 御上二而御備被置候米穀也、 残り候事、 并ニ飢饉之節ハ、 難有事、 追 御郡方 々年 始而 々

之鼠喰、欠、不足等相出候ニ付、 御貸付ニーわり利分相 加

へ、又ハ村々よりたし加へ等も少しツ、致候事ニ而、 元御

上様之御備穀也

十六日日和二成、少々北、 冷気、

十七日甚冷気、折々雨

田植、 昼飯相出し、此方之賄ひニ而ハ、八十文位より百文位 十八日より初り、一統二渡し方、五十かり弐百文位

且又今年之田植、 何時迄何程植付可相成哉、 難計候、此

節、 田打不致所多し、 苗ハ漸々五分通り之見詰ニ不足吟味

植方致候様、 役付御立合相成候事

一麦上作ニ相見へ候ニ付、当月始より 前金二而売約定、 専ら流行、

金弐歩位之直段、 いろく、 是二而此間凌候風 壱俵

> 十八日市日、 北風ニ而、 至而冷気、 小雨ふり、 暮七ツ地震、

砂糖大ニ売、 黒ハ一日ニ壱貫匁位ツ、売れ候、 百文ニ四

十匁売、

白者、百文廿七匁、

米者、此間又不足、 今日切間ニ相成候

気仙沼之方へも向き、

買人参候事

の関取組米も、

川筋ニ而滞り、

跡延引、

未参り不申候、

先達而中ハ沢山ニ出、 大二下直ニ候所、 此間又不足、

高直

なす苗 壱本ニ五文ツ、

干粮 安く成

壱歩ニ壱斗一升迄売

ふき粮多く用候故、 かてハ買人なしニ而 如此、

米 不足、 四升より五合 切間ニ成、

麦 から壱升テ弐百文ツ、 白テ五升壱歩

七升也 至而不売

三月迄ハ大ニ売候得とも、 四月より不売、 買込物損毛、

0) 関辺も、 新麦作上出 来 人気緩ミ、

麦かりニ而、 壱斗ニ下ル

候間、 入 く 十九日、手前田植、廿日両日ニ植ル 何年ニも無之飢饉也、 死人多し、 ともめ合、 節苗無之、 候、 無異儀方へ、少しツ、割合遣ス、本家抔者至而あしく、 り植候所、 n 余分と心掛候所、 損 等おろし候、 十分二念入蒔候故、 也 此方飯を為喰、 種摺沢之方并薄衣所々ニ而五・ 三分通りも明 貧家ハ、 旁可申候様無之次第、 植方も四・五本ツ、植候間、 人々 田を戻し、 植方ハ一統渡し方、 面之色甚青はれ、 田者追々受取戻され候所在之、 地主より種籾をかり、 麁相ニ而も、 田相出可申風、 外弐軒程在之候、手前抔 今年如何ニ参り可申や、 又者苗之無心等致候樣二而 苗者壱番、 百文之日用ニ而ハ、 何レ此節田 よらく、と成ル人多し、 弐番争程也、 六両分買入、 右之方ハ宜利口ニ上 只今ニ而 皆 余程余り、 々喰込二而、 打不致候所多 難計 誠ニ詰り、 千弐百 尤手か 能き所 誠ニ色 冬中早 作子并 大ニわ ひ 此 ŋ か n 買

多し

御 駄送相成、 城下江ハ、 殊ニ麦上作之模様より、 当月初、 越後船廻米御買入分着船 日々米穀暖ミ候よし、 三而、  $\mathbb{H}$ Þ

十九日夜雨、 廿日曇り、 昼九ツ晴上り、 夏至ニ成、

安心、 今年余り節後レ之年ニ而、 誠ニ地乱世と申世柄ニ相成候事 是又心支、近年引続き、 年々不

尤兼而大食之物者、 決し而米穀ニ不限 米穀麁末二相成物二候間、 作続之物ニ相見、 凶作之事、 壱年と申事究め無之、 後世誠ニ用心可仕、 大ニ困り、 金銀、 万事麁末無之様、 豊年之心掛ハ、 追々喰過ニ而、 不作続之世ハ、 可恐也、 豊年ニ可仕 腫 倹約可 豊作続ニハ、 れ ひしと不 死ス者 住 候、 事

国船者、 候而 御城下并御近在、 津軽之方へ廻り、 過半餓死可致候所、 最上、 秋田、 気仙之沖より石之巻、 右他国米ニ而大助り 米沢、 越後之米等参り不申 候事、 塩釜江入 北

着相成候事

一京都表四月十一日出状、今日入着致候、上方表弥々米穀高

直

壱石二付、銀弐百五・六拾匁

百文ニ四合五勺也、

銀 六拾壱匁相場

貧家追々餓死ス、

御上様より度々御救ひ、外町家より施行度々在之候、

糸弥々不捌、無類之不印、大下落、細口上物買人不足、清

売、壱箇ニ五両余損金、並太口ハ、せめて者買人も在之候

兼而望多、高直に候所、

去年者糸未タ不

川口者極上糸ニ而、

よし、並物四十五両位・上五十両位、

紅花者漸々少し買人相出、去冬より五両方引〆候由申来候、

御国産糸御取組方、石川平八郎様并弥右衛門殿、未夕京御

滞留、銀主方不調に付、御下り御延引に而、夫に付忠七親

方も御セ話方御差留ニ而、大ニ退屈、困り候よし、

併四

月

中出立申来候、

江戸表相庭、一頃者米両四斗位落候所、又引上、百文<sup>二</sup>弐四月表相庭、一頃者米両四斗位落候所、又引上、百文二弐四月

合五勺と引上候由申来候、

右之通、三ヶ津共法外之高直、何百年ニも無之引上、驚入

-候、後世誠ニ可恐、イヤ成折ニ候、

申

台之者、餓死ハ当り前ニ候

仙

当二月大坂焼失之調書

別紙申来候事

一焼失之家数凡

拾万四千件余

土蔵 四百八拾七ヶ所落ル、

メ 近世ニ無之大乱ニ及候

右之調書ニ相成候事

大塩平八郎・格之助両人者、うつぼ丁油掛町美のや五郎右

衛門方ニかくまい置候所、同人家江火を掛、平八郎両人切

大成駕子ニ而、名前大札付罷通り候よし、

腹、

右御始末塩漬ニ而、

五郎右衛門者御召捕二相成、

三人

右根本人御召捕二相成候後、太平二相成、大坂近辺者、海

陸共二通用御改無之通用相成、大二人々安心致候由申来候、

廿一日晴曇り、昼九ツ頃俄ニ曇り、大雨、雷勢、さつは

とはれ、暖気、上日和、夜又雨、

廿二日朝さら~~時雨在之、五ツ時晴レ、日和、又九ツ過

雨少々

所

々江

ふる、

は

ħ

二仕候、今日駄送、三拾俵也遣、下川ニ故障在之、延引、酒田米川船、七日町江弐艘昨日着、飛脚昨夕注進、則受取

請取候都合、引合ニ而さへ、春中より節角と一の関へも右ニ付保呂羽村へ被下候分江も売渡し遣ス、七日町辺ニ而

物ニ在之候、併一の関菅原氏、昨年御勘定奉行ニ被召出候度々人遣し、所々江何角と心配致、物入相掛、大ニセ話成

六ツ敷事ニ候、後世可恐候、其外御城下衆ハ別段、在々之出、米も引受候事ニ相成、前之為ニも不少候事、此七話甚

衆中者、秋田取組ニ而ハ、大分之損金致候人多し、秋田者

世北国、他国ニ而之米買ハ、必無用也、

誠二人気悪き土地ニ而、

本正道ニ無之、

取組

中間敷

候、

後

品も、水気之為か、うるみ在之、尤くたけ多く相出候事、米者、去年物ニ候へとも、随分相応之米也、併先達而参候

何分ニも近所ニ而買求可申候

金子弐朱、三朱、金壱歩、村町之者共へ被下置候事、仕付廻勤方、并御救助方御役人様御両人御滞留、貧民共御呼出、

方何分致候様被仰含候事、誠二度々之被下物、難有次第也、

且組抜衆中被相呼、面々御救助方村割二而被仰付、扱切

へとも、他村之義者、上様より被仰付、無異義事ニ候、併夫々貧民へ、壱朱ツ、も手当致呉候儀ハ、過分之骨折ニ候

任所之義ハ、毎日之出入、情合在之義ニ而、貧民江壱度壱

朱ツト計り之手当ニ而者、不情合候事存候、尤組抜之義者、

ヘハ、余村よりハ余慶ニ手当不致候而ハ不宜、尚勘弁、成太平ニ者別ニ御用も無之、殊ニ富貴ニ暮居候而ハ、住居之所

丈ハ施行致候様被仰含候由、相聞申候事、

右之通ニ而、当年ハ別而銭入之御用被仰付、不安事ニ候、

是又六ヶ敷物ニ候

廿三日市日、日和、暑シ、

米相場、替義無之候、

古四升之米者、買入喰候者無之候、

候間、是ハ少々ツ、買入、喰ひ申候、六升之酒田米少々、性合不宣候而も、施し売ニ而、下直

雑穀ハ日々下直、新麦ハ何方も近年ニ無之上々当り作、

当月末ニハ新打出、商売初り可申候、

一大ツ一向買人なし(大豆)

損金もの

一黒砂糖類、大く売続き不申様ニ成、昨日も金拾両分、壱

歩ニ八弐五ニ而買入候事、百文ニ四拾匁ツ、、

一銭 壱貫四百六十文ニ上ル、

最早麦出来候所ヲ見なから、日々々々ニ死人多し、

廿四日、曇り候所、晴ニ相成候、

打・くろ塗一同ニ致候、粉香木権左衛門田も被戻、是も近内木城・前田、百廿かり被戻候ニ付、今日八人遣シ、田

日中田植致候事、

当村抔も、七分通り植付相成可申風、南通り抔者五・六分

候

通り之見詰、

未植不切候、

此辺も当月中ニ者植仕舞不相成

所々江十組切組合番屋を掛、守り可申由御触之事、麦者、実入ニ相成候所、此節より穂を切取候者在之ニ付、

廿六日朝より曇り和日也、誠ニ上々天気ニ相成候、廿五日明方時雨、当日晴れ、曇り、風無く候所、暮上り、

廿七日雨、此間之天気ニ而、水不足ニ成、干そん田仕付兼

候所、

此雨二而仕付可申候、

誠ニ上々雨也、

味致、 候事、 大肝入衆御廻村ニ而、 町方へも被戻候、 右より余慶也、 し御吟味之事、 植候間、 夫も違作等有之、 当村百姓前三千かり程ニ相聞へ、 随分間二合申候事 山根通りハ大体餓死致、 種籾かし付候分も、 無仕付之所、 弥々苗不足之事也、 何分植付相成候樣御談 半高ハ喰、半分蒔付 人無之所ニ、 乍併、 御家中前 苗者吟 追 々

不申 外 御 地 御七話・御手当等一 卞 一頭様方より、 御手当も聊三 種物ニ而も被下候由、 拾、 向に無之、 四拾人江壱朱ツ、 仕付方も御セ話無之、 前 々御咄ニ計りニ而 被下置 一候のミ

苗御見分計り、 依之今日大肝入衆御出、 御打合、 御難渋ニ

而御セ話不為届候ハ、、 御郡ニ而御セ話被下候由相聞得申

候

苗も弐・三本ツ、植、 段々余り二相成候

五月廿八日 朝五ツ晴天、上日和ニ成、 誠二上気候二相成

昼少々風ニ相成候、 又曇り、

今市日、 仕付最中ニ而、 先日中よりハ一向ニ立不申候、 肴

不足、 廿五日ニ候、

米 不相替

から麦 望ミ多し 七升五合

右ハ、 新未不出、 古物也、 至而不足物二而、 小売ニ壱升弐

百文ツ、、能売れ申候、

大気 至而不売

吉田屋ニ而七・八拾俵持、 相手なし、 損金物、

わらひ粉、 糯屋ニ而多く売、 此節不足物也

> 上 壱貫六百匁位より

銭 壱貫四百六十文

昨日之雨ニ而、 大二仕付相成候、

京都四月廿六日出状着

生糸大下落、拾両損位と申来候、 紅花ハ六十両位、 京着仕

上り直段位也

申渡

江戸表より来ル写、

四月二日

御移替ニ付

上様御供揃、 五ツ半時

内腐様御移徒徙、 大御所様御供揃 当日より奉称 四ツ時迄被仰出

将軍

宣下

当日より

公方様、 西丸江

御移徙、当日より

奉称候事

大御所様

書状等、御移徙已後ハ、

三御所様ト相認メ

御一番之事ハ

上様

大御所様

大納言様と可相認候、

尤

将軍

宣下以後者、

准前条尔可認候、

御台様、 西丸江御移徒、

当月より

奉称事

御簾中様、 御本丸江御移徙、 当日より

御台様

奉称事

右之通御書付こて、町中不洩様可申継旨被仰渡之事、

酉三月四日

右写書参候所、 京都へ御上洛之義、相聞へ不申候、

江戸相庭(相場)

四月十六日出

下り米 弐斗八・九升

三斗壱・弐升

地廻り米

白麦 から麦 

小麦

小小ツ豆 六斗より壱・弐升

セ(銭) 六貫六拾文

上州麦作宜、十六方分と申参候事

江戸近国上々作、

御城下表、新麦少々出来売候由申来ル、 越後廻米五・六艘

入津、 御城下入沢山ニ相成候由之事、

石之巻ニ而鋳銭相初リ、 御吹方少々出来候よし、

鉄せん也



寛永通宝也

近年鉄不足

併、 未御備ひ不究、 心見之様ニ相聞へ候事

か、 御宣下ニ相成候得共、 将軍様御上洛之由ニ而、 売不申候、 下落、 古しと違候か、 御城下も一円望買人なし、 去年中真綿引上、 御入用も御備ひ有之 高直之所、 此節者 当春

統下落いたし候

京都糸之取引も、 先年之通法替ニ相成、 下落可仕候由

御城下南方も、 麦上々作申来候事

同表より、 ハ早く候、 拾三・四年ニ成、 はしか流行初り候由申事ニ候、 当所ハ前之申年也 廿壱年め之数ニ

> 申 ノ籾目方改

手作の上品 壱升テ 百七拾匁

薄衣石田分、 上種ニ相成候所

中毛 文古 壱升テ 弐百四 五匁

同 下毛 壱升テ **弐百目** 

種かへ籾 壱升テ 弐百廿匁

何レ弐百四拾匁在之候種者、 今年上 一々品、 他 日形ニ而買入

候種者、 蒔付あしく候、

先年も、 種者北之方より求め可申候、 南之種者不宜と申伝

八北ものお 相違無之候

、升壱分買入、拵ひ候而、 六升壱歩ニ上り、

酉五月

晦 日時雨、

廿九日上々成日

和相成候、

蚕町 此節、 廿貫匁位迄、 最中、 田植究り不申候、 十五・六貫迄、 手前抔ハ庭子ニ成、 戻され候田多候に付、 桑不出ニ而高直、 仕事後れ、

壱歩ニ

申舎弥兵衛殿等へ申

(脊髁) 金蒔絵方二前ふぐ

百五拾匁 内赤わん 飯次二ツヤ丁匁 四重 壱抱

内赤 弐つほん

内赤 弐つ

大皿

廿枚

ヤ丁匁

丁匁 猪口 廿

中皿 十九枚

一廿匁

三百匁

一廿弐匁五分 箱ほかへ 弐つ

苗も植方吟味致、追々余分、壱は四・五文より売、

此節、蕨粉さつはり、町々売切、糯屋中売内休ミ、殊之外

根糯者壳候事也

当夏者、田植過より気候能、稲の根付甚宜敷、最早田の草六月朔日未、朝時雨、当日大暑ニ相成、去年中ニ無之暑也、昨日はんけニ成

ニ取付候様ニ成、漸々植付、あら~~未夕残る、

当日、御貸穀并御払籾麦相渡し候、誠ニ御上之御救ひニ而

取続候、難有次第也、

兼候風、制道能者ハ、仕付も能致、蚕も置候様ニ而、誠渇命体之者共ハ、田も仕付兼、此節桑等も取て売ニ出し

ニ以黒白之違なり、豊年ニ相成候而も、貧家ハ矢張凶年

之暮ニ外不相成候、

米も此節さつはり、切間無之候、

麦も、最早廿日頃ニ者相出可申候へ共、此間一円市中物切、

間二相成候、

三日天公司事:日事二英、昨年之凶作者、中古之乱世、太閤様御幼少之時分、天文九

年已来之大凶作と申事ニ候、

豊年と可相成と候、此月未申の風吹けは晴天続と在、今日は曇り、晴、折々時雨、暑気ハ誠ニ大暑也、左候ハ、、天文ニ、当日もや在れは豊年と在、又暑薄けれハ凶年と在、六月二日明方雨、又はれ、曇り、折々小時雨ふる、

一気仙沼辺、疫病流行、以之外也、死人多し、此近村ニも、

追々此間より流行いたし候、御城下も同様、

真智母、麦門、沢潟、柴胡、唐木香、大棗抔之類、相応ニ

引候由申来ル、檳榔子、

綿 木綿類 高直

六月三日晴曇り、甚暑シ、少々時雨、同朝保呂羽火事

一米 一向ニなし

麦 至而不足

引下候含計二而、古物無之候 、

紙抔元不足ニ候へとも、一向ニ不売、太物類同様、

銭 壱貫四百五・六十文

不足

一桑 廿貫匁より廿五・六貫匁

一麦盗かり取多シ、早き麦ハ大かた盗取れ候事、新

番小屋立候事

質屋者一向二不貸、依而質置中大二迷惑、不通用、市合

かし稀ニ有之候、

四日曇リ、少々冷気ニ成、弐・三日之大暑ニ、蚕少し不塩

梅ニ成、

田植もあらく、弐分通り残り、苗ハ間ニ合候

こも不相成様子、明家計り多し、前代未聞之事也、南方ハ、先月末より田植初り、誠ニ尺取不申候、此節最中宜、徳田村・小なし抔ハ、御人足ニ而残リ田を植付相成候、五日曇り、八つ晴る、此間之暑ニ、折々雨ニ而、田畑草生

六日朝雨、四ツ頃晴、曇り、

続き、 兼候村々、 見詰無之候由、 リ人足等ニ而植候所在之候、 七日明方大雨、 晴天無之候、 残り田多し、仕付方御役人様、 又五ツはれ、又曇リ、 誠ニ今年も如何可参哉、 畑大ニ草生立仕、 南方者三分通外、 折々雨、 事後レニ而、 難計、 先達而より御廻 植付相 此間所詮雨 手廻リ 成候

八日市 明方大雨、 はれ、 曇り、 蚕も思之外ニ在之、 先日

之暑気ニ少々痛し、

米 古四升 至而不足物

酒田米 五升

むき 白五升

新麦も少々相出候

大豆ハ在之候得とも、 とふふわり合不相成候に付、 殊ニ

不売、

銭不足 **壱貫四百文迄 壱貫四百六十文差引** 

桑、 町之取引不同、 此節最中二成、 相応ニ立候、 蚕師者、

桑高直 ニ成、 見詰違

仕付残リ田、 人足二而植付相成候吟味之事、 所々在、 誠ニ

前代未聞之年也

青大根かて 拾文

九日朝雨、 又日和ニ成、 又八ツより雨ニ成、 至而不同、

> 此間八専中也、 毎日之雨

十日大雨、 辰の日、 暮に晴レ上り、十一日 Ŕ 晴曇り、

暑し、 暮方本日和 成、 川筋通り、 此間之大雨二而、 北上川· 流し候所、 大洪水、

蚕等未不揚、

所々相聞へ候事、

近年ニ無之大水なり、

く 蚕も大ニ不同、 取兼、 町不出ニ而高直、 損し候所多し、 今朝ハ大ニ下ル、三十貫め余 桑も在之候へとも、 渴命多

桑市ハ相応之盛也、

ニ成、早き所ハ揚る、

おかゆ・もちやは、 大店も不及売内在之、 賑々敷候、

此節

米穀切無之、米等無心被致候事

此節弥々病人多し、 依而合薬、 風薬、 又ハ疫病之薬類売立

(七十)

麦門

智母

候事、

七十五

(三十九・三十)



大黄

平上三二十三 Mo = 十七七

鎌柴胡

兵<sup>権</sup> 郎 子

M  $\widehat{\underline{\exists}}$ 

川

弐年先、

前二印候通、

享和弐年戌六月大洪水同様と申事ニ

猶追

一々下川

辺痛相知可申候

川筋通リ田畑一

円水汚ち、

又如凶作之、

誠ニ痛入候、

生姜之類也

併 当分余慶も不売、 御城下直段相印置候事、

木香

気仙沼疫病大二流行、 当分千人程病死之由、 此節死たるも

不知居候風ニ相成、 以之外之事ニ申来ル、

気仙江、 肥後米并酒等、長州船也 醤油、 酢迄積入候船着いたし、 米

一壱歩ニ四升五合之由、 五升位之買ニ相聞へ候事

此間之雨、 南部大雨二而、 追々大水

十二日上々日和、 大暑二相成候

逃ル、 今日承り候所、 七日町同様、 薄衣町大洪水、 二日町前迄しさし候、 町 中 へ五尺位揚り、 大神明前 船二而 七日

町迄、 面 こ如海の、 日形四日市迄上ル、 近年無之大洪水

十三日晴曇リ、

米 四 升

もち 三升三盃

干かて 壱斗弐升位

麦 売升七八十文 新ハ稀ニ出

銭 壱貫四百四拾文より四百文

粮麦者、 追々下落相成候へ共、米者不足、 高直也、

御城下之米、 沢山□押売ニ、 御上様より被仰渡候

同 Ħ 向忠七親方、 京より下着

米壱石弐百四拾匁

大坂も又引上、弐百四十匁

江戸、弐斗より五・六升位、

同所砂糖相庭高直、

「打て」 メ十八匁斤

百文

歩ニ壱貫弐百五十匁 ポープリング

\*

一たはこ 両ニ六拾斤位

此品、此春中為登候へ者、大ニ勝利ニ相成候所、船手

あしく、為登不申候、

国方莨取引者、大凶年二而、一向二不壳、持越二相成、不足

新葉之植付ハ、折々之雨ニて、

随分

相応植付ニ成、

之品ハ余慶ニ相成候、

蚕も大ニ後れ、此暑ニ相成、一統損し多候、此間ハ桑大ニ

下直

十四日日和、大ニ暑シ、当日初ふしなり、

大坂表町中江 従御公義、銭拾万貫被下置候事、

六月十五日大ニ暑シ、誠ニ上々暑気也、日和

今日、早山二而、村中安全之為、大般若転読御祈祷

十六日曇リ、大ニ暑シ、此節一統病人多し、麦打ニ成、盗

かり取多し、

能当り作ハ、至而稀也、伊達者上作之由、蚕、在々此節迄かゝる、違子多し、所々大ニ違子ニ相成、

十七日朝小雨、曇リ、当日土用入戌刻也、

最中、 仕事 候而ハ大ニ邪魔ニ相成候、 後之暑さ、 麦者上々作二成、 同ニ相成、 漸々初り、 順気能、 当年田植初より後レ候年ニ候へとも、 仕事ニ追れ、 麦かり一 先植之分ハ、 専ら作制道致候方宜、 同 ニ相成申 甚せわ敷候、 此節見事ニ相 候、 今年柄者、 田 成候、 0) 草 蚕置 はん 此 其 節

相成、安心也、昨夜より今朝冷気之所、日和、暑ニ成、今六月十八日きのへ子、朝曇、ちら~~雨、四ツ晴、日和ニ

日大ニ暑し、

市中相場

一米

一新麦 小壱升六拾、七十文

同ねもち大ニ売ルーわらひ粉 不足物

店二而、粉者壱貫三百匁、壱歩也、

餅屋こて、市日ニ能売候物ハ、三歩位売、

砂糖相用候ゆへ、両品共ニ引ル

此節売候事、無類之年柄也、

村々之残り田、御人足ニ而此節専ら植付相成候事、是又前

世ニ無之年也、一統難儀之事也、此節植付者、米ニ相成

間□□ひへ之方ハ実入可申由、専ら右品を植る、

十九日朝分ハ少々涼く、昼より大暑、八ツ過雷、大雨、忽

ちはれ、日和二成、大二暑也、上々気候ニ候、

廿日朝小雨、はれ曇り、

糸之下落よりハ、まゆハ高し、殊ニ夫喰無之、買人不足、上方も至而極下落、国方も金不足、上大弐升金壱歩之見当、まゆ取引初り候事、今年之まゆ、違多ニ而、尤あしく候、

六月廿一日朝より曇り、八ツより日和也、

種そば 金壱分+小壱升ナ金弐分、壱分三朱位 壱分ニ小

四升と申候

金弐歩位 を升テ

小壱升 拾文位

如此、寅の日同様、夜中者涼しく候、此間ハ些不天気也、申子ノ日、朝雨故・

ェ 天保八年(一八三七)

廿二日曇り、

廿三日曇り、 冷気也、廿四日朝曇り、冷気、東風気、 四ツより日和 '三成'

暑シ、又暮方より風替り、 曇り、 冷 □、

廿五日朝曇り、五ツよりはれ、 折々曇り、

過ル十七日土用入より、 申覚子の・ 小雨ニ而、 是後曇り勝也、

併暑さ者相応、 □諸作物ハ宜、 稲大豆等へ、むし少々相出

疵付相成候事

保呂羽山祭、 至而不盛也

おふ死壱人、 虚空蔵堂ニ在之、右御見分、 小屋仕舞、 其外

こも在之候

大暑ニ相成、 渇命之者多く死ス、

大麦之作も、 最初之見より追々不宜候よし、 思之外此辺

上々作ニ無之候、

麦之盗人多し、

中 ふし、 昨廿四日也、 稲 ハ相応ニ相見へ候事、

> 廿六日大暑に成、 朝曇り、 四ツよりはれ、 日和ニ相成候事、

江戸大根種 ハ、 ねりま計り参候、 地種二而思之外間二合候、

故也、 日手間一円無之候、 日間成物ハ、 働く事成兼、 用ニ立候人者、 飯計り沢山ニ喰候事、 手前之仕事手ニ合兼 候

り候都合ニ而、 Ł 弥右衛門殿、 少し御骨折かへ在之候、 石川 五千両程金子相下 樣御国産方御取組

升位より此節最中、 今年之まゆ不作ニ而、 買人不足、追々下直、まゆ至而悪く 三分通り、 三百弐・三十匁見詰、 弐

川筋通り、 先達而之洪水二而、 凶年同様相痛候

此節所々病人多し、 道中筋通用六ヶ敷、 下道者殊ニ通用 無

之候、

当町も炭・薪木至而不足、 此節一 向無之候、

廿七日昨夜雷雨、 大ニ稲妻在、 同日朝曇り、 涼し、 昼より

廿八日晴曇り、

日和、

又曇り、

夜涼しく

諸相庭、 水ニ而、 俵弐歩三朱位、追々引上候風、麻一円なし、紅花も皆無 麦等大ニ痛、一の関辺不安、麦壱升八拾文位、壱 相替義無之候、 北上川筋上下共三、先達而之大洪

又思之外取入二及而者、 廿九日明方さらくへ雨、 ニ而麦直段引下ヶ不申風 御郡方より、中白麦千俵也納候、 も、余慶作ハ大当り之様ニ見へ候へとも、盗取れ候も不少、 入ニ而不宜、殊ニ盗取れ、 取れ不申、 はれ、 漸々十六俵取入、何レ一統蒔付 日和、 御為替麦割合被仰付、 不宜候、 麦打致候、去秋之作 川筋之痛、 右 殊

七月朔日雨、 二日も雨

> 御上様より、 極貧へ計り吟噌少しツ、被下置候

致候、

此間毎日々々之雨、

併大ニ暑し、

諸作虫多ニ付、

今日虫追

大こん種不足ニ候所、 所々より相出、 当時沢山ニ成

七月三日明け方より大雨、 夜雷勢、 所々大水、 はれ、 終日

曇り、

夜五ツ地震也

市 米 大不盛なり、 · 四 升 なし

新麦 弐歩壱朱位迄 壱升六・七十文

大(大 ツ<sup>豆</sup>

此間中不天気ニ而、一

向に不打、

不出

ニ不売なり、 夏ニ相成、とふふわり合ニ不相成、ツー壱升弐百五文 追々下落也、

相出

し不申候、

殊

そは 上々種物 壱歩ニ七、 八升

天保八年 (一八三七)

一干かて 壱斗壱歩

一大こん種を合い、五百文の小売

一小ツ 壱升 弐百五十文

肴類不足、高直、

**壱貫四百四、六十文** 

X

四日、日和ニ成、五日、日和ニ成、暑気ハ少し薄し、

三十日、しねと申稲ハ疾ニ相出候よし、早稲新沼辺少し相

出候由、其外此辺ハ十日過ニ外相出不申風、

六日、誠上々日和、稲稀々出ル、

二而、大ニせわ敷候、何分働き人無之年柄也、一番田の草先達而より此節、大こん蒔方、麦打最中、田畑之仕事一同

未タ不取田多し、

四升壱歩位、何レ三百五、六十匁上り位より、四百匁上り糸取、まゆ買人、至而不足、追々下落、まゆあしく、三升、

も、上州辺も至而不作と京状ニ申来候、何レ蚕・麦年と相見当、当年ハ三ヶ壱位之見詰、伊達も追々不宜由、上方

見得申候

七日、上々日和、大暑也、土用明ニ相成、土用中ニ無之大

暑なり、

七月八日、弥々大暑甚敷候、右ニ付、所々中出と申稲出ル、

豊作ニ無相違と、安心致候、

同市 米ハ弥々無之

一米 古 四升壱分二

**弐百文さし** 

一大ツ 下落

一小ツ 弐百四、五十文

新小手物 六十文位一大麦 古白 九升位

弐歩一朱位、 此品、弐歩位之見当ニ候所、御買麦御割付有之、引不下、 新小手物 六十文位

今日より七月之節ニ成

九日日和、大暑、又折々曇り、暮方少々涼し、十日大暑十方暮ニ成

也、

此間之大暑ニ而、奥出稲も、今日所々相出候、弐番草取候残

田、多く無之候、

たし、如此、此間之照ニ而、一統水なし、も在、見にくき草計り田、所ニ多し、今日作場廻り一見いり候田者、誠ニ見事ニ盛長致候、其中ニ植たる侭ニ而在之田り候田を、誠ニ見事ニ盛長致候、其中ニ植、又者製道能作今年之様成田作、初而見申候、田植時ニ植、又者製道能作

十一日晴曇り、昼四ツ小雨、又はれ、日和 c成、大暑也

十二日曇り、はれ、甚暑、

此節雨無之、日照干旱、奥出稲出んとして、雨を待、

七月十三日日和、暑シ、

四升へ弐百文、十文也

一米 不足不出

尤余分なし

豊作ニ相見得候へとも、不出、不足、

高直、

此年ハ扶喰ニハ不致、気仙沼ハ三升五合

牛ハ扶喰ニハ不致、無異義入用之所ニ而、米を相用ひ、

買候事也、可恐事也

追々諸人望多し、不下、新麦 弐歩より弐分壱朱

一新小麦 三歩壱朱位余、

作なり、追々壱升八拾五文迄、段々下ル此品、今年あしく、不足、何時も凶作之翌年ハ、不宜

者虫付、少しそんじ、今年ハ、当分之草生、大ツよりも宜相見へ候、大ツ江小豆 古 壱升弐百廿文位

大こん虫付

一統不足、買人も不足、下直、壱貫め位一紅花も、大川筋洪水ニ而あら~~なし、

此節、買人参り、三升ニ上ル、一大まゆ 初大四升壱分

一銭 壱貫四百五十文

同日白麦壱斗弐升

追々米等相出、昼より四升五合より三盃迄、五升迄下落い

たし候、買人不足、

今日八百屋もの都而高直

うり 初物壱ツ 四 拾文より三十五文位

き、

不焼、

明光院より及川、

吉田屋、

赤坂迄片側残り、

なす 八文位

附木 統不足、 なし

盆め 不足 高直

若松 不足 なし

外 下り丁ちんも不足、

八文より拾弐文位

らうそく類不足(蠟燭)

何方も蠟油不足もの、

当日、手前之店相応之商内

金拾壱両位ニ成

砂糖類も多く売、 外町 Ŕ ハ不盛なり、

十四月 日 朝時 雨 日和ニ成ル、 暮より冷気に成、

風少々在、

当町大火之次第

赤坂明 道之方へ焼移り、 大火ニ相成、 同夜四ツ頃、 7、閑院江飛移、 下町◆◆◆裏厩屋麦からより出火、 然ル西南之風ニ段々焼飛越、 御家中焼ル、 焼失、 西 風烈敷成、 円入寺へ 明 飛火度々、 光院之前より早 中 -町江移 俄二洩 是者防 b, れ 又

金持居候に付、

段々床敷者之由ニ而、

大原町

〆り役両三人

尽候所、 相 蔵 出候者候所、 八月初、 下り金三百両、 前之店ハ吟味致拵、 焼よりハ痛不足、 り大火也、 難義致候、 者立退之場二而、 壱疋焼死ス、 三ヶ度焼る、 坂 候所ニ、 残ル、 聞 々残ル、 手前之長家・蔵之上屋薪木夥敷、 両側共ニ残 申 未不知、 西風ニ而俄ニ飛火、 古土蔵者落る、 ·候、 **乍併土蔵之分、** 四ヶ年先、 凶年後之類焼者、 夫より 大原町ニ而、 人者無難、 後世可恐也、 并店分弐拾八両三分紛失致、 ŋ 兼而其心得、 色々の法尽し、 下町高徳殿新敷土蔵落候、 三而、衣類等金六両位も相調 他国へ出立之支度也 兼而不行跡ニ而、御評定江も 中 上横丁佐藤氏迄焼、 此度ハ残ル、 崱 午年九月三日之大火より、 西風二而: 土新敷、 統大ニ相痛候へとも、 此辺、 同夜此辺焼最中ニ、 大ニ焼、 甚以難義也、 道具等相出置、 其後ハ久敷打捨置候所ニ、 下町迄一宇焼失致 前田江吹越、 土蔵残ル、 尤念入候故、 既ニ道具迄、 材木等迄焼る、 近年ニ佐藤氏 尤火勢越る物ニ 詮義色々手を 大ニ痛む、 必之店より 小屋・ 調、 **少ニ而京都** 両度も相 午年之類 手前土蔵 統引取居 却而焼渡 依之大ニ 大分之 長屋 前 手 馬  $\mathbb{H}$ */*\

赤

ニ而、当所江参り、及相談ニ、召捕、吟味致候所、無相違

受取候由申出、内弐百五十両、かめ江入、川辺江埋置、則◎方金三百両也、盗取候由申出、実ハ◆◆◆◆持参之度

相出申候、跡々吟味之上、千厩へ相出、為御登ニ成

此所水沢迄御下り、併大ニ金遣ひ致候同人とハー向ニ心不付候事也、

「推

右◆◆義、十月廿九日、七北田ニおゐて切捨之御仕置ニ天保九年 戌

被相掛候、屋形様御一代二壱度御詮義被遊候筈ニ而、右

**↑●へ、当所へ被仰渡候、依之為菩提之、②方円入寺ニ◆◆、御前之御詮義ニ被召出候由相聞へ候、御仕置之御** 

而、施かき法事、とむらい致呉候事、」

外

焼野となり

折々小雨、十九日・廿日はれ曇り、此間之雨大ニよし、稲当日日和、暑し、同夜大雨、十六日日和、十七日・十八日

最中出ル、諸作物手入之能き分ハ、誠ニ見事ニ盛長致候、

事、

焼跡御見分、

廿一

日御取都二成、

焼家数書出、

銘々相出

候

過ル十五日、大肝入衆御出役、玄米弐升ツ、小前へ被下置過ル十五日、大肝入衆御出役、玄米弐升ツ、小前へ被下置

候、貧家へ金被下候由、

候事、誠ニ甲乙之有之作年也、当月中、此気候ニ候ハ、、稲あらく、相出、安心ニ可相

成

廿一日曇り、冷気也、

廿二日曇り、冷気、雨

廿三日市 日上ル、又曇り、七月

一米 四升五合より三盃

麦者追々引〆、

十五日盆祭、一円なし

諸色不足之年也、

高直也

木引

渡ニ候

ハ四百文ツ、

日

用

板

金壱歩ニ

六間より七間迄

金弐歩弐朱ハ上物ニ而、 下川物壱歩三朱より弐歩位、

一干かて 壱斗弐升

古大党 八升、九升

一 小<sup>①</sup> ツ<sup>豆</sup> 壱升弐百廿文位

ちうね油 不足 壱貫匁位ニ上ル

からし同 壱貫四百五十文 是も不足

此節かて類至而不足、

廿四日日和、 稲者出穂最中ニ相成候、 廿五日日和、 廿六日

醎 廿七日はれ、 廿八日日和、 廿九日曇り、 卅日風送り致

候事、

但し、 此間喜平治病気ニ而、 大凡相印也、

八月朔日日和、二日日和

米穀、 所方引緩ミ、

麦ハ騒し、 却而引く、 白麦之先納ニ而、 甚苦ミ申候、 東山

> 計り二而、 白テ千石、

此節、 専ら御川下ケ、 此間日続こ而、 稲作・ 畑共、 甚敷見

事ニ生盛致候、依而諸人一統之悦ひ、 無此上と安心相成候、

八月三日、当日ハ弐百十日と在之候所、 折々小雨、 至而静

二而、 不難ニ過申候

同市日相場

古米 七升八升迄

六升

大ニ落ル、至而不足物ハ沢山ニ相出、 又買人もさのミ不

買

過ル廿八日市ハ、五升、 四升也、

秋日和続、豊作ニ相成候故、 諸方大ニ下ル、

干かて 壱升ニ而百拾文位

むき 八拾文

ふき粮 壱升七文ツ、

小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 壱升弐百三、四十文

八百屋物類、 追々都而沢山相出、 諸人安心之事二相成候

併高直之方

但当町之義、 盤昌之地三而、 市日盛り候へとも、 此間ニ凶

年と云者、 焼失、 此度ニ而両度之大焼ニ而ハ、 何レも大痛

無申計候、

糸 紅花も、 夫々買人参り、 相応ニ売申候

四 日 朝曇り、雨 昼よりはれ、 同夜雨、 五. 日 醎 大雨也、

焼跡者、 統二借小屋立方、

当秋者順気能ニ付、 諸作上之作ニ相聞へ申候、 昨日抔ハ嵐

こも可相成様子之所、 嵐ニも不成、 はれ、

六日日和 七日風、 少々小雨、 夜冷気、 白露也、

八月八日 市 日和

古米

九升五合

H 々下ル

小<sup>(</sup>小<sup>図</sup> 古 弐百文 弐百四十文

新

百八十文

大麦 是ハ、拝借納かれのこれのと上納方ニ付、 向なし、 尤貧家ニハ既ニ一円なし、 金三歩位ニ申 売人一

候、

ふき粮 小壱升 弋 八文ツ、

不定、 米之義者、作宜候二付、 問屋へも不出、 売散し相成、 追々少しツ、小手物相出候、 九月迄者さんらん致、 直段

之直段三而買方致候間、 定り申間敷候、 去秋凶作ニ押付候節も、 矢張秋之境ニも、 在々江入込、 右之通相成候、

九日日和、 十日日和、 + 日曇、 朝五ツ地震、 十二日曇、

相立申候

焼後、

前田之蔵住居候所、

仮住居之長屋、八日九日と弐ツ

本宅之普請者、 出来次第二是江取移し候 両年ハ相休ニ申候

八月十三日日和

一米 又不足二而 七・八升

一むき 小 壱升八、九拾文

至而不足なり金弐歩三朱位

新米一向ニ相出不申候、仕事手之廻らぬ年故か、米ニ成と

申迄ニ而、米不足、

一銭 壱貫四百四、五十文

X

同夜半頃より雨、十四日雨より朝五ツ過より風雨、嵐夥

敷、大嵐成、烈風、内より外へ出る事不叶、終日之嵐、焼

後之土蔵、仮屋根共、町中不残吹ちり、板之飛事、木の葉

ハ皆はたかニ而、雨ニ打れ候故、土蔵、店々雨水通り、上飛か如く、仮屋々々危くして、大ニ曲り、痛ミ損し、土蔵

を下江と大ニ騒動致候、

事、弐百廿日と庚申雨嵐、

此節、作物ニ而ハ、粟、そば、たはこ等、大ニ当る、

誠ニ近年嵐多候得共、殊ニ強く吹候様ニ覚候、変事多き世

柄也、

八月

十五日日和ニ相成候

十六日同、十七日曇り、小雨、

十八日日和、市中、

一米 新未夕不出候

古米至而無之、七升と引上ル、

むき 不足 九拾文

一銭 壱貫四百四拾文

一ふき粮七、八文

X

番位之扱ニ而ハ中作、後きハ尤不宜、ならし五分通り之見当年之作者、手廻シ・制道次第、先々者上作、次田の草壱

詰 尤色々の種ニ而不生多し、不宜候、依之、此節迚も、大か 成より若柳近在宜敷、 論 たふき粮専ら相用ひ候、 風唱也、 弐斗ニ者無覚束候、 来春迄ハ凶年之暮し方ニ在之候、 南之方無仕付、 何レ今年之十一月相庭、壱斗五・六 麦なし、殊二大こんも至而むし付、 豊年之様ニ者候得とも、 三分通り之由、近郡ニ而者、 川筋通り度々之水ニ 当年者勿 金

ニ普請も致候所、 当所抔者、 物休に候、 町内大ニ痛、 併先午之年之焼ニハ、一 近年度々之焼ニ而、 衰ひ申候、 此度之焼ニて、仮普請も致兼、 手前抔も、 誠 二 統二しはや造り、 無類之難義致候、 両年普請延し休 小屋掛多 結構 普請

候事、

前田へ仮屋立

四日、 八月十九日日和、 廿五日、 廿六日、 廿日日 和、 廿七日、 廿一 旦 此 間日 廿二日、 和引続而宜、 廿三日、 秋残 廿

且又、 暑と申程之暑也、 実入ニ相 成候物 是ニ而又諸作大ニ直り候 ハ、多くかり取、 盗人多しニ而甚困

多く青かり二取納いたし候、

八月廿八日 市 Ė

古米 七升より八升

新米 九升より壱斗

むき

弥々高直

九拾文

去年米相出 壱斗弐升位

小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 百文より百拾文

とる腐り

唢

大豆も皆無同様也

おかゆ 常年之とふの半分位也、 五十 文成 不売、

不喰、

追々落る、

麦さけ 廿五文

す 壱盃六拾文

X

廿九日日 和 晦 H

今日仮屋へ移し候事、 前田 也

九月朔日 日和、 二日、 三日 日和也

同市日諸相庭(祖場)

古米ハ至而不足、併殊ニより望人少しツ、在、 七升位

新米 此間大ニ相出、 壱斗弐升より壱斗四、 五升迄落ル、

今日市中至而さんらんなり、

若柳先市大下落ニ付、 当町江質受ニ早稲米、 先ツ貸

米ニ而大ニ参候事、 今日案外下落致候間、 又々此末こ

ハ引上可申事、

新(小豆) 百拾文位

当年上作候へとも、 近年ハ引続望多、 遣ひ口、 尤多分

二入候故、 何時も引上、 高直に候間、 わり合より高し、

不下ケ、

銭 **壱貫四百四十文** 

ふき粮 小壱升七文位

大こん不宜、尤未タ若く、 ふき粮者十月迄用ひ不申 候

不叶風、尤割合宜

此節、 未両度者飯、 夜ハかゆ、 麦引割江米等入相用ひ候事

未夕凶年之成行

四日日和、 大ニ暑く、 大セみなく、 則昼中雷勢、 少し雨

大ニ不足いたし、

遠き所ニ持候田地者、

作子ニ困り候事也

此間引続日和宜、 田稲も、 追々相出候分迄実入能く相成、

畑物大こん等も見直し、 人気能相成候

村 々、 千厩抔ハ内惣毛、 肝入衆中見分相成候由

御早穀御割合参候由

五日朝風、昨夜雨

寒、 日和ニ成、 やはり終日風なり、

八百屋物高し

くり抔思之外不足、高し、

米ニ相成、 当年酉ニ而不宜、年々皆々あやふみ、尤節後く候所、六月 敷高直、 実のり、 早く米に成、 より大暑、 其上病人何方も多く、 一統安心いたし候、 七月中暑く、 八月初迄稲後レ候分追々相出、 八月より九月初迄日和 依之、七月中ニ稲あらく 五・六分通り之作、 死人多し、 に続に依て 而 依而田畑作り人 製道次第二宜、 思之外田 併米穀久 柏 畑

□壱貫四百四、 五十文

也

九月六日寒露、 日和、 朝夕者此間寒、 七日日和

粟・大豆盗れ、 半取納也、 稲も所々切られ候事、

此節麦蒔最中

八日市 昼九ツより雨

古米 なし

新米 壱斗壱升位

先市与者大ニ相違、 向不出候、

新糯米 此品者相出候事 九升より壱斗迄

小豆 百弐拾文

百文迄

くり抔も 不足

是も粮ニ相用 大くり六十文位 壱升四五十文

出不足

同様、 か、 過より東風、 此節当所抔焼跡之仮屋所々痛ミ、 九月九日 少し軽き方、 風、 小雨、 雨、十方暮二入、十日 大風ニ而、大嵐ニ相成候、 誠ニ当秋ニ相成候而も、 暮七ツより鎮り、 蔵々大ニ相痛ミ、 曇り、十一日雨、 八月十四日之嵐し位 夜無休吹、十二日 度々之大嵐ニ而、 一統大 八ツ

難義之事

十三日市 日和ニ成、 風少々、 又雨ふり、

古米 六升五合

新米 至而不出也

壱斗位

小小豆 むき 壱升九十文

新(大豆) 同 八拾文位

百文より九十文位

焼米 百三拾文位

此節ハ末ニ成候事

天保八年 (一八三七)

X 上作とハ申物之由、 五分通り之作、 依之新不出、 高直

也

十四日雨、 九ツ上り、十五日又曇り、 小雨、 又晴、 十方幕

中 不同之天気、十六日上日和、

屋形様御事、 過ル十三日江戸御登り御出立被遊候由之事

小松様、 江戸表三而三万両之御才覚相出候由之事、

町々在々、去年中より勝手次第、 町之者在江入、セり買、

又ハ在之者町場へ持参致、 何方江売候と申無訳売ちらし、

依而相場一円ニ定り無之、 無之様、 町之者、 在江入、買方仕間敷候、 紛乱之事ニ候、 在之者、 依而、已後右様 町場問

屋ニ相出、 相庭之定法二而売買致候様、 御触相廻り候事、

十七日時雨、 風寒

九月十八日曇り

新米 壱斗壱升 壱斗五合

同餅 八、九升

高下不定

御早穀、 出米尤不同 九月中上納ニ成、 多くハ手作上納、

薄衣買納直段

ハ壱両位、三分、九分迄、

X

大こん者、午の年よりハよしと申候、

大豆、 川通り皆無同様、 山手七・八分通り之作

十九日寒、 廿日晴曇り、廿一日晴曇り、大二寒冷催、 未タ

御公義御代替りニ付、 霜無之故、 合可有之哉、 諸作之為よし、 御郡方へ御道割、 御巡見様明年之御下り可 先年之通先達而申来り、 相成御首尾

ニ橋々等迄書上ル、

道筋御定駄賃銭、

并相対賃共ニ、書上

之町場々々馬継之近駅場、

町

々江之里数、

并道筋之川、

并

依

被仰渡、 相出し候、 尤町場馬数、 御伝馬使者人数、 又ハ使

者高共ニ、次ニ年中之御状歩、 御伝馬軽尻、 何程位相立可

申哉、 軽尻之方ハ、壱日ニ弐ツ、三ツ位と見詰御状、 此数共ニ申上候、 一々一ツ書を以申上候事、 夫ハ壱日ニ 御伝馬

五ツ程之見詰ニ、惣高ニ調申上候、 両町十五日替りニ相 勤

候事、 当り前、 立払之節ハ、 休町之方より助合相勤候訳ニ

申上候事

天明年中書上候哉、 書上無之哉、 武右衛門殿勤仕中二而 不

而此 |度者不痛様之御吟味ニ而、 如此、 厳委く御調被成置候

知、

此時者大二諸入用掛り、

百姓前相痛候よし聞伝候、

依

哉と相咄合候事、

追年心得ニも可相成歟、

相印候

廿二日、 昨夕大ニ寒く、 朝初霜也

廿三日市

上々日和也

米 今日沢山ニ相出候 壱斗主升弐升

古米 上 八升五合位

新餅米 壱斗より壱升

壱斗弐升迄

明年より当年、 塩至而あしく、 尤此節一円無之、 問屋小売

無之、 統困り候事、 何時も、 凶年之頃者、 塩不足致候物

ニ相伝ひ候事

和薬ニ而大引上物

鎌倉柴胡 斤四匁

白砂糖メテ廿六匁位

黒砂 歩に九百匁

此辺之取引七五位、 至而不足なし、

小売百文ニ三十八匁

廿四日日 三成、 廿六日日和、 和、 朝大霜也、 廿七日同、 暖気、 夜雷勢、 廿八日雨 聝 廿五日少

ノ々日

米 壱斗四升位

もち 壱斗壱、弐升

小<sub>小豆</sub> ツ<sup>豆</sup> 八拾文位

追々緩ミ 出格文位

一とふふ 十弐文

不下 壱盃 六拾文

)

一せうゆ 五拾文

×

廿九日風寒し、十月朔日風、二日日和、夜雨ニ成、

十月三日雨

一米 壱斗四五升

メ 稲思之外米之手取あしく候、

新あしく、水かふり一辛子 古四拾弐切位

三十五、六切

一同 油 壱貫目位

一同 新 壱貫百匁位

油高値ニ而、らうそく・ひん付高直

魚油高直、上物廿五匁位、不足、

十月五日日和、朝大霜

御郡奉行様、千厩より今日当所御昼也、

昨四日之夜、松川町橋より上之方焼失致侯、

六日日和、七日日和、暖気、

十月八日風、八專初、十月節成、

米 壱斗五、六升

餅 壱斗弐、三升

大ツ七、八拾文

小ツ八、九拾文

X

九日晴曇り、十日和、十一日晴曇り、寒し、さらく〜時雨在(日和)

当年ハ、そはハ当り作、大豆も不作、

莨不作、三分通り位、用ひ不足故、引不上、併高直、大こんのつミ方初日、至而あしく、宜作ハ三分通り、

古下物共弐切より廿五切

十月十三日、日和此間よし、

米 壱斗五升 つよし

下ケ申間敷候

脱石役人弐組相下り、

廻り候よしニ而、

不出ニ成、

追々引

一 (永夏) 売升 一 大ツ ・ 弐歩一 朱位

一大こん 大八、九文より六、七文

不作故、買人多し、

メーキタふき粮相用候、

算田米、上ニ而半穀位、三・四ヶ壱、(敞田)

かり分多し、是ハ至而わり合そんなり、

和、 気、 十四四 九 同廿四日日和、 H 此間暖気 雨 十七日曇り、 日暖気、 雪、 廿日日 日和、 廿五日日和 廿八日風寒、 晴、 和 十五日 十八日 廿 H 廿九日寒、 廿六日日和、 日雨 ・同十九日同、 和、 九ツより風、 廿二日は 十月晦 廿七日曇り、 夜より雨、 れ、 日雪、 十六日日 廿三日 風甚 暖 +

敷寒、

十一月朔日 風寒、二日同様、三日日和二成、雪遅く、

日

和続候、

過ル十月十五日、喜平治御城下へ登ル、

御城下米相場壱斗五升、

直、不引下候、尤御買米、例年より三分通り、市中相場ニ古川町弐斗、若柳弐斗、一の関壱斗七升、何方も同様高

而御買入之由被仰渡候事、

郡へハ未夕無之候、川筋御郡境へ脱米御役人相廻り候事、御城下ハ、他所酒被相留、濁酒手造り御免御触候事也、御

入合ニ通用可致御触之事、御為替衆中より廻状参候事、先新札、十月十日頃より御遣ひ出しニ相成候事、新古札共ニ

可被為在、依而新・古御切替なしニ、入合ニ通用被仰渡候、此度者、名前無之、両替所と有之候、切替御備金不足ニも

之札同様之札也、

壱歩ト、

二朱ト、

弐通りなり

御城下二而、為御用金御備、講中御取立之事、御町奉行様

壱丁三十匁掛六十本

より被仰渡候事

年ニ両度也

又以、当年も御間ニ合兼候故か、御為替御仲間四人、上方

御借受方登り被仰渡候事、

去年分者御返済相成候事

申候へとも、高直ニ而、此節も渇命、死人・乞喰多し、四升、五升より、此節壱斗五升ニ相成候間、世の中よしと

登る客人稀成、難渋多し、依而木綿問屋甚難儀、不印候事綿大ニ不作致、弥々高直、旁在々より太物・小間物仕入ニ御城下も不景気、殊ニ今年も八月十四日嵐ニ而、上方共ニ

よわく、本荷壱駄付候馬稀也、尤飛脚不足、通用不足、也、道中至而悪く、人馬不足、当冬ニ相成、町場馬共至而

はたこ、弐百三十より弐百五十文、夜ハ三百文位、殊ニ下

海道明屋計多く、

通り候者不足也

右之座主、北鍛冶町菊地三九郎殿等也、此度之御吹方ハ、也、百間四方之地江相立候事、也、百間四方之地江相立候事、出度より御吹方、右大仕掛が通宝也、夏中ハ御心見ニ而、此度より御吹方、右大仕掛

御公儀ニ而御吹方之都合之由相聞へ候事

十八両、此節五十両迄望人在、併此節相片付なし、方より追々此辺江買人参り、弐百匁より百八十匁、壱箇四紅花安し、糸も未夕安し、併当年至而之不足見詰ニ付、脇

迄、十月十一日出、五合半より六合、此節両ニ五斗位、真綿共ニ引上ル、至而不足、江戸表百文ニ三合半より四合

将軍様宣下ニ付、 京都より御勤使御下向

近衛様 二條様 御三方并御大勢也

江戸より京へ、御名代御三方、 御大勢也

酒井左門様 四国の松山様

さぬ岐様也、 日光御参詣御名代、 伊井掃部頭様

松平下総守様

武州忍十万石

先年より明年迄、 五拾壱年め也

其外、

京方御馳走役御旁々、

諸国御巡見御役割之事、

十一月三日 当地相場、 当町へ米谷在々より米参候に付

此節外釣り合より安し、

米 壱斗五、六升

糯 壱斗弐、三升

大党 八拾文位 不出

壱歩ニ弐斗

麦 なし

ー 小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 壱升 百文ニ而なし

**壱貫四百五、六十文** 

> 大こん 八文位より

五文位

米者追々不下様子

御城下ニ而、 此節紙類高直、

杉原ハ 壱歩ニ六帖位

大方 十帖位より十弐迄

小みの 上 十六、 五位

同 大判 

くつ 五袋壱歩ニ而なし

生セうか 壱歩ニ三、 四升

胡麻油壱升壱歩ニ而もなし

ちうね
并菜油高直、

三升壱歩位、 元結

木綿糸、 都而仕出物不足、

当地辺ニ而、 辛子四拾四、 五切

石之巻、 是迄船登り通用無之、 御城下も品切多し、

砂糖高直、黒 壱歩二八百匁

白砂 下 壱貫匁ニ付銀廿五匁

同廿七匁

蝋も引上ル

柴胡斤 三匁七八分

唐木香 三十五匁

兵郎子 同

唐白述 百匁

品此節なし 御種ハ安し 出車人 引上 弐百匁余

江戸ニも無之由

生姜 弐匁六分

真黄今 四匁弐、三分 引上

大黄 下ル 上 廿五、六匁

中 廿弐匁位

耳十 廿三、弐匁

丁子 四十匁位

和薬類も引上ル

此近村奥方ハ三両位より十四切

当地莨も至而不足、新作五両位之様子、中形也、小なし辺

中廿四、五切也

例年より弐・三分通り之作、

□古ニ而五両

魚油高直、壱歩位より壱歩三朱、弐分、

一此節塩一円無之、諸方此品ニ行当り、大困り之方、先年も

在之事也、凶年前後ハ必心掛可申事、漬物共二大二困り、

も、問屋も一円なし、

拾八拾文迄、

御渡り塩、

当秋ハ三ヶ壱ツ、両度ニ渡候得と

当秋ハ、紙しき無之、此節大ニ引上、

高直也、

蕨の粉、此節下直、

三貫匁弐、三百匁迄、

当地二而、生胡麻五升壱歩位、

同油、三盃壱歩位、

一麻不足、高直、

一ちうね油壱盃弐百文

浜々津浪在之、塩場浪ニ取られ、殊ニ塩不足ニ成十月十一日

書上申上候様被仰渡候ニ付、今日検断衆へ寄合、吟味之上、十一月六日日和、昨日御巡見様方御宿、三ヶ所吟味、早々

一見致、壱ヶ所切、間所細ニ図引書上候事、

円入寺 明光院

国分玄松老 右三ケ所書上、普請近年ニ而相応也、

又申年、両度之焼ニ而、一宇焼失、此節普請出来不申候、町方物持中、結構成普請、座敷等も多く在之候所ニ、午年、

十一月八日

町家ニ無之候

一米 壱斗五升

一糯 壱斗三升

一大豆 弐歩

一小ツ・壱升

百廿文

追々引〆

一麦ハ取引なし

一とふふ 拾弐文

一おかゆ 上四拾文

一同 並 三拾文より廿文迄

去年中より、結めし専ら売申候、

此節者大ニ安く、

売れ

申候、糯も大ニ安ク成、売申候、

与五右衛門料紙、七拾帖ニ而割合ニ成不申候由、 四百六拾匁 四百六拾匁 八 \*\* )

中々米も不下候事、

廻郡へ、御買金壱万五千切相渡され候よし、

十一月十三日暖気也、

此間日和続、雪なし

一米 壱斗五升

壱斗弐升

大党 弐歩一朱位より弐朱迄

ー 小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 上り 壱升百三十文

一大麦 弐歩弐、三分

大ツ、小ツ、追々引〆、

一安手抜切壱本 百三十文

当年も綿不作、 高直、 御城下直段拾壱両位、 当地ニ而百文

ニ十四匁、

十八日、 日和此間続き、 一向ニ雪なし、

米壱斗五升

不相替候

古河ニ而、壱斗九升より弐斗迄

一の関 壱斗六、五より七升迄

南方へ、新札多く相渡候事、壱朱金十一月迄通用限り御触

候 事、 儀

五両金御吹方相聞へ、

十一月廿三日、 此間暖気、雪なし、

米 壱斗四、五升

何方共ニ引上候様子、

大(大 ツ<sup>豆</sup> 弐歩弐朱位

此品引上候風ニ候所、 買人なしニ而、少々ゆるみ候、

小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 弥々引〆

銭 壱貫四百六十文

X

の関様、

弐分半金納二相成候事、

廿五日

冬至ニ成

二郷ニ横死之者三人在之候、

此間日和続、 一円ニ雪無之、珍敷冬也、

米者弥々不出、 尤不足、 御郡方御相場、 思之外御恵二而、

下直

米 弐拾八切三分

大豆 五両也

+ 一月廿八日

米 壱斗四升

大党ツ 不上

そは 三分位之由

御地頭様、 前も御郡方御相場より、 五分形位御引御相場之

事ニ聞へ、

去年之不納ハ五十両余在之由

過ル廿五日昼、 明照院焼失、 観音堂迄焼る、 五十年先こも

焼失之由

廿六日、 小なし弐軒焼ル、

毎日日和続

之、

火事、

山々野火多シ、

円ニ雪無之、

冬至中二而、

キ

春日

の如こ在

同 H 滝沢ニ而火事、 人四人・馬壱疋焼死

十二月朔日 上々日 和 毎朝霜也

冬至中日和続ハ、 明年豊年成へしと、天文ニ在之候、 珍敷

冬也、 雪ハ豊年の貢と申伝へとも、 近年雪沢山ふり候而も、

格別豊作無之、 却而凶作多し、

内人不足、 当年之作、大ニ不同ニ而、 餓死まけ、 人勢大ニおとろへ、働人不足ニ相成 米穀高直、 尤不足、 是者、 御領

此節渇命之人多し、 凶年同様也

一先日、当所組抜中、御差紙ニ而、去冬より、貧民手当之義、御賞し無之内、 御城下へ登候所、 今日帰

明年一宇仕付差上候様被仰付候事、其向々より近辺を、承候所、御領内無仕付之所多 御領内無仕付之所多く候間、 組抜仲間四拾人程、 依之組抜 中、 大

木 ŋ 何レ御代官へ取合候様被仰渡候事

米 壱斗四升

十二月三日

市

誠ニ上日和、

春暖也、

脱石役人引不切翔行、 至而厳重也、 薄衣ニて沙太相出

天保八年 (一八三七)

御役人ニも首尾落在之候よし、

一大ツ同不引上

一小ツ 同 引上

X

中当冬ハ甚暖気ニ而、雪無之候、十月末、十一月初よりハ、也、三拾年之内、冬中雪無之年、三・四度も有之候所、就同五日、昨夜より雨、暖気、誠ニ三月頃之身持、珍敷年冬

六日夜より七日朝迄雨

大分暖気、春之様ニ相成候、

又以来十月迄通用致候様被仰渡候事、古金銀并金壱朱、当十月迄引替、其後通用被相留置候所、

八日市日さらく一雪、寒し、

一米 壱斗四升

一大ツ・弐切半

一小ツ 相出不申候 市中不足

新銭未夕相出不申候、弐・三文ツ、相見得候一回 壱貫四百六十文

X

麻之類高直

暖之日和ニ候所、漸々寒中之様子ニ相成候、九日大曇り、夜雪、十日大ニ寒く相成候、先日中ハ誠ニ春

十一日 寒二入也、

十二日之夜雪、

十二月十三日日和、

米 壱斗四升

一 小<sup>(</sup> ツ<sup>豆</sup> 百三拾文

外替事無之候

大こん 三文より五、六文

猿沢ニ而買入相頼候所

大こん壱歩ニ三拾八貫め、 四十貫め也

干葉ハ、壱歩ニ四十五つら、 中大こん百匁ニ見詰、三百八十本ニ当四文位

新莨之義、保呂羽辺壱貫四百匁より壱貫め位、至而不足也

折壁辺 十五切位

摺沢辺 十三切、 四切位

猿沢辺 十弐切位

刻之上 壱駄十弐三切より

七切三朱八切

当年職人不足ニ而、 刻之方望人多し、葉之方ハ、一体三分

直也、 壱之不作ニ而も、買人不足、尤金不足ニ而、つり合より下 来春引上可申候、 依之、下形之方買入申候

唢 北方買人不足

古葉不足、 五両ニ而売人なし、

料紙高直、 不足、

壱歩ニ四百匁、 四百五十匁、 四百七十匁在之候、

八枚直し百五十帖位

上々紙ハ七十帖位、 与五右衛門六十帖、手前之持合分、

相

応之利分に成

都而之物、 大高直也

十四日大雪、 終日ふり、

十八日市日

米、不相替、 壱斗四升、

南方少々緩ミ候様子候得共、 気仙沼并此辺、 金銭不足、 無

之、壱、弐升より五升位之小売のミニ而、 弐、三歩抔と申、

買人も無之、不売ニ相成、

統中人共ニ銭金なし、

依而不

莨も不足二候間、大二引上可申候所、 上、不下、穀物一向不売なり、 誠ニ名なる成行なり、 金銭無之故、

不売ニ

今日手前之店も、 無覚不売、 廿七・八切に成

在々貧家、死ニたへ候者多く、 明年之算田立付、能作子無之、場ニより作子無之、 田畑多く余り候風、 依而又

之事ニ候、 田畑渡し人多し、当冬も凶年も同様、 死人渴命 甚迷惑

多し、田畑余慶も無用之事也

十九日寒、 九の雨ふり、

此間ハ、又寒気強ク相成候

十二月廿三日市日、又暖気

米 南方より少し緩ミ

今日壱斗五升

銭 壱貫四百六十文

廿八日 緩ミ雨、 又晴る、

尤去年よりも当暮ハ不景気ニ而、 市町不立、 商

都而高直、

ひ無之候

米 壱斗四升より五升迄

世上金銭なし 壱貫四百六十より五百文迄

X

糯米 壱斗弐升

望人多く、 市中不足、

高位残り、 無之、去年より不景気也、 当暮者、 一統困窮ニ相成、 越年ニ相成候、 上々都之村ハ、三ヶ壱位残り候郷か 都而不売、 諸上納者、 銭金無之、 何方も不納多く、 売内誠ニ

半

よし、是迄無之事也

御城下米相庭

糯米 壱斗位

米 壱斗弐三升

大豆 弐斗

小豆 壱斗

X

也 御城下并当地も、 高直ニ而も大ニ売候所、 凶年ニ者多く麁糯相用候故ニ、 秋より冬ニ相成、 新米下直ニ相成、 専ら砂 黒 ・白砂不売、 不売候事 )糖類相用 誠ニ妙 候間

十月、 成 明年御巡見様方ニ付、 大肝入東吉殿御病死二付、 色々御吟味相成候よし、 仮役黄海関田東七郎殿ニ

戌ノ四月本役ニ成

御制札古く相成、 事 ニ無之、 相願可申出候段被仰渡、 四月為相登、 かんな掛直し也、 七月相下り、 文字不見分、 当町七枚之内四枚御書替願相達候 上下之かゝり、 御巡見様前二掛候、 痛等相成分者、 金壱両位か 御書替之義 新敷板 h

候

共二、 買入ニ付、貸借等致、 と申事、 凶年ニハ、富家之者ハ米穀之商ひ中場等、 夥敷事ニ候、 皆々大ニ損金、 尤誠也、 真実・不実ニ不抱、 申大凶年ニハ、御城下在々共ニ、 買入方セ話ニ而、 相痛候事、 多分損金致候、 後世必セ話金出し等者 何程か損金致候哉、 必致すへからず 貸渡候分 他国米

> 決し而無用之事也、 慥成人ニ而も、 金 ハ 相出 し申間敷候

增沢村御知行物成方

内三朱也 地肝入給金引 金拾四切九分八り四毛

不納 弐切弐分三り四毛

7

丸吉皆川家日誌

天保九年 (一八三八)

東次郎様と御改之事(藤次郎)

又定三郎様御事

御年十弐・三才ニ可被為成候や

の関より被為入候屋形様之御子様也

天保九戌正月元日也、戌 当日朝はれ、 静成日也、 九ツ過より

昨夜少々雪

二日昨夕より風雪、 甚寒気

三日曇り、 四日曇り、 さらく一雪、

> 此度、 御公義御主殿様

水戸様より御縁約之由

右東次郎様御事、 伊達筑前守様と御改之事

当正月誠ニとせん、去年正月同様之事也、 年始礼使ひ、 無

異儀所へ御互ニ遣ス、

銀壱歩判、 仙符江相下り候よし、 未当地へ不参候、

御吹替

通用御触廻し候事、

十日大雪ニ成、 尤風也、 昨夕ハみそれニ而、 至而緩ミ、又

寒気ニ成、 十日 ハ 例年あれ 日也、 去冬雪無之、 正月ニ成

> 御買米、 此頃段々仙着之由

当年も、

米穀御国方不足御見詰ニ而、

越後・

水戸両国ニ而

雪沢山也、 四月閏ニて、 如此ニ相見へ候

石之巻鋳せん、

尺々敷吹出し未夕不相成候、

鉄不足、

金主

登米より被為入候御方 右ハ中将之御位也 屋形様御婚姻之由

去冬十五日、

江戸御屋敷

不足故か、

米穀、 高直ニ而割合不宜候由、 先年角銭之時ハ、 凶年之翌

年豊年、 米下直ニ而、 割合宜候由

正月十三日厳寒

米 壱斗三升

一もち 壱斗壱升

壱貫五百文

十四四 É 十五日晴曇り、

十六日風寒、 十七日同様、 正月ニ相成、 雪もふり、 寒気も

厳敷候、 去冬ハ誠ニ春の如し、寒気後レニ相成候

正月ニ相成候而も、 米者何方共ニ少しツ、上ル、 其外かて

麦等無之故、 追々下ヶ申間敷風

はしか・疱瘡、稀ニ相聞へ候事、所々疫病在之候廿一年ニハ不相成とも、相出候由、此辺稀也、

廿 日大ニ暖気ニ成

廿二日同断、 廿三日同、

> 廿三日 市

米 壱斗弐、三升

弥々引〆出不足 昨年ハ、御上様より御手当、 又ハ拝借、

兼候、 多シ、 候所、 田地作り人不足、巳ノ年より六ヶ年之間、 追々餓死致候者多く可相出候風、 当年ハ其儀一円無之故、 誠ニ金銭なしニ相成候、 貧家甚以六ヶ敷風、 所々明家計り多シ、夫ニ 又ハ施し等在之 誠ニ困り候、尤 凶年一 統引立 袖乞

付 誠 ニ商内無之候、

薬種、 和物共ニ引上候事、

酸棗仁

百三十匁

唐白朮 百匁

百廿匁

不売ニ而引緩ミ、 下八十匁

砂糖類、

黒砂 壱貫五十匁位迄

其外、 白 連尭、木香、 壱貫百廿四匁より廿六匁 巴豆、 大風子、 都而実物高し、

## 正月廿八日日和、風、曇り

米穀不安、不出也、

米

壱斗弐升位

此節、雑穀一向ニ不出、米計りニ而、貧家甚難義、又々餓

死之者多し、袖乞・乞喰多し、

二苦ミ候、誠二以前代未聞之時代也、誠ニ金銭共ニ不足ニ誠ニ何方共ニ明地、明家多く、此節ハ中民より上之者、大町市立不盛引続、前後六・七ヶ年之凶ニ而、一統引続兼候、

成、

候よし、座主北鍛冶町菊三殿も、大三困り候風、天明之鋳セんとハ大ニ違、尤米高直ニ而、御割合ニ不相成、鋳銭之義も、金主不足、鉄不足ニ而、尺々敷御鋳方不相成、

御鉄吹方も、米高直ニ而、至而割合不相成候よし、弐・三ヶ

所外無之候、

一麻、大ニ高直、

中 六百匁位

はしか、所々相聞へ、此間当町江相出候所、手前ニも昨日

より壱人はしかニ相成候事、

此度者、拾五、六ヶ年目ニ当ル、

正月七日出

江戸南新堀浜丁

紀州出店和泉屋治兵衛殿、難渋ニ相成、此度株式遜りニ相

成、同丁水戸屋之方ニ而受取、莨問屋名前ハ〇泉屋治兵衛、

米穀問屋之方ハ②水戸屋四郎右衛門、右之通相改申候間、

| 注|||売に||是迄之通荷物為登被下度候由、書状相下り候事

江戸相場左ニ

一下り米 五斗五、六升

一地廻り米 五斗七、八升

仙台米 五斗七升

免六斗弐升

一大ツ、八斗弐升

小<sub>小</sub> ツ<sup>豆</sup> 五斗壱、 弐升

小麦 大麦 五斗四、 九斗六、 七升 五升

一そは 七斗

からし 六斗五升

莨之義、 諸国不足ニ付、 不引下候事

廿九日又大二厳寒也

一月朔日同、 甚寒也、

御渡り塩、 少々ツ、追々相出候事

五日より暖気、

八日暖気也、又曇り、

米追々引く

壱斗弐升

② 壱貫五百文

其外穀物取引無之候

紙類弥々引上

歩ニ四百匁

与五右衛門紙 五十五六帖

麻大ニ引〆

染麻ハ中歩ニ三百五十匁

誠ニ不足もの也

木綿糸、 御城下ニも無之候、

十日夜雨、 はしか此節所々流行、 当町四、 五軒、 手前ハ三

昨夕より大嵐、十一日終日雨、十一日、人二成、

暮より雪ふり、

八専中寒く、天気不同、

十五日曇り、 風寒、 昨夕雪、

はしか之節、 懐妊、 若はしかニ可相成候容子ニ候ハ、、 懐

子落し可申事、 しか相出、 出生致候者二而、 臨月之頃ニ而ハ、 左候ハ、、安産候ハ、、其子 難産在之由、 尤子供へは

天保九年 (一八三八)

医師之咄

ハ置ぬ物之由、

後し而病人ニ相成候よし申伝候、

一候間、 如此相印候、

若柳高市、 都而出不足、 古手相応売、

莨之儀、世上あしく、金銭なしニ而、 格別之景気ニも不相

成、当分、

下 古弐拾壱弐切より段々弐拾五切迄、

拾五、六切也、

八切

十八日大雨、夜大風、 廿日 雨

一米 至而不出

弥々高直也

廿日夜風、 廿一日晴七ツより雨

廿二日さらく一雪、

此間中至而吹嵐、

寒し、

八專中、

廿三日 市 さらく一小雪

米 不足 壱斗壱升より壱升五合迄

> 大むき 壱升 弐歩三朱位 百文 小売

大豆 壱升百文

弐歩三朱位

ちうね油 壱盃弐百四十文

生大こん 壱歩ニ三拾貫目位

-塩 壱升六拾文位

此節ハ追々相出候事

かうす。高直、紙直段三百八十匁位、

壱貫五百文<br />
穀方并五十集方ハ、壱貫六百文

此節金なし、銭計り多シ、

X

弥々米高直ニ而、当年も凶年同様、春 追々死人多シ、

二月廿四日日和ニ成、日かんニ入、

廿六日中日、 社日、 曇り、夜雪ふり、

廿七日朝迄又はれ、

御巡見様方、 海道普請、 橋々間数取調、 申上様御触参候

廿八日風寒、廿九日風甚寒

一米 壱斗壱升

X

一京都書状下り、米相庭下直ニ申来ル、尤西国米多く入着、

肥後米 壱石二付百拾匁位、

上々米也、

国々之米、右より拾匁位下直、九十匁、八十匁位、凡越年

米九拾四、五万俵在之由申来候、当国と者大ニ相違之事也

併、紅花抔ハ、当分矢張不景気ニ而下直、 五十、六十両

より三十両台迄、千太余在之由、

生糸之義ハ、不申参候、国方ニ而ハ、御国産方御入用ニ而

不足之年柄故こ、此節之残り糸者、大ニ高く、百七十匁位

迄御買入、

三月朔日

日和、

静成日也

**御買**フ

赤魚大漁也

二日市、赤魚多く出ル、

同日大雨、南、時化、終日ふる、川々洪水、

米 不足 壱斗壱升

銭 此間多シ、壱貫五百四十文

壱貫六百文迄

X

当春も凶年同様ニ而、人多し死ス、悪病流行いたし、

ユービニを、 草、 ・、 前にない、でき、 ・ 一き三日日和ニ成、同夜ニかわツしきりに啼者日照なり、

九日至而寒、雪さらく、雨に成、又夜雪、十日雪、暮方

過ル五日より種籾漬る

は

れ、

大雪也、

一御城下より、当所組抜中へ御さし紙到来、過ル五日ニ登候、

御出入司様御支配江計り、此節御上大御難渋ニ被為成候間、

千両也、早七百両と申 七十五 抔者三拾三切出、 一両也、 是ハ去年之通りニ而、 金 可被仰付 此内村へ三十切割 組抜・高差引人江も割合、 候 様 子、 合 然 南 方へ ル 町 所 方弐百七十切、 四 御 百 尤株柄故余慶 郡 両 也、 方 ^ 当 御 手前 所 貸 上

統難渋、 仰 先年てツ山様如御代之ニ被為成、 申 然ルニ、 而 ル 上并調達等所々江被仰付候由、 付、 願 七日被仰付、 渡候事、 書 昨年百両之内五十 大二御金遣被成置候ニ付、 申 御上様、 大庄や衆へ申上候 Ŀ 置 当所両度之焼并両度之凶年ニ而、 候 所 手前并及川 当春中江戸表増田主計様一 御下 - 両御貸ニ而、 ケ 一人共、 氏 金被下候等土而 是 御代官様江御 急之御金入、誠ニ御 御聞済無之、 悲 此度非常之御行ひ、 御下ヶ金相成分、 厳重ニ調達致候様、 候へとも、 件、 呼 誠に大痛、 手前之義者、 出 旁御変事 色々 「難渋、 依 先達 御貸 被被 過 之

二而、一統難渋、困窮ニ相成候**、** 

丑子渕の喜四郎殿 弐拾両也及川芳一郎殿 九拾五両也

古の源兵衛殿 弐拾五両也

大柳源九郎殿 弐拾五両也

検断清助殿 弐拾五両也

保呂羽東の久兵衛殿 五十両也

十二日寒、十三日

大雪也

十

H

十四日日和、寒し、二月同様、不天気続、折々雪、三月之

節二成

麦のさくり最中

聞 計 去年之春 伝ひこ ŋ 市日も 当年迄二六ヶ年之間苦ミニ而、 無之世の中 同様、 向ニ不盛、 貧家誠二続 也 銭もふけ 兼、 無之、 死 人多 誠ニ上下古今之難儀 統金なし、 乞喰多 銭通 当年

右

五拾両之所、

献上仕候樣御受申上候事、

誠二度々之調達

薄衣与五右衛門 五十八帖、 六十帖

紙弥々不足、高直、

壱歩ニ三百八十匁位

並物九十帖、百帖、 上々七十帖

かうす三貫弐、三百匁

盗人三人捕候事

御家中者二而、 兄弟也、

わた高直ニて、夜着之綿を抜、糸ニとり候事大ニ流行致候、

Ø 去秋類焼之節、 盗取れ候店分之金子、 此間盗人相出

相出候、 上方参宫、 依而始末ニ成、 四国迄参り、 前年金山沢長次殿でツち也、 あらく、遣、 残金四拾三切

春の日赤者あしくと申候、気を付可申事也 り之色赤し、追々曇り、水気と見へ候、昔より凶年之試ニ、 三月十七日漸々日和、 暖気ニ相成候、 又四ツより風、 日当

三月十八日市日

米 壱斗壱升

気仙沼之方も、 此節相応ニ相出、 不向、

当地も緩々敷、 不上、不下、

大党ツ 麦 壱升 百拾文

百拾文

干葉 高直

弐本あみ壱掛百弐拾文

はしか流行ニ而、ところかて不売、 尤近年堀尽し、

十九日誠二上々日和

升渕祭大盛也、 去年ハ至而不盛ニ而、 当年盛

見合也 江戸より被仰遣次第、 御巡見様方、諸普請御取立二不相成、 大凡割付相成候、 入料物、 御取立被成置候よし之事也、当分御 こも、 筵 内々諸色心掛置候様、 なわ等、 かや等也、

所々御殿御心掛、

此節ニ相成、 田地山等渡し人多し、明家多し、

田畑作り人無之、過ル巳の凶作とハ、軽き凶作ニ而、年 敷板其外戸板之類、 桶鉢等迄ふり売、誠ニ凶年より苦ミ也、 一頃

進候所、 大ニ騒き候へとも、追々緩ミ、 一昨年申の凶年ニハ、追々難渋、 物沢山ニ成、 大二行違 田地も一 田地 統ニ

持難義致候、 必余慶ハ無用之事ニ候

小売壱升百文

大ツも 百文

麦之方ハ不売

御城下者、 由之事、又酒田米も御買入之由、是ハ北廻りニ而、 南部二而米弐千五百石御買入、 北上川被相下候 東浜へ

上ル、 気仙沼売御払も宜由、壱斗三升位

南部米ハ、壱斗弐升御払之由、未夕廻り不申候

廿四日も風寒、

三月廿五日上日和、 静、 暖和、

先日弐、三日大二暖気、

又寒、

米

壱斗壱升五合

三月廿三日日和、

風寒、

三月廿二日大風

早き分、今日種揚る、 併此節漸々漬る人も在之候、

事、

天日照様、

何レ赤き方よしとも申人在之候、ためし見可申

雨二成、

廿六日上

々日和、

甚暖気、

八ツ過曇り、

風替、

暮方より大

人被相廻候義、不分り之事ニ候

買人もなし、尤出不足、

脱石役人相廻り候事、

此節御役

少し暖ミ申候

小<sup>(</sup>ル<sup>豆)</sup> 壱斗壱升位

麦 弐分三朱位

346

史料編

廿八日はれ、 日和、 昨日より少し寒し、 此間雨無之、 為麦

莨も至而不足ニ候間、 上景気、 弥々高直ニ可相成候所、 凶

年同様、

世の中悪敷、

引立兼、

此間ニ成、

下落之風二成候

尤不引、 古莨五両前 後、 但し下形下葉拾六、 七切外干

十八・九、五両迄、(+八ヵ切)

Ŕ 四月朔日静也、 朝二大霜二而、 弐 日中共ニ寒し、 三日先大霜続、 尤風多し 其後此間日和に候へと

先日江戸状下り、 諸品高直之由申来候

米相庭 四斗八升より五斗迄

新銀壱歩相出、 目形弐匁五分 下り候事

三日 市 不盛なり

四日初巳、 昨今風、 六日雨少々、

> 向雨無之、麦草生尺取不申候所、 少し見直し候、 未夕寒

さも難去、 何レニ雨無之、草生引立不申候、

八日、 日和ニ候へとも、 寒し、

諸相庭替義無之候

越後御買入米、気仙沼へ入着之由、大小ツ共ニ在、

一三月、 江戸御城西の御丸焼失之由風唱在之候事、 御女中多

く死ス

先達而調達被仰付候金子之義、 右之通ニ在之、下々之了簡とハ、大ニ行違侯訳ニ侯、 願書ニ而申上候様、 前々も 追

之為ニ写置候事、去ル午年并ニ申の年差上候分ハ、

留不相

々

見得、此度相印置也

**乍恐奉願上候御事** 立紙

去々年大凶作に付、 御郡村貧民之者共取続之義、 御手厚

聊之儀ニ者御座候へとも、 ニ御セ話も被成下、 何レ茂難有仕合奉存候所、 金子五拾両也、 此度奉指上候 拙者義も

様仕度奉存候間、 貧民取続方御足加、 御用ニも相立候

冥加至極奉存候間、 如願之被召上候様、 御吟味被

成下度、依之拙者共連判を以如此奉願上候、已上

天保九年 四月 藤沢町御百姓組頭 皆川久蔵

検断

清助

肝入

兵左衛門

大肝入

岩渕東七郎殿

右内願方認様

折紙ニて

拙者義、 此度貧民取続方へ、金五拾両調達仕候所、 内願

御蔵入之分不足也、

之義申上候様被仰渡、 奉承知候、 然ル所、 拙者義別段志

申上候義恐入奉存候へ共、

近村ニ而御

願之義も無御座、

知行頂 戴罷成候樣御吟味被成下度、 如此奉願上候、 以

四月

上

検断 清助殿

皆川久蔵

肝入

兵左衛門殿

年と在之候事、試見可申事、 八専之初、十二日 四月九日 昨夕より当日雨ふり、 暖気、曇り、 八十八夜ハ過ル十日 雷勢少シ在、 十日 晴天ニ成、 四月雷 十一日 豊

同年東山より奥郡凶作ニ成

三貫、 組抜中、 村ニ而手余り分七貫文程、 保呂羽村三貫文位、 荒所仕付方被仰付、 藤沢村五貫文程、 右之内畑代并御地頭様御請所多 憐村此間廻村被致候所、 ( 隣村) 津谷川村弐、 大籠

南方、 御内々御構無之由、 五十年已前ニも右之様子申伝候 所々芝居相立候事、 相聞 候、 表向御免と申事ニ無之候得共、 併所々より差支之所も在之

四月十三日 ハ引立不尺取候 上々日和ニ而、 暖気ニ相成候、 雨不足二而、

麦

一米 壱斗一升ニ而不足

一麦 弐歩三朱位

七拾文位

依而、ところ粮も少しツ、相用候家も多し、

一回 壱貫五百六十文より六百文迄

からし 大ニ高直 四拾六切と申

一同油 八百匁位

X

和薬之相場

一新当帰 歩ニ三貫匁生

一新川芎 三貫匁

切りた

荊芥 弐貫久

此品無之候

澤瀉 柴胡 此節下ル

生姜

一芍薬 不足

四貫七、八百匁

両七貫匁ニ而

此品無之 六貫五百匁位

竹節人 △斤 弐匁壱分

アケニーにく

岩谷堂直段

蒼本 壱歩

メ 都而高直

当年之はしか者、十五年先年よりも軽く、貧家在郷抔ニ而此度ハ稀也

者薬不用候、依之薬類売不申候得とも、一体近年之不気候

ニ而、都而不足、尤かて取のミニ而、薬掘之不足、如此、

四月十八日 昼地震

昨日より風替り、東北、寒、雨気ニ相成候、

麦、雨無之、所々かれ相出、むし付在之候、南方尤あしく

候、

同十八日 市 不盛也、

一米 壱斗壱升

麦 至而不足もの

弐分三朱三歩位

一干かて 小壱升 百文位

南方ハ高直、壱貫五百文一回 壱貫五百六十文

古莨 下の上 弐拾四、五切

一新ハ 十八切位

一からし 四十八切

同油 八百匁壱歩

一魚油共ニ高直

上壱樽 壱分三朱位

| 干葉 | 弐ツら百廿文位

弥々四月十七日江戸表御出立相成候由、

御巡見様、

通り筋、此辺先達而中より海道御普請ニて、通り相成候、

北国通り御下り、松前御渡り、南部路より御国へ御入、水

沢御泊り之由、当国へ者八、九月ニ可相成候由、天明八年

之試也、

此間参り、天明八年之時記録ニ而心掛相勤候風、右写候方、諸事心掛、又ハ勤方之風、昔之記録当所ニ無之、千厩より

9月1月19日) 当年迄餓死多、人無之、御普請方并諸事ニ難義可仕様子、

当郡ハ藤沢御昼、千厩御泊り、松川御昼、右三ケ所江之役狼川原御泊り

割、一字ニ而九百九十九人と御用ニ相成候よし、先日肝入・

検断千厩寄合、三日在之候、不遠御宿、御普請取立ニ相成

候由、当所ハ

円入寺 早道松本彦左衛門様方

此度ハ初而 明光院

右三ケ所ハ、三頭之御殿ニ成、

日 きのへ子、日和、風、暖気、四月十九日さら~~雨、同夜雨、廿二日 時雨、

同廿三

一米相場 不相替

依之御

一大豆 弐歩三朱

弐朱

一小豆 弐歩三朱

X

350

雨不足ニて、麦もあしく、引立兼候

田もわれ候風、

流行之疫病も甚多し

下り和薬類、引上物申来候分

一干姜 三歩

生姜

四匁五、

六分

一柴胡 三歩

丁暦子

七匁

小茴香 五匁

一大棗 三匁

| 細辛 三匁

F落物 一冬瓜子 六匁

一唐大黄 十五、六匁下落物

一木十 十弐、三匁

メ 此二品ハ、廿年已来之落、

生姜、干姜之上ハ、弐、三十年ニハ覚無之上ケ也、

り候、 事、 折 几 ふり、 雨気に成、 月十 田者未夕水なし、 暖気、 何方も苗宜、 廿七日 四日 夜雨、 ひのへ寅、 昼過雷勢少し、 上日和、 廿九日 麦も成生生長いたし候、 廿六日日和、 此間之雨ニて、麦ハ大ニ見直 万物へ不当候風、 日 ロ和ニ成、 同夜雷勢、 夜百五なり、 晦 日 雨 廿八日 H 廿 和 五. 霜少々お 二而 H 曇り、 雷 し候 雨 雨

同月十七日江戸大火

同日午上刻、小田原町湯屋より

小田原丁不残、安神町、 不残、 丁目共ニ、 弁慶橋手前より押廻り、鎌倉川岸過より三河丁、昌平橋迄 石丁四丁共、 西ハ小川丁、 瀬戸物丁駿河丁、 本銀丁四丁共、 猿学丁表裏共、 (嶺樂丁) 伊勢丁、 両替丁、金吹丁、 品川町、 鎌倉川岸、 木路橋過、 佐屋丁、 今川橋向者、 真な板橋迄 本丁四丁共 宝町三

焼抜、夜四ツ半漸々火鎮り、

大ニ焼候事、十年已来三番め大火也、右仙台へ三日之早ニて、廿一日着申来候事、誠ニ宜所計ら

閏四月朔日日和也

二日日和、三日日和、此間格別暖か、

三日市、相替義無之、緩也、

一米 壱斗壱、弐升

ふきかて 小壱升六、七文

一麦ハ少し下ル

こ而も緩々敷相成候、しびも相応ニ取れ参候気仙沼辺、廻米在之、同所同直段、浜方へ不向ニ而、高直

ほも小さく、あしく候、 不同、遅き麦ハ却而上麦ニ相成、早き所ハ一向ニ丈無之、不同、遅き麦ハ却而上麦ニ相成、早き所ハ一向ニ丈無之故、此節麦ハ出ほ最中、早き所ハ出払ニ相成候、春中雨無之故、

留る、尤甚しく寒し、六日 日和、暖和ニ相成候、山々大四日八ツ雷勢、雨はれ、又冷シ、五日 風、一頃大風、暮

雪也、

当春ハ、此節農事一統ニ手廻シ相成候へとも、水不足ニ而

しろかき不成所多し、依之仕事半途、豆まきも初り、苅敷

も初り候、麦之作思之外あしく候、

七日俄二大暑気也、八日曇り、雨二成、冷気、九日風大ニ

寒し、至而不同也、

所、去年春貧民江施し致候ニ付、御賞之上、しま木綿弐反同七日、御郡奉行様千厩御泊り、手前抔へ御差紙罷出候

頂戴、及川舟の三人、其外壱反ツ、、

見分、弥々御宿事定、円入寺、明光院、松本彦左衛門様

御巡見様御通り筋之御廻村御見分、当所江八日

三御

픥

御

方、三ヶ所、

振、 子ニ付、 松前江御渡り無之候へ者、 心之事ニ相聞へ、諸事先年より入料不足ニ相成可申様子、 年ニも無之、 又天明年中ニ者九月上旬、 御下り之公義衆へ御取合ニ相成、 諸事御取詰相成候事、 御国方困窮、 此度ハ六月ニ相成候、 御国江七月初ニ御 難渋ニ相成候ニ付、 宝暦年中ニ者六月御入之由 統御役人様中御安 入可 諸事御取 柏 此度ハ何 成御様 扱

先年御取扱振之記録参り、写候事、追而留置可申事、

候、併諸作へ不当候、苅敷方最中ニ相成候、閏四月十日朝大霜、十一日朝霜、此間者朝ニ寒く、霜在之

莨も、春長之年故、不景気ニ而も相応ニ引、不安取引、尤

地之不足也

去年新ニ而 五両より十八切古葉 上方五切、古下 五両

一米惣庭 壱斗五升

上々葉

廿一切位

1

風ニ相成候、十六日大風、弥々田ニ水無之、田植相成不申十五日朝五ツ地震、又昼九ツ地震、朝曇り、昼日和ニ成、十三日より十方暮、晴曇り、水不足ニ付、田植支度六ケ敷、

候

相 去冬中相願置候御制札之義、 罷登候樣、 付、 茁 E候所、 為差登候様、 御代官様より被仰渡、 松川分共ニ、 急ニ被仰渡、 両所より壱人、 御書替被成下旨、 昨日千厩江流玖包二而持参 松川町之者壱人ニ而、 鬮取之上才料致、 古札才料相 古

右入料ハ、町内かゝりと相見得申候、久敷御書替無之、古

御制札持参、

今日千厩より直々罷登候事

成 弥々田畑共ニ日照也、 田者干われ、 閏四月十七日 尤代かき不相成故、 苗代江水を吸入候所多し、 大ニ暑し、又大風ニ相成、 十八、 田植も半分之見当、 九日より之初田植、 此 向 間中之風ニ而、 ニ雨無之故、 然ル所、 日延ニ相 同

て大ニ田植、初日代不成所ハ、此水ニ而も植付不相成候、十八日 大雨ニ成、諸人大悦、八ツ上り日和ニ成、此雨ニ

夜より雨ふり二成

え初り候事、

麦ハ、 此辺一統二不宜候、 此雨ニて少し見直も可申候、 Ш

通り并南方ハ宜候、

当市日、 此間之風ニ而、一向ニ肴無之候、

穀物も、 所々緩ミ申候

閏四月廿三日市

米 壱斗一升

ふきかて 壱升七文位

麦 前金ハ壱俵付 壱歩より壱歩一朱

新麦、作あしく候、

壱貫五百四六十文

金銀不足、ゑり粕計ニ而あしく、 札専ら好ミ申候

X

入梅者、 廿一日より雨不足、 水無之田植者、 七分通り漸々、

京都より書状着、 江戸より上方麦上々作、 道中筋大体壱斗

弐升位、

京都ハ、白テ壱石百匁位、

江戸五斗四、 五升

麦宜、 追々下落候、

御巡見様方、 江戸表へ御取合之上、 諸事御倹約、 酒 *)*\ 切

御用無之訳ニ候、

御宿、 御泊り道具、 大体御城下ニ而御用意相成、 御持参之

様子、

御用米、 東山三ケ所ニ而、 玄米百弐拾俵之御見詰、

村方へ

御割合御貸上候事、

御入料、不事御用金、 弐百両御備ひ之所、 有者共より冬迄

御借上之御吟味ニ而、 当町江百五十両被仰付、 金弐拾五両

ツ、、 手前初め六軒江、 御代官様より銘々御通帳被相渡候

事、

御普請方御取立二相成候、

廿四日、廿五日夜雨、昼過雨 廿六日 晴れ、 廿七日 日和、 廿八

H 此間日和

半夏、十一日十日より 此後八専中晴曇り、八専 暑し、 三日 雨 兀 日雨 少々冷気、 折々雨天、

御城下ハ、 御宮町へ相撲・芝居御免ニ相成、 五月十五日 ょ

芝居相願候二付、 茶屋等御免

り両品相立候事、

御城下一番二大破致候二付、

願之上、

定

綿并木綿弥々高直二付、 古手大ニ高直ニ相成候事、

御城下ニ而、 手拭壱百三十弐、三文より百五十文迄、 此辺

同様、

五月ニ相成、 不天気、

御城下玄米 追々引下ケ 五.

新麦 御城下近在上々作 白 壱斗四、 五升

殊ニ麦ハ、上方上々作之由申事

此辺之麦作者、七分通り之作、併実入宜相成候、

鉄せん、

当地之相庭

米壱斗壱升五合 弐升迄

右ハ、廿三日市日

新麦未不出候

此間不天気に成

廿四日きのへ子、 晴曇り、 少々小雨

廿五日晴曇り

廿六日寅之日、 晴曇り、 きり少々、 両日不天気、

鋳銭吹方相成候へとも、 金之仕入ニ相成候由之事、大仕掛也、寛永通宝と申文字也、 花々敷吹不申候、 鍛冶町菊地三九郎殿、 金ニ相成候容子、江戸より御役人両人被相下候事、 尤新銭未タ御遣ひ出し不相成候、 大分之金入、只今大ニ困り候 銀主思之外無之、尤割合不宜、

座元北

損

天保九年 (一八三八)

誠ニ大

申

江 戸御城西の御丸御普請ニ付、 御家人一 統御手伝金割之事、

御禄高へ壱弐五と言割掛なり

壱万石ニ付、 千弐百 五十 · 両ツヽ、 大痛 也、 他御大名様 ハ

至而軽し、

田植仕付も、 頃迄ニあらく 水不足ニ而、 相片付候、 併水干之場残ル 延引相成、 御領内 統五月廿 Ĥ

五月中旬より、 大暑気ニ可相成と咄居候所、 思之外不天気

相成、

冷気、

御巡見様御事、 弥々六月廿三日当所へ御入之由 三而 御

請方当月初より御役人様御出張、

東山三ケ所之引切、

黒

田

普

金三拾五万両之御見詰、

人 成候、 栄次様, 本彦左衛門様、 七十人と参候、 村 其外壱、 々より萱、 右三ヶ所へ引切肝入三人被相立、 両 此肝, 芝、 人并ニ、 入役、 諸色駄送、 当所御殿円入寺、 古肝入兵三郎殿、 又ハ人足、 明光院、 毎 検断清助 御造営相 日 Ŧī. 松 +

> 御公義より、 く 入格別御吟味軽く相成候、 不痛様こと之御下知、 別而御倹約之義被仰渡、 先年とハ大ニ行違候事 御普請方も至而被相やつ、 右ニ付、 大ニ諸 事軽 諸 物

参、 御宿二而、 御繰物二相成候由、 御用二相成分者、 御郡ニて御用意分ハ、 大体御 城下より 御 がらく物 用 意 御持

計と相聞 申 候、 尤所 々他 国承候所、 此度之御巡見様

先年と違、 真 心安き容子ニ相聞へ候

--- 御

御台所方銀主御取組二、 春中小松新次様大坂へ御登り、 升

屋平右衛門方へ、以前之通御頼ニ相成、 御借受相弁候由、 明年御台所御 相続

御都合能御下

向

之所ニ、上方より御道中、 種物二而、 弥々御 比大病、 御 下

無程御病死相成、 御一 統様御迷惑之由申

二 登 御前より被召出、 候所、 り被仰付、 御 目 見 都合能 へも不被成置御 隠居料 相 弁、 二百石別而被下置候 御 下り之所ニ而 病死ニ而、 者 残 上三而、 念の事ニ候、 高名手

大坂

弥々如何と、 諸人危ミ候

殿、

升澤村肝入民次殿

札通用大ニ開け、 札計り、

金銀不足ニ相成、 江戸為登金并他国払之金銀ニ困り、 札切

替打ちん、 御城下二而、 金百両二壱両位之割合、 聊之金抔

廿両ニ壱歩之割、 諸方へ切替相廻り候事、

上方者、 銀切替相賃、 百両ニ三両位ニ在之由、 誠ニー 統 金

銀通用、 乱世之事ニ候

中古、 金歩判百両ニ七両弐歩、 十両三歩之わり、 江戸表者、

十両ニ壱両

古南鐐も、 右之割合、 殊ニ割合よろしく

新銀壱歩判、 御城下ニ而も稀ニ外在之、 通用金ニ未無之、

五. 両金ハ殊ニ不見得候、 百銭ハ通用相応ニ相見得候

入

当夏蚕、 一体ハ不足ニ相聞 へ候、 併相応之当り作ニ相聞

桑も思之外不安売候、去年ハまゆ下直にて、三百匁位

三百弐、三拾匁位迄仕揚り、 糸者追々高直、 弐百匁位に売

利ニ成、又冬より当春殊ニ引上、 百八拾匁位

尤真綿も高直、 京都ニ而、 六拾両迄壱箇二而売候、 右ニ付、 此節まゆ出来、 諸国不足ニ而、 売立候所、 如 此上ル、 五升壱

> 歩、 セり込、 四升八分位迄、 買候由、 少々行当りニ相見へ候、 弐百廿匁、 四十匁、 又弐百匁上り位迄 余り高直也、 依

而少々手を引、 見合ニ相聞へ候事

御上様御飼囲ひの 靍 閏四 月子弐ツ出生致候、 珍敷事と、

X

御

城下ニ而専ら噂さ、

尤見ニ参候者多シ、

五月廿七日 雨 夜冷気、 風、 廿八日風、 曇り、大ニ冷気、

廿九日曇りはれ、 冷気、 至而不気候、 閏四月よりハ、 五月

中甚冷気、不気候、甚以不安心之夏也、今夕丑の時土用

り買人多し

まゆ弥々高直、

壱升壱分、

大まゆ高直、

弐升五分、

所々よ

六月朔 明日晴曇り、 曇り勝 冷気、 甚不気候、 北東之風、 同夜より

雨

同二日 醎 東風、 時初ふし也、 終日雨、 尤東風、 誠ニ不気

( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )

等着し寒也、きのヘ子ノ日、又ハ寅の日之雨ハ、六十日と

申、至而あしく、

三日雨かはれ候へ共、曇り、又きりニ成、

当町米相庭、未夕所替候へとも、脇々ハ不気候に付、引〆

ル、先月より気仙沼へ他所米参り、下直ニ売候ニ付、当地

より不向候、

当市日、米不出ニ付上ル、三日

一銭 壱貫五百文

一米 壱斗壱升

一もち 壱斗

新麦 不出なし、

メ 弥々諸品引メ

土用中ニ相成候而も、せみ抔之類、一向ニ不聞、

無之候、

着類も冷気故、綿入抔ニて居候、諸人大ニ心支致候、跡十

日も此通りニ而ハ、凶作ニ可相成と申唱候、尤稲へもむし

付、場ニより赤色ニ相成候、誠代柄あしく、いつ迄も難義

凶年之暮方明れ居候、

四日酉の日、晴れニ相成候、尤今日より大暑と申暦之表也、

暑く相成候、諸人悦び候、

五日曇り、少シ晴、模様暑く、上日和ニ成、六日上々日和

依而人々安心致候、七日朝曇り、四ツより晴れ、上々日和、

八日丑、曇り、暑シ、又晴、九日曇りはれ、弥々暑シ、上

気候ニ相成候、

先日中之不気候ニ而、所々大ニ騒き、穀物引上候、

十日明方時雨、又晴、日和、九ツ雷雨、大雷、今日大暑き

也、十一日明方雨、晴曇り、七ツ雷雨、同夜大雷雨、十二

日日和ニ成、

此間之暑気、近年ニ無之暑さ、諸作物大ニ見直り候、

一大まゆ 壱升八分ニ引上候事、

伊達衆并御城下衆買方

一御巡見様方役割之義ハ、閏四月中旬、千厩ニ於而御吟味相

成候事、

同月末ニー統御呼出し、

役割被仰付候事、

三御殿、 御三方へ検断役三人、 清助殿并弥右衛門、 手前喜

平治也、 引通し御案内ハ、古ノ地肝入源兵衛殿并 其外他

村之衆中、 同村境七曲りより長部村渡し場、 前沢渡し迄

東山分之御案内十八人程在之候

六月十一日、 当所御用所江寄合、 七曲り迄一 同ニ参り、 道

行 山々、 風土御案内手扣、 旧記江引合被相成候事、 尤勤

方、 銘々書付ニて被相渡候事、

検断

清助

円入寺

御殿

黒田五左衛門様 肝入 兵左衛門

及川

芳一 郎

柳也

源内

御台所肝入 徳兵衛

中根伝七郎様松前二而御病死之由 検断 喜平治

岡田様方脇亭二成

松本氏 本亭 黄海肝入 友之助

肝入

御殿

喜兵衛

脇亭 惣右衛門

岡田右近様

一明光院

検断

弥右衛門

本亭 升沢肝入 民治

御殿

脇亭

甚八

御殿肝入 佐蔵

此所焼跡、 養之助屋敷へ表御門立曲り致、 二の御門江入様

ニ致候、

右三ヶ所出来ル、 早道計り此度新ニ相立候事、 下地 ルの御自

分普請、

造作

こハ御上

か

ŋ

其外弐ヶ所ハ修覆ニて済、

垣

結ニ計り多く人足掛ル、

天明八年之節よりハ、

格別ニ略ス

御役人樣御出張所御普請中 なれ共、 四十日程 ニ而出来、 壱ヶ所

御用人

小池精兵衛門

給人 串附兼

中小性

徒士

四人

足軽以下廿七人

メ 四拾弐人

岡田右近様方

御用人 布施多仲 後藤権八

給人目付兼 弐人

勝手方本メ 壱人

中小性 三人

史料編 360

中野伝七郎様

黒田五左衛門様 御用人

御巡見御道勢左ニ

弐人 · 小林三郎治 旅原市之進 給人目附兼

弐人 小崎半三郎

勝手方本〆

壱人 供頭 中嶋平左衛門 田村文之輔

弐人 田中秀蔵

嶋田喜平

徒士四人 足軽五人

四拾壱人

藤沢左次馬

手廻り中間、亦者迄廿弐人

## 〆 四拾壱人

## 惣〆 百弐拾四人

日頃之見当、
日頃之見当、
日頃之見当、
日頃之見当、日和御見合、松前へ御渡り之由、此間
月廿三日御着之由、日和御見合、松前へ御渡り之由、此間
月廿三日御着之由、日和御見合、松前へ御渡り之由、此間
江戸表四月十七日御出立、北国通り御下り、津軽三厩へ五

外ニ

御郡奉行様三人 御馳走役

仙台御医師三人

村上常之進様 当時公儀使

笠原一覚様御 引通

伊庭宗七郎様 当郡御扱

六月十三日雨天、三日程雨続也、今日ハ至而冷気ニ相成候

尤北東風ニて寒し、

一米一壱斗一升五合

新麦

小手物

壱升三十七、八文、四拾文位此間まれ / 〜相出

銭 壱貫五百文ニ而不足

真綿ニ仕揚候而ハ、両ニ弐百七、八十匁位大まゆ之高直者、是迄覚無之直段、壱升八分、

糸ニゑり出可申風

糸之高直も、四・五十年已来之高直也、

天、十七日はれニ成、又小雨、十八日雨、長雨ニ而、風也、節不相応之嵐、十五日曇り、風少し直り、十五

十四日北風二而、

日和ニ相成候へ共、

至而冷気、

昨夜ハ雨、

十六日雨

諸作

又悪く相成、諸人心支致候事、

米穀不出引〆 米壱斗一升

麦打不相成、もい候事、

御巡見様御殿ニ而御用立品数之内、 本亭・脇亭才覚持参、

御用立候分左こ、

藤沢御昼所

中根伝七郎様御殿分

御上通り

塗木具 壱枚

但、 御手拭御用立三方

掛物 壱幅

但、 竪物横物ニ而も絹表具

絵之内文字ハ御指支之事

付札

此掛物、 御床前ニハ御朱印台計りニて、 掛物等飾ニハ不及

事ニ候由、 湯の原より申来候得共、床江ハ不相掛、 才覚心

掛置申候様可有之事、

掛花生 壱ツ

但、竹二而も不苦、御床者御朱印台指置候間、 掛花生

ニ無之候へハ差支候事、

付札

何とも相決し兼候得とも、 右付札同様之

此掛花生之義ハ、

事ニ候間、

心掛置候様可被申候

御刀掛 壱ツ

但、三腰かけ、長壱尺六寸、高壱尺三寸、腰板三寸、

不苦候、

御扇子掛相付候、

御莨盆 壱ツ

苦、黒塗蒔絵、梨子地、朱塗之内青貝、 但、火入灰吹共ニ瀬戸唐金之内、莨入ハ無之候とも不 御家ニより御

忌被成候義ニ在之候間、 指支候事、

飾硯箱 壱ツ

但、 黒塗蒔絵成とも不苦、 硯水入のり入封切、 小刀と

御茶わん 壱ツ

但、 染付錦手大白之類、 金ふち

屏風 壱双

御次之間ニ差置、 御用之節指上可申候事、

御膳椀 壱人前

但、 黒金鋳懸之類、 上々物、 木具せん

御飯鉢 

但、

右同断

御湯次 壱ツ

御飯鉢御湯次台 弐

史料編

御扇子掛無之候ハ、、付不申候而も

362

但、 春慶九寸

御通盆 但 御セん同物 弐

南京等之内、

香物皿

壱ツ

但、

染付錦手大白

大皿 中皿 壱ツ 壱ツ

猪口 右同断 壱ツ

右同断

中砂鉢 壱枚

右同断

御重箱 壱ツ

但、 蒔絵梨子黒塗等之内、

面 一々盆 壱枚 蒔絵等之内、

但、 本塗梨地、 壱ツ

御湯せん

御引盃 此御盃等ヲ始、 壱ツ 御酒道具者、此度者酒被相禁候事二被

仰渡候間、

御入用ニハ在之間敷と存候得とも、

万一 御

> 酒道具へ入候物ハ、 置候様可申廻、 用之節ハ、指懸り才覚も相出兼候義ニ候条、 此調之内、 不残心懸置候様可申、 替敷と申物無之候所、 下通り迚も 前以心懸 都而

御組盃 壱組

同様之事ニ候事、

但、

台共ニ

金銚子 壱ツ

蓋本塗

御菓子台 壱ツ

但、朱又ハ黒塗蒔絵等之内可然候事、

腰高茶台 壱

御吸物椀 但、本塗蒔絵之内可然 壱人前

茶セん蓋 壱枚

御水吞茶碗 壱ツ

但、 染付錦手大白等之内可然事

火鉢 壱ツ 壱ツ

七りん

御手拭かけ 壱ツ

御薬茶椀 染付錦手之内、 壱ツ 金縁

天保九年 (一八三八)

刀掛 六

但、 御用人給人之間

莨盆 御用人之間、 拾弐

本塗、

灰吹莨入ともニ面々上可申分

莨盆

但、 給人より徒士迄、 春慶等之内火入灰吹迄

硯箱 弐

玉杢黒塗之内

但、

膳椀

弐人前

御用人うるミ、黒塗等之内

膳椀 拾五人前

之外色不同ニ而も不苦、人数拾弐人ニ候間、 但、給人取次、会津物之内、中物黒赤之内在合者、間 人前ニて差支候義も可有之、拾五、六人前分も心掛候 碇与拾弐

様可申上候

膳椀 弐拾七人前

但、足軽、又者、右品下物、 人数廿七人程と在之候間、 人数相過候や、 難計、

四拾人前も心掛可申候事、

飯次 七ツ

但、 湯当、匕子共二、御用人、給人、 小性等、 御徒迄、

> 椀色同色ニ無之共、 似寄候物を心掛可被申候、

六ツ

もわん江違候而も不苦候事、 但、 湯当、ヒ子とも二、右之足軽、 又者迄、春慶成と

通盆 拾枚

但、 御用人、給人等之分、諸士共二、 わんニ似寄申候

分、

通盆 拾枚

但、 会津出合もの、 足軽、又者之分、

飯次台 七ツ

但、 春慶九寸、 御用人、給人外台なし、

小性、 徒士也

香物皿 弐ツ

猪口入候ハ、、 直々心を用ひ可然事、

右ハ御用人方染付上物

同皿 拾弐

但、 猪口相入候ハ、、 目付、 本メ、御徒者迄、過分ハせんわん同様心掛 心を用ひ可然品、拾人小性方中

可申候、

香物皿 弐拾七

足軽、 相馬燒猪口下物 又者迄、 品々同断

中皿 弐ツ

但御用人方染付

中皿 但、 拾弐

給人、目付、 本メ、 小性、 御徒者迄、 品々同断

中皿 弐拾七

但、 足軽并徒、又者方、 相馬焼下物、 品々同断

大皿 弐

御用人方染付上物

大皿 但、 目附、本〆、給人、小姓方、 拾弐 御徒迄、

内、 過分心掛之義、右同断、

大皿 弐十七

但、 足軽、又者、 右同断、 相馬燒下物之内、

大中小砂鉢 三枚

但、 染付中物

壱組

本塗無之候ハ、、 古損不申候、 春慶ニ而も不苦候

面々盆 四拾壱枚

盃并台共 但、会津物中不苦候、 壱組

> 銚子 四ツ

但、 御用人、 小性之間、

本塗蓋共、

同 五ツ

但、 御徒、 又者分、 金并木銚子ニ而も、 在合次第、

吸物わん 拾人前

但、会津物中品等

水吞茶わん 五ツ

但染付

平茶台 六ツ

但、会津物黒途

染付等之

御用人、給人、小性、 徒者迄之分、

同品 四 ツ

但、足軽、又者迄分、

指茶盆 弐ツ

薬鍋袋共 壱ツ

但、 御用人方

但、 桶火鉢、土火鉢ニ而も、

きれい成もの

壱ツ

四ツ

但、 給人小已下、損無之、古くとも不苦候事

鉄小火箸 三せん

## 但、 御用人、 小性迄

水指口手桶 壱ツ

蓋ともこ

但、高サ七寸五分、 口八寸、手七寸、 右ハ御茶番方相

用候分、亭主才覚ニ候ハ、、 何ニ而も見合可然候、

まな板 但、 壱枚

長三尺弐寸、 横壱尺三寸八分、厚三寸四ツ、 足高

サ四寸一寸、

鉋丁 **弐**通

切酒 壱ツ

高四寸、 指渡壱尺一寸

茶釜 弐ツ

大壱番鍋 壱ツ

ふた共ニ

弐番なへ 壱ツ

同

八人鍋 弐ツ

同

五人同 弐ツ

銅薄鍋 壱ツ

銅しやくし 三本

大やくわん 弐ツ

十呂はん 弐丁

結行器 弐ツ

七ツ入子 壱組

大結七ツ鉢ニ而も可然候

あふりこ 弐ツ

ほんぼり 壱ツ

硯箱 弐ツ

箱提灯 右之内、 膳椀、 弐ツ Щ 砂鉢等、 都而下通り迄人数高通りニ

颅 過分無之義ニ候条、 下通り抔ハ、是悲拾も十五も 過

書理書江も取合、 心掛可申候事、 こ心掛置不申候、

然而ハ、

御間欠さし支候義可在之、

前

右之通、 御自分共才覚、 御用立分二候間、 早速吟味、 心掛

取可相渡候、 置候様可被申候、 右調之外、 右に付而ハ、 御用意物、 各勤書段々相伺置候条、 御拵方等ニ而 御用 写 立

候訳ニ候条、 我等共引切所へ申出、 請取、 夫々相備置、 諸

不相済、 尤各勤も不相立訳に候条、 口々理書之通、 諸道具、

事無滞様

可申候、

右調之通、

万一不取揃

心懸ニ而ハ

指

外ニも、 御上御壱人前ハ、格別似寄候物計才覚も相出申間敷候、 不相成候様吟味首尾可有之、不分之義ハ、我等共へ引切所 候訳ニ候、 も何分指働、 体似より候品ニ而可然存候、 段々被仰渡申渡置候通、 勤書江取合、指支候物ハ、自分才覚ニ而、 御殿詰打合、才覚、 天明之度ニも、 無間違才覚可申事、 都而ハ劣略之義ニ候間、 右調者、亭主才覚ニ而御用立 御用立候様可申、 此度之義 右書立候 御間欠 各二而 大

六月十一日

へ取合、首尾可被申候、

此段共二申渡候、

以上、

大肝入

芦章右衛門

同

岩渕東七郎

検断

藤沢町

喜平治殿

本亭

黄海村肝入 友之助殿

脇亭

藤沢町 惣右衛門殿

御殿肝入 藤沢町

喜兵衛殿

本文調落、左ニ申渡し候

風呂 壱ツ

釜 但ひさく共ニ 壱ツ

水さし 壱ツ

薬溜 壱ツ

葛入 壱ツ

砂糖入 壱ツ

尚以、 本文申渡候通、 無間違首尾可在之、早速順達、 各寄

見分相受、取極置候様可在之候、

順達、

留より我等方へ可

吟味、打合之上、

諸事相決、

諸道具取揃、

御役人様御

被差戻し候、以上、 全備不仕候ハ、、何分似寄候品、

天保九年 (一八三八)

才覚首尾可有之候

御巡見様御通三付、御朱印写御配符、受渡候方、諸道具心

掛之義、左三申渡候、

一御配符入箱 壱ツ

但長壱尺五寸位

風呂敷 壱枚 棚先触包

油紙同断

小細引 弐本

一呉座 壱枚 受取拝見ニ用ル敷也

是ハ道中ニ而さし用ル

是ハかつき棒也

傘

壱本

壱本

棒

右者、宿々切二心掛可申候事、

一〆り組頭 弐人

一人足 六人

一先走り 弐人

X

右者、藤沢、千厩、松川共三、宿切心懸置、御配符到

長邪寸肝入寸忝、Դ昜\盲尾可玍之矦、来次第、大急継立可申、松川より前沢町江継立候節者、

長部村肝入付添、舟場へ首尾可在之候、

可有之、且受渡候節、手置大切ニ写取、墨付等無之様、蠅右之通、人品等吟味、前広心掛置、其節聊無遅滞継送候様

尤御配符順達次第、千厩我等引切所へ、写を以大急可被申之時節ニも相成候条、蚊屋張り写取、指立候様可有之候、

聞、此廻文早々順達、受判、留より千厩引切所江、早速可

被指戻候、以上、

六月十四日 大肝入

同

芦章右衛門

藤沢町

検断

清助殿

同

喜平治殿

弥右衛門殿

千厩より松川、長部迄、廻文直々相廻候事、

同十六日、 物持中道具吟味、 見相成候事

٨ 朱わん御きらい之由ニ而、 御上三ヶ所江御用ひ相成分ハ、 在合之刀掛者、 不足物成、 大ニ六ツ敷候、 黒塗之御道具計り撰み申候 其外ハ当所ニ而間ニ合候、 黒金縁之ぜんわ

御上用ひ莨盆ハ、 黒塗三ツ入之平物御指合、 御紋并名前 御

指合被仰渡候事、

本亭、 御殿出来候ハ、、本亭、 脇 亭、 懸持廻候番致居候様、 脇亭引受、 其外役々引取候様、 大肝入衆より被仰渡候 跡 々

大肝入

事

六月十八日 岩渕東七郎

肝入検断中

十九日晴れ、 廿日大雨ニて水相出 候、 引続雨天ニて、 麦打

向ニ不相成、

統ニ困り候、

尤諸作物不宜、

わせ稲此間

相出 **[候所、** 此辺ハ稲至而あしく、 引立兼候、 今年も中 々能

違 き作之見詰無之、 不安、 壱歩弐朱位、 人々心支致候事、 聢取引無之候、 麦も先日中之様子と 無覚速年柄ニ而

不安心之事ニ候

廿 半作ニ外相成間敷候、 方くれ中、 廿三日曇り、 H 日和 是より日 三成, 廿四日曇り、 併暑ニハ無之候、 和 弐 暑さ続候ハ、、 三日之内、 廿五日曇り、 冷気也、 漸々麦打ちニ致候 甚冷気、 可成之作、 廿二日曇り、 昨日迄十 無左

御巡見様方、 御賄御料理方、 御受負人方より被相定御用之

木町 吉岡屋 御道具并、

御献立御料理書可参候事

大町

万屋

後藤屋と申候

両 人

料理茶屋也

則 御代官様御殿御普請、六月廿四日 今日本、 脇亭受取、 渡しニ相成候事 并御用意方道具、 御見分相成候事、

当所之御殿 申無之、 本、 ハ、 脇亭両人江、 番先ニ出 [来相成候事、 并書事役と三人ニ候所、 先年 ハ 御殿 此度ハ 肝 入と

三人廻り番ニ被仰渡候、 本亭御殿肝入、 脇亭ニ而三人、 外ニ御台所肝入と申役、壱人ツヽ、 御補理方出来、 先年之御例ニも不抱、 被相渡、 右

御略シ 此度ハ 之諸道具ハ能過申候由、 可被御仰渡候、 別而御倹約二而、 家具之義も、 他国之風も、 御咄被成置候、 御代官様御見分、 只御上壱人分、 当町 X

方より取よせ候事、 何レ朱ハ御きらい之事也、 都而黒塗 計

三人分御セんハ、

高木具、

黒せん、

本塗計り無之、

北

引

り多く御用、

併三方抔ハ春慶、

御上計り御吟味、

御下通

在

合之道具ニ而宜敷候よし被仰渡候、 茶台等ハ 腰 高 御茶わ

ん錦手等也、 黒蓋相添、 のしここんふ、 **弐手ニ心掛** 候 御

右之外、勤方御殿中之諸首尾合、天明八申年之御留より精進之時ハ、こんふ御用之訳也、

御案内方色々之心得、 手

扣数々、 別帳ニ有之候事

成候事、 働人達者成人計り、 六月廿六日、 畑共ニ悪く相 麦も引く、 廿七日曇り引続、 成候、 単物也、 此節専ら麦打致し、 尤土用中より、 凶 年二可相成と、 さら( 此 節給、 わ 醎 いせ稲者、 冷気甚しく、 綿入ニて暮 最早心掛 先達 相 而

田

相出候、

六月廿八日 雨天、 廿 九日も 雨天、

此節 先日 返 中、 円に売払、 此地より向候事ニ相 気仙沼廻米有之、 当地并千厩町迄、 同所ニて下直、 成候、 所々引く、 気仙沼より参候所、 壱斗弐、 高直、 三升、 不出 又

当 町 相 庭

米 壱斗五合、 壱斗迄、

米無之候

麦引〆、壱歩三朱位、小麦ハ弐歩弐朱迄、引〆、相立候得とも、一向ニ出版 至而不出 也

無(覚束) 毎日々々之雨天ニ而、 人々麦も売不申風、 畑作共ニあしく相成候故、 小手物計り少々ツ 相 諸 作実入 出 候

成候へ 成兼候、 稲之義、 ハ、 当年之作行違候而 黄海辺より南、 出 [穂可 仕 由 相 随分宜相見へ 咄 .... ハ 、 候 とも、 生る人半分も無之様 候間、 毎 日之雨ニて、 日 和こさ 相見 出 相 穂

様、御代官様被仰付、其外村々江、朔日ニ精進、休日致候廿八日より、千厩於吉川寺、御祈祷致、五穀成就相成候

丹乀宇并月上様被仰渡候、

仰付候、

同晦日四ツより雨はれ、九ツ上り、

七月朔日日和ニ相成候、併昼過より寒ニ成、二日朝寒也、

飯後より上日和二成、人々少し安心ニ相成候、何レ六ヶ敷

年柄に候

御巡見樣、松前御渡海ニ而、御延引相成候物ニ相見得申候、聞

往還通り御飛脚度々相通り候由、何レ盆後ニ可相成容子、

尤御配符参り不申候、

先日又々気仙沼へ、越後舟積入米、南部御領へ着、依之気

高候、此間之様子ニ而ハ、何程ニ而も買物と相咄候、御巡仙沼衆五百石買入致、両ニ五斗弐升ニ申候、大ニ直段も不

見様方ニ而ハ、当郡ニ而百弐拾俵、御心掛わり合御備相成

御備ニ候所、御普請方ニ而、是迄ニ拾六俵程相用候由申候、候事、気仙沼者、百石之見詰ニ相聞へ候、当所ハ三拾俵之

不足ニ可相成風ニ申候、

七月三日、寅、曇り、昼過よりきり、

米穀売人不足、市中至而不出、尤囲ひ無之年、麦計ハ相応

こ取候年、

一米 九升二成

一麦一壱歩三朱

一大ツ 壱升百廿文位

一小麦 弐歩五百文位

先達而中迄ハ、他所清酒、又ハ濁酒等沢山在之候所、此節

一円無之候、

天ニ相成、甚六ヶ敷事ニ候、一昨日之日和続き候へハ、粟、稲、大ニ出穂相成候所、又雨

. 日雨天、御本〆様并黒田栄治様へ、出来御殿御見分、

四

なし、真綿買出し三百弐、三十匁、三百匁前後之売、段、紅花ハ六百匁五十両位迄買上り候へ共、当地御客買人百八拾匁位、百七拾匁位迄上り、まゆ五百匁位迄、珍敷直生糸、此節御城下織屋請渡、仕出多候而、糸入用多、当時

冷気、日々米穀引上候由申来候、殊ニ絹布之類御停止之趣、京都より書状参候所、上方并江戸辺も、至而不気候ニ而、

三ヶ之津御触之由申来候、

一米 両二四斗八升

江戸六月中旬之相庭

五月頃五斗八八升之所、引上、如此、

七月五日雨天、六日曇り、折々雨、毎日々々之雨天ニ而

稲者早き所相出候得共、

統ニ出

兼、

甚後

n

ニ相成候、

此

節誠ニ第一之時分ニ候へとも、一円ニ日和無之、出穂成兼

**毕会我屯可汝奏事、丘拝と下貳奏、下乍、凶乍川売奏事、申候、当年も凶作ニ可相成様子、一統誠ニ嘆き居候、尤大** 

年先、乱世之折ニ、ケ様不作続候事有之由ニ相聞へ候、年前世より至而稀成事、五百年已来ニ相見得不申候由、五百半余餓死可致候事、近年之不気候、不作、凶作引続候事、

作、不同可有之之由、誠ニ古今悪き世之折ニ相当り申候、之十方暮と申事ニ相聞へ、前後十ヶ年之間不作、凶作、中

此市合之取引、所々一統引上候、

一米 九升八升二成

大麦 弐歩位迄セリ上候

一小麦 弐歩半

大ツ 壱升百三十文

一ふき粮 七文位

此間ニ相成、酒も無之候

一紅花(客人一向無之、買人なし、損物、

一糸も百八十匁、買人なし、

成、米七升より六升七合半と申被参候、気仙沼衆、他国米買入候へ共、未夕着不仕候故、此間ニ相

岩谷堂町 九升

一の関 八升迄

御城下も騒敷相聞へ候、当年ハ北国辺も、南部も不宜由、

御城下御蔵米直段

金六切弐百文

七月七日さらく一雨、又上日和ニ直り、

同八日曇り、九日雨、十日曇り、又はれ、

一米 八升二成

一麦 金弐歩一朱位

一小麦 三歩之余と申

日々引上、売人なし、併思之外稲之模様能、少しツ、出穂

相見へ候、

御巡見様方、当月二日 津軽青森江御帰帆相成候由、一昨

之由、左候へハ、当所へ廿六日頃之積りニ相成候、依而御日御案内在之候、御道中十八日振、同月十九日水沢へ御着

郡奉行様三方、水沢へ御下り、所々御宿補理方御見分被成

置候、其外之御役ニ相下り候、

御巡見様方諸留数々、別帳ニ在之候、後年ニ見合可申候、当所御補理御殿、并家具等、都而入御覧ニ候様被仰渡候、

七月廿五日当所御着、千厩御泊り申来候、

七月十二日上日和ニ相成、大ニ暑く相成候、

昨今稲大ニ相出候様子、諸人安心之風、十三日市、昨夕大雷勢、大雨、今日晴曇りニ成、併暑し、

今市相応ニ盛り

一米 七升也

一回 壱貫五百文 市中不足

X

由、尤円入寺ハ御殿ニ付、せん香迄も消し帰り候様被仰渡、御巡見様御泊り、御昼所御殿御補理ニ付、盆中煮火不相成

相触候、

先日中之様子ニ而ハ、凶作ニ可押付様子ニ而、米穀殊之外大和暑ニ而、稲大ニ相出穂相成、畑物共ニ甚しく立直り候、暑し、依之諸人漸々安心いたし候、十七日日和、此間之日十四日大暑ニ相成、日和甚宜、十五日尤日和、十六日大ニ

引上候所、 引返し、 下直米穀相出申侯、 追々買人なしニ相

成候

十四日弐百拾日、 何事無之、不難ニ過申候、

十八日 市 昨夕雨、 今日はれ、

米 八升位

此間之日和ニ而相出、 少しツ、下ル、

十九日、 廿日日和、 暑し、

廿一日雨、 田南、 廿二日朝地震、 曇、

廿三日市日、 雨天、

米 八升

麦 弐歩一朱 売人不足

X

**美百廿日廿四日**、 静ニ而日和ニ相成候、

> 御巡見様御事御三役之内、方 中根伝七郎様御事、 南部路二而

御病気御差重り、 於盛岡二御病死被成置候二付、 御火葬ニ

相成、 直々江戸表へ御帰登、 往還通り直々御同勢、 宇御

登り被成置に付、 御両所様計りニ而、 御巡見方相成候間、

先々御休、 日御延引、廿七日当所御入ニて、千厩御泊り被りり首尾致候様、廿一日ニ御註進ニ而被仰渡

依而二日御延引、

仰渡候、

右之御註進、 当所三御殿、 内備共ニー宇相成、 尤御殿割替被仰渡、 廿五日御入之所待上候処、 大ニ内証繰合相成候、 其

段御代官様へ伺相成候

廿三日、 御殿入替ニ相成候、 早道へ岡田右近様方移シ、 早

道御殿之家具、 明光院御殿へ移し、 御郡奉行様御両人様之

御宿二被仰渡、 則喜兵衛、 惣右衛門両亭主ニ成、 喜平治事

旦御免ニ被仰渡候へ 共 又岡田様方脇亭甚八名代ニ喜

兵治被仰付候、 千厩町御宿ニ而も役替り、 御宿替り等有之、

大ニもめ合申候

廿四日より日和 成、 廿五日日 和

廿六日日和二而、 り大ニ宜相成候、 海道も直り、 今日より所々村々より、 統安心致候、 人馬大勢追々相 人馬之取廻

詰候

御郡切 御陸尺、 こ而相勤候ニ付、 御郡切ニ而相勤候事ニ相成、 今夕夜より七曲り迄相詰候、 今日百八拾人相詰候、 尤外

成候、 余、 様御四人、 七月廿七日朝、 其外御殿両所、 同日之朝、 朝五ツ上刻之御着、 壱番遠見狼川原より参候、 御賄所之調べニ而、 并御郡奉行様方御下宿、 今日天気替り、 両所之人数千五百人 三番迄、 御内証方御役 きり雨ニ相 御先番

古者、 煙り等ハ決而不立様ニ、 御巡見様御通り之節ハ、 町家一 統表を〆、 戸を立、

拝見も六ツ敷事ニ候所、

此

度者一

統 拝見いたし候事、 戸を明、 見せ店其通りニ而拝見致、 尤酒等者決而厳敷被相留、 尤在々より大勢罷越 売不申候、 御

巡見様方へも一円御用ひ無之候

当所御昼、 誠ニ上々首尾、 御国御入被成置候而第一 番之上

手配と相咄候、 一厩ニ而ハ、 無滞相済、 統悦ひ候事、

千

御はだ竿失念致、

一の関迄両人参り、

相済候、

二日日かんニ入

八月三日、 弥稲作穂者相出候得とも、 不実、 凶年と人々事

定致候、

ニ候、

ニ引通し御案内、

御代官様并其外御役人様七、八人、

大込

今市相庭

米 七升五合二相成候

麦相出不申候、 弐歩三朱位

壱升百文ニ相成候

X

帳

面共ハ別ニ有之候

人様御宿

御医師御三人、

七百人

兀 日曇り、 折々雨

節迄ニ稲とふみ不申候、 もや今年計りハ五分、 扨当年も夏中より不気候ニ而、 六分之作ニハ可相成と咄居! からもみニ相見へ申候、 節後レニ相成候へとも、 当年ハ随 候所、 此 ょ

而も、 二而、 成候、 聞 分花ハ掛候而も不実、 候、 是迄之凶年と違、 何程餓死致候哉難計、 此近村近郡同様、 畑作ハ少々宜候得とも、 稲相出候而も不実様、 人々明らめ、 至而あしく、 当分七升五合之直段二相成候 当年ハ引続之凶作、 観念致、騒き不申候 申年より不宜候由 終ニ不作ニ相 不作 相

続候事、 年ハ古川より石之巻迄之間宜敷相聞へ申候、 是迄承り不申候、 六ケ年続、 凶年ニ馴候事也、 御上様ニ而も、

此度ハ御手当も難被為及事ニ候、

ケ様ニ引

当

若柳 七升五合位 岩ケ崎も七升

八月八日、 当町 日和

米

六升ニ飛上り候

麦 壱升 三 金 子 三 歩

生糸 上方為登ニ不相成、 御城下織屋遣糸買計り、 大体

百八拾匁取引

紅花 四十両より四十弐、 三両

> ら盗取候、 此節相成、 依之一統迷惑三而、 畑物盗人多二而、 未不熟之粟、 畑通り番屋掛 大小豆之類、 専

九日日和、 此間日和続候得とも、 朝夕殊之外寒く相成候、

間、 当年ハ古米穀、 格別不足ニ相成、 雑穀無之、 此節より甚六敷事ニ候、 新麦取候分も青麦より喰ひ候

御巡見様御殿三ケ所之御普請方、 米代又ハ御出之近頃より御立払迄ニハ、又余程か、り 五拾両位掛り候也、 可申 其外

候、

此節痢病大流行致候、 病死も相応ニ在之候、

薬種類惣而高直、 右ノ内大黄十七、 八匁

甘草十五、

六匁、

此弐品大ニ引下ル、

八月十三日相場

同夜霜少々下ル、

米 五升迄売

此節在々江欠翔行買方致候間、 殊ニ高直、

新米 六升

麦ハ三歩弐朱、

右不同、 壱両と申事ニ候

新鉄せん、 余程相見へ、 通用候得とも、 銭ハ思之外高直

当分不相替

壱貫五百文

紅花買人追々参候、 糸も不下リ、 百八十匁、 百七十五匁位

取引に候

右 1両品、 上方相場宜敷訳ニ者無之候得共、 御城下ニ而 ハ、

他国へ札ハ払金ニ不相成、 依之品物ニ而買入、差向為登候

払ニ相成候故、 右之直段ニ而、 不相替買人段々参候、

候事、 何分金無シニ相成候間、 凶年毎ニ成行 様に無之候、 御領内一統札計り、 此節之札 産物下直不致 年来通用

致候、

御巡見様御事、 過ル六日塩釜御泊り、 七日御出立、 御城下

> 外陣屋ニ、 の町迄御出 御入之所、 南町大和屋 仙台御奉行様、 向被成置、 御城下表御叮嚀之御馳走、 御泊りニ而、 并御若年寄、 御滞留無之由 御町奉行様等、 御 宿 原

御城下相 庭、 銭ハ新多追々下ル、

御蔵米 六切位

市中米 七升

江戸米 三斗八升

京都 壱石百三、 四拾匁

X

方幕ニ成、 十五日夜四ツより月しよく、 十七日曇り、 醎 十八日曇り、 上日和、 十六日上々日 十九日雨 和、 十

石之巻辺ハ、四、 五分之作と申参候、 併此節出米無之、 せ

り買ニ而

米七、

八升

新米 壱斗一 升迄

麦 壱升八、 九十文

## 同白 百四十五文

此品高直

壱貫六百文

右之通ニ而、 此度ハ石之巻大ニ騒き不申候、 甚宜、 矢本も

在芝居抔ハ立、寛々敷候事ニ而、大ニよろしく、

此間之日和二而、 大二見直シ、尤南方ハ宜、 東山并本吉郡

ハ第一ニあしく、 昨十八日市へハ、大ニ相出申候、 併未不

下ケ候、

一米 古 五升

新 六升

一焼米 弐百文

廿七、 八日日和、廿九日曇り、 小雨、

九月朔日曇り、 此間暖気、折々小雨、

生糸百八拾匁前後、夫々買人参り、

紅花も四十五両位ニ而売

八月廿三日日和、 昨今朝霜、 秋日和在之、 南方弥々稲作直

四分、五分二相成候場所、 余程在之由、 追々米相出候

こ付、今日下落、

古米 五升五合より六升迄

新 七升五合より八升迄

麦 壱両也

生姜大引上、斤五匁八分と申来、

色よし六十枚

金箔大引上、

常色 七十枚

黒砂 九百匁ニ申来候

X

廿八日

古 六升

新 八升

焼米 壱斗より壱斗弐升

X

むき

壱両也

小売り計り之由

一白砂も引上候

一唐附子 五十匁より三十匁

×

一右金箔之義者、江戸西御丸御普請方御入用ニ付、不足ニ而

引上ル、

料紙類、都而地方も引上、御城下并上方共ニ引上候

九月三日市

一米 六升五合

新 八升

麦 壱両也

望人多し

一小麦 壱両一朱

望人不足

X

八日市

一米 六升五合より

新 八升より八升五合

一麦 種物 主歩主朱

壱両より三分三朱

銭 壱貫五百文

X

此間、霜さのミ当り不申、田畑少々直り、南通り宜敷、

四、五分之所余程在之候、新出盛ニ相成候ハ、、壱斗余ニ

も可相成様子、

此間大肝入衆御城下登り、惣御代官様御寄合御吟味

千両分御越被下候様御無心申来候由相聞へ候事、如何様御水戸大凶作ニ付、仙台江米壱万石、并浜かて、かちめ之類、

挨拶相成哉、未不知、六ツ敷事ニ候、

品一手亍即受皮卯寸矦垍眀引丶矦專、一江戸表銀主林金三郎、御貸金在之候ニ付、御国産雑穀并諸

品一手行御受被仰付候由相聞へ候事、

而、餓死致候覚悟、弥々ニ相成候、誠ニ在間敷年柄ニ候、当年之凶作ニハ、人々一向ニ騒き不申候迚も、詰り々々候

追々南通りハ宜様子、八分位之所多し、

□月十八日、 候、 秋日和一向ニ無之、尤甚寒し、 此間打続天気、曇り、 八専中当日快晴相成

米 古 新 八升五合位 六升五合

一小麦ハ、望人不足ニ而落、

南方より引合在之、先日より壱両ニ而段々参候、 醤油方ニ

相成候事、

此節何方ニも醤油無之、 の関より取寄、 小売致候、 壱荷

銀弐拾匁也、

壱盃 六拾文

酢 五十六文

とふふ 十四文

から 廿文

こんにやく 十三文

> 大麦 壱両也

白麻 大高直

三百五十匁より四百匁迄

生糸引上之事、

両二百六十七匁 位より

百七十匁

此節一円位ニ相成候、 尤甚不足年、

九貫め入壱箇ニ而者、

五拾弐両、三両位迄、

糸元上り、

高直ニ而、

損ニも可相成所、

追々引〆、

利潤

御国産御買方ニ此間被仰出候よし、

ニ相成候、 真綿不足、 上三百匁位より、 下四百匁位

紙類高直ニ付、 長面古帳紙等専相用候、 薬店袋同断

秋ニ相成、 所々芝居相立、 □年ニ而も騒き不申候、

□仙沼も所々より米相入、□日中より下落ニ而、(氣岫沼)

当所 □② 直

段

誠二無類之時代二候、 明日ニ死ス共騒き不申、 凶年ニ 馴候

か、

九月廿三日、 先日中不天気、 此間 日和続く、

廿

五日

雨天、

廿七日、

廿

当市日

古米 六升五合

新 九升

小麦下落ニ相成、 壱両迄、

先達而芝居相願候所、 御免ニ相成、 御下知被仰渡候

致、 当町凶年之折、 此節難凌御座候間、 度々焼失仕、 焼失難渋之者共為潤助之、 御難渋之者多、 居家造り方 筵張御

免被成下度申上候所、 御免被仰渡候、 依而、 御地頭様方へ

も申上候所、 前以御願相伺不申候間、 不相成、 尤町場江相

立候義も不相成候段被仰渡ニ付、

町場不相成候

近所

米九升

新ニ而

へ立申度、 色々相願候へとも、 村ニ而も御指支之由、 色々

もめ、 新沼分江相立候事二相成候所、 願候へとも、 佐伯平吉様御承知無之、 漸々今日ニ至り、 依之徳田分、 赤坂明閑

院焼跡 ニ而相立候様ニ相済候、 誠ニこはみ不分りニ而、 主

世話人、

諸役人大□□□致候、

廿五日より三日之□芝居

ŋ 程、 八日、 殊之外人勢衰ひ居候故、 等御附被下候上、 相撲相立候、 何年ニも無之候処、 思之外不当りニ候得共、 千五百枚余、 少々損金ニ相成候、 三日 首尾能済、 後日不天気ニ而五、 町中大ニ賑ひ候、 御改格と在而、 千厩御足軽両人警固、 諸事融通誠二珍敷事二候、 人気為引立候也、 廿六日より相立候、 初日五、 御免ニ相成候、 是迄御免筵張と申 六百枚、 六百人、 折悪く不天気ニ 中ノ日大当 メ弐千五百 其外〆り役 凶年続、 明日

共可なりと申事ニ候

天気能候ハ、、 同廿八日之夜小雪、 随分利分ニ相成候風 廿九日小雪 に候所、 前後不天気、

廿八日市 相庭

小麦 壱両ニ成

大豆 弐歩弐朱

三歩弐、三朱

所 々穀柄緩ミ候事 X

天保九年 (一八三八)

百廿五文

当二月、 金五拾両也献上、十月七日、 御知行三百廿五文御書付頂戴 於千厩御会所ニ、 御 外ニ 一弐朱也 肝入衆

致候、

郡奉行様より御賞ニ相成候、

御郡奉行様御物書様へ 百疋

御代官様へ品柄ニ而 百疋見詰

御横目様方

同

弐朱見詰

御役人様方へ莨弐本位積

但御割屋七人御詰合也

十両ニ金弐分八りツ、ニ当ル

五十両ト壱切四分也

□御下通リ数人

□百両ニ金五分九りツ、ニ当

金五十両ト弐分九り五也

金百疋 大庄屋へ礼

三分七り五 御手代衆中三人

面割り也

メ金壱両壱分弐朱 掛る

此所ハ先之悦ひ分迄見詰

同

検断衆

米 九升五合より壱斗迄 十月八日風

糯 麦 百拾文 八升より五合迄

大豆

大麦

小豆 百五十文

大こん 五、六文

当年大根も不宜候得共、 中通り之作、 申年より余程下直、

種籾不足二付、大庄屋衆より他郡買方御願相成候所、 沢廻ニ而、東山へ弐千石御免相済候事

伊

繰わた 拾四両ニ上ル

生糸ハ五十三両弐分迄

札両替 百両ニ三両ニ成

十月十日夕相応之雪、十一日さら雪、

同十三日、 喜平治御城下登り、

南之方稲作、其外畑共ニ宜、三分、四分、 五分と申作、

若柳 壱斗弐升

御城下 古川 壱斗三升 壱斗壱升

御郡奉行様御延引ニ付、 かり方三分通リ残ル、

壱斗四、 五升ニも可相成所ニ、御買米壱斗弐升ニ相立、 依

之不引下、却而引〆候、

の関 壱斗五合

一当町 壱斗より九升五合ニ成

右十一月八日市也

御城下、 石之巻、 古川辺、大根下直、大六、七文、五、六

文

繰わた又々引上、

金拾三両弐分位

木綿高直

杉原ハ六帖壱分

紙類大高直

大みの 九帖壱分

ばん蝋 八両より弐、三歩迄 四両壱歩位之所ニ大引上、

黒砂糖 八百五十匁

右之通、 都而大引上、珍敷引上二候、

江戸西御丸御普請ニ付、 金箔売留

小判 弐歩、壱歩、 金引替所へ相出候様、 此後銀計リ通用

仕候様こ、 江戸表御触相出候事

同所米、 両に四斗四、 五升

京都表、 石ニ而百三十匁

御城下ニ而札御切替、 日々々々御金入之事、 弐 三歩より

余慶切方不相成由御触之事

商人店々所々へ 切替相廻り候、 他所払金ニ行当、 壱歩ニ五

十文より六十文位迄取替致候、 追々金銀無之、 札計り、 古

所払金ニ産物高直、 ノ金江ハ、十両ニ三歩、 生糸引上候事、 江戸表 ハ十 五十五、 両ニ壱両ツ、、 六両ニ相成候、 依而他

両替所御金入用ニ付、切替 此度御城下拾人衆へ被仰付、 金主方

之事

壱人前へ、他所払米壱万五千石ツ、

>治五万石被相向候間、 向 五ヶ年之間、 為登米致候様取

組 此節より金相下候様 十月被仰渡、 取組二五人程相登

候

木綿不足、 高直に付、 古手類望人多く、 質屋々々、 仲買衆

中買出し、 質手形買之流行致候事、 高直ニ相成候事

大豆 弐歩六分位

> 割引上、大坂・江戸共ニ不足ニ而、 古手衆中、弐割上ニ候所、手拭壱本百五六十文 又三割上 相下り不申候 三而、 当冬ニ相成、

尤最上之方へも向、 木綿引上、

一ノ関様、 極御難渋ニ付、 度々之御用、 村々苗字帯刀、 鞍

馬御免、 一代、 弐代、三代、 又ハ御素年貢、 又ハ除山除地

等、 近年世二壱両、弐両之調達迄在之、 

騒動致候事、 質屋・物持等、 御本家様領入作迄、 統蔵々江御印符相成、 御用金調達被仰付、

御素年貢御進、 当町より

も四、 五十両 出 壱貫文ニ七十五両、 手前抔もわり合、

+

両相出候、

+ 月六日、 冬至ニ成、 雪 向 .無之候、 十五. H H 和 此間

寒気ニ相成候

十七日、 十八日大ニ暖気ニ成、 雪無之候

ニ成、

十八日古

市

諸

方米穀引〆、

尤脱石役人相廻り、

米至而不出

米 九升五合

大豆 弐歩三朱位

史料編

384

Ŧi.

一かうす不足、大二高直、

紙類大ニ不足、高直、五拾帖壱歩より下八、九帖迄、大方

拾壱、弐帖

廿一日より小寒ニ成、尤寒し、併雪無之、寒気も緩し、

廿二日申庚

一涌谷御家中二、女之敵打致候事ニ在之候

一松崎村之辺ニ、人殺シ在之候事、

一水越村ニ、横死在之候由之事、

十一月廿三日市、諸方一統米穀壱升方引上候事、

一当町 九升五合九升

大豆 弥々売人なし

一銭 新銭余程相出廻り候へとも、不下、壱貫目五百文、

石之巻ハ、新壱貫六百文、

此弐、三日、寒気甚強く、廿三日之夜雪、廿四日雪、是よ

り夜々小雪ふり、

両、 候事、 惑致候事、 替賃百両ニ五両之割ニ而、 御城下より御国中御才覚ニ相成、 御城下へ参候所ニ、此間御上様ニ而、 正金銀江戸為登払金、又ハ他国払ニ付、正金銀不足、 切賃金壱歩ニ壱匁と相成候由申来候、 戸表御遣金ハ、 頼候へとも、 宜町と相成、 様御下り、 表ニ而御買入相成候所、 ちん追々高直相成、壱歩ニ五拾文より六十、七十文せり立、 金之御用被仰付、 へ一統被仰付、色々と才覚致、 Æ, 誠ニ不足ニ而、 六十両、 然ル所に、一の関より申参候にハ、又々同所大 奥筋御切替、 一向無之折ニ而、 五百両も可相出御含ニ而御出、 正金銀二而納候様二被仰付、 段々被仰下、大ニ騒き候由申来候、 菅原へ弐千七百両、 統困り候、 右に付、 当所ニ五日程御逗留被成置、 壱歩ニ銀七分五りニ而引替被下置 百弐拾両程、 漸々百廿両程相出、 正金銀御才覚出来不申候、 赤子方御役人油田重三郎 全体当町ハ、近在ニ而も 江戸御扶助米、 其外五百、三百、 追々右直段二相成可 諸方へ相廻り、 漸々相出、 右之通ニ被相 大ニ迷 江戸 尤江 切替 福者 百 切

申候、

莨之義も、石之巻江御国産会所相立、国産受人江戸林金三

郎代、并二御役人様御詰合二而、石之卷二而買入相成候都合

国為登之御払金ニ相成候様御手配之事、

二而、

新葉直段高直二相成候事、

何ニ不寄、

産物買入、

他

新下九貫めより相始候所ニ、此節六、七貫め位ニ相成候、

中物四貫め位、

御金不足ニ付、札大ニ相出され候、新古之札入合ニ通用、

正金銀稀ニ外無之候、

古札出初者、文化十弐年亥八月、千厩御会所江、当町富家

六、七人御呼出し、御代官様ニ而、大肝入鈴木三太夫殿被

弐朱札、奥筋為開之貸渡被下候間、通用初候様、尚引替仰渡、御蔵元御宝札手形、升屋平右衛門名前二而、壱歩札、

所、当町ニ而久蔵方被仰付候由御頼被仰渡候、尤手前其節

仮検断中、依而金百両分拝借致、六人二而、御請書共差上、

通用初候事、

此度廿三年めニ而、去酉年より又新被相出候、凶作打続ニ

而、諸品高直之上、金なしの国ニ相成、産物夫か為ニ弥々

直ニ相成候、諸国一統ニ万物高直、前世ニ無之世の中ニ

高

相成候事、

十二月朔日日和、静也、

御地頭様方御相場直段

大豆 壱歩ニ壱斗六升五合、

市中 弐切八分より三歩位

御郡ハ弐斗

米者皆無ニ而、御直段無之、中辺、沖通り、少々能所より、

籾ニ而少々ツ、さし上候様被仰付、相納候、

十二月三日市

一米九升五合

一糯 八升五合

一麦 壱斗百廿文ツ、

一料紙(高直、壱歩ニ三百匁位ニ当、

大方紙古帳 壱歩ニ八百匁迄

五十年先より甚高

麻 右之直段

蝋 弥々高直、 十両位、

らうそく 五、 六百匁ニ当ル、

胡麻生 三升壱歩位、

銭 壱貫五百文

此節、 新四分通り相見へ候得とも、安く無之候、

都而物引上、 高直、 御上下共ニ委く難義之事、

都而天変相成候事

当年御領内一統高分御免、 此間迄二一統相出候事、 夥敷口

数二候、

四日雪、 嵐 七日大寒ニ成、 寒気強し、

八日 市

米 九升

れ 引不切米参候へとも、 南方も御買米壱斗ニ相成、 気仙沼近在所一 引〆候、 統二 南方も直段宜故ニ、 一買候故、 大ニ売

皆々売出申候、

当村者、 誠ニ以貧家・死人多し、 明家多く、 悉く困窮、 難

渋いたし、 田畑荒地ニ相成、 御年貢聊之事ニ候得共、 上

半分相出兼候様子、

当年ハ東山 一統、 余郡よりハ甚しく難渋ニ相成候、

御上様ニ而も、 当年ハ百姓方へ一円御構ひ無之候、 御城

下宜敷所へ、又々御借上被仰付候由

易ニ相成候、尤近所作宜、石之巻ハ、当冬ハ甚宜敷、 殊ニ鋳せん在之、少々ニ而も所々

此節、 米壱斗壱升五合、 緩々敷候

木綿高直故ニ、古着大ニ引上、此辺東山より買出夥敷参候、

御城下へも向、買人所々江下ル、

二而、 正金銀不足ニ而、 拾切ニ壱歩と相聞へ申候、 追々望人多く、 当地ハ未右直段ニハ無之、 此節壱歩ニ百文より壱割

八十文より百文迄、銭ハ不引下候、

繰綿 壱歩ニ百六拾匁より百四十匁

此直段、何年ニも無之候、

一かうす引上、壱歩ニ三把弐分五り、

古手類引上、石之巻并御城下より買人参り、所々買出、

成候、物手形買大ニ流行、口せんニ相成候、安き質ハ、大方受ニ相

一手拭切 百五十文 壱本 六十文

角力・芝居御免之御触相廻り候事、

富鬮御免二而、所々村々二度々在之候事、

**弐百文掛、三百文掛、** 

十二月十五日風、昨夜雪、

十六日風、此間大ニ厳寒、去年之冬無之、寒さ・雪ハ全体

浅し、不足、

十七日日和、緩し、

十八日、廿日寒明、寒気も薄く相成候

廿三日市、不盛、肴類、当冬一向不漁ニ而高直

かうす、紙類弥々高直、

米弥々引〆

八升五合二成

大ニ売候

質

弥々貧家難義、ぬか・はしか望人多し、

米も凶年続に候へとも、乍高直、大に売候事

一銭 壱貫五百文ニ而すわり、

一莨類引上、御国産方より買方、

南部衆北下方拾八切迄買入候、

御城下ハ、正金御貸上被仰付候事、何ニ不寄、御国産御買

入之事、

一米 一統引上

十二月廿八日暖気、

雨気、

八升二成

誠ニ買人多し

餅米 七升ニ上ル

大麦 三歩弐朱位

売人不足、不出也

大犬叉 三歩

そは 三歩位ニ成

銭 壱貫五百文

一かうず。三丸三分之所、壱丸下ル(権)

正銀金、一円位ニなし、

御城下ニ而、 為登金、他所払ニ行当り、 仕入・下シもの不

足ニ相成候事、 在々共ニ正金銀望多シ、 追而如何可相成哉

難計

秋中騒き不申候所、 此節追々六ヶ敷相聞へ、 死人明家多

当所之市計り、 此世柄ニハ、 人相出、 今日ハ相応ニ立

申候

肴 不漁ニ而不足、 尤至而高直也

一増沢村御知行物成内済、廿八日

五切納ル、

当年も盗人多し、 道中共二至而物騒也、

都而物高直、

職人仕出もの不足ニ相成候

下り物も不足品多し、

大晦日 昨夜より大雨ふり、 昼はれ、 元日朝日和、

又雨ふ

ŋ

当暮者、 当町ハ外町より盛候、都而之物在之、 市掛無之候、 太物高直、 誠ニ市々不立、不盛、年始物も至而売不申候、 殊に凶年之事に而、 相弁候故也、 商内無之故、 一統

成下候より、 為登金在之候ハ、、 申出候様被仰渡、 御上為

御城下商人共へ、御上ニて江戸為替御渡し被

江戸為登金、

替に相成、 是ニ而少々切替方正金緩ミ相成候事

当時正金拾切ニ壱歩之切ちんニ而、 望人多し、南之方米買

金二向、

御城下者、金拾切二廿匁位迄せり立候由之事、

江戸取組相出、正金銀相下り候由之事、世江別而六仲間商人ニ限り、正金切替問屋立被下候事、右町江別而六仲間商人ニ限り、正金切替問屋立被下候事、右町江別而六仲間商人ニ限り、正金切替問屋立被下候事、右町江別の 大神間、江戸・京・大坂、其外他国払難義ニ付、大御城下六仲間、江戸・京・大坂、其外他国払難義ニ付、大

紙くツ 下 五貫匁より段々

中 弐貫匁

上物 壱貫匁、大方帳面、

八百匁

白くつ上々 七百匁

天保一〇年 (一八三九)

三日風寒、 是より又寒く相成 ニぬかり、

雨天ニ而礼廻り休ニ相成候、二日晴曇り、

天保十己亥年正月元日

朝日和、

昼より雨、

暖気ニ而大ゐ

九日夜雪、 昼大ニ曇り、

正月八日市、至而不盛、

米穀弥々引〆、肴類不足、 高直、 諸相庭左ニ、

玄米 七升五合

糯米 六升三盃

米穀、奥北より買人当地へ計り多く参り、 買人多し、年

越・元日之間無之、米穀取引、 誠ニ大ゐ成金高ニ相成候、

大豆 三歩一朱ニ上り

木綿 引上 両ニ三反五分

白花三州

壱歩ニ百五十匁

繰綿 上拾四両

十太 四百廿両

手拭切 百五、六十文 百八十文

蝋 **壱** 固簡 壱貫五百文 金十両

十日

雪、

嵐、

寒強し、

同十八日市

米 七升五合

七升迄

糯米 六升五合

そば

五切迄上り

大ツ 三分弐朱

むき 壱両也

こぬか からし 壱升廿文 十壱両位

廿三日市より

米買人不足、 北方并気仙沼共二休相成、 尤又南方より廻米

御免二而、 少 々 ッツ、 舟々入津、 依而当地より不向ニ相成

売不申候

廿八日市、買人不足、行当り 併米商人損ニ相成候、

大ニ痛、 南方者、 成、 大ニ福しく相成候、 思之外去年ハ取納宜、 悉く困窮相成、 死人吃喰多シ、 此度者東山者第一はん之凶作ニ而 追々高直ニ而、 誠二六、七ヶ年続 夥敷金ニ相

一而 無申計困難ニ相成、 明家多シ、

当国之札、大二通用相成、 南部御領、 浜陸道共ニ、 仙台札

多く通用致候事、 銭も他国払ニ而、 新相出候而も不下、不

足之方、 冬中より正月ニ相成候而も下ヶ不申候、 壱貫五百

文取引、

正銀一 円位ニ無之候得とも、 用心之能取ニ而 ハ、 追 々 如

何

蝋

類大引上、

砂糖類同様申来、

相庭左ニ、

٤ 囲ひ金少々ツ、致候風

御領内 円 .札ニ相 成 他国迄通用いたし候、

而 八八、 ケ様ニ相成不申候

> 正月廿八、 九日迄大二寒気、

二月朔日六日大ニ寒シ、 雪、

歩ニ三匁五分、 正月末ニ相 成 拾切二弐歩余二相成候、 御城下表正金銀引替切ちん、 六仲間両替所相立 大ニ引上、 壱

候得共、千両之為登金江、 弐百両位ツ、之割ニ而、 十分引

何分正金無之、仕入物、 替不相成、 為登金行当り候に付、 下り物、 拾切二三十五匁迄セり、 一体ニ不足致、 尤品切、

又ハ正金切ちん高直ニ相成候故、 下り物都而五割 兀 [割方

引上、 高直弥増二相成候、 正銀方ニ而御城下ハ大ニ~一商

金銀銀

相下り、 人騒きニ相成候、 他国仕入通用宜可相成候様子、 当年より豊作ニ相成候 *)* \ 追々正

米穀 御城下并中奥筋、 格別之高直ニ無之、 奥筋より宜

敷

御城下

玄米 壱斗

大国ニ無之候

生蝋 両に壱貫五百匁

一晒蝋 両二壱貫匁

一白砂糖 初雪テ

次 三十匁

| 兵郎子 | 斤四十匁 | (濱輝子) | 黒砂 歩ニ七百匁

一軽粉 箱テ十九匁

其外、都而三、四割之引上也、

一辛子 川筋ニ而五十切ニ成

油 追々引〆、九百匁

繰綿 十六匁ニ而

し候店多く相成候、休商売多し、誠ニ以、前代ニ無之世ノ中ニ相成候、御城下町中ニ而戸をさ

焼、大川岸御番所迄焼る、家数弐百軒程焼失致候事、釜ノ二月三日初午、四日之夜、気仙沼大田より出火、同所一円

前辺ハ無事、

誠ニ此節柄、

目の当でられぬ事也

四日日かんニ入十二日風、

十三日大風、市日不盛、肴不足、高直、

米 此間ハ買人不足ニ而、八升位ニ取引在之所、脱石厳

敷、一向不出ニ而、市中無之候。

で りてり 葉、素は正正で、右之外無替義、高直之事ニ候、銭も例年之春より不足ニ而

下り不申候、壱貫五百文、

新銭相出候而も、

鉄不足ニ而、

吹出し不足、

尤所々より他

所江金之替りニ相出候、尤不足也、

ボ・ー・、ー・馬直には、ボ・ー・、ー・馬直には、が店抔者誠ニ商売切、大店ハ札ヲ重ね、為登金ニ困り、色々小店抔者誠ニ商売切、大店ハ札ヲ重ね、為登金ニ困り、色々中的立候事、店々代ロ物売切候而も、仕入可致様無之由、御城下ハ、両替所金不足ニ而、切替相出兼、所々手を廻し、

弥々引メ、日々高直ニ成

黒砂糖 歩ニ五百五拾匁

取引ニ相成候よし申来候、

買物在之、昨日小谷御主人、手前御一宿被成候事、誠ニ以、

金銀、持合候者も相出不申候、追々如何と案候事、何百年ニも無之事、札之御出候高、凡弐拾万両と申候、正此節御城下表金銀取引商売之高下ニ而、大ニ〈〜騒敷候、

御城下表ならや、其外弐・三軒、手を廻し、銭買入候ニ付、

御咎めニ相成候事、

一十五日、明光院ニおゐて、百万へんニ而、結めし施行致候二月 雪寒し

事、凡三百五十人程、此施主、皆長、皆正、佐藤、橋本、

及川、皆喜、検断、皆清、②、意、

X

十六日静也、十七日朝曇り、又雪也、朝地震、当月ニ相成

三度地震

り、古手并莨・刻之類、都而他地出相成品、専ら買入、川用、打ちん正金江弐百五十文位より三百文、御城下衆相下若柳高市取引、銭相場正金壱貫六百文、札壱貫弐百文通

下り致候、

買入候者も御咎ニ相成候、一統銭不足、直段上り申候、都り御触相廻り、銭買入候者御召捕ニ相成候、高市ニ而、銭御城下表、金銀切替、并札も床敷相成候哉、又ハ他所払之御城下表、金銀切替、并札も床敷相成候哉、又ハ他所払之

而之品引上ニ相成候事、

二月廿二日 大嵐、寒、

廿三日

一米 七升五合

脱石役人多く、大ニ厳敷沙太多し、

一糯米 六升三盃

銭 壱貫四百五十文

なし

一古手流 買人大ニ多く、セり立、高直ニ相成候、

直ニ相成、質入物手形買受方大ニ流行、近年之質物ハ倍ニ御城下より所々江買人多下り、夫故ニ大ニセり立、珍敷高

相成候事、

御城下ハ、 手拭切弐百五十文、三百文位、 右三順, Ļ 木綿

在 追々品物切申候、 々よりも高直、 木綿三反より余慶ハ一統売不申候、

誠ニ前世何年ニも無之騒き

繰綿拾九両と申参候

正金銀切ちん、三割より、 壱歩ニ五匁迄

銭壱貫弐百文迄セり立、

依之、 御上様より御手入ニ相成、 御捕ひ三十七、 八 人 銭

相庭壱貫四百文御定、 切ちん壱割ニ被仰渡候事、 外小間物

ニ而も、 三割、 五割直段上ヶ申参候、 薬種も引上、 胡粉、

辛炭、 下し物、 都而引上候事

当年者商人之乱世也、 統札御手形、 先年之様ニ捨りニ可

相成含二而、 壱歩札江五匁位切ちん相出候者在之、是等ハ

御召捕ニ相成候事、 追々如何可相成哉 難計、

在々共二、 銭 統不足、 引上、 壱貫四百文位、 当地も同様

買人計りニ而、 売人無之候、 奥筋莨等も、 為登二買入相成

候事、

一月廿八日市 日和

米 七升五合、三盃迄

尤

干粮 小壱升

百文より九十文位

銀金切ちん 壱歩ニ

弐、三百文

壱貫四百文取引

わた **壱歩百三、四十匁** 

肴 高直不足

X

此間漸々春日和 相成候間、 濱方漁事可有之候

軽粉 箱廿弐匁五分

御城下より、

薬種類大引上相場申来候

水銀 斤百四十匁

兵郎子(濱椰子) 同四十五 六匁

生姜 七匁五分

小茴香 六匁五分

蘇木 貫四拾五匁

青皮 五匁

大黄 廿五久 欠

陳皮 壱匁弐分

黄拍粉 大棗 貫六匁 三匁五分

白砂糖 初雪 三十五匁

天光 三十弐匁

石越和薬

当(当帰) 弐貫八百匁

川<sub>川</sub> 芎<sup>号</sup> 両ニ九貫匁

黄(黄) 歩壱貫五百文

白色 斤弐匁六分

三月朔日日和、暖気、曇り、

同二日弥々暖気、曇り、 昼九雨強く、 雷勢、 暮方晴、 豊年

之気さし成へし、

壱貫四百文 不足、なし、

銭買人多し

X

三日雨、さら~~小雪、 風二成、

店々仕廻ひ店之様ニ相成、 御城下表、日々ニ万物高直、 商人乱世何年ニも無之事ニ候、 引上ケ、諸品無之候事、誠ニ

綿 壱歩ニ百廿匁

花白小綿 両二弐反八分

紙 弐百八十匁壱歩

杉原 四帖五分 壱歩

至而薄物ニ而

肝蔵円 正金銀仕入れニ相成候

当分壱わ 百三十文売

X

大坂正月相場、 か、米 壱石百弐匁 東国より甚安し、

史料編

396

筑前米 百拾壱匁

綿坂土 銀百匁ニ付 銭壱貫九百匁

金銭 五十八匁九分 八匁七分

X

銭相場引上、 壱貫三百より三百五十文位ニ相成候、 此度五

日之夜御触出し、并別而御代官様より被仰渡候事、

札手形、新古入交通用申渡候所、 之様唱候義も相聞候、 甚不都合之事ニ候、 此間札ハ捨りニ相成候物 右様之唱致候者

在之候ハ、、 御吟味申聞候樣可被在申候、 札之義ハ 御公

銭買置、又ハ買メ等致候者於在之者、 義江御願之上、被相出候事ニ候間、 疑ひ不申通用可有之候、 急度吟味可申聞候、

右御奉行様より御触

右に付、 当町も壱貫四百文、当分定相場

三月八日昨日雨、 夜大雨、 同日はれ、 風至而不同、 種ハ五

> H 六日より上ル、

八日市、 日銭至而不足、 手前之店ニ而計り売、 世間 統銭

なし、 不通、

米 七升五合 不足

麦ハ五切位

大大豆ツラ 壱両余

気仙之方、 雑穀至而無之、 高直ニ而引ケる、

辛子 岩谷堂 五切半

御城下衆、

莨刻等大に好ミ、買入候、尤高直、

下刻 八切位より

中

拾四切迄

廿四、 五切

下葉 新廿弐、三切 古三十切

紙くつ弥々買人多し、 高直、 他 国行ニ迄相成候、 都而何ニ

不寄、 無類之高直

九日より、 千厩町御免芝居相立候、

此間、 至而不天気ニ而寒、 風雨

十三日朝曇り、 昼晴、

同市日、 誠に銭不足に而、 用事不弁、 外々ハ壱貫三百文ニ

相成候 壱貫四百文取引、 由 当町 ハ御触相守り、 差引計り、 銭何方も不足ニ而、 上ケ不申、 弥々売人なし、 引メル、

殊二他国鉄御買入方へも御向相成候故、 石之巻鋳銭御吹方候へ共、 地鉄不足ニ而、 御国方御売無之、 余慶も不相出

浜方所々御境口、 他国へ相向候故、 弥々不足致候

此間ハ至而不天気続、 毎 首 々々雨風、 尤寒、 十七日大風

両年以来無之大風、 舎之蔵上屋根吹返し、

銭相庭弥々不足、 引上、 壱貫三百六十文不足

三月十八日市、壱貫三百六十文、外々ハ壱貫三百文より壱

貫弐百文、何方共ニ不足、引上ル、

穀物不相替

米 七升五合

大麦 両位

小麦 壱歩ニ壱斗位 四切六分

からし 五切半

十俵五十五切

古莨下形

三十五切と成

下刻 弐両壱分

御城下衆買方、江戸払ニ為相登候事 何レも江戸・上方引合ニ無之、 壱、 弐割之損金見詰ニ而、

紙くつ迄他国出しに成、

真綿 上中下 取合 壱両ニ 弐百五十匁

上綿 弐百匁位より内ニ成

糸 百五十匁位

何 レ無類之高直 何品ニ而も囲ひ持合候品ハ、 大ニ成、

利

潤ニ相成候

三月廿一 目 御影供ニ付、 於円入寺、 飯ノ施行致候、 凡三

百人位、 当年両度也

御他領米、并諸品積入、 他国船入着致候へとも、正金銀無

之、其上浜方漁事無之、 之才覚人計り多し、拾切ニ三歩ニ而もなし、銭等相払候故 交易致、買入可申様無之、 正金銀

銭弥々不足、引上候事、

廿一日之夜、 千厩新町十五軒焼失、

廿三日市、 昨廿二日大ニ暖気、暮六ツより大雷勢、 大雨

廿三日晴曇り、 暖気、

銭相庭弥々不足、 何方も引候事、 依之御代官様へ御披露之

上

壱貫三百文取引ニ成

外穀物、 不相替取引

御城下薬種、 引上物申来、

> 黒砂 上 七五八百匁迄、 歩七百匁より

但、 此品ハ、此節荷入着ニ付、引緩ミ申候、 正銀金ニ而ハ、三割位値引ニ相成候事、

白砂 三十弐匁

檳榔子 引上 五十五匁

瓜呂仁 廿四匁

穿山甲 蓬砂 四十八匁 四十八匁

花印 すおあり 四十五匁 四十匁より

唐大黄 上 廿五匁

廿四匁

唐木香 三十六匁 甘草

廿四匁より

アルメル 両十弐匁

トリシス

同十弐匁

生( 々) 乳() ソツヒル 同十匁

同十匁

正金ニ而ハ廿四匁

天保一〇年(一八三九)

一カンタリス 同六匁

一う犀角 大上り

一広東人 大上り

一唐白蝋 メテ百匁

晒蝋

歩に弐百匁位

右之通引上申来候、其外諸品引上ル、

廿四日朝日和、暮より雨、

廿五日日和ニ成、保呂羽山、南方参詣多く、近年ニ無之大

盛り、南方ハ豊年之時より米高直ニ而、一統宜敷上景気、

古手類も南衆計り買入申候、東山より本吉、気仙ハ極難

渋、

同日昼八ツ時、大地震也、未六月廿五日之地震よりハ少シ

緩し、当春中引続不天気、廿四日より廿五日、大ニ暖気也

四月朔日晴曇り、二日朝寒

三日晴曇り、早出麦弐・三日先ニ出ル、

一米 不相替 七升五合

大こんかて、干葉等ハ、思之外相出候事

① 弥々不足

· ē 貫弐百五、六十文迄

御城下表、わた弥々引上、廿壱両と申侯

晒蝋 両八百匁ニ而も無之候、

一からし油 八百匁

一古手流物、弥々買人入込、セり買出候事、

一両面中形 上物流壱枚四拾匁位

一結城嶋綿入 流三而

六拾匁位

一こんの木綿 中ニて

花白 両ニ弐反五分

廿八匁位

一手拭切

弐百五十より三百文

御領内一統銭なしニ而、町々通用、さし引方弐百文より不

百文、壱朱分位より不足ニ而ハ、さし引不申候、右ニ而も足之売物ニ而ハ、指引不申候、依而不売由、太物、店ハ三

はかし無之候、甚しき不通用、都而前代未聞之高直也、不足ニ而、大ニ困り、質屋ハ弐朱、壱歩と申よふニ、銭等

被下候事、当村江弐拾両也、渡り、一当年ハ、御上様ニ而も、一円御構無之候、三月中種籾御貸

八日市

はしく

壱貫弐百文位売

百文、当年に相成、正金一円無之、夫故壱朱と申、取引もさし引当年に相成、正金一円無之、夫故壱朱と申、取引もさし引当年に相成、正金一円無之、夫故壱朱と申、取引もさし引

之、 候所、 此弐、 困り居候、麦之作、 水不足ニ而、 三日大ニ暑シ、 田之方後れ、 九日殊ニ甚暑シ、 余村ハ宜、 仕事相廻り候得共、 当村ハあしく候 Ш ハかり敷 三相 雨無 成

不足、尤諸品誠ニ以可申様無之高直、万五割、三割倍と相御城下表、此節入船在之、諸品相下り候得共、太物ハ誠ニ

成候、米も引〆、七升五合、不足と申来候事、

銭ハ、御城下計り御払在之候故、壱貫四百三十文位

莨 北物 下 十両位

五十切

拾壱文鬢付、十七文より九文、八文、当地蝋燭、常年壱丁十四、五文之品、廿壱文

九日、十日大ニ暑し、

顽 ニ而ハ、さし引無之、為夫、 十三日市、 貢ニ而も被成下候様被仰渡、 何分七話致、 過ル七日、 不入物を買、 おかしく、 相応ニ盛申候、 御代官様御廻村ニ而、荒所又ハ手余り田 さし引等致、 植付候ハ、、 ツまらぬ事共ニ候、 又ハ餅、 金納又ハ半御年貢、 銭誠ニ無之、 御貸金等被仰渡候 余慶給、 めし、 統ニ壱貫弐百文、 さし引銭買致候様 通用甚しく、 酒等も少し計り 両年無年 1地等、 困り さ

等相送、 之候而も不足、 三日二半分程持参致候、 拾両分、 御払可被下候由、 無之候、 御払ハ御城下計り、 戸御役金等ニ御遣正金銀無之、 石之巻鋳セん有之候得共、 石之巻市中相庭壱貫弐百文、正金なれハ御払有之、 然ル所、 石ノ巻店皆川屋栄次殿取次ニ而申入、買入、 五軒ニ而都合致、 御城下計り心能通用、 座元菊三殿内談有之候二付、正金取合六 正金御払之事ニ候得共、 **壱貫四百四十文御直段、** 依而当分通用、 手前より座元へ紙面差遣、 鉄不足ニ而、 銭ニ而御廻し、 何方ニ而も新銭買入 少し心能候事 南部御買入、 半金・半札迄者 依而鋳セん在 仍而地払無 当十 外江 進物 札

正金銀 壱分ニ壱貫八百文

買入御直段

御手形 壱貫五百文

此直違ハ、 正物之方割合高直之様ニ候得共、 正金銀不

足、 無之故、 半割二致候風

但、 正金ハ御城下弥々セり込

回ならし当着、 百文かゝり、 丈夫ニ而、 壱貫五百五十文着、

> 百文ニ而、 正金之三割、 大ニ捌ケ候間、 打賃ニ而も宜、 五割商売ニ相成候、 正金在之候得ハ、 三割之打を 当時壱貫弐

取候よりもよし、 正金銀、 御城表ハ弥々高く、 壱歩ニ五匁

位

付、 近年馬不足に付、当春大に高直に相成候、岩沼行大に利潤に 相成候、 渡候事 余滞留ニ而、 替之由ニ付、 正金十両ツ、、 然ル、 馬喰中色々揉合、 無拠札二而被相渡候事、 正金銀御引替二御役人樣御出張二而、 御切替、 差上候ハ、、 御欠合ニ相成候得共、 此後ハ、壱はつなニ 勝手次第と被仰 十日 御引

在々馬不足、 南部も不足、 尤正金無之、 南部買入六ヶ敷

相成候、

此間中引続久敷雨無之、麦もあしく相成風、 不申候、 水干ニ而、 田植も延引ニ相成、 甚困り居候事 又田仕事相成

十五日、 成所、 併至而雨薄し、 昨夜より 雨 水不足也 相成、 諸人大慶致候事、 俄ニしろニ

江 戸近国麦作、 殊之外宜、 追々下落、 三月中 -旬之江 戸 相

庭、 麦両ニ弐石弐斗、莨安く候

米 五斗八升より六斗

穀物下落申来候

大豆

八斗五、六升

一南鐐通用無之、 銀壱朱計り、 色々変し候事

御 城下 表、 太物 円と申程無之相成 候 事、 古手、 流 物、

在 々共殊之外高直二相成候事、 着用物持合之者ハ、 却而売

一相出し、 高直ニ而も売候事

白 両 ニ弐反五分

手拭 壱本弐百五十文

白布 壱反壱歩位

誠ニ書尽し難く候、 無類之世中也

四月廿二日より、 当地 田植初り申 候、 水不足ニ而、 至而

同

田 仕事

人不足こ

而

行

温兼候、

御

役人様方御セ

話被成

下候へとも、

届兼、

無仕付之所多し、

尤当村ニ而者、

舟木、

古里、 田 旧畑荒地 平蕨辺迄こ、 ニ相成候事 拾五、 六軒 死漬 ŋ 明家ニ相成候

用、 御城下者御払所在之、 統無之、 弥々高直、 併上通恐れ、 弐朱壱歩限り、 当時壱貫弐百文通 壱貫四百四 十文

御

直段御払、

其余ハ売不申候、

矢張不足、

廿 Ë 雨 廿 日 上り、 廿日 朝飯後刻、 本家之主人病死之

事

聞 廿 植ニ相成候、 五. 候得共、 頁 廿六日 随 苗も此辺所相応ニ相成申候、 分間 雨天、 ニ合可申 此間 雨 由 三而 相聞候事 漸々水十分二相 外ハ不同之由 成、 田 相

致、 町 致、 田植より桑市ニ相成、 けりり 都合百廿両 手前并橋本、 弁利 通用宜相成候事、 分先日入着致、 皆長、 銭弥不足見詰 三軒ニ而、 差引又ハ売通用致候故、 外々ハ誠銭無之、 金六拾両分買入、 二而、 又々正金銀 難義 駄送 手

当

配

一千厩御会所、四月廿七日 并大庄屋所御用銭等御行当りニ付、 大肝入衆

より御無心被仰渡、 検断衆より御割合被仰聞、 壱貫弐百五

十文直段二而、 弐両分売上候事

京都出状、 三月廿五日出し、 過ル廿三日入着、

糸・紅花、 当時休、 商売なし、尤仙台糸余り高直ニ而、 買

人無之候

諸相庭申来、 下直之事、

米壱石ニ付 銀八十匁

麦壱石ニ付 五十匁

金相場 五十八匁

六貫八百文

銀百日ニ

わた

壱貫九百匁

但シ、 拾五匁に弐百八十五匁に当ル、

当地 こ而ハ、 此節

糸綿 壱歩ニ九十匁位

上白壱尺 八十文

壱匁ニ当ル

手拭壱 弐百五十文

千草之切も 八十文位

古手弥々高直、買人商人多し、

尤、木綿両品共二、大二利潤在之候、質屋流物大分利ニ相

成候事、

成候、 四月廿七日、 廿九日迄日和、 昨日より今日雨、 水十分ニ相成、 入梅手前、 追々田は 田植、 又日和相

五月朔日折々雨

死ス、 当日、 文蔵伯父之跡、 おセん病死之事、百助衆去冬十一月江戸表住居こて 孫子共計り残り、 尤所々江両人共ニ

奉公致居候事、 当地家なし、

二日はれ、三日同、

五日迄よし、

六日、 八日はれニ相成候へ共、 七日雨、 大嵐 本上り之日和ニ無之候

三日朝時雨、

苗 何方も不足ニ而、 田残り、 尤山根通り余程不仕付、 御

家中給分地多く、 不仕付、 御代官様より残り田仕付方之儀

品々被仰付、 御役人様方、 組頭中被仰付候へとも、 植付不

相成候

節句過、 追々雨在之、 水沢山、 十二日・十三日又雨天、夏至ニ成

+

石之巻鋳銭所より買入、

通用致候得共、

桑市ニ而沢山入用

四日晴、 十五日暑し、 十六日より殊之外大暑ニ成、 十七日、

十八日迄大ニ暑し、十九日曇り、 同様冷気、 曇り、 同夜雷雨、 此辺肴下直三成、 廿日冷気、 東風、 廿三日は 廿一日

夏ニ成、

御城下金銀打ちん、壱歩ニ六匁より七匁位迄、 諸品 置わり

上り、 高直、 尤追々店々諸品不足二相成候、 薬種類 **滔高直** 

生糸 紅 花、 御城下御用達拾人二而御買方被仰付、 他 玉 商

仰渡候事

人江御城下ニ而売候様被仰付、

尤正金銀切替、

差上候様被

御城下銭座御払所

壱歩札ニ 壱貫三百五十文

町内取引 壱貫三百文位

五日隔ニ御払相成候、

道中筋 壱貫弐百文

当町ハ、 正金銀ニ而、 先達而より三度ニ百五、 六拾両分、

相 成、 追々不足ニ而、 壱貫百五十文に成

桑も高直

h

五月廿日過、 桑下直ニ相成り、 此間之大暑ニ而、 所々蚕相

痛候、 尤思之外蚕も不足ニ相聞得候事

近年無之大暑也、

又折々夜々雨在之、

米 八升 廿三日市

はんけニ成

麦三分弐朱 追々下ル

## 一大ツ 同様 新麦も相出候事

## 一回 壱貫百五十文

こ而相出候故、桑町之取引間ニ合候、無左候而ハ、取引相先日中、正金銀ニ而、石之巻鋳セン所より買入、四・五軒

出兼候風、

落不申候而ハ、御払不相成由ニ在之、依而御払難為成由、方江御取合相出候所、吹出し無之、御城下御払セんより引札ニ而買入申度、願書相出候所、御出入様迄上り、鋳セん

廿三日御下知願書下リ候事

又ハ交易為登等ニ而、片前ニ致、格別下リ不申候、此節片先月中、鮪大漁浜々ニ在之、下落致候へとも、他国舟等、

前専ら売立、

又高直ニ相成候事

統ニ品切、尤至而高直ニ相成候、木綿類一円無之、御城下ハ正金銀無之、諸品江戸・他国仕入相成兼、此節

御城下并在々江、正金銀へ莫大之賃相出、切方不仕候様

御奉行様より御触相廻候事、

甚せわ敷候、稲大ニ引立候、近年無之作場之引立、手前木夜々雨在之候得共、近年ニ無之大暑、尤諸作場大ニ尺取、

瓜も相出候、珍敷候、

こ而、大暑、依而諸人大ニ悦ひ申候、田の水如湯、 五月晦日、きのへネノ日、大事之日ニ候所、誠ニ上々日和

ŋ 大暑ニ而、 切ちん高直ニ而、 八分迄 十匁上り位見詰、 糸・まゆ大高直、 大三升弐、三分、 蚕損じ、 御城下より在々江、 売余り無見当之めつた買、大まゆ大壱升 上まゆ壱歩ニとり升ニ致、 此節専ら売立候所、 何レ両ニ百五、六十匁見当ニ而百四 追々諸品高直、 殊之外高直、 三升五合位よ 為夫、 札之

Ļ 所 も無之高直、古三十五、 右之通、 当国へ下り生糸買方致候、 是ハ 作元買出最中、 藤 田 大助と申盗人、 六年先、 休ミ候者多し、 御公義御金蔵より金を盗 依之百六十匁二相成候、 糸百六十匁致候事在之候 珍敷高 直 何年ニ 露 出

見致、 御召捕二相成候外無之候

麦ハ、 上作ニ相成候

小麦ハ至而不作也、 何時も凶年之翌年ハ、 小麦あしく候

当年ハ粟も不生候、 去年早かりニ可有之、 如此に候やと申

候

新小屋主善兵衛、 去年より当住成、 御村方勧進物不足二而、

大旦那様中より御手当被成下度、

検断衆

相続相成兼候間、

御両役へ願申出候に付、 大旦那中より金壱歩、 次弐朱ツ、

手当いたし候事、 申年之例ニ而、 如此致候事、

六月朔日、 田 明方より大雨

二日矢張 がり雨、 ひのへ寅) フ 日、 是又第 一之日ニ候所、 大ニ

と申候、

至而あしく

雨ふり、 三日曇り、 雨 少々寒シ

几 日は れ、 北上川并川々大洪水、 麦并種からし流れ、 大ニ

日夜九ツ時地震、

痛

せ、

兀

日又曇り、

本日和ニ不相成、

併大ニ暑し、

過ル二

浜方此頃不漁ニ而、 肴類参り不申候、 高直、 片前計リ為登

ニ売候故、 不足、 高直、

青田之地震不宜と申咄在

五日晴れ曇り、 時雨、

六日朝晴、 五ツ過雷 雨 は n ふり、

暑さハ能候へとも、 毎日之雨ニ而、 農事仕事ニ甚困り、

尤

麦未タかり仕舞不申候、 難義之事

捨り、 天気快晴ニ不相成、 百日と申、 大二凶作より相痛候所多し、 丙の寅ノ雨ハ、 川筋水未不引、 秋五穀大ニ高し、 六月きのへ子ノ日 大水ニ而、 丁ノ卯 田 畑 たも同様 雨 円二

H 六日昨日初ふし、 当夏ハ地勢甚宜、 頃より 旣 ニ出 穂とも相見得候所、 尤稲ハふし立ニ相成、 諸作物・ 草木共ニ引立早く、 悋かな、 丸く、 快晴不相成 甚宜、 田畑殊ニ宜、

引続之雨天ニ而、 当年も如何と案し居候事、

五月初、 及川芳一郎殿、 当村仮肝入被仰付候事、

暑気也、 諸作甚しく宜、 十一日麦打相初り、

候、

六月八日、

四ツ晴、

大暑ニ相成、

日和甚しく、諸人安心致

一米八升 相応ニ相出候

脱石役人未翔行候

麦 古計リ新ハ雨天ニ而相出不申候、 古高直、

白麦 九升壱歩

一大豆 壱斗五升

一小ツ

壱斗迄

不足高シ

銭 壱貫弐百文

桑、 市過より望人不足ニ相成候故、 壱貫弐百文ニ致候へ

共 只今相出不申候、 当町江石之巻より四度程買入、千

貫以上也

十日土用ニ成、朝辰時明方地震

八日より日和続、

大暑気、

難凌、

近年無之、

廿ヶ年以来之

今年ハ麦上作ニ相見得申候所、 何方も六分通り之作と申候、 成程不宜候、手前も上作と見 日和リ相成、 追々承候所、

得、 四拾俵余と見へ申候所、 三拾弐俵相出申候、 既拾俵も

不足取納致候事、

京都表、三月末頃より豊年おとりと申唱、夥敷流行、 ニおとり、 誠ニ美を尽し身廻り也、 此間引続日和、 大暑、 一統

稲出穂ニ相成申侯、十四日日和、

廿年以来無之暑気ニ而、

諸作大ニ進ミ、

過ル十三日より早

十五日日和、 稲大ニ宜、 所々出穂致候、 此節稲相成候事、

珍敷年ニ而、 諸人大ニ悦ひ申候、 此間南より米日々ニ参リ

候

大まゆ高直、壱歩ニ

壱升弐分位、 其内迄、

去年より不足、小まゆも同様ニ而、 糸も高直可相成様子、

生糸方并紅花方掛リ役、 問屋中手分ニ而所々江相下リ、 出

張致候事、 紅花不足旁、 金銀打賃見、 五割掛之見詰ニ而、

紅花も殊之外高直、 五百匁位、 四百七、 八十匁、 買人多、

併不首尾合ニ而ハ、買方不相成候、 糸も大ニ高直之直立

両ニ百廿三十匁

真綿 弐百匁位之見当

御城下表打賃 壱歩二七匁五分二相成、 弥々正金銀望候

諸品高直之事、

奥花 三、 四十太之見詰

南仙 五 六十太之見詰

正銀ニ而四十両、 札二而六十両位よりと申来候、

諸国共ニ暑気ニ而、 蚕違作之由申来候,

大坂銀主仲間三人二而、 過ル十二日下着致候由申来候

先日之洪水ニ而、 石之巻町内 統水上り、 騒動致候、 鋳せ

ん場も同様

田畑 円水損ニ相成申候事

六月十八日引続大暑、

米ハ下落ニ相成候へ共

八升

脱石役人、無日間翔行、 難義 ニ而不出、 不下、

麦 新ハ六、 七分通リ之作、 思之外不作ニ而、 不安、

弐

切半位、

壱貫弐百文 銭

不足

一道中筋馬不足、仙 并銭高直、 御 :城下仕入荷物十分壱位外無之、

飛脚等も無之、至而不自由、 当地迄駄賃金三歩位掛リ候事

馬、 も正銀無之、至而六ケ敷、大ニ高直之事 追々関東より買人多く、 国中も馬不足、 南部より買人

一唐木香 世 連 翹

手前之稲、

大ニ宜、

最中相出候事

天保一〇年(一八三九) 409

一四十分

黒砂 歩ニ五百五十匁 荷切ニ而、

一白砂 三十五、六匁

右引上申来候、

六月廿二日迄大暑ニて、 一円雨無之、 弐時計リ、 H 和 続、 廿 日より十

方暮也、廿三日四ツ時大雨、

諸作物照ニて、

稲

も出兼候所、 是ニ而少し潤ニ相成候へとも、 田もわれ候程、

方も宜、五分通相出候外ハ、 畑ハー円堀方不相成候、 跡雨千万相待候、 稀々出 手前之稲ハ、 何

近年無之暑気相続候

六月廿三日市日、 替義無之、

からし 引上、 高直相成候

 標綿
 廿弐両

 力拾切に成

繰綿

そば 八升壱分

壱貫弐百文

御城下ハ百文銭壱文

百廿文位

X

廿四 日時雨、 廿五日 日和、

廿五日夜、 雷雨大ニ降リ、 **久敷雨無之、** 田も割れ候程、 稲

蒔付可相成候,

も難出候所、

此

に雨に而、

稲相

出 岢申

候、

大根蒔も先達而初

(候所、 休ニ相成居候、 此潤ひニ而、

醎 此間中相応之雨、 蒔物休 廿六日曇リ、小雨、

冷気、

夜雨、

廿七日曇リ、

廿八日大

廿八日市、 大雨ニ而不盛也

米 下落、 九升位

脱石役人未廻り候故、 折々追落二相成、 甚太送六ケ敷、

相痛候事、 壱斗位俵売相成候

麦ハ、六分通リ之作ニ而不安、 弐歩ニ而売不申

弥々高直、 八升位、

川通り一

円二田畑水押ニ相成、

専らそばを蒔候、

依而そば

史料編 410

手前之稲、 当作ニ而ハ第一番宜、 早稲・中手を植候所、

統ニ相出、 此節何分々々相出、 先出候分ハ米ニ相成候、 六

廿年ニも見不申

新沼村、

此辺第

月中ニ米ニ相成候事、

之土地ニ而、 矢張同様、 七分通り稲相出候、 先ハ米ニ相成

候、 其外ハ、 此節より稀二出穂いたし候、 此間之雨天も

少々案し候所、 風も直り、 廿九日上り日和ニ相成候故、

漸々豊年之作と安堵致候、

七月朔日午日、 日和、 大暑ニ成、 九ツ時一寸之間雨はれ、

昨日より北東風ニ而、

甚冷気ニ相成、

三

二日大雨、三日、

日曇り、 奥出穂そろく、出掛ニ相成候所、 此冷気ニ而出兼

人々大ニあんし居候、大事之節ニ相成候、

当年之曆、 中ふしと末ふし之間廿日在、 如何と申居候所、

のひ候事、 此冷気ニ相成、 此冷気ニ而、 出穂延引ニ相成候、 日数延引相成候事、 見考候所、 考へ相出候物 末ふし之間

と見得申候、 当年違作ニ而ハ、 既ニ皆死ニ可 柏 成 生死之

境也、

今三日、 市穀物不出

> 相 庭

米 九升

麦ハ、 弐切一朱二而売人無之候

大豆 無之高直

壱升百廿文

小麦 古 三歩弐朱

直段計り

新 弐切半

からし 古六十切

凶年之翌年ハ、毎度不作、

高直成物に候

売人無之

油類 無之

蝋 無之

晒蝋 壱両ニ八百匁

十六貫匁

壱箇廿両ニ而無之

ひん付類并 御城下・在々共ニ、蝋切ニ申来ル

らうそく

壱歩ニ弐百五十匁成

くり綿 廿弐両

御城下品物、

都而無之、

天保一〇年(一八三九)

一とふふ 十三文

せに 文せん壱貫文位 壱貫弐百文

一百文銭 拾壱文

一紅花 両百五十匁

四百廿、三十匁

生糸 百廿匁位 そろく、小糸売

新真綿 

糸・紅花、至而不足、

御城下みの紙

大 七帖壱歩ニ而白くつ入

色紙 壱駄ニ付

壱匁三分より四分

琉<sup>琉</sup> 壱枚五匁位

江戸二而三匁弐、三分

当地御座、矢張高直、

小長九枚五分壱歩

札打賃 壱歩へ弐朱ニ相成候

> 五割ニ而も、 弥強ク相成候、

四日迄甚しく冷気、きり雨計リふり、 甚不宜、 又々騒き可

相成之所ニ、七月五日風直り、 日和相成候故、諸人安心致

上 九拾両より八拾両

南仙之紅花、上々出来二而、

下 七十両より六十七、八両迄

奥も追々買人、御城下衆望取、七拾両位此節引上、

糸も八拾両位、 両ニ百十弐匁五分ニ当り申候、 誠ニ無類高

直ニ相成候、

七月七日大二快晴、大暑気、 稲最中相出、 花を掛候事、右

ニ付諸人漸々安堵致候、

薬種類、 軽籾三十六匁 又々引上物申来候、 黄連

史料編

412

## 斤二三十五匁

水銀弐百匁 小茜香 十三匁

粒胡紙

白初 砂雪 十匁

下リ三匁五分

五百四十匁

黒砂

三十七匁

不足物

長吉丹 十壱匁 取崩切 五十七匁より

新渡り廿四匁

朝夕冷気ニ相成候、 七月八日晴曇り、 九日上日和、 日中ハ相応之暑サ 十日もよし、 十一日時雨

十三日市、 日和、 朝曇り、

米 九 一 升 斗

もち

麦ハ返納物、 并二川筋通り流失ニ付、 大ニ引〆、

高直、

弐歩一朱より弐朱迄

下物 壱歩三朱より弐歩位、 米より却而高直

> 壱貫弐百文ニ而、 至而不足ニ致候事、

何方へ引候と申事無之、不足ニ而、 右之通り、

札切ちんも五割

盆諸蝋燭類、弐品共二不足、 無之高直致候事、 夫故盆市

も思之外不売、

丁ちん類、手前之店者、 諸品二而拾弐両程二相成候、

銭

両替高直故、 金高ニ相成候、

辛子 上川辺ニ而

七拾切より廿両

五十切より六十切

新粟・新米相出候、 焼米相応ニ相出候、 尤奥出稲も、

出穂相成、 弥々安心致候事、

十四日曇り、十五日朝夕ハ余程冷気ニ相成候 日和、 曇り、

十六日曇り、 十七日 時 雨

十八日日和、 此間日和続、 盆中雨無之、 稲も奥手共ニ一円

相出、 而豊作之遠見、 花納り相成候、 人々悦び候、 畑共ニ大ニ宜、 稲出初より出仕舞迄、 統安心、 久敷振 三十日

と申事、 相違無之候、 七月之気候宜候へハ、 稲追々相出

同廿三日市、 日和続

麦も少々下ル、

米

壱斗弐升

弐歩位

ー 小<sup>(</sup>小 ツ<sup>ッ</sup> 下落 壱升百文迄

小麦 高直

凶年之翌年ハ、何時も小麦不宜、 実入不申、不足、

望人多く、

御

当年も無之、古物之方好ミ申候、

廿四日上々日和、 暑気続ク、 札

廿五日、 弐百十日ニ候へとも、是迄風雨、 嵐無之、 順気能、

山田 気支無之、 沢田程稲宜実入相成候故、 誠ニ早き年ニ而、 諸作物ハ制道次第ニ宜候、 此節嵐在之候而も、 一円 大

豆ハ第一二能相見へ申候、 盆中より日和続、 雨無之、 願居

候所、 今日廿五日雨天ニ而、 大こん・そば畑物、

大ニよろ

十八日市より米穀引下、

米 壱斗壱升位ニ相成候、

併同日ハ不足

何方も下ル、若柳并佐沼辺ハ、壱斗五升位、一ノ関同様

生糸惣出高不足ニ而、 城下衆小糸ニ而も望取候様ニ而、 当分壳候分無之故、

回ハ不相替候、

之切賃損ニ見詰、 百文迄せり上、此節取引買出し申候、誠以珍敷直段、 他国払之含、壱歩札を弐朱位之見詰 百拾匁位より壱百五匁、

候、 札之位甚大ニ落し申候

致候物二相見得候事、

追々如何相成候哉、

危き事ニ相成

真綿百八十匁位

七月廿日市、 千厩町

米 壱斗弐升ニ成

濁酒 廿四文

此節、 諸品大ニ高直

X

薬種引上物

白蛇 両廿三匁 生地黄

上八匁より五匁迄

良姜 香附子 廿五匁

四匁五分 黄キ 干姜 六十匁 七匁五分

七十五匁 瓜口(瓜呂仁) 三十匁

生姜

八匁九分

連選競

三十八匁

く蛇

五十五匁 附子 五十匁

益智

八十五匁 八十五匁 唐木香 阿仙 五十匁 廿弐匁

兵郎子(檳榔子)

唐五朱臾

唐川芎 四十八匁 青皮 九匁

穿山甲 六十八匁 水銀 両五匁九分

木通

辰砂両

三匁弐分 丁字

三十匁

五十匁

人込入、追落等ニ而金とられ候故、 米不出

壱斗弐、三升

浜鰹、大漁ニ候へとも、 暑さ強ク、 海上参候内ニくされ、

ふしニも出来兼候、

上ふしハ、七十五ふし、

早稲盗れ候故、一統ニかり方いたし候、 手前ニ而も六百か

り程、 わセ廿八日よりかり方、

弐百十日過候得共、一 向に風も無之、 誠ニ無難ニ而、 当秋

程上日和続、 気候能事、 十五年已来無之年ニ候、

直ニ相成候、 是も他国へ相出し参候故、 不足、 此節元方売 鉄并赤金地金等、

去年より高直ニ候所、

当夏よりなまり高

切 ニ相成候

晦 百上 々  $\mathbb{H}$ 和、 誠二諸作秋日 和 残暑ニ而、 甚宜、 六年先

之午年より上作ニ相見へ申候、

廿八日市、

脇々米下落相成候得とも、

当地近辺者、

脱石役

米穀追々、外々ハ下ル、麦ハ六、七分之作ニ而、 尤返納相

成由、 不足ニ而不下ケ、弐歩位、麦者新至而あしく、 古共ニ

高直、 四切余、

八月朔日日しよく、 朝五ツ前

八日市、 此間ニ少々ツ、小雨、 何方も大ニ米下落

当町、 米脱石御役人入込居、 至而不出ニ而、 高直甚、 困り、

追落度々、大二相痛候、

米 壱斗四升 不足

一ノ関 壱斗八升

若柳 壱斗八升

御城 下 壱斗八升

**壱貫四百文不足** 当町

御城下御祭礼、九月十七日 壱丁より壱ツツ、 町内祭り二被仰付、 相

出候事、

八月九日、 御三方様三廻、 法事振舞致候、

> 生糸不足、 御城下衆セり込、此節両ニ九十四、 五匁より六、

七匁迄、 最早百両壱箇ニ相成候

真綿 両百六拾匁より百八十匁

上りまゆ三百四十匁口糸同段

十日より雨天続

十三日、 同十四 É 昨夕より小嵐ニ相成候、 大雨、 久敷雨

無之候

口計り、 生糸弥々買人在之、 何も店々江御城下より註文ニ而、 百両より百弐、 三両、 買気也、 最早品無之、 珍敷直 大

段、

十四日日 かん

十五日日和ニ相成候、 十六・十七日上日和ニ成

御城下正銀打ちん、 札壱分者十匁二相成候

正金銀壱歩江壱歩弐朱也、

込、八月十七日地震、生糸壱箇百拾両へ相成、誠ニ珍敷、依而、生糸外ニ売、当町ニ計り余慶在之様ニ而、追々買人入

前世ニも無之直段、伊達も追々引上、高直ニ相成候、

売、

かてニ相用候故、

格別安く相成不申候、

統囲ひ申候、

栗、

夥敷今年なり、

毎日々々人々ひろいニ参候、

わらし共

ニ而も、

壱斗位ひろい、壱升廿文より十八文迄、多くハ不

伊達ハ、百三、四十匁と申候、

正金七十両より七十五両迄、御城下取引ニ相聞へ申候、

之大成いたし、

何方も沢山也、

津谷川村ニハ、

廿俵ひろい

大籠・津谷川辺、

余慶ひろい候者者弐拾俵位、

廿年ニも無

八月十八日、此間之時雨ニ而肴なし、銚子近浜、珍敷大漁

之由申来候、

当日之市

一米 壱斗四升

一麦 弐歩

米ハ、脱石役人多ニ而、甚厳候故、豊作ニ相成候間、当地

計り不下、高直、甚困り候事、外者日々下落、御買米在之

候に付、厳敷候事、

生糸太数不足、例年之既ニ半高、六十駄位、手前ニ而も小

谷氏より註文在之、拾箇程買入

候者在之、

日々々々ニ引上、壱貫文位、八百文ニ可相成様子、

御城下、

銭追々不足、

引上、

壱貫百文位、

御祭礼ニ相成、

当地ハ、壱貫弐百文通用、

御城下ハ、米追々下落、

一弐斗壱升位

一晒蠟 大引上ケ、両ニ弐百五十匁

一ばん 両ニ七、八百匁

札打ちん 拾匁位相聞へ、半金之内ニ相成候、

続ニ而、諸作取納甚宜、尤上々作、八月廿二日霜、廿七日朝大霜、莨江少々当り申候、秋日和

当町計り米不引、高直、

壱斗四升位

小麦 古 壱両

新 三分壱朱、弐朱、

X

一生糸之義、思之外駄数も相出不申候、凡六十駄位、伊達・取上り百三、四十匁上り

秋田辺も不足之由、同所も追々高直、引上候ニ付、国方

買人在之、百拾弐、三両より百拾五両、十六、七両ニ申候、追々セり立、以之外高直ニ相成候、百拾両ハ通り過、弥々

拾匁位売候由、依而御手形取引百廿両ニ相成候訳ニ相聞へ最早百廿両ニ相成、誠以珍敷、御城下ニ而、正金両ニ糸百

申候、

一真綿 両ニ百四拾匁ならし、

口糸 歩ニ弐百五十匁

一上りまゆ 弐百六七拾匁

八月廿八日引続上日和、肴不足、市ハ不盛、

一米 壱斗五升ニ成

仙台之札、近国へ通用致、壱貫文位より九百文位、

当秋、栗夥敷大成致候ニ付、諸作物此節ニ相成候而ハ、盗

売、酒ハ御免も無之候得共、沢山ニ相成候、

候者

向無之、又町方茶屋、

糯めし等、

菓子之類一

未割合無之、

御金詰りニ相成、

又以御貸上金、

去年之壱倍被仰下候由

糸徳分、壱箇ニ四、五十両ツ、

生糸、外へ片付、当地之残り計り在之候所、五駄程在之

候、百廿五両ニ而、手前分弐箇売申候、廿両より廿五両迄、

誠ニ前代未聞之高直也、未残り少し在之候、諸国高直当町あらく〜売申候、真綿、上も中取合、両ニ五百廿五匁、

九月八日市、不盛、

銭不足、壱貫弐百文、さし引計り、

米不出、当惑之事、

九日、馬乗少々相出

御貸上金千五百両也、東山へ、九百両南方、当所へ三百両

被仰渡候所、手前三十両差上候、

九月十三日

一米 壱斗五、六升

一南方御買沢山之由、

当町不足、

一回。弥々不足、壱貫百文位在之候、

気仙沼同様

五匁掛廿五文一蝋燭 高直

一鬢付 歩ニ弐百七十匁、

**会** 三十八文

諸品大高直、古手弥々高直、

白之切 壱尺八十五文

たひ 三百五六十文

九月十七日雨天

御城下御祭礼、雨ニて大濡ニ相成候、八、九年ふりニ而、

此度相出候ニ付、在々大勢相登り候

諸品甚敷高直、たひ壱足五百文位、白木綿壱反弐歩位、

米 下直、弐斗四升

位内証取引、

真綿 下落、百三十匁より百五十匁

一生糸、余り高直ニ而行当り、買人なし、

一糸・木綿も、少々下直ニ成、

一十八日折壁盛相立候、例年より馬至而不足日和二成

在々所々芝居在之候、

作二而、米之実入甚宜候得共、貧民多二而、制道行届兼、一秋日和続、暖気、作物取納、并麦蒔、甚能手廻相成候、豊

不同之作也、廿年来無之上気候之年也、

正金銀一切無之、右ニ付物々日々引上、高直、誠無申計候、

初雪也、

御買米南方へ被相立、三迫并遠田ニ而三拾万石、依之米不

下ケ、脱米厳敷、当町辺江ハ一向参り不申候、

廿一日市

一米不足、壱斗五升

気仙沼壱斗三升

秋中御通被相免候所、此節御引上ニ相成、甚六ヶ敷、

木

申候、

一銭 所々引上、壱貫百文

当町店々ハ壱貫弐百文、さし引計り、不足、

一莨 古物無之、新葉高直、当村之上、壱歩ニ四俵大壱貫

弐、三百目<sup>\*</sup>

今年ハ上作・上葉ニ出来候得共、一統不足也、

米ハ弐斗位ニ可相成様子ニ在之候所、不出、下ケ不申候、

豊年二候得共、為御買米之、壱斗五升、凶年同様之直段、

九月廿五日折々時雨、大二寒シ、同夜相応之雪降り申候

御城下祭、十七日雨天ニ而大濡、夥敷見物人登り、

一米、弐斗三、四升ニ下ル、

銭 壱貫五百文取引仕候様被仰渡、町中店々大二迷惑致、

殊に銭不足、売人無之、内証壱貫百文位、さし引計り故、

四百文位買入不申候而ハ、さし引不申候、都而大高直、

小間物一倍高直、

白木綿壱反三十匁、手拭下物壱本弐百五、六十文、無類

之事也、

一祭前ハ、打賃七割迄セリ込、江戸より正銀下り、依而打

下落、五割ニ成、

生糸、残り分買人なし、百拾両位之含ニ而、当時休、掛り

合之糸もめ合申候、損金在之候、

伊達も引下ル、専ら仙台交易、くり綿参り、少々下直ニ成、

真綿両ニ百四十匁位より五十匁、

十月朔日日和宜、当年誠二上気候

## 同三日市

米 壱斗五升

大豆ハ相応之作ニ候得とも、 南方、 依而厳敷、 御買米沢 東山へ参り不申候、 山二被仰渡、 Ш 市中相庭成行二而御買入、 此辺米高直、 筋洪水三而、 甚困り申候 豆無之故

下直不相成樣子、金弐歩位之見詰

壱貫百廿文取引

至而不足二而、 さし引計り、 都而物々前代未聞之大高直二

而 殊銀セん不足、大二くるい候故、 店商売甚以六ヶ敷

休物多し、

質屋ニ質なしと申程

太物店ニ木綿なし

古手なし、綿なし、

地乱と申折節也、時代

江 一戸表、 御国替之御大名七人在之由、 騒敷事共也

十月九日より

銭不足ニ付、 追々甚敷高直ニ而、 相痛候者多く、 依之壱貫

> 五百文ニ通用仕候様、 質屋仲間等へも吟味致候得共、 御領内 統御触、 御触に付、 今日当地 壱貫五百文 相廻り

御定相場と相成候、 勿論、 差引致候者も無之様ニ而、 依而質屋も休、 至而不通用、 店々取引甚六敷、 甚だ困り 銭売

候事、 弥々諸品高直ニ売候事

莨、 随分上出来二候得共、 至而不足、 此近村 統つらニ而

狼川原 上 三縄半、 八縄迄、 此節あら

(一売仕舞ニ相成候、

高直也

保呂羽 八縄より十四、 五迄

・ 拾縄位より で貫五百匁位 大籠同直

西口 拾弐縄より拾五位

何レ此辺ハ弐貫匁位

徳田 小なし 拾四、 五縄位よりさまくく、 統高し、

古奥莨三十五切、 至而稀也、 古物一円無之候

大党 米 壱斗四升位、 弐歩位より壱分迄、 不足、

小小ツラ 弐歩弐、三分

濁酒 手造り御免ニ候得共、 先日より又直引上候

四拾文

大こんも思之外不作也

豊作に相成候へ共、穀物共に高直也

南方御買米ハ、半金被相渡、 半金御貸上也、

御城下表祭之頃、 伊達より繰綿沢山参り、下落致候、 上方

新綿相下り、 江戸表下ル、 御城下ニ而十五匁、

米 壱斗五升

大豆

弐歩

売、

銀、

銭、

乱世二相成候、

莨 大ニ高直 つら物計取引

此辺ハ十縄位候

平奥通り、 千厩辺弐貫匁

十月十八日引続き日和、 暖気、 一円雪無之候、

米 不下、 高直、

凶年同様、六・七分之作、壱斗五升、

大党 弐歩弐朱ニ相成候風

壱貫五百文通用仕候様御触出し、

色々吟味致候へとも、 しかし四、 五百文より差引致候ニ付、 無是非御触通り差引通用いたし、 小売方甚六ヶ敷

大ニ々々不通用、尤物々高直、

御城下表、 江も可相廻様子、 入在之、諸帳面并仕切等御取上二而、 格外高直二売候者、 誠に以六ヶ敷、 御召捕ニ相成、 困り候世中ニ相成候、

御吟味相成候由、

在

商

店々江御手

成候、 生糸、殊之外高直ニ取引、 候、 行之事故、友争ひニ而、 地元々々江此間被相廻候、 買人方ニ而荷受取不申候、 ん在之買糸ハ、納り不申候、 直下ヶ可相成哉候、 如何可相成哉、 糸受取人参り不申候、 如此高直ニ相成、 相場買致候者、 金も相渡り不申候、 売候ニ付、当町ニも不限、 昨日当地江御泊り、 もめ合御吟味ニ成、 大ニ損金相成、 御上より御ふし 全体御 統困り申 御聞抜相 御聞抜、 一円 上御 受

十一月三日

一米 壱斗五、六升

(大豆) 弐切弐、三分

一小ツ(弐切五、六分)

川向より厳敷、米一向ニ参り不申候、高直、

北方、下莨も尤不足、

高直、

四貫匁ハ稀也

三貫七、八百匁、五、六百匁迄、

古莨一円無之候故、

浜方至而不漁、肴も都而高直之事也、

十一月五日暖気、一向ニ雪無之、誠ニ暖和成冬也、

甚以六ヶ敷、通用方乱世之事也、都而之高直、前代未聞之銀一円無之、御手形計故ニ、御城下・在々共ニ、商売通用当年豊作ニ相成候而も、七分位之作、尤米穀共高直、正金

直段也、

手拭 壱本弐百五十より三百五十文迄

たひ 六匁五分位

脚半 弐朱より拾匁

地さしたひ 一円なし

此辺之莨、作元一円ニ売仕舞、小なし辺十縄位、弐貫目よ

り三貫め迄、

北方共ニつら売多し

下方 弐拾弐、三切

十一月九日大曇り、夜より雨

十日雨

十七日冬至、曇り晴、暖気、

十八日暖気、はれ、十九日朝曇り、又日和、一向雪無之

候、初雪早く、其後雪なし、尤冷ゆるやかニて、午年同様、

一大ツ(追々高直、弐歩弐朱、弐切三朱位、

一麦 弐歩位取引、不足、

①不足、御定壱貫五百文ニ候得共、内々ニ而壱貫百文位

米 壱斗六升ニ而不足、又買人も不足、追々引〆候様子、

迄相聞へ、至而不通用、

一かうす追々高直、

紙類当春より高直、尤古紙・くつ無之、

上々料紙、壱歩ニ四十帖より、

五十帖ハ中ノ上也、下 六、七十

地大方 九帖五分、八帖位、

中判ちり紙 拾東壱歩

白石大方 六帖五分位

小 十一、拾弐帖みの 大 六帖五分

浜方至而不漁ニして、鯣一円不取、問屋ハ何方も御定壱貫

五百文、浜方之取引ハ壱貫百文之相庭違ニ而、三割以上之

損故三、浜買商人大方休申候、

江戸表綿下落、御城下も余程引下ケ申候なれ共、

一統不足、高直成事無申計候事也

正金銀打賃五、

六割

も引上、壱歩ニー寸五分、千六百位、鉄不足ニ而、御払無之、鍛冶共大ニ困り、鉄細工高直、

此間緩々致候所、

十二月二日寒ニ入、十二月三日暖気、夜雪、大ニ寒し、十一月廿四日之夜雪、廿五日雪ふりニ相成候、又緩ミ日

和

兀

日寒気強ク相成、雪少シ、

一米 引〆不足

一大ツ 弐歩三朱也

X

如春ニ而日和続き、首尾能相立候所、珍敷冬也、然ニ八日十二月七日、居宅相建候、隣屋敷持居宅致申候、此間中、

朝雪、嵐ニ相成候、

在々古手

貫百文取引ニ候所ニ、又々厳敷被仰渡、向後被相廻候御吟銭相庭、内証取引ニ而、此間ハ壱貫弐百文さし引より、壱

釘

店 味 Ŧ. 1々并 百文致候、 相成候間 組頭 中 -寄合、 甚以困、 無間違壱貫五百文取引致候樣、 検断衆ニ而吟味相成、 尤第 一質屋中· 大迷惑相成候、 表裏なし、 品 々被仰渡、 都而直 壱貫

段元々より高直故、

甚割合六ヶ敷

濁酒、壱宿壱本御免ニ候間、決而其外ハ造り方不相成、厳

敷被仰渡候事

一大ツ 弐切三朱 一米 壱斗五升ニ成

X

大ツ・弐斗五升御郡御相場

浜 町 集商人相休、 方至而不漁、 問 屋 々 々 肴ハ向無之、 殊ニ浜 壱貫五百文、 々銭不足ニ而、 至而高直 金直 し 付 壱貫百文ニ而買 五. 三割損 二両 入、 五.

> 一銭相庭不足ニ而、十二月十四日 移り、 出候様被仰渡、 候、 町より御改ニ相成、 下直ニ商売仕候様、 貫弐百文より壱貫百文迄在之候ニ付、 百文取引致候者在之候ハ、、 候様被仰渡、 相成、 Þ 九拾貫文二相成候 誠ニ以無類之時代と相成候、 申上候に付、 商人一 銭貯ひ之者御咎、 統御宿江被召呼、 調書申上 廿貫、三十貫、 御相庭壱貫五百文、 御蔵等御改ニも不相成、 売物・ 是又厳被仰渡、 候、 買仕入ニ御引合、 御印符ニ相 次二銭御手入二相成、 御始末被相掛候、 拾貫、 売物之品当用之分調書申上 是より 十三日御郡方より千厩 弥厳敷、 拾五貫と取調べ、百 成 尚又諸品高直二付、 內証壱貫弐百文、 おだやかに相済 + 高直之分御祭 旭 撰セん迄差 内 H 1当町江海 証 無拠在 取 引壱 合

御 ニ相用、 度願上候所、 右之通申上候間、 預り銭と相 市中迷惑無之様通用可 成候事 追 || 御用 | 御買上之義、 ニ相 成 候 節可 半高 仕様被仰渡相済 差 */*\ 出 面々手元差引相 当分 */*\ 当分御上 面 々 差引 用 申

やつ子二被相行候者多し、(ぬ)二被相行候者多し、在々共ニ御調べ相成候事、御城下、三十貫余囲候者に

正金銀打賃不引下、矢張り五割余、六、七割迄内々取引之

由相聞へ申候、

追々願候へとも、金不渡、依而損金致候而も、夫々売候事、生糸、御国産方買入之分、多分之荷物不受取、直引之義

大町拾人衆ニ而買入ニ相成候、百両より百拾両位迄、

ゑりセんニ而も囲ひ候者、御咎ニ相成、八ツ子、戸結之御( 舞 銭) ( 舞 銭 ) 銀版下并御近在追々御改、并相場内証取引厳敷御手入、

入、当町先日調申上候分、廿八日差引遣出候仕候様申上候

仕置、

誠二以前代未聞之御政事也、此間、

此近在

一統御手

(歌舞)所、大急を以、廿八日之朝、千厩御会所より、右調上候

仰渡、廿八日之市一統遣ひ出し不申候、店々五百文分も売銭、散ざへ不相成、備置候様被仰渡、御向々御伺之上と被

不申候而ハ、差引返し代不致通用、甚以苦ミ、誠ニ困り候

事也

廿七日夜大地震

十二月廿八日、米方厳敷、米穀致而不足、

米 壱斗四升五合

肴、相場違、尤不漁ニ而甚高直、不足也

何方之諸市も、諸色高直、銭不自由、不盛事也

雪至而無之詰也、

廿九日之大晦日、朝雨ニ而、昼よりはれ

一真綿 両ニ百六、八十匁

下落

繰綿 下落

歩ニ百五、六十匁

十弐、三両ニ成

一木綿も少し下落

蠟

少し下直ニ成

壱歩ニ三百目位

三百廿匁

一莨 少し下直

下 五両位 中 弐、三貫目

上 壱貫五百匁前後

川原 八百匁より壱貫め

一大ツ、弐歩七分位

一小ツの同様、不売、

そは 高直

小麦 三歩位

古三歩半

**肴高直、鱈壱本弐朱位より上へ、** 

田作り不足、小壱升八拾文位ニ而なし、

之店売申候、今年惣〆売高、ヤ久両程也、是迄ニ無之金高当年者、万物高直故、店方も金高ニ相成、尤例年より手前

也

等也、誠以此節ハ凶年引続、世の中あしく、薄氷を踏かこ子ニ相成候、囲ひ銭、又ハ高直之銭相庭取引、品物高直売併、銭不足ニ而、厳敷御手入在之、所々御城下ハ数十人奴

御政事至而不宜

ゑりセんニ而も不相成、廿、三十貫之銭ニ而も御咎め、奴 ( 舞 銭 ) 正金銀打ちん、拾両ニ付八両位迄、壱歩ニ銀拾壱匁五分迄、

子ニ相成候、

清酒造り方、一宿壱本ツ、、半石高御免被仰渡、少々ツ、

造り方相成候、濁酒も同様、一宿壱本、

天保一〇年(一八三九)

丸吉皆川家日誌

天保一一年 (一八四〇)

天保十一年庚子

同夜相応之雪、 日大ニ厳寒、 正月元日風、 夜雪、 二日日和、 十二日朝迄ふる、 風、 三日雪、 当日も風 此間少々暖和ニ候所、 也、 + 日日和、 暖和 九

築館之高市、 表呉座壱歩二三枚半、 筵壱枚八拾文位、

正月十四日夜地震、 寒気甚敷、 此間同様、 十九日少し緩

3

夜雪

候、 過ル七日之夜、 誠之古社、 大洞弐年之建立之由、千廿年ニ当ルと申事 山内薬師堂、 祭ニ而焼る、三堂共ニ焼失致

くり綿、

去冬下落之所、

此節品物無之、

又々引上候事、

+

七両二成、

正月中大ニ寒く、

ニ候、

計り多く、 米甚不足、

脱石甚厳敷、

此辺へ節角御役人大勢ニ而欠翔行、

南方ハ、御割付御買、 并市中御買三斗弐升、

三分と申、

誠相痛候事、

成候、 被相尽候へとも、 御城下ハ、 五両迄、 依而又々生糸引上、此節当地残り糸、 下問屋商人中、 之弥々大御難渋、 依而大ニ損金相成、迷惑之者多し 御国産方売候糸も、 弥々御台所金主、 仕入、 御仕法不宜、 正金銀無之、 他国払可致様無之、 大坂江度々為御登、 此節達候言上ニ而も請取ニ相 金主御取組出来不申候、 御領内一円ニ札計り、 壱箇百廿弐、 店々品物無之、 御吟味等 三両、 御城 依

御上掛り之商売、 決而無用之事、

壱斗四升 当町ニ而引上、 なし

金上納ハ三切

誠ニ咎人

糯 壱斗三升 なし、

二月朔日

日和

一御台所様御薨去被遊候二付、将軍家 正月廿四日 鳴物七日、 慰物十五日、 御留

御触之事

郷士方々、 御貸上金五百両ツ、、 拾人江被仰付候事、 御受

申上候仁、 相下り候由之事、

一月十五日雪、 嵐

御城下表、 為登金無之二付、打賃弥々引上、

正金銀 壱歩へ拾六匁位迄

店々諸品無之、誠ニ店払ニ相成候

薬種類も切物多し、 尤上ヶ物多し、

軽粉 壱箱七十五匁位

大黄 五拾匁余

> 生姜拾匁 干姜共ニ高直

世上一 統軽粉斎用多と相聞へ、 水銀斤三百匁と申来候、

二月廿二日大雨 ふり

去冬中より折々小雨計りニ而、 雪も雨も無之、当月迄かん

ばつ、江戸表井戸水至而不足、 高直、 当国も至而水不足、

気仙沼辺も壱桶何程と申様売商致候、

御城下表打賃、壱歩へ十八匁より廿匁迄セり上ヶ申候由、

薬種類日々引上、くるい、

依而諸品弥々引上、綿十八両、

蝋又引上、同十八両前後、

風暖気之所、 廿五日晴、 廿六日寒、

ŋ

廿四

日

1大雨、

又雪ふ

生糸も又引、 御城下ハ百三十両迄、

当町市中米

壱斗三升

弥々不足、店々御定之壱貫五百文ニ而、 甚困り候事、

はしく、ハ、内々壱貫弐百、 又ハ百文位、

呉座 壱歩ニ三五より四枚

筵

拾枚ニ而四百五、六拾より

五百文

追表也

何ニよらす、為御手形之、 弥々高直

綿小売 壱歩ニ

百七拾迄、正月中壳候所、 此節ハ百廿匁位ニ上り申候

五分板、壱歩ニ六間半、六間

壱寸五分板 壱歩ニ千四、五百本、

鉄 六本壱歩ニ而、 壱貫八百匁当ル、

右直段ニ而無之、甚困り申候

千厩表呉座 四枚壱歩

当町ハ、 かゝ やの酒相出、 先達而より売、

三月朔日日和、二日終日雨ふり、 三日晴れ、 大ニ暖気、

御城下表金打賃、 弥々進ミ、 高直、 拾八匁より廿匁迄、

> 綿 廿壱両と申参候、

真綿 近辺残り物百卅匁位、 百廿九匁迄売れ申候

前へ小谷より註文買方相廻申候、

北方刻、

追々買人、

下刻も此節専ら買進ミ、

引〆候風、

手

生糸百三十両、

国中御手形計りニ而、

金銀一

円

.無之、

札之

位至而落申候、 追々如何可相成歟、 誠ニ心支之世之中ニ相

成候、

三月十二日終日大雪ふり、

御城下、 札正銀打ちん大上ヶ、壱歩銀江三拾三、

四匁ニ引

上 依而壱歩之札ハ銀四匁位ニ成、 右ニ付大ニ騒き、 店 々

諸品売人無之、尤明店ニ相成、 仕入金為登可申様無之、 店

さし候同様、奥方へ御城下衆ぬけ \ニ下り、 諸品買入候、

繰綿 壱歩二八拾目ニ成、

道中筋通用可致様無之、 銭も内証壱貫文ニ成、 売人無之、 誠甚く困り候事、 何分ニも通用相成兼候、 騒動無覚速候、

当地近辺銭同様

摺沢・ 気仙沼 壱貫文位

岩谷堂辺 九百文、 八百五十文

真綿 両百廿匁位、

料紙も弥々引メ、

薬種類又々引上

軽粉百五匁 大黄七十匁

世 位之新葉、廿八切位、 申来候、 刻類買人多し、 無類之直段、 先日十切之刻ハ、 古下葉、三十八切より十両ニ成 惣品切、 誠ニ可申様無之、 十三切位二成、 商人之乱 五. 両

木綿・ 古手、 弥々買人多、又引上、三双倍より高シ、

無之、 三月十九日、 銭なし之世の中ニ而、 昨日より上々日和、 諸駄送物甚く困り、 暖気ニ成、 **肴類も一向**ニ 通用なし、

四月朔日曇り、 五日上々日和相成候、 三月中 より此間迄雨

川々出水、 苗代水押 南辺甚難義

早壱歩ニ壱両と可相成候

御城下表打賃、

弥々引メ、

正金十両ニ御手形三十五両、

最

蝋

三十四、

五両、

大ニ引上候、

生らうそく 歩ニ百六十匁

並ひん付 弐百弐、三十匁

右之通、 追々打ちんニ随ひ、 物高直 二而、 売可申様無之、

上 薬種方も品切ニ而、 統下かん流行、 御城下より参り不申 右相用候薬、 尤一統二切申候 候、 大困 ŋ 世

軽粉 壱匁ニ付弐朱也

其外大引上

相成候、 とも、 岩沼御日市、 望次第引替、 損ニ相成候、 馬不高、 馬喰ハ第一之商売ニ而、 御手形買入分ハ、正銀受取、 壱歩へ壱両之引替ニ相成候ニ付、 馬へ相応ニ相登り、 下直之方、正金買入ハ利潤ニ不相成、 地方大ニ高直 正金銀二而取引相成候得 右御城下ニ而、 大ニ利 潤ニ 却而

渡候得とも、 御城下并道中筋、 百文位ニ当り申候 七百八十文二相成候、 迚も右取引間ニ合不申候、 銭誠ニ不足ニ相成候而、 前々厳敷、 壱貫五百文取引被仰 如此、 壱貫文より八百 弐朱札 ハ四

店々品物無之、 戸をさし候店多く、 薬種方も最早続不申

候、 切物計りニ而休、 道中可致様無之、誠二以前代未聞之

世と成申候、

米も追々引上、

蝋壱丸四十両之由、

繰綿廿四、五両、

何レ売人なし、

四月十三日市、 醎 折々雨ふり、上天気不足之春

米 壱斗三升

御城下へ少し正銀相下り候ニ付、 打ちん少し引下り、

三七五位

此辺、岩谷堂辺ハ、壱歩江札壱両位、

皮羽折、 壱両五切之品 ハ四両位迄セり上ル、正金之替りニ、

他国へ遣候事、専ら買人多し、

銭弥々不足、 引べ、

> 当地内証八百文位之割、 外七百文位相聞 へ申候、 驚入

候、 何分御手形不気配、

四月廿三日、市々も至而之不盛、 何方も同様、 物高直、 銭

壱斗ニ相成候

なし、

米弥々引上、至而不足、

向ニ不相出候

石之巻ハ夥敷御積立之事

五月朔日曇り、 五.日 雨

米一統引上

九升より八升ニ成

二日より田植初り、 十三日最中、

銭弥々高直、 売人無之、六百文位取引二相成候、

り御払被成下度、三百両分願相達候へ共、 銭不足ニ付、 桑町方間ニ合兼候ニ付、 銭石之巻鋳セん場よ 御払之儀難相成

打ちん、此間者少々下直ニ相成、壱歩ハ三歩位と申、御城御払無之、御城下御家中へ計御払、誠以御悲常申事、正銀由、御出入様より御下知、十三日ニ参候、在々江ハ一向ニ

下相場、右之ふり合より物々高直、繰わた廿三両位、

当地ニ而、

日用百文ツ、

一此節雇日用四人 渡壱歩位、人不足ニ而無之、

朱、依而肴も喰われ不申候、無類之世の中、後世可恐候、肴高直、初しひ壱本三両、当月初売わり、赤魚十枚ニて弐

此節、安き物ニハ御手形也、御上ニ而ハ、無利ニ壱歩ニ遣

下々大ニ苦み候事

五月中旬より、又々米引上、十八日八升ニ而不足、

気仙沼 六升五合位迄、

凶年同様ニ候得共、米無之候而も、思之外騒き不申候岩谷堂町ハ同様、回五百文位

小長呉座、六枚壱歩ニ而無之候、

此間中不天気ニ候得共、大雨無之、水不足、八専中、

立候所、桑町此間ハ相応ニ相出、下直、

廿四日和、

銭不足、

尤桑高直可相成と、

統立、

桑セり合

渋之由相聞へ候、三人壱歩位、当地四人壱歩、御払無之、誠ニ日用高直、田植延引相成、尤人不足、甚難南方銭不足、無之、日用雇方相出不申候、御払銭願候而も、

御鉄誠ニ無之、壱貫八百匁位、

御払内証、四本金壱歩、壱貫弐百匁位、

一釘無之、壱歩ニ六百本位、

大升壱ツ弐歩位、取升ニ而弐升より壱升八分位、大まゆ壱一蚕相応之作、当り年、春中よりまゆ高直之風唱ニ而、出初

升壱歩位、

弐升五合、三升ニも可相成容子、売候分、多分之金ニ成、申候、見合之所、今日頃相成、一統売気ニ而、格別ニ緩ミ、御上御行ふり如何相成候哉、又去年とハ違候由、依買入不買気之衆中買入候所ニ、今年ハまゆも沢山相出候而、人々

之気味、□月之暑さより、当月ニ成□□薄く相成候、成、東風不止、毎日不天気、十四日、□五日雨、少々心支先日きのへ子ノ日、快晴之所ニ、其夜より雨ニ而、冷気ニ

く

困り入候、

……(この間約半丁分、原本破損) …

] 印之作\_\_

五日弥々暑気、日和ニ相成、一統之安心相成候、□□騒き可申様子ニ[□へ候所、廿四日暑□強く、

廿

土用ハ過ル廿日

年ハ不宜、節之遅き年ハ不宜、節ニ不応年ハ不宜候、六月ニ成、甚不天気ニ相成候、何レ春中より、五月雨無之成と、一安心致候、何レ四・五月之暑気ハ不宜、為夫か、是より日和ニ相成続候ハ、、随分、八分通り之作ニも可相

1号、11・11日では1500円であり、売追々緩ミ、最初ハ両に七、八十まゆ、此間迄所々残り、売追々緩ミ、最初ハ両に七、八十

**匁揚、追々ハ百匁位迄之揚、** 

掛二而、 薬種類、 申 此度買入、 由申来候、十両江三十五両、 売直段五匁二相成、 追々註文致、 相下り候、 然ルニ正金買ニ、当時之打賃相 問屋ニ而江戸より相下候取残、 高直、 右打ニ付、 可申様無之、甚売悪し 銀壱匁之所ハ五 漸 添 可 々

分、大まゆ大九分より一升、追々八分、七分五り迄、之直段也、まゆ取升壱升七・八分より弐升、弐升六・七まゆ高直ニ而、作元一統過分之金ニ相成、甚宜、前代未聞

致度、 宜 廿九日雷雨、 はれニ而、 六月廿三日より日和ニ成、 併又毎日時雨之様ニ 人々願居候 大二六ヶ敷、 誠ニ大暑続候故、 余程わセ稲相出申候、 雨在之、 追々大暑、 稲作殊之外ニ立直り、大ニ 七月十三日迄折々ふり、 近年ニ無之暑さ、 此所日和ニ

紅花、 十匁、 四十駄位之様子 両 御城下より相 前代未聞之高直、 追々弐百廿匁、 至而不足ニ而、 下り、 所 買出し相済、 高直、 南仙ハー向無之、 々買方、 品 万上 壱駄百六拾両より百八拾 此間御国産方并拾人衆、 出来、 南仙計り一字ニ而 両ニ弐百五、 六

生糸、六十五匁壱両位之売初め

七月十三日市

弐升方引下ルー米 九升位

□ 内証六百文取引ニ而融通相成、ゆる < → 致候、追々

下ヶ可申様子、

正金銀打ちん、弥々不下、三歩半余、七分五り

日曇り、夜雨、十九日朝迄大雨、十四日、十五日日和、十六日昼過時雨、十七日半雨、十八

此節、おくて稲出かけニ相成、大切之時節、去年より三十

日後レ、

申 紅花、 候時、 候、 体四十両位定法と致居候、 之買入ニ而、 之直段ニ相成候、 出 ニ合候事、 来 尤当国南仙一円無之、 例年京都遣花、 ハ第一之雨花ニ相出、 壱駄弐百両ニ成、 南奥ニ而千駄程相出候時分、 江戸遣ひ弐・三百駄と申候 上方為登致候而も、 四十年来紅花商売致候而も、 弐千駄、 誠ニ珍敷引上ケ、 当国十七、八ヶ年先、 正金五十両余之含ニ相見へ、右 奥も取集、 弐千四、 利潤ニ相成候事無之、 壱駄廿両迄致候年在之 五百駄在之候得 三十駄も無之様子、 最早紅花照り可 奥仙五十両 盛ニ相出 ハ間 大

中 海、 颅 七月十九日、 依而諸作物痛、 裏田畑迄水上り、 町迄揚り、 六十七拾年ニ無之嵐、 より雨、 当町内大水、 年々大嵐ニ而、 大河筋大水、 嵐二成、 四 昨夜より今朝迄大雨、 日町江多く上り、 第 破損等相出、 裏々・下町通迄大破致候、 大嵐ニ相成候、 二日町流より水丈一尺五寸も余慶高く、 [X] ハ莨、 作致候所、 大洪水、 次ニ粟、 千厩四日町川橋落、 大騒動致候、 家々蔵等迄相 此度嵐 同夜四ツ過迄弥々大嵐ニ かうす大ニ相痛、 夫より小雨、 ハ第一番之嵐ニ而、 此近年、 其外薄衣、 痛 候 又四ツ時 当町向 同所も 稲 凶年 黄

わセハよし、 中命 , ハ痛、 おくてハ痛申間敷候と申候、(晩稲) 誠ニ

引続難義致候

晩稲見事 廿日晴れ、 出 廿一 揃 Н 廿九 日和ニ相成候、 日迄続而宜、 弥々日和続、 依之諸作立直、 尤暑気甚く、 安心致

候

若柳近在水かふり、 佐沼辺迄同様、 大二相痛候

弐百十日ハ八月七日、

向無事、

上

H

和

尺位、 八、 気仙 大痛相成候 九疋流死、 前巻 郡 田畑悉く押たほれ、 *)* \ 横田、 山 々 · 抜 竹駒、 入通りより高田、 ケ、 第一之大洪水、 家拾弐、三軒流、 何年ニも無之洪水ニ、 今泉迄、 家 人死拾人之余、 流 町々水の深サ五 人死、 壱郡大騒 有<sup>(有 (有 (</sup> 主 ) 馬

大北上川筋ハ、 思之外痛不足、 南之方ハ嵐も雨も少し薄

く 痛不足 き

三本木、 忠川筋大水かふり、

然ルニ七月廿

日より照ニ相成、

引続キ、

八月十五日迄

詰 向 あしく、 但大こんハむし付、 立直し、 日迄之残暑ハ、 雨無之、 七万石程立戻りニ相見得候よし、 八月十六日雷雨在之、 当こも致ぬ所迄実入こ相成、 大暑、 卅ヶ年ニも無之残暑也、 大照込、 かれニ相成候、 廿日ハ十八日、 土用中より暑く、 夫より冷気ニ相成候、 莨も嵐之後照込、 洪水之痛拾万石之見 + 其外畑作も甚宜、 九日、 依而稲作悉く 廿 Ï 是も 十五 醎

水、 庭引上、上六斗位、 上方筋、 大痛之由、 六月嵐在之、 繰橋辺九日程川通 所々洪 水、 用留 大痛、 依之、 其後関東筋 江 戸表米相 大洪

当年ハ漸々国方上作、 戸 , 米高直可 '相成、 御国之幸ニ可相成候 関東より上方、 西 国 筋 不作 三而 江

此節より、 御買米被仰出候、 酒御留ニ可相成様子、

右 形之位甚下直、 国方見事成上作ニ相成候間、 ニ付米も売ニ不出ニ而、 御 城下共ニ銭内証六百文、 国中 此節米下落可 統下直ニ不相成、 仕候得共、 五十文迄取 当地 御手

七、八升、右ニ而も割合、米計下直と申事ニ候、斗位、南方壱斗三、四升、石之巻壱斗五升位、新相出壱斗

御城下問屋中江御払相成候事、併矢張高直、一薬種類、御上ニ而被仰付、江戸より御買下し、大和屋ニ而

一小間物も御買人為御登相成、近々荷着、御払可相成候事、

一八 生 糸、 四十五匁、 両ニ六十匁、 都而御国産 体御郡方へ御首尾在之候訳ニも無之、 壱箇百五十両より高直ニ買方仕間敷由被仰渡、 直買方致候段、 統休ミ居候、 在之候哉、 成、 依而此節取引なし、 先日 調 壱箇百九十両迄買入候所、 々 中御城下より下り、 御直段も不分り、 御上ニも札金無之由、 々と御取行、 書申聞候由 御しかり相成、 下落之姿三成、 諸商· 検断衆より御首尾在之候、 売人無之、 セり立、 人甚迷惑致候事、 当分休、 糸も一 御買人共引為登、 不分り之首尾合也 御手形 円御買方無之候 依而跡々六十匁、 破れ可申候 糸持人何程ツ、 両に五十匁、 御買人中休 糸取引 高 全

糸・紅花御買人ニ候所、取引買方振不宜、依之登米御家中、右御買人之内、登米町福嶋屋七郎治殿、熟賀屋と両人、

八月廿三日夜、

捧、三番とび口、四はん抜身、四段之備ニ而押寄、百三十人余、具足、戦場之装速ニ而、先備けんのふ、弐番

鯨波之声を揚ケ、

吟味可相成様子、 取、 装速ニ而押寄、 依之町方三拾組罷詰、 福七之表を打解き、 誰とも証人無之相成候、 備候ニ付、 近頃之珍事ニ御座候 次ニ靍賀やを打解き、 制し振致候得共、 恐れ引取候、 向々より御披露相 弐軒計りニ而 家中之面 大騒 動 成 ニ致 々厳重之 追而御 候 宇引

追々御国制も御吟味可有之と申候

九月

も弐、 候、 此節、 ニ候故、 此頃御城下之正金銀、 三匁落候よし 四枚壱歩申程ニ相成候得共、 壱貫五百文銭ニ而も騒 弐万両程下り候由 動ニ 相 兎角富き成者計り大痛 成不申、 三而、 是迄過 打ちん

下へ追々日々々々打銀下直ニ成、 十月初迄二、正金銀、 八駄程相下り、南方へも三、 御他領より米買金御注文ニ而、 四分通り御買金相渡り、 廿八匁位取替、 正金壱歩 御城 廿拾

回も七百文ニ成、 依而諸品売気、

くり綿廿四、五匁ニ落

「御手形弐歩分、十三匁ニ成、又廿五匁迄

米弐升 御蔵米弐歩ト弐百文

生糸御買人之義も、御吟味替り、十人衆も止め、 真綿者下直、 節真綿も一向買人無之、 壱人買方申下シ、受人と相成、 御国中、伊達大石大橋儀左衛門殿より、 地へ買方参り不申候、何レニ下直之直段ニ相成候様子、此 糸御買方計り、六拾固、右之分計り田中屋勝之助、 上ニ而九十匁位、 若柳高市も諸品三、 九五迄、 買方致候事ニ相成候、 生糸ハ正金五十両 金三千両調達致、 四双倍高直 御用御召 其外ハ 未当

御手形百五十両位、 御手形望人多二相成、 正銀ハ下直ニ相 位之含、

成候事、

商売物ニハ、大ニ損徳在之候、

当秋日和続、作取仕舞甚宜、 併此辺ハ、 秋中之様子より稲

正金壱歩ニ、御手形弐歩迄上ル、

御城下より隣国江、 御手形買相廻り候

十月中旬、 段々しツくくと下り、 未・申 ノ間江、 暮六ツ過大成星相出、 五ツ時迄之内ニ下り、 見居候内 不見得

名成星、四・五夜も相出候哉、

後ニハ不出

上方より、 西国筋いろく、変事在之由相聞へ、

実事未不

知、

十月廿三 一日市、 米至而不出

玄米 九升迄

生糸・ 真綿、 買人一円無之、 何程下落と申、 難計

十月廿四日大二暖気、 廿五日朝暖気ニ而、 大ニ曇り、 さら

大嵐、 廿六日昼夜引通大嵐、 家々破損、 屋根等大ニ損し、

(小雨

四ツ時より雨、

暮六ツ時より風立、

夜半過より

同夜弥引通、 嵐強く、 廿七日朝迄、 四ツ晴、 雨ハ七月十九

稀成嵐、 日之嵐より少不足ニ候得共、 南方稲多く流レ、 御役人御見分二而、 風者強し、 当年三ヶ度之大嵐 揚り候分高

割成、

御城下同様、

大橋計り漸々残り、

其外橋々一字流落

今年者、 十月中如春之、

十一月八日迄甚暖気、大根十月廿日過よりつみ候へとも、

暖気ニ而、 追々朽申候

十一月十日俄ニ初雪、 九日大ニ寒く、 十日雪ニ相成候

又中旬暖気ニ而、 折々雨、

十一月廿二日夜、 稲妻在、 雨

> 廿三日朝迄雨、 向雪無之、 暖キ、

先月廿六日之嵐ニ而、 船 々数多難船

痛

九州大地震、

津

浪、

出火ニ而、

三ケ

国ニ而夥敷人死、

田畑

十 一 月廿三日市、一 向此間不盛

去年ハ莨人々買進、 高直、 今年ハ一向買人無之、未売不申

候、 御手形打下落、 尤莨高直故不壳、当年下直之含二而不

売、 夫故町不盛、物々不売、然ルニ、

札 先月十五、六匁之打二候所、 此間高直ニ相 成 廿 <u>Ŧ</u>. 匁

位、 弐切七、八分二成,

生糸も、 此間ニ相成、 五十両迄之含、 買人少々ツ 正金ニ而 相 出 内証取引、 五十三、 札百

追々引立候様 子成

兀

一十両、

百四、

五両、

大豆 三歩位

米

新

一向相出不申候、

高直、

壱斗弐升位

六百文 緩々取引、

天保一一年(一八四〇) 439

御城下ハ七百文より、此間八百文位、

且而御手入無之、御構無之候、

一真綿 買人無之下落、百廿匁位より下百三四十匁

一繰綿 御城下二而拾七両迄下落之所、此間廿両二成

一蝋 地はせ蝋も相応ニ相出、下落、

一糸わた 札壱歩ニ

御城下百三十匁、当地ハ百拾匁、

又引上ケ、当地百匁ニ成、

一迫表 弐枚壱歩之所、此節弐枚七分位、

新紙 下落之風ニ候所、弥々高直、上弐速五帖より、

次

三速壱歩、四速迄、

一大方 四帖壱歩位、誠ニ高直

一分, 四中壳为作 一言、香山

冬至、寒気ニ相成候、

十一月廿四日、

俄ニ寒、

相応之雪、

廿五日日和、

同廿八日

十二月朔日曇り、二日寒気、雪ニ成、

十三日大寒に成、尤寒気に成、併雪不足、

新米仕出不申候、市中出米無之、尤脱石役人大勢厳敷向

参り不申候

壱斗弐升、

申候、壱俵ニ付弐斗無之、壱斗八、九升入弐歩位、南之方塩、誠ニ不足、塩場仕出不申候、御取行不宜、煮方出来不

弐歩弐朱、三歩弐朱位迄、大ニ騒き申候、最上辺より買出

、此間石之巻江、江戸より壱艘入着之由、御城下、在々

共ニ塩不足ニ相成、甚難義ニ相成候事、

三、四人、三人ハ弐人、壱人と申様、主人〈~抱人不足ニ六切より廿七、八切迄、黄海辺三十五切位迄、依之五人ハニ付、所々吟味致候得共、中人ニ而五両弐、三分、上廿五、一季下人不足、尤御手形ニ而諸品高直ニ付、大ニ高金ニ申候

致候、

諸職人、三日壱歩より四日、五日壱歩

御郡方御相庭

一米 廿四切半

一大豆 廿壱切

右者大二下直二被立下候事、廿七、八切二も可相成二、所

安く相成、

御地頭様方ハ百五十両程違候由、廿五切之御取立、

当時当町御用達中、御台所御用金御貸上、

御代官様御受合二付、如此、

新莨下直二成、下六貫匁より初、追々買人出、五貫匁、四十二月初より売立

貫匁と相成候、至而薄葉、尤夏高余慶無之、寒気も此近年

ニ而ハ強し、

米至而不出ニ而、高直、

大豆ハ三切位ニ候所、今年塩誠以無之、近国より密々買越

売候事、依而大豆買人不足ニ而、下落ニ相成、弐切七分位

十二月廿七日昼四ツ時大地震、併別而痛無之候、

登米船場渡し±市、船川中±市地震、馬四疋、人拾壱人埋

ま、川入死ス、痛入候、 うそ

此間ハ日々雪ふり、余慶ニハ無之候

廿八日市、何方も不盛、尤万物御手形ニ而、法外之高直、

不商ひ、不売、

看類 一向ニ無之、誠ニ高直、商人休ミ、

米 壱斗弐升五合

大豆 弐切八分

銭 六百五拾文迄

万物不足、高直ニ而、年始物ニ致候品無之、莨計り安く、正銀之打、弐枚半壱歩位、当分すわり、

三十本之下〆莨ハ廿文位当ル、

廿八日より廿九日暖気ニ而、大晦日より大ニ寒し、尤雪

丸吉皆川家日誌

天保一二年(一八四一)

天保十二丑年

正月元日日和、 厳寒、 尤寒中ニ而、 甚厳寒也、 近年無之寒

気

弐体、三体と出給へ候時在之候、折々在之物かの出日日和、然ルニ日輪三体相田 保延元十二月五日、 も可有也、人皇六十六代承祚元八月廿三日、其後七十五代 (\*##) もふく、として雲在、 然ルニ日輪三体相出候事、 何レも日輪御三体出ルと在之候 何レ日影、 ため ごらへこふと申物之類ニ し見可申事、 珍敷事ニ候、 併其辺 大古

正金銀打、 地も三枚壱歩と相成、 御城下表引上、 依而生糸買人追々相出、 此節三拾匁より三十弐匁迄、 札百六拾五 当

両迄、 正金ニ而五拾三両位

向之直段者五十三両位、 上方直段随分宜、 御上様へ正銀壱箇ニ拾弐両弐歩、 七十両位之取引ニも在之候へとも、 御切替金無之候得者、 切替差上候訳ニ付、 六十五両ニ 玉 表 方

> 当正月之寒気、 三拾年已来之寒気、 北之方大雪、 不通

枚壱歩之勘定ニ而、

百六十両

成申事、

併五、

六分通り外、

表向相成間敷、

散乱致候、

も可相成様子、

右二付一統迷惑、

此節漸

々表向之取引ニ相

大川も渡り候所在之候

薪太老老

殊之外高直

南 方湯屋休ニ相成候

正月廿七日大ニ暖ミ、 大雨、 北方ハ近年無之大雪ニ而、 未

馬不通用

閏正月元日、 至而少キ、 門松相立候、 三日、 五. H 七日位

立 不同

御 拾六匁、 城 下正 六仲間之為登金迚も、 金打、 江戸為替、 御上江 御蔵方渡し金間ニ合不申候 戸 角蔵渡五十 日見詰ニ而

く相成、 ニ付、 匁より三十五匁ニ成、 御 :指留ニ相成、 依繰綿又引上、 依而破れ候ニ付、五十日為替 俄二三枚五分、 生糸も又引上、 壱歩引上、 打銀又引上、 此節百廿 正金望多 拾雲 三十 両よ

繰綿廿五 所五両位引上 六両ニ成候よし、 り百八拾両ニ相成候

出 .入司挽地九右衛門様、 大坂表金主方二而御登之事、

御奉行柴田佐戸様、 江戸迄御登之由

正銀打三十弐、三匁位、 度々高下、 生糸正銀六十両位 三成

閏正月中旬、 表向取引ニ而 壱箇ニ正金五 一両分、 御切替

ニまけ被下候由

此節、 糸もあら ( 売払ニ相成候事、

真綿ハ不売ニ而、 未夕残り多し

閏正月廿六日大雪、 日かん二入候、(彼岸) 此間毎日不天気、

京都年始ニ、 紅花壱駄ニ付、 既上物百両、 百五両位迄売候

> よし、 近年国方之紅花至而不足、 為登方一統止居、 夫故呼出ニ而も可有之、併全体高直之事也、 糸・紅花、 是ハ三十年来無之直段ニ而、 都而産 上方通用休二相成候故、 物御上掛りニ相 南部共二三、 成、 実事不分り、 尤正金御切 四十駄外相出 時 珍敷直段二候、 々之文通相 近年国方 替ニ而、

二月朔日、 二日大雪 候、

南仙ハ百駄も相出可

申

貞

尤去年高直

薬種類大高直、 尤唐物 殊に大高直、

ハ

唐大黄金銀四十七匁 追々上ル

札百七十匁

黄今ハ中高直、 札五十匁位、

甘草 六十匁、 金銀廿匁位、

海人草〆札五百匁より四百匁、

巴豆 壱両ニ付廿四匁

軽粉

壱箱

百匁位

唐木香 百 五十匁

兵郎子(濱椰子) 百三十匁位

水銀 両テ十八匁

白手紛のふ 両七十匁

一広東人 壱歩ニ三匁

蘇朮 廿四匁

生姜 十八匁五分

連 堯<sup>選</sup> 百拾匁

唐呉朱萸 酢棗仁

何レも大高直、 其外右ニ順し高直、

閏正月末、又銀引上、三十七、八匁ニ成、度々狂ひ、

高下、

時相庭掛合セ、三かけ、三三かけ、三五、三八と申様取

連尭百廿匁、 甘草百匁、

くり綿も廿六、 七両、 壱歩ニ九十匁位、

銭も高直、 御城下ニ而六百文より三十文、

当時も此節外々共二三十文程上ル、六百三十文より六百文、

米 壱斗壱弐升

大豆 弐歩七八分

X 茯苓一円なし、 壱貫目テ三十五匁位、

莨、 当年国方至而不壳候得共、 正銀打之為、 御城下衆註文

ニ而為登、向買入ニ付高直、

新下

廿六、

七切

引

依而当地三枚見詰之直入致候、

正金かし分

刻壱駄 早春三両より、 此節四 両

三月廿二日、 屋形様御登り、 依而正銀打弥高直、 当時四拾

匁より四十弐匁、三枚八分位迄<br/>

薬種、 唐物不足之分、 巴豆両テ五十匁、 大坂・江戸高直ニ 唐木香弐百拾匁、 颅 唐大黄一斤札

テ弐百五、

六拾匁、

一将軍様御葬式、御隠居大御所様 戸三日之間、 円表戸さし申候由申来候、 二月十九日より、 廿一日迄上野江御入、 御普請并諸事夥

江

敷事也、

生糸、 京都并伊達大ニ下落、 五十三、 四両取引、 当地残糸

444

買人なし、併札下値ニ候へ共、百八、九十両位之物、稀ニ

残り在

一当地辺一統馬高直、壱疋ニ而安馬十弐、三両より廿両位

四月朔日より大ニ暑、同八日殊之外暑く、一向雨無之、十

より毎日東風、寒く、毎日曇り、尤折々雷勢ニ而不天気、八日朝大ニ寒く相成候、十九日初田植始る、同日寒し、夫

冷気ニ相成、廿六日より少々暖気、未日和ニ不相成、雨天、

疱瘡所々相出候、此間中、此節不気候ニ而、先達而より

候、蚕今年ハ夥敷一統ニ行ひ候所、此冷気ニ而、少し相痛

疫病所

々相

出

候、今年之麦作不宜候所、此間中直り申候

浜方不漁、しひ一向ニ不取、初しひ少々、両度相出候外、

一向ニ不取候、諸肴不漁、当町大しひ壱本十八切迄、

御城下表御銀主方、大坂銀主炭屋彦五郎方相弁候由申来候

付、

御城下打賃下落、

三十匁と落候所、

未正銀参り不申

故、又々打引上、当時三枚五分位二相成候

鋳セん吹方、此節休ニ相成候、御公義より御手入之由、鋳

せん取組之者損金ニ成、

銭相庭、御城下・石之巻 六百五十文

一当地六百文

桑高直、尤田植前ニ而不出、壱歩ニ六貫匁より八貫め、

荒所起返り方、并百姓御取立之御吟味相成候事、

一一昨年、昨年と御貸上相成候金子、可被返下候所、調達金

御進被相成、当時抔(カ)(以下記載なし)

五月朔日日和、此節漸々田植相片付候、

之事、

調達方、

御領内

統夥敷、

御進望次第、

金次第、

志願御免

当町も、組抜中夫々調達、手前之義、組抜之御進厳敷御

仕候様申上候而相済、志願一向何も望無御座申上候、甚八親方名代ニ相頼、千厩勇五郎セ話致、弐百両調達為被進、御談ニ候得共、組抜相望不申候、御免可被申候、依而

甚殆と難義致候事、巳年より当丑年迄九ヶ年之間、御貸上大ニ相痛候、札御取上之御吟味ニ候哉、非常之御取行ひ、村々一統、専ら御吟味被仰付候、誠ニ年々之事ニ而、一統

調達年々也、

組抜多く出、

其外色々在

之色共々大ニ赤く成、 五月五日朝曇り、日和ニ成、薄曇り、日影大ニ赤く、夜月

江戸表も、薬物并太物大ニ引上候事、

生糸下落ニ相成候

此節桑高直

壱歩ニ五貫匁位迄

五月八日、最早最中、桑出不足ニ而、朝市在買、又ハ入桑

六

七貫め、

七貫め位、

ŋ 扨、 冷気勝、 暖気ニ成、 四月中旬より不気候、 曇り、 四月初之暑気、 おりく、きり雨、 毎日東風、 此節と跡先ニ相成候、 五月七日、 五月ニ 相成候而 八日少 風直 麦 Ŕ

直り能成候得共、田作引立兼候、

打ちん引上、当時四十弐匁五分、御城下表、大坂銀主も吟味中ニ而、未金不参候ニ付、弥々

日迄続、大暑ニ成、一統安心、より日和、雷勢、十八日日和ニ成、大ニ暑く相成申、廿二天ニ而、又々凶作ニも相成哉と、既騒き可申之所、十七日天ニ而、又々凶作ニも相成哉と、既騒き可申之所、十七日一毎日曇り又ハ雨ふり甲子ノ日も雨ふり、寅もふり、弥々雨

庄内酒井様御国替被仰付候ニ付如此、仙台岩手山江も此間一江戸江、庄内之百姓共三百人程相登、公義江願相出候よし、

参候由、

十方暮同二日より初、近年ニ無之暑気、諸作甚進ミ、十五、六月朔日曇り、二日土用ニ入曇り、又はれる、弥々大暑気、

六日頃より稲も相出可申様子、近年無之尺取、六月中より

稲出払可申候、六月十二日より相出申候、

一麦打一統極る、至而不宜、六分通り之作、

人不足ニ而、日用大ニ高直、百五十文より百七十文、四人

上、四枚壱歩位ニ成、より一向不渡りニ而、御城下一統大ニ困り、弥々打ちん引御城下、大坂銀主も未不極、江戸五十日為御登金、三月分

五、六十匁見当、去年者まゆ不作、半高位、まゆ追々買人相出、此節迄売申候、大壱升弐切八分迄、

然ル所、早場より南仙も不足、最上も照花不宜候ニ付、上紅花、両ニ弐百匁より百八十匁、至而不作、不足、尤照花、

物最上も六十両位、依之、最上中参り、

当地花、札弐百弐三十両より四十両、弐百五十両迄、正金

六十五、七両、珍敷直段、利潤二相成候

位、両品共々諸国不足故、如此、糸も損金ニ不相成、此節札者両ニ四十七、八匁、四十六匁

御城下表、江戸為替御渡し無之、御城下一統難渋、

弥々高直、

三枚八、

九分、

打計リハ四十弐、

打ちん

置候由、 も御備ひ不相成候由 たし候、 伊澤中尊辺、岩谷堂迄為一見之、 大坂銀主相下り候ニ付、 此節ハ誠ニ御行当り之由、 御領内之広遠見セ候上、 此間塩釜、 御役人被相添 御取組ニ相成候 江戸御上符中、 石之巻より桶? 谷辺、 御連被成 由 御 |月割 崎い 奥

庄内酒井様御国替も止、御預りニ相聞へ候事、御奉行矢部左近将監様、御高名之御仁物ニ相聞へ申し候、一御公義ニ而も、御役替多、御町奉行様御シクシリ、新御町

江戸表并三ヶ之津一統、町家ちりめん・絹布類厳重御停止

被相留候御触之事、 武家方共、 近年奢ニ長し候ニ付、

被仰渡之事

先達而中出穂ニ相及、 又日和、 天気、 折々雨· 在之ニ而、 冷気在之候ニ付、 稲相出、 少し延引ニ相成 七月七日晴曇リ、

申 ハ行届兼候分ハ、多く荒候事ニ候得共、 候、 何分人不足、 日用高直ニ而 ハ、 甚敷一統難渋いたし 相応之作と相成可 八分通リ出穂と相聞へ候、

盆前ニ安堵相成候、

水不足、又

候

ツ

厳敷 麦

七月三日相庭、 壱切八分位 右之通、

候者、 付、 く 前 凶年中、 、相納候事、 後何時も貧人江当行へ候事、 当夏より麦弐升ツ、 助り候者も在之、 相 度々拝借致候千厩御蔵籾麦拝借人共ハ、 納候様二而、 十ヶ年相納候様被仰渡候事 誠ニつまらぬ 相納候樣御割付相成候、 統ならし御割合ニ而、 冬二相成候得ハ、 い事ニ候、 相応 小人壱人こ 拝借不仕 成者ハ、 籾弐升 死亡多

石之巻船、 戸表為替金御遣金相渡り不申候、 凶年後至而不足二而、 御穀積方尺取不申候、 御城下 統大二難義ニ御

江

こ可申様無之世 壱歩と申事ニ而ハ、三日壱歩、 申 く相成候、 御領内一統ハ、 候、 只呉之所も多く相聞 南通りハ、 の中、 古今無類之成行ニ而、 麦之かり方、 此節ニ而ハ、 で中 弐日壱歩之人ニ而ハ、 候、 米穀類と御手形計り安 壱俵御手形八、 日用高直ニ而間ニ合不 諸品高直、 御政 九分、 尤之 事共

座候、

米も、 弐斗四、 五. 升、 追々下ケル、 事ニ候、

当町抔ハ、 壱斗四升位

> 二而、 外取納不宜候樣也、 無之秋ニ候得共、 盆後ニ相成、 八月日か 折々雨しけく、 かん中迄ふり、 不天気ニ而、 上作と申ニも無之候 莨も見直リ候得共、 依而莨も不宜 田 畑之働相成不申候、 候、 諸 余り雨 作 物 思之

嵐

勝

紅花も、 諸 国 統 不足ニ而、 弥気配: 能 京ニ而百 . 両位之由

相聞へ 、申候、

糸も不足之由、 箇弐百両位、 当地之取引、 当分引続、 落不申候、 御国産方厳敷候得共、 札四十五、 六匁、 最上参り 壱

而 夥敷抜糸ニ相成候

薬種、 手形弥下直ニ而、 唐物 類、 唐船渡り不足ニ而、 四枚壱歩之見詰ニ、 弥高直、 誠以高直成事、 殊ニ当国 前代 御

盆相庭

未聞之直段、

唐大黄 弐百五拾匁 唐黄芩五百匁

広東人参 両テ四十匁より三十匁

□<sup>(御種人参)</sup> 両 拾八匁位

唐木香 弐百廿匁 兵郎子(檳榔子) 同直

ハ<sub>芭</sub> ツ<sup>豆</sup> 両六十匁 軽粉 両 应 十匁

水銀 三十匁

白手紛の Ś 両百匁 甘草百拾匁

海人草七八百久

右 三順 Ļ 余品も高直、 和薬も 可様、

町会所為御替金、 江 戸江 右ニ付、 向ニ御渡し金無之、 枚弐分位迄 商 人中 大ニ

上 り申候、 手前ニ而も糸弐箇分難渋相成候 難義、

迷惑二相成候、

正銀打引上、

兀

様ニ而、 類御難渋ニ而、 顽 登米より被 代数近く、 君様御輿入、 終二御卒去被遊 屋形様御事、 御 「痛わ敷、 則筑前守様と奉称、 困リ候事、 併若殿様、 六月中より御大病、 為入候屋形様ニ而、未御壮年、細中将之御位 中将之御位 中将之御位 人国日夜当 御難義被遊候事、 御不運之殿様ニ而、 御金遣多、 てんかん之御病も在之由 去冬京都近衛内大臣様より姫 御代次 下々難義 江戸. 凶年中 表ニ而、 先屋形様之御子 より此節迄、 御廿五・六ニ 一町江参候事、 七月廿四 二御 無 H

少々 尤当年之作不宜、 甚不宜、 八月九 Н 和続、 日 麦蒔、 日かん中 夫より又々長雨、 稲かり、 六、 Ė 七分之作、 同 尺取不申 + 日 九月中不天気ニ而、 漸々 都而不宜、 候、 ・快晴ニ 九月中 相 日用、 極り不申 成 候 秋揚 日手間 此 候 間 ケ

ちん計り、 人不足に付、 殊ニ高直

御手形も四枚壱歩、 御城下 ハ四枚弐分迄落、 銭弥々高直

五百七十文、追々紅花も落、 弐百廿両位、

生糸、 最初ハ望人多ニ而、 札両ニ四十五匁迄、 八月より買

人無之、九月中売不申候、

公義より、 絹布類御留ニ付、 殊ニ糸・紅下落、 御城下も□

大ニ下落、 当時一円不売、百八、九十両位、

浜方鰹并鯣、 いわし、 円ニ魚漁事無之、 無類之事ニ候、

鰹ふし札壱歩ニ八ふし、拾ふし之取引、 粕ハ壱俵壱両ツ、

迫表壱歩ニ壱枚四、五分

壱枚六分迄

薬種類弥々高直、 無申計候

御手形下落、四枚弐分、正金壱歩也

統二右之割合二而、

内証通用、

銭、 御城下ニ而引上ル、

鋳せん御休ニ相成候事ニ付、

十月より、 札壱歩ニ五百四、 五十、 十一月五百文ツ、、

他国ニ而、 春中取不申候所、 秋二成、 他国二而取候事、

当地

ハ六百文通用、

紅花并生糸、 景気に成

残花 札弐百三十両より四十両迄、

糸 **弐百両より弐百廿両** 

清水川口 両三十五匁

津谷口 弐百三十七両迄

伊達 正金上七十両余

並物六十四、 五両

五十年ニも無之上直段、

御城下鰹ふし、 札壱歩ニ四 <u>゙</u>ツ、

五ツ、

地方ニ而七ツ位、

薬種、 唐物一 体不足ニ付、 上方共ニ高直、 当地 ハ殊ニ御手

形四枚弐分之わり掛、当時人参之類高直

御種 壱歩ニ弐匁五分三匁

広東 両四十匁位

ハツ 両六十匁 軽粉箱 銀百六十匁

一当年之作、六分位、

当地 壱斗弐升位 十一月ニ相成候而も米不足、

大豆 弐切弐分位

是ハ下直

小ツ 弐切半位

糸わた 札壱歩ニ六十匁

千草から<br />
壱両位

三歩半

何ニ不寄、法外之高直ニ而、前代未聞、天下ニ無之直段!

取引人不足ニ而、日用代高く、駄ちん代ハ馬不足、殊之外

高く、至而不通用、職人ハ三人壱歩、都而右之風ニ而、誠

上調達ハ、年々御政事小御政事ハ誠ニ不宜、諸役人ハ銭取ふしきニ立続候、後世可恐、後之人能々勘察可有之、御貸

「計走リ、乱世之節同様也、

十月十三日より十四日、 三十六匁、 節あしく、 至ニ成、 誠ニ秋より十月迄不天気続、 此節雪不足、春中疱瘡、 犀角、人参、鹿茸、 四十匁、 犀角ハ別而不高、 西道中筋大雪、 毎日売申候、鹿茸両ニテ札 又秋より冬至、此節流行、 十一月日和在之、 壱分札五匁九分売申 通用不成、 十日冬 悪路

侯、

引続かうす不作、

ハ、料紙等ハ買置可申事、綿・木綿之類同様之事、薬種類三分、一寸五分釘至而あしく、百五十位、都而下直成世ニ料紙、上弐速壱歩、鉄不足ニ而、壱歩ニ六百目位、弐本弐、

も下直成時分買置可申候事、

山者、随分やつかい無之、宜、

田地之買置ハ、

必無用也

弐・三日先ニ相応之雪、十二月朔日、雪不足ニ而、寒気甚敷、冬至より緩ミ無之候、

ニ相成候気配ニ而、正切替人多く、店々品物売不申候、小御城下正金之打、弥々引上り、六拾七匁位、最早五枚壱歩

売計り申来候、回四百五十位、売人無之、四百八十文さし

引

当地六百文、売人無之、脇々五百五十文と申事に候、

一米不足、是も引〆申候、

| 生糸 | 弐百三十両と相成、残リ少々在之分売不申候、四

拾両ニ者可相成候、

下人中人三十四、五切より十両ニ而、未夕極り不申候、

追々十壱両、十弐両位、上人也、

十二月三日

南方、御買米相成候所二、御金無之、御延金二而、市中抜

売二而、追々米出石致候、当町相庭、

一米 壱斗壱升ニ候所、

十三日より緩ミ、買人不足、壱斗壱升五合 糯九升位

大豆 弐切三分位、安キ方、

銭 五百五十文 差引計り

一生糸 弐百四十両迄

御城下□少々緩ミ、打ちんも少々下ル、

綿 壱歩ニ六十匁、当時直段、

御城下四十両前後之由、

江戸相場 百三十両と申参候、

一米 八斗位

北下形新葉 壱歩ニ三貫五百目位より三貫目

一下刻 四両壱歩位

X

金も不被為在候由、ことく、く御難渋、無申計候、下々御此度ハ一統江割合、人頭ニ壱切半位、御上ニ而ハ、御越年一御郡方御貸上ニ無之、御手伝金東山南北へ三千両也、

領内一統之難義、前代未聞之世から也

来申候、染屋大繁昌也、已上ニ而、衣類等買可申様無之、地木綿地布、大ニ流行出一太物類殊之外高直ニ而、手拭も既ニ弐朱と申様、たひ壱歩

一御郡相庭之事

一米 三拾三切三分

一 大<sup>夫</sup> ツ<sup>豆</sup>

廿壱切

依而田地、畑者殊荒申候、間ニ合不申候、作り人無之、人高直ニ而、一季ハ十両余也、と申程ニ候、外ニハ高持程難義、穀銘之所、算田ハ上納ニと申程ニ候、外ニハ高持程難義、穀銘之所、算田ハ上納ニ近年御手形ニ相成、金銘之土地ハ誠ニ宜、砂子田村ハ只取

中八、九十両、中八、九十両、一一高直、壱駄上物正金百両位余も在、

生糸、春三・四月ニ成、当地より御城下

生糸上々、

百両位より八、九十両迄、

右ハ損金ニ相成候由札 百六十両より七十両位

11

丸吉皆川家日誌

天保一三年 (一八四二)

天保十三寅年

正月元日、別条無之候、

同廿五日之夜五ツ時、 南之方へ赤キ星、 如柱弐本、 ほふき

星ニも無之相立候、 無程も消る、

御城下正銀之打上、 四枚五・ 六分、二月ニ成、 四枚八分位

二進、

鶴ケ岡様より、 御為替金御取組、 酒田ノ本馬より三万両

城下へ右金参候

御手前様ニ而御借受、

米二而江戸表御渡上候分、

二月初ニ御

当五月、 当新屋形様御入部相成候由被仰出候事、

生糸

壱箇札弐百五十両ニ相成候事、

糸わた 壱歩ニ五十五匁ニ成、

御城下ハ五百文

当地 ハ 五百八十文

気仙沼辺 六百文

□手形下落ニ而、 物々弥々高直ニ相成候事、

御城下二而、 白石大方壱歩ニ弐帖より弐帖弐三分、 杉原壱

帖五分、

小みの紙 三帖五分

小下厚紙 壱歩ニ百三、 四十匁

当地料紙 壱速八分より

中 **弐速**, 三分

江戸表新将軍様、 御才発ニ被為渡候而、 色々御法替、 御役

替、 色々在之、

一(江戸) 相庭 吊 江戸都而之問屋、 問屋株被召上、 米 上七、 メ買、 都而勝手二商売致候様御触被仰出候事 八斗より 〆売ニ而、 自然高直と御吟味被仰

当地二

一月相庭

一米一壱斗弐、三升

大ツ 弐切五分位

一小麦 三切五分

一塩 三切位ニ成

一誠二不足、高直、 鉄 七百目位

一大麦 三切

一月三日、当町初午相当候二付、為御祈祷、竹駒明神宮御

巡行、其供歩先陣、後陣行列俄致候事、

当日天気甚宜、

気仙沼ニハ、相応之祭相出候

木綿類ニ而も高直之品相用申間敷、其外町々地面持、貸店、同三月、江戸表殊之外町家へ御手入厳重、都而諸品下直、

成、 共二被相留、 越可申由、 所芝居迄御取放也、 宿先御入手、 至而不景気ニ相成候事、 無左ハ、 湯屋、 町家 一円木綿麁服と相成、 渡世見替可申、 髪結ちん等迄直下、 遊所ハ吉原計り被相免、 近年之仙台同様と申事ニ候 芸者共、 仕出屋、 誠ニ田舎同様ニ相 揚弓、 同所へ一字引 茶屋、 茶見世 遊

とも、 当屋形様、 中共ニ道筋寸地之空地なく、 能御着被遊候、 炮より五拾挺ツ、、 被相減候所、 夥敷相登り、 五月五日御入国、 此度ハ御前之御思召ニ而、 右之訳ニ而、 御城下ハ大ニ賑々敷相成候事、 五拾万石之御身持二而御入部、 拝見之人、 御国元在々、 此御近代御検約 江戸表も夥敷、 御同勢御増、 田植之節ニ候 一而 御機 御 御鉄 同 道 嫌 勢

そろ~~相初り候、日用、日手間人無之、札壱歩ニ三人、一当地辺之田植、四月廿六日より初、南方ハ五月七日頃より

弐人五分位、

南方、米壱歩二弐斗四、五升、

右之通下直ニ而、人高直、甚難渋、仕付行届兼、余リ申候、

部頃より引下候、五枚弐分迄、物々右之勘定ニ而、大ニ高御城下正銀折、高直ニ而、五枚五分まて引〆申候所、御入

直、銭在々ハ五百文、御城下ハ四百八十文取行

道中殊之外駄賃せん高直、無申計候

相下リ、五月四日御城下へ帰宿相成候、是も本之銀主之無筋中尊寺迄、上下三拾人程御役人様御案内ニ而、御入部前大坂銀主炭屋彦五郎殿相下リ候、為御馳走、石之卷より奥

之候

五枚弐、 より在 段 引替、 此度御備金被相立、 相成候へハ、 壱枚ツ、被相渡、 分、 御城下・ 前々之札江、 一々商 追々御備 三分取引、 **一人中江、** 壱歩ニ 在々江被仰渡、 金被相立候次第、 裏切新二御張增二而被相渡、 手前へも参候事、 町々壱、 相 追々正銀金御蔵方御見詰、 無余義他国遣等相用候分、 成候得共、 弐軒ツ、江、 右之御手本、 外ハ市中成行ニ而 跡 此度之分ハ、 々裏切御 壱歩札、 御城下御用達中 両替所ニて御 張被相 御備金相立 正銀御引替 正 弐朱札 立銀御替 当分 渡候

次第、御切替之訳ニ而、下落之札も追々景気付可申や、当

分ニ而ハ難計候、

金銭相廻リ、賑々敷事ニ相成候、当春ハ、石之巻江他国之船々数拾艘入津、大ニ同所ハ景気、

二而 分一 花・ より 聞 候所、 在 大坂銀主炭屋御取 申在之、 尤作方ニ蚕当年ハ至而不足、 く 荝 大霜在之、桑葉一円と申程ニ焼痛、 々ニ而、 、申候、 中 絹布之類不捌、 此辺ハ随分不当候所多、 向仕切不相成由、 御制禁嚴重被仰渡、 追々下落、 々売道、 当国方も同様、 柳津、 正金銀通用相成見詰無之より、三ケ津共ニ江 高直之気配ニ罷在候、 谷<sup>金</sup>米、 国中之融通金迄ハ切替相成不申、 札壱歩ニ十五、 組 不景気之由、 所々大ニ痛、 相 然ニ当年、 霜ニ而痛、 きぬ紬共ニ被相留候ニ付、 成 候而も、 殊二又去年之種二、弐度子と 併全体ニ、 所々桑無之、 当地之義ハ、 伊達郡三月より四月迄之 仙台春呉も、 六貫めより十七、 去年之半高外無之由 **蚕場さつはり捨りと申** 当分御上 昨年蚕之種不足、 御 蚕止候所多 依之桑沢山 江戸表登之 用 近頃ニハ 金 糸・紅 八貫、 計 りニ 戸

大ニ勝利ニ相成候、蚕之作当り、不当り、大ニ不当、廿貫匁位迄、当り候者ハ、桑下直ニ而、まゆ高直之含ニ而、

成日不足、役日々々ニ雨ふり、今年無覚速年と考ひ居候、今日五月廿三日朝大ニ冷しく、至而不相当之気候、尤快晴気候之義、二月暖気、三月ハ殊之外暖気、四月五月冷気、

一当年、紅花夥敷蒔付申候、

麦ハ、至而不作之年柄ニ候、

年ハ一向ニ不漁、先年とハ大違之事ニ候、大網之場大損金当春浜方、赤魚并しひ之漁事一円無之、誠以奇妙成年、近

成、

申候、 まゆ、 絹紬并綿布ニ而も、 分、 追々上壱両余ニ成、 伊達大違之見詰 思之外高直 ニ相成候、 高直之品不相成、 こ而高直、 壱箇ハ弐百廿両位之上りニ相見へ 大壱升、 併公義之御触厳重ニ而、 都而厳敷、 壱両より三歩七、八 万物下直

成候由、依之、糸・紅花も如何可相成哉、難計物ニ候、細かニ御手入相成、三ヶ津大不景気、江戸も在々同様ニ相

も、是より日和ニ不相成候而ハ、又々凶年ニも可相成か、り三ヶ壱とも取納不相成様子、田作ハ当分迄ハ宜候得と夜々大雨、麦半高かる候得共、一統ニ不作之上、痛、常よ五月十日過より雨しけく、同末より六月七日迄、毎日々々、

六月八日、雷神様精進相触候事、併暑ハ相応騒き可申、

六月八日市 曇リ、冷気、東風不直候、日和祈リ申候

一米 壱斗壱歩

一銭 五百文 同

わりせん

三百文位

正銀引替ハ五枚五分位

御城下取引

一〇 四百五十文

十弐、三日より十五日迄日和続、尤大暑ニ相成、一統悦ひ、

雨、冷気、同夜五ツ大地震壱度、此間ニ無之候 、り曇り、十七日冷気ニ成、十八日、十九日同様、さら〈〜麦打方相初り候所、同十三日夜土用初ふしニ成、十六日よ

宅ニ致、 内 相 御公義御政 戸表ニ而屋敷御見立相成候由之事、 成、 鴻 京、 ノ池抔其外四・五人、 大坂ハ出店と致、 大坂、 事、 追々厳重ニ而、 江戸表共甚敷、 関東へ家内相下候様被仰付、 江戸表へ御引下シ、 諸品取扱振、 町家大騒之由 大坂○持分限町人共之 直段江御手入 江戸表本 江

江戸表莨問屋より申来候

仕候由、当分積付不仕、地払ニ仕候方可然と、指留之様申仰渡候由、此節仙台莨沢山ニ入津仕候得共、不売ニ而、囲国符館莨之類、并ニ其外諸国葉、刻、三割下商売仕候様被

来候事

申来候段、江戸より申来候、様被仰渡、一統損金ニ相成候間、江戸表之積方見合呉候由大坂より江戸表へ、〆粕・干か之類、八割下リニ商売致候

東山為登之莨も、一統損金物可相成候、

札一両ニ四十五匁、四十匁位之上り、と古糸数拾駄在之、両弐百四十匁之割ニ而、買人無之候よ之古糸数拾駄在之、両弐百四十匁之割ニ而、買人無之候よ糸・紅花共ニ、上方取引休、大下落、持合分大損金、伊達

不申、見合居申、尤当年ハ近年ニ無之大荷之由、奥方弐百新紅花出来候得共、上方大下落、不印ニ付、一円買人相出

駄余と申事ニ候

之、 方 糸・紅花取引之義、 も無之、 方ニ而商売仕候様、 統之御触と申事無之、 御通帳二而附渡、 相渡り、 不行届 買人も一円無之候 三而 商人共江被相渡候、 其所々々之役付首尾相受候様、 困 村方へ相触候事なれ共、 IJ 御城下拾人衆之持ニて、 /居申 御内事方御行ひニ而、 候、 依而村町指出、 全体御表方ニ無之故、 且而持出候者 紛乱無之様、 検断 統江御触 御判肝入 肝 入之 無

五両ト 上方表、 損 不売、 誠ニ去年より当年之成行ハ、 方追々承へハ却而、 金在之候故、 国も五駄正金百両ニ致候而も、 口ニも絹不相成、 而 金二相成候、 下落と計り申 ·切替□□□故、 :分領中く、りニ相成、 殊之外御公義御手入厳重二而、 廿七両位ニ 生糸之御切替金、 依而糸・ 紅花より用在之間敷、下落可仕様子也 候、 五両 相成候故 最 紅花買人無之故、 ハ損金と見詰、 上も四駄百両ニ而買 改曰無之高下也、 殊更迷惑致候、 壱駄ニ正金七両之御切替損 壱箇ニ付□五両ツ、 買人未相出不申、 三ケ津 如此拾人衆之持 新花諸 紅花も一 依而 人なし、 三而 P 玉 同 統之 糸之 共ニ 当 円 袖 札

直リ、 漸 六升位、 様子ニ而、 市中不相出、 五. 々安心之姿ニ相成候、 月より六月中、 既土用明より日和続、 立直シ、 当町七升、 大ニ案し、 若柳ニ而札ニ而九升、 俄二出 至而不気候ニ而、 気仙沼五升、 心配、 穂、 併麦ハ半作ニ不相成、 七月十四 七月初残暑甚敷、 尤米穀之類、 千厩辺六升五合、 金沢・一ノ関七升より 既又今年も凶 日迄ニ稲六分通リ相 追々引 依之稲大ニ見 稲も六分通 作可 上 然 相 ル所 円 成

ニ外参リ申間敷様子、盆詰一統米引下ル、

IJ

銭 五百文より上四百八十文、四百六十文迄

御手伝割被仰付候、江戸上野新御廟向御霊屋御普請被為仰蒙、依之、御領内中

金高凡拾万両也

御一門様初、三ケ壱、四ケ壱御割合、

痛薄候、 六分五り位ニ当ル、 之諸商 正銀切替手配、 候、 極御難渋 百姓方、 七月廿日迄相納候様被仰付候、 ひ無之、 御城下表も御用金ニ付、 人頭ニ正金ニ而半切ツ、、 二而、 御役人都而度々御用金、 尤盆詰 五枚三、 小割ニ致候得ハ、 市 四分之所、 統立不申 犇々と難義之由申来候、 高壱貫文ニ壱切半之所 六枚壱歩と相成候、 依而肝入・ 候、 聊之事ニ候得とも、 百姓一 去年 ハ 統難渋相 組 札 頭 納 三而 夫 依 及 Þ

買人相下リ不申、

手形ニ而弐百七、八十匁と申事候、

之場ハ米ニ而被仰、外ニ市中買過分ニ御割合被仰付候よし、大之所ハ、正テ三百八十両より段々、南方廻御郡辺ハ、米

無之、 利潤ニ相成候事 金抔計りニ而、 之世なれハ、 早速廿日廿両相納、 此度正金上納二付、 金も無之、悉く札計り之世中ニ相成、正金銀ハ誠ニ以不足、 分正弐百五十切、 金も納候様被仰渡、 他国より風と参リ受取候分、 五十両、 馬喰ハ近年札買、 右切替方、 残廿三日納、 在々切方混雜、 同廿三日迄ニも納り不申由、 七十両ハ聊之事ニ候へ共、 手前へ被相頼、 正金売切替之折ニ而、 壱番通リ之手配、 六枚半迄、 又ハ多ク馬喰岩沼売之 手配いたし、 七月廿日半 当町村之 通用ニー 正金銀 大ニ

之、 当月初より、 之、 ニ相見へ、人々大ニ悦ひ、 出穂、 大雷、 前所々之容子ニ而ハ、 年ニ無之上残暑、依之、 御手伝金も、 如何と案し候所、 尤新焼米相出、 十六日日和、 大暑日々引続、 とふニか指略致、 引続大暑、 既ニ百姓壱騎も起り可 豊作ニ相成候ハ、、 沢田共ニ出穂いたし、 田畑作毛殊之外立直り、 午年之作より宜候由 十五日八ツ過より雷雨、 難凌、 相納候様二相成候、 廿三日迄雨無之、 騒も相出申 申 近年無之上作 相咄申、 此節一 密 一々唱 間 同夜 宇 依 近 敷 有 盆

> 相 生糸・紅花、只今ニ他国よりも、 相成候、 不売と申候、糸も正壱両三百目位、 両上りニ相成候故、 百両上り、 付ハ六十匁と申物、 一壱人も無之、何分ニも売可申様無之、 入候得者、三十三両位之物と相成候 今年之買上り糸ハ、 壱箇ハ正金三十両ニ不相成候、 正金廿両と申物ニ候得共、 買人無之、 紅花ハ、札壱両ニ三百目と申、 札壱両ニ糸四十匁、 尤御公義厳敷、 御城下よりも、 未買人無之、 御切替彼是、 是も正五両御切替 大二損ニ相至り申 此節之直段位 前代未聞之 買人と申 珍敷年ニ 正廿七 壱駄札

加州粟崎之長者

同 悴 藤蔵

手代 佐兵衛

金沢様桃沢ニ而磔ニ被相行候事、右三人、異国江交易致候義、不届ニ付、当三月十八日直

所持之品并在合金高

小判

金百拾九万弐千両

候

歩判 金廿七万弐千両

大判 金七千九枚

小玉金共 八千貫目

丁銀 此金拾万八千両也 六百八十貫目

米 此金弐百拾万七千両也 弐百拾万七千石

金延棒 数しれす候

金之さへ配 壱本

天保十三寅三月

右之通御改相成、

先以加賀様へ御預ケ之由、

同六月廿日被仰渡御趣意

当年生糸・紅花御取行振之義ニ付、 其条ヲ以申渡候

紅花 九貫目入壱箇ニ付

此度糸・紅花共下落ニ付、 此引替金五両也 又々御引替金被相減、

同引替金 三両壱分

> 直段ニ無之、 正金切替指上候事也

南弐郡

紅花九貫目入 此度被相負ニ引替金壱両壱分 此御引替金弐両壱分 壱箇

奥御郡紅花九貫め入 此度被仰渡候引替金壱両 此引替金壱両三分 壱箇

真綿九貫め入 此引替金弐両弐分

此度引替金壱両壱分

此度壱歩弐朱也 此引替金三歩之所

揚りまゆ 此度改壱歩二成 同入

此度壱歩ニ成

屑まゆ

X

右之通、 他領出御引替金被仰渡候事

如此、

大まゆ拾貫め入 同入 同 同 同 壱箇

か、様 碓井峠 薩摩様 甲州海道

ふれ合多し、御宝山金銀出不足ニ依、金銀持用并金具等、江戸表も、金銀替り多く、通用も在、不通用も在之、国々

甚厳敷被相留候、

弐百七十両、打留弐百八十両位、五枚六分之札、正金百両紅花、八月中旬より買人多く参り、札弐百四、五十両より

生糸も、札五十五匁より五十匁、四十七、八匁迄、半高

二三駄迄ニ而相片付候

売

□弥高直、御城下札≒而三百五、六拾文まて、当地ハ九月

初四百五十文、

当秋ハ日和続、一円嵐無之、近年覚無之上、秋田作上出

来

札下直ニ而、下落不相成候、当時九升壱歩、上麦三歩、札下直ニ候得とも、当秋ハ正銀金相応ニ相見得申候、米ハ

紅花、荷数思之外不足、八・九十駄、生糸七十五駄位と相

見得候、

札追々下落、諸商ひ六ヶ敷、損徳不分り、元来宜者者、仍

損金多く、小前能相見へ候、

糸ハ望薄、十月半高金残り、正金三十七、紅花ハ追々宜、正銀三十五、六両、七、八両

八両、

五枚七

分、

札ニ而弐百拾両位

御城表、 顽 物と相咄申候、 触相成候、 間敷候、 如何とも困 正金と而も、 十月初御触、 左候へハ、  $\overline{\mathfrak{h}}$ 是ニ而あらまし落付可申 有者 漸々四百文と御明 代弐貫文より下直ニ売申間敷候と御 札壱歩二代四百文より下直ニ通 ハ損金極り申 候 □免御吟味相成候 併正金銀不足ニ 用 仕

南鐐不通用、金壱朱同断

歩金通用宜、弐歩、壱歩銀宜

壱朱銀宜、金弐朱も宜

#### 御触写

金者勿論、御物置金まても被為出候上、余事之御遣方ハ一去ル巳・申両度之凶歳ニ付、四民飢渇被為忍、三都初御備

大之御領内、御行届被為遊兼候間、手形御遣増之上、被相切被相扣、御救助之義、壱扁ニ重御セ話被成下候得共、広

統致迷惑候事ニ相聞へ候間、此度御吟味之上、左之通被仰及丈之儀ハ御セ話被相尽候処、右手形之位、段々引落、一

付候、

一正金銀壱歩ニ付

代相場弐貫文

但、弐貫文已上通用ハ難成、右より已下通用ハ御構

之候

壱歩手形壱枚ニ付

銭相場四百文

宀、四百文已下通用ハ難成、右より上ハ御構無之候

右ニ而五枚壱歩ニ成

改正增印在之手形者、是迄之通、正金銀同様通用可致候、

是ハ至而少シ

一諸上納金代も、右之割合を以可相納候、諸渡物も同様之

割合を以被渡下候、

自分借財、質物等預り、都而御触出以前之分ハ、双方是

迄之通を以、取引可致候、

之候ハ、、御糺明之上、訖度可及御沙汰、尤覚悟外重御仕前条之通、無滞通用可致候、万一内相場相立、違犯之者在

置被仰付候義も可有之間、此旨兼而之通可相心得候、已上、

十月十日 監物

右御触、十月廿日当町相廻り申候

拾三寅十月也、

又御触

無

御城下在々旅籠屋共、旅代高直ニ付、諸人及迷惑候事ニ相

聞得、不相済義候間、此度御吟味之上、引下候為相立可

申

候、尤茶屋々々食物等、何分下直ニ為商可申事、

条、早速より日用取相下し可申事、若不相改、高日用取候

諸人足雇代過分取候事相聞

不届至

極候

諸職人を始、

者在之候ハ、、雇候者より可為申出候事、

触候通ニ候間、諸品直下ケ之義、大肝入、肝入、検断、稠一此度御吟味之上、正金銀并御手形相場被相直儀ハ、別而相

上、 付ニ而為商可申候、 敷撮当、 本人者勿論、 正札ニ付相成候諸品之分ハ、 役付迄厳ニ御吟味、 若不相改候ハ、、 覚悟之外、 仕入元より御吟味之 当分仙在共ニ、 重キ御仕 正 札

置被仰付候事

之通、 上 尾在之、 正札之儀、 候而ハ、御召捕ニ相成候間、 右之写通被仰渡候間、 御役々も被相下候事ニ被仰渡候間、 旅籠代并茶屋物、 銘々書立を以申出候様可有之、 草履、 草鞋等至迄、 各其心得可令吟味、 諸職人、 各組合毎ニ小前召呼、 万物直段相直候様、 諸人足 万一 雇 此段申渡候、 撮当、 代、 油断不相改居 諸 右三付 商売物 折入首 御ヶ条 E 而

+ ·一月四  $\overline{\mathbb{H}}$ 仮検断 弥右衛門

肝入

及川芳一 郎

組頭 衆中

右こ付、 正金壱歩、 万物算用 札壱歩ニ四百文之わり、 致、 仲間 寄合吟味、 直段下二致候得共 直段を下、 五枚

> 中寄 二而、 菓し等迄、正札付ニ相成侯、 上 ニ而御手入相成、 上料紙壱速半、秋迄売候品も、 之直段二売方仕候様被仰渡、 相成候、 は焼屋等、 追々厳敷、 相 合、 成、 皆々俄二書上致候所、 商人中并飾職人御呼出、 五割より六わり相下り候事、 売物都而店々正 奥筋四方へ御小人目附、 莫大之銭取致候二付、 御城下川原町ニ而、 札付ニ而売方、 如此、 何品共ニ俄之直下ニ而、 十一月十五日千厩御会所江郡 新紙より弐速半より高直ニ 御郡一統之御吟味二而 御追放等ニ相 百文之物六十文位三成、 其外御役人様、 廿四文之にのゆ・ 全体正金通用致候時 草(草履) わらし、 甚敷 隠者等 損金ニ か 事

売候義不相成候、 上壱貫七百匁より弐貫め書上候得とも、札壱歩ニ 小売も弐百文より高く不相成 弐貫四百匁売

とふふ六文 こんにやく願之上十五文

きす三寸

四寸三寸

候様、

追々被仰渡、

甚困り候事

午房、にんしん、一切之物直下ケ書上、 八文

薬種類も、 弐拾品程書上,

手前抔 御城下御改則江罷登り、 店々書上持参致、 右江

引合、 罷 手前之書上 脱越候所、 壱、 弐わりツ、 一へ千 大原之仲間 -厩鶴屋 見合、 北村屋、 へ壱冊ニ致差上申 直 段相 并千厩之鶴屋打合二相成 前 候、 書上之所、 大原 *ا*ر 北方 千 -厩江

統之内江、 壱冊ニ而書上致候

当年ハ 尤唐物 追々引出 高直 ニ而困り入候、 近年唐 船入不

足二而、

高直

此節、 大黄 ハ 正銀六十五匁より六十匁、 軽粉三十 应 五.

匁

薬種之義ハ、 致候得ハ宜、 不申候而 深く御手入も無之、 右ハ直段替り度々、 尤不分り之事ニ候 尤仙台相場 極り 無之、 《へ元付、 仙 相庭を元ニ 書上

立

在 全体 諸町役相勤候事、 町江家作致 為致候御吟味、 在 商 々 人、 片凶年度 茁 [産之諸] 此 々引 度別而被相留候、 町 盟 人ニ 尤町場不盛二付、 続 依 町 相 依之、 而当町江も五、 場 成不申 々 々 江 死亡之跡 -候而ハ、 相出 依之、 御吟味相成候 六人相出 商売致候樣被仰渡、 地多く、 商売無余儀引続之者、 商 売可 [候都合ニ 致様無之、 右 新 ニ普請 相 尤 尤

義之事

千厩町当地より莨之品も落、 間 江御指当り在之、 是又弥町場取引不決候之由、 丽 売払ニ相成候、 依 *)* \ く くなほり、 十 十二月八日市相応ニ相出、 出不足、 都而おくれニ相は 屋と申事も重キ事 顺 他 月廿八日 莨取 郡よりも買人参候故、 引も 行ひ六ケ敷 統判持之面々也、 より初り、 莨商 町 成、 ^ 人も十 三而、 相 札五枚壱歩ニ被相直、 相聞 出 [候事、 在 点 町中ニ望人多、 近村より百廿三拾俵相 方へ 追々共ニー 商人無之、 未花々敷取引始り不申、 申候、 当 Ŧi. 相触候所、 当町 町 人 北大原 上と下町 、寄場宜、 諸 先盛、 当分少々相 商ひ御 先以当座 在 町 定られ、 相捌可 方追 両 <u>バ</u>下 莨商人も多 判やかまし 所 岜 ニ相 形 ニ相 픥 相 車 三而 不残 諸 今年 風 出 立 成 至 事

申 初、 御上之御吟味、 候、 此 御 間迄御国中混殺、 代官様御下り 大ニ々 御延引、 々 御 混雜 円御取都方二不相成、 十 顽 月より十 御年貢 方未相 月 中 御 十二月 上下 分り不

上 酒壱升 百文 清

酒直

段追

相

願

候

所

此

度十二月十

日御下

-知参り

#### 中酒壱升 八十四文

右之通、御領内一統売候様被仰渡候事、

御代官様御事、 昨十日千厩御下着之由

都而壱割取商売仕候様被仰渡候

市中米相場、 当時追々下直、 御手形金も一統不足、 物下直

一付米も追々下ル、

米 上地米 売斗一升より

並米 壱斗弐升

相応二相出候得共、札不足二而不捌

大豆 札ニ而弐切半

是も不捌

調 書上相成候由、

御国産方ニ而御買方相成候よし、

当地之莨 札歩ニ五十把位

壱貫五百匁より壱貫八百匁

徳田、小なし、新沼辺 弐貫五百匁

> 三貫匁 五百匁也

段々

北ノ方四貫目位

正金二致候へハ廿貫目ニ成

奥玉より北方

五貫目位之見当

正金廿五貫目ニ成

覚無之下直、

銭も四百文ニ相成、 此間緩々相出候事、

十二月五日御廻文

御年貢金銘

上納之分

小役代方金敷之分

諸役金

御本判金

諸御給人様五分一御役金

右之分ニ限り、当年三ヶ弐被召上、残三ヶ壱ハ年延ニ被成 其他者五枚之割を以被召上候段被仰渡候事

史料編

466

御給人樣御取立相場

米拾俵ニ付 正金拾弐切三分

大豆拾俵ニ付 正金四切五分

但、 右之内三ヶ弐御御立罷成、 残三ヶ壱年延被成下候

事

尚又金銘御年貢、

御蔵入同断

大豆も御買上ニ相成候訳ニ而、 御調相成候分、 勝手次第商

売仕候様被仰渡候事

当冬、 至而寒も暖和ニ候所、 十二月六日寒ニ入、 甚寒気強

ク相成候得共、 日照、 雪無之候所、 十二月廿二日大雪、 弐

同廿七日大雨ニ相成、 暖気ニ成、尤もや甚敷

右ニ付、 売れ不申、 物 御蔵方御割合、 々御趣意ニ付下直、 押詰之御取都二相成、 奥方莨不売ニ而、 色 ]々混 御手形も一向ニ廻り金無之、 シ、 御年貢并都而之御割合御 上納物納り不申、 甚やかましく候得共、 役付中大ニ 尤生糸 |延引 何分

> 難義、 円市立無之、 基御用多く、 諸物売候、 小前難渋、 諸商人も無之、 当詰之様成事、 珍ら敷詰ニ候、 覚不申候、

当町廿九日、 御徒目附樣并御小人衆、 済候に付、 相廻り、 御廻村、 三日ニ年礼いたし、 依之町方年始礼廻り一統延ニ相成、 御家中一統七日二御年始相成候事 大晦日御泊りニ而、 御郡々々江三人ツ、御廻勤之事、 村方ハ御地頭様方御年貢不相 元日御滞留: 二日御出立後 二日御出立

去冬者寒気も薄く、 折々雨ふり、 暖和之冬、

米 壱斗壱升より弐升

大豆 品不宜、 弐切弐歩分五より五分迄 直段不同

御定相成候而よりゆるみ、

追々相出候に付、

銭

四百文

統引下、 当町四百廿文さし引、 . 越年相成候、

大ニ不通用、 相見へ申候所、 ノ関より北方四百三、四十文、 借貸質屋ニ而も取、 冬二相成、 至而不足、 かし不申候、 去年中迄御手形沢 何方共ニ不足相成 不通用相成 山三

而、追々之損金ニ相成候、

# 丸吉皆川家日誌

#### 天保 四年 (一八四三)

## 天保十四癸卯

礼延、 正月元日、 二日・三日、 御徒目附樣并御小人衆御廻勤、 御家中ハ村方不納ニ付、 御滞留ニ付 七日之礼 年

事

三成

同十一 り二月中雪あれ、 Н 大時 言雨ニ而、 日 和無之、 暖気、 大雨 折 7々雨、 ふり、 不天気、 所々破損、 正月よ

百疋程死亡致候事、 去十二月廿二日、 雪時化之節、 壱ツ之不慮義也 塩釜宮御 Ш ニニ而、 からす五

至り、 相唱 正月廿日頃より、 ふしき成物ニ而、 ツ頃大ニ現れ、 へ、光ニ水と云字在よしニして、東之方薄し、 南 部 ニ而ハ赤く見得申候よし、 にじの 取々と噂さ致居候所、 西の方より巳方へ白気立、 如、 白木綿引たる如く、 御城下ニ而ハ、 円

こ
き
ひ
る
、 暮六ツ過、 はた雲とも 几 |ツニ 誠 五. 御

> 居申候、 候、 国中 取々之評判在之候、 天文家、 城山より立登ると申候故、 二月中毎夜相出候、 統取々噂さ、 学者、 白気さほの如く西ニ立と在之、其頃矢張り世中変 易家、 併何も能キ噂さ無之、凶之印と申事ニ 然ニ江戸表ニ而も見候 色々御城江御呼出、 右寛文八年ニ在之、 御上下とも二大二不思議いたし、 御吟味相成候由 由 年代記 同表も色々 ニ相 出

ŋ 松前より御早、 蘭陀より通用之海辺、 箱館之御城并城下石火矢二而焼候二付、 薬不足、 尤海賊多く而、 此節甚高直相成候事 江戸江追掛々々三度登り、  $\exists$ 一昨年より兵乱在之、 本へ参候船至而不足、 騒動致候よし、 唐船多く参候所、 依之、 唐船近年 追 -難通 々唐 呵

被仰渡候事、 御上様、 金被仰渡、 誠以御難渋ニ而、 正 奥御郡へも被仰付候由 |金ニ而壱万 両 又々御城下御貸上可 御 **峄城下町** 未被仰渡無之候 々江御割 付 电 当月. 御手伝 初

近年御手形札直段崩れ、 五枚壱歩通用相成、 福者之分ハー

たし、 相成、 仰付候に付、 哉 統損金ニ相 大平正金銀之世、 難計候 無類之折節二而、 歎ヶ敷事候、 成、 国中之福者 其上ニ而御 羨しく人々咄合候、 尤近年数度之凶作、 生かいも無之と申様、 開金、 統困窮致、 調達志願等、 誠以乱世同様之世ニ 此末如 依之町場も焼失い 何様可 年々度々被 何事も無之 成 候

致候候、 当年者、 天明三飢饉の年ニ相当り、 併春中不天気続候間、 夏ニ相成候ハ、、 癸卯也、 人々少々噂さ 気候能 可

相成哉と存候、

諸品仕入六ヶ敷、 弥 体諸国共ニ、 休同様之事、 不足無之、 百八十両位御城下直段、 々不捌ニ而 糸・綿等も、 御公儀御政事厳敷、 生糸も一向買人無之、 国々之糸矢張不売、 売先も厳敷、 此節御城下二而売不申、 依之、 糸・紅花共ニ下直、 未一字片付不申 損金ニ相成候、 御城下并在々共ニ品 都而商 当時 候、 糸ハ 全 札 売

わ

ŋ

大光豆 米 此節追々引上、 地 去冬弐切五 九升位より壱斗壱、 弐切七分ハ下

相成候、 米、 両之わり御免なれ共、 六ケ敷、 正金ニ而、 大豆共ニ願上候得ハ、 甚六ヶ敷候 大豆ハ御城下拾人衆、 前以不納候而 前以上納買方故、 地売御免ニ相成候得共、 御 御国産大豆百石二付正金七 通帳御免不相成 地元ハ未川下ヶ不 御運上 米ハ

渡、 百四、 銭者多く出廻り、 、掛ニ而売申候、 直段書上候得共、 五十文、 依而売方わり増願相出 当地辺より奥方安く、 春ニ相成、 詰より守り不申候、 四百三拾文より四 併去冬厳敷被仰 夫々

此節、 大古之弐匁七分在之、 壱朱銀、 御手形、 南 此辺ニ不限、 鐐 *)* \ 未通用 南鐐ハ近年相出候、 不相 一統不足致候、 成、 御指留 弐匁之品より目 正金銀 ニ相成居 ハ尤無 申

形在之候に付、 江戸江為登候得者、 壱割増切替相出申候、

札壱歩ニ拾文、 金銀貸借利足之義、 壱歩ハ並方に在之候 此節御手形さへ追々不足ニ成、 より御触相廻り候事、 利足ハ無之、 廿五両壱歩を以通用致候様、 乍併、 十五文、 当国ニ而ハ正金銀ハ不及申 至而金廻り無之、 廿文位迄取引、 尤近年ハ 御公儀 十両

五月銭相場四百五十文迄

米 追々春中より不出 九升札壱歩

大豆 三歩弐朱、 壱両迄

之米不足、 北より正金五百両程被仰付、 四月初被仰付候金子ハ、 当御年貢之先納金として、 当方江ハ正米ニ而被仰付、 東山南 依

新ハ八升三盃位

当地も気仙沼

村々相咄候得共、 右先納金、 聊之高ニハ候得共、 相納候所、 正物不足、 正金納ニ而甚困り、 馬喰之金多、右ニ 色々と

> 申候、 不及是悲候、 御城下ニ而切替、 而六分通正金納ニ、 如此迷惑、 内事引替五枚七、 相納候都合二而取都相成、 基御不相当之事ニ候得共、 残分ハ御金夫江、 肝入手前より相頼、 札納ニ而相済不 御上之事ニ而

時御国御在城之事 前 者も在之候所、 ニ相成候由、 是迄ハ久敷被仰出候計ニ而、 当四月十七日、 々噂在之候へ共、 御道筋ハ甚迷惑之事と相聞へ候、 将軍様日光御社参、 一円ニ拝見相成不申候もの之由ニ候事、 屋形様箱根御出張ハ御免相成候由、 御社参無之所、 御滞無之被相済候由、 此 拝見ニ参候 度ハ御社 当

之、 生糸多く残り、 出 残り片付不申候、 売候所、 辰新之節ニも相成候間、 百八十両、 上方共ニ不印 百九十両位まて、 四月中一 追 々買 統御城 八人無 下

五月十二日、 H ハ多く在之、 初田植ニ候得共、 当年ハ余程後レ年也 節句より初り候、 十弐、 三

折 Þ 、雨ニ而、 水相応也、 廿二日きのい子 ね 日和、 廿四  $\overline{\mathsf{H}}$ 曇

六月朔日曇り、冷気、

当年ハ九月閏ニ而、大ニ時節後レ、尤冷気勝、雨天多し、

六月十日頃、蚕庭子最中、桑不足、大二高直、五枚壱歩之

札ニ而、

町買桑五、

六貫めより四貫

姓上民江被仰付候

札金百九十両より百八十両手取、正弐切替、役壱箇ニ正金生糸去年物、蚕前ニ漸々御城下へ為登、売申候、壱箇ニ而近年ハ蚕師利在之候所、当年ハ桑金ニ外相成不申候見詰、

六月十三日

三両ニ而如此、

糸持人大ニ損金ニ成、

一米 八升 此節不出

米不足、気仙沼六升壱歩、

也、亡尺月三巾凶F二目当)、人々心友汝侯、也、亡尺月三巾凶F二目当)、人々心友汝侯、無覚速年柄長雨天二而節後、当時至而東風ニ而、冷気甚、無覚速年柄

也、尤天明三卯凶年ニ相当り、人々心支致候、

替五枚七分迄、四月中納、又六月組抜中江御用金、其外百ハ先納正金ニ而被仰付、少々ツ、わり合相納候、是ニ而切御上様、極々之御難渋ニ而、毎年之御手伝金被仰付、当年

借貸等不通ニ相成候故、 御 御公義より金利之義、 文ニリ三文と申参候、 廿両以上ハ廿五両壱歩ニ取引仕候様御下知相成候由、 下知ニハ伺上候ニ付、 之御触ニ而、 廿文位より拾壱文、 国御触も同様ニ御触相成候所、 殊ニ貸人無之、 十両、 右ハ公義御触共ニ、 札通用ニ候間、 廿五両壱歩ニ通用御触相成候ニ付、 右之通御下知相成候事ニ相聞 壱五両、 不通用に付、 当時之札ニ而、 壱迄取引致居候間、 十両分江ハ壱歩之利、 下直三而、 又々御城下表御 壱歩札こ 質貸并 で中 代百 右

候、

御上ニも、弥々金主御用達無之、御領内江、御月割御用金、

此間被仰渡候事、毎月差上候様仰渡候事、

之物、 当年蚕、 見合ニ相成、 金 宣相 !成候、 然ニ公義之御制事 桑高直 休人多し、 併割合よりまゆ直段高直ニ売、 三而 高上りニ相成候上、 蚕前古糸正三十五両位 **一厳敷、** 糸下落ニ付、 まゆ買 正三十三両 統不当り、 方 統 損 位

当年も無覚速候、 六月廿三日、 顽 甚冷気、 付候所も所々相聞へ候、 麦も思之外不宜、 H 和、 土 暑気無之、 用ニ相成候所、 甚不安心 豆も赤相成候様子、 巳の凶年に等しく、 綿入・ 是迄毎日きり雨 給等ニ而 稲引立兼、 幕候、 此通二而 長時 東風 むし 雨二 ニ而

但札壱歩ニ当町直段ハ七升、米ハ無之候、米穀元不足、此間追々高く、若柳も此節八、九升迄引上、

日和、乍併、暑気ハ薄く、夜分冷しく、廿五、六日折々小雨、廿七日より本日和ニ相成、廿八日上

御城下表も、此間迄之冷気、不気候ニ而、大ニ騒き候よし

申来候、

候而も、 二而 候ニ付、 尤節之後候年二而、 雨二而甚宜、 も既凶作ニも可相成と不安、 七月ニ相成、 盆詰市も心能、 弥々暑気殊之外強く、 漸 々人気能く相成候、 廿日盆余程稲相出申候、 弥々日和続、 如此暑気も後レ、 併金銭無之、 暑気強く相成候に付、 相騒き候所、 廿年以来之暑気、 六月中之様子ニ而 不景気、 暑気之様子至而若く、 大暑引続、 土用 折々夕立 稲も引立 崩ニ 当年 相 H 成 和

之下直、 之候、 類 照花に相出申候、 他国より相出住居之者、 江戸表御趣意、 八匁位取引、 右ニ付、 切袖口ニも不相成、 併新糸出来、 絹布類弥々不印、 紅花違多く、 正金壱両ニ上三百匁余ニ当り申候、 御政事弥々厳重、 併最初弐百弐、 札壱両ニ当地ニ而 至而不足、 其外御家人、 是より不相出候由被仰渡候事 糸も下直 奥仙七十 三十匁より初、 町 人共麻 御旗本江も御手入厳 御城下残荷廿駄も在 Ŧī. 十五、 ·駄位外相出不申 ウ゚ヵ 紬之外、 六匁、 百六十匁 前代未聞 弋 絹

不足成年ニも、あら~~売仕舞ニ相成候、位迄、七月廿日最上衆追々参り、正金四拾両位ニ相成候、

申事ニ候、仰渡候、併壱駄ニ付御仲迄入正三両、糸壱固、正月三両と通地元ニ而御首尾合致、何方へも相出候様、買方差掛り被通地元ニ而御首尾合致、何方へも相出候様、買方差掛り被当年夏、糸・紅花之御仕法又替り、御郡方持ニ相成、前之

糸取人、当時五十四、五匁之上りニ而、一円利潤無之候、

申来候、

余慶無之、尤札ニ而売兼候者も多く無之、格別下り不申候、上々気候ニ相成候ニ付、追々米穀相出、下直相成候、併元

極御難渋ニ付、 心之世の中ニ而、 物多く、尤金高余慶ニ相成、 貸上之義被仰渡候由、 何分役掛りハ困り、 六月中先納より又御月割等被仰渡、 無申計候、 尤富家、 是ハ未御割合無之候得共、 誠以下々上納致兼候風相見得 組抜中も一 銭立廻ル者ハ、 統御用名 甚相痛、 金 其外上納 次ニ御 盆前 不安

被仰渡候、

札ニ而三十両、

五十両と申上

ŋ 曇り、 江戸辺も、 七月廿二日より冷気、 レ六月中之様子ニ而ハ、 ウ花入ニ相成可申、 廿七日又々大暑二相成、 小雨、 同様ニ而騒候由申来候、 廿五日寅ノ日、 先以安心、豊作之見詰ニ相成候、 醎 六敷年ニ相見へ申候 此間不天気、 稲花最中、 曇り、 少しきり雨、 同しく日和ニ相成候由 当月中日和なれ 廿二日ひのへ子、 廿六日上 何

金利之御触、御公義より廿五両壱歩御触出、其後弥々質屋

一御手形金拾両已下 拾両二付壱歩利

中并貸借、

切位質代無之、

休候に付、

一廿両已下 十五両 : 壱歩

一百文ニ 三文利

三十両已下

廿両ニ壱歩

三十両之余者、被相定候通、廿五両壱歩也

右之通取引通用致候様被仰渡候事、

相成候、併御城下凶年之節、御救助方御借受相成候金、御此度、糸・紅花、地元江被相任、御郡方取都、前々之通ニ

而御改相成、紅花壱駄正金弐両弐分、奥花ニ而、糸壱箇同返済ニ相成候為、近年御城下拾人衆持相成居候間、地元ニ

断

御役下役、千厩メり役貞三郎様相廻り申候、

江 四十五両二売仕舞、 弐百三十匁より百五十匁迄、 札両ニ五十弐、三匁位、 金持入、 紅花共ニ下落之所、 亓 表 此節御城下共二緩ミ、 御政事厳重 追々諸国駄不足ニ而せり立、 相応之利二相成候、 三而、 割合ハ五枚五分位、 紅染迄も可被相留様子ニ而、 最上衆此間参り、 五枚四分位ニ相成候 糸も思之外高く、 追々他国衆正 当地も正金 当地: 作 糸 元

からし上作ニ取納、下直、壱俵札五切位より半

京都表、木綿染ニ而も美々敷紅染不相成よし、被相留候ニー紅花ハ又々買留、不印と相成、残花売不申候、

付、紅花買人休、大下落、既十五両より廿両程落ニ相成候

事

当夏、 引続ニ而、 気と申唱候、 十二日迄悉く照 六月廿六日より日 甚難 珍敷暑二而、 凌、 暑気強き事三十年已来無之、 追々病人不少、 和、 農事之働キ難成事ニ候、 照 二相成、 小児多病、 円 雨 無之、 四十年来暑 暑気当り 昼夜之 八月

又ハ利病多し、

依之、田作大二宜、上々作、近年無之農作二相成候、折右二而、薬種類相応二売申候、

少し雨在之候得とも、

数日大照ニ而、

土中

通り不申

候、

々

より十四日、両度之相応之雨ふりニ而立直し、大ニ宜相成既ニ畑物、莨、大根、そは抔かれ可申之所ニ、八月十三日

候、十五日日和宜、十七日又曇り、小雨在之、是より冷気

ニ相成、廿日朝夕格別冷気ニ成、今日相応之風、是まて一

致間ニ合候、土中水気在之候故、草抔ハかれ不申哉と咄申

向に風無之、

五十日余之大暑、

照込、

珍敷、

乍併、

雨乞不

候、

銭 四百四五十文

追々米下落、

当時札

ニ而壱斗位、

上物九升

料紙 此節不足、高直

上々品札壱歩ニ壱速半より三、四分、

当年かうす上作、追々料紙類下落可仕候、大方(構造)、三分

閏九月朔日夜より雨、風、

二日大雨、暮二晴、大水相出、当町夥敷水押、近年無之大

水、前田川橋々の上を弐尺程越流ル、其外新地橋、高合、

大平はし、ゆい川はし、一字落申候、

黄海辺、北上川共ニ大水ニ成、田畑共ニ水おし、稲早かり

之分ハ流し、未かり仕舞不相成候、大豆も畑ニ而水押ニ相

成、痛申候、

当年ハ川筋通筋、弐、三年分も取候様ニ上作ニ相成、悦居

候所、此度之水ニ而、大ニ相痛申候、

莨抔ハ不作、片照ニ相成候故、大ニ不同ニ相成候、

新屋形様、先九月十九日、江戸御登被遊候所、極々御難渋

持二而、御供勢殊之外被相減、御登被遊候事、二付、色々御吟味被相尽、悉く御倹約二而、六万石之御身

銭引張之沙汰に付、九月廿三日両人共に御追放に相成候事、黄海の関田大肝入岩淵藤七郎殿義、上川肝入安左衛門、金

か溜り、金子調達、永々大肝入格ニ相成候所、扨々気毒千大肝入之御追放、珍敷事ニ而、痛入候事、凶年以来大ニ金

万之事ニ候、

近年札二相成、

御役人中ニハ色々之事共多く、

ノ関御知行所肝入衆中、取越之沙汰多し、

御領内之御役人、半高ニ被相減候よし之事、

閏九月ニ成、銭四百廿文ニ上ル、御城下も正金在之、

札不

三分ニ成

足ニ而、

五枚四、

五分、

銭四百文、

呉座も下ル当秋ハ麻も下直ニ相成候、上札両七百迄五十迄、

七分通之取納、思之外不宜候、米不出ニ而、下ヶ不申候、当年之作、七月照込ニ而、上々作と相咄候所、取納見候所、

十月九日大雪、寒も早く参候、大こん摘不申候所多し、十

一米 壱斗 札二而

八日市

一大豆 三歩位

四百廿文

閏九月初、肝入及川芳一郎殿、仮大肝入被仰付候事、

同廿四日、跡仮肝入役喜平治江、御代官様より御呼出ニ而

被仰付候事、

登米町ニ而ハ、科人多く相出、福七ハやつ子ニ相成候、又以、諸品下直ニ商売取引致候様、厳敷被仰渡候事、秋中

不宜事ニも候哉、御旗方衆数拾人ニ而打こわしニ相成候由、除候由申来候、御趣意厳敷、悉く御手入被成置候所、却而近年御発向御威勢強キ御老中水野越前守様、御用御免被相

御用被相除、江戸中悦ひ候由、閏九月十五日出申来候、

似金銀銭之義、厳敷被仰出

右御制札、 公義より被仰渡候物ニ候哉、東山も所々被相

渡、当町江も壱枚新二被相掛候

十月十九日

より大雪ニ而、大ニ寒気強く、十一月十一日より又寒気ニ十一月二日冬至ニ入、夫より至而暖気、冬至前十月廿日前

成、

此間米出石在之、壱斗一升より壱斗弐升迄

一米 地 壱斗五合

十二月初より、

又々米不出

ニ而引上、

大豆 札三切弐分位

一回 四百三十文

1

被相免、他国衆取組、市中買為登相成候故、南方米直段引御上ニ而御金不足、御買米為成兼、商人江少しツ、他国売

之、誠ニ不盛也、当暮ハ一統困窮

上、右ニ付、当地へ参り不申候、不足、

御郡御指引相庭

一大ツハ拾俵ニ付四切(朱宮) 正金ニ而拾切八分

右ハ米之方至而高く、大豆至而安く、

御代官様御下り御延引ニ而、肝入中取立方大ニ延引相成候、

ニ候、立、併先納御月割差引相成候へハ、当郡抔ハ残上納聊之事今年御取都、五枚壱歩之割、一統迷惑、一円上御物成御取十二月六日御着、十七日頃より取立ニ相成候、

相成候、 位、十一月頃四枚八分迄、此節五枚ニ相成、御定之割合ニ 掛ニ而遣候故、札も至而如銭ニ而逼迫致候、夏中五枚六分 正金銀、他国衆米金ニ而参候故、此辺迄も参候得共、五枚

統困窮ニ相成、町々・御国中不景気、詰之商売無

史料編

13

丸吉皆川家日誌

天保一五年(一八四四

正月替儀無之 天保拾五年

一米・壱斗

札四百三十文

大豆 同三切半

玉 米穀追々引メ、 江戸衆多く相下り買方、 当方者御免米、 為登相成候、 又ハ町中買御免等在之、 何も利潤 三相 他 成

候様、

右三付、

当地辺も八升相成候

当年ハ、 中旬之年ニ候得共、 より大二寒ニ相成、 春之早き年ニ候所ニ、 又三月中旬暖気、 不天気続ニ而、 二月初より中旬大ニ暖、 苗至而不宜、 又寒く、 田 苗留 植 四 兀 夫 月

> 候ニ而、 候者ハ、 而札壱歩ニ七升と上ル、 り四月不天気、 月晦日より田植ニ相成候、 右ニ付而ハ、 米穀引〆、 倍、 今年も凶作可仕哉と、 五割商ひ相成候、 其上五月壱盃雨天、 両ニ六斗四、 一統ニ引上候、 然に仕事不手廻に、 五升迄上ル、 追々米穀引〆、 不気候ニ而、 然ニ江戸表共ニ不気 仙台米買入 殊ニ三月よ 至而冷気、 当地ニ

六月五日土用ニ、 暑気ニ成 昼九ツ、 八ツ間入、 五月廿一 Ŧ, 六日より

晴

二而、 八日雷雨、 六月朔日日和、 元来売払ニ相成候米故、 大暑に成、 十三日雷雨三ヶ度、 暑し、 依之追々米穀引下、 五日土用入より殊之外暑く、 格別ニハ下り不申候、 大雷在之、所々怪我人、 買置致候者損金、 弐升位之損、 Н 和続 焼 併

+ 顽 込、 六月中大暑、 日迄二稲 其外畑物至而かれ、 廿年已来無之大日和続、 いき・ 所 々ニ雷雨計ニ 弐分通り出穂、 不宜、 暑き、 颅 田作計り宜相見得候、 雨無之稲ハ出兼候、 円雨天無之、 畑物ハ麦作より半作ニ 殊之外照 七月 昨夜

少々雨ふり、何分難出、片ふり片照ニ而、都而上作ニ不相

成候

此品至而不足「 ] 五枚壱歩之割故う [ ]

一札も当時五枚壱歩ニ据候、

一銭も四百三拾四拾文

此品も矢張り不足ニ而不下、

肝入衆又替り相出候、仏坂村肝入亀卦川安之助殿、大肝入志り先物御借上、次ニ又六月より御月割、去年より両条共に倍合致、余慶ニ御貸上被仰付候、近年下々一統困窮之上、壱歩札ハ五枚壱歩之割ニ落候故、悉く困窮、難渋多ニ成、壱歩札の五枚壱歩之割ニ落候故、悉く困窮、難渋多ニ成、高少先物御借上、次ニ又六月より御月割、去年より両条共

渡、十月皆済ニ被仰渡、薄衣御蔵へ御横目様并大肝入衆御く御台所御金繰セわ敷、御年貢早穀等等九月初より被仰少々ツ、御引当御用立ニ而、為登米等御免行ひ候事故、悉御台所金主、升屋并墨彦相下り居候得共、御台方引受不申、

本役二被仰付候事、

此所至而評判不宜

仰渡、 仰付、 願、 出役、 免被仰渡、 被仰付、 難渋相成、 三追ニ而買納相成筈之所、 薄衣買納市中直段札七切迄二成、 俄ニ上納之訳ニ而、 他郡買不相成被相返、村々より正米ニ而相納候様被 せり立、 召登候所、 依之御城下へ願、 御紙面被相出候、 六分通り上納相成候、 御上ニ而も御吟味有之、 先二金子相納置候所被相返、 千厩永澤勇五郎、 罷登跡ニ残分、 同所ニ而も六万石之早石被 全体秋中他郡買納 百姓方甚敷難義 遠田郡買 遠田郡買納ニ 大庄屋より 納 甚 致 御 相

相成候事、

# 青葉山古文書の会 会員ひとこと

### 鵜飼幸子

佐藤大介先生から皆川家文書講読会へのお誘いがあり、月一回ほどの会に参加させていただきました。皆川家の記録の一回ほどの会に参加させていただきました。皆川家の記録の種商や、地域の農作業に関わる記述に興味をひかれ、今後の種商や、地域の農作業に関わる記述に興味をひかれ、今後の解読が楽しみです。

#### 熊谷新一

充実した時をもつことができました。
初回分を渡されて読み始めたのは、確か二○一四年一一月初回分を渡されて読み始めたのは、確か二○一四年一一月

#### 後藤三夫

「丸吉皆川家日記」の撮影、日が薄暗くなり始めても終ら「丸吉皆川家日記」の撮影、日が薄暗くなり始めても終ら「丸吉皆川家日記」の撮影、日が薄暗くなり始めても終ら「丸吉皆川家日記」の撮影、日が薄暗くなり始めても終ら

#### 竹内幸恵

の解説を聞くという大変貴重な体験をしています。である皆川龍一さんのお話もうかがうことができ、たくさん私は日記原本の撮影から参加しています。丸吉家のご子孫

#### 志田清一

に取組むこと七年、「最初に取りかかった天保期の解読文を解読の手伝いを」と誘われ、安易に参加。仲間と膨大な日誌小生受講の古文書講座の先生から「佐藤大介先生の古文書

今後の続編刊行も渇望して下さい。私、七二歳です。苦手な人にも歴史理解に役立つ」という思いで参加しており苦手な人にも歴史理解に役立つ」という思いで参加しており苦が入にも歴史理解に役立つ」という思いで参加しており

#### 佐藤大介

目下の状況と、どうしても重ねあわせて読んでしまう私がいた人、それぞれの人生が詰まっています。一一年前のことやすことが出来ました。天保の飢饉下を生き延びた人、力尽き『丸吉皆川家日誌』、まずは天保時代までの解読文を世に出

ます。

#### 編著者紹介

佐藤大介 東北大学災害科学国際研究所准教授

青葉山古文書の会

鵜飼幸子

熊谷新一

後藤三夫

竹内幸恵

志田清一

佐藤大介

皆川龍一 (オブザーバー)

## 丸吉皆川家日誌 天保編

発行日 二〇二二年三月一一日

著 佐藤大介・青葉山古文書の会

発 行 東北大学災害科学国際研究所 歴史文化遺産保全学分野

電話 〇二二-七五二-二一四三

〒九八○-八五七二 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉四六八-一

e-mail dsato@irides.tohoku.ac.jp

制 作 蕃山房

〒九八○-三一二六 宮城県仙台市青葉区落合一丁目四-一

電話 〇九〇-八二五〇-七八九九

©Daisuke Sato 2022 Printed in Japan

ISBN 978-4-9911802-9-3 C0021

Web 公開する。 エイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC-ND 4.0 国際で出版および および歴史文化資料保全ネットワーク東北大学拠点における成果として、クリ 本書は科研費基盤研究 (B) 課題番号 19 H01293 、基盤研究 (C) 20K00978